

# 金融庁の1年

(2020 事務年度版)

2021 年 12 月

金 融 庁

## 記載内容について

1. 2020年7月1日から2021年6月30日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめています(「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照)。



# 目次

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織	1
I 概要	
II 特命担当大臣	
III 所掌事務	
第2節 平成30年度の組織再編	1
第3節 令和3年度の体制整備	1

### 第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」の策定・公表	7
第2節 財務局との連携	9
第3節 組織活性化と人事	10
I 組織活性化に向けた取組み	
II 服務規律の確保	
III 法令等遵守調査室における情報受付	
第4節 研究	13
I 金融庁における研究部門	
II 具体的な調査研究	
III 産・官・学の連携強化	
第5節 研修	20
I 金融庁における研修	
II 2020事務年度の研修実施状況	
第6節 デジタル・ガバメントへの取組み	23
I 概要	
II 取組実績	
第7節 報道・広報	26
I 報道対応	
II 広報活動	
第8節 情報公開等	31
I 開示請求の動向	
II 文書管理等の状況	
第9節 金融機関等との意見交換	34
第10節 パブリック・コメント手続の実績	35
第11節 金融行政アドバイザー制度	39
I 制度の概要	
II 2020事務年度における取組み	
第12節 金融行政モニター制度	40
I 制度の概要	

II	提出された意見等に対する金融庁の対応	
第13節	金融サービス利用者相談室	46
I	概要	
II	相談等の受付状況	
第14節	政策評価への取組み	55
第15節	金融庁業務継続計画の策定	65
第16節	英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	72

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）	74
第2節	企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み	76
I	開示諸制度の整備	
II	開示諸制度の運用	
III	EDINET（電子開示システム）の開発状況等	
IV	会計基準の品質向上に向けた取組み	
V	会計監査の信頼性確保に向けた取組み	
VI	公認会計士・監査法人等に対する監督	
VII	公認会計士の魅力向上に向けた取組み	
VIII	IFIAARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献	
第3節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	94
I	金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討	
II	金融商品取引所をめぐる動き（総合取引所の実現等）	
III	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	
IV	国際金融センターの実現	
V	資産運用業の高度化	

### 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節	ITの進展等への対応	101
I	金融デジタルイゼーション	
II	FinTech Innovation Hub	
III	基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ	
IV	プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応	
V	「決済高度化官民推進会議」の開催	
第2節	休眠預金等活用法に関する取組み	115
I	法律の概要	
II	2020事務年度の取組み	

### 第5章 審議会等の活動状況

第1節	金融審議会	117
I	金融審議会の構成	
II	2020事務年度の開催実績	
第2節	自動車損害賠償責任保険審議会	135
第3節	企業会計審議会	138
I	企業会計審議会の構成	
II	2020事務年度の審議状況	
第4節	金融トラブル連絡調整協議会	141
I	経緯	
II	議論の状況	
第6章	政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節	政府の成長戦略等における金融庁の取組み	145
I	「成長戦略（2021年）」（2021年6月18日閣議決定）	
II	「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年6月18日閣議決定）	
III	「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」（2019年12月20日閣議決定） の改訂（2020年12月21日閣議決定）	
IV	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2020年 7月17日閣議決定）の変更（2021年6月18日閣議決定）	
第2節	政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における 金融庁の取組み	156
第3節	金融に関する税制	159
第4節	規制・制度改革等に関する取組み	172
I	規制・制度改革に関する取組み	
II	産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	
第5節	コーポレートガバナンスの実効性の向上について	176
I	コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況	
II	コーポレートガバナンス・コード（再改訂版）と投資家と企業の対話ガイドラ イン（改訂版）の公表について	
第6節	自然災害等の被災者への対応	217
I	個人債務者の私的整理に関するガイドライン	
II	東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の 活用促進	
III	金融機能強化法（震災特例）の運用状況	
IV	令和2年7月豪雨等への対応	
第7節	新型コロナウイルス感染症への対応	223
I	民間金融機関による事業者等の資金繰り支援促進等のための施策	
II	金融機関等の業務継続体制について	
III	検査・監督・規制上の対応	
IV	新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置	
第8節	消費者行政に関する取組み	244

I	経緯等	
II	工程表の作成等	
III	消費者基本計画における金融庁関連の施策	
第9節	障害者施策への対応	249
I	概要	
II	対応要領の周知及びアンケート調査等の実施	
第10節	高齢者等への対応に関する取組み	250
第11節	金融経済教育の取組み	251
I	経緯・概要	
II	具体的な取組状況	
第12節	家計の安定的な資産形成に関する取組み	274
I	顧客本位の業務運営に関する原則	
II	つみたてNISAの普及・利用促進について	
第13節	サステナブルファイナンスに関する取組み	276
I	国内動向	
II	国際動向	
第7章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	278

### 第3部 金融検査・監督等

第8章	業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節	モニタリングの高度化に向けた取組み	280
I	モニタリングを巡る最近の動き	
II	日本銀行との連携	
第2節	金融行政方針に基づく金融モニタリング	282
I	経緯等	
II	金融行政方針に基づく2020事務年度のモニタリング	
第3節	業態横断的な金融モニタリング	284
I	マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策	
II	ITガバナンス及びサイバーセキュリティ	
III	その他の金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング	
第4節	データ分析の高度化	294
I	データを活用した多面的な実態把握	
II	明細データの利活用	
III	データインフラ整備	
第5節	早期是正措置・社外流出制限措置について	295
I	早期是正措置の概要及び運用	
II	社外流出制限措置の概要及び運用	
第6節	金融上の行政処分について	301
I	行政処分の趣旨	
II	行政処分の業態別発動状況	

第7節	指定紛争解決機関	307
第8節	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	308
	Ⅰ 意見申出制度	
	Ⅱ 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価	
第9節	金融モニタリング情報の収集について	313
	Ⅰ 概要	
	Ⅱ 情報の収集状況	
第9章	預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第1節	監督指針等	314
	Ⅰ 主要行等向けの総合的な監督指針等	
	Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	
第2節	預金取扱等金融機関の概況	318
	Ⅰ 主要行等の2020年度決算概況	
	Ⅱ 地域銀行の2020年度決算概況	
	Ⅲ 再編等の状況	
	Ⅳ 不良債権処理等の推移	
	Ⅴ 預金保険料率の変更	
第3節	預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング	350
	Ⅰ 大手銀行グループに対する金融モニタリング	
	Ⅱ 地域銀行に対する金融モニタリング	
	Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング	
	Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング	
第4節	自己資本比率規制等	355
	Ⅰ 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要	
	Ⅱ 関連告示等の整備	
	Ⅲ 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2020事務年度）	
第5節	資本増強制度の運用状況	359
	Ⅰ 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	
	Ⅱ 金融機能強化法	
第6節	金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み	393
	Ⅰ 企業アンケート調査	
	Ⅱ 金融仲介の取組みの「見える化」と「探究型対話」	
	Ⅲ Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)	
	Ⅳ 事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討	
	Ⅴ 人材マッチングに関する取組み	
	Ⅵ 事業者ノウハウ支援等の取組み支援	
	Ⅶ 地域課題解決支援チーム・室の取組み	
	Ⅷ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進	
	Ⅸ 金融仲介の質の向上に向けた取組み等	
	X 認定支援機関による経営支援	

XI	地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用	
XII	金融の円滑化に向けた取組み	
第7節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	447
I	被害及び補償の状況	
II	金融機関における対応状況	
第8節	振り込め詐欺等への対応	459
I	金融庁における取組状況	
II	金融機関における取組状況	
第9節	銀行カードローンへの対応	460
第10章	信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	461
I	押印・対面手続の廃止等に係る改正（2020年12月23日）	
II	押印・対面手続の廃止等に係る改正（2021年6月30日）	
第2節	信託会社等の新規参入	461
第3節	信託会社等に対する金融モニタリング	461
第4節	類似商号への対応	461
第11章	保険会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針	464
第2節	保険会社の概況	466
I	2021年3月期決算状況	
II	再編等の状況	
第3節	保険会社に対する金融モニタリング	474
I	顧客本位の業務運営の定着	
II	持続可能なビジネスモデルの構築	
第4節	保険会社に係る財務基準等	478
I	保険セクターのシステミックリスクに関するモニタリング	
II	経済価値ベースのソルベンシー規制等	
III	基礎利益の見直し	
IV	外貨建保険に関する責任準備金積み立てのあり方	
第5節	保険商品審査態勢について	484
第6節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	485
第7節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	490
第12章	金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第1節	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	492
I	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正（2020年12月23日）	
II	適合性の原則に係る改正（2021年1月15日）	
III	流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正	

	(2021年3月31日)	
IV	民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続 について必要な見直しに係る改正 (2021年6月30日)	
第2節	金融商品取引業者等に対する金融モニタリング	493
第3節	第一種金融商品取引業	494
	Ⅰ 第一種金融商品取引業者の概況	
	Ⅱ 第一種金融商品取引業者に対する行政処分	
	Ⅲ 投資者保護基金について	
第4節	第二種金融商品取引業	501
	Ⅰ 第二種金融商品取引業者の概況	
	Ⅱ 第二種金融商品取引業者に対する行政処分	
第5節	投資助言・代理業	503
	Ⅰ 投資助言・代理業者の概況	
	Ⅱ 投資助言・代理業者に対する行政処分	
第6節	投資運用業	505
	Ⅰ 投資運用業者の推移	
	Ⅱ 投資法人の推移	
	Ⅲ 運用資産の推移	
	Ⅳ 投資運用業者に対する行政処分	
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、 高速取引行為者	510
	Ⅰ 登録金融機関の概況	
	Ⅱ 取引所取引許可業者の概況	
	Ⅲ 金融商品仲介業者の概況	
	Ⅳ 高速取引行為者の概況	
第8節	信用格付業者	512
	Ⅰ 信用格付業者の概況	
	Ⅱ 信用格付業者の特定関係法人	
第9節	適格機関投資家等特例業務届出者等	514
	Ⅰ 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況	
	Ⅱ 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について	
第10節	集団投資スキーム持分の販売・運用状況について	516
第11節	認定投資者保護団体	519
第12節	詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	520
	Ⅰ 相談件数の状況等	
	Ⅱ 対応	
第13章	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊	521
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	521
	Ⅰ 貸金業者の概況	

II	貸金業者に対する金融モニタリング	
III	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	
IV	貸金業務取扱主任者の登録状況	
V	登録講習機関の講習実施状況	
VI	指定信用情報機関の概況	
第3節	前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き	524
I	前払式支払手段発行者の概況	
II	前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング	
III	前払式支払手段の払戻手続	
IV	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	
V	資金移動業者の概況	
VI	資金移動業者に対する金融モニタリング	
VII	暗号資産交換業者の概況	
VIII	暗号資産交換業者に対する金融モニタリング	
第4節	SPC等の監督をめぐる動き	529
I	SPC等の概況	
II	資産の流動化の状況	
第5節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	530
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	531
第7節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	533
第8節	電子決済等代行業者の監督をめぐる動き	534
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	537
I	信用保証協会に対する金融モニタリング	
II	政策金融機関等に対する金融モニタリング	
第14章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	538
第1節	本制度導入の経緯	
第2節	回答実績	
第3節	利用上の留意点	
第15章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	539
第1節	本照会手続導入の経緯	
第2節	回答実績	
第3節	利用上の留意点	
I	ノーアクションレター制度との関係	
II	回答の効力	
第16章	疑わしい取引の届出制度	540
第1節	疑わしい取引の届出制度	
第2節	疑わしい取引の届出に関する概況	



I	届出の状況	
II	研修会の開催	
III	疑わしい取引の参考事例の公表	
IV	疑わしい取引の届出等の徹底の要請	
第17章	課徴金納付命令	542
第1節	課徴金制度について	
I	経緯等	
II	課徴金納付命令までの手続	
第2節	課徴金納付命令等の状況	
I	課徴金納付命令の実績	
II	審判期日等の実績	
<b>第4部</b>	<b>国際関係の動き</b>	
第18章	概括	
第1節	多国間での国際協調	550
第2節	国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	550
第19章	金融に関する国際的な議論	
第1節	G20	554
I	沿革	
II	主な議論	
第2節	金融安定理事会（FSB）	559
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第3節	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	563
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第4節	証券監督者国際機構（IOSCO）	568
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第5節	決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場 改革〕	576
I	沿革	
II	主な議論	
第6節	保険監督者国際機構（IAIS）	579
I	沿革	
II	組織	

Ⅲ 主な議論	
第7節 金融活動作業部会（FATF）	583
Ⅰ 沿革	
Ⅱ 主な議論	
第8節 その他の主体	586
Ⅰ サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体	
Ⅱ 経済協力開発機構（OECD）	
Ⅲ 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）	
第20章 当局間の連携・協力等	
第1節 経済連携協定	591
Ⅰ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）	
Ⅱ 日EU・EPA	
Ⅲ 日米デジタル貿易協定	
Ⅳ 日英EPA	
Ⅴ 地域的な包括的経済連携協定（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）	
Ⅵ 世界貿易機関（WTO）による貿易政策検討制度（TPRB）審査	
第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）	593
第3節 当局間協議	594
Ⅰ 米国	
Ⅱ 欧州	
Ⅲ 日中韓	
Ⅳ 中国	
Ⅴ インド	
Ⅵ 台湾	
第4節 金融技術協力	597
Ⅰ 概要	
Ⅱ 活動実績	
第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）	597
Ⅰ 概要	
Ⅱ 活動実績	
第21章 その他の課題	
第1節 誰もが金融サービスを当たり前利用できる状況（金融包摂）	602
第2節 英国のEU離脱（Brexit）	602
巻末資料1 最近の主な金融関連立法	603
巻末資料2 この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2020事務年度）	604
金融庁の所在地等	611

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織

##### I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総合政策局、企画市場局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、令和2年度末現在、全体で一般職1,615名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。（別紙1参照）

##### II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。（別紙2参照）

##### III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。（別紙3参照）

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

#### 第2節 平成30年度の組織再編（別紙4参照）

#### 第3節 令和3年度の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、24人の増員を行い、16人の定員合理化及び他省庁への定員振替6人（デジタル庁の設置等に伴う定員振替等）により、2人の純増となった。また、参事官（資産運用監督担当）、社会環境金融室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室及び金融サービス仲介業室の設置に加え、公認会計

士・監査審査会事務局 総務試験課及び審査検査課の設置等の体制整備を行うこととした。

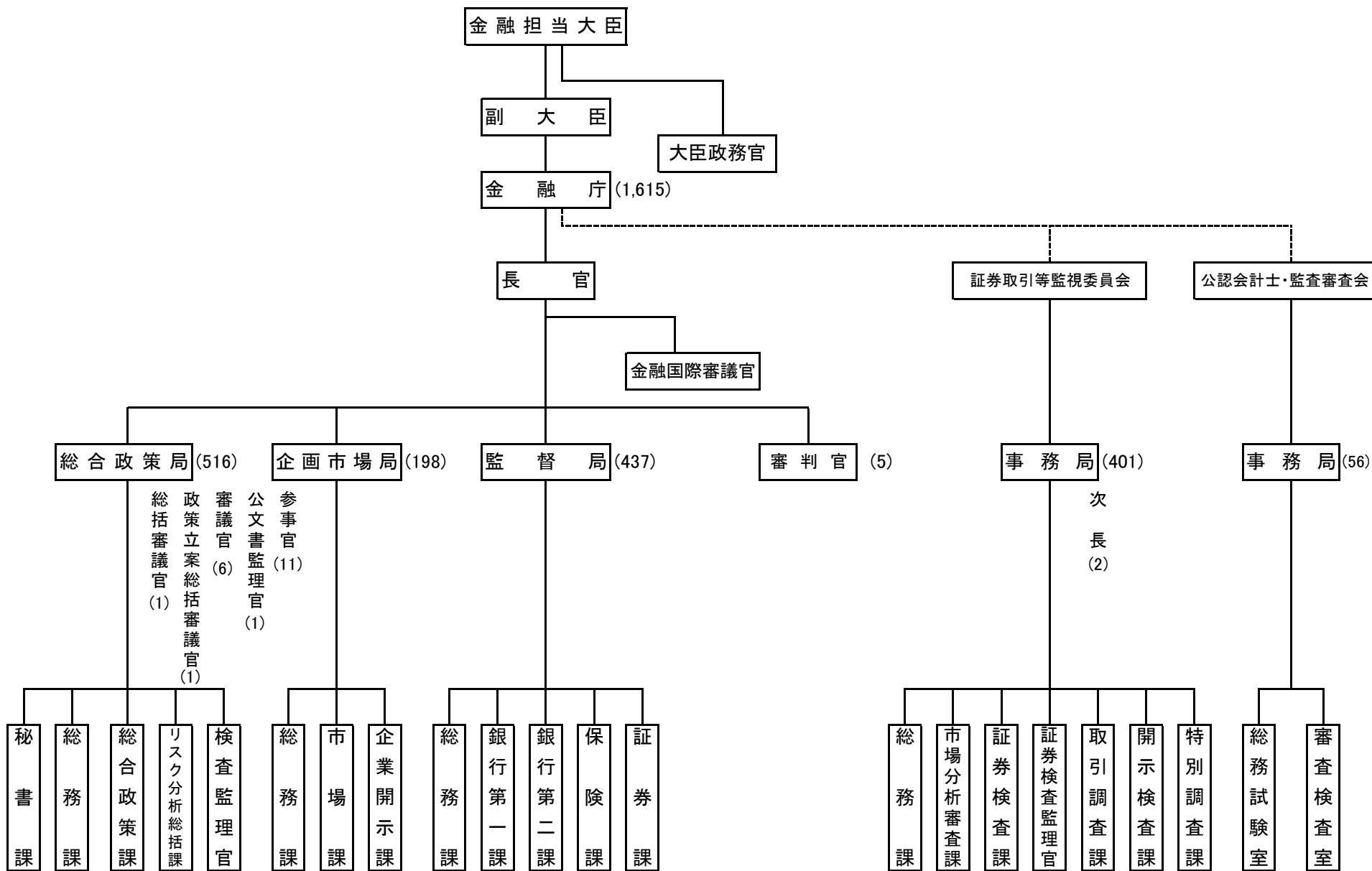
- コロナと戦い、経済の力強い回復を支える [6人]
  - －金融機能強化法の改正（コロナ特例の創設）を踏まえた体制整備等
  
- コロナ後の新しい社会を築く [6人]
  - －金融サービス仲介業者の監督のための体制整備
  - －持続可能な開発目標（SDGs）の推進のための体制整備等
  
- 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く [8人]
  - －国際金融都市の確立
  - －監査の品質の向上に向けた取組み
  - －マネロン・テロ資金供与対策のための体制整備等
  
- その他 [4人]

【定員の推移】

定員の推移	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
増員(A)	18	20	39	27	24
定員合理化減等(B)	▲14	▲13	▲14	▲19	▲22
純増(A-B)	4	7	25	8	2
年度末定員	1,575	1,582	1,607	1,615	1,617

# 金融庁の組織（令和2年度）

別紙 1



※ 数字は、令和2年度末定員。

※ 審議官のうち1人、公文書監理官、次長のうち1人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。

(別紙2)

## 金融担当大臣

### 内閣府設置法（抜粋）

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五 (略)

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十 (略)

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の三 (略)

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二 (略)

金融庁の各局等の所掌事務(令和2年7月)

別紙3

部局	課室等	所掌事務	
総合政策局		総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査等	
	秘書課		総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
		管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
		情報化統括室	情報システムの整備及び管理等
	総務課		総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務等
		国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
	総合政策課		総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究等
		資産形成支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案等
		資産運用高度化室	資産運用の高度化に関する政策の企画・立案・調整等
		金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供等
		サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進等
	リスク分析総括課		金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査等
		情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析
		リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施
検査監理官		重要な検査の実施等	
企画市場局		国内金融に関する制度の企画・立案等	
	総務課		企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案等
		フィンテック室	情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画・立案等
		信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案等
		保険企画室	保険に関する制度の企画・立案等
		調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査等
	市場課		金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案等
企業開示課		企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分等	
監督局		金融機関等の監督	
	総務課		監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括等
		監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査等
		国際監督室	国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な施策の企画・立案・推進等
		金融会社室	貸金業を営む者の監督等
		暗号資産モニタリング室	暗号資産交換業を営む者の監督等
	信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保等	
	銀行第一課		銀行業を営む者等の監督等
	銀行第二課		銀行業を営む者(一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等)の監督等
		地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進等
	協同組織金融室		信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督等
	保険課		保険業を行う者等の監督等
		損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者(損害保険会社、少額短期保険業者等)の監督等
証券課		金融商品取引業者等の監督等	
	資産運用室	投資助言・代理業者、投資運用業者、適格機関投資家等特例業者等の監督等	
審判官		課徴金に係る行政審判	
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等	
	総務課		事務局の総合調整等
		情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課		有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査等
	証券検査課		金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め等
	証券検査監理官		重要な証券検査の実施等
	取引調査課		金融商品取引法に基づく不正事案の調査等
	開示検査課		金融商品取引法に基づく開示事案の検査等
	特別調査課		金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等	
	総務試験室		事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室		監査法人等の監査業務に関する審査・検査等

平成30年7月10日

金融庁

### 金融庁の組織再編について

金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織を再編します。

この組織再編は、金融庁組織令の一部を改正する政令等に基づき行うものであり、7月13日に公布し、7月17日に施行する予定です。

#### <組織再編の内容>

- 「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制とする。  
(総務企画局、検査局の廃止)
- 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、専門分野別機能を強化する。  
(総合政策局の新設、同局総合政策課、リスク分析総括課の新設)
- 市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。  
(企画市場局の新設)
- 金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、オンサイトとオフサイトのモニタリングを一体化する。(監督局)

なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更は生じません。

(以上)



## 第2章 金融庁の行政運営

### 第1節 「金融行政方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度からは、PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」として公表した。同様に、2020 事務年度においても、「令和2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を公表し、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く
2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く
3. 金融庁の改革を進める

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的実施することとした。

## 1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

第一に、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む。金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、行政としても万全を期す。あわせて、コロナ後の経済の力強い回復と新しい社会の建設に備えられるよう目配りしながら、対応を進める。

### 【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】

- 金融機関が、継続的に事業者の業況をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。
- 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。
- 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲等を見直す。

### 【コロナ後の新しい社会を築く】

- 新しい産業構造への転換を支えられる金融のあり方について検討を始める。
- デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。
- 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや、決済インフラの高度化・効率化を推進する。
- コロナ後の社会にふさわしい顧客本位の業務運営の更なる進展を目指す。  
(金融商品を比較しやすくするため、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」の導入等)
- サステナブル・ファイナンスに関する考え方の検討を進める。

## 2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く

第二に、我が国の金融資本市場の機能を高め、アジアや世界における役割を高められるよう取り組む。地政学的なリスクなどが強まるなかで、日本市場は国際的なリスク分散にも貢献できる。我が国にも世界全体にも役立つ形で日本市場を発展させられるよう、知恵をしぼる。

- 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。税制を含めたビジネス環境の改善策を検討する。
- 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。  
(デジタル・トランスフォーメーションの進展にどう対応するか等、企業と投資家の間での建設的な対話のあり方を検討)
- 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。

## 3. 金融庁の改革を進める

第三に、「金融育成庁」として力を発揮できるよう、金融庁自身の改革を進める。コロナ対応を契機とした働き方改革を更に進化・定着させる。職員が自由闊達に議論し、イニシアティブを発揮できる庁風を築く。実態把握力や政策的な構想力の水準を高める。

- 行政手続きの電子化等を進めるとともに、金融行政の実効性・適時性を確保するため、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。

## 第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

### I 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2020事務年度は8、10、1～2、4～5月）、定例的に開催している。会議には、金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

### II 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（2020事務年度は12、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

### III 地方における業務説明会

例年、金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2020事務年度（2020年10月～12月に実施）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での業務説明会は中止し、地域金融機関とのオンライン意見交換会を実施。

### 第3節 組織活性化と人事

#### I 組織活性化に向けた取組み

全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融庁の金融行政を担う組織としての力を向上するため、2020 事務年度においては、主に、次のとおり取り組んだ。

- ・ 専門人材の育成
  - 金融行政における専門分野ごとに育成担当者を明確化した上で、高度な専門人材の育成に向けた取組みを引き続き実施。
  - データ分析人材に期待されるスキルや人材ニーズ等を整理するとともに、金融庁内のデータ分析プロジェクトについて、職員向け報告会を実施。
- ・ 職員の主体性・自主性の重視
  - 職員の自主的な政策提案の枠組みである「政策オープンラボ」には、13 のプロジェクトチーム、延べ 100 名超の職員が参加。
  - 職員個人が論文を執筆して金融庁ウェブサイトで公表する枠組みを整備（2021 年 7 月に 2 本の論文を公表）。
  - 庁内外の幅広いポストに関する公募を引き続き実施し、職員の能力・意欲に応じた適材適所の人事配置を実施。
- ・ 幹部職員等のマネジメント力向上
  - 幹部職員等のマネジメント方針を部下職員に「見える化」とともに、360 度評価やマネジメント研修を実施。
  - 各課室において少人数グループを編成し、各グループ長を現場のマネジメントを担うポジションと明確化するとともに、1 on 1 ミーティングを実施。

#### （参考 1）職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等を行った。

また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

（出向の状況）

（単位：人）

	2020 年 3 月 1 日現在	2021 年 3 月 1 日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	31	28
民間企業等	20	15
地方自治体	5	5
大学教授	3	3
計	59	51

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2019年度	2020年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	9	10
海外大学・大学院（法科、MBA等）	17	15
計	26	25

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2020年3月1日現在	2021年3月1日現在
弁護士	39	40
公認会計士	68	71
不動産鑑定士	5	5
アクチュアリー	9	9
研究者	1	1
情報処理技術者	42	40
金融実務経験者	211	232
計	375	398

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局が実施する令和2年度ワークライフバランス職場表彰に庁内のワークライフバランス向上において優れた取組みを推薦し、業務の効率化や職場環境の改善について、創意工夫をいかした特に優れた活動に取り組んだ職場として内閣官房内閣人事局長表彰1件が選定された。

また、当庁においては、先1件の他、金融庁長官表彰3件を選定した。

## II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2020年11月）。
- ② 全職員に対し、倫理監督官（長官）、総括審議官から倫理保持に関する周知を行った（2020年12月、2021年3月）。
- ③ 新規採用職員や転入職員を対象に、倫理・服務研修を実施した（2020年8月、10

月、2021年1月、4月)。  
 (2020事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
0件	1件

### Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2020年度に寄せられた情報のうち、受理したものはなかった。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2020年度に寄せられた情報のうち、受理したものは4件である。

#### ○法令等遵守調査室のメンバー（2021年6月30日現在）

室長	田中 豊	(総合政策局参事)
	長尾 洋子	(審判官)
	小林 弘幸	(総合政策局リスク分析総括課)
	伊藤 侑也	(総合政策局リスク分析総括課)
	岡崎 頌央	(総合政策局リスク分析総括課)
	牧野 史晃	(企画市場局市場課)
	平沢 由里絵	(企画市場局企業開示課)
	篠原 孝典	(監督局総務課)
	井口 大輔	(監督局総務課)
	平田 省郎	(監督局保険課)
	白根 央	(監督局証券課)
顧問	久保利 英明	(総合政策局参事)

## 第4節 研究

### I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center（通称：FSA Institute）へと変更した。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。2020年4月1日には吉野直行慶應義塾大学名誉教授を金融研究センター長として迎え、こうしたアカデミアとの連携強化を更に加速させている。

### II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局からの要望等に基づき、金融行政における重要な課題等に関する調査・研究・分析を行っている。2020事務年度においては、「日本における銀行規制の現状と課題」、「日本の貸出市場・預金市場での集中度を計測する」、「企業年金パフォーマンスの研究 ～ステeward的行動に関わる一考察」など、幅広いテーマについて調査・研究を実施した。それぞれの調査研究の成果については、計15本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）としてまとめ、ウェブサイト上で公表した。（別紙1参照）

また、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表及び検討を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。

なお、2020事務年度末時点においては、計6本の調査研究を継続して行っている。（別紙2参照）

### III 産・官・学の連携強化

#### 1. アカデミアとの連携強化

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を開始した。また、研究活動を推進するため、高度な研究・分析のためのインフラ整備を行った。

## 2. 研究会「金融経済学勉強会」の開催

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として、研究会「金融経済学勉強会」を計10回開催した。

## 3. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「昼休み講演会（金曜ランチオン）」の開催（別紙3参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等に関する研究・実務の最前線の内容をテーマとしたカジュアルな勉強会「昼休み講演会（金曜ランチオン）」を、計17回開催した。



## 2020事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表日	執筆者	ディスカッションペーパー タイトル
2020年10月	石田 英和	企業年金パフォーマンスの研究～ステュワード的行動に関わる一考察
2020年10月	大山 篤之 津田 博史	アルゴリズム化基準による高頻度取引(HFT)の特性分析
2020年11月	岩原 紳作	日本における銀行規制の現状と課題
2020年11月	内田 浩史	金融制度設計に対する機能アプローチと銀商分離規制の検討
2020年11月	加藤 貴仁	アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状
2020年11月	小出 篤	わが国における銀行・銀行グループの業務範囲規制について
2020年11月	後藤 元	イギリスにおける銀行の業務範囲規制
2020年11月	松井 智予	他業解禁のビジネス上の合理性—ドイツの事例から—

2020年12月	吉野 直行 湯山 智教	“ESG/Green Investment and Allocation of Portfolio Assets”
2021年1月	植杉 威一郎 平賀 一希 真鍋 雅史 吉野 直行	金融機関の貸出・預金を介した地域間資金循環とその決定要因
2021年1月	植杉 威一郎 平賀 一希 真鍋 雅史 吉野 直行	日本の貸出市場・預金市場での集中度を計測する
2021年1月	矢野 智彦	FTC が実施した問題解消措置の事後検証の方法論 ——問題解消措置が競争等にもたらす影響に関するケーススタディ
2021年1月	本村 直之	地域銀行統合の効果・影響に関する分析 ——2001年以降2020年3月期までの統合対象
2021年1月	谷山 浩一郎	本邦プライベート・エクイティ・マーケットの活性化に向けて ～日本型プライベート・エクイティの確立～
2021年6月	吉野 直行 津曲 眞樹	元本割れリスク回避行動と最適ポートフォリオ選択

(注) 公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

## 研究官・専門研究員及び特別研究員一覧

(2021年6月末時点)

	研究プロジェクト	氏名
研究官 (国家公務員 常勤職員)	金融機関における戦略的なサイバーセキュリティ対策の計画立案・推進に関する考察	十川 基
	ESG/SDGsに対するスコアの評価や情報開示との関係性、投資パフォーマンスとの関係	湯山 智教
専門研究員 (国家公務員 非常勤職員)	地域金融機関の外部環境の分析に係る研究と手法の標準化	浅井 義裕
		鶴田 大輔
特別研究員 (非国家公務員 ・委嘱)	気候関連リスクの我が国金融システムに対する影響評価	Mr. Hugues Chenet
		Mr. Jakob Thomae
	国内株式アクティブ運用ファンドにおける運用力(インフォメーションレシオ)の考察	吉井 崇裕
	新型コロナウイルス事態下における家計・個人の金融行動等の分析	関田 静香

## 2020 事務年度 昼休み講演会(ランチョン)

日時	講師	テーマ
2020年 9月18日	谷山 浩一郎 (株式会社日本再興イニシアティブ 代表取締役)	「本邦プライベートエクイティ (PE) マーケットの活性化について ~日本型 PE の確立~」
10月9日	萩原 典子 (GCストーリー株式会社 常務取締役)	「次世代組織と個人のあり方について ~『幸せに働く』を考える~」
11月13日	小川 幹雄 (DataRobot Japan リードデータサイエンティスト、金融チーム)	「金融機関における AI 推進に必要な体制と AI テーマの始め方」
12月8日	永濱 利廣 (第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミスト)	「新型コロナ禍を踏まえた経済情勢 ~財政・金融の今後の課題~」
12月18日	藺田 直子 (株式会社リンクス人事コンサルティング執行役員 特定社会保険労務士)	「『制度』、『指示』だけでは動かない『中小企業の人づくり、組織づくり』」
2021年 1月8日	畑中 龍太郎 (元金融庁長官)	「東日本大震災における金融行政とその教訓」
1月29日	渡邊 浩文 (荘内銀行営業推進部コンサルティング営業室シニアマネージャー)	「専門性バンカーへの挑戦と地域金融の製造業支援」
2月12日	濱田 千尋 (縄文アソシエイツ株式会社 コンサルタント)	「危機管理の最前線から送るリーダーシップととある女性自衛官の葛藤」
3月5日	倉林 陽 (Managing Partner & Head of Japan, DNX Ventures)	”Driving Innovation through Entrepreneurship”
3月18日	松尾 真一郎 (ジョージタウン大学コンピューターサイエンス学科 研究教授)	「分散型金融の可能性と課題」
3月26日	羽生 善治 (棋士)	「決断力を磨く」
4月9日	加藤 美千代 (一般社団法人日本グリーフケアギフト協会代表理事)	「遺族心理とグリーフケア—顧客本位の相続手続—」

5月7日	中島 徳至 (Global Mobility Service 代表取締役 社長)	「金融包摂型 FinTech サービスが切り拓く未来」
5月21日	李 智慧 (野村総合研究所グローバル産業・経営 研究室 上級コンサルタント)	「アント・グループの戦略転換とデジタル人民元の動 向」
6月11日	小立 敬 (野村資本市場研究所 主任研究員)	「巨大銀行の破綻処理」
6月18日	菅野 大志 (監督局総務課地域課題解決支援室主 査)	「地域における金融庁・金融機能の可能性 ～私たちは 地域でも行動変容を促せる！想い・熱意は通じる～」

※上記の他、講師の希望により講師氏名、テーマを非公表としたものが1回あり。

## 第5節 研修

### I 金融庁における研修

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を上げていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

### II 2020 事務年度の研修実施状況（別紙1参照）

2020 事務年度の主な取組みとしては、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響による出勤制限に伴い、自宅等で研修を受講できるよう、研修のリモート化又はオンデマンド化を促進した。また、庁内イントラネット（Garoon）を活用して各部局職員向けの専門研修の資料等を可能な範囲で他部門の職員が閲覧できるよう相互開放した。

さらに、業務との関連性等を重視し、以下のような研修を行った。

#### 1. 新規採用職員研修

従来は、配属の前に1か月程度集中して実施していたが、研修効果を高める観点からは、実際の業務内容を意識しつつ受講してもらうことが望ましいことから、基本的に、配属後の業務の合間（週一回）に研修を実施する形とした。また、最近のトピックス（一例、金融教育、デジタル化、プログラミング、SDGs）を積極的に取り上げた。

#### 2. ハラスメント研修

パワーハラスメント防止に関する人事院規則が新たに制定されたことを踏まえ、心理学・行動経済学・脳科学等専門知識を有する医師を講師とするとともに、管理職以上の関心の高そうな事項にフォーカスした研修を実施した。

#### 3. 英語研修

従来のオンデマンド型の英会話中心の研修に加えて、金融関係国際機関のペーパー等を用いることで金融英語にフォーカスしたリーディング研修や、カウンターパートとの間でやり取りするような英文メールの作成スキルの育成を目的としたライティング研修を実施した。

(2021年6月30日現在)

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
全 員 必 修	必修研修		①金融庁職員として認識・理解しておくべき制度や基本的事項の理解 (情報・公文書管理、公務員倫理、セクシュアル・ハラスメント、服務規律、障がい者理解、特定秘密保護、公益通報者保護制度、メンタルヘルス、IT・サイバーセキュリティ等) ②金融庁職員として認識・理解しておくべき足下の行政課題や環境変化の理解 (組織改革、IT戦略・デジタル化、SDGs、内外金融情勢等)	全職員【必修】	8月～9月 受講できなかったものは転入職員研修で受講
	転入職員研修		金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修①の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項の理解	転入職員、中途採用職員等【必修】 (※事務補佐員を含む)	8月・1月
階 層 別 研 修	ハラスメント研修		セクシュアルハラスメントなどハラスメントを防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解	個室幹部及び管理・監督者 (※企画官以上必修)	3月
	新規採用者研修 (総合職・一般職)		国家公務員としての常識・心構え(ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的に具申する主体性等)、基礎的な思考力・スキル(簿記・会計知識、PCスキル、説明力、対話力、ライティング力等)、基本的な業務知識(金融・経済知識、法体系、専門分野毎の基本的な実務とキャリアプラン等)の習得	令和3年度新規採用職員【必修】 ※一般職の研修の一部について、総合職も必修参加。	4月～6月
	新規採用職員フォローアップ研修		入庁後半年経過を目的として、業務経験の振り返り(日頃抱えている悩みや不安、共有すべき実践知など)を対話的手法により深掘りして、自己認知の向上や対話力の向上を目指す。また、簿記の基礎スキルの取得を目指す	令和3年度新規採用職員【必修】 ※一般職も総合職も全員必修参加。	12月 ※簿記研修は10月～2月
	1on1ミーティング研修		少人数グループにおいて実施する1on1ミーティングに必要な技術の付与	少人数グループリーダー及びグループメンバー	10月～11月
	相談室実地研修		相談室に寄せられる生の声を直接聞くことで、金融の現場の実態をより深く理解すること	新たに係長級に昇任した年次の職員 (総合職・一般職共通)	8月～10月
一 般 研 修	英語力育成研修		中級～上級者を対象とした、単語学習、発音練習を含むリスニング、リーディング、ライティングの学習を通じて総合的な語学力の向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要なと認められる職員)	10月～3月
	英語研修(リーディング)	standardクラス	ビジネス英語の中でも、比較的身近な金融経済のテーマを取り扱うことで、業務遂行にあたり基礎的な読解力の向上を図る	全職員(希望者)	10月～1月
		advancedクラス	ビジネス英語の中でも、「Finance」や「Economics」など、より当庁の業務と親和性の高い内容の教材を使用し、海外の歴史や金融の専門知識などの前提知識が「読解」に必要なような時事問題なども、その前提知識に触れながら取り扱うことで、業務遂行にあたり応用的な読解力の向上を図る	全職員(希望者)	10月～1月
	英語(ライティング)		初級者を対象に、英文メール作成のポイントを解説し、業務で英文メールを実際に使用できるようライティング能力の向上を図る	全職員(希望者)	5月～6月
	中国語研修		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要となる中国語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要なと認められる職員)	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)
	国際交渉人材養成		テーマ毎のワークショップ形式により、国際会議(マルチ)・ミーティング等で効果的に主張できるようになるための、実践的なノウハウ・スキル等の付与	国際会議に出席する者	1月～3月
	国際交渉人材養成(個別コーチング)		国際交渉技術のレベルアップや、国際的なリーダーシップの能力全般の養成	国際会議に出席する者	5月～6月
研 修	I T	ITパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識(テクノロジ系(IT技術)、ストラテジ系(経営全般)、マネジメント系(IT管理))の習得	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、ITに関する知識習得が真に必要なと認められる職員)	1月～3月
		情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティの考え方をはじめ、情報セキュリティ管理の実践規範、各種対策、情報セキュリティ関連法規、ネットワーク、システム監査、経営管理等、情報セキュリティマネジメント試験(国家試験)相当の知識の付与	(※金融庁プロパー職員のうち当研修を未受講の係員)	2月～3月
	企業会計	企業会計実務研修	会計制度に関する専門的な知識(税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要なと認められる職員)	2月
	総務	総務システム事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等(予算の流れ、経理関連事務、旅費支払事務、庁舎管理事務、適正な会計処理について、広報関連事務、調達関連事務、福利・厚生・共済事務、服務管理)の手続きに関する知識の付与	総務、経理事務の担当職員	8月
	メンタルヘルス	メンタルヘルス研修 (専門相談員)	対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与	金融サービス利用者相談室に所属する専門相談員 証券取引等監視委員会事務局に所属する専門相談員	11月

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月	
業 務 別 研 修	モニタリング研修	内製動画型	モニタリング業務を遂行するうえで必要な知識等の付与	モニタリング業務担当職員	通年	
		オンライン双方向型・預取コース	預金取扱金融機関に関するモニタリングに必要な知識や対話力の習得	モニタリング業務担当職員	1月	
		オンライン双方向型・保険コース	保険業務に関するモニタリングに必要な専門的知識及びスキルの習得	モニタリング業務担当職員	1月	
	企 画 部 門	企画系統研修		企画部門の職員として必要な知識(企画部門の作法、局長講話、信用制度をめぐる諸問題、市場行政をめぐる諸問題、企業開示行政をめぐる諸課題)の付与	企画部門職員	9月
		開示審査基礎研修		企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識(企業会計の基礎、金融商品取引法における開示制度、有価証券届出書の審査実務、有価証券報告書の審査実務、大量保有報告書の審査実務等)の付与	新任の開示審査業務担当職員	7月
		開示審査実務研修		企業内容開示審査業務に関する専門的な知識(企業開示制度の現状、ディスクロージャー制度の概要と事案対応、有価証券届出書の審査事例、大量保有報告書の審査事例、不正会計発見のために財務分析等)の付与	経験年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月
	監 視 部 門	監視部門の研修 (市場監視総合、市場監視基礎・実務、 取引審査基礎・実務、 取引調査基礎・実務、 開示調査基礎・実務、 国際取引等調査基礎・実務、 国際取引等調査基礎・実務、 モニタリング基礎・実務)	市場監視基礎(共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な基礎的知識(金融商品の基礎知識、金融商品取引法総論・各論等)の付与	新任の市場監視事務担当者、証券調査官、審判官等	8月
			犯則調査基礎研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識(犯則調査業務概要、犯則類型別の解説、証券会社・銀行調査等)の付与	新任の証券取引特別調査官等	7月
			取引審査基礎研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識(内部者取引、相場操縦、審査手法、アルゴリズム取引・HFI等)の付与	新任の証券取引審査官等	7月
			取引調査基礎研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識(内部者取引、相場操縦、基礎調査、デジタルフォレンジック等)の付与	新任の証券調査官等	7月
			開示検査基礎研修	開示検査業務に関して必要な基礎的知識(開示検査業務概要、質問調書、検査報告書、検査事案分析等)の付与	新任の証券調査官等	7月
			国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査に関して必要な基礎的知識(内部者取引、相場操縦、クロスボーダー事案に係るMOU等)の付与	新任の国際取引等調査室の証券調査官等	7月
			市場監視実務(共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識(プロジェクトマネジメント、調査・検査における対話力等)の付与	経験年数1年以上の市場監視事務担当者、証券調査官等	8月
			犯則調査実務研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識(電子データ等の証拠化、刑事訴訟法等)の付与	経験年数1年以上の証券取引特別調査官等	7月・1月
			取引審査実務研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な専門的知識(人工知能の売買審査業務への適用、事例研究等)の付与	証券取引審査官等	1月
			取引調査実務研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識(基礎調査、本格調査、デジタルフォレンジック等)の付与	経験年数1年以上の証券調査官等	7月・1月
			開示検査実務研修	開示検査業務に関して必要な専門的知識(開示検査の実務、コーポレートガバナンス・コード等)の付与	経験年数1年以上の証券調査官等	9月・12月
			国際取引等調査実務研修	国際取引等調査に関して必要な専門的知識(インサイダー取引の構成要件、MMOU等)の付与	国際取引等調査室の証券調査官等	1月
			モニタリング基礎(証券コース)	証券に係るモニタリング業務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	新任のモニタリング業務(証券)担当職員等	7月
公 認 会 計 士	公認会計士等検査事務研修		公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識(検査手続、品質管理レビュー、監査基準・企業会計に関する最近の動向等)の付与	公認会計士・監査審査会職員等	8月	
通 信 研 修	【主な開催講座】 ・証券アナリスト ・簿記検定3級・2級・1級・全経上級 ・BATiC(国際会計検定)対策 ・証券外務員試験対策 ・FP技能検定3級・2級・1級 ・公認内部監査人試験対策 ・金融人材・企業経営アドバイザー対策講座 ・相続検定2級 ・年金検定2級 ・TOEIC L&R TEST対策(500、650、750、900点) ・基本情報技術者・応用情報技術者		左記研修レベル相当の知識の付与	全職員 (実費負担) ※団体申込みによる割引適用	9月期	
	米国証券アナリスト(CFA)		CFA(Chartered Financial Analyst)資格の取得		5月受験、12月受験	



## 第6節 デジタル・ガバメントへの取組み

### I 概要

政府全体において、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、デジタル・ガバメントの推進に取り組んでいる。

2020年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、

- ・ 全ての情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理の強化、
  - ・ 書面・押印・対面の見直しに伴う、行政手続のオンライン化の推進、
  - ・ テレワークやオンライン会議といった業務におけるデジタル技術の活用、
- 等が示されている。

当庁においては、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、情報化副統括責任者（副CIO）及び専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括の下、「デジタル・ガバメント実行計画」及び「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、デジタル・ガバメントの実現に向けた以下の取組みを推進している。

- （1）利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化
- （2）デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備
- （3）価値を生み出すITガバナンス
- （4）業務におけるデジタル技術の活用

### II 取組実績

2020事務年度、金融庁においてデジタル・ガバメントの実現のために以下の取組みを行った。

#### 1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

行政機関から金融機関への書面による預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務が年間約6,000万件行われている状況にある中、金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房IT総合戦略室、金融庁）においてとりまとめた「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」（2019年11月公表）を踏まえ、当該照会等に係るデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討し、2021年6月に「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果」をとりまとめた。

また、金融庁の行政手続のデジタル化に関し、金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、2021年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行ったほか、2021年6月末に運用を開始した。

## 2. デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

府省重点プロジェクトである「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」及び「金融庁電子申請・届出システム」について、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドサービスの利用を前提とした検討及びシステム整備を進めた。

また、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、計画的に対策を実施することが必要である。当庁では、金融庁情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という）に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、2020 事務年度では以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

- ・ 全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修（情報セキュリティ研修、標的型攻撃メール対処訓練、ポリシー及び規則等の運用の徹底を図る自己点検）の実施
- ・ 内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という）等が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練、研修プログラムへの参加
- ・ 外部の第三者による情報セキュリティ監査を実施したほか、NISCが実施するマネジメント監査、ペネトレーションテスト（模擬攻撃試験）の活用を通じたセキュリティ対策の実効性の確認
- ・ 情報セキュリティ監査結果や複雑化・巧妙化するサイバー攻撃を踏まえた技術的な対策の多重化・多層化の取組みを継続すると共に、統合的に脅威を分析管理する手段等への対応を検討。
- ・ 脆弱性情報等の早期警戒情報の収集、庁内システム担当者への展開によるシステム設定の確認・強化の実施
- ・ オンライン会議ツールへの対応等、テレワーク環境の整備へ対応した規定等の改定

## 3. 価値を生み出すITガバナンス

政府全体において、2020年4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象とする一元的なプロジェクト管理を開始したところ、当庁においても、金融庁CIO等による助言・監督の下で、財源や人材等のリソースを適切に配分しつつ、デジタル・ガバメントの推進に関する取組みを当庁として一体的に推進していくために、金融庁PMOによる適切なITガバナンスのもと、IT戦略の企画・立案・調達支援・監査等を着実に実施した。

情報システム予算を効率的、戦略的に活用するため、システム監査の実施を通じた予算要求プロセスの見直しを実施した。

また、情報システムの調達に当たっては、金融庁PMOが、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証し、更には、CIO、副CIO、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」で政府調達に該当する情報システム調達案件について、調達の適切性等について審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んだ。

併せて、こうした取組みを支えるセキュリティ・IT人材の着実な確保・育成を図るため、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（2016年3月）に基づき、当庁においても2016年8月に「金融庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、2020年9月に改訂を行うとともに、2020年4～6月に幹部職員向けにIT研修を実施した。

#### 4. 業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、金融庁LANにおいて小型軽量化PCの導入、BYOD（Bring Your Own Device）の導入等、テレワーク勤務を本格的に活用できる情報通信環境を整備したほか、様々なオンライン会議ツールへの対応等、外部とのオンライン会議環境の拡充を行った。

また、これまでのRPA（Robotic Process Automation）の取組みに加え、職員の身近にある簡単、かつ、定期的に行うルーティンの作業について、RPA化を行う「サクッとRPA」にも取り組んだ。その結果、9件の業務についてRPA化を実施（約740時間／年の作業時間を分析や企画等の建設的な業務に振り向けることができる見込み）。

## 第7節 報道・広報

### I 報道対応

#### 1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（104回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（48回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：591件）。

### II 広報活動（英語による行政対応・発信力強化に向けた取組みは、後掲「第1部第2章第16節」参照。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた広報活動の強化は、後掲「第2部第6章第7節」参照）

#### 1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）（別紙1参照）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

2020事務年度は、令和2年7月豪雨関連情報について特設ページを設け、被災者にとって有益と思われる情報の掲載を行ったほか、海外の資産運用業者等の参入を促すため、国際金融センター特設ページを設け、情報発信を行った。

また、タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、ウェブサイトだけでなく、Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）等SNSにおける情報発信強化に努めた。

#### 2. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

(別紙1)

**【2020 事務年度に開設した金融庁ウェブサイトの特設サイトについて】**

1. 令和2年7月豪雨関連情報
2. 国際金融センター特設ページ

**【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】（2021年6月30日時点）**

1. 世界に開かれた国際金融センターの実現について
2. 「拠点開設サポートオフィス」について
3. 暗号資産に関するトラブルにご注意ください！
4. 身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください！
5. ファクタリングに関する注意喚起
6. 「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意ください！～いわゆる 後払い（ツケ払い）現金化に要注意
7. レバレッジ型・インバース型ETF等への投資にあたってご注意ください
8. バイナリーオプション取引にあたってご注意ください！
9. SNS等を利用した「個人間融資」にご注意ください！
10. 新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意ください！
11. イノベーション促進に向けた金融庁の取組み
12. 顧客本位の業務運営に関する情報を更新しました。
13. 災害関連情報（被災者支援）
14. LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について
15. 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）について
16. FinTechサポートデスクについて
17. 暗号資産に関する情報を掲載しました。
18. 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について
19. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
20. ご来庁される皆様へお知らせとお願い
21. 講演等
22. 国会提出法案等
23. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
24. 金融庁職員も現場で一緒に考えます「地域課題解決支援チーム」
25. 貸付自粛制度について
26. ソーシャルレンディングへの投資にあたって
27. 「インサイダー取引規制に関するQ&A」を分かりやすく改訂しました！
28. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂

29. アパート等のサブリースに関連する注意喚起について
30. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR 事務局開設

## 2020事務年度政府広報等実績(R2. 7. 1~R3. 6. 30)

	媒体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	定時番組	『宇賀なつみのそこ教えて！』中の番組冒頭お知らせコーナー『霞が関情報チェック』（令和2年8月16日放送）	休眠預金等の活用について
ラジオ	政府広報ラジオ番組	柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0（令和2年8月2日放送）	振り込め詐欺救済法について
	政府広報ラジオ番組	ラジオスポット（60秒）（令和2年11月15日放送）	違法な貸付けに関する注意喚起
出版物	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol. 77（令和3年1月発行）	新型コロナウイルス感染症に便乗した違法な貸付けにご注意を！
	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol. 78（令和3年3月発行）	自然災害や新型コロナウイルスの影響でローン返済にお困りではありませんか？
	海外広報誌	Highlighting JAPAN May 2021（令和3年5月発行）	Japan as a Global Financial Center
	海外広報誌	KIZUNA Linking Japan and the World（令和3年5月掲載）	Advancing Japan's Status as a Global Financial Hub
新聞	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し（令和2年7月27日から8月2日）	振り込め詐欺救済法について
	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し（令和3年1月25日～1月30日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	Financial Times	アドバトリアル（令和3年6月9日）	JAPAN: HARNESSING INNOVATION FOR CLIMATE LEADERSHIP
インターネット	インターネットテキスト広告	読売オンライン（令和2年8月17日～8月23日）	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル（令和2年12月7日～12月13日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（令和2年12月7日～12月13日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	産経デジタル（令和2年12月7日～12月13日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（令和2年12月14日～12月20日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告	産経デジタル（令和2年12月14日～12月20日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告	グノシー（令和2年12月14日～12月20日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	読売オンライン（令和2年12月21日～12月27日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告	グノシー（令和2年12月21日～12月27日）	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル（令和2年12月21日～12月27日）	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告	産経デジタル（令和3年1月25日～1月31日）	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル（令和3年2月1日～2月7日）	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル（令和3年2月8日）	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	産経デジタル（令和3年2月8日）	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用場合の特則
	インターネットテキスト広告	Google Display Network（令和3年3月1日～3月7日）	自然災害債務整理ガイドライン
	インターネットテキスト広告	読売オンライン（令和3年5月3日～5月9日）	新たな手口のヤミ金融

	媒体（広報実施時期）		テーマ
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年10月5日～10月11日)	給与ファクタリングに係る注意喚起
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年10月5日～10月11日)	事業者ファクタリングに係る注意喚起
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年10月19日～10月25日)	新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業者への資金繰り支援
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年11月9日～11月15日)	銀行口座の不正な出金に注意！
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年11月16日～11月22日)	個人間融資に関する注意喚起
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年12月7日～12月13日)	多重債務相談強化キャンペーン2020の実施について
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和2年12月14日～12月20日)	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和3年3月15日～3月21日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特例
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (令和3年4月26日～5月2日)	新たな手口のヤミ金融
その他	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成22年7月から掲載（平成25年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成23年7月から掲載（平成25年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成23年8月から掲載（平成29年3月14日更新）	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成25年6月から掲載（平成28年1月12日更新）	新しい投資優遇制度「NISA(ニーサ)」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成25年9月から掲載（平成29年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー(知識・判断力)」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成27年10月から掲載（平成28年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成28年7月から掲載（令和元年10月30日更新）	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成29年5月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	令和2年12月から掲載	キャッシングやローン返済でお困りの方へ 借金問題は解決できます。まずは相談を！
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	令和3年4月から掲載	新たな手口のヤミ金融に注意！ 「#個人間融資」「給与ファクタリング」
	政府広報オンライン お役立ち動画	令和2年12月から掲載	コロナ禍で広がるヤミ金融に注意！ 「給与ファクタリング」「#個人間融資」



## 第8節 情報公開等

### I 開示請求の動向

#### 1. 行政文書の開示

##### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2020年度の開示請求の受付件数は114件となっている。

##### (2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 金融機関等所管する法人に関する文書
- ② 法令や内部規則等に関する文書
- ③ 行政処分等に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2020年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	11	107	16	32	48	15	6	10
証券取引等 監視委員会	4	6	0	4	4	4	0	2
公認会計士・ 監査審査会	30	1	0	1	1	3	0	0
合 計	45	114	16	37	53	22	6	12

（注1）本表は、2020年4月から2021年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2021年度における6月末までの開示請求の受付件数は61件である。

##### (3) 不服申立等

2020年度における不服申立受理件数は11件、前年度繰越分は5件となっており、これらのうち8件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2020年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は1件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

## 2. 行政機関の保有する個人情報の開示

### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、2020年度の開示請求の受付件数は1,456件となっている。

### (2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 公益通報に係る請求人の保有個人情報等
- ③ 金融機関への相談に関する保有個人情報

### 開示請求の受付及び処理状況（2020年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開 示決 定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	0	15	4	8	12	0	1	2
証券取引等 監視委員会	1	1	0	1	1	0	0	1
公認会計士・ 監査審査会	12	1,440	1,364	0	1,364	0	5	83
合 計	13	1,456	1,368	9	1,377	0	6	86

(注1) 本表は、2020年4月から2021年3月末までの計数を取りまとめたものである。  
総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注2) 2021年度における6月末の開示請求の受付件数は118件である。

### (3) 不服申立等

2020年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は0件、前年度繰越分は8件となっており、これらのうち、1件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2020年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は2件であり、2件とも同年度中に裁決・決定を行っている。

## II 文書管理等の状況

### 1. 内部管理体制

#### (1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計2回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2020年10月～11月に自主点検を実施。  
また、自主点検後、2021年2月において監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2020事務年度（2020年7月～2021年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が8件発生した。（行政文書の紛失、メールの誤送信など）。

ただし、行政文書の紛失については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、誤送信についても速やかに相手方にメール削除を依頼し、対応いただいている。いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 行政文書の入手方法や管理方法等を改めて確認のうえ、必要な見直しを行うよう周知。
- ② 職務の性質上、デジタル化が差し支えない資料についてはデジタル化することを徹底。
- ③ 長時間離席するときは、特に機密性のある文書を机上に放置しないことを徹底。

## 第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2020年7月～2021年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	10回	11回	3回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	4回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	6回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	暗号資産取引業
1回	4回	2回	2回

## 第10節 パブリック・コメント手続の実績（別紙1参照）

## 意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2020事務年度(2020年7月～2021年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R3.6.30	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公表について	R3.7.30
R3.6.30	「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」の一部を改正する内閣府令(案)の公表について	R3.7.30
R3.6.30	「監査に関する品質管理基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R3.7.29
R3.6.18	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R3.7.19
R3.6.15	「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.7.15
R3.6.9	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)(オペレーティングリースの媒介)の公表について	R3.7.12
R3.6.9	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)(タイムラグマージンに関する監督指針改正)の公表について	R3.7.12
R3.5.28	令和3年金融機能強化法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R3.6.10
R3.5.20	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.6.21
R3.5.20	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う金融庁関係政府令の改正案の公表について	R3.6.20
R3.4.30	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R3.5.29
R3.4.26	「貸金業法施行規則」の改正案の公表について	R3.5.26
R3.4.23	「無尽業法施行細則」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について	R3.5.23
R3.4.23	「標準責任準備金制度にかかる告示の一部改正(案)」等の公表について	R3.5.24
R3.4.16	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R3.5.17
R3.4.14	「立入検査の基本的手続」の一部改正(案)の公表について	R3.5.14
R3.4.7	投資家と企業の対話ガイドライン改訂案の公表について	R3.5.7
R3.4.5	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(案)について	R3.4.16
R3.3.31	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正(案)」の公表について	R3.4.30
R3.3.26	「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.4.26
R3.3.24	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R3.4.23
R3.3.5	「暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十五条第七項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」の公表について	R3.4.4

公表日	案件名	締切日
R3.3.5	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第三十八項第二号及び第四十八項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」の公表について	R3.4.4
R3.2.24	「金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引のカバー取引を行うための市場デリバティブ取引を定める件(案)」の公表について	R3.3.26
R3.2.22	令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R3.3.24
R3.2.22	レバレッジ比率規制に関する告示の一部改正(案)の公表について	R3.3.5
R3.2.15	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.3.17
R3.2.1	「特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R3.3.3
R3.1.25	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R3.2.24
R2.12.25	令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R3.1.25
R2.12.25	令和2年金融商品取引法改正に係る内閣府令・告示案の公表について	R3.1.25
R2.12.25	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R3.1.25
R2.12.25	流動性比率規制(第1の柱・第3の柱)に関するパブリックコメントの結果及び告示等の一部改正(案)の公表について	R3.1.25
R2.12.24	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R3.1.22
R2.12.11	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正(案)の公表について	R3.1.22
R2.11.30	「労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(案)」等の公表について	R2.12.30
R2.11.24	「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」等の一部改正(案)の公表について	R2.12.23
R2.11.19	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R2.12.23
R2.11.6	「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行(1年3月以内施行及び1年6月以内施行)等に伴う金融庁関係政府令等の改正案の公表について	R2.12.7
R2.11.6	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.12.7
R2.10.30	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.11.30
R2.10.27	「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(案)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について	R2.11.26
R2.10.23	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.12.1
R2.10.21	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.11.30
R2.9.25	「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂案)、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.10.26

公表日	案件名	締切日
R2.9.4	「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則」(案)及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について	R2.10.5
R2.8.31	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同項に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件(案)」の公表について	R2.9.30
R2.8.24	「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.9.4
R2.8.7	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.9.6



## 第11節 金融行政アドバイザー制度

### I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

（参考）金融行政アドバイザーの委嘱状況（2021年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計40名。内訳は次のとおり。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）                 | : 13名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等     | : 9名  |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等      | : 3名  |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 15名 |

### II 2020事務年度における取組み

2020年7月～2021年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いたほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

## 第12節 金融行政モニター制度（別紙1～3参照）

### I 制度の概要（別紙1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、より良い金融行政の遂行を目指している。

### II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙2、3参照）

#### 1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2020事務年度には40件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2020事務年度には857件のご意見等が寄せられた。

#### 2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

# 金融行政モニターについて

## 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しい**とのご指摘もあるところです。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

### モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	
佐々木 百合	明治学院大学経済学部長・教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部 教授	
和仁 亮裕	弁護士(モリソン・フォースター法律事務所シニア・カウンセラー)	

## ～制度のポイント～

**お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)に直接届きます**

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

**ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます**

- 今後のより良い金融行政のために活用

**意見提出者の匿名性は厳格に担保されています**

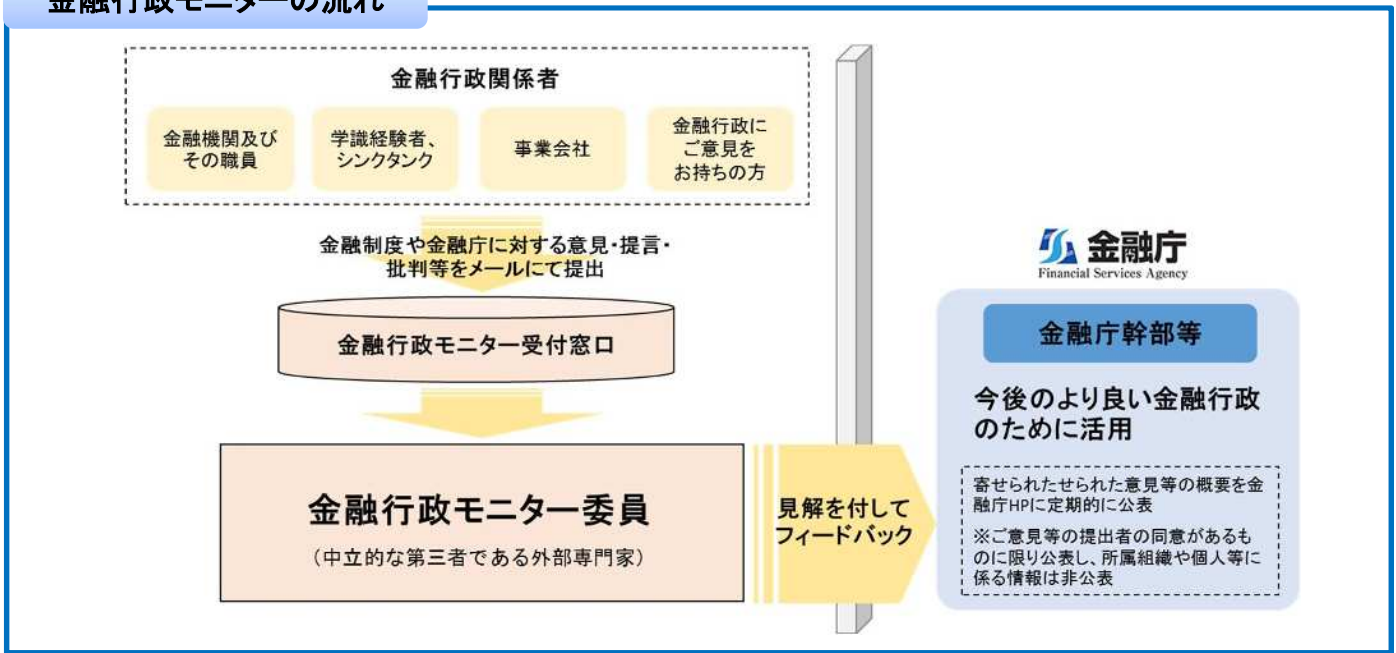
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

**会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です**

- 匿名での提出も可能です

**お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません**

## 金融行政モニターの流れ



### 寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

#### ◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

##### 【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

##### 【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

#### ◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

##### 【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

##### 【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

## 金融行政モニター受付窓口

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受付けております。

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先

金融庁総合政策局総合政策課

金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)

Fax 03-3506-6699

令和3年6月30日  
金融庁

## 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

### 1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。

### 2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○平成28年1月29日から令和3年6月30日までに寄せられたご意見等

**【受付件数】**

213件

**【主なご意見等】**

(別紙3)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるもの限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ  
総合政策局総合政策課
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ  
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和3年1月 ～ 令和3年3月	<p>金融庁が所管する委員会や審議会の委員等の構成（年齢層）を変えていく必要があると考える。もちろん、経験豊富な有識者（50代後半～60代）による議論は、方向性を見誤らないために重要であることは理解しており、今後も中心であり続けると思われる。</p> <p>しかしながら、実務・現場との距離感が大きすぎる年代にも思われるため、より若い世代（20代、30代とは言わないまでも、40代）の有識者等も積極的に議論に加えていくことをご検討いただきたい。</p>	<p>金融庁における有識者会議等の委員等の選任状況としては、50代、60代の委員等がそれぞれ約4割、あわせて約8割となっており委員構成の中心となっていますが、40代以下の委員等も約1割選任されています。</p> <p>ご指摘をいただきましたとおり、若い世代の意見を反映させていくことは重要であると認識しております。</p> <p>金融庁において開催する各種の有識者会議等については、その目的や審議事項等は様々となっていますが、多様な意見を反映させていく観点から、いただいたご意見も踏まえ、委員等の選任に当たっては、それぞれの会議等によって求められる知識・経験等を有する人材を人物本位で選任することを前提としつつ、委員等の専門分野・属性・ジェンダー・年齢などの多様性にも留意して行ってまいりたいと考えます。</p>

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和3年1月 ～ 令和3年3月	<p>難病患者が難病患者会等の任意団体の名義変更等の口座手続きをA銀行でしようとしたところ、マネーロンダリング等の金融犯罪防止を理由に、銀行職員に代筆を拒否された。難病患者には、対人のやり取りが可能な金融機関の方が、振込手数料や口座維持コストが安価なネット銀行よりも利用しやすい。銀行職員の代筆が可能となるよう制度や合理的配慮の整備を求めたい。</p> <p>また、特定の障害者団体に対して手数料の免除を行う金融機関が見られるが、手数料の免除を他の障害者団体や難病等の患者会に対しても適用していただけるよう金融庁から呼びかけていただきたい。</p>	<p>障がい者の求めに応じて銀行の職員による代筆を可能とする制度や合理的配慮の整備に関するご意見については、「主要行等向けの総合的な監督指針」(Ⅲ-6-4-2(2)①)等において、銀行が、自筆が困難な障がい者等への代筆について、職員等による代筆を可能とする旨の社内規則を整備し十分な対応を行うよう定めています。</p> <p>金融庁としては、障がい者に配慮した取組みに関するアンケートにより金融機関の取組状況をフォローしつつ、業界団体との意見交換会を通じて、金融機関全体に対し代筆対応の周知徹底を行ってまいります。</p> <p>また、障がい者に対する手数料の免除については、取引内容(残高、取引明細等)の点字による無料の通知を行っている金融機関や窓口での振込手数料をATMでの振込と同額に減免している金融機関がみられるところです。どのような手数料を徴収するかについては金融機関の経営判断に属する事項となりますが、障がい者に配慮した取組事例として参考となるよう金融機関に紹介してまいります。</p>

## 第13節 金融サービス利用者相談室

### I 概要（別紙1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

### II 相談等の受付状況（別紙2参照）

2020年4月1日から2021年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は48,361件となっている。1日当たりの平均受付件数は199件となっており、2019年度（156件）から増加している。そのうち、事前相談の受付件数は880件、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」の受付件数は9,950件、となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は1,891件あり、そのうち1,542件が何らかの被害があったものである。

2. 分野別では、預金・融資等が19,838件（41%）、保険商品等が7,001件（14%）、



投資商品等が9,454件(20%)、貸金等が2,741件(6%)、資金移動・前払式支払手段等が1,111件(2%)、暗号資産(仮想通貨)等が2,505件(5%)、金融行政一般・その他が5,711件(12%)となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が125件(14%)、保険商品等が44件(5%)、投資商品等が520件(59%)、貸金等が12件(1%)、資金移動・前払式支払手段等が2件(1%)、暗号資産(仮想通貨)等が144件(16%)、金融行政一般・その他が33件(4%)となっている。

### 3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

- (1) 預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(12,306件→19,838件)。受付件数19,838件のうち、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて寄せられた相談等の受付件数は7,576件(38%)となっている。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが7,028件(35%)、一般的な照会・質問に関するものが6,862件(34%)等となっている。
- (2) 保険商品等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、減少している(8,616件→7,001件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,389件(34%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,375件(19%)等となっている。
- (3) 投資商品等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(8,374件→9,454件)。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが3,510件(37%)、個別取引・契約の結果に関するものが3,062件(32%)等となっている。
- (4) 貸金等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(2,132件→2,741件)。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが925件(33%)、個別取引・契約の結果に関するものが627件(22%)等となっている。
- (5) 資金移動・前払式支払手段等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(550件→1,111件)。要因別では、行政に対する要望等に関するものが505件(45%)、一般的な照会・質問に関するものが361件(32%)等となっている。
- (6) 暗号資産(仮想通貨)等に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(1,794件→2,505件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが1,466件(58%)、一般的な照会・質問に関するものが648件(25%)等となっている。

- (7) 行政一般・その他に関する相談等の受付件数は、2019年度に比べて、増加している(3,746件→5,711件)。受付件数5,711件のうち、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて寄せられた相談等の受付件数は2,104件(36%)となっている。要因別では、行政に対する要望等に関するものが4,239件(74%)、一般的な照会・質問に関するものが875件(15%)等となっている。
4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

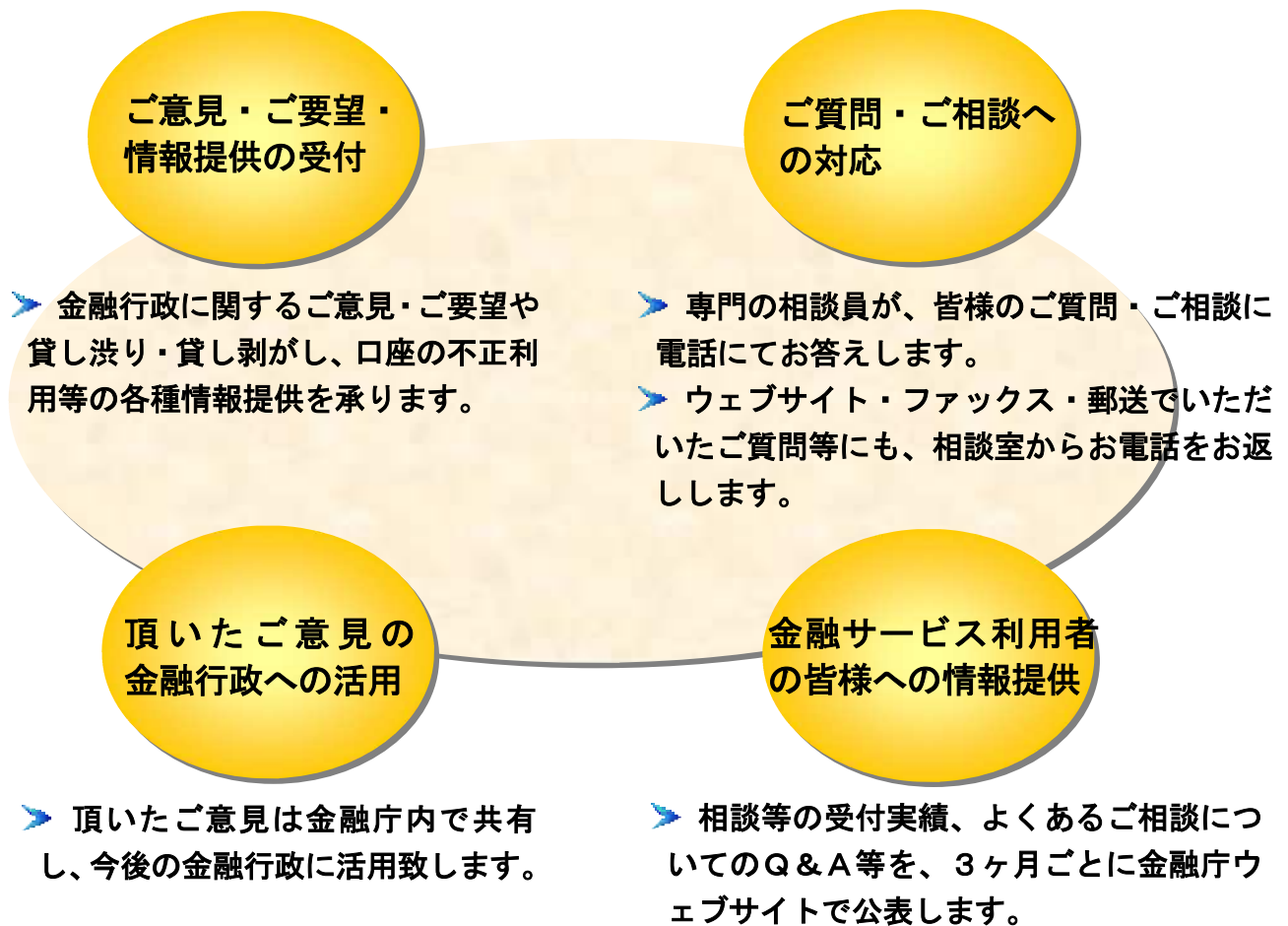
(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等  
2020年4月1日～6月30日・・・2020年9月18日公表(第60回)  
2020年7月1日～9月30日・・・2020年12月8日公表(第61回)  
2020年10月1日～12月31日・・・2021年2月17日公表(第62回)  
2021年1月1日～3月31日・・・2021年5月18日公表(第63回)

# 金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

## ◆ 相談室が提供する4つのサービス



### - ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- 聴覚・言語障害等により電話対応が困難な障害者の方につきましては、個別に対応方法を検討いたしますので、お申出下さい。

裏面もご覧下さい 

## ◆ 相談室へのアクセス方法

### お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）  
IP電話からは 03-5251-6811

（注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

### ● 受付の流れ：

➤ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

➤ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を 24 時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。  
（注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。  
（注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。  
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

### ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ  
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

### ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。  
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



金融庁

総合政策局総合政策課 金融サービス利用者相談室

(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表  
(2020年4月1日～2021年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2020年4月1日～6月30日・・・2020年9月18日公表(第60回)

2020年7月1日～9月30日・・・2020年12月8日公表(第61回)

2020年10月1日～12月31日・・・2021年2月17日公表(第62回)

2021年1月1日～3月31日・・・2021年5月18日公表(第63回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
質 問 ・ 相 談	12,647	8,069	7,537	7,906	36,159
意 見 ・ 要 望	4,105	2,233	1,517	1,828	9,683
情 報 提 供	448	403	328	325	1,504
そ の 他	161	220	411	223	1,015
合 計	17,361	10,925	9,793	10,282	48,361

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
電 話	15,262	8,770	8,150	8,557	40,739
ウ ェ ブ サ イ ト	1,374	1,394	1,150	1,389	5,307
フ ァ ッ ク ス	97	83	91	71	342
手 紙	292	313	271	217	1,093
そ の 他	336	365	131	48	880
合 計	17,361	10,925	9,793	10,282	48,361

3. 分野別受付件数

3-1. 総受付件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
預 金 ・ 融 資 等	9,265	4,098	3,166	3,309	19,838
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,618	1,825	1,802	1,756	7,001
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,165	2,292	2,495	2,502	9,454
貸 金 等	794	711	594	642	2,741
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	171	576	205	159	1,111
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	440	480	668	917	2,505
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	2,908	943	863	997	5,711
合 計	17,361	10,925	9,793	10,282	48,361

### 3-2. 「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」受付件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
預 金 ・ 融 資 等	5,607	898	487	584	7,576
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	12	2	0	0	14
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	7	3	0	2	12
貸 金 等	133	31	43	37	244
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	0	0	0	0	0
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	0	0	0	0	0
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	1,961	76	26	41	2,104
合 計	7,720	1,010	556	664	9,950

### 3-3. 「事前相談(予防的なガイド)」受付件数

(単位:件)

区 分	2020/4～6	2020/7～9	2020/10～12	2021/1～3	2020年度合計
預 金 ・ 融 資 等	115	5	4	1	125
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	7	12	16	9	44
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	89	163	136	132	520
貸 金 等	3	4	3	2	12
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	1	1	0	0	2
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	29	33	37	45	144
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	26	1	3	3	33
合 計	270	219	199	192	880

## 4. 分野別・要因別の相談等受付件数

### ○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	950	10.3	7,422	80.1	893	9.6	9,265	100.0
7月～9月	1,338	32.7	2,044	49.9	716	17.5	4,098	100.0
10月～12月	1,040	32.8	1,358	42.9	768	24.3	3,166	100.0
1月～3月	1,099	33.2	1,495	45.2	715	21.6	3,309	100.0
2020年度合計	4,427	22.3	12,319	62.1	3,092	15.6	19,838	100.0

### ○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	456	28.2	647	40.0	515	31.8	1,618	100.0
7月～9月	491	26.9	718	39.3	616	33.8	1,825	100.0
10月～12月	522	29.0	683	37.9	597	33.1	1,802	100.0
1月～3月	544	31.0	705	40.1	507	28.9	1,756	100.0
2020年度合計	2,013	28.8	2,753	39.3	2,235	31.9	7,001	100.0

### ○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	449	20.7	1,716	79.3	2,165	100.0
7月～9月	562	24.5	1,730	75.5	2,292	100.0
10月～12月	509	20.4	1,986	79.6	2,495	100.0
1月～3月	529	21.1	1,973	78.9	2,502	100.0
2020年度合計	2,049	21.7	7,405	78.3	9,454	100.0

### ○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	794
7月～9月	711
10月～12月	594
1月～3月	642
2020年度合計	2,741

○資金移動・前払式支払手段等

(単位:件、%)

区 分	資金移動		前払式支払手段		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	49	28.7	48	28.1	74	43.3	171	100.0
7月～9月	431	74.8	59	10.2	86	14.9	576	100.0
10月～12月	65	31.7	66	32.2	74	36.1	205	100.0
1月～3月	47	29.6	61	38.4	51	32.1	159	100.0
2020年度合計	592	53.3	234	21.1	285	25.7	1,111	100.0

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	440
7月～9月	480
10月～12月	668
1月～3月	917
2020年度合計	2,505

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	2,908
7月～9月	943
10月～12月	863
1月～3月	997
2020年度合計	5,711



## 第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2017年4月から2022年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙1、2参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト中の「政策評価」を参照。

なお、PDCAサイクルを有効に機能させるため、2013年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。（別紙3参照）

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙4参照）

（参考2） 評価の実施状況（別紙5参照）

## 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2017年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

(「IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以上)

## 実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

## （横断的施策）

施策
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 業務継続体制の確立と災害への対応
3 その他の横断的施策

## （金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
2 検査・監督の見直し
3 金融行政を担う人材育成等

金融庁における令和2年度実績評価（概要）

基本政策／施策	主な取組み（実施計画より）	主な実績	今後の課題
<b>I 金融システムの安定と金融仲介機能</b>			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 我が国金融システムの健全性を持続的に確保するため、実体経済と金融システムの相互関連性や金融システム内のストレスの波及について、新型コロナウイルスの影響も含め調査・分析を行った上で、業界横断的な視点から金融モニタリングを実施。</li> <li>✓ こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、深度ある対話を実施。</li> <li>✓ 金融行政の実効性・適時性を確保するため、データの収集、管理、活用の枠組み・ルール（データガバナンス）の整備に取り組むとともに、データ分析力を向上させ、データ活用を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、新型コロナウイルス感染症の影響を含む内外環境変化等を適時に把握し、金融機関のモニタリングに業態横断的に活用するとともに、金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を実施。</li> <li>✓ 健全性維持の観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話を実施したほか、リスク管理態勢の把握・検証を行い、リスク管理態勢の高度化を促進。</li> <li>✓ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の公表停止に備え、各金融機関の取組状況のモニタリング、LIBOR 利用状況調査、各種講演や説明会での情報発信等を実施。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の状況を的確に把握するため、金融機関からの徴求データ・金融経済情勢に関するマクロデータ及び企業の個社データを用いて分析するなど、データ活用の高度化を推進するとともに、分析手法の多様化等の中長期的視点に立ったデータ戦略への取組を実施。</li> </ul>	<p>金融システムの安定性の維持に向けて、我が国金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進める。特に、データ分析の態勢整備を進めることで、金融セクターにおける実態把握に取り組む。</p> <p>あわせて個別の金融機関の健全性を確保・維持するため、業態横断的な対応に加え、引き続き業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。</p>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、関係者と十分な対話を行った上で、国内実施に関する規制方針案等の公表を実施。</li> </ul>	<p>国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備など、引き続き金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。</p>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新型コロナウイルスが内外経済に甚大な影響をもたらす中、金融機関が、継続的に事業者の業況等をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。</li> <li>✓ 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。</li> <li>✓ 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲規制等を見直す。</li> <li>✓ 金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について実務家や有識者との研究会や、現在の経済環境、海外の実務も踏まえつつ、検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関による事業者の資金繰り支援等に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた累次の要請を実施。また、特別ヒアリング等を通じて、感染症拡大の影響を受けた事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援について積極的な対応を促進。</li> <li>✓ REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本金劣後ローン、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関等に周知し活用を促進。</li> <li>✓ 「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。</li> <li>✓ 金融機関に事業者の事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度等の可能性について検討するため、新たに「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置（令和2年11月）し、有識者よりいただいた意見等を踏まえた検討の結果を論点整理として取りまとめ、公表（2年12月）。</li> <li>✓ 地域課題解決支援室・チームにおいて、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」への参加、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進め、同チームのノウハウや把握事例等を展開。その他、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組を支援。</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、金融機関による事業者への資金繰り支援の徹底や経営改善・事業再生・事業転換支援等の促進など、必要な措置を実施していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等による影響も踏まえ、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは抜本的な経営改善の策定・実行を促すため、個別の対話を継続して実施していく。</p> <p>担保法制の見直し等については、法務省・法制審議会・担保法制部会への問題提起などを通じて、引き続き議論に貢献していく。</p> <p>「ダイアログ」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートや、金融機関等の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有していく取組の支援を実施していく。</p>

II 利用者の保護と利用者利便の向上			
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 顧客本位の業務運営の更なる進展に向けて、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」を導入し、デジタル化の進展や新型コロナウイルスの影響も踏まえたモニタリングを行う。</li> <li>✓ 金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融審議会市場ワーキング・グループの議論を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び監督指針を改訂・改正し、「重要情報シート」の活用促進により顧客が金融機関や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため業界等との対話を実施したほか、金融機関の顧客本位の業務運営への取組状況等を公表。このほか、金融機関における顧客本位の業務運営の経営戦略上の位置づけ等についてモニタリングを実施。</li> <li>✓ 金融庁職員による金融経済教育の出張授業を継続的に実施したほか、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、デジタルコンテンツの提供をはじめとするICTの活用により、幅広い層に対して金融経済教育の取組を推進。また、令和3年度の税制改正要望にて、NISA 制度の電子手続を簡素化したほか、NISA 特設ウェブサイトのコンテンツの充実や SNS を通じた情報発信により、つみたてNISA の広報等を実施(令和2年12月末時点:約300万口座)。</li> </ul>	<p>顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」等の改訂も踏まえ、金融機関の取組みの「見える化」やモニタリング等の実施・充実を図るなど、利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取組んでいく。</p> <p>また、ICTを活用したデジタルコンテンツ等の提供により学校や企業における金融経済教育を支援するための取組を更に進めるほか、2024年の新しいNISAの導入に向け、十分な周知・広報をすすめるとともに、つみたてNISAの更なる普及に努める。</p>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 振り込み詐欺、インターネットを利用した不正送金等について、資金移動業者を通じた金融機関からの不正出金にみられるような新たな手口の実態を踏まえた対策の実施等を金融事業者に促すとともに、警察庁とも連携して、これら事業者に対し必要な施策を検討・実施するほか、新型コロナウイルスの影響等もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS 個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組を更に推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、不正防止策の実施や被害補償について要請を行うとともに、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施。また、預金取扱金融機関に対して、銀行口座と連携する決済サービスに係るセキュリティの状況等の実態把握のため、全国銀行協会と連携して調査を実施し、調査結果を公表。さらに、事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等を改正。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS 個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起を実施。</li> <li>✓ 通信アプリを運営するLINE 社が、個人情報の管理について利用者への説明が不十分であった旨の公表を行ったことを踏まえ、金融子会社であるLINE Pay 社等についても、その実態を適切に把握すべく、資金決済法等に基づき金融業務に関する情報の管理状況について報告を求めた。</li> </ul>	<p>金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく。</p>
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 足元で金融資本市場の不安定な動きも見られる中、デジタル化の進展を踏まえ、網羅的で(広く)・機動的で(早く)・深度ある(深い)市場監視を実施する。</li> <li>✓ 市場監視業務におけるデジタル化の推進や適切な市場監視を行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融市場の動向等を踏まえ、フォワードルッキングな市場監視や機動的な市場監視を実施し、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告や行政処分勧告のほか、重大で悪質な事案について刑事告発を行うなど、厳正に対処。また、無登録業者による投資者被害の拡大防止のため、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用。</li> <li>✓ 取引監視システムの機能強化等、市場監視業務におけるデジタル化の活用を推進するとともに、検査・調査等に資するIT人材育成を目的とした研修や海外当局主催の研修への職員参加を実施。</li> </ul>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化やデジタル化の進展等により市場が大きく変化する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図るため、市場監視機能の強化を引き続き進めていく。</p>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和2年3月期から開示の充実が求められている経営方針やリスク情報等の記述情報について、開示の好事例の収集・公表を行う。</li> <li>✓ IFRS への移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 記述情報の開示の充実を図るため、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表(令和2年11月公表、3年3月最終更新)。</li> <li>✓ 企業会計審議会総会・会計部会において、IFRS への移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況の審議を実施。また、令和3年3月期から全面適用される「監査上の主要な検討事項」について、日本公認会計士協会との意見交換会において早期適用事例を紹介したほか、有価証券報告書における企業側の情報開示を促すなど関係者の理解を深めるための対応を実施。</li> </ul>	<p>金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め、幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する。</p> <p>引き続き、IFRS への移行促進、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を進める。</p>



<p>3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。税制を含めたビジネス環境の改善策を検討する。</li> <li>✓ 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。</li> <li>✓ 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地政学的なリスクなどが高まる中で国際的なリスク分散に貢献するとともに、金融資産の運用能力向上と成長資金の供給強化を図るため、世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて、税、在留許可、英語対応をはじめとする課題に取り組んだ。</li> <li>✓ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)に関する開示の充実等を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの改訂案を提示。</li> <li>✓ 東京証券取引所は、市場構造改革に関し、新市場区分への改編や上場基準の見直し、TOPIX の見直し等を含む上場規則の改正案を公表(令和 2 年 12 月)。</li> <li>✓ 我が国資本市場の機能・魅力の向上を図るために、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制(情報授受規制)の緩和に関する報告書を公表。</li> </ul>	<p>引き続き海外事業者や高度外国人材のための環境を整備するとともに、我が国金融資本市場の魅力向上に向けた施策に取り組んでいく。</p> <p>また、コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、コーポレートガバナンス・コードの再改訂を公表した後、フォローアップを行っていく。</p> <p>このほか、令和 4 年 4 月の新市場区分への円滑な移行を実現するため、東京証券取引所の取組を後押しするとともに、我が国資本市場の一層の機能発揮に向けて、投資家保護に配慮しつつ、取引所内外における資金の流れの多様化を促す施策などの検討を進めていく。</p>
<p><b>(横断的施策)</b></p>			
<p>1 IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。</li> <li>✓ 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや決済インフラの高度化・効率化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応。</li> <li>✓ 金融サービス仲介業の創設・新規参入に向けて、金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表。</li> <li>✓ 「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進。</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症に伴うテレワーク環境が進展していることを踏まえ、実際のテレワーク環境下でサイバー演習を実施。</li> <li>✓ 金融機関において発生したシステム障害等に対し、障害の復旧状況や真因についてヒアリング等を行い、再発防止を要請。</li> </ul>	<p>イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタル化の進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていく。</p>
<p>2 業務継続体制の確立と災害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施。</li> <li>✓ 令和 2 年 7 月豪雨への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルを設置したほか、金融機関に対してきめ細かな対応を促す。</li> </ul>	<p>金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p>
<p>3 その他の横断的施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際的に協調した対応(コロナ対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な議論・連携)を進めるとともに、国際的な当局間のネットワーク・協力を強化する。</li> <li>✓ 海外当局等における優れた取組を採り入れるとともに、我が国の工夫を国際的に共有し世界の実務の向上に貢献する。</li> <li>✓ 世界共通の課題への対応(サステナブルファイナンス、マネロン・テロ資金供与対策の強化)について、我が国として必要な取組を実施し、国際的な議論へ参画・貢献する。</li> <li>✓ 金融機関等から受け付ける申請・届出等の行政手続きの電子化等を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コロナ危機の当初より、金融安定理事会(FSB)での各国の協調を目的とした議論に参加し、FSB5 原則の策定に貢献するとともに、海外危機対応関係当局との関係を強化するなど、国際的に協調した対応を推進。</li> <li>✓ 当局間協力に関し、バーチャルなコミュニケーションを用い、二国間会議における意見交換、日中金融協力、新興国に対する技術協力を更に推進。</li> <li>✓ 2050 年カーボンニュートラルをはじめ、持続可能な社会の実現に向けてサステナブルファイナンスを推進するため、サステナブルファイナンス有識者会議等を設置し、課題や対応案等について議論。マネロン・テロ資金供与対策について、金融機関等の実効的な体制整備の取組みを一層促進するため関係ガイドラインを改正するとともに、AI を活用したシステム構築・金融機関の共同利用に係る実証事業を実施。</li> <li>✓ 行政手続きの電子化に向けて、システムの整備及び制度面での対応を実施。</li> </ul>	<p>国際的に協調した対応は、新型コロナの影響下においても、世界の金融システムの健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながる。引き続き、積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、新興国の金融技術支援等に取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながる。引き続き、積極的に取り組んでいく。</p> <p>さらに、世界共通の課題への対応として、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めるほか、検査・監督体制の強化等を通じ、我が国における金融業界全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化に向けて取り組んでいく。</p>

(金融庁の行政運営・組織の改革)			
<p>1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種有識者会議の活用や金融行政に対する外部評価及び自己評価の実施等による金融庁のガバナンスの改善、金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施するほか、財務局の金融行政担当部局との一体化を推進する。</li> <li>✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「サステナブルファイナンス有識者会議」等の各種有識者会議を開催したほか、行政データを学術的に活用するため、より高度な分析・研究が可能なインフラ整備を推進するなど、有識者からの提言や学術的成果等を金融行政への確に反映するための取組を実施。このほか、金融行政に係る広報について、新型コロナウイルス感染症関連の情報発信や Twitter を活用した情報発信を強化するとともに、財務局の金融行政担当部局との一体化推進のため、財務局とのコミュニケーション頻度の更なる充実等を実施。</li> <li>✓ 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化し、国際金融機能の確立やサステナブルファイナンスの推進などの重要施策を実施。</li> </ul>	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。</p>
<p>2 検査・監督の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するため、IT ガバナンス、コンプライアンス・リスク管理等の個別分野ごとの「考え方と進め方」や重要な課題・着眼点等を整理・公表。</li> <li>✓ モニタリングの質の向上のため、第三者による「外部評価」や金融庁幹部による金融機関からの意見聴取等を実施。</li> <li>✓ 令和2年11月に「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」を設置し、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から日本銀行が行う金融モニタリングとの間で連携を強化するための枠組み構築に向けた検討を実施。</li> </ul>	<p>金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行う。また、的確な実態把握を行うための実践的なモニタリング手法の開発や金融機関に対するモニタリング結果の還元強化などに継続して取り組み、PDCA サイクルを実践・定着させていく。</p> <p>さらに、タスクフォースの検討結果を取りまとめ、日本銀行との適切な分担のもと、金融業界の意見を聞きながら質の高いモニタリングを実施していく。</p>
<p>3 金融行政を担う人材育成等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 課室での「グループ化」によるコミュニケーションの活性化、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組を支える環境整備を進める。</li> <li>✓ これまで以上にマネジメントを意識した組織運営を行うため、幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、その状況を事後的に検証（職員満足度調査や360度評価）する取組や、「グループ長」のマネジメントの意識を高める取組を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各課室の中で5～10名程度のグループを編成し、職員間のコミュニケーションの活性化を図るほか、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会を拡大するなど、職員による主体的な取組を支える環境整備を推進。</li> <li>✓ 幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、職場の状況について職員満足度調査や360度評価の結果をフィードバックすることで改善につなげていく取組を実施。</li> <li>✓ 職員満足度調査における全体的な満足度のスコアは、全庁で前年に比べ0.26ポイント上昇し、3.99/5.00となった。</li> </ul>	<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>

## 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
2年9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価（令和元年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（2年9月17日公表）</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和2年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：令和2年4月～令和3年3月末）策定（2年11月27日公表）</li> </ul>
3年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（3年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和元年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（3年6月3日）</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価に関する有識者会議」開催（3年7月1日）</li> </ul>

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。



評価の実施状況

(別紙5)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	5件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	26件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	10件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	8件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5件	2件

30 年度	14 件 (29 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6 件	11 件
元年度	14 件 (30 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12 件	3 件
2 年度	14 件 (元年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12 件	8 件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。  
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。  
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価の実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年 5 月より評価の実施が義務化された。

## 第15節 金融庁業務継続計画の策定

### 1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（別紙1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

### 2. 災害等発生時に備えた訓練

#### ・ 災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

# 金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

## < 概 要 >

金 融 庁



# 「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

## 背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

## 金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定 (H27.12)。

## 基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

## 想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
  - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
  - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

# 金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害対策本部の設置・運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•災害対策本部の設置・運営に関する庶務</li> <li>•庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理</li> <li>•外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整</li> <li>•職員の参集・配置に関する総合調整</li> <li>•災害対応に係る文書の記録・保存</li> <li>•国会及び取材への対応</li> </ul> </li> <li>➢金融市場等における状況の確認</li> <li>➢金融機関における状況の確認</li> <li>➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信</li> <li>➢金融機関に対する被災者支援の要請</li> <li>➢被災者等からの相談受付</li> <li>➢EDINETの管理・運用</li> <li>➢公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢行政資源の被災状況の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•職員の安否確認</li> <li>•本庁舎の設備等の被災状況の確認</li> </ul> </li> <li>➢庁内情報システムの管理等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•庁内情報システムの障害への対応</li> <li>•金融庁行政情報化LANシステムの運用</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph TD     A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] &lt;--&gt; B["金融庁 災害対策本部"]     B &lt;--&gt; C["金融機関 取引所 決済機関等"]     B --- D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"]     A -- "迅速な情報収集・提供" --&gt; B     C -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --&gt; B     B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --&gt; D                     </pre> </div>

# 想定災害発生時における職員の参集体制

## 非常時参集要員

## 災害発生時の対応

### ① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

### ② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

## 業務継続のための執務環境の整備

### 庁舎

- ・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- ・ 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

### 備蓄

- ・ 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

### 通信

- ・ 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

### 行政情報システム

- ・ 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

### 広報

- ・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ・ ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。



## 今後の取組み・本計画の見直し

### 今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

### 訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

## 第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂2014」(2014年6月24日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(2013年12月13日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(2014年6月12日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、2014年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

### I 英語による行政情報の発信

2014年4月より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案等については、日英同時公表を行っている。

さらに、タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、英語で公表された事案についてはウェブサイトだけでなく、Twitter(英語版アカウント)も活用するとともに、金融庁の政策をより理解しやすいものとするため、月刊で発行する広報誌「アクセスFSA」を英訳して公表し、英語による積極的な情報発信を行った。

### II 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

2014年4月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

2020事務年度においては、計615件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が229件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が115件、その他の照会が271件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

### III 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2020事務年度においては、(別紙1)に掲げた法令等のほか、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」の本文・概要の英語版を作成・公表した。加えて、「保険会社向けの総合的な監督指針」の英語版の作成を完了し、全編を公表したほか、2020事務年度のグループ監督の方針等を示した「IAIGs等向けモニタリングレポート」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・金融サービスの提供に関する法律（令和二年法律第五十号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律（令和二年法律第五十号による改正まで反映）
- ・資金清算機関に関する内閣府令（令和元年内閣府令第四十一号による改正まで反映）
- ・保険業法（令和元年法律第三十七号による改正まで反映）
- ・保険業法施行令（平成三十年政令第百八十三号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法（令和元年法律第三十七号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法施行令（令和二年政令第百九十号による改正まで反映）
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（令和二年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（令和二年内閣府令第五十三号による改正まで反映）
- ・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（令和元年内閣府令第五十三号による改正まで反映）
- ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（令和二年内閣府令第四十六号による改正まで反映）
- ・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（令和二年内閣府令第十三号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律（令和元年法律第三十七号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律施行規則（令和二年内閣府令第四号による改正まで反映）
- ・口座管理機関に関する命令（令和二年内閣府・法務省・財務省令第一号による改正まで反映）
- ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（令和二年内閣府令第三十五号による改正まで反映）
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針
- ・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（様式）

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

#### 第1節 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、①地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、②国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、③預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）」が、2021年5月19日に成立し、同年5月26日に公布された。（別紙1参照）

# 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して 金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の概要

(別紙1)

## 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化

デジタル化や地方創生の取組みを  
加速する必要

グローバルな拠点再配置の加速に呼応し  
海外の金融機関・資金を日本に取り込む必要

企業を支援していくためにも  
金融機関は自らの経営基盤を強化する必要

こうした課題に対応して日本経済の回復・再生を力強く支える金融機能を確立するため、規制緩和や環境整備を推進

### デジタル化や地方創生への貢献など [銀行法等]

#### デジタル化や地方創生などに資する業務の追加

##### 【銀行本体】

- 業務に、銀行業の経営資源を主として活用して営むデジタル化や地方創生などに資する業務を追加

※ 内閣府令に個別列挙（自行アプリやITシステムの販売や、幅広いコンサル・マッチングなど）

##### 【子会社・兄弟会社】

- テック企業に加え、新たに、地方創生などに資する業務を営む会社を子会社・兄弟会社に追加

※ 通常は個別認可制だが、財務健全性・ガバナンスが充分なグループが銀行の兄弟会社において一定の業務を営む場合は届出制

#### 出資を通じたハンズオン支援の拡充

- 出資可能範囲・期間の拡充【内閣府令事項】  
※ 早期の経営改善・事業再生支援や、中小企業の新事業開拓の幅広い支援
- 非上場の地域活性化事業会社について、事業再生会社などと同様に議決権100%出資を可能に

#### 「海外で稼ぐ力」の強化

- 買収した外国金融機関の子会社などについて、現地の競争上必要があれば継続的な保有を認めることを原則に
- リース業や貸金業を主として営む外国会社について、迅速な買収を可能に

※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

### グローバルな拠点再配置の加速への対応 [金融商品取引法]

#### 日本市場の強化

- 海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人などについて、届出制の下、一定期間国内において業務を行うことを可能に
- 主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの運用に係る届出制度を創設

### 経営基盤の強化 [金融機能強化法等]

#### 資金交付制度の創設

- ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するための資金交付制度を創設（2026年3月まで申請可能な時限措置）

【対象】人口減少地域を主たる営業地域とする銀行等であって合併・経営統合などの事業の抜本的な見直しを行うもの

【交付額】ITシステム関連費用など見直しに要する費用の一部  
※ 預金保険機構の金融機能強化勘定に属する剰余金を活用

【監督】金融機能強化審査会の意見を聴取しつつ、銀行等から提出された計画を審査（進捗を5年間モニタリング）

#### その他

- 経営基盤強化の取組みの中で行われる株式等保有の合理化に対応するため、銀行等保有株式取得機構による買取り期限を2026年3月まで延長
- 預金保険機構の金融機能強化勘定について、勘定廃止時における金融機能早期健全化勘定からの繰入れ規定を整備

※ 上記のほか、①新型コロナウイルス感染症等の影響に対処するための資金繰り支援の経験も踏まえた、やむを得ない事情がある場合の、合併・転換後の金融機関の業務継続に係る措置、②預金保険制度における、預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るための措置 等

## 第2節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

### I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような取組みや制度整備を行った。

#### 1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための取組み

2018年6月28日に取りまとめられた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（別紙1参照）の提言を踏まえて公表した「記述情報の開示の好事例集」について、有価証券報告書等の主要項目（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」等）の好事例を更新するとともに、新たに、個別事項に関する開示例として「新型コロナウイルス感染症」及び「ESG」に関する好事例を取りまとめ、公表を行った（2020年11月6日公表、2021年3月22日最終更新）

また、政策保有株式については、2019年11月29日に公表した「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」の開示例を更新する形で改めて公表した（2021年3月22日）。（別紙2参照）

#### 2. 金融審議会・市場制度WG

2021年6月18日に「市場制度ワーキング・グループ 第二次報告」が公表され、開示制度に関して、少人数私募の人数通算期間の見直し、特定投資家私募制度の拡充、プロ投資家向けのインターネット勧誘（広告）に係る募集概念の明確化について提言が行われた。

#### 3. 令和元年会社法改正に伴う開示規制の整備

改正会社法（2019年12月11日公布）に伴い、以下の事項について関係政府令の改正を行った（2021年2月3日公布、同年3月1日施行）。

##### （1）取締役等に関する見直し

- ① 報酬等の決定方針等に係る有報等の記載事項の追加
- ② 補償契約・役員等賠償責任保険契約に係る有報等の記載事項の追加
- ③ 無償株式・新株予約権に係る開示制度の整備 等

##### （2）株主総会に関する見直し

会社法改正により導入された株主総会資料の電子提供制度<sup>1</sup>に係るEDINET

<sup>1</sup> 株主の個別の承諾がなくても、電子提供措置（自社ウェブサイトへの掲載等により株主が株主総会参考資料等の提供を受け

T 特例<sup>2</sup>に関し、事実上行われている EDINET 上の開示書類の提供を法的に位置付けるため、法令上の公衆縦覧の方法としてインターネットを利用する方法を追加。

(3) その他

株式交付の際に使用する届出書の様式を整備 等

4. 金融審議会・市場WG報告書の提言を受けた開示規制の整備

金融審議会・市場WG報告書（2020年8月5日）において、重要情報シート等を用いて、かつ、契約締結前交付書面の主な内容を顧客に説明した場合には、法定書類を紙で交付することを要しないことを検討することが適当との提言が行われた。

これを受け、簡潔な重要情報提供等<sup>3</sup>を行い、目論見書被提供者の知識・経験等に照らして一定の事項を説明している場合に目論見書の電子提供を行えるよう、内閣府令改正を実施（2021年2月15日公布・施行）。

## II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資家が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

### 1. 有価証券報告書等の審査

#### (1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査であり、本事務年度は、「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」及び「監査の状況」を審査）、②重点テーマ審査（特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査であり、本事務年度は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表した（2021年4月8日）。

---

ることができる状態に置く措置）を採ることができるようにするもの。

<sup>2</sup> 会社が株主総会前に EDINET で株主総会資料を含む有価証券報告書を提出した場合には、総会資料の提供があったものとして取り扱われるもの。

<sup>3</sup> 次の事項を記載した書面を交付・提供し、説明すること。

- ・ 契約締結前交付書面の記載事項のうち目論見書被提供者の判断に資する主なものの概要・質問例
- ・ 目論見書記載事項の提供を受けるために必要な情報（URL 等）、当該事項を十分に読むべき旨
- ・ 請求があれば目論見書を書面により交付する旨

## (2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っている。例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象に、大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などについて、その記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

## 2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

本事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載等	9件

## 3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、トラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂を行った。

## Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、EDINETのシステム再構築に係る取組みを行っている。本事務年度の状況は次のとおりである。

### 1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

### 2. EDINETのシステム再構築

EDINETのシステム再構築について、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法<sup>4</sup>等の新しい技術・手法

<sup>4</sup> アジャイル型開発手法とは、システムの開発において、作業工程を段階ごとに順番に進め最終工程でユーザが確認する従来の手法ではなく、ユーザが開発作業に参加し、開発とユーザ確認を繰り返して作業を進める手法をいう。



の導入について、金融庁内外の関係者と連携しつつ検討し、当該検討結果を踏まえ構築事業者の調達を行った。当該調達に当たっては、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室が試行的に実施した技術的対話<sup>5</sup>を経て、一般競争入札を実施した。2020年10月から構築作業を実施しているところ、コロナの影響による作業進捗への影響を踏まえつつ、開発を行ってきた。

また、次期システムの運用・保守の調達に当たっては、システム構造の見直しによるライフサイクルコストの抑制を図りつつ調達仕様書案を作成し、同仕様書案に関心のある供給者に対し意見招請を行った。

#### IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

##### 1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

###### (1) 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2021年6月末時点で248社、全上場企業の時価総額の44.3%まで増加した。（別紙3参照）

IFRSへの移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況については、企業会計審議会総会・会計部会において審議が行われた（2020年11月）。

###### (2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、基本財務諸表やのれんの会計処理について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

なお、のれんの会計処理については、国際会計基準審議会（IASB）が公表したディスカッション・ペーパーに対して、IFRS対応方針協議会において関係者の認識の共有を図りつつ、ASBJをはじめとした関係者からコメントレターを提出した（同年12月）。

###### (3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、2021年6月に時価の算定に関する会計基準の適用指針が改正され、投資信託の時価の算定に関する取扱いが定められた。2019年10月に金融商品会計基準について、金融機関の貸出金の減損（償却・引当）の見直しに着手することを決定し検討が進められているほか、リース会計基準の見直しに向けた検討も

<sup>5</sup> 技術的対話とは、発注者と事業者との対話により、発注者が技術提案の改善・再提出を求め、事業者から技術提案の改善、コスト削減案等を提示させる行為であり、これらを一般競争入札の調達手続の中で行うものをいう。

進められている。

#### (4) 国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」<sup>6</sup>の登録者等を対象に、「国際的な会計基準の開発に関する我が国からの意見発信の現状と課題」をテーマとしたシンポジウム（2021年3月）が開催された。

## 2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団はIASB、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、ASAF会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード（MB）が設置されており、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長が会計・監査・開示に関する委員会（Committee）の議長を務め、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討・対応を行っている。

## V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

### 1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案等を受け、2016年3月8日、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され（別紙4参照）、「監査法人のガバナンス・コード」の策定（別紙5参照）「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」（第一次報告、第二次報告）の公表（別紙

<sup>6</sup> IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。同ネットワークへの登録者は、2021年6月時点で1,250名となっている。

6、7参照)等の取組みが行われてきた。

また、2020年11月に、監査した財務諸表を含む開示書類のうち、財務情報以外の情報である「その他の記載内容」に対する監査人の手続の明確化及びリスク・アプローチの強化を内容とする監査基準及び中間監査基準の改訂を行い、2021年6月にこれに関連する内閣府令の改正を行った。

さらに、2021年2月以降、企業会計審議会監査部会を4回開催し、国際的な品質管理に関する基準の改訂を踏まえ、我が国における監査に関する品質管理について審議を行い、監査事務所が、経済社会の変化に応じ、主体的にリスクを管理することで、質の高い品質管理を行うことができるよう、「監査に関する品質管理基準」の改訂案について、2021年6月からパブリックコメントを実施した。

## 2. 株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会

近年の不正会計事案等を踏まえ、監査法人が監査手続の厳格化を進める中で、働き方改革などにより監査法人で人手不足が生じている一方、潜在的にIPOを目指す企業が増えていることを背景として、監査法人とIPOを目指す企業との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられなくなっているとの指摘が、実務者等より寄せられた。そのため、IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるよう、関係者で課題認識等を共有するために、2019年12月に「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」を開催した。

本連絡協議会は、計3回にわたり、関係者間で課題認識や対応策について検討を行い、2020年3月に、関係者による取組みをまとめて「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」として公表した。

本年は、本報告書を踏まえ、日本公認会計士協会をはじめとする関係者と連携し、報告書記載の取組みを実施し、大手監査法人・準大手監査法人との意見交換会などの場を通じて、フォローアップを実施した。

## VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

本事務年度においては、虚偽が認められた企業の財務書類について、故意または過失により虚偽のないものとして証明し、また、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた1監査法人に対し、業務停止命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2020年11月	監査法人大手門 会計事務所	業務停止5月 (清算業務を除く。)	故意または過失による 虚偽証明 著しく不当な業務運営
2020年11月	公認会計士1名	登録抹消	故意または過失による 虚偽証明
2020年11月	公認会計士1名	業務停止2年	故意または過失による 虚偽証明

(参考)

	2017年 6月末	2018年 6月末	2019年 6月末	2020年 6月末	2021年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	29,458	30,365	31,153	31,784	32,465
監査法人の数 (法人)	223	230	237	246	262

## VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、大学生、高校生向けの講演をはじめ、その他広報活動等を日本公認会計士協会とも連携して実施し、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の裾野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動を実施している。

本事務年度は、上記の広報活動や公認会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成等関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

## VIII I F I A Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）は54カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、監査品質向上に向けた議論に貢献している。I F I A Rは2017年4月に金融関係国際機関としては初めて、我が国（東京）に本部となる事務局を設置した。金融庁及び公認会計士・監査審査会は、我が国資本市場の一層の国際化の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。（別紙8参照）

2020事務年度は、I F I A Rの会議が全てオンラインで開催され、対面での意見交換に制約がある中、代表理事会メンバーとしてI F I A Rの活動に積極的に参画し、リモート監査の広がり等の新型コロナウイルス感染症が監査実務に及ぼした影

響について、我が国を含む主要加盟国・地域間での経験や取組を共有した。作業部会等での活動については、執行ワーキング・グループの副議長として運営を推進したほか、各国・地域の監査制度改革に関する取組状況や知見を共有するためのプロジェクトを主導するなど、積極的な貢献を行った。こうした中、2021年4月に開催されたIFIAR本会合において、総合政策局参事官兼IFIAR戦略企画室長が、アジアからは初めてIFIAR副議長に選出され（任期は2年間）、副議長国としてIFIARの組織運営への参画をより一層強めた。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における会計監査税務や経済界、金融資本市場関係等の各団体を幅広く会員とする「日本IFIARネットワーク」の第5回総会を2021年6月に開催し、関係者との情報交換を行った。さらに、IFIARネットワーク会員向けにオンデマンド配信によって開催された「IFIARシンポジウム」では、IFIAR議長を招いた基調講演や、高品質な監査に関するパネルセッションでの議論を通じ、IFIARの活動等について様々なステークホルダーに広く発信した。（別紙9～10参照）

## 報告の内容

### I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。

（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

### II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。

（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

### III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。

（例えば、監査人の継続監査期間など）

### IV その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

## 今後の取組み

#### ① プリンシプルベースのガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

#### ② 開示のベストプラクティスの収集・公表

#### ③ 開示ルールの策定（内閣府令改正）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間 等

- 2019年3月に公表した「記述情報の開示の好事例集」について、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、その後公表された有価証券報告書等における好事例を追加・更新
- 政策保有株式は、投資家が期待する好開示のポイントを例示として公表

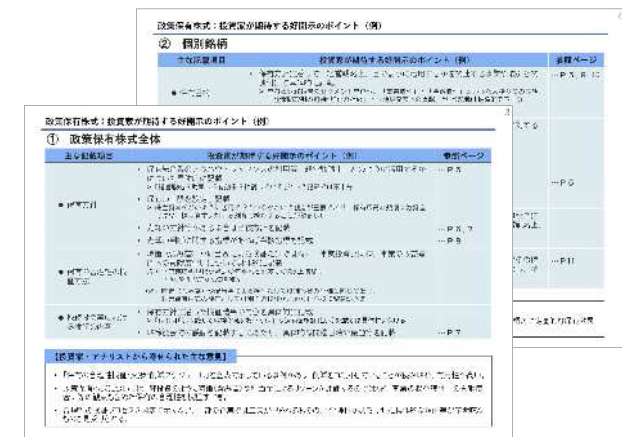
## 1. 記述情報の開示の好事例集 〔 2020年11月公表、2021年3月最終更新 〕

- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。  
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 2019事務年度は、好事例集に「役員の報酬等」の項目を追加（2019年11月）するとともに、既存の項目を更新（2019年12月）。
- 2020事務年度は、新たに「新型コロナウイルス感染症」と「ESG」に関する項目を追加し、「記述情報の開示の好事例集2020」として公表（2020年11月）。既存の項目も随時更新（2021年3月最終更新）。

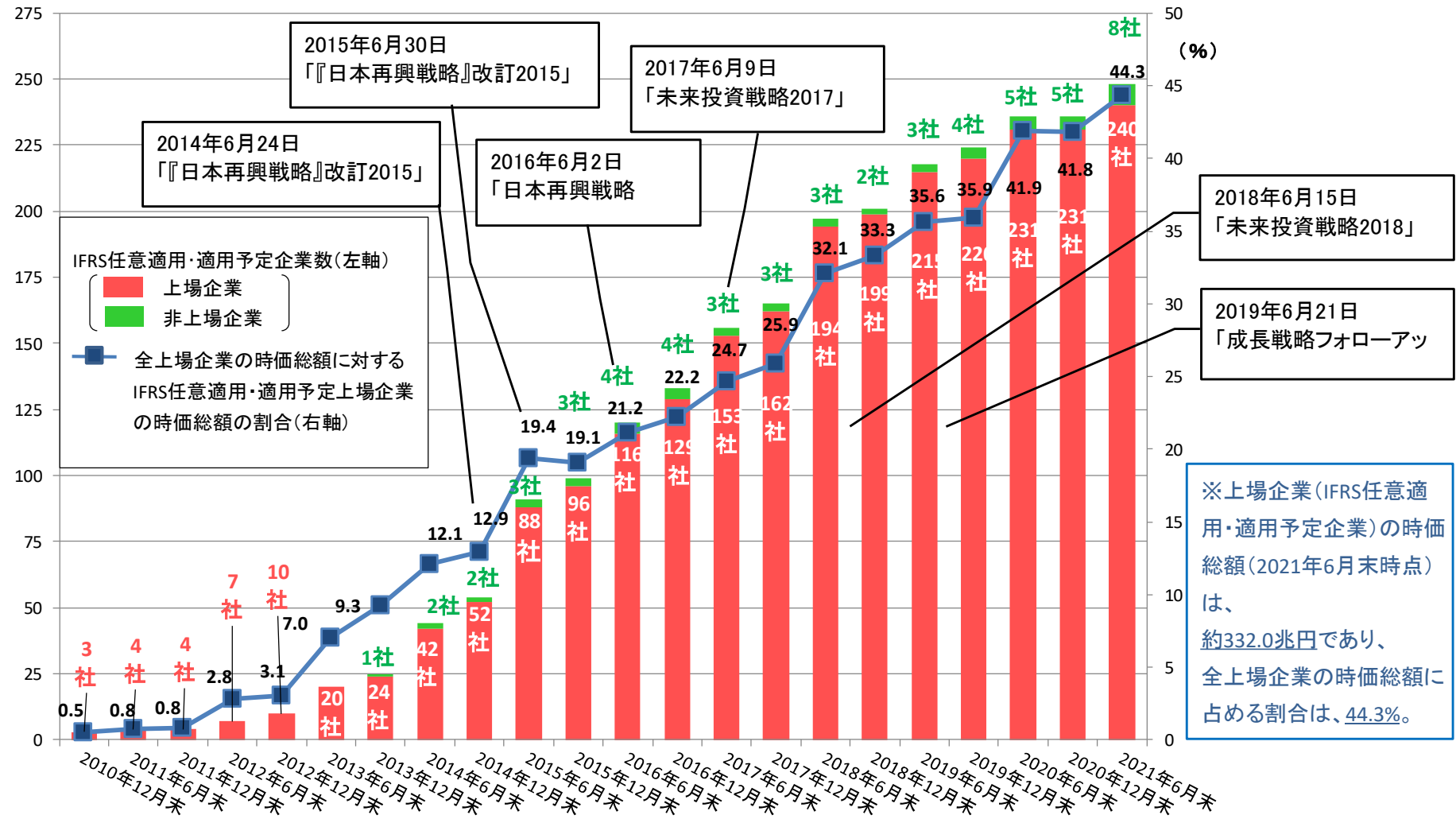


## 2. 政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例) 〔 2021年3月公表 〕

- 投資家が好開示と考える開示と現状の開示の乖離が大きいとの意見  
⇒ 好事例の公表に代えて、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」を公表（2019年11月）。
- 2020事務年度においても、依然として、投資家の期待と現状の開示の乖離が大きいとの意見が聞かれている一方、好開示のポイントに沿った事例もいくつか見られたため、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」の開示例を更新する形で改めて公表（2021年3月）



## 日本におけるIFRS適用状況(2021年6月30日時点:248社)



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。



# 会計監査の信頼性確保に向けて 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

(別紙4)

平成28年3月

## 1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード  
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備  
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

## 2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実  
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実  
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

## 3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮  
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施  
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

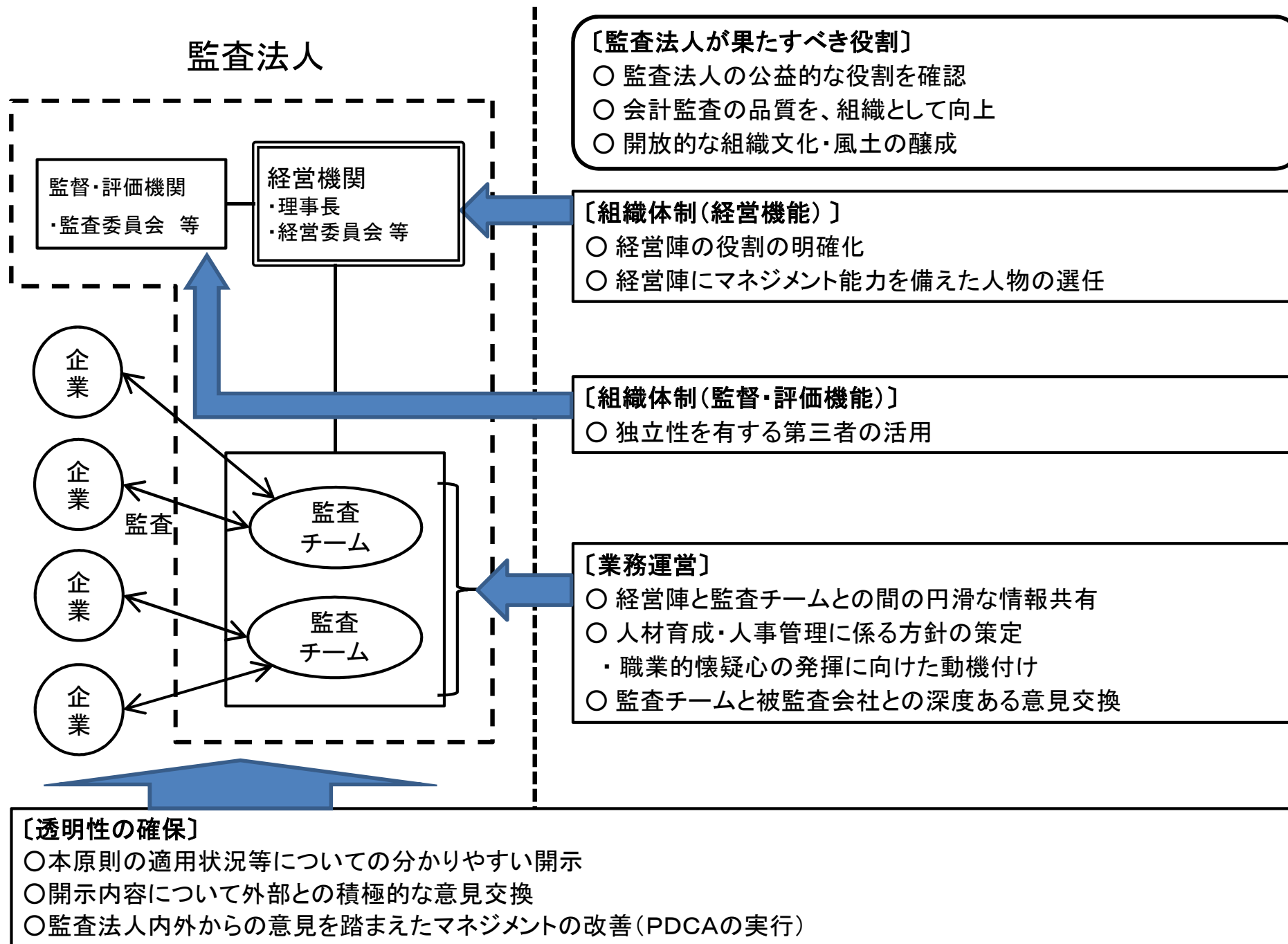
## 4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保  
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化  
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化  
(品質管理レビュー等の見直し等)

## 5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化  
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保  
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立  
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上



## 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

## 〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

## 調査報告のポイント

### 「パートナーローテーション」の有効性の検証

- 過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

### 企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- 企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
  - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
  - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

### 欧州における監査法人のローテーション制度導入

- EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

## 調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

### パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場(監査補助者)で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことの無い者と組み合わせて監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

### 監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

### (参考) 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁(CMA)も調査報告書を公表。

### 【英CMAの提案概要】

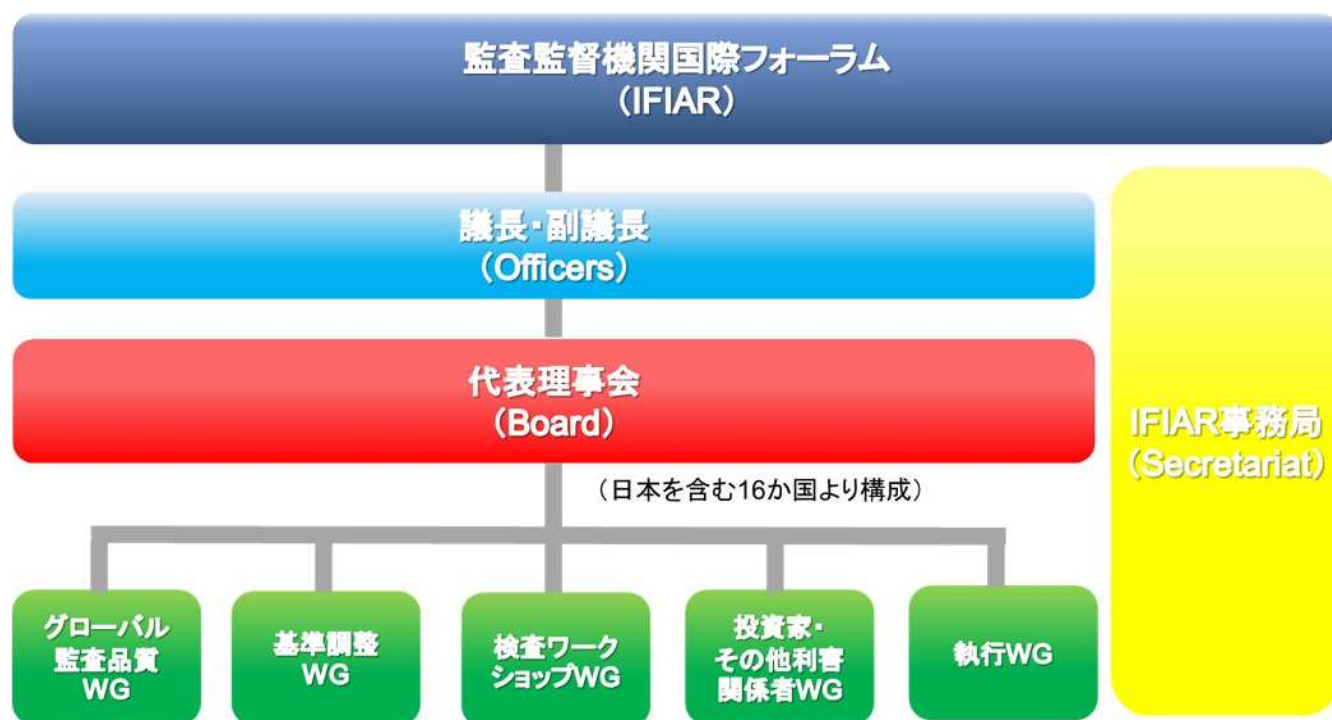
当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

# IFIAR組織構成及び加盟国

(別紙8)

## ○ IFIAR組織図



## ○ IFIAR加盟国(54カ国・地域)

(2021年6月末現在)

### 欧州(32)

アイルランド(IAASA)	デンマーク(DBA)
アルバニア(POB)	ドイツ(AOB)
イギリス(FRC)	ノルウェー(FSA)
イタリア(CONSOB)	ハンガリー(APOA)
ウクライナ(APOB)	フィンランド(AB3C)
オーストリア(ASA)	フランス(H3C)
オランダ(AFM)	ブルガリア(CPOSA)
キプロス(CyPAOB)	ベルギー(CRME)
ギリシャ(HAASOB)	ポーランド(AOC)
クロアチア(APOC)	ポルトガル(CMVM)
ジブラルタル(FSC)	リトアニア(AAA)
ジョージア(SARAS)	ルーマニア(ASPAAS)
スイス(FAOA)	ルクセンブルグ(CSSF)
スウェーデン(SIA)	ロシア(MOF/FSFBO)
スロバキア(AOA)	
スロベニア(APOA)	
スペイン(ICAC)	
チェコ(RVDA)	

### アジア・オセアニア(11)

インドネシア(FPSC)
韓国(FSC/FSS)
シンガポール(ACRA)
スリランカ(SLAASMB)
タイ(SEC)
台湾(FSC)
日本(CPAAOB/FSA)
フィリピン(SEC)
マレーシア(AOB)
オーストラリア(ASIC)
ニュージーランド(FMA)

中東(4)

アブダビ(ADAA)
サウジアラビア(CMA)
ドバイ(DFSA)
トルコ(POA/CMB)

### アフリカ(3)

ボツワナ(BAOA)
南アフリカ(IRBA)
モーリシャス(FRC)

### 北米(2)

アメリカ(PCAOB)
カナダ(CPAB)

### 中南米(2)

ケイマン(AOA)
ブラジル(CVM)

※下線を引いてある22カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。



## 日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

### 背景

- 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR イフィアール)は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関である。
- 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のために、我が国の産官学をあげた支援が必要。
- 誘致過程で支援を表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待が寄せられている。

⇒我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化することで、IFIAR事務局の活動支援、及び我が国における監査品質に関する意識の向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

### ネットワークの会員・活動内容

- 会員：別紙の各団体
- 活動内容
  - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
  - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
  - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じてIFIARにおける取組みを紹介

## 日本 IFIAR ネットワーク 会員

### 【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

### 【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

### 【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会 ( I B A )
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

### 【その他】

- 日本弁護士連合会

### 【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

(注 1) 各分類内で 50 音順

(注 2) ○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

### 第3節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

#### I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

##### 1. 銀証ファイアーウォール規制見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループ第一次報告(2020年12月)において、外国法人顧客に係る非公開情報等を情報授受規制の対象から除外する方針が示されたことを受けて、関連する改正内閣府令を公布・施行した(2021年6月)。

##### 2. 店頭デリバティブ取引報告の一本化について

2020年金融商品取引法改正により、店頭デリバティブ取引情報報告の報告先が取引情報蓄積機関に一本化されることを受け、制度詳細を規定する関係内閣府令・告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行い(2020年12月)、その結果を踏まえ同内閣府令・告示を公布した(2021年3月)。

#### II 金融商品取引所をめぐる動き(総合取引所の実現等)

##### 1. 市場構造改革について

投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資する市場となるよう、関係者とともに関東証券取引所の市場構造の見直しを進めた。その一環として、東証株価指数(TOPIX)について、機関投資家にとって使い勝手がよく、選定される企業にとっても納得感のあるインデックスとなるよう、市場区分とTOPIXの範囲を切り離し、連続性の確保を考慮しつつ、より流動性を重視する方向で企業を選定する等、東京証券取引所における算出方法の見直しのモニタリングを行った。

##### 2. 大阪取引所の「CME原油等指数先物」上場について

大阪取引所は、シカゴマーカンタイル取引所(CME)市場に上場されているWTI、ガソリン、軽油の3つのエネルギー先物で構成される「CME原油等指数先物」の上場について、2020年9月に制度要綱を公表の上、パブリックコメントの募集を実施し、総合取引所における取引商品の更なる拡大などに向けて取り組んでいるところ、金融庁としてモニタリングを行った。

##### 3. 東証システム障害への対応

2020年10月の東京証券取引所のシステム障害を受け、東京証券取引所・日本取引所グループに対して、再発防止策の実施等を内容とする業



務改善命令を発出した（2020年11月30日）。東京証券取引所は、今般明らかになった課題を検討するため設置した再発防止策検討協議会において検討を行い、2021年3月25日、注文取消ルールの整備や売買再開基準の明確化等を内容とする報告書を取りまとめた。

#### 4. 先物取引に係る祝日取引

我が国は他の先進国と比べて祝日が多く取引できない日が多いところ、大阪取引所は、2021年6月に制度要綱を公表の上、パブリックコメントの募集を実施し、2022年9月を目途に先物取引に係る祝日取引の開始を目指しており、金融庁としてモニタリングを行った。

### Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

#### 1. ほふり・JSCCにおける手数料見直し

証券保管振替機構（ほふり）及び日本証券クリアリング機構（JSCC）では、資本蓄積の状況や利用者還元の観点から、株取引に関する振替・清算手数料の引下げの検討を開始した。これにより、ほふりでは、中期経営計画で示していた手数料の引下げを2021年4月から実施し、JSCCでも、同年3月より利用者との協議を開始したところ、金融庁としてモニタリングを行った。

#### 2. ETF決済期間短縮

ETF市場の流動性向上を図るためのETFの設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、日本証券クリアリング機構（JSCC）や関係者の準備状況を適切にフォローするとともに、業務方法書の改正を認可した。JSCCが当該清算業務を開始したことに伴い、ETFの設定・交換にかかる決済期間が従来のT+3～5からT+2（約定日から2日後決済）に短縮された（2021年1月）。

#### 3. 外国清算機関についての当局間情報共有枠組み

重要な市場インフラである決済・清算制度の安定性確保等の観点から見直した外国清算機関免許の適用除外制度においては、同制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、IOSCO MMoU等を基礎に、情報共有枠組みの整備を進めた。

### Ⅳ 国際金融センターの実現

#### 1. 金融行政上の課題

我が国において、国際金融センターとしての地位の確立を目指していくことは、雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資するのみならず、

国際的にも、リスク分散を通じ、アジアひいては世界の金融市場の災害リスク等に対する強靱性を高めることにつながると考えられる。また、日本には、大きな実体経済と株式市場、約 1,900 兆円という家計金融資産があり、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルが存在する。

## 2. 国際金融センターの実現に向けた取組み

こうした日本の強みを生かし、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020 年 12 月 8 日閣議決定）に盛り込まれた以下の各施策を、関係省庁とも連携しながら実施した。

### （1）事前相談・登録審査・監督等の英語での対応

新規に日本に参入する海外の資産運用会社等について、2020 年 11 月に英語での登録申請に係る事前相談の受付を開始した。2021 年 1 月には、従来の「金融業の拠点開設サポートデスク」を発展・改組する形で、登録から監督までを英語によりワンストップで対応するための「拠点開設サポートオフィス」を金融庁・財務局合同で立ち上げ、同年 6 月には同オフィスを日本橋兜町に移転し、2020 事務年度末時点で 2 件の英語での登録が完了した。

また、事前相談・登録審査・監督等の英語での対応を推進するため、2021 年 4 月には AI 翻訳サービス（テキスト・音声）を導入した。

### （2）新規参入の円滑化

2021 年 1 月に、投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」を更新するとともに、財務局・財務事務所との事前相談に用いる概要書（投資助言・代理業、二種業）の様式を、日本語・英語の双方で金融庁ウェブサイト公表し、新規参入のさらなる円滑化を図った。

### （3）税制改正等

外国の資産運用業者・高度金融人材が日本にビジネス参入しやすくなるための措置が講じられることとなった（詳細は、第 2 部第 6 章第 3 節「金融に関する税制」にて後述）。

### （4）在留資格の緩和

資産運用業従事者に対して、高度人材ポイント制における優遇措置追加や雇用等可能な家事使用人の要件緩和等について出入国在留管理庁（入管庁）とともに検討し、入管庁において在留資格の利便

性向上に係る政令・告示改正を行った（2021年7月施行）。

（5）創業・生活支援

2021年6月に、日本に拠点を開設する外国人・海外金融事業者に対し、法人設立や在留資格取得、金融ライセンス取得、生活面に関する情報提供・相談について、無料かつワンストップで支援するモデル事業を開始した。同時に、拠点開発サポートオフィスの機能を拡充し、上記モデル事業と連携し、生活面に関する情報提供・相談を行うこととした。

（6）信用保証制度等の拡充

中小企業庁等と連携し、信用保証制度の対象や日本政策金融公庫等の融資対象に、投資運用業等を追加するための制度整備に関する検討を行った。

（7）情報発信

2021年3月に専用ウェブサイトを立ち上げ、国際金融センター関連の施策や、日本での拠点開設・生活に役立つ情報を集約して、日本語及び英語にて発信している。

（8）海外金融機関等の受入に係る環境整備

海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、簡素な手続（届出）による参入制度を創設した（2021年通常国会において金商法改正法が成立（同年5月26日公布）、同年11月施行予定）。

（9）海外資産運用会社の登録申請書等の英語提出

新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等について、英語での提出を可能とするため、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公布・施行した（2021年1月）。（別紙①参照）

## V 資産運用業の高度化

### 1. 金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備への取組みを進めるとともに投資運用業者におけるより高度な業務運営態勢等を確立することが必要である。

## 2. 資産運用業の高度化に向けた取組み

国内大手資産運用会社及びグループ親会社（主要8社・グループ）等との間で、顧客利益を最優先するガバナンスの確立、長期視点での運用重視の経営体制、各社の目指す姿・強みの明確化や顧客利益最優先の商品組成・管理等を実現するための業務運営体制の構築等の取組み状況について対話を実施した。

資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信にくわえて、金融機関等の機関投資家向けの私募投信のコスト・パフォーマンスについても、調査・分析を行った。その他、資産運用会社の業務運営に関する課題やグローバルな資産運用の潮流も踏まえて、各種調査・分析を行った。

上記の資産運用会社との対話、運用パフォーマンスの「見える化」の分析等の結果を取りまとめ、「資産運用業高度化プログレスレポート2021」を公表した。

## 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」 等に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、[「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」](#)等につきまして、令和2年11月6日（金）から同年12月7日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、3の団体より延べ15件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[（別紙1）](#)を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

### 2. 改正の概要

資金調達の多様化、資産運用の高度化、金融イノベーションの進化などを進め、日本の雇用・産業の創出や経済力向上の実現や、金融産業の国際的な立地におけるリスク分散を通じた、世界の金融市場の災害リスク等に対する強靱性を高めることを目指すため、日本の国際金融センター機能の強化を図ることが喫緊の課題です。

そのため、高度な専門性をもった海外の資産運用会社等の日本市場への参入を促進することが重要です。

こうしたことから、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等について、英語での提出を可能とするため内閣府令の改正等を行うものです。

具体的な改正の内容については、[（別紙2～5）](#)を御参照ください。

なお、本日、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で行うとともに、これらの業務をワンストップで行う「拠点開設サポートオフィス」を開設いたしました。詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

### 3. 公布日等

本件の内閣府令等は、本日付で公布・施行されます。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
企画市場局市場課（内線 2640、2644）

- （別紙 1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- （別紙 2） [金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)
- （別紙 3） [金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令](#)
- （別紙 4） [金融商品取引業等に関する内閣府令第三百五十条第一項及び第二項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件](#)
- （別紙 5） [金融商品取引業者営業保証金規則第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件](#)

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 ITの進展等への対応

#### I 金融デジタルイゼーション

急速に発展している情報通信やデータ処理技術等の社会実装が本格的な段階を迎え、金融分野においても、デジタルイゼーションを取り入れた先進的でより良いサービスの開発・提供により、利用者に大きな利便性がもたらされ得る。加えて、金融機関を含む事業者にとっても新たな収益機会が生まれ、それが更に利用者利便の高い新たな金融サービスの創出につながるという好循環が生まれることが期待される。

金融機関を含む事業者は、単に従来の業務のやり方をデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により新たな形で利用者のニーズを満たし、社会的課題を解決し付加価値を創出するという発想が求められる。また、そうした金融サービスについて、リアルタイムかつ大量のデータの活用などにより、不断に改善点を見出し、継続的に進化させる、といったイノベーション・サイクルの確立が期待される。同時に、こうしたデジタル・イノベーションが社会に浸透・定着し、より発展を遂げていくためには、利用者が新しいサービスを安心かつ安全に利用できることが重要だ。また、多様な利用者にとって優しいデジタル・サービスの提供を促していく必要がある。

こうした視点を踏まえ、2020 事務年度においては、以下の取組みを推進した。(別紙1参照)

- ・デジタル・イノベーション支援
- ・デジタル・イノベーションを支える環境整備
- ・デジタル技術を活用した顧客課題の解決と顧客体験の不断の向上

#### II FinTech Innovation Hub

金融庁では、フィンテックに係る最新のビジネス・技術の動向を把握し、金融行政に役立てていく観点から、2018 年7月、「FinTech Innovation Hub」を設置した。(別紙2参照)

##### 1. ブロックチェーンに基づく分散型金融システムのガバナンスの課題解決に向けた取組み

ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組みとして、「Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)」の設立に貢献したほか、(別紙3参照) デジタル・アイデンティティ・システムの現状把握及び、その望ましい在り方や運用についての方向性を検討するため、「ブロックチェーン国際共同研究(ブロックチェーンの技術等を用いたデジタルアイデンティティの活用に関する研究)を実施した。

## 2. FIN/SUM2021

2021年3月にFIN/SUM2021を開催し、海外の金融当局や技術者、研究者等の多様な登壇者がポストコロナにおける新たな信頼構築のあり方や、APIエコノミーの展望、デジタルアイデンティティ等の先進的なテーマについて議論した。(別紙4参照)

## 3. デジタル・イノベーション支援の取組み

FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの機能を統合し、事業者が抱える課題等を適切に把握して一体的に支援を行った。(別紙5、6参照) FinTech実証実験ハブでは、2020事務年度において、新たに1件の実証実験の認定を行った。(別紙7参照)

## 4. フィンテック事業者へのアプローチ

フィンテックに関する施策や足もとのビジネス・技術の動向について、双方向のコミュニケーションを行う場として、国内外のフィンテック事業者とのミートアップを開催するなど、多様なフィンテックステークホルダーと交流し、イノベーションの促進に向けたチャレンジ及び金融サービスの育成を支援した。(別紙8参照)

## Ⅲ 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ

金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、2020年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置した。(別紙9参照) 2020事務年度においては、2件の支援決定を行った。(別紙10参照)

## Ⅳ プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法(2018年6月6日施行)に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」)が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021年6月5日に廃止されたものの、同制度は、産業競争力強化法(2021年6月16日改正)に移管され、恒久化された。

2020事務年度においては、金融庁として、新たに認定した実証計画はない。なお、「SNS上の友人関係で特例共済を組み、共済オーナーのリスクを少額短期保険業者



に移転するP2P型保険に関する実証計画」については、2019 事務年度において、規制の特例措置を講じた上で、当該特例措置を活用した実証計画を認定したものの、その後、2020 年 4 月に当初 2020 年 4 月までであった実証期間を 2021 年 3 月末まで延長した。

V 「決済高度化官民推進会議」の開催（別紙 11 参照）

- デジタルイノベーションを取り入れた先進的でより良いサービスの開発・提供により、**利用者に大きな利便性**がもたらされ得る。くわえて、金融機関を含む事業者にとっても**新たな収益機会**が生まれ、それが更に利用者利便の高い新たな金融サービスの創出につながるという**好循環**が期待される。
- 金融機関を含む事業者は、単に従来の業務のやり方をデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により**新たな形**で利用者のニーズを満たし、社会的課題を解決し**付加価値**を創出するという発想が求められる。

## (ア) デジタル・イノベーションの支援

- **規制・技術上の課題等を適切に把握した上で一体的に支援できる枠組みの構築**
  - ・ FinTech Innovation Hub、FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ
  - ・ セキュリティの標準化など事業者が抱える共通課題に着目した多様なステークホルダーの協調による課題解決の動きの後押し
- **分散型技術の金融システムへの応用に関する多様なステークホルダーによる国内外の議論の促進**
  - ・ Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)、ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクト



## (イ) デジタル・イノベーションを支える環境整備

- **制度的基盤の整備**
  - ・ 「金融サービス仲介業の創設・新規参入に向けた効率的な登録審査体制の確立
- **決済システムの高度化・効率化**
  - ・ 銀行間手数料の見直し、多頻度小口決済システムの構築や優良なノンバンクの全銀システムへの参加に係る検討
- **業界全体としての取組み**
  - ・ 業界慣行による書面・押印・対面手続の不要化や金融関連手続の電子化の促進
  - ・ 林立する決済サービスに関する金融機関を含む事業者間の相互運用性の確保に向けた取組みの促進

## (ウ) デジタル技術を活用した顧客課題の解決と顧客体験の不断の向上

- **顧客体験の向上に不断に取り組むITガバナンスの発揮に向けた金融機関を含む事業者との深度ある対話**

- 金融庁は、フィンテックに係る最新のビジネス・技術の動向を把握し、金融行政に役立てていく観点から、2018年7月、「FinTech Innovation Hub」を設置。
- 金融機関を含む事業者によるイノベーションを通じた付加価値の高いサービスの創出を促進するため、FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの機能も統合し、事業者が抱える課題等を適切に把握して一体的に支援している。

## ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組み

- Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)、Blockchain Global Governance Conference (BG2C)
- ブロックチェーン国際共同研究

## デジタル・イノベーション支援の取組み

- FinTechサポートデスク
- FinTech実証実験ハブ

## フィンテック・ステークホルダーとの交流

- ミートアップ
- 海外フィンテック事業者・投資家との交流イベント
- FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの出張相談
- FIN/SUM2021

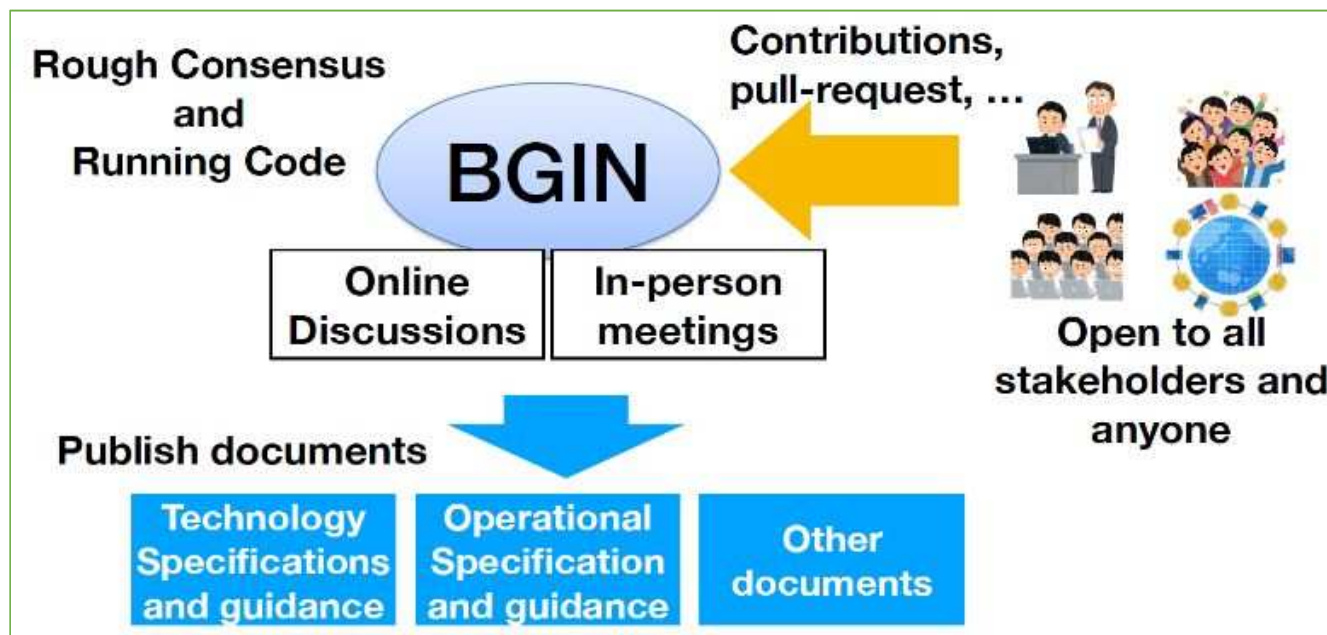
## 情報収集

- フィンテックに係るビジネス・技術の動向に関する金融機関やスタートアップ企業、ITベンダー等へのヒアリング

# BGIN[Blockchain Governance Initiative Network]

(別紙3)

- ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、全てのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力を行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的として2020年3月に設立。
- 2019年のG20大阪首脳宣言とも整合的な取組みであり、金融庁からも初期メンバー（Initial Contributors）として2名が参加しており、事務局機能の中心的役割も担っている。



<https://bgin-global.org>

## 当面の活動目標

- オープンかつグローバルで中立的なマルチステークホルダー間の対話形成
- 各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた共通な言語と理解の醸成
- オープンソース型のアプローチに基づいた信頼できる文書とコードの不断の策定を通じた学術的基盤の構築

■ 日本経済新聞社との共催で5回目の開催。金融庁主催シンポジウムでは、ポストコロナにおける新たな信頼構築のあり方や、APIエコノミーの展望、デジタルアイデンティティ等、多様な登壇者が先進的なテーマについて議論した。また、3月18日に開催されたアイデアソンには当庁もオブザーバーとして参加。「非対面での金融活動における新たな信頼構築」をテーマに、参加者は完全オンラインでディスカッションし、多様なアイデアを発表した。

## 【プログラム】金融庁シンポジウム \*モデレーター

### 挨拶

赤澤亮正（内閣府副大臣（金融））



**セッション5：APIエコノミーにおける金融の役割を再考する**  
 大久保光伸（金融庁）\*、藤井達人（日本マイクロソフト）、丸山弘毅（インキュリオン）、富士榮尚寛（OpenID Foundation）、松尾拓哉（JALペイメントポート）



### セッション1：ポストコロナで金融サービスとテクノロジーは如何にあるべきか

崎村夏彦（OpenID Foundation）\*、サムソン・モウ（Blockstream）、ブラッド・カー（IIF）、横田浩二（みんなの銀行）、松尾元信（証券取引等監視委員会）

### 特別座談会1：ユーザー起点の金融サービスとは何なのか？

岡田大（金融庁）\*、沖田貴史（ナッジ）、河合祐子（Japan Digital Design）、加藤修一（伊藤忠商事）



### セッション2：デジタル上の「信頼」構築に向けたビルディング・ブロック

松尾真一郎（ジョージタウン大学）\*、モティ・ウン（Google）、安田クリスティーナ（Microsoft Corp.）、トーステン・ロッダーシュテット（yes.com）、手塚悟（慶應義塾大学）



**セッション6：BGIN – 1年間の歩みの振り返りと今後の展望**  
 マイ・サンタマリア（アイルランド財務省）\*、鈴木茂哉（慶應義塾大学）、ローマン・ダンツィガー・パヴロフ（SafeStead Inc.）、ジュリアン・プリンガー（Kallistech）、マノージ・クマル・シンハ（インド準備銀行）

### 特別座談会2：金融サービス新時代に向けたフィンテック・イノベーションの推進

野崎彰（金融庁）\*、貴志優紀（Plug and Play Japan）、リチャード・ノックス（英国財務省）、パット・パテル（シンガポール金融管理局）



### セッション3：デジタル資産への変わりゆく信頼

マイケル・ケーシー（Coindesk）\*、ケイヴォーン・プレスターニ（Coinbase Singapore）、ジョシュ・ディームズ（Fidelity Digital Assets）、ジャン＝マリー・モグネッティ（Komainu）※当日欠席



### 挨拶

麻生太郎（副総理 兼 財務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（金融））

### セッション4：金融庁ブロックチェーン国際共同研究プロジェクト－デジタルアイデンティティの活用可能性と課題

牛田遼介（金融庁）\*、佐古和恵（早稲田大学）、間下公照（JCB）、アンドレ・ポイセン（SecureKey）、渡辺翔太（NRI）

### 【アイデアソン】（3月18日に発表・表彰）

様々な分野から22名のコアメンバーと10名のフローティングメンバーが参加



※肩書は開催当時のもの 4



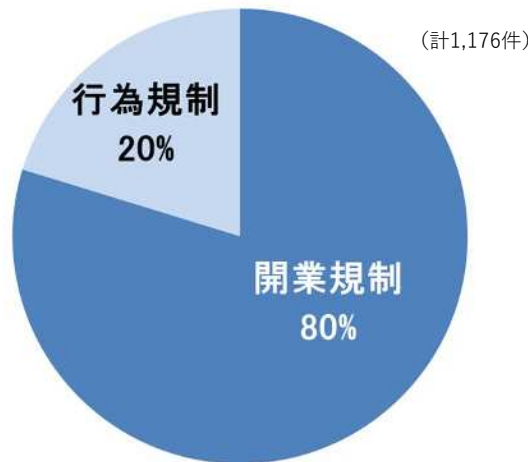
# FinTechサポートデスク

(別紙5)

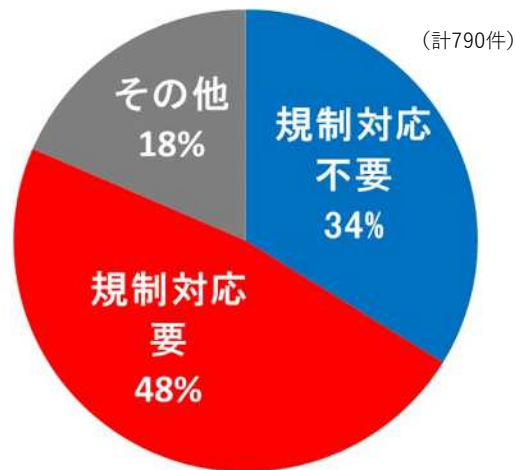
- フィンテックに関する事業を営んでいる、または、新たな事業を検討している事業者等からの開業規制の法令解釈等に関する相談に**ワンストップ**で対応する窓口として、2015年12月14日、「FinTechサポートデスク」を開設。  
TEL : 03-3506-7080
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、**平均5営業日以内**に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- ✓ 開設（2015年12月14日）以来、2021年6月末までに、**問合せ総数は1,403件**。
- ✓ 法令解釈に関する問合せ1,176件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが約8割（937件）。行為規制に関するものは約2割（239件）。
- ✓ 相談終了済案件（790件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約3割、**回答期間は平均5営業日以内**。

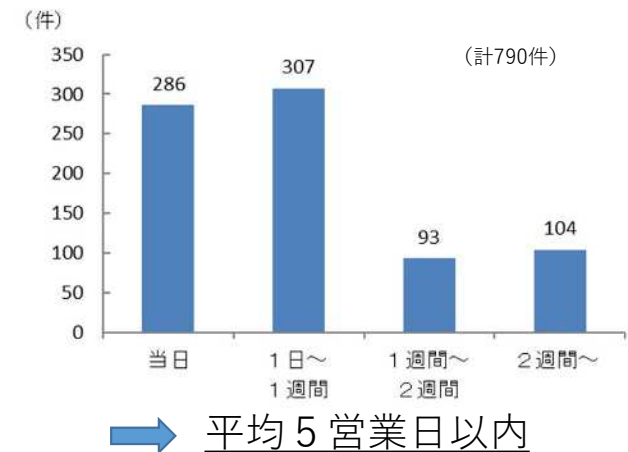
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



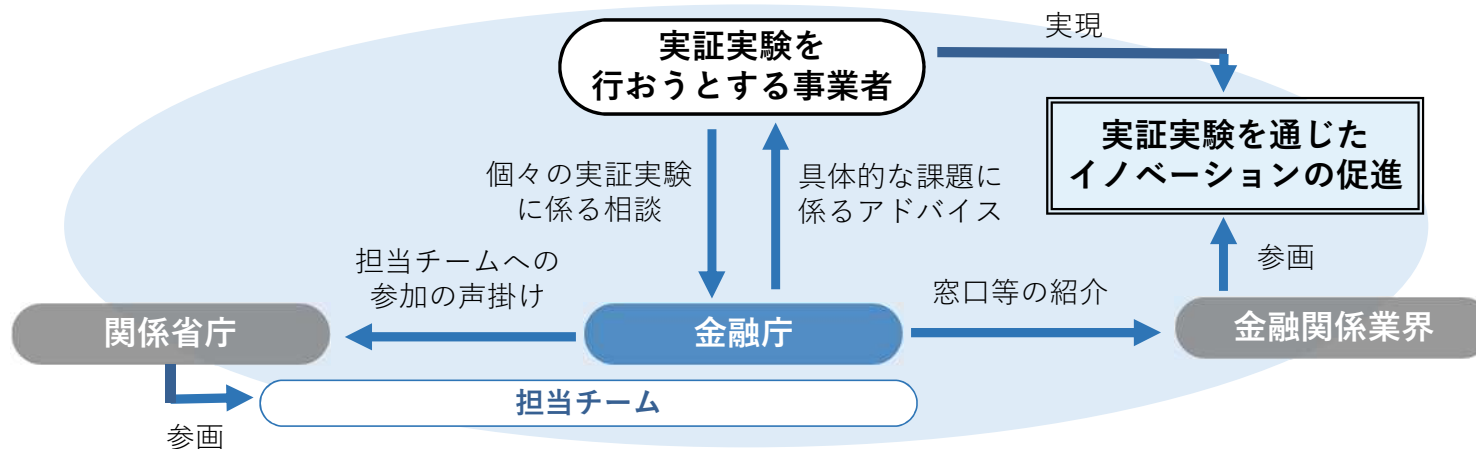
# FinTech実証実験ハブ

(別紙6)

- フィンテック企業や金融機関が、**前例のない**実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

TEL : 03-3581-9510  
Email : pochub@fsa.go.jp

- ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- 個々の実験ごとに、
  - ✓ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
  - ✓ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



# FinTech実証実験ハブにおける受付状況

(別紙7)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ デロイトトーマツグループ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ポケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	—
6	みずほ銀行 ゲーグル・クラウド・ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	—
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジメント ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	—
8	三菱UFJ信託銀行 BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 8月27日	—



# フィンテック事業者へのアプローチ

(別紙8)

■ イノベーションの促進に向けたチャレンジ及び金融サービスの育成を積極的に支援する観点から、新型コロナの中においても、オンラインツールを活用して、各種意見交換や相談対応を実施した。

- ✓ フィンテックに関する施策や足もとのビジネス・技術の動向について、**フィンテック企業等と金融庁職員の双方向のコミュニケーションを図る**ため、2021年3月及び6月にミートアップを開催した。
- ✓ **海外フィンテック事業者・投資家と国内関係者との交流**の場として、英国投資家・日本フィンテック企業間のオンラインイベント（2021年3月、在英大使館主催）、英国フィンテック企業・日本事業者間のオンラインイベント（2021年6月、JETRO主催）を後援した。

<出張相談での相談受付>



<ミートアップでの意見交換>



<金融庁からのプレゼン>



- ✓ フィンテック関連イベントに金融庁FinTechサポートデスク及びFinTech実証実験ハブの**出張相談ブースをオンラインで出展**し、日本進出を検討する海外フィンテック事業者を含め、様々な事業者からの相談・意見交換を受け付けた（2020年11月FINTECH JAPAN 2020、2021年3月FIN/SUM2021に出展）。

## 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブの設置

(別紙9)

これまで金融機関のサービスを支えてきた基幹系システムについては、肥大化や複雑化の結果、デジタイゼーションの恩恵を利用者にもたやすための機動的な対応が困難になったり、過大なコスト負担を生じさせるなどの課題が指摘される。一方、一部の金融機関等では、こうした課題を乗り越え、迅速なアプリケーション開発や外部サービスとの機動的な接続等を目指した前向きなチャレンジも始まっている。

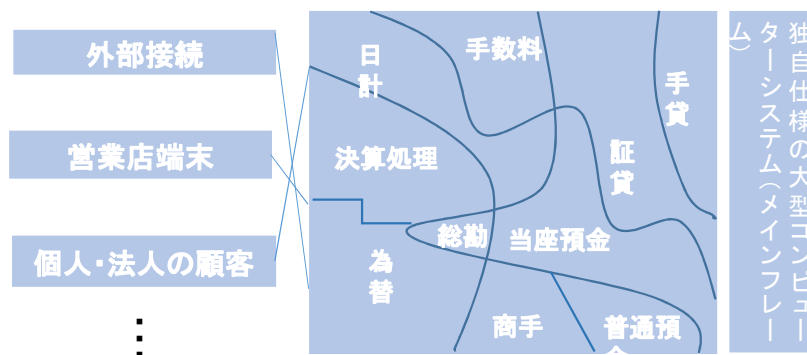
こうした金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を令和2年3月に設置した。

TEL: 03-3581-9510 Email: pochub@fsa.go.jp

①社会的意義、②先進性、③利用者保護、④遂行可能性の観点から支援の可否を判断。支援決定後は、個々の案件毎に金融庁内のシステムモニタリング担当者や外部有識者からなるチームを組成し、支援。

### (例) 銀行の勘定系システムの場合のイメージ

#### 課題のある現行のシステム



#### 新しい取組みの例

##### ✓ オープン系システム

公開されている仕様で構築された環境の中で複数のベンダーが開発するソフトウェアや機器を組み合わせることで構築されるシステムで、製品の柔軟な選択が可能。

##### ✓ コンポーネント化・マイクロサービス化

独立して実装する各機能・サービスの構成要素を疎結合で構築することで、システム変更の影響を極小化することが可能。

##### ✓ クラウド化

勘定系システムをパブリッククラウド上に実装することで、自前のシステム資源を持たずに、必要なシステムリソースの適時調達が可能。また、ハードウェアのメンテナンスから解放される。加えて、クラウド経由で提供されるAI等の新技術活用が容易に可能。

(注)基幹系システム・フロントランナー・サポートハブは、銀行等の預金取扱金融機関に限定したものではありません。

## 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブにおける受付状況

(別紙10)

	申込者	支援決定 公表日	案件概要
1	静岡銀行	2020年 4月30日	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェアやロケーションの自由選択を可能とすること、システム機能のコンポーネント化により外部サービスとの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	2020年 6月30日	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。
3	みんなの銀行 ゼロバンク・デザイン ファクトリー	2021年 5月25日	勘定系システムを、マイクロサービスの疎結合型構成で、パブリッククラウド(Google Cloud Platform)上にアジャイル開発することで、柔軟性や拡張性を実現。さらに、API接続を通じて金融機能等を他の事業者にも提供するBaaS型ビジネスを目指す。
4	横浜銀行	2021年 5月28日	外部サービスや銀行の営業関係のシステムと勘定系システムを連携するための基盤(オンラインデータ連携基盤)を設け、この部分を「戦略領域」と位置づけ、柔軟かつ低コストでの機能追加を実現する一方、勘定系システムは「非戦略領域」と位置づけ、オープン系システムへの転換でコスト削減を図るとともに、機能追加は厳選して追加コストを抑制する。

# 決済高度化官民推進会議について

(別紙11)

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組を実行していくことが重要。
- 2015年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組を官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況等をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組を継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

第1回会合 (2016年6月8日)

第4回会合 (2017年12月20日)

第7回会合 (2019年6月24日)

第2回会合 (2017年1月11日)

第5回会合 (2018年6月11日)

第8回会合 (2019年12月23日)

第3回会合 (2017年6月21日)

第6回会合 (2019年1月29日)

第9回会合 (2021年2月16日)

## メンバー

2021年2月16日時点

### 座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

### メンバー

青井 孝之 富士通(株)財務経理本部財務部 シニアディレクター

西野 文孝 (一社)全国信用組合中央協会 専務理事

岩倉 正純 (株)ユーシーカード経営企画部 部長

岩原 紳作 早稲田大学法学部教授

内田 貴和 三井物産(株)代表取締役専務執行役員CFO

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長

岡田 拓也 (公財)金融情報システムセンター企画部長

河野 康子 (一財)日本消費者協会理事

田坂 勇介 (株)横浜銀行執行役員 兼 デジタル戦略部長

瀧 俊雄 (一社)電子決済等代行業者協会代表理事

長楽 高志 (一社)日本資金決済業協会専務理事

戸村 肇 早稲田大学政治経済学術院准教授

鳥海 巖 (一社)国際銀行協会事務局次長

### 中谷 昇

(一社)日本IT団体連盟専務理事  
(Zホールディングス(株)常務執行役員)

### 林 尚見

(一社)全国銀行協会企画委員長  
(株)三菱UFJ銀行取締役常務執行役員)

### 矢野 紀行

(株)愛媛銀行常務取締役

### 田村 勇一郎

イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長

### 前川 秀幸

多摩信用金庫常勤理事

### 牧野 秀生

花王(株)会計財務部門管理部長

### 宮澤 一洋

ウェルネット(株)代表取締役社長

### 山上 聡

(株)NTTデータ経営研究所研究理事  
グローバル金融ビジネスユニット長 兼 シンガポール支店長

### 與口 真三

(一社)日本クレジット協会理事事務局長

### オブザーバー

### 嶋田 俊之

財務省大臣官房信用機構課長

### 臼井 智博

日本銀行決済機構局決済システム課長

### 呉村 益生

経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 企業会計室長  
兼 投資機構室長

## 第2節 休眠預金等活用法に関する取組み

### I 法律の概要（別紙1参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

※休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

### II 2020 事務年度取組み

休眠預金等活用法第48条（政府による周知）の規定に基づき、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金等も預金者等が返還請求を行えることなど、広く国民に周知を図るため、当庁ウェブサイト休眠預金特設ページを案内するインターネット広告の継続実施、政府広報テレビ番組出演等の広報活動を展開した。

また、政府の規制改革ホットライン（現在は、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に改組）を通じ、複数の預金等を組み合わせた商品（いわゆる総合口座など）に係る最終異動日等の更新事由を見直してほしいとの要望があったことを踏まえ、2020年10月に休眠預金等活用法施行規則を改正した。



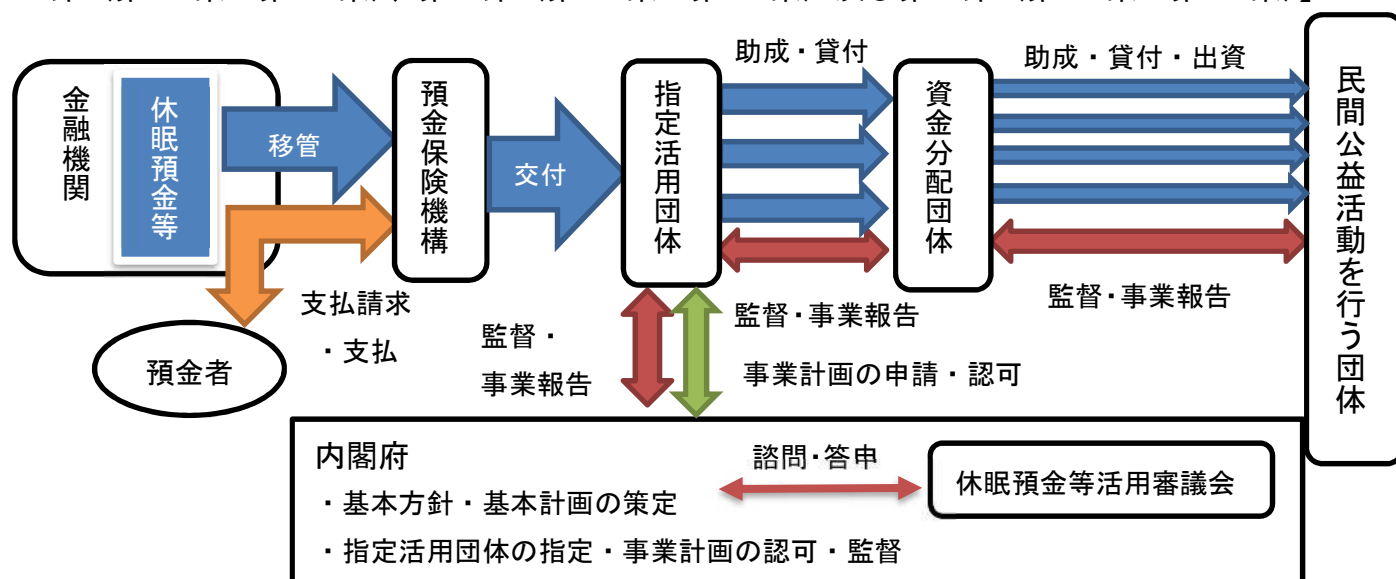
# 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

## 1 法律の背景

- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等  
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

## 2 法律の概要

- ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】
- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
  - 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
  - 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
  - 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
  - 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
  - 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外
- ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】

## 第5章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会

#### I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

#### II 2020事務年度の開催実績

##### 1. 総会・金融分科会合同会合

- (1) 第44回総会・第32回金融分科会合同会合（2020年9月11日開催）  
（別紙3参照）
- (2) 第45回総会・第33回金融分科会合同会合（2021年2月8日開催）  
（別紙4参照）
- (3) 第46回総会・第34回金融分科会合同会合（2021年6月25日開催）  
（別紙5参照）

##### 2. ワーキング・グループ等

###### (1) 市場ワーキング・グループ

開催実績：2020年7月以降、2回にわたり、開催。

メンバー：（別紙6参照）

報告書：

- ・「市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－」（2020年8月5日公表）（別紙7参照）

###### (2) 銀行制度等ワーキング・グループ

開催実績：2020年9月以降、7回にわたり、開催。

メンバー：（別紙8参照）

報告書：

- ・「銀行制度等ワーキング・グループ報告－経済を力強く支える金融機能の確立に向けて－」（2020年12月22日公表）  
（別紙9参照）

###### (3) 市場制度ワーキング・グループ

開催実績：2020年10月以降、11回にわたり、開催。

メンバー：（別紙10参照）

報告書：

- ・「市場制度ワーキング・グループ第一次報告－世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて－」（2020年12月23日公表）（別紙11参照）
- ・「市場制度ワーキング・グループ第二次報告－コロナ後を見据

えた魅力ある資本市場の構築に向けてー」(2021年6月18日  
公表)(別紙12参照)

(4) 最良執行のあり方等に関するタスクフォース

開催実績：2020年12月以降、4回にわたり、開催。

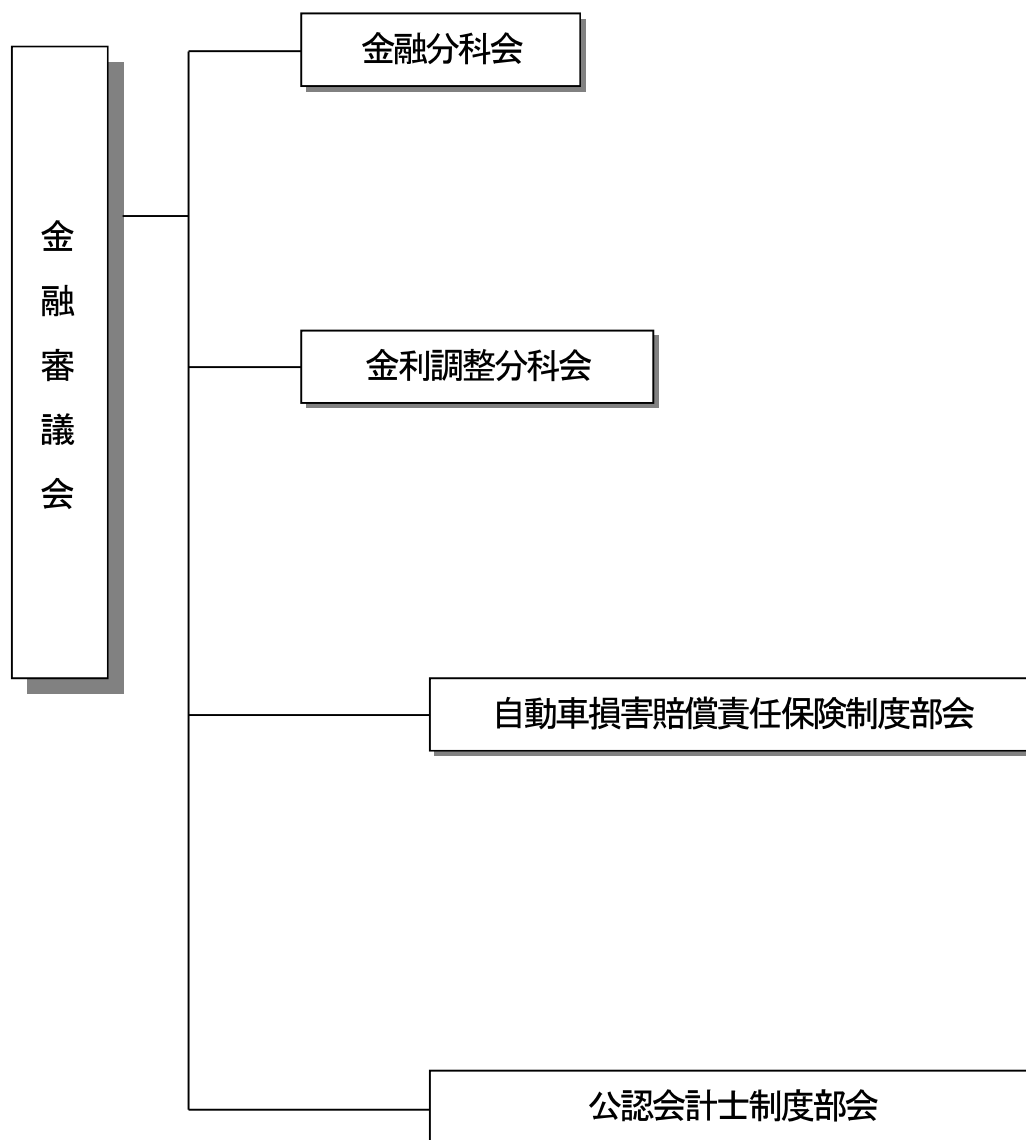
メンバー：(別紙13参照)

報告書：

- ・「最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書」(2021  
年6月2日公表)  
(別紙14参照)



## 金融審議会の構成



## 金融審議会委員名簿

令和3年6月25日現在

会 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	井村 和夫	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	河村 芳彦	日立代表執行役専務CFO
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林 いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古 和恵	早稲田大学基幹理工学部教授
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
	吉戒 孝	福岡キャピタルパートナーズ会長
	渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

## 第44回金融審議会総会・第32回金融分科会 議事次第

日時：令和2年9月11日（金）14：30～16：00

場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室  
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶及び諮問
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 金融行政方針について
5. 討議
6. 閉会

## 第45回金融審議会総会・第33回金融分科会 議事次第

日時：令和3年2月8日（月）16：00～17：30

場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室  
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 会長互選
4. 諮問事項にかかる報告等
5. 国際金融センターの推進について
6. 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書について
7. 討議
8. 閉会

## 第46回金融審議会総会・第34回金融分科会 議事次第

日時：令和3年6月25日（金）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室

及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶及び諮問
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 討議
5. 閉会

## 「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿

2020年8月5日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
委員	池尾 和人	立正大学経済学部教授	
	上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所主任研究員	
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)	
	鹿毛 雄二	ユージン・パシフィック代表	
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神戸 孝	FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役	
	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授	
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	
	島田 知保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長	
	高田 創	岡三証券株式会社グローバルリサーチセンター理事長 エグゼクティブエコノミスト	
	竹川 美奈子	LIFE MAP 合同会社代表	
	佃 秀昭	株式会社企業統治推進機構代表取締役社長	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人	
	中野 晴啓	セゾン投信株式会社代表取締役会長 CEO	
	野尻 哲史	合同会社フィンウェル研究所代表	
	野村 亜紀子	株式会社野村資本市場研究所研究部長	
	林田 晃雄	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員	
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	
	宮本 勝弘	日本製鉄株式会社代表取締役副社長	
オブザーバー	消費者庁	財務省	日本銀行
	日本取引所グループ	日本証券業協会	投資信託協会
	日本投資顧問業協会	信託協会	全国銀行協会
	国際銀行協会	生命保険協会	

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」概要（2020年8月5日）

- 「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定から3年が経過する中、その定着状況を検証し、**更なる進展**を目指す。
- **認知判断能力が低下した高齢顧客やその家族等に対して**、顧客本位の観点から、**安心で利便性の高い対応**を充実。

### 「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017年3月策定・公表）

- 国民の安定的な資産形成の実現に向けて、金融事業者は本原則を採択し、その取組の「見える化」により、顧客がより良い金融商品・サービスを選択するメカニズムの実現を図る（「プリンシプルベースのアプローチ」）。

#### 【7つの原則】

#### 1. 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

2. 顧客の最善の利益の追求

3. 利益相反の適切な管理

4. 手数料等の明確化

5. 重要な情報の分かりやすい提供

6. 顧客にふさわしいサービスの提供

7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

### 顧客本位の業務運営の更なる進展

- **「原則」の具体的内容の充実**：実効性を高めていくため、原則により求められる具体的な取組（原則の注記）に以下を追加
  - ・ 顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提案及び商品提供後の適切なフォローアップの実施
  - ・ 金融商品の組成に携わる金融事業者による想定顧客の公表
  - ・ リスクや手数料、利益相反等の情報を比較できるよう、各業者・商品毎の共通の情報提供フォーム（「重要情報シート」）の導入
- **「原則」の一層の浸透・定着**：金融庁において、事業者の取組状況等を「原則」の項目毎に比較可能な形で公表
- **不適切な販売事例の効果的な抑制**：法律上の誠実公正義務や適合性原則の内容を明確化するため監督指針を改正

### 超高齢社会における金融業務のあり方

- **認知判断能力等の低下した顧客への対応**：以下について、金融業界において指針等を策定
  - 代理人等取引のあり方    ○ 福祉関係機関等との連携強化    ○ 高齢顧客対応の好事例の集約・還元等
- **デジタル技術を活用した個々の認知判断能力や状況に応じた制度の精緻化の研究**
- **本人以外でも金融契約の有無を照会できるシステムの検討**

「銀行制度等ワーキング・グループ」メンバー等名簿

2020年9月30日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	大庫 直樹	ルートエフ(株)代表取締役
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事長
	小倉 義明	早稲田大学政治経済学術院教授
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士(東京合同法律事務所)
	高田 創	岡三証券(株)グローバル・リサーチ・センター理事長 エグゼクティブエコノミスト
	西原 里江	JP モルガン証券(株)株式調査部エグゼクティブディレクター
	野崎 浩成	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授
	村岡 隆史	(株)経営共創基盤代表取締役マネージングディレクター
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授	
オブザーバー	全国銀行協会 全国地方銀行協会 第二地方銀行協会 国際銀行協会 全国信用金庫協会 全国信用組合中央協会 生命保険協会 日本損害保険協会 財務省 日本銀行 預金保険機構	

(敬称略・五十音順)



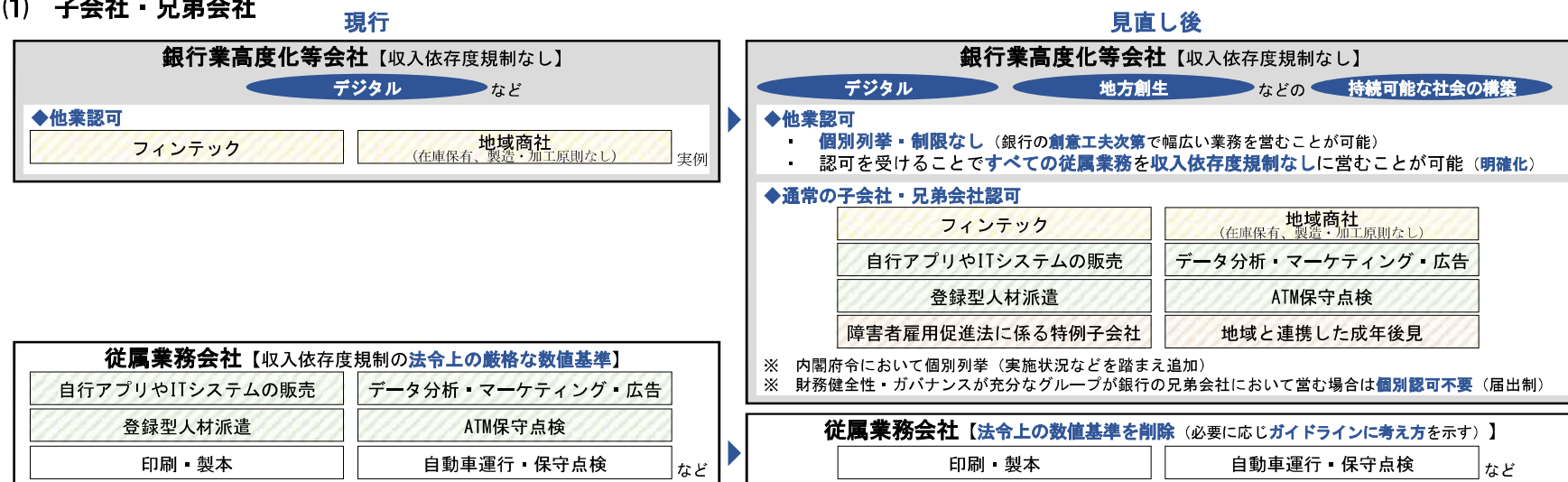
## 銀行の業務範囲規制等の見直し（案）

- ポストコロナの日本経済の回復・再生、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行規制を抜本的に見直す。
- 預金者保護の観点から、兄弟会社・子会社を中心に規制を緩和。また、資金調達（預金）が公的なセーフティネットで保護されている点などにおいて銀行は一般事業会社に対する優位性を有していることを考慮。

### デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築

#### 業務範囲規制

##### (1) 子会社・兄弟会社



##### (2) 銀行本体

- 銀行業の経営資源を活用して行う範囲において、銀行本体が営むことも可能に

自行アプリやITシステムの販売	データ分析・マーケティング・広告	登録型人材派遣	幅広いコンサル・マッチング	※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）
-----------------	------------------	---------	---------------	------------------------------

##### (3) 出資規制（5%・15%ルール）

- 投資専門会社によるコンサル業務を可能に
- 事業再生会社・事業承継会社やベンチャービジネス会社の出資可能範囲・期間の拡充  
(早期の経営改善・事業再生支援や、中小企業の新事業開拓の幅広い支援を可能に)
- 非上場の地域活性化事業会社について、事業再生会社などと同様に議決権100%出資を可能に

### 国際競争力の強化

##### (4) 外国子会社・外国兄弟会社（外国金融機関等の買収に係る環境整備）

- 買収した外国金融機関の子会社である外国会社について、現地の競争上必要性があれば、現地法令に準拠する限り継続的な保有を認めることを原則に
- リース業や貸金業を主として営む外国会社について、迅速な買収を可能に

## 資金交付制度の創設（案）

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持する</li> </ul>
<p>対象 金融機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合併・経営統合その他の抜本的な事業の見直しを行う地銀等<sup>※</sup></li> <li>■ 資金交付を受けようとする地銀等は、資金交付の申請時に経営強化計画を策定・提出</li> </ul> <p>※ 人口減少地域を主たる営業地域とし、特に経営環境の厳しい先</p>
<p>交付額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業の見直しに必要な追加的な初期コスト（システム投資等）の一部</li> </ul>
<p>財源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 預金保険機構の利益剰余金<sup>※</sup>を活用</li> </ul> <p>※ 金融機能強化勘定<sup>(注)</sup>。資本参加行からの配当収入の内部留保分</p>
<p>監督 ・ モニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ポストコロナの地域経済の回復・再生に資する経営基盤を構築できるか審査し、5年間進捗をモニタリング</li> </ul>
<p>申請期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5年間（申請期限：2026年3月末）</li> </ul>

(注) 金融機能強化法に基づく資本参加に関する業務を經理する勘定。

「市場制度ワーキング・グループ」メンバー名簿

2021年6月18日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	有吉 尚哉	弁護士(西村あさひ法律事務所)
	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株)フューチャレポート・ガバナンス・ワーキンググループ 執行役員 統括部長
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	武田 洋子	三菱総合研究所シンクタンク部門副部門長兼政策・経済センター長
	野村亜紀子	野村資本市場研究所研究部長
	原田喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松岡 直美	ソニーグループ(株)執行役員 (日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会長)
	松本 勝	VISITS Technologies(株)代表取締役 (日本経済団体連合会 スタートアップ委員会 スタートアップ政策タスクフォース座長代理)
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授

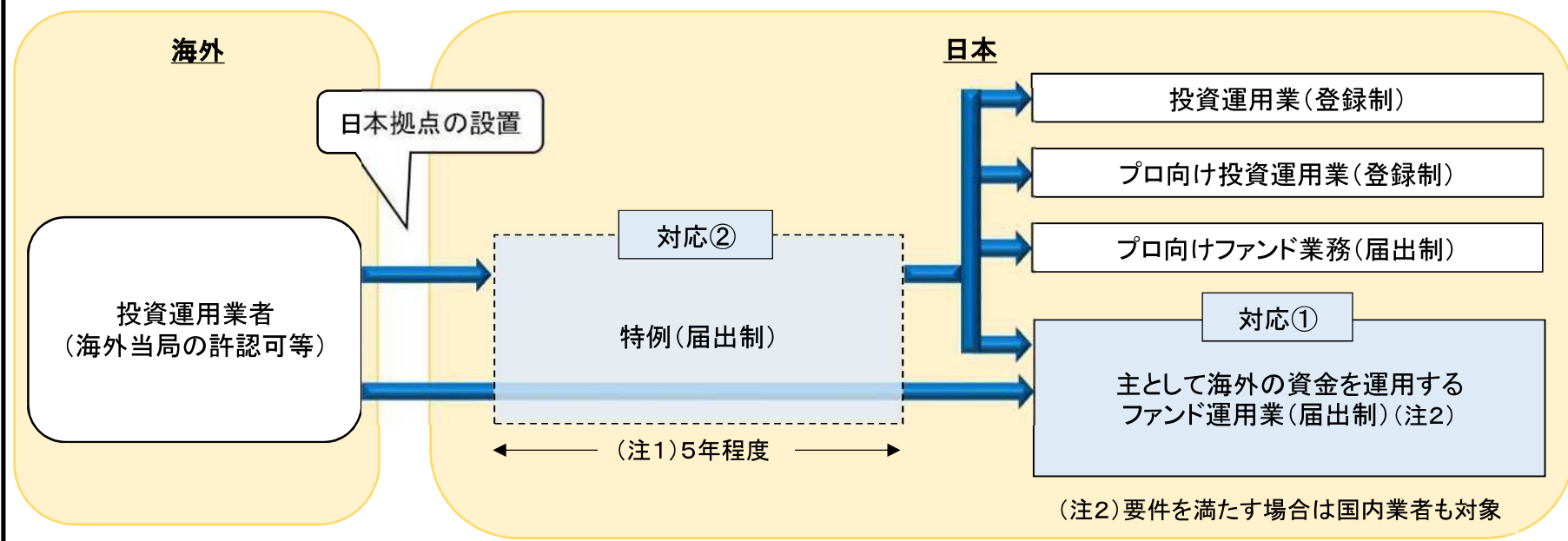
オブザーバー 全国銀行協会 国際銀行協会 日本証券業協会  
日本プライベート・エクイティ協会 日本ベンチャーキャピタル協会  
日本取引所グループ 財務省 経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

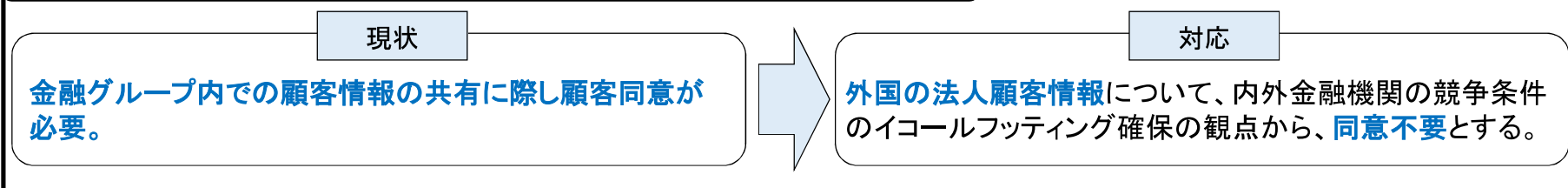
我が国資本市場の「国際金融センター」としての機能発揮に向け、以下の制度整備を行う。

(1) 海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備(法律事項)

- ① 主として海外のプロ投資家(外国法人や一定の資産を保有する外国居住の個人)を顧客とするファンドの投資運用業者
- ② 海外において当局による許認可等を受け、海外の顧客資金の運用実績がある投資運用業者(海外の資金のみ運用)について、簡素な手続(届出)による参入制度を創設(②は時限措置(3~5年程度))。



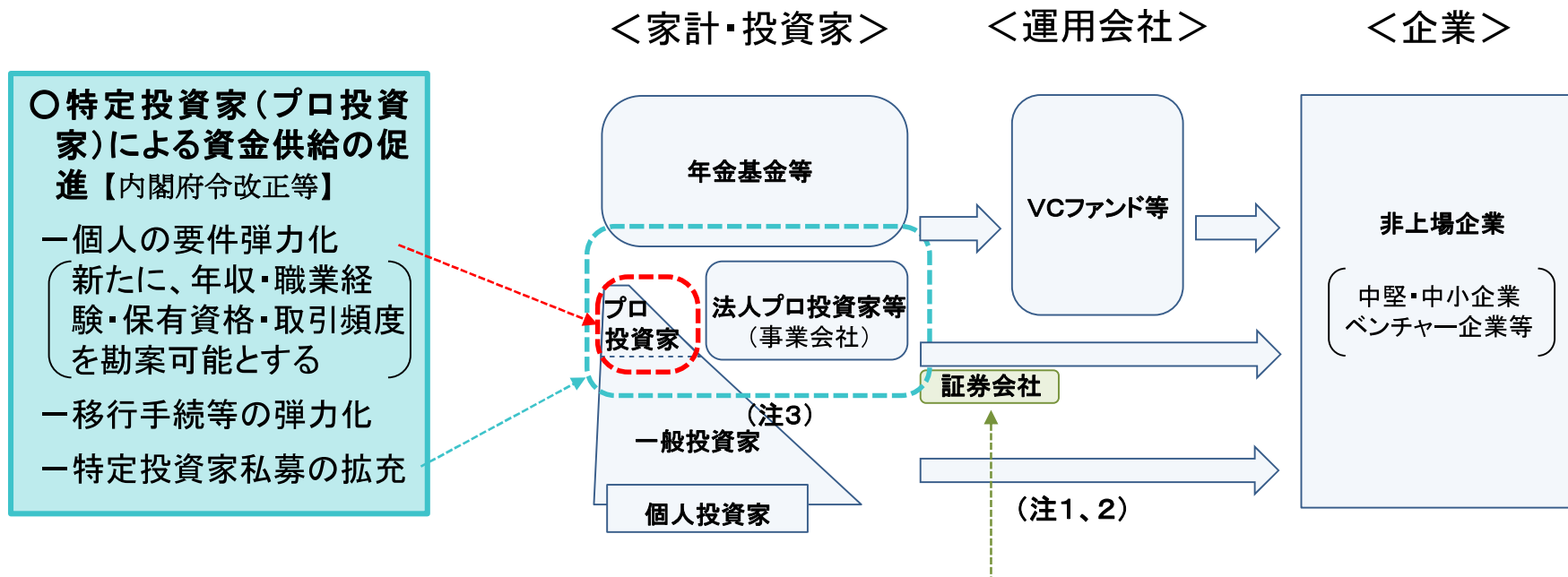
(2) 外国の法人顧客に関する銀証ファイアウォール規制の緩和(府令事項)



# 成長資金供給の円滑化

(別紙12)

一般投資家の保護を徹底しつつ、プロ投資家がリスクテイクを行いやすい環境を整備する観点から、非上場企業に対する成長資金の円滑な供給に向け、以下の制度整備を行う。



## ○特定投資家（プロ投資家）による資金供給の促進【内閣府令改正等】

- 個人の要件弾力化  
（新たに、年収・職業経験・保有資格・取引頻度を勘案可能とする）
- 移行手続等の弾力化
- 特定投資家私募の拡充

## ○非上場株式のセカンダリー取引（流通市場）の環境整備【日証協規則改正】

- 証券会社による特定投資家向け勧誘規則を整備
- 株主コミュニティ制度において特定投資家を参加勧誘対象に追加

### （注1）株式投資型クラウドファンディング制度の更なる機能発揮【政令改正等】

発行総額（1億円未満）算定方法の見直し、特定投資家の投資上限額（50万円）の撤廃

### （注2）東証ベンチャーファンド市場の利用活性化【東証規則改正】

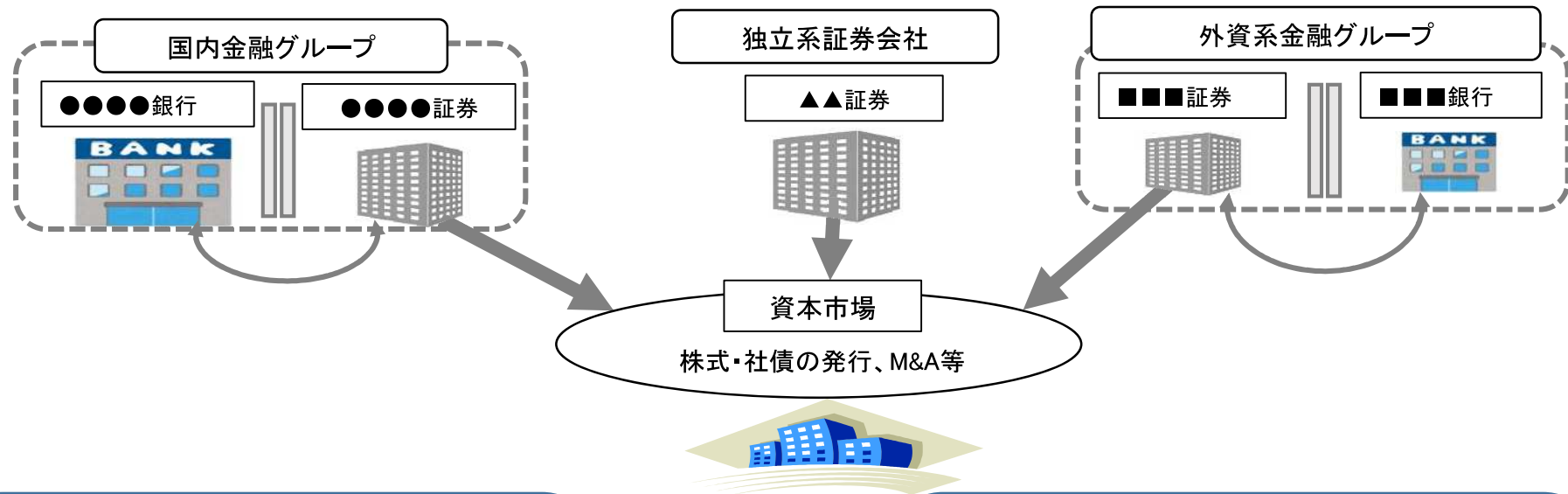
### （注3）少人数私募の人数通算期間の見直し【政令改正】

# 銀証ファイアーウォール規制の見直し

- 顧客へのより高度なサービス提供、国際競争力向上等の観点から、上場企業等<sup>(注1)</sup>について抜本的に規制を見直し
- 併せて、顧客情報の適切な保護、優越的地位の濫用防止等の観点から、情報管理規制等を見直し

※銀証ファイアーウォール規制:金融グループ内の銀証間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制

## ＜証券会社の顧客サービスと情報共有(イメージ)＞



### 規制の見直し

- 上場企業等の顧客情報をグループ内銀証で共有する場合、事前同意不要  
※企業からの「停止の求め」には対応必要
- 同意取得の場合もデジタル化可
- ホームベースルール<sup>(注2)</sup>の撤廃

### 弊害防止措置の実効性強化

- 顧客情報管理: 銀行に証券会社と同等の規制 (法人関係情報に係る行為規制)
- 利益相反管理: グローバルスタンダードを踏まえた実務の高度化
- 優越的地位の濫用防止: 当局によるモニタリングの強化 (公取委との連携等)

(注1) 中堅・中小企業については、優越的地位の濫用を受けやすい立場にあることを踏まえ、引き続き検討

(注2) 銀行・証券会社の兼職者について、いずれか一方の非公開情報にしかアクセスできない等の規制

「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」メンバー等名簿

令和3年5月18日現在

座	長	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
メ	ン	藍澤 卓弥	藍澤証券(株) 代表取締役社長
バ	ー	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
		内田 修一	ニッセイアセットマネジメント(株) トレーディング部長
		宇野 淳	早稲田大学大学院経営管理科教授
		梅野 淳也	ブラックロック・ジャパン(株) トレーディング・レンディング&リクイディティ部長
		辛島 利泰	野村証券(株) グローバル・マーケット企画部マネージング・ディレクター
		神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
		久保 哲郎	フィデリティ投信(株) 執行役員 法務・コンプライアンス本部長
		清水 葉子	福井県立大学経済学部教授
		清明 祐子	マネックス証券(株) 代表取締役社長
		横山 淳	(株)大和総研主任研究員
オブザーバー		日本証券業協会	国際銀行協会 (株)日本取引所グループ
		札幌証券取引所	名古屋証券取引所 福岡証券取引所
		ジャパンネクスト証券(株)	チャイエックス・ジャパン(株)

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書 概要 (2021年6月2日)

### 最良執行方針等に関する現行制度の概要 (2005年に導入)

○ 最良執行方針等: 金融商品取引業者等が有価証券等取引に関する顧客の注文を最良の取引の条件で執行するための方針及び方法

⇒ 現状、価格のみならず、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案  
(原則として「主たる取引所」に注文を取り次ぐと最良執行方針等に記載する金融商品取引業者等が多い。)

### 制度導入後の環境変化及び課題

#### 制度導入後の環境変化

○ 私設取引システム(PTS)のシェアが徐々に増加。また、SOR(注1)が普及 ⇒ 価格重視の注文執行が可能

#### 投資家保護上の課題

- ① 様々なタイプのSORがあり、一部に利益相反構造
- ② 一部の高速取引行為者によるレイテンシー・アービトラージ(注2)の可能性

(注1) Smart Order Routing。複数の取引施設から最良価格を提示している取引施設を検索し注文を執行するシステム

(注2) 時間差から生じる複数の取引施設間の価格差を利用した投資戦略

### 個人投資家にかかる最良執行方針等における価格重視

#### 個人投資家について、原則として、より価格を重視

- 顧客が個人投資家である場合について、
- ・ 主として価格面以外の顧客の利益を考慮する場合、その理由を最良執行方針等に記載を義務付け
  - ・ ダークプールを使用する場合、その理由を最良執行方針等に記載を義務付け

### 投資家保護上の課題への対応

#### ①SORの透明化

- SORを使用する金融商品取引業者等に対して、
- ・ SORによる注文執行ルールを最良執行方針等に記載を義務付け
  - ・ 価格改善状況を最良執行説明書に記載を義務付け

#### ②レイテンシー・アービトラージへの対応方針等の明確化

- ・ レイテンシー・アービトラージへの対応方針・対応策の概要を最良執行方針等に記載を義務付け

(注文回送リポート(ペイメント・フォー・オーダー・フロー)については、今後の状況等の変化に応じ、適切かつ機動的に対応。(日本では実例が確認されておらず、米国では規制の見直しの途上。)



## 第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

**自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿**

(令和3年1月18日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	大 野 澄 子	弁護士
	鹿 嶋 伸 行	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	川 口 伸 吾	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	京 井 和 子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	高 倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	浜 島 和 利	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	細 川 昭 子	弁護士
	唯 根 妙 子	消費者機構日本 常任理事
特別委員	江 原 茂	損害保険料率算出機構専務理事
	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	坂 口 正 芳	一般社団法人日本自動車連盟副会長
	寺 田 一 薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	長 島 公 之	公益社団法人日本医師会常任理事

(敬称略・五十音順)

令和3年1月18日  
 金融庁

## 第142回・第143回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1. 令和3年1月13日午前10時00分から第142回自動車損害賠償責任保険審議会、本日16時00分から第143回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
2. 第142回自動車損害賠償責任保険審議会においては、令和2年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

（単位：％）

契約年度	令和2年度	令和3年度
前回（令和2年4月） 改定時予定損害率	118.3	
令和2年度検証結果 による損害率	110.3	110.2

（※1）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の3点を踏まえて、令和3年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

- ・保険収支の状況を見た場合、交通事故の減少等により、損害率については110%程度と、前回の基準料率改定時の想定以上の黒字となっていること
- ・保険契約者への還元を活用される滞留資金の残高は、増加傾向にあること
- ・新型コロナウイルスの影響により、今年度上半期において事故が減少し、その分滞留資金が増加したこと

3. 第143回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。審議の結果、新たな基準料率を本年4月1日より適用することなどについて了承されました。

4. 新たな基準料率は、全車種等の平均で6.7%の引下げ（現行基準料率比）となります。例えば、自家用乗用自動車2年契約の保険料（※2）は、20,010円となります。（現行基準料率の同契約の保険料は21,550円で、現行基準料率比で7.1%の引下げとなります）

（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く）

（参考）諮問に対する答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
 監督局保険課(内線 3859、2657)

## 第3節 企業会計審議会

### I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都先端科学大学理事・経済経営学部長）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

### II 2020 事務年度の審議状況

#### 1. 第48回監査部会（2020年9月29日開催）

第48回監査部会以後に開催した企業会計審議会は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、オンライン会議での開催となった。有価証券報告書等における財務諸表以外の情報である「その他の記載内容」に係る監査人の手続の明確化や、リスク・アプローチの強化を内容とした監査基準の改訂等について、2020年3月に公表した監査基準及び中間監査基準の公開草案を踏まえ、審議し、監査部会として改訂案をとりまとめた。

#### 2. 企業会計審議会・第7回会計部会（2020年11月6日開催）

第48回監査部会でとりまとめられた改訂案を踏まえ、「その他の記載内容」に係る監査人の手続の明確化及びリスク・アプローチの強化を内容とする監査基準等の改訂を行った。

また、2020年9月に最終化された国際的な品質管理に関する基準の改訂等を踏まえ、我が国における監査に関する品質管理について、監査部会で審議することが了承された。

さらに、会計を巡る動向について、金融庁、企業会計基準委員会及び財務会計基準機構から最近の取組み状況等の報告があり、①IFRS任意適用企業の拡大促進、②国際的な意見発信の強化、③日本基準の高品質化、④国際的な会計人材の育成の4つの課題について議論を行った。

#### 3. 第49回監査部会（2021年2月4日開催）

国際的な品質管理に関する基準の改訂を踏まえ、我が国における監査に関する品質管理の課題等について審議を行った。

#### 4. 第50回監査部会（2021年3月22日開催）

監査に関する品質管理の実務上の課題等を把握するため、監査法人及び日本公認会計士協会から説明を受け、これらを踏まえ、我が国の監査に関する品質管理について、審議を行った。

5. 第51回監査部会（2021年4月26日開催）

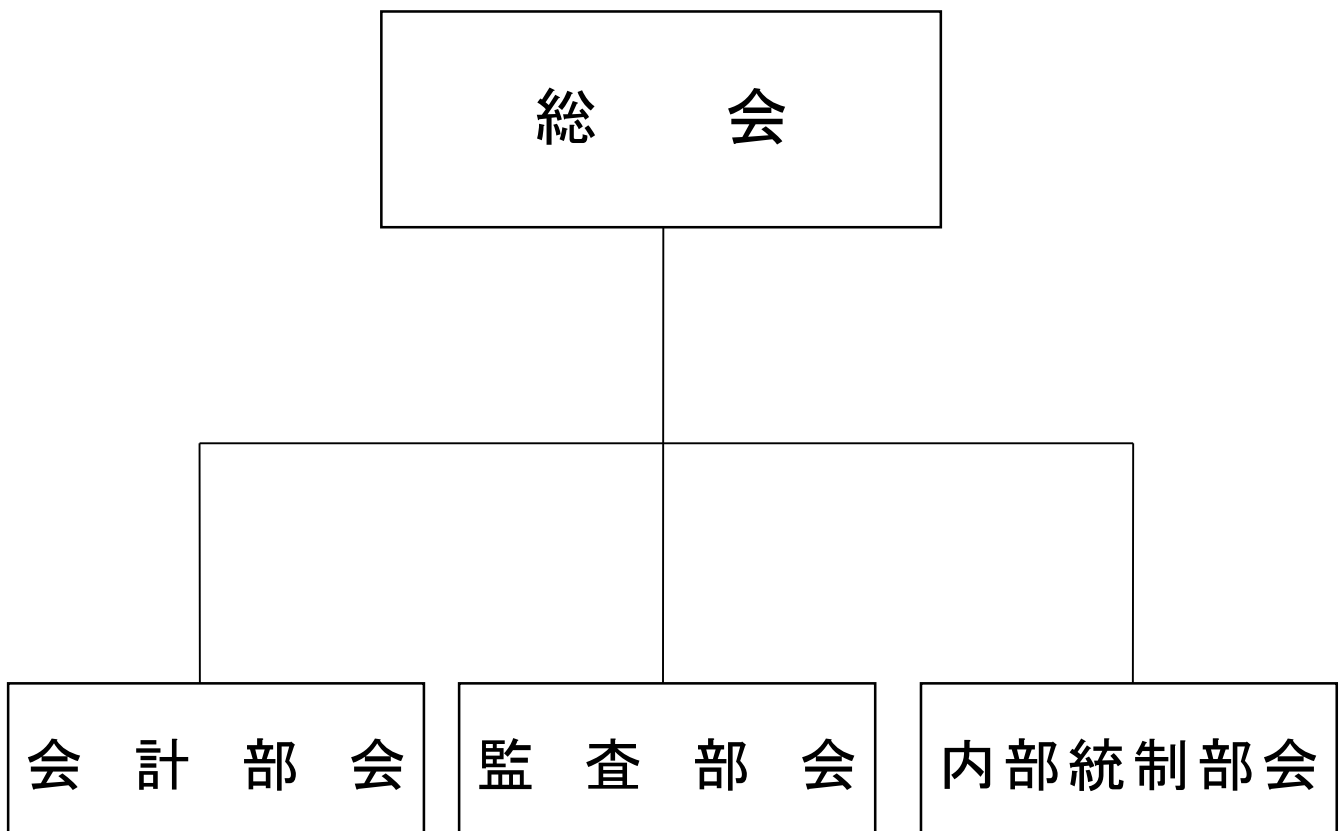
「監査に関する品質管理基準」の改訂について、国際的な品質管理に関する基準や我が国の監査を取り巻く状況を踏まえ、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入について、審議を行った。

6. 第52回監査部会（2021年6月16日開催）

これまで議論されたリスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入について、「監査に関する品質管理基準」の公開草案を取りまとめ、公表し、広く一般に意見募集を行うことが了承された。

これを踏まえ、2021年6月30日に監査に関する品質管理基準の改訂に関する公開草案を公表した。

# 企業会計審議会の組織



## 第4節 金融トラブル連絡調整協議会

### I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

### II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで60回の協議会を開催してきた。

#### 第59回金融トラブル連絡調整協議会

2021年1月7日、第59回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和2年度上半期）及び「相談・苦情等への的確な対応・手続に向けた取組」等について報告・意見交換等を行った。

#### 第60回金融トラブル連絡調整協議会

2021年6月11日、第60回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和2年度）及び「迅速・円滑な紛争解決手続の提供に向けた取組・工夫」等について報告・意見交換等を行った。（別紙2、3参照）

## 金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和3年6月11日現在

(消費者行政機関等)

消費者庁地方協力課長  
 国民生活センター紛争解決委員会事務局長  
 東京都消費生活総合センター所長  
 日本司法支援センター本部第一事業部 情報提供課長

小堀 厚 司  
 影山 武  
 宮永 浩 美  
 谷口 学

(消費者団体)

全国消費者団体連絡会政策スタッフ  
 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会顧問  
 全国消費生活相談員協会参与

大出 友記子  
 唯根 妙子  
 渡邊 千穂

(指定紛争解決機関)

全国銀行協会金融ADR部長  
 信託協会信託相談所長  
 生命保険協会生命保険相談所事務局長  
 日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長  
 保険オンブズマン専務理事  
 日本少額短期保険協会事務局長  
 証券・金融商品あっせん相談センター事務局長  
 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長

小林 悟  
 西川 紀之  
 高橋 正国  
 森脇 隆正  
 小野 幸則  
 大槻 正志  
 丸野 雅人  
 森 浩之

(業界団体・自主規制機関)

全国信用金庫協会業務管理部長  
 全国信用組合中央協会しんくみ業務相談センター長  
 全国労働金庫協会法務部長  
 日本商品先物取引協会相談センター次長  
 農林中央金庫総務部部長代理(農漁協系統金融機関代表)  
 不動産証券化協会市場基盤ディビジョン(資格制度担当) 兼苦情相談室長  
 日本資金決済業協会事務局長  
 日本暗号資産取引業協会業務部長

染川 幸夫  
 土屋 和雄  
 菅谷 宏行  
 関口 謙  
 権藤 俊浩  
 深津 明  
 橋本 文夫  
 長田 佳巳

(弁護士)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
 東京合同法律事務所

斎藤 輝夫  
 坂 勇一郎

(学識経験者)

【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
 一般社団法人メディエーターズ代表理事  
 上智大学法学部教授  
 京都大学大学院法学研究科教授

沖野 眞己  
 神作 裕之  
 田中 圭子  
 森下 哲朗  
 山田 文

(金融当局)

金融庁企画市場局総務課長  
 金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室長  
 金融庁監督局総務課長  
 経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐  
 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐  
 国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課 不動産投資市場整備室課長補佐  
 総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長  
 農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官

野崎 英司  
 横尾 則幸  
 尾崎 有  
 増本 龍憲  
 小島 悟司  
 井上 恵  
 高田 義久  
 佐々木 博

〔計38名〕

(事務局)

金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長

今西 隆浩

〔合計39名〕

(敬称略、順不同)



# 指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(別紙2)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

## 1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	155	781	▲22%	936	818	118	0	561	134	0	54	0	69	818	419	188	165	46	818
信託協会	1	7	増減なし	8	5	3	0	4	1	0	0	0	0	5	3	1	0	1	5
生命保険協会	295	1,105	2%	1,400	1,064	336	0	611	364	0	5	0	84	1,064	281	282	370	131	1,064
日本損害保険協会	1,445	3,598	▲6%	5,043	3,690	1,353	17	3,192	228	0	232	0	21	3,690	887	1,445	619	739	3,690
保険オンブズマン	18	133	▲17%	151	136	15	5	74	25	0	32	0	0	136	56	61	19	0	136
日本少額短期保険協会	6	55	6%	61	56	5	0	20	24	0	1	0	11	56	24	18	13	1	56
証券・金融商品 あっせん相談センター	110	801	▲18%	911	824	87	0	670	154	0	0	0	0	824	529	212	53	30	824
日本貸金業協会	2	19	▲5%	21	20	1	0	18	1	0	0	0	1	20	16	3	0	1	20
合計	2,032	6,499	▲9%	8,531	6,613	1,918	22	5,150	931	0	324	0	186	6,613	2,215	2,210	1,239	949	6,613

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

**【凡例】**

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況  
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(別紙3)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成立		成立以外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	75	148	▲13%	223	160	63	81	1	59	0	19	0	0	0	160	1	27	45	87	160		
信託協会	1	1	▲67%	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1		
生命保険協会	201	377	9%	578	350	228	38	66	229	0	17	0	0	0	350	17	57	161	115	350		
日本損害保険協会	185	413	0%	598	410	188	166	1	224	0	18	0	0	1	410	1	45	209	155	410		
保険オンブズマン	8	25	4%	33	24	9	12	0	11	0	1	0	0	0	24	0	7	11	6	24		
日本少額短期保険協会	7	24	71%	31	28	3	0	12	13	3	0	0	0	0	28	0	16	10	2	28		
証券・金融商品 あっせん相談センター	68	154	▲62%	222	173	49	111	0	58	0	3	0	0	1	173	0	53	95	25	173		
日本貸金業協会	1	6	50%	7	6	1	3	0	2	0	1	0	0	0	6	0	0	5	1	6		
合計	546	1,148	▲16%	1,694	1,152	542	412	80	596	3	59	0	0	2	1,152	19	205	537	39	1,152		

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

- 【凡例】
- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
  - 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
  - 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
  - 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
  - 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
  - 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
  - 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。

## 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

### 第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

#### I 「成長戦略（2021年）」（2021年6月18日閣議決定）

2020事務年度、「成長戦略会議」において、成長戦略の策定に向けた議論を経て、「成長戦略実行計画」及び「成長戦略フォローアップ」（総称：「成長戦略（2021年）」）が策定された（2021年6月18日閣議決定、金融庁関連の施策については別紙1参照）。

#### II 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年6月18日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針2021）が取りまとめられた（2021年6月18日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙2参照）。

#### III 「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」（2019年12月20日閣議決定）の改訂（2020年12月21日閣議決定）

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、2014年12月に、2015年度を初年度とする5カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度必要な見直しを行ってきた。2019年度に「総合戦略」の5年目を迎え、2020年度からの5カ年を対象とする「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」が策定された（2019年12月20日閣議決定）。

2020年度は、2019年12月に閣議決定された「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」の改訂版として、「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2020改訂版）」が策定された（2020年12月21日閣議決定）。

また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」が策定された（2021年6月18日閣議決定）。

(※「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(2021改訂版)」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」の金融庁関連の主な施策については、別紙3及び別紙4参照。)

#### IV 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」 (2020年7月17日閣議決定)の変更(2021年6月18日閣議決定)

デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を迅速かつ重点的に推進する観点から、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2020年7月17日閣議決定)が改定された(2021年6月18日閣議決定)。本計画は、デジタル社会形成基本法の施行(令和3年(2021年)9月1日)を見据え、同法第37条第1項に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」に現時点において盛り込むべきと考えられる事項を示されている。金融庁関連の主な施策は、「金融機関における取引でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進」の1つ。

## 第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

- 金融商品販売における高齢顧客対応に関して、柔軟な顧客対応を図る制度改正の検討
- ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用
  - ✓ 非代替性トークン(NFT)やセキュリティトークンに関する事業環境の整備

## 第3章 グリーン分野の成長

- カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み
  - ✓ サステナブルファイナンスに向けた環境整備を図る観点から、必要なガイドラインを作成。
  - ✓ 企業年金等の機関投資家におけるスチュワードシップ・コードの受入れ等の促進
  - ✓ グリーンボンド等の取引が活発に行われるグリーン国際金融センターの実現  
(情報基盤の整備や、グリーンボンド等の適格性を評価する民間の認証枠組みの構築、評価機関の育成後押し)
  - ✓ TCFD等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実や、国際基準の策定への戦略的参加
  - ✓ 金融機関による融資先支援と金融機関の気候変動リスク管理の向上(金融監督当局によるガイダンスの策定等)

## 第6章 経済安全保障の確保と集中投資

- 通信、エネルギー、金融、交通、医療等の基幹的なインフラ産業について、機器・システムの利用や業務提携・委託等を通じたリスクに対処する観点から、現行制度・運用を点検し、必要な措置を検討

## 第7章 ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活

- 新規株式公開(IPO)時の公開価格設定プロセスの在り方について、実態把握を行い、見直しを図る
- 投資家保護策等の観点から、SPAC(特別買収目的会社)を導入した場合に必要な制度整備の検討
- 私募取引の活性化に向けた環境整備(特定投資家の範囲拡大)

## 第8章 事業再構築・事業再生の環境整備

- 必要に応じて、資本性資金の供給等の更なる推進
- 事業再生や再チャレンジを促進するための私的整理等のガイドラインの策定及び経営者保証に係る対応措置の検討
- 事業再生支援に係る金融機関等の取組みを促す施策の検討

## 第12章 コーポレートガバナンス改革

- コーポレートガバナンス・コードの改訂(プライム市場上場企業において独立社外取締役を1/3以上選任、中核人材の登用等における多様性確保)

## 第13章 重要分野における取組

- 国際金融センターの実現
  - ✓ 国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し
  - ✓ 海外の資産運用会社等に対してワンストップサービスを提供するサポートオフィスを通じたビジネス環境整備等

## 第14章 地方創生

- 経営改革を進める地域金融機関に対する支援、事業者支援に関するノウハウを金融機関の間で共有
- 政府のファンドに整備する人材リストを早期に1万人規模に拡充するなど、地域企業のための経営人材マッチングを促進

# 経済財政運営と改革の基本方針 2021

## 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

## 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

### 1. グリーン社会の実現

#### (1) グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起

3,000兆円ともいわれる世界の環境投資資金を我が国に呼び込み、グリーン、トランジション、イノベーションに向かう資金の流れを作る。このため、TCFD<sup>注</sup>等に基づく開示の質と量の充実、グリーンボンド等の取引が活発に行われるグリーン国際金融センターの実現、一足飛びでは脱炭素化が難しい産業向けのトランジション・ファイナンスの推進等に取り組む。

(注) Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略称。

### 2. 官民挙げたデジタル化の加速

#### (2) 民間部門におけるDXの加速

金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI等の普及促進<sup>注1</sup>を図る。

(略)

CBDCについて、政府・日銀は、2022年度中までに行う概念実証の結果を踏まえ、制度設計の大枠を整理し、パイロット実験や発行の実現可能性・法制面の検討を進める<sup>注2</sup>。

(注1) Electronic Data Interchange の略称。2023年10月のインボイス制度への移行、2024年1月のISDNサービス終了が迫る中、中小企業における普及促進が期待される。

(注2) CBDC=Central Bank Digital Currency (中央銀行デジタル通貨)。デジタル社会にふさわしい通貨・決済システムの構築等に向けて、高度なセキュリティの確保や国際的な動向にも十分留意しつつ、検討する。

### 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

#### (1) 地方への新たな人の流れの促進

地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。

#### (8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり

地域経済の回復等を支えるため、地域金融機関の経営基盤強化に係る改革を支援する。

### 5. 4つの原動力を支える基盤づくり

## **(5) 多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実**

### **(フェーズⅡの働き方改革、企業組織の変革)**

コーポレートガバナンス改革を進め、我が国企業の価値を高めていく。女性、外国人、中途採用者の管理職への登用について測定可能な目標の開示を促進する。

## **(6) 経済安全保障の確保等**

基幹的なインフラ産業について、経済安全保障の観点も踏まえつつ、インフラ機能の維持等に関する安全性・信頼性を確保するため、機器・システムの利用や業務提携・委託等を通じたリスクへ対処するための所要の措置を講ずるべく検討を進める。

(略)

これらの経済安全保障の取組について、今後、施策を推進していく上で必要となる制度整備を含めた措置を講ずるべく検討を進める。

また、我が国の基幹的な産業が抱える複雑化したリスクに対応するため、経済社会情勢の動向を注視しつつ、引き続き、これらの脆弱性等を点検・把握し、必要な対策を講ずる取組を継続・深化していく。

## **(8) 成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生**

### **(国際金融センターの実現)**

世界に開かれた国際金融センター実現のため、新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応や、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化及び国際仲裁の活性化に向けた環境整備を行うとともに、年金等国内の大規模運用機関の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する。

## **(10) 安全で安心な暮らしの実現**

金融業界の検査・監督体制等の強化や共同システムの実用化の検討・実施を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組む。

## **第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革**

## **第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方**

(以 上)

## 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版) (「総論」) 当庁関連部分抜粋

### 本論 第2期における地方創生

#### 第2章 第2期における施策の方向性

#### 【基本目標 1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

##### 1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

###### (1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

###### ⑦地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通した地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与が求められる。

こうした観点から、地域企業等への経営改善、資金供給などの支援を行うため、地域金融機関等と連携し、ローカルベンチマーク等の活用や、リスク性資金の充実に向けた環境整備等を図る。特に、マーケット規模が十分でない地域での事業展開や未来技術などの新たなイノベーション創出においては、官民一体となったリスク性資金の供給を推進する。また、銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）を緩和する措置を行ったことを踏まえ、当該措置の地域金融機関における有効活用を図る。

###### (2) 専門人材の確保・育成

地域企業が競争力を発揮し、成長を実現するには、経営戦略の策定と経営課題の抽出・洗い出し、その課題を解決できる人材の確保が必要である。このため、各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点の設置を支援し、地域企業の「攻めの経営」への転換と、新たな経営戦略の実現に不可欠となるプロフェッショナル人材のマッチングを進めており、同拠点は、これまで約5万件の相談を受け、1万件を超える地域企業における即戦力人材の採用を実現している。

他方、地域における人材不足を巡る状況が今後一層厳しさを増していくことを踏まえると、経営人材や即戦力となる専門人材の確保に向けて、地域金融機関や商工会議所等の経営支援機関との連携を強めるなど、地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策を抜本的に強化することが必要である。とりわけ、地域金融機関は、地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通していることから、その能力をより一層活用することが重要である。

このため、2020年度より3年間に限定し、「地域人材支援戦略パッケージ」を集約的に実施する。具体的には、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が、人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等との連携により行う人材マッチング事業を支援する。これにより、地域人材市場の育成とマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。



第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版) 付属文書 政策パッケージ(「各論」)  
当庁関連部分抜粋

【基本目標 1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

**1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現**

(1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

① 地域企業の生産性革命の実現

**i 地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上と収益力強化**

(c) 地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と、実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域の中小企業経営者と金融機関などの支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを、金融庁とも連携しながら検討を進める。

(金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、銀行第二課地域金融企画室、中小企業庁事業環境部金融課)

(e) 地域商社の事業を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から見直した銀行の議決権保有制限(いわゆる5%ルール)について、地域金融機関における有効活用を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

⑥ 地域産業の新陳代謝促進と活性化

**ii 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等**

(e) 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則の策定、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足について専門家の確認を受けることができる体制の整備、一定の要件の下で経営者保証を不要とする信用保証制度の創設など、事業承継時の経営者保証解除に向けた支援を行う。

(金融庁監督局総務課監督調査室、中小企業庁事業環境部金融課)

⑦ 地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

**i リスク性資金の充実に向けた環境整備**

(a) マーケット規模が十分でない地域や未来技術などによる新たなイノベーション創出を推進する地域企業に対して、官民一体となったリスク性資金の供給を促進する。そのため、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)の特定投資業務に加え、REVICや独立行政法人中小企業基盤整備機構などの政府系機関が民間金融機関等と連携して組成したファンド等の活用を促進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地域経済活性化支援機構担当室、金融庁監督局総務課、財務省大臣官房政策金融課、経済産業省商務・サービスグループク

ルジャパン政策課、中小企業庁経営支援部技術・経営革新課)

- (c) 観光地域づくりや海外展開を推進する地域企業に対してリスク性資金を供給する。そのため、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや株式会社海外需要開拓支援機構（以下「CJ機構」という。）の活用を促す。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地域経済活性化支援機構担当室、金融庁監督局総務課、財務省大臣官房政策金融課、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課)

- (d) 地域商社の事業を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から見直した銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）について、地域金融機関における有効活用を図る。【再掲】

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

## ii 地域企業を応援するための総合支援体制の整備・改善

- (c) 関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者などの連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、財務省大臣官房地方課)

## (2) 専門人材の確保・育成

### i 産業人材の還流の促進

- (b) 地域企業の経営課題に沿った経営支援と人材ニーズの切り出しのため、地域金融機関等の能力を活用した「先導的人材マッチング事業」を行うとともに、全国事務局機能を強化し東京圏の企業を中心に副業・兼業などの多様な形態での地域への人材の送り出しに協力する企業の開拓・連携強化、セミナー等を通じた多様な働き方に対する意識醸成等を進め人材マッチングを大幅に拡大する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)

## 2-1 地方への移住・定着の推進

### (1) 地方移住の推進

#### ③地方創生テレワークの推進

##### ii テレワークの普及促進に向けた連携について

- (h)既存の施設の改修によりサテライトオフィスを整備する観点から、例えば、地域金融機関の営業店舗などの有効利用を促進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、金融庁監督局銀行第二課)

(以上)

## 第2章 政策の方向

資金繰り対策、地代・家賃負担軽減のための支援、資本金の供給など、地域の経済・雇用を支える事業者等への支援や、生活に困っている人々への支援、きめ細やかな雇用対策等を進めるなど、緊急経済対策等を通じて雇用の維持と事業の継続に取り組む。

### 2. 地方創生の3つの視点

#### I ヒューマン ～ひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～

(具体的な取組の方向性)

##### (3) 地域における人材支援の充実

また、地域企業に対して、プロフェッショナル人材事業により、経営戦略の策定支援とそれを実現するためのプロフェッショナル人材とのマッチング支援を行う。加えて、先導的人材マッチング事業により、地域金融機関等が行う地域企業へのハイレベル人材のマッチングを引き続き支援する。さらに、株式会社地域経済活性化支援機構が整備する人材リストの積極的な活用等を促し、大企業から地域企業へのひとの流れを創出する。

## 第3章 各分野の政策の推進

### 1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

#### (1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

##### ①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

###### vii 地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

###### 【具体的取組】

###### (a) 地域企業等に対する成長資金の確保

・金融機関に対する出資規制の緩和措置を踏まえ、地域商社を含む地域活性化事業を促進する観点から、地域金融機関における地域ニーズを踏まえた有効な活用を促す。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

##### ②専門人材の確保・育成

###### 【具体的取組】

###### (a) 地域を支える専門人材の確保

・地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携して、ハイレベルな経営人材等のマッチングを支援する「先導的人材マッチング事業」を実施する。マッチングの促進に向け、地域金融機関等の取組について横展開するとともに、地域金融機関等に総合的なコンサルティング機能の発揮を促す。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室)

・大企業から地域の中堅・中小企業へのひとの流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構に人材リストを整備し、各地域企業

の実情に精通している地域金融機関等による活用を促すとともに、人材リストから経営人材を確保した地域企業に対する補助等を通じて人材マッチングを一層推進する。その際、前述の「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材事業」を行う内閣官房・内閣府をはじめ、関係省庁との緊密な連携を図る。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

・大企業OB・OG等と中小企業とを結び付ける新現役交流会などの人材マッチング事業において、大企業等と連携した人材リストの充実や、地域金融機関間の連携、ITの活用等も含め、広域での事業展開を促進する。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

## 2.地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

### (1) 地方への移住・定着の推進

#### ①地方移住・移転の推進

##### i 地方移住の推進

###### 【具体的取組】

###### (a)UIJ ターンによる起業・就業者の創出

・大企業から地域の中堅・中小企業へのひとの流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構に人材リストを整備し、各地域企業の実情に精通している地域金融機関等による活用を促すとともに、人材リストから経営人材を確保した地域企業に対する補助等を通じて人材マッチングを一層推進する。その際、前述の「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材事業」を行う内閣官房・内閣府をはじめ、関係省庁との緊密な連携を図る。【再掲】

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

## 5.多様な人材の活躍を推進する

### (1) 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

#### ②地方公共団体等における多様な人材の確保

###### 【具体的取組】

###### (a)地方公共団体への人材派遣

・地方公共団体への企業人材派遣制度に関して、これまでの「地域おこし企業人」から受入団体を拡大し、地域活性化に向けて幅広く活動をしていただく制度としてリニューアルした「地域活性化起業人」について、活用の際に地方公共団体側・企業側双方への支援を行うとともに、金融庁とも連携して市町村と企業とのマッチングを推進することで、地域における大企業人材の確保を進める。(金融庁監督局総務課人材マッチング推進室、総務省自治行政局地域自立応援課)

###### (d)地方創生を学ぶ機会の創出

・eラーニングの提供に加え、Webも活用しながら、公務員や金融機関職員、民間事業者などの地方創生に熱意のある関係者が集まり、学びやネットワークを拡充する交流

イベントやワークショップ（官民連携講座）の地方展開を強化し、地域における価値創造や課題解決に向けた推進力を強化する。（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、銀行第二課地域金融企画室）

## 6.新しい時代の流れを力にする

### （2）地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

#### ①地方創生 SDGs の実現を通じた持続可能なまちづくり

##### 【具体的取組】

##### （d）地方創生 SDGs 金融や地域における ESG 金融の推進

・地方創生 SDGs に取り組む地域事業者や金融機関等を地方公共団体がつなぎ自律的好循環を形成し、地域における資金の還流と再投資を生み出す「地方創生 SDGs 金融」を推進するため、2020 年 10 月に策定したガイドラインを利用した登録・認証制度の一層の浸透・横展開を行う。また、地域金融機関等に対する表彰制度等の創設を行う。さらに、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法の構築、事例集を活用し不動産特定共同事業（FTK）による資金供給を普及・促進する。

（内閣府地方創生推進室、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

・地域において社会・経済に寄与する ESG 金融を拡大させ、地方創生の深化につなげるため、地域金融機関の取組やコミットを支援するとともに、地域における ESG 金融の普及展開の課題や対応策、不動産分野における ESG 投融資、その中でも我が国及び地域の実情を踏まえた社会課題分野に係る情報開示の在り方等を検討し、その戦略・ビジョンの策定や「ESG 地域金融実践ガイド」の改訂などの環境整備を行う。

（環境省大臣官房環境経済課、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み（別紙1、2参照）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）（金融庁関連箇所抜粋）

令和2年7月14日

## II 施策

## 3 生活者としての外国人に対する支援

## (2) 生活サービス環境の改善等

## ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

## 【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上等、外国人が安心して医療サービス等を受けられることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

## 【具体的施策】

○ 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕

## ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

## 【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。(略)

## 【具体的施策】

○ 金融庁において調査を行った金融機関の外国人顧客対応の取組状況を踏まえ、地方を含めた各金融機関の支店・窓口において外国人口座開設等の金融サービスの利便性の向上が図られるよう、全国で金融機関や受入れ企業等に対する説明の場を設けるとともに、各金融機関の優良な取組事例を公表し横展開を図る。

また、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットにおいて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認、郵送による取引現況の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充し、外国人や受入れ先の理解の醸成を図る。併せて、マネー・ローンダリングや口座売買、地下銀行等の犯罪への関与を防止するため、これらの行為が犯罪であることや、関与した場合に上陸拒否や国外退去となり得ること、無免許・無登録の金融機関を利用しないようにすることなどを引き続き求める。

さらに、在留カードの利用等により、外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

〔金融庁〕

○ 受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和2年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕

(以上)

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）（金融庁関連箇所抜粋）

令和3年6月15日

## II 施策

## 3 ライフステージ・生活シーンに応じた支援

## (2) 生活サービス環境の改善等

## ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

## 【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上等、外国人が安心して医療サービス等を受けられることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

## 【具体的施策】

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕

## ④ 金融・通信サービスの利便性の向上

## 【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。(略)

## 【具体的施策】

- やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットについて、地方公共団体、大学、受入れ企業及び関係省庁等に対する配布を行う。あわせて、関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。  
また、金融機関に対しては、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。  
さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。〔金融庁〕
- 受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕
- 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和3年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕

(以上)



### 第3節 金融に関する税制

令和3年度税制改正要望にあたり、

- ① アジアの金融ハブとしての国際金融センターの確立
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
- ③ 税制上の手続のデジタル化の推進
- ④ 保険

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、令和3年度の税制改正大綱において別紙1の内容が盛り込まれた。特に、国際金融ハブ取引に係る税制措置の詳細は以下のとおり。

#### I 法人税

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とすることとされた（2021年11月に施行）。

#### II 相続税

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととされた（2021年4月に施行）。

#### III 所得税

ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド（株式譲渡等を事業内容とする組合）からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配（キャリード・インタレスト）について、分配割合が経済的合理性を有するなど一定の場合には、役務提供の対価として総合課税の対象となるのではなく、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等を行うこととされた（2021年4月に国税庁への照会文書を公表）。その際、ファンドマネージャーによる申告の利便性・適正性を確保するため、金融庁において所要の対応を講ずることとされた（2021年5月に、確定申告書の添付書類として利用可能なチェックシートや所得の計算書を公表）。

# 令和3年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

令和2年12月  
金融庁



# 1. 国際金融ハブ取引に係る税制措置

## ◆ 国際金融ハブ取引に係る税制措置〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕

### 【大綱の概要】

#### (3) 国際金融都市に向けた税制上の措置

わが国の国際金融センターとしての地位の確立に向けて、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から、諸課題の解決を図る一環として、以下の税制上の措置を講ずる。

##### ① 法人課税

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする。

##### ② 資産課税

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととする。

##### ③ 個人所得課税

ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド(株式譲渡等を事業内容とする組合)からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリード・インタレスト)について、分配割合が経済的合理性を有するなど一定の場合には、役務提供の対価として総合課税の対象となるのではなく、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等を行う。その際、ファンドマネージャーによる申告の利便性・適正性を確保するため、金融庁において所要の対応を講ずる。

## 【国際金融ハブ取引に係る税制措置】

	現状
<b>法人税</b> (運用会社に課税)	<b>30%</b> 役員の業績連動給与 上場会社：損金算入可能 <b>非上場会社：損金算入不可</b>
<b>相続税</b> (ファンドマネージャー等の相続人に課税)	<b>0~55%</b> <b>10年超居住…全世界財産</b> 10年以下居住…国内財産のみ
<b>所得税</b> (ファンドマネージャー個人に課税)	<b>0~55%</b> ファンドマネージャーの運用成果に応じ 出資持分を超えてファンドから分配される 利益 → <b>金融所得にあたるかが不明確。</b>



対応策
<b>投資運用業を主業</b> とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法等を金融庁ウェブサイトへ掲載する等の場合には、 <b>損金算入を認める。</b>
勤労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、 <b>国外財産を相続税の課税対象外</b> とする。
利益の配分に経済的合理性がある場合等においては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」として <b>分離課税（一律20%）</b> の対象となることを <b>明確化</b> する。

(その他)

外国投資家が海外ファンド等を通じて日本のファンドに投資する場合、その海外ファンド等の持分が25%以上であっても、投資家単位で25%未満の場合等には、日本での申告を免除する。

## 2. 金融所得課税の一体化

## ◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

### 【大綱の概要（検討事項）】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、**時価評価課税**の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な**租税回避行為を防止**するための具体的な方策を含め、関係者の理解を得つつ、**早期に検討**する。

### 【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	← 現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		
預貯金等	源泉分離	—	

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応



## ◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

### 【現状】

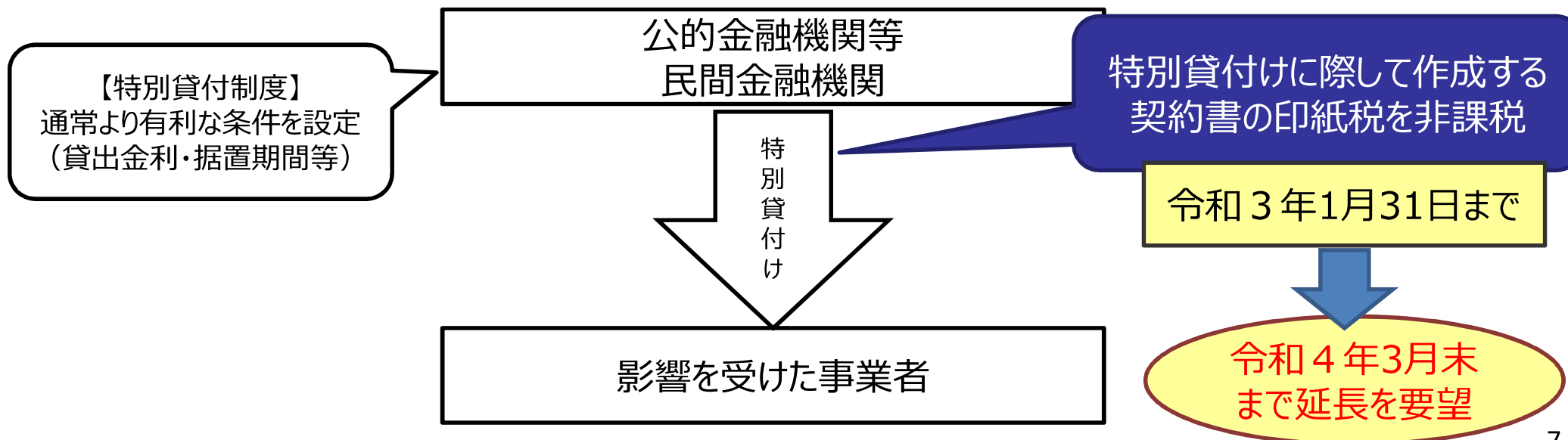
- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**令和3年1月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

**【大綱の概要】** 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長する。

### 【印紙税の非課税制度の概要】



## 4. 税制上の手続のデジタル化の推進

# ◆ 税制上の手続のデジタル化の推進(NISA・クロスボーダー取引関連等)

〔金融庁主导、財務省が共同要望  
(クロスボーダー取引のみ)〕

## 【大綱の概要】

(NISA関連等の電子手続の簡素化)

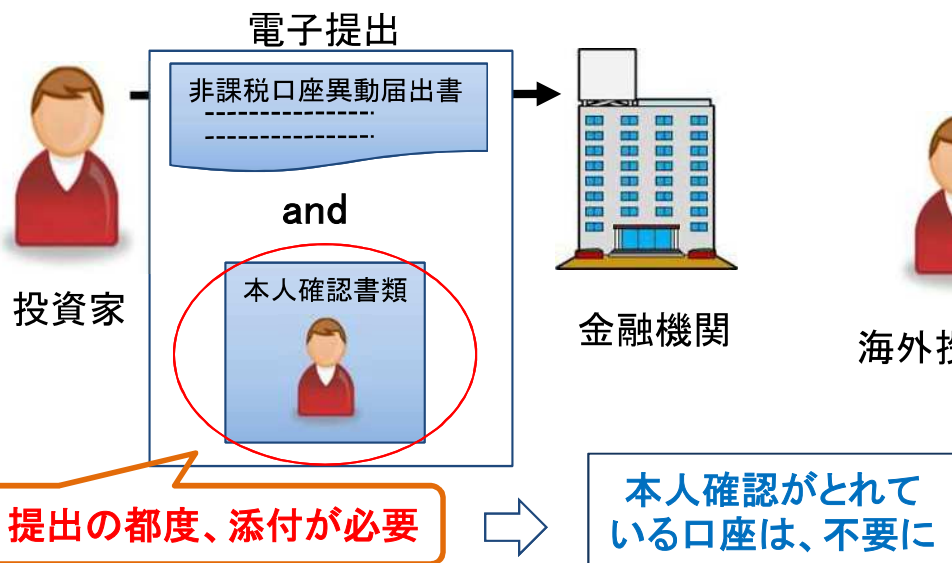
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。

① 次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に併せて行うこととされている**住所等確認書類の提示**又は特定署名用電子証明書等の送信を**不要**とする。(後略)

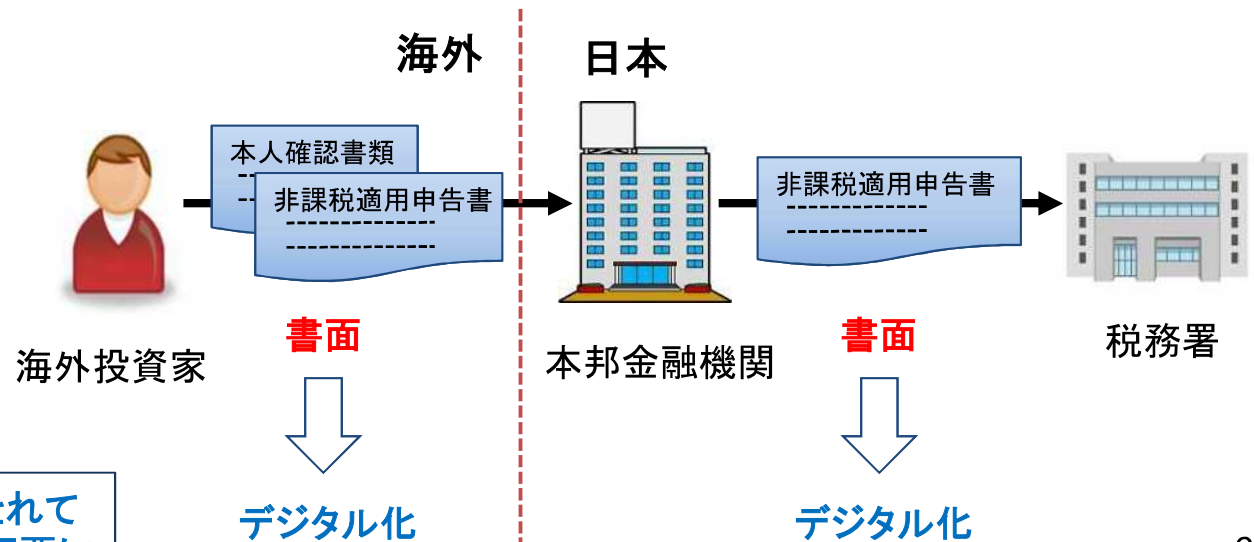
(クロスボーダー取引に係るデジタル化)

次に掲げる書類の公社債等の利子等の支払をする者等に対する書面による提出に代えて、特定振替機関等に対して当該書類に記載すべき事項の**電磁的方法による提供**を行うことができることとする。(後略)

### 【NISA関連等の電子手続の簡素化】



### 【クロスボーダー取引に係るデジタル化】



## 5. 生命保険料控除制度の拡充

## ◆ 生命保険料控除制度の拡充 〔金融庁〕

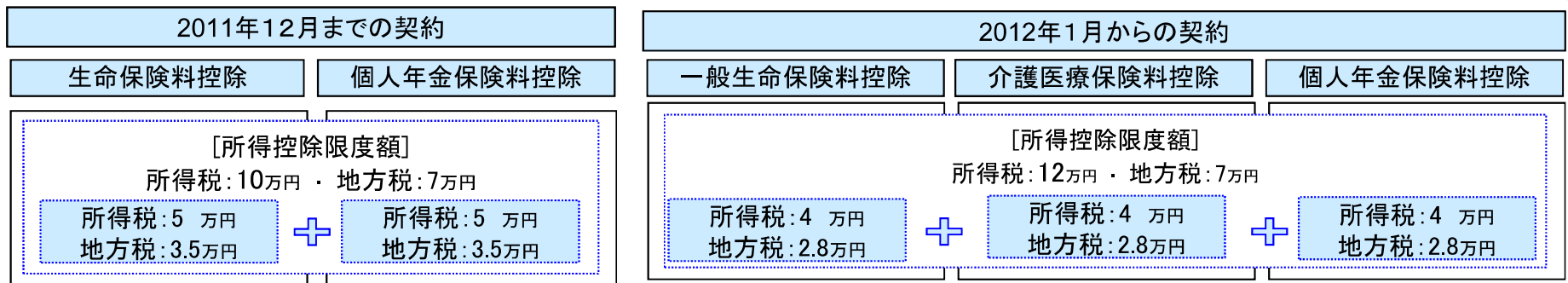
### 【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払生命保険料の一定の金額の所得控除が可能。多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

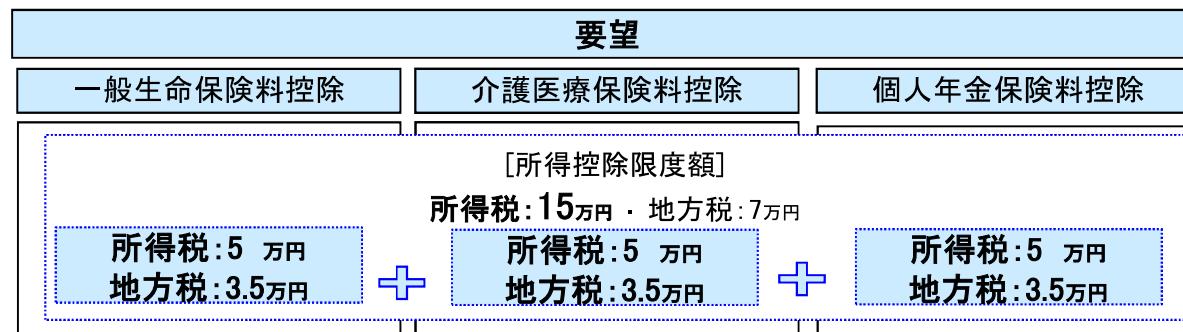
### 【大綱の概要】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。

### 【現行制度】



### 【要望する制度】



## 第4節 規制・制度改革等に関する取組み

### I 規制・制度改革に関する取組み

#### 1. 概要

政府においては、2020 事務年度も、「規制改革推進会議」やその下に設置された6つのWG等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定された(2021年6月18日閣議決定、以下「2021年実施計画」という)。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020年9月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」(2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」を改組)には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

#### 2. 2020 事務年度に措置した規制・制度改革事項

(1) 「規制改革実施計画」(2020年7月17日閣議決定、以下「2020年実施計画」という)に盛り込まれた事項

##### II 分野別実施事項

##### 1. 成長戦略分野

(2) デジタル時代の規制・制度のあり方

1 デジタル時代の規制・制度のあり方

(6) 書面規制、押印、対面規制の見直し

10 書面規制、押印、対面規制の見直し

##### 3. 投資等分野

(2) フィンテックによる顧客利便性の向上

1 資金移動業の登録を求める収納代行規制の明確化

2 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置

3 金融サービス仲介業者の取扱商品範囲の柔軟な規制

4 金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の水準

(8) スタートアップを促す環境整備

17 プロ私募の要件

18 株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し

19 非上場株式等の流通市場の見直し

##### 6. デジタルガバメント分野

### (3) 新たな取組

- 6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し
- 7 個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ
- 8 オンライン利用率を大胆に引き上げるための環境整備
- 9 地方公共団体のデジタル化

※詳細については「規制改革フォローアップ（令和3年6月1日規制改革推進会議公表）」参照

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/210601/followup.pdf>

### (2) 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・銀行持株会社の共通重複業務である融資審査業務の対象範囲の拡大や銀行・銀行持株会社が説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を縦覧等に供する際の手続の簡素化に係る銀行法施行規則等の改正を行った（2020年9月30日公布・施行）。
- ・保険募集時に保険会社等が保険契約者等に情報提供が必要な事項について、電磁的交付の拡大を認めるため、保険業法施行規則の改正を行った（2021年1月21日公布・施行）。
- ・保険会社が「その他の付随業務」としてオペレーティングリースの媒介業務を営めることを明確化するため、保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行った（2021年6月9日パブリックコメント実施・8月17日適用）。

### 3. 2021 事務年度に取組む規制・制度改革事項

「2021 年実施計画」に盛り込まれた以下の事項について、検討・措置等を行うこととしている。

#### Ⅱ 分野別実施事項

##### 1. デジタルガバメントの推進

##### (2) 書面、押印、対面の見直し

- 1 書面・押印・対面見直しの確実な推進
- 2 地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化
- 3 キャッシュレス化の推進
- 4 金融分野の行政手続における書面・押印・対面手続の見直し

##### (3) オンライン利用の促進

- 5 オンライン利用率を大胆に引き上げる取組
- (4) デジタル化に向けた基盤の整備等
  - 7 デジタル化に向けた基盤の整備等
- (5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組
  - 8 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組
- (6) その他の行政手続の見直し等
  - 12 国による各種調査の重複排除等の改善
- 2. デジタル時代に向けた規制の見直し
  - (7) 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し
    - 7 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し
- 3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革
  - (10) 農協改革の着実な推進
    - 15 農協改革の着実な推進
- 6. その他横断的課題
  - (1) 各府省所管法令に基づく立入検査証統合
    - 1 各府省所管法令に基づく立入検査証統合
  - (2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合
    - 2 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

また、規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

#### 4. 書面・押印・対面手続の見直しに向けた取組み

「2020 年実施計画」では、書面規制、押印、対面規制の見直しについて、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」とされていた。

金融庁では、書面・押印・対面手続を求めている法令等の見直しや申請・届出等のオンライン提出を可能とするシステム整備等を行った。また、書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を 9 回開催し、各種手続の電子化状況の把握や電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行い、2020 年 12 月に論点整理を公表した。

## II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

### 1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014 年 1 月 20 日施行）において、新事業へチャレンジする事



業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

## 2. 本制度の実績

2020 事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としては、事業所管省庁からのグレーゾーン解消制度に基づく照会 1 件（航海予測契約に係る損害賠償サービス）に対応し、回答を公表した。

## 第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

### I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況

#### 1. コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み（別紙1参照）

金融庁においては、成長戦略の一環として、

- ① 2014年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
- ② 2015年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、フォローアップ会議という）が設置された。フォローアップ会議での議論を踏まえ、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードの改訂が行われると同時に、両コードの附属文書である投資家と企業の対話ガイドラインの策定が行われた。その後、2019年4月にフォローアップ会議で取りまとめられた意見書「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」等を踏まえ、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）を開催し、2020年3月24日にスチュワードシップ・コード（再改訂版）を公表した。また、2021年4月に公表されたフォローアップ会議による「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」と題する提言を受け、2021年6月11日には、コーポレートガバナンス・コードの再改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの改訂が行われた。

#### 2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況（別紙2参照）

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。

- ① 独立社外取締役を3分の1以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において7割を超えている。
- ② 政策保有株式について、金融機関と事業法人ともに保有が減少しつつあるものの、事業法人における減少は緩やかなものに留まっている。
- ③ 個別の議決権行使結果とその理由を公表する機関投資家が増加している。
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明している企業年金は50機関に増加している。（2020年7月以降、新たに15機関が受入れを表明。）

## Ⅱ コーポレートガバナンス・コード（再改訂版）と投資家と企業の対話ガイドライン（改訂版）の公表について（別紙3、4、5参照）

### 1. 再改訂の経緯

コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて、2020年10月より、フォローアップ会議を再開し、2021年3月まで計7回開催した。

フォローアップ会議における議論や、2021年4月7日から5月7日まで実施したパブリックコメントの結果も踏まえ、2021年6月11日にコーポレートガバナンス・コード（再改訂版）と投資家と企業の対話ガイドライン（改訂版）を公表した。

### 2. 再改訂の概要

コーポレートガバナンス・コード（再改訂版）では、コーポレートガバナンス改革の実効性をより高めるため、以下の項目が新たに盛り込まれた。

#### （1）取締役会の機能発揮

- ・ プライム市場上場企業において、独立社外取締役を3分の1以上選任（必要な場合には、過半数の選任の検討を義務）
- ・ 経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力）と、各取締役のスキルとの対応関係の公表
- ・ 他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任
- ・ 指名委員会・報酬委員会の設置（プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任を基本とする）

#### （2）企業の中核人材の多様性の確保

- ・ 管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定
- ・ 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表

#### （3）サステナビリティを巡る課題への取組み

- ・ サステナビリティについて基本的な方針の策定
- ・ サステナビリティについての取組みの開示（特にプライム市場上場企業において、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実）

#### （4）その他の事項

- ・ 親子上場（プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任又は利益相反管理のための委員会の設置）
- ・ 株主総会関係（プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進）
- ・ 監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理（グループ全体を含めた適切な内部統制や全社的リスク管理体制の構築やその運用状況の監督／内部監査部門が取締役会及び監査役会等に対しても適切に直接報告を行う仕組み）

みの構築)

- ・ 事業ポートフォリオの検討（取締役会で決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況の説明）

# コーポレートガバナンス改革推進の経緯

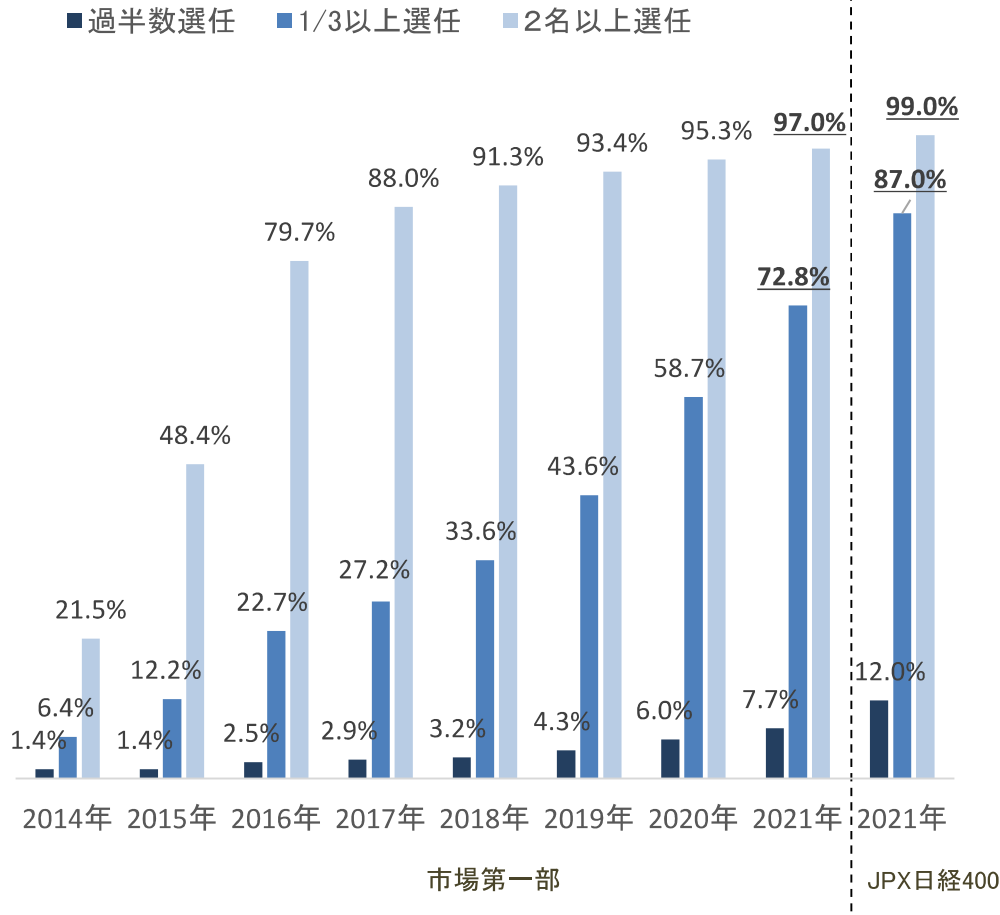
(別紙1)

2013年	6月	<b>「日本再興戦略」</b> 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版ステewardシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
2014年	2月	<b>ステewardシップ・コード策定</b>
	6月	<b>「日本再興戦略」改訂2014</b> 上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
2015年	6月	<b>コーポレートガバナンス・コード適用開始</b> <b>「日本再興戦略」改訂2015</b> 両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
	8月	<b>「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」設置</b>
2016年	6月	<b>「日本再興戦略 2016」</b> コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。 そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
2017年	5月	<b>改訂版ステewardシップ・コード公表</b>
	6月	<b>「未来投資戦略 2017」</b> コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
	12月	<b>「新しい経済政策パッケージ」</b> 投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
2018年	6月	<b>改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表</b> <b>「未来投資戦略 2018」</b> 環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEO の選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
2019年	6月	<b>「成長戦略(2019年)」</b> 投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020 年度内を目途に、ステewardシップ・コードの更なる改訂を行う。
2020年	3月	<b>再改訂版ステewardシップ・コード公表</b>
	7月	<b>「成長戦略フォローアップ(2020年)」</b> 「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進(…(中略)…事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。)、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性(サステナビリティ)についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年中に改訂を行う。
2021年	6月	<b>再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表</b> <b>「成長戦略実行計画(2021年)」</b> 中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。 取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。

# コーポレートガバナンス改革の進捗状況(企業)

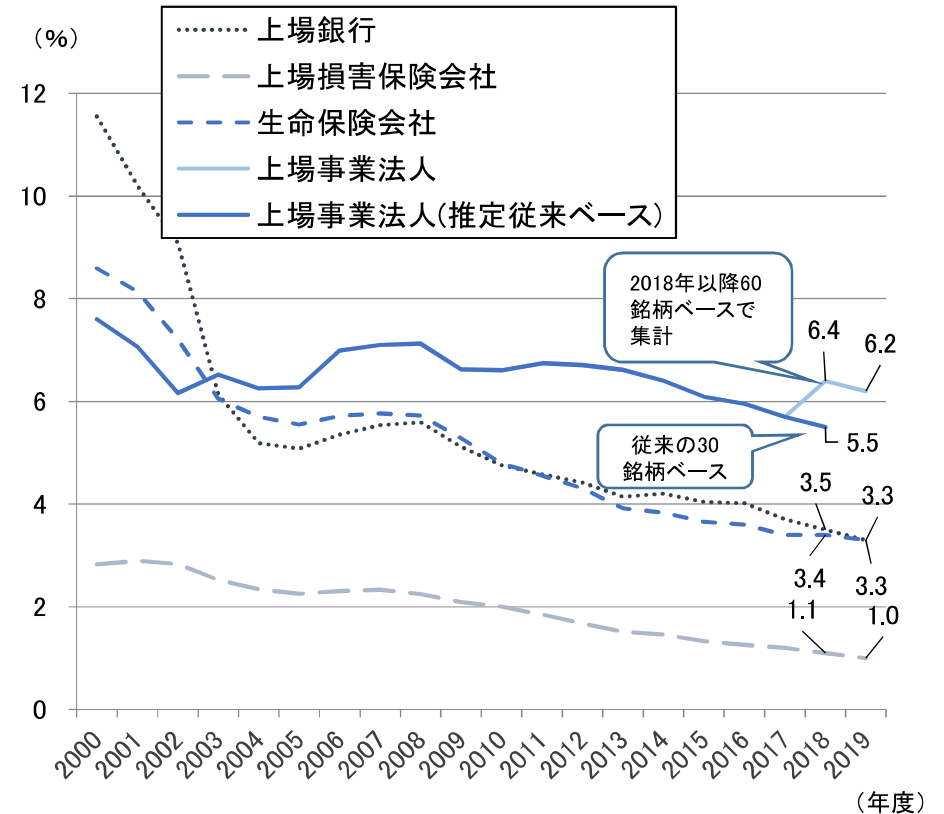
(別紙2)

## 独立社外取締役を2名、1/3以上又は過半数選任する企業の推移



(出所)東京証券取引所

## 保有主体別に見た持ち合い比率の内訳(時価ベースの比率)



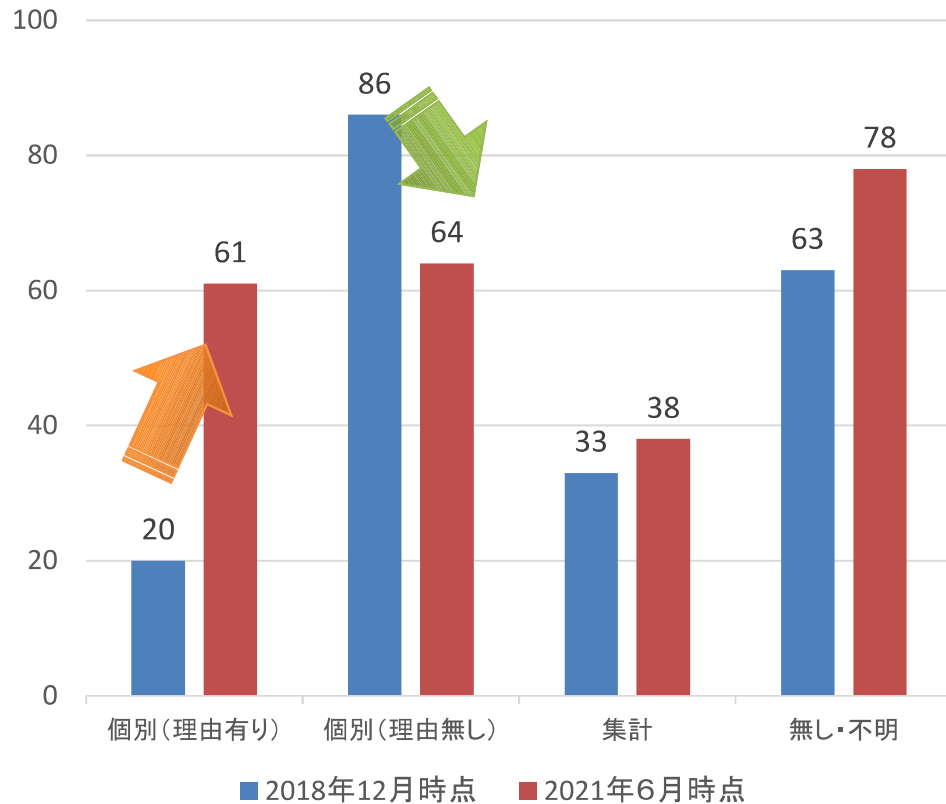
(注) 上場会社及び保険会社が政策保有するほかの上場会社株式(時価ベース)の、市場全体の時価総額に対する比率(ただし、子会社、関連会社株式を除く)。

(注) 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正により、2019年3月決算期の有価証券報告書から、純投資と政策投資の区分の基準や考え方や、個別の政策保有株式の保有目的・効果について、定量的な効果を含めたより具体的な説明などが求められている。加えて、個別開示の対象となる保有銘柄数が、原則、従来の30銘柄から60銘柄に拡大されている。

(出所) (株)野村資本市場研究所「金融情報アップデート」(2020年9月14日)より金融庁作成

# コーポレートガバナンス改革の進捗状況（機関投資家）

## 機関投資家による議決権行使結果の公表状況



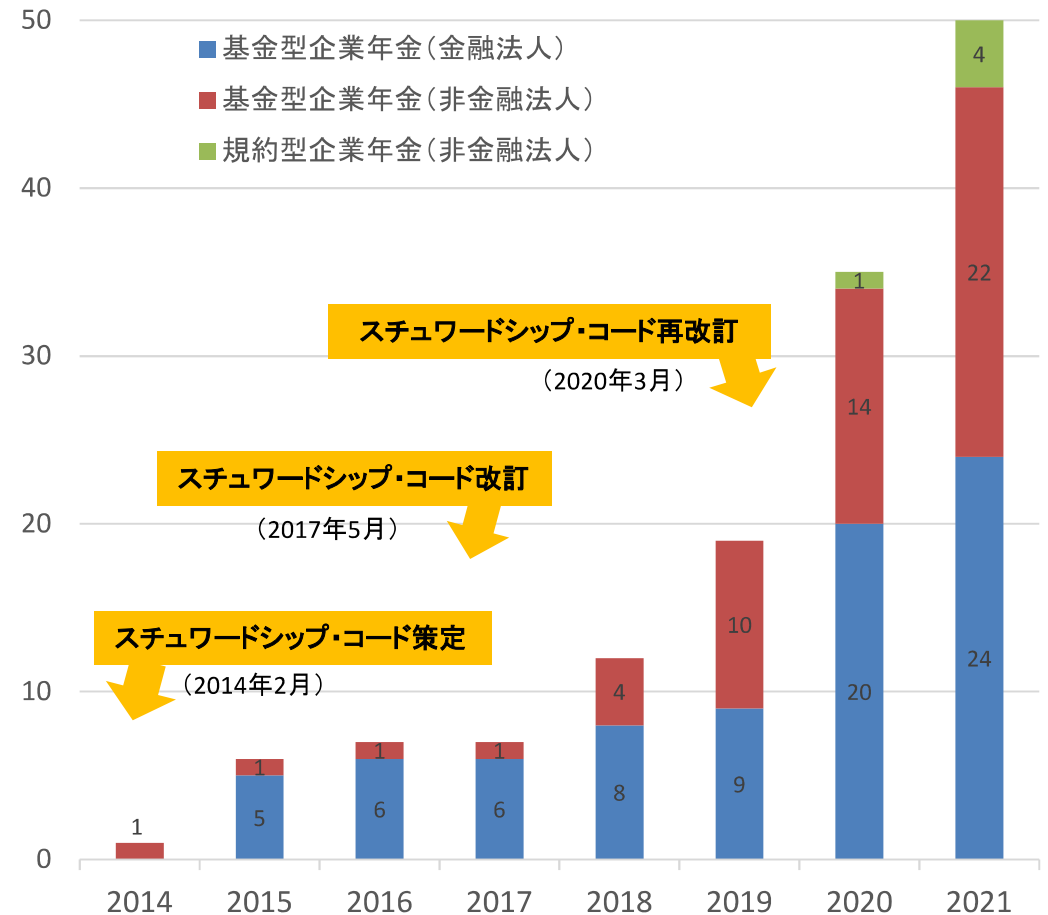
（注1）2018年12月31日時点でステewardシップ・コードを受け入れている241機関のウェブサイト等の情報及び2021年6月30日時点でステewardシップ・コードを受け入れている309機関のウェブサイト等の情報を基に作成。ただし、年金基金等を除く。

（注2）議決権行使結果の個別開示には、上場企業等の一部企業のみについて個別開示している運用機関も含めて集計している。

（出所）金融庁

## 企業年金によるステewardシップ・コード受入れ

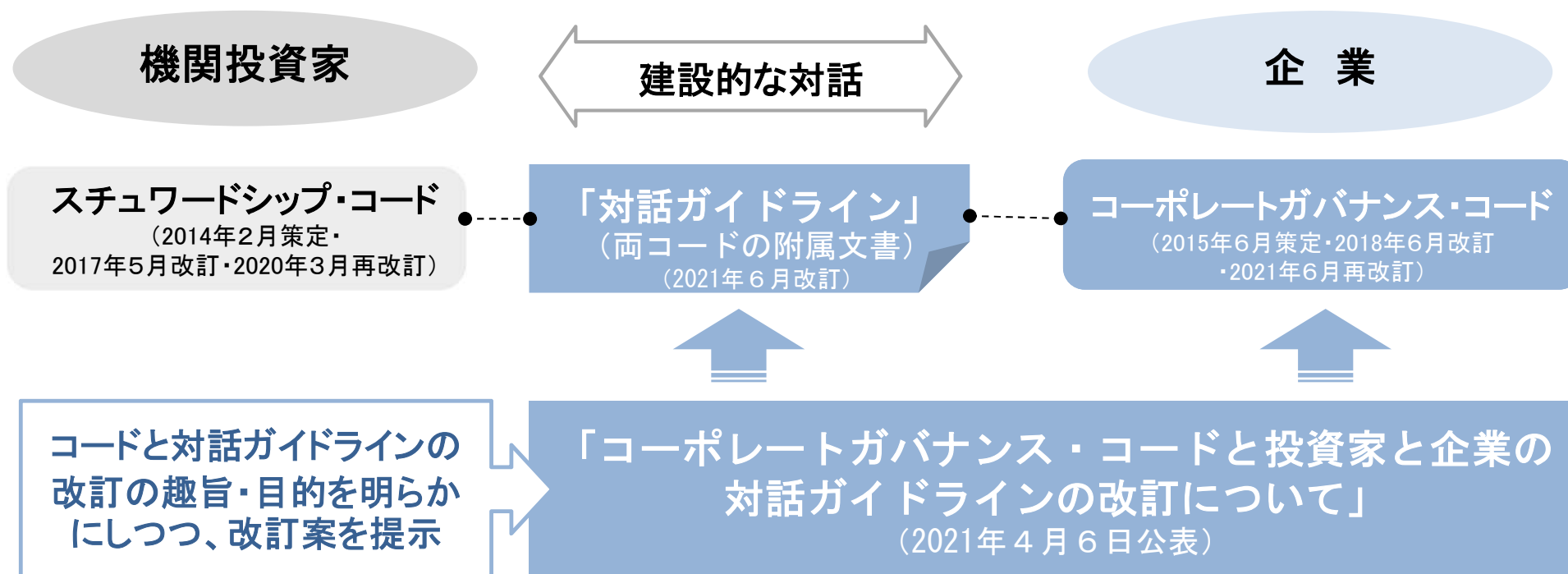
（受入機関数）



（注）調査時点は原則として各年6月30日現在。

（出所）金融庁

- 新型コロナの中で企業がより高度なガバナンスを発揮する後押しをするための議論を経て、フォローアップ会議において、本年4月6日、「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」(「改訂意見書」)を取りまとめた。
- 改訂意見書に従い、東京証券取引所及び金融庁において、コーポレートガバナンス・コード及び対話ガイドラインの改訂版を6月11日に公表。





## コーポレートガバナンス・コードの改訂(2021年)の概要

### ① 取締役会の機能発揮

- ・プライム市場上場企業において、**独立社外取締役を3分の1以上選任**(必要な場合には、**過半数の選任**の検討を慫慂)
- ・**経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル(知識・経験・能力)と、各取締役のスキルとの対応関係の公表**
- ・他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任
- ・**指名委員会・報酬委員会の設置**(プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任を基本とする)

### ② 企業の中核人材の多様性の確保

- ・**管理職における多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)についての考え方と測定可能な自主目標の設定**
- ・多様性の確保に向けた**人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表**

### ③ サステナビリティを巡る課題への取り組み

- ・サステナビリティについて**基本的な方針の策定**
- ・サステナビリティについての**取組みの開示**(特にプライム市場上場企業において、**TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実**)

### ④ 上記以外の主な課題

- ・[グループガバナンスの在り方]**プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任又は利益相反管理のための委員会の設置**
- ・[監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理]**グループ全体を含めた適切な内部統制や全社的リスク管理体制の構築やその運用状況の監督／内部監査部門が取締役会及び監査役会等に対しても適切に直接報告を行う仕組みの構築**
- ・[株主総会関係]**プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進**
- ・[事業ポートフォリオの検討]**取締役会で決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況の説明**

# コーポレートガバナンス・コード

～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～



2021年6月11日

株式会社東京証券取引所

## コーポレートガバナンス・コードについて

本コードにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。

## 基本原則

### 【株主の権利・平等性の確保】

1. 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

### 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

2. 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 【適切な情報開示と透明性の確保】

3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

#### 【取締役会等の責務】

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
  - (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
  - (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと
- をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

#### 【株主との対話】

5. 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

## 第1章 株主の権利・平等性の確保

### 【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

### 考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

**【原則 1-1. 株主の権利の確保】**

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 1-1 ① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。
- 1-1 ② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。
- 1-1 ③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

**【原則 1-2. 株主総会における権利行使】**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

**補充原則**

- 1-2 ① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1-2 ② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。
- 1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。  
特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。
- 1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

**【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

**【原則1-4. 政策保有株式】**

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

**補充原則**

- 1-4① 上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。
- 1-4② 上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。



**【原則 1-5. いわゆる買収防衛策】**

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

**補充原則**

- 1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

**【原則 1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】**

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

**【原則 1-7. 関連当事者間の取引】**

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。

また、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

**【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】**

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

**【原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践】**

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

**補充原則**

- 2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

**【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】**

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

**【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】**

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

## 補充原則

2-4① 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

### 【原則2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

## 補充原則

2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

### 【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのステュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

#### 考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）などについて説明等を行ういわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版ステワードシップ・コード》を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

### 【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

### 補充原則

- 3-1 ① 上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1 ② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。  
特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。
- 3-1 ③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。  
特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

**【原則 3-2. 外部会計監査人】**

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

### 考え方

上場会社は、通常、会社法が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、上場会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

そして、支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱



ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる。

**【原則 4-1. 取締役会の役割・責務(1)】**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

**補充原則**

- 4-1① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。
- 4-1② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。
- 4-1③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

**【原則 4-2. 取締役会の役割・責務(2)】**

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

## 補充原則

- 4-2① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。
- 4-2② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。
- また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

### 【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

## 補充原則

- 4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。
- 4-3② 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。
- 4-3③ 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。
- 4-3④ 内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

**【原則 4－4. 監査役及び監査役会の役割・責務】**

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

**補充原則**

- 4－4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

**【原則 4－5. 取締役・監査役等の受託者責任】**

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

**【原則 4－6. 経営の監督と執行】**

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

**【原則 4－7. 独立社外取締役の役割・責務】**

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

**【原則 4－8. 独立社外取締役の有効な活用】**

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

**補充原則**

- 4－8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。
- 4－8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。
- 4－8③ 支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

**【原則 4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

**【原則 4－10. 任意の仕組みの活用】**

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

**補充原則**

4－10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

**【原則 4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

## 補充原則

- 4-11① 取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。
- 4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。
- 4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

### **【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】**

**取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。**

## 補充原則

- 4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。
- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
  - (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
  - (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
  - (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
  - (v) 審議時間を十分に確保すること

**【原則 4-13. 情報入手と支援体制】**

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

**補充原則**

- 4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。
- 4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。
- 4-13③ 上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

**【原則 4-14. 取締役・監査役のトレーニング】**

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

**補充原則**

- 4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。



## 第5章 株主との対話

### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

### 考え方

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも貸金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

**【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】**

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

**補充原則**

- 5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。
- 5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。
- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
  - (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
  - (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
  - (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
  - (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
- 5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

**【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】**

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

## 補充原則

- 5-2① 上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

# 投資家と企業の対話ガイドライン

金融庁

2018年6月1日 策定

2021年6月11日 改訂

## 投資家と企業の対話ガイドラインについて

本ガイドラインは、コーポレートガバナンスを巡る現在の課題を踏まえ、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが求める持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた機関投資家と企業の対話において、重点的に議論することが期待される事項を取りまとめたものである。機関投資家と企業との間で、これらの事項について建設的な対話が行われることを通じ、企業が、自社の経営理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、ひいては経済全体の成長と国民の安定的な資産形成に寄与することが期待される。

本ガイドラインは、両コードの附属文書として位置付けられるものである。このため、本ガイドラインは、その内容自体について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」を求めものではないが、両コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」<sup>1</sup>を促すことを意図している。企業がコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施する場合（各原則が求める開示を行う場合を含む）や、実施しない理由の説明を行う場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえることが期待される。

なお、コーポレートガバナンスを巡る課題やこうした課題に対処する際の優先順位は、企業の置かれた状況により差異があることから、対話に当たっては、形式的な対応を行うことは適切でなく、個々の企業ごとの事情<sup>2</sup>を踏まえた実効的な対話を行うことが重要である。

### 1. 経営環境の変化に対応した経営判断

- 1-1. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための具体的な経営戦略・経営計画等が策定・公表されているか。また、こうした経営戦略・経営計画等が、経営理念と整合的なものとなっているか。
- 1-2. 経営陣が、自社の事業のリスクなどを適切に反映した資本コストを的確に把握しているか。その上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、収益力・資本効率等に関する目標を設定し、資本コストを意識した経営が行われているか。また、こうした目標を設定した理由が分かりやすく説明されているか。中長期的に資本コストに見合うリターンを上げているか。
- 1-3. ESGやSDGsに対する社会的要請・関心の高まりやデジタルトランスフォーメーションの進展<sup>3</sup>、サイバーセキュリティ対応の必要性、サプライチェーン全体での公正・適正な取引や国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応の必要性等

<sup>1</sup> 機関投資家と企業の建設的な対話を充実させていく観点からは、各原則を実施する場合も、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことが有益であると考えられる。

<sup>2</sup> 企業においてはグループ経営を行っている場合も多く、本ガイドラインは、そうした企業も想定して策定されている。こうした企業の事情を踏まえるに当たっては、グループとしての視点を織り込むことが想定される。

<sup>3</sup> カーボンニュートラルの実現へ向けた技術革新やデジタルトランスフォーメーション等を主導するに当たっては、最高技術責任者（CTO）の設置等の経営陣の体制整備が重要との指摘があった。

の事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているか。また、例えば、取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置するなど、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みを整備しているか。

- 1-4. 経営戦略・経営計画等の下、事業を取り巻く経営環境や事業等のリスクを的確に把握し、より成長性の高い新規事業への投資や既存事業からの撤退・売却を含む事業ポートフォリオの組替えなど、果敢な経営判断が行われているか。その際、事業ポートフォリオの見直しについて、その方針が明確に定められ、見直しのプロセスが実効的なものとして機能しているか。

## **2. 投資戦略・財務管理の方針**

- 2-1. 保有する資源を有効活用し、中長期的に資本コストに見合うリターンを上げる観点から、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた設備投資・研究開発投資・人件費も含めた人的資本への投資等が、戦略的・計画的に行われているか。
- 2-2. 経営戦略や投資戦略を踏まえ、資本コストを意識した資本の構成や手元資金の活用を含めた財務管理の方針が適切に策定・運用されているか。また、投資戦略の実行を支える営業キャッシュフローを十分に確保するなど、持続的な経営戦略・投資戦略の実現が図られているか。

## **3. CEOの選解任・取締役会の機能発揮等**

### **【CEOの選解任・育成等】**

- 3-1. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に対応した果敢な経営判断を行うことができるCEOを選任するため、CEOに求められる資質について、確立された考え方があるか。
- 3-2. 客観性・適時性・透明性ある手続により、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOが選任されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した指名委員会が必要な権限を備え、活用されているか。
- 3-3. CEOの後継者計画が適切に策定・運用され、後継者候補の育成（必要に応じ、社外の人材を選定することも含む）が、十分な時間と資源をかけて計画的に行われているか。

- 3-4. 会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続が確立されているか。

#### 【経営陣の報酬決定】

- 3-5. 経営陣の報酬制度を、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計し、適切に具体的な報酬額を決定するための客観性・透明性ある手続が確立されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した報酬委員会が必要な権限を備え、活用されているか。また、報酬制度や具体的な報酬額の適切性が、分かりやすく説明されているか。

#### 【取締役会の機能発揮】

- 3-6. 取締役会が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、適切な知識・経験・能力を全体として備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性を十分に確保した形で構成されているか。その際、取締役として女性が選任されているか。
- 3-7. 取締役会が求められる役割・責務を果たしているかなど、取締役会の実効性評価が適切に行われ、評価を通じて認識された課題を含め、その結果が分かりやすく開示・説明されているか。取締役会の実効性確保の観点から、各取締役や法定・任意の委員会についての評価が適切に行われているか。

#### 【独立社外取締役の選任・機能発揮】

- 3-8. 取締役会全体として適切なスキル等が備えられるよう、必要な資質を有する独立社外取締役が、十分な人数選任されているか。必要に応じて独立社外取締役を取締役会議長に選任することなども含め、取締役会が経営に対する監督の実効性を確保しているか。

また、独立社外取締役は、資本効率などの財務に関する知識や関係法令等の理解など、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に実効的に寄与していくために必要な知見を備えているか。

独立社外取締役の再任・退任等について、自社が抱える課題やその変化などを踏まえ、適切な対応がなされているか。

3－9. 独立社外取締役は、自らの役割・責務を認識し、経営陣に対し、経営課題に対応した適切な助言・監督を行っているか。

【監査役<sup>4</sup>の選任・機能発揮及び監査の信頼性の確保・実効性のあるリスク管理の在り方】

3－10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が、監査役会の同意をはじめとする適切な手続を経て選任されているか。

3－11. 監査役は、業務監査を適切に行うとともに、監査上の主要な検討事項の検討プロセスにおける外部会計監査人との協議を含め、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

3－12. 内部通報制度の運用の実効性を確保するため、内部通報に係る体制・運用実績について開示・説明する際には、分かりやすいものとなっているか。

---

<sup>4</sup> 本節の趣旨は、監査委員・監査等委員についても当てはまるものである。



## 4. ガバナンス上の個別課題

### (1) 株主総会の在り方

- 4-1-1. 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案に関して、株主と対話をする際には、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析結果、対応の検討結果が、可能な範囲で分かりやすく説明されているか。
- 4-1-2. 株主総会の招集通知に記載する情報を、内容の確定後速やかにTDnet及び自社のウェブサイト等で公表するなど、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるような情報開示に努めているか。
- 4-1-3. 株主総会が株主との建設的な対話の場であることを意識し、例えば、有価証券報告書を株主総会開催日の前に提出するなど、株主との建設的な対話の充実に向けた取組みの検討を行っているか。
- また、不測の事態が生じても株主へ正確に情報提供しつつ、決算・監査のための時間的余裕を確保できるよう、株主総会関連の日程の適切な設定を含め、株主総会の在り方について検討を行っているか。
- 4-1-4. 株主の出席・参加機会の確保等の観点からバーチャル方式により株主総会を開催する場合には、株主の利益の確保に配慮し、その運営に当たり透明性・公正性が確保されるよう、適切な対応を行っているか。

### (2) 政策保有株式

#### 【政策保有株式の適否の検証等】

- 4-2-1. 政策保有株式<sup>5</sup>について、それぞれの銘柄の保有目的や、保有銘柄の異動を含む保有状況が、分かりやすく説明されているか。
- 個別銘柄の保有の適否について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会において検証を行った上、適切な意思決定が行われているか。特に、保有効果の検証が、例えば、独立社外取締役の実効的な関与等により、株主共同の利益の視点を十分に踏まえたものになっているか。
- そうした検証の内容について検証の手法も含め具体的に分かりやすく開示・説明されているか。
- 政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な基準が策定され、分かりやすく開示されているか。また、策定した基準に基づいて、適切に議決権行使が行われているか。

<sup>5</sup> 企業が直接保有していないが、企業の実質的な政策保有株式となっている株式を含む。

- 4-2-2. 政策保有に関する方針の開示において、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を明確化し、そうした方針・考え方に沿って適切な対応がなされているか。

#### 【政策保有株主との関係】

- 4-2-3. 自社の株式を政策保有株式として保有している企業（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げていないか。
- 4-2-4. 政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行っていないか。

#### （3）アセットオーナー

- 4-3-1. 自社の企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置（外部の専門家の採用も含む）などの人事面や運営面における取組みを行っているか<sup>6</sup>。また、そうした取組みの内容が分かりやすく開示・説明されているか。
- 4-3-2. 自社の企業年金の運用に当たり、企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求めるなどにより、企業年金の適切な運用を妨げていないか。

#### （4）株主と企業の対話の充実

- 4-4-1. 株主との面談の対応者について、株主の希望と面談の主な関心事項に対応できるよう、例えば、「筆頭独立社外取締役」の設置など、適切に取組みを行っているか。

---

<sup>6</sup> 対話に当たっては、こうした取組みにより母体企業と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているかについても、留意が必要である。

## 第6節 自然災害等の被災者への対応

### I 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害による被災した個人債務者の生活や事業の再建を支援するため、2015年9月2日に金融機関等団体の関係者等や、学識経験者等の関係機関により構成される「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。同研究会において、東日本大震災での経験も踏まえながら、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）が同年12月25日に策定され、2016年4月1日に運用が開始された。

なお、東日本大震災の被災者の私的整理による債務免除に係る金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」については、2021年4月1日に自然災害ガイドラインに統合され、引き続き、同ガイドラインに基づき東日本大震災の被災者支援を行うこととされた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少することなどによって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となる個人や個人事業主の生活や事業の再建を支援するため、同研究会において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する、金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』（以下「コロナ特則」という。）が2020年10月30日に策定され、同年12月1日に運用が開始された。（別紙1～3参照）

2020事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく自然災害ガイドライン等を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、自然災害ガイドライン等の活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞や地域情報誌折込チラシ）、地方公共団体や金融機関を通じたチラシ配布などによる周知広報を実施した。

（参考）自然災害ガイドライン等の運用状況（2021年6月30日時点）

	自然災害 (2016年4月～)	コロナ特則 (2020年12月～)	合計
委嘱件数	1,189	1,085	2,274
うち手続き中	61	785	846
債務整理成立件数	556	3	559

## II 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用及び機構等が支援決定を行った事業者の事業再生に向けた支援に継続的に貢献していくよう促してきた。

(参考)

(2021年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	2011年11月11日	2011年12月27日	2011年12月28日	2011年11月30日	2012年3月28日
買取決定	110先	144先	49先	20先	16先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設立	2012年2月22日
支援決定	747先

※ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の申込受付は、2021年3月に終了。

## III 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等における2020年3月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月30日に、同年9月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については、2021年3月3日に報告内容を公表した。

## IV 令和2年7月豪雨等への対応

令和2年7月豪雨をはじめとする発災後、災害救助法の適用を受けた際には、速やかに関係金融機関等に対し、迅速かつ的確に被災者の便宜を考慮した「金融上の措置」を講じるよう要請した。

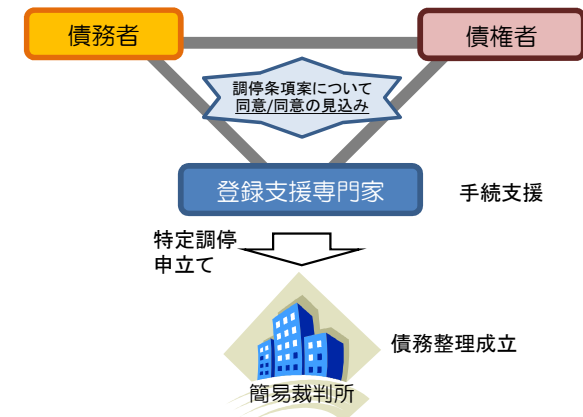
金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。（別紙4参照）

# 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

(別紙1)

## ■ ガイドラインの概要

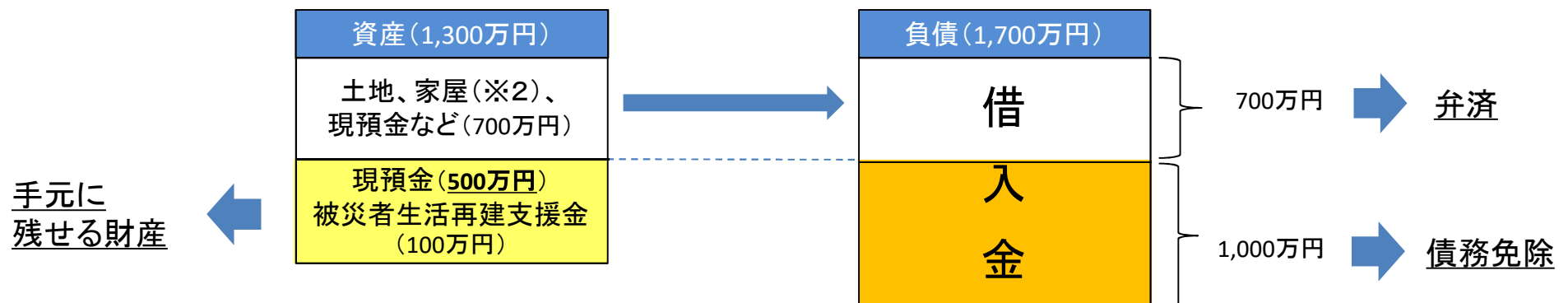
- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



## ■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入りに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

## ■ 債務整理のイメージ(例) ※1



※1 上記の例はあくまでもイメージであり、実際に債務の免除等を受けるためには、ガイドラインに定める一定の要件を満たす必要があります。債務免除の額等については、債務者の被災状況、生活状況などの個別事情により異なる。

※2 保有する資産(自宅跡地等)については、「公正な価額」(時価に相当する額)を分割弁済することにより、換価・処分せずに手元に残すことが可能。

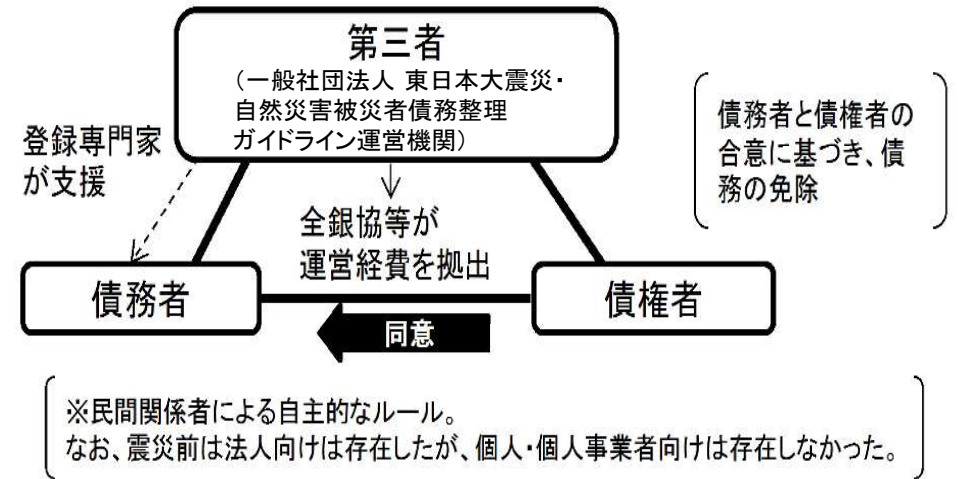
# 「個人版私的整理ガイドライン」(東日本大震災の被災者の私的整理) (平成23年8月～令和3年3月(以降、自然災害ガイドラインと統合))

(別紙2)

## ■ ガイドラインの概要

- 東日本大震災の被災者の私的整理に関する民間関係者間の自主ルール  
平成23年8月より適用開始。国は弁護士費用を全額補助
- 債務者は、法的手続による不利益(新規借入れ不可等)を回避し、債権者との私的な合意により債務免除を享受  
※手元に残せる財産：現預金500万円、義捐金等、家財に係る保険金250万円、震災後に上記財産の範囲で購入した不動産
- 法的整理、個人版私的整理ガイドラインによる債務免除のメリット・デメリット

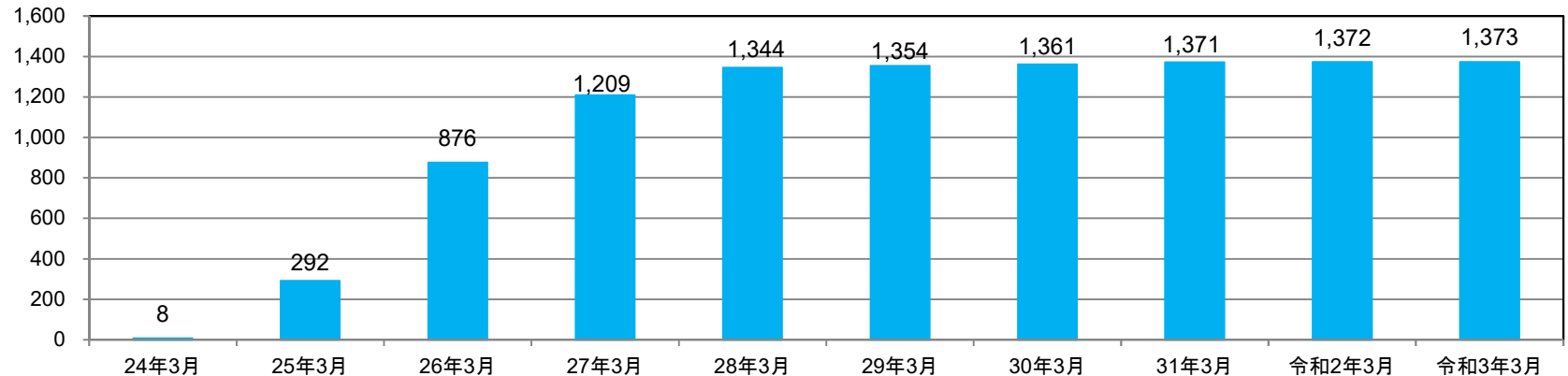
	法的整理(個人破産)	私的整理ガイドライン
個人信用情報(いわゆるブラックリスト)の登録	有	無
債権者の同意	全債権者の同意は不要	全債権者の同意が必要
弁護士費用	20～30万円	全額国庫補助(登録専門家に限る)



## ■ 実績(令和3年3月31日現在)

個別相談・債務整理の成立件数の推移

○債務整理の成立  
1,373件



## ■ 自然災害ガイドライン(以下、「自然災害GL」と個人債務者私的整理ガイドライン(以下、「個人版GL」)の統合

- 東日本大震災の被災者支援のための個人版GLを、以下の理由から、全国を支援対象としている自然災害GLに統合。  
東日本大震災の被災者の債務整理支援の経験を踏まえ、日本全国を支援対象とし、様々な自然災害における被災者支援のための新たな債務整理支援の枠組みとして策定された自然災害GLに、個人版GLを統合し、引き続き東日本大震災の被災者支援も行っていく。なお、自然災害GLは、裁判所による特定調停方式により公平性や客観性の確保や、迅速かつ円滑な債務整理など被災者支援に資するしくみとなっている(上記と合わせて自然災害GLを改正し、令和3年4月1日より適用開始)。



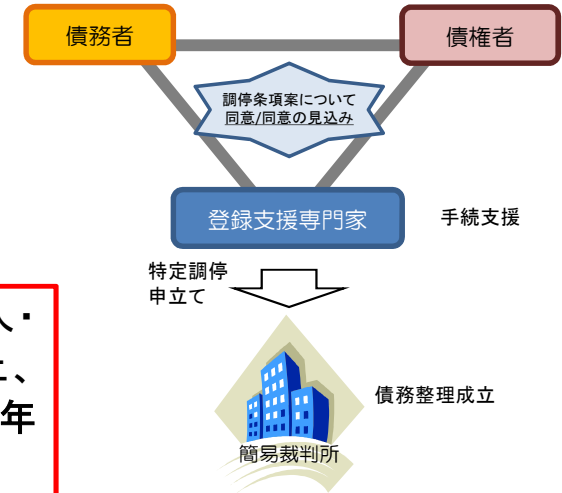
# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について (令和2年10月30日制定、令和2年12月1日適用開始)

## ■ 自然災害ガイドラインの概要とコロナ特則

- 自然災害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、令和2年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する(令和2年12月1日より適用開始)。



## ■ コロナ特則の支援対象

- 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和2年2月1日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

## ■ 主なポイント

- 従来の支援スキームに加え、民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム(※)の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。  
※住宅資金特別条項による支援スキーム:住宅資金貸付債権(住宅ローン)については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。
- 特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

## 災害救助法適用の状況（令和2年7月1日～令和3年6月30日）

## ○令和2年7月3日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
熊本県	7月4日（7月4日）	九州財務局	7月4日
鹿児島県	7月4日（7月4日）	九州財務局	7月4日
福岡県	7月6日（7月7日）	福岡財務支局	7月7日
長野県	7月8日（7月8日）	関東財務局	7月8日
大分県	7月6日（7月8日）	九州財務局	7月8日
岐阜県	7月8日（7月8日）	東海財務局	7月8日
島根県	7月13日（7月15日）	中国財務局	7月16日
佐賀県	7月6日（7月15日）	福岡財務支局	7月16日
山形県	7月28日（7月29日）	東北財務局	7月29日

## ○令和2年台風第14号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
東京都	10月10日（10月10日）	関東財務局	10月12日

## ○令和2年12月16日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
新潟県	12月17日（12月17日）	関東財務局	12月17日

## ○令和3年1月7日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
秋田県	1月7日（1月7日）	東北財務局	1月7日
新潟県	1月10日（1月10日）	関東財務局	1月12日
福井県	1月9日（1月10日）	北陸財務局	1月12日
富山県	1月9日（1月10日）	北陸財務局	1月12日

## ○令和3年福島県沖を震源とする地震

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
福島県	2月13日（2月14日）	東北財務局	2月14日

## ○令和3年栃木県足利市における大規模火災

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
栃木県	2月23日（2月25日）	関東財務局	2月25日

## ○令和3年新潟県糸魚川市における地滑り

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
新潟県	3月4日（3月4日）	関東財務局	3月5日

## ○島根県松江市における大規模火災

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
島根県	4月1日（4月2日）	中国財務局	4月2日



## 第7節 新型コロナウイルス感染症への対応

### I 民間金融機関による事業者等の資金繰り支援促進等のための施策

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者が厳しい資金繰り状況に直面する中、金融庁は、関係省庁と連携しつつ、金融機関による、事業者への迅速かつ適切な資金繰り支援等が実施されるよう、様々な取組みを進めてきた。(別紙1参照) 具体的には、金融機関に累次の要請を行ったほか、民間金融機関による「実質無利子・無担保融資」の適切な運用の促進や官民金融機関の連携強化、金融機関との取引に係る相談窓口で受け付けた相談に関する事実関係の確認と適切な対応の働きかけなどに取り組んだ。金融機関は既往債務の条件変更や新規融資の実施など、資金繰り支援に取り組んでおり、貸出金も大幅に増加している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険契約者との対面での保険契約の手続が困難な事案が生じた場合、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設ける等適宜の措置を講じるよう、保険契約者保護の観点から要請を実施した。

### II 金融機関等の業務継続体制について

金融庁は、新型コロナウイルス感染症に係る金融機関等の業務継続体制について、金融機関等に対し、累次の要請を実施した。2020年11月30日、中小企業等の金融の円滑化について、関係省庁の大臣と官民の金融機関団体等との意見交換会を開催し、「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」において、今後も引き続き、業務の継続について適切な対応に努めることを要請した。さらに、2021年1月7日及び4月23日、緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」において、金融機能の維持や顧客保護の観点から、「緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方」に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めることを要請した。

### III 検査・監督・規制上の対応

#### 1. 企業決算・監査等への対応 (別紙2参照)

主に3月期決算企業の決算作業及び監査法人による監査をめぐる課題への対応につき、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、2020年4月3日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を設置した。

2021年1月、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに関連し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、有価証券報告

書等について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務(支)局長の承認により、提出期限の延長を認める旨をウェブサイトにおいて周知した(同年4月、再周知)。

同年2月にコロナの影響の長期化、収束時期等を予測することが困難である状況が続いていることを踏まえ、連絡協議会を再開し、3月期決算に向けた作業の本格化に向け、各メンバーの取組みを共有、周知することや、緊急事態宣言発令のもと、決算業務に支障が生じていないか等の状況認識を確認すべく、同年4月までに3回開催した。3月期決算企業・監査業務スケジュールへの影響が懸念されたが、各メンバーより、例年どおり順調に進んでいることが報告されている。

## 2. 金融機関等の報告の提出期限の延長等への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、同年1月7日に再び緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、法令上提出期限の確定している金融機関等の報告・届出について、柔軟な対応を検討する旨などを、同年1月8日に改めて当庁ウェブサイトで公表した。

# IV 新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置

## 1. 広報活動の強化

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々が、金融庁の資金繰り支援等の取組みに関する情報を容易に入手できるよう、金融庁ウェブサイトにおいて特設ページを開設し、情報発信に向けて取り組んでいる。

2020事務年度においては、緊急事態宣言の発出・延長に伴う資金繰り支援等の要請、金融機関における貸付条件の変更等の状況等の公表、企業の決算・監査、情報開示に関する情報等を集約して掲載した。また、英語版の特設ページにおいても、日本語の特設ページに記載されている各種施策等の英訳を掲載した。

さらに、政府広報を活用し、民間金融機関による資金繰り支援等に関するインターネットバナー広告、新聞突出し広告及び動画配信に取り組んだ。

## 2. 国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際会議や国際基準設定主体等の新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的な貢献を行った。

### (1) G20

G20においては、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会合が開催され、共同声明等が発出された。2020年7月以降に公表された声明における金融規制関係の主な記述は、以下のとおり。

- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2020年10月14日）（仮訳・抜粋）

我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、金融安定理事会（FSB）の原則へのコミットメントを再確認する。我々は、ノンバンク金融仲介セクターが十分に強靱であったかの評価を含む、FSBによる2020年3月の混乱に関する包括的な確認に期待する。このパンデミックは、送金を含め、より安価で、迅速に、包摂的で、透明性のある決済を促進するために、クロスボーダー決済の仕組みを改善する必要があることを再確認させた。

- G20 首脳声明（2020年11月22日）（仮訳・抜粋）

我々は、国際基準と整合的に行動する必要性を含め、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる金融安定理事会（FSB）の原則にコミットし、FSBに対し、金融セクターの脆弱性の監視、景気循環増幅効果と信用力に関する作業、及び規制・監督上の措置の調整を継続することを求める。我々は、FSBによる2020年3月の混乱に関する包括的な確認及びノンバンク金融セクターの強じん性を向上させるための今後の作業計画を歓迎する。

- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2021年4月7日）（仮訳・抜粋）

我々は、新型コロナウイルス危機への対応のために包括的かつ団結した取組を維持すること、及び、金融セクターが金融安定を維持しながら、経済への支援を提供し続けるよう確保することにコミットする。我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、2020年4月に合意されたFSBの原則へのコミットメントを再確認する。ほとんどの支援措置は、それらを性急に解除することによって生じうる潜在的リスクを認識し、経済及び公衆衛生の状況から必要である限り継続される。我々は、長期的な金融安定リスクを最小化するために、支援措置の延長、修正あるいは終了を漸進的かつ的を絞った方法で検討する際における、柔軟な状態依存アプローチの便益を議論するFSB報告書を歓迎する。我々は、情報共有、及び合意された国際基準との整合性のモニタリングを含む、金融安定に関する新型コロナウイルス対応措置に関する国際協調を、FSBが支援し続けることを求める。

- G20 行動計画の更新（2021年4月7日）（仮訳ポイントより抜粋）

我々は、引き続き、新型コロナウイルスへの対応に関する金融安定理事会（FSB）の原則に従うことにコミットする。

- (2) 金融安定理事会（FSB）

- ア. FSBにおける対応の全体像

FSBは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支

援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、新型コロナ対応に関する「FSB原則（※）」に則って国際協調を行うべきことを2020年4月のG20向け報告書で公表、G20財務大臣・中央銀行総裁の支持を得た。FSBは、同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長への支援を維持するための連携を行ってきており、FSB参加当局として当庁も広く作業に貢献してきた。

※ 新型コロナ対応に関する「FSB原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の認識と活用、③企業・当局の負担軽減の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤一時的措置の解除に際しての協調

特に、当庁は、FSB傘下の規制監督上の協調に関する常設委員会（SRC：議長は氷見野前金融庁長官が務めていた）において、コロナ禍における国際的な規制監督上の課題対応全体のアジェンダ設定を行い、同時にその中の具体的な作業でも主導的役割を果たしてきた。

第一に、コロナ対応施策のレポジトリなど、各国当局が定期的に自国の取組みを報告・情報交換する仕組みを作成し、グローバルな政策対応の全体像の把握を行った。第二に、コロナ対応施策の有効性を高めるため、施策のデザインや実施における実務上の課題とそれへの対応方法のほか、施策の評価枠組みや、施策の評価に用いている指標について整理した。第三に、感染症の先行きが不透明な中で多くの国・地域が活用したストレステスト及びシナリオ分析について、その役割や実施上の課題を整理した。第四に、コロナ禍における途上国に特有の問題を整理した。第五に、金融機関の危機時への備えの強化のための国際的枠組みの役割も検討した。

上記の作業の成果は、FSBが2020年7月及び11月に公表し、G20に報告した「COVID-19 パンデミック：金融安定への影響と政策対応」と題する報告書に反映されている。

さらに、各国・地域が支援措置の延長、修正、解除といった政策判断に当たって考慮すべき要素を整理し、「COVID-19 支援措置—延長、修正、解除」と題する報告書を別途公表、2021年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

#### イ. 2020年3月の市場の混乱とノンバンク金融仲介に関する作業

FSBは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大をきっかけに起きた、2020年3月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて分析し、同年11月に「3月の市場混乱の包括的レビュー」と題する報告書を公表、G20サミッ

トへ提出した。

報告書は、3月の混乱を引き起こす要因となった、ノンバンク金融仲介（Non-Bank Financial Intermediation：NBF I）の抱える課題の特定を行った上で、NBF Iシステムの強靱性を高めるべく、①短期的課題として、ショックの増幅に寄与した特定のリスク要因や市場の検証とそれへの対応、②NBF I及び金融システム全体のシステムミック・リスクの理解の深化、③NBF Iのシステムミック・リスクに対処する政策の評価、の3分野を内容とする今後の作業計画を示した。

計画に基づき、FSB及び関連する基準設定主体において各作業が進められており、一元的監督者である当庁は幅広い視点から議論に貢献した。特に2021年上半期は、①のうち最も喫緊の課題である、MMFの強靱性を高めるための政策提言作成作業が急ピッチで進められ、MMFの脆弱性の分析、その強靱性を向上させるための政策オプションの評価、及びオプションの選択や組合せについて取りまとめた市中協議文書が同年6月に公表された。

### （3） 中央銀行総裁・監督当局長官グループ（GHOS）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

バーゼル委員会は更なるリスクと脆弱性に対応するため、銀行システムの強靱性のモニタリングの継続、資本・流動性バッファの利用可能性の明確化、銀行の引当実務に係るモニタリングの実施等を行っている。

資本・流動性バッファの利用については、GHOSは、2020年11月30日に公表した声明において、バーゼルⅢの資本及び流動性バッファの利用の重要性を確認するとともに、現在のストレス期において、かつコロナ危機が収束するまでは、これらのバッファを慎重に取り崩すことが適切であるというバーゼル委員会による度重なるガイダンスを強く支持し、危機後、監督当局は、経済や市場、銀行特有の状況を考慮し、バッファを再建させるために十分な時間を銀行に提供する旨を発表した。また、バーゼル委員会は、2020年9月及び2021年6月、銀行がショックを吸収し、信用力の高い家計や企業への貸出を維持するために、バーゼルⅢの資本・流動性バッファを活用すべき旨を改めて声明で公表した。

### （4） 証券監督者国際機構（IOSCO）

IOSCOは、2021年3月24日、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う不確実性により、発行体が継続企業の前提の評価に通常よりも高度な判断を必要とされている状況に鑑み、継続企業の前提の評価及び開示に関する声明を公表した。また、代表理事会直下の「金融安定エンゲージメントグループ」において、MMFの脆弱性、オープンエンド型ファンドの流動性リスク管理、証拠金とマージンコールに関する状況、信用格付とプロシクリシティ、

及び社債の流通市場の流動性と市場構造について、各国のデータの収集・分析、政策措置の検討等がなされている。IOSCOは、2020年11月20日、同年3月に生じた市場の混乱の最中にMMFにおいて生じた事象を分析した調査報告書を、2021年2月15日、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下の政府支援措置が信用格付に与えた影響を分析した最終報告書を公表した。

(5) 保険監督者国際機構 (IAIS)

IAISは、2019年11月に合意した保険セクターにおけるシステムック・リスクのための包括的枠組みを活用し、新型コロナウイルス感染症が保険セクターに与える影響に焦点を絞ったリスク評価を行い、その結果を2020年12月17日に「2020年グローバル保険市場レポート：Covid-19編」として公表した。また、IAISは、2021年4月9日、金融安定研究所(FSI: Financial Stability Institute)との共同で、保険監督当局が新型コロナウイルス感染症に対処するために講じた措置についてまとめた報告書「新しい日常のための保険監督の再定義」を公表した。さらに、保険当局及び保険業界の実務上の負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策が優先されるよう、国際資本基準(ICB)のデータ報告期限の延長等を行った。

(6) 金融活動作業部会 (FATF)

FATFは2020年4月1日、議長声明を公表し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク(ML/TFリスク)管理態勢へのリソース制約が強まる中、当局によるリスクベースでの監督・執行活動の重要性が高まっているとのメッセージを発出した。同年5月4日には、新型コロナウイルス感染症に関するML/TFリスク及び各国の対応状況について、FATF加盟国(FATF型地域体加盟国含む)及びオブザーバーからの回答(計200カ国以上)などを踏まえ、新たな脅威・脆弱性、官民のML/TFリスク管理態勢への影響、推奨される対応等を盛り込んだ報告書を公表した。その後、同年10月23日には、パンデミックによるリソース制約や犯罪者による脅威の進化に照らし、所管官庁が効果的に機能できるよう、適切なリソースが提供し続けられなければならない旨を強調するため、再度、議長声明を公表した。

相互審査手続(各国のFATF基準遵守状況を評価するもの)については、FATFは、2020年4月28日、声明を発表し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対日相互審査を含む、進行中の全て相互審査に関する手続を凍結していたところ、2021年2月会合より再開している(対日審査報告書については、同年6月会合において採択)。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた資金繰り支援に係る対応等について

○ 2020年11月30日:中小企業等の金融の円滑化について、関係省庁の大臣と官民の金融機関団体等との意見交換会を開催。年末の中小企業等に対する金融の円滑化に係る要請文を发出

- ・ 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoTo キャンペーンを含む各種支援策の変更などにより、宿泊・飲食サービスなどの事業者への影響が懸念されるところ、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、引き続き、関係機関とも連携しつつ、継続的に業況等の実態をきめ細かく把握し、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応など、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- ・ 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善等が図られるよう積極的に支援(円滑な事業承継に向けた支援を含む)を行うこと。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営のあり方については、事業再構築・再生・転換等を含めて、どのような選択肢が最適か、事業者としっかり対話を行い、実効的な支援策を積極的に講じていくこと。
- ・ 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が本年4月1日より開始したことを踏まえ、経営者保証に依存しない融資を一層浸透・定着させるため、事業者に対し、積極的に本ガイドライン及び特則の周知を行うとともに、事業者からの相談にもきめ細かく対応すること。
- ・ 10月30日に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則が策定され、本年12月1日より適用が開始されるところ、当該特則の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主の相談に柔軟に対応すること。また、近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。

等を要請

○ 12月8日:預金取扱金融機関等に対して、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等に係る大臣談話の公表、要請文を发出

- ・ 民間金融機関による「実質無利子・無担保」融資制度の申請期限が来年3月に延長されることとなったことも踏まえ、年末・年度末を含め事業者の資金繰りに重大な支

障が生じることのないよう、事業者からの相談に丁寧に対応することに加え、返済猶予等の条件変更やプロパー融資、保証協会保証付き融資など様々な方策を組み合わせ、引き続き、事業者のニーズに合った支援を迅速かつ積極的に行っていくこと。なお、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁は、引き続き金融機関の判断を尊重する。

- ・ 「実質無利子・無担保」融資制度に基づく融資を受けている事業者に対しては、その据置期間が終了するまでの期間において、継続的な業況把握を通じて返済能力の変化を適時適切に捉えるとともに、十分な本業支援を通じ、返済に支障を来さないよう、きめ細やかな対応を継続的に行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、資金繰りだけでは収まらない課題に直面する事業者に対し、経営改善や事業再生、事業転換支援等の取組を進めていくため、事業者としっかりと対話を行い、地域経済活性化支援機構等が出資するファンドや、日本政策金融公庫等が提供する資本性劣後ローンも活用しつつ、迅速かつ実効的な支援策を講じること。
- ・ 事業者支援に当たっては、地方自治体、信用保証協会、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等の政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、税理士等の地域の関係機関と緊密に連携するとともに、事業者支援のノウハウや知見を金融機関の現場職員の間で共有することにより、実効的に支援を進めていくこと。
- ・ 「経営者保証に関するガイドライン」及び、事業承継時の保証の二重徴求を原則禁止した同ガイドラインの特則の積極的な周知を行うとともに、金融庁が公表している新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等の指標群(KPI)や同ガイドラインの活用に係る各金融機関の取組事例も参考にしながら、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むこと。
- ・ 12月のボーナス返済を設定している顧客からの返済猶予等の相談が寄せられることなども踏まえ、引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者を支援対象に追加した「自然災害債務整理ガイドラインの特則」について、同特則の個人債務者への積極的な周知や丁寧な相談対応に加え、同特則の運用に際し、自由財産の拡張や債務整理の対象債務についても、個人債務者の生活や事業の再建のため、可能な限り柔軟な支援に努めること。

等を要請

○ 12月17日、預金取扱金融機関に対して、年末年始に向けた感染拡大防止措置を踏まえた事業者等の資金繰り支援等に係る大臣名による要請文を发出

- ・ Go To キャンペーンの一時停止等の措置の影響等により、中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支障が生じないよう、事業者支援に万全を期すこと。特に、影響を



受ける事業者等について、事業者訪問等を活用して資金ニーズを積極的に確認し、必要に応じ、地域の関係機関とも連携しつつ、新規融資等や条件変更などを迅速かつ柔軟に実施すること。その際、据置期間が到来する貸出については、返済期間・据置期間の延長等の措置を講じるなど、事業者等の実情に応じた最大限の配慮を行うこと。

- ・ 実質無利子・無担保融資の適用については、Go To キャンペーンの一時停止や売上高の変動等の影響を受けている事業者等が、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資を利用しやすくなるよう、売上高要件を緩和※することとしているところであり、この点について、営業現場等を含め浸透させること。

※ 現行の「直近 1 ヶ月」の売上高の対前年同月比の比較に加え、「直近 6 ヶ月平均」の売上高の対前年同期の比較を可能とするもの。

- ・ 事業者等からの相談に適切に対応できる態勢を構築すること。特に政府系金融機関等においては、事業者等のニーズに応じて、相談受付時間の延長等対応の強化を図ること。
- ・ 上記の実効性を確保するため、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること。

を要請

○ 2021 年1月7日：預金取扱金融機関等に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持に係る大臣談話の公表・要請

- ・ 令和2年 12 月8日『『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』を踏まえた事業者支援の徹底等について』及び12月17日「年末年始に向けた感染拡大防止措置を踏まえた事業者等の資金繰り支援等について」の要請等を十分に踏まえ、相談対応や資金繰り支援等を適切に実施すること。

等を要請

○ 1月 19 日：預金取扱金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援等に係る大臣名による要請文を发出

- ・ 「年末年始に向けた感染拡大防止措置を踏まえた事業者等の資金繰り支援等について」(令和2年12月17日)、「緊急事態宣言を踏まえた資金繰りの支援等について」(令和3年1月8日)を含むこれまでの要請にて周知した要件緩和等の措置に加え、新型コロナウイルス感染症に係る政府系・民間金融機関による融資のうち、実質無利子等となる上限額を引き上げる※こととしているところであり、これらについて、資金繰り支援を必要とする中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支障を来さないよう各機関の職員に周知すること。

※日本政策金融公庫国民生活事業、民間金融機関等については、実質無利子等と

なる上限額を 4000 万円から 6000 万円に、日本政策金融公庫中小企業事業等については、実質無利子等となる上限額を 2 億円から 3 億円に引き上げるもの。

- ・ 引き続き、中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支障が生じないように、手続きの簡素化を含めた顧客の利便性向上に取り組むこと。また、新規融資・資本金劣後ローンの積極的な実施・活用について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、中小企業・小規模事業者等の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。なお、政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の徴求を省略する等の運用について、中小企業・小規模事業者に周知すること。
- ・ さらに、こうした資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生・事業転換支援等の本業支援についても、積極的な対応を行うこと。

を要請

#### ○ 2月5日：預金取扱金融機関に対して、緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等に係る要請文を发出

- ・ 緊急事態宣言の延長や資金需要の高まる年度末を迎えること等を踏まえ、積極的な資金ニーズの確認や、中堅・中小事業者等の事業者からの相談への丁寧な対応など、きめ細かな支援を行うこと。
- ・ 補助金等の支給までの間に必要となる資金や年度末に必要な資金等も含めた新規融資の積極的な実施や、資本金劣後ローンの積極的な実施・活用に加え、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、中堅・中小事業者等の事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。こうした際の徴求資料の省略・簡素化についても、引き続き努めること。
- ・ 特に、緊急事態宣言の延長や年度末を迎えること等による、入居者・テナントである飲食業者等の家賃支払い等や、ホテル・旅館、レジャー施設、テナントビル等の資金繰りへの影響等を十分に踏まえ、別紙「家賃の支払いに係る 事業者等の資金繰りの支援について」(令和2年5月8日)で要請した事項のとおり、これらの中堅・中小事業者等の事業者や当該施設のオーナー等の関係者への新規融資・つなぎ融資や、既往債務の返済猶予等の条件変更により、最大限柔軟な対応を行うこと。
- ・ また、融資上限額が拡大された民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、中小事業者の状況やニーズを十分に踏まえた積極的な活用に加え、必要に応じ、据置期間・返済期間の延長を提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと。
- ・ こうした資金繰り支援に加え、令和2年度第3次補正において措置される事業再構築補助金制度や REVIC の復興支援ファンド等を必要に応じて活用し、他の金融機関や支援機関等とも連携の上、経営改善・事業再生・事業転換支援等についても、

積極的な対応を行うこと。  
を要請

○ 3月4日:主要行等に対して、中小企業に対する資金繰り支援等に加え、以下事項について要請文を发出

金融庁において、

- ・ 大企業・中堅企業については、顧客企業の事業規模が比較的大きく、ひいてはその取引先も多岐にわたることを踏まえ、その特性に応じた丁寧かつ積極的な資金繰り支援等を行うこと。特に、飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光・遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこれらの事業者と取引をしている事業者について、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うこと。
- ・ うした支援に当たっては、金融庁に設置する利用者からの相談ダイヤル等にも、貸し渋り・貸し剥がしではないかといった声が寄せられていることや、これまで繰り返し事業者の資金繰り支援に万全を期すよう要請していることなどを踏まえ、金融機関においては、直接・間接にコロナの影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないのは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ メイン先・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別に関わらず、親身かつ丁寧な対応を行うこと。具体的には、貴行をメイン先とする事業者については、他の民間金融機関や政府系金融機関との連携を含めて、適時・適切にメイン行として積極的な役割を果たすこと。また、貴行を非メイン先とする事業者については、メイン寄せのような行為は厳に慎み、メイン行と協調した適切な資金繰り等の支援に努めること。
- ・ 事業者に対し、直接金融市場の活用や各種金融サービスの提供を行う場合は、その内容が事業者のニーズを踏まえたものであり、かつ、事業者も内容を十分理解した上で提供されるよう、丁寧な対応を行うこと。またグループ内企業間の連携により総合的な金融サービスを提供する場合は、銀行による優越的地位の濫用防止について、適切な措置が講じられているか検証するとともに、利益相反等の不適切な行為がないか個別に確認すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることを踏まえ、改めて、これまでの累次の要請を含めて各営業拠点に周知徹底し、事業者に寄り添った対応となっているか、随時点検を行うこと。

を要請

○ 3月8日:中小企業等の金融の円滑化について、関係省庁の大臣と官民の金融関係団体等との意見交換会を開催。年度末の事業者に対する金融の円滑化に係る要請文を发出

- 新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光・遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含め、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うこと。
- こうした支援に当たっては、直接・間接に新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、年度末、更にはそれ以降も含めて、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- 年度末を迎えることを踏まえ、事業者の状況やニーズを積極的に確認し、年度末に必要な資金や補助金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。
- 既往債務の返済猶予等の条件変更についても、新型コロナウイルス感染症の影響長期化等を踏まえ、事業者ごとの事業・財務状況を十分に確認し、再度の条件変更も含め、事業者の要望に沿った最大限柔軟な対応を徹底すること。
- また、融資上限額が拡大された民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、申込期限である年度末に向けて、ニーズに応じた最大限積極的な活用を図るほか、既往融資の据置期間(多くの事業者が1年以内)や返済期間についても、事業者の先々の状況やニーズを十分に踏まえ、据置期間・返済期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと。
- さらに、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁が、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
- 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等による資本金劣後ローン等に関し、幅広い業種・規模の事業者の本制度が理解され、申請に当たって必要となる事業計画の策定が円滑に進むよう、官民金融機関で連携し、事業者への積極的な周知や、必要性が高いと思われる事業者への積極的な提案、また、本業支援の一環としての事業計画の策定支援などをより一層促進すること。
- 事業再構築補助金の公募が今年開始予定であることも踏まえ、必要に応じて、同補助金も活用しながら、今後の経営改善等に向けて事業者と十分に対話を行い、必要に応じ、地域経済活性化支援機構の復興支援ファンド等や、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関も活用・連携して、事業者の経営改善、事業再生、事業転換支援等を力強く進めること。また、同補助金をはじめとする様々な補助金・交付金・税制措置等について、事業者への積極的な周知・浸透を図ること。さらに、企業決算・監査業務が円滑に進むよう、日本公認会計士協会から、監査人に対して、経営者と適時かつ適切なコミュニケーションを図ることを求めている

ことも含め、新型コロナウイルス感染症に関連して関係団体より発出された文書について、上場会社等である事業者に対し適切に周知を行うこと。

- ・ 上記の取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。また、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること。

を要請

### ○ 3月 25 日:預金取扱金融機関に対して、飲食・宿泊等をはじめとする事業者への資金繰り支援等に係る要請文を発出

- ・ 日本政策投資銀行・商工組合中央金庫等において、民間協調融資原則の停止、資本性劣後ローンの金利水準引下げや優先株式の配当水準引下げ、審査期間の短縮等の施策を講じていくことを踏まえ、飲食業者・宿泊事業者を含む大・中堅事業者等に対して、これらの機関による支援策を積極的に周知し、ニーズに応じた提案を行うこと。また、同機関が劣後ローンや優先株等を通じた支援等を行う場合のシニアローン等の資金供給や、事業計画策定への積極的な関与など、同機関と緊密に連携した支援を徹底すること
- ・ 日本政策金融公庫等による資本性劣後ローン等についても、事業者への積極的な周知・提案に加え、同ローン等実施に必要な事業計画の策定支援や、同ローン等の実施に併せたシニアローン等の資金供給など、同公庫等とも緊密に連携した支援を営業現場含め徹底すること
- ・ こうした政府系金融機関による支援や他の金融機関による支援等に当たって、メイン先とする事業者については、政府系金融機関や他の民間金融機関との連携を含めて、適時・適切にメイン行として積極的な役割を果たすこと。非メイン先とする事業者についても、メイン寄せのような行為は厳に慎み、メイン行と協調した適切な資金繰り等の支援に努めること
- ・ 政府系金融機関との連携に限らず、民間金融機関においても能動的に、飲食業者・宿泊事業者をはじめとする事業者ごとの事業・財務状況を十分確認し、顧客のニーズに応じ、再度の条件変更等を含めた柔軟な対応を徹底すること。特に、民間金融機関における実質無利子・無担保融資の据置期間については、長期の設定が可能である旨を顧客に周知し、ニーズに合った提案を行い、条件変更等に柔軟に対応すること
- ・ 貸出債権の区分について、新型コロナウイルス感染症の拡大以前に正常先と認識していた事業者を、拡大前と同一の評価とすること等につき、金融庁が金融機関の判断を尊重していることを踏まえて、事業者に寄り添った資金繰り支援を徹底すること
- ・ 2期連続での赤字など、貸出等の条件となっている財務制限条項(コベナンツ)に事業者が抵触している場合であっても、これを機械的・形式的に取り扱うことなく、経

営実態をきめ細かく把握し、直ちに債務償還等を要求することのないよう対応するとともに、コベナントの変更・猶予に関する事業者からの相談に迅速かつ真摯に対応すること。特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関が協力して一体的に対応すること

- ・ 日本公認会計士協会は、監査上の留意事項を発出し、監査人に対し、経営者と適時・適切なコミュニケーションを図ること、監査人が過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは適切ではないことに留意することを求めるとともに、コロナ禍における監査に関する相談窓口を設置した。企業決算・監査業務が円滑に進むよう、こうした取組みについて、上場会社等である事業者に対し、その状況に応じて適切に周知を行うこと
- ・ 以上の他、改めて、事業者の状況やニーズ、事業や支出の見通し等を能動的に確認し、足許や先々必要となる資金や補助金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資を積極的に実施する、資金繰りのみに収まらない課題に直面する事業者に対して事業の再建に向け優先株式の引受や資本金劣後ローンの実施を検討するなど、事業者の実情に応じ、事業者の立場に立った対応を行うこと。また、新規融資に当たっては、カードローンやフリーローン等に拠らず、事業者の金利負担に配慮した対応とするよう、営業現場を含め徹底すること
- ・ 地域経済活性化支援機構の復興支援ファンドや中小企業基盤整備機構の経営力強化支援ファンド・再生ファンド等の債権買取・債務整理、出融資、ハンズオン支援等の機能も活用して、他の金融機関や支援機関等とも連携の上、事業者の経営改善等に向けた取組みを進めること。特に、地域の中核となる公共交通機関等に対しては、より一層丁寧な、関係機関等と連携して対応を進めること
- ・ 中堅・中小企業等における新分野展開や業態転換等を支援する「事業再構築補助金」について、建物撤去費用に加え、賃貸物件等の原状回復費、引越に必要な設備の運搬費が対象経費に追加されることを踏まえて、これを事業者に積極的に周知・提案すること。また、同補助金をはじめとする様々な政府等の補助金・交付金・税制措置等の支援措置について、事業者に積極的に周知・提案し、併せて、こうした支援措置を活用した事業者の経営改善に向けた取組みを、事業計画策定等を通じ支援していくこと
- ・ 上記の取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。また、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること

を要請

- 4月23日：預金取扱金融機関等に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持に係る大臣談話の公表・要請

- ・ 令和3年3月8日の「年度末における事業者に対する金融の円滑化について」及び3月25日の「飲食・宿泊等をはじめとする事業者への資金繰り支援等について」の要請等を十分に踏まえ、相談対応や資金繰り支援等を引き続き適切に実施する。  
等を要請

○ 4月28日:預金取扱金融機関に対して、緊急事態宣言を踏まえた資金繰り支援と連休対応等に係る要請文を发出

- ・ 政府系金融機関等においては、緊急事態宣言の影響も踏まえつつ、感染症の影響を受けている事業者の資金需要に迅速に対応できるよう、資本金劣後ローンを含めた新規融資の積極的な実施・活用等について最大限の配慮を行うとともに、融資審査等に当たっては、事業者への親身な対応、適時適切な貸出、担保徴求の弾力化、据置期限が到来する場合も含めた元本・金利の返済猶予等の既往債務の条件変更について、現下の財務状況や過去の借入金の条件変更等といった事象のみで判断せず、個別事業者の実情や経営改善への取組等を反映し、最大限の配慮を行うこと。また、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。特に、今般の協力金も含めた各種支援策の支給までの間に必要となる資金やそれ以降に必要な資金等については、柔軟かつきめ細やかな対応を行うこと。

また、本年4月29日から5月5日までの大型連休において、事業者からの資金繰り相談に対応できるよう、必要な態勢整備を行うこと。

- ・ 民間金融機関においても、飲食、宿泊、商業施設などを含む事業者の資金繰りの状況等を適時に確認の上、事業者のニーズに応じ、協力金や支援金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施や当該支援金等の申請サポート、長期の返済猶予等の実施、日本政策金融公庫等の資本金劣後ローン等の積極的な活用など、政府系金融機関等とも連携し、財務状況や条件変更先といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の実情に応じた最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

を要請

○ 5月12日:預金取扱金融機関に対して、緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等に係る要請文を发出

- ・ 緊急事態宣言の延長等に伴う事業者への影響を十分に踏まえ、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの資金繰り相談への丁寧な対応など、きめ細かな支援を引き続き徹底すること。
- ・ 緊急事態宣言の延長等に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事

業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含めた事業者への影響を踏まえつつ、事業者の資金需要に迅速に対応すること。

- ・ また、資本金劣後ローンを含めた新規融資の積極的な実施・活用や同ローン等の実施に必要な事業計画の策定支援、既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた長期での返済猶予等の最大限柔軟な対応等を官民の金融機関及びメイン・非メインが連携して行うこと。
- ・ さらに、今般の協力金も含めた各種支援金等の支給までの間に必要となる資金やそれ以降に必要な資金等について、柔軟かつきめ細やかな対応を行うこと。
- ・ こうした支援等に当たっては、それぞれの事業者の事業の特性、需要の回復や各種補助施策の実施見込み等も踏まえつつ、丁寧に対応を行うこと。例えば、宿泊事業者等については、装置産業という特性のほか、繁忙期の需要激減、耐震や東京オリンピック・パラリンピックに向けた改修等の債務負担が重く、GoToトラベル事業の再開までは極めて厳しい事業環境となっていることなどの事情を踏まえて、手元資金の確保なども含めて、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ さらに、新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

を要請

#### ○ 6月10日：預金取扱金融機関に対して、事業者の実情に応じた資金繰り支援等に係る要請文を发出

- ・ 緊急事態宣言の再延長等に伴う事業者への更なる影響を十分に踏まえ、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの資金繰り相談への丁寧な対応など、きめ細かな支援を引き続き徹底すること。
- ・ 緊急事態宣言の再延長等に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含めた事業者への影響を踏まえ、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ 当面年末まで期限延長された政府系金融機関による実質無利子・無担保融資や民間金融機関における伴走支援型特別保証制度を活用した融資、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金なども含めた新規融資の積極的な実施に努めること。また、政府系金融機関の資本金劣後ローンの積極的な実施・活用に加え、民間金融機関による同ローン等の実施に必要な事業計画の策定支援を積極的に行うこと。さらに、既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極



的に提案するなど、実情に応じた長期での返済猶予等の最大限柔軟な対応等を継続すること。

- ・ こうした支援等に当たっては、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、それぞれの事業者の現下の決算状況等の事象のみで判断せず、事業の特性、需要の回復や各種補助施策の実施見込み等も踏まえつつ、丁寧に対応を行うこと。例えば、卸売市場関係事業者等については、新型コロナウイルス感染症の中においても、食料安定供給を担うエッセンシャルワーカーとして重要な役割を果たしている中、飲食店等を納入先としている卸売市場関係事業者等を中心に、極めて厳しい状況となっていることなどを踏まえ、手元資金の確保なども含めて、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ・ さらに、こうした資金繰り支援に加え、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、REVIC 等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更に止まらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進することを要請

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会(概要)

### 設置趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの上場企業等において、大幅な売上げの減少や、将来の業績見通しが立てられない状況なども生じるおそれがあること。
- 今後の決算作業や監査にあたっては、
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、
  - ・ 政府の緊急経済対策が予定されていること等も考慮に入れた上で、柔軟に判断するなど、企業情報の開示を適切に行っていただくこと
- 上記を踏まえ、3月決算企業の決算・監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、設置。

### 開催実績

※電話会議、オンライン会議にて開催

- 第1回 : 2020年4月 3日(金) 各団体における取組状況を説明
- 第2回 : 2020年4月10日(金) 今般の「緊急事態宣言」の発令及び緊急経済対策を踏まえた足もとの認識等を共有
- 第3回 : 2020年4月15日(水) 株主総会の運営等に関する声明を公表
- 第4回 : 2020年4月24日(金) 投資家の認識等を共有
- 第5回 : 2020年5月 8日(金) 緊急事態宣言の延長を踏まえた現状認識を共有
- 第6回 : 2020年5月14日(木) 緊急事態宣言の延長を踏まえたメンバーの取組を共有
- 第7回 : 2020年5月25日(月) 企業情報の開示に関する要請文及び各メンバーの取組を共有
- 第8回 : 2020年6月18日(木) 企業情報の開示や株主総会の動向等を共有
- 第9回 : 2020年7月 2日(木) 四半期報告書における企業情報の開示、連絡協議会の振り返りを共有
- 第10回 : 2021年2月24日(水) 3月決算に向けた作業の本格化に向け、各メンバーの取組みを共有
- 第11回 : 2021年4月 1日(木) 3月決算に向けた作業の本格化に向け、各メンバーの取組みを共有
- 第12回 : 2021年4月28日(水) 緊急事態宣言の発令を踏まえた3月期決算企業の現状認識を共有

### メンバー

- ・ 東京証券取引所
- ・ 日本証券アナリスト協会 (オブザーバー) (事務局)
- ・ 企業会計基準委員会 (ASBJ)
- ・ 日本監査役協会
- ・ 法務省
- ・ 金融庁
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 経済産業省
- ・ 日本公認会計士協会 (JICPA)
- ・ 全国銀行協会

## 連絡協議会で共有された主な事項(2021年)

公表日	公表主体	概要
2021年 1/8	<b>金融庁</b>	<p><b>「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」を公表</b> 有価証券報告書等の提出期限について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、個別に財務局長の承認により延長を認めることができる旨を周知。</p>
1/29	<b>法務省</b>	<p><b>「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(令和3年法務省令第1号)について」を公表</b> 定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、計算書類等を提供しなければならないこととされているが、書面による提供が求められている単体計算書類につき、ウェブ開示によるみなし提供を可能とすべく、緊急的かつ時限的な措置として、会社法施行規則等を改正。</p>
2/5	<b>経済産業省</b>	<p><b>「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」の公表</b> 会社法上、株主総会を招集する場合には「場所」を定めなければならないとされており、バーチャルのみでの株主総会の実施は困難なところ、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣による確認を受けた場合は、バーチャルオンリー株主総会を実施できる特例を設ける上場会社のバーチャルオンリー株主総会の開催を特例的に可能とする改正。</p>
2/9	<b>企業会計基準委員会</b>	<p><b>議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の公表</b> 新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することが困難である状況が続いていることを踏まえ、会計上の見積りに関し、一定の仮定を置き最善の見積りを行った結果が事後的な結果と乖離しても会計上の誤りには当たらないことを改めて周知。</p>
3/2	<b>日本公認会計士協会</b>	<p><b>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その7)」を公表</b> コロナの収束時期等を予測することが困難である中、監査人に対し、「過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することが適切でない」との内容を周知。</p>
3/23	<b>日本公認会計士協会</b>	<p><b>「コロナ禍における監査に関する相談窓口の設置」を公表</b> 上場企業の2021年3月期の決算とその監査開始を目前に控えて、企業からの相談を受けるため「コロナ禍における監査に関する相談窓口」を設置。</p>

# 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について



令和3年1月8日  
金融庁

## 新型コロナウイルス感染症に関連する 有価証券報告書等の提出期限について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに関連し、有価証券報告書等の提出期限について、以下の通りお知らせいたします。ご質問等がございましたら、ご遠慮なく所管の財務（支）局までご連絡ください。

- 金融商品取引法に基づく開示書類（有価証券報告書及び内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書等）について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することが認められていますので、ご遠慮なく所管の財務（支）局にご相談ください。

（注）有価証券報告書及び

内部統制報告書の提出期限	: 事業年度経過後3ヶ月以内
四半期報告書の提出期限	: 四半期会計期間経過後45日以内
半期報告書の提出期限	: 中間会計期間経過後3ヶ月以内

- また、臨時報告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われることとなります。
- ここに記載する他にも、今般の新型コロナウイルス感染症により実務上の支障が生じているなど、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく所管の財務（支）局までご相談ください。

# 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について



令和3年4月26日  
金融庁

## 新型コロナウイルス感染症に関連する 有価証券報告書等の提出期限について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに関連し、有価証券報告書等の提出期限について、以下の通りお知らせいたします。ご質問等がございましたら、ご遠慮なく所管の財務（支）局までご連絡ください。

- 金融商品取引法に基づく開示書類（有価証券報告書及び内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書等）について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することが認められていますので、ご遠慮なく所管の財務（支）局にご相談ください。

（注）有価証券報告書及び

内部統制報告書の提出期限	：	事業年度経過後3ヶ月以内
四半期報告書の提出期限	：	四半期会計期間経過後45日以内
半期報告書の提出期限	：	中間会計期間経過後3ヶ月以内

- また、臨時報告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われることとなります。
- ここに記載する他にも、今般の新型コロナウイルス感染症により実務上の支障が生じているなど、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく所管の財務（支）局までご相談ください。

## 第8節 消費者行政に関する取組み（別紙1参照）

### I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、令和2年3月31日、令和2年度から6年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された（令和3年6月15日改定）。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者被害の防止、②消費者による公正かつ持続可能な社会への参画、③「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応、④消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施、⑤消費者行政を推進するための体制整備が挙げられている。

### II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の令和元年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、令和2年6月9日、「令和元年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、令和3年6月15日、工程表が改定された。

### III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

#### I 消費者被害の防止

(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

② 商品やサービスに応じた取引の適正化

ウ 金融機関における顧客本位の業務運営の推進

エ 詐欺的な事案に対する対応

- オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等 についての対応
- カ 暗号資産交換業者等についての対応
- ⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
  - ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
  - イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等による被害防止
  - オ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対策の推進
  - サ 振り込み詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等
- (3) 「ぜい弱性」や「生きづらさ」を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進
  - ① 成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進
  - ⑥ 「多重債務問題改善プログラム」の実施
- (4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備
  - ⑤ 金融 ADR 制度の円滑な運営
- Ⅲ 消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応・
  - (2) デジタル・プラットフォームその他デジタルサービスの利用と消費者利益の保護・増進の両立
    - ① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応
      - ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現
- Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施
  - (1) 消費者教育の推進
    - ③ 地域における消費者教育の推進
    - ⑥ 金融経済教育の推進

# 消費者基本計画 工程表

令和 2 年 7 月 7 日  
消費者政策会議決定  
(令和 3 年 6 月 15 日改定)



## I 消費者基本計画工程表の策定について

消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策の基本方針、重点的な施策の推進等について定めている。

計画においては、「消費者が主役となる社会」の実現のために重点的に進めるべき施策の概要を示す一方、当該施策にとどまらず、具体的な施策については、工程表を消費者政策会議において別途定め、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するとしており、工程表は今期消費者基本計画の対象期間内の取組予定及びKPI（重要業績評価指標・Key Performance Indicator）を明示し、国民の意見を反映させるための取組を進めるとともに、消費者委員会の意見を聴取した上で毎年度改定するとされている。

## II 工程表の構成について

本工程表では、消費者基本計画において示された「消費者政策において目指すべき社会の姿等」の実現に向けて、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPIを設定している。

### 注1

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部において策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日一部改定）に位置付けられた施策については、個別施策の中で、「SDGs 関連」と明示するとともに、同実施指針において明示された目標の番号を記載している。

同実施指針に基づき、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成年限である2030年を意識しながら、同実施方針の8分野の優先課題に関する取組を加速し、SDGs実現に取り組んでいく。

### 注2

高度情報通信社会の進展により、AI、IoT、ビッグデータ等を活用した商品・サービスが普及する中、本工程表においても、これらに関連する施策を位置付けているが、現在検討段階にある施策にも、消費者を取り巻く環境に大きな変化を及ぼす可能性があるものが存在しており、そうした施策については、不断に状況を注視することが必要である。

そのため、今後、例えば、以下に掲げる本部における検討状況や、提言等に対する取組の進捗状況を注視することとする。

（注視対象の例）

- ・ 知的財産戦略本部
- ・ 経済産業省製造産業局及び国土交通省航空局により、平成30年12月に公表された「空の移動革命に向けたロードマップ」

## III 工程表のフォローアップについて

本工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の調整に関する事務をつかさどる消費者庁が、関係府省庁等の協力を得て取りまとめる。

なお、大規模災害の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時等の消費者が感じる不安が増大する緊急時その他特別な変化が生じた場合においては、適時見直しを行う。

消費者委員会は、本工程表に記載されている施策の実施状況について、KPI を含めて随時確認し、検証、評価及び監視を行う。

消費者政策会議において、消費者委員会の意見を聴取した上で、毎年度工程表を改定し、必要な施策の追加や充実強化、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

## 第9節 障害者施策への対応

### I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した（2016年4月1日施行）。

### II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（2016年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促した。

保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

## 第10節 高齢者等への対応に関する取組み

### I 市場ワーキング・グループ関係の高齢者対応について

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、2020 事務年度には、金融審議会市場ワーキング・グループ報告書（2020 年 8 月公表）を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、以下の業界の取組み等の支援を行った。

- ① 全国銀行協会において、認知判断能力が低下した顧客の支援を目的として、「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」が公表された（2021 年 2 月）ほか、各業界において好事例の集約・還元が行われた。
- ② 生命保険協会において、契約照会制度が創設された。金融庁としては、制度の創設に向けた個人情報保護法との関係の整理や、創設後の制度の周知において同協会と協力した。さらに当該制度の運用を含めた認知症対策を引き続き進めるよう意見交換の場で生命保険業界に要請した。
- ③ 金融商品取引業者等の金融商品販売に係る高齢顧客の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において、顧客データの分析及びデジタル技術等の活用に関する調査等の実証事業を委託・実施した。

また、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果の公表を通じて、各金融機関による導入を促したほか、既存口座への後見設定時の事務手続に係る利便性向上に向けた取組みを検討するよう促した。

さらに、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行った。

加えて、認知症に関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組みに参画するとともに、金融庁 Twitter において当該取組みについて周知・広報を行った。

## 第11節 金融経済教育の取組み

### I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度以降、長寿化やデジタルライゼーションの進展、2022年4月より予定されている成年年齢の引下げといった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を抜本的に拡充するなど、取組みの強化を図った。さらに2020年3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症拡大も契機として、デジタルコンテンツの提供をはじめとするICTの活用を推進している。

関連報告書としては以下のとおり。

- ① 金融経済教育研究会報告書（2013年4月30日、金融庁）
- ② SDGsアクションプラン2020  
（2019年12月20日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合）
- ③ 成長戦略フォローアップ（2020年7月17日閣議決定）

### II 具体的な取組状況

#### 1. 金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2015年6月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

#### 2. 学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施（別紙1参照）。

また、2018事務年度以降、出身校などの学校に出向いて出張授業を行う金融庁職員を庁内から募集した上で、金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、146校に対して延べ227名の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サー

ビスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて説明した。

特に2020年度では、積極的にオンライン授業を実施。その際は、リアルタイムでの投票や、チャット欄を駆使した質問、大人数講義から少人数のグループに分け学生の参加を促す授業を構築するなど、オンラインならではの授業形態を構築した。

### 3. 高校学習指導要領改訂への対応

2018年3月及び7月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。

新学習指導要領の円滑な導入に向け、各地の教員向け研修会や大学の教員養成課程の講義、高校での研究授業などに、金融庁・財務局職員を講師として派遣し、資産形成やキャッシュレス化の観点を盛り込んだ金融経済教育について講演や授業、ウェブコンテンツの作成（4.参照）等を行った。

### 4. ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたてNISA早わかりガイドブック」について、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布を行った。特に「基礎から学べる金融ガイド」「つみたてNISA早わかりガイドブック」については、内容の改訂も行っている。

また、新型コロナウイルス感染症ウイルス感染症拡大に伴い、対面授業の実施が困難となっている状況等を踏まえ、「高校生向け授業動画」「教員向け解説動画」や、学究・実務分野の有識者による各10分程の解説動画「金融庁ちょっと教えてシリーズ」を作成、公開し、時間や場所を選ばない金融経済教育コンテンツの提供に取り組んだ。（別紙2参照）

### 5. 金融経済教育等に関するシンポジウムの開催

2020年6月に、金融経済教育と資産形成について、これまでの成果や今後の課題を議論し、広く発信することを目的として、オンラインシンポジウム「金融経済教育と資産形成の未来～新型コロナウイルスの影響を踏まえて～」を開

催した。

#### 6. 親子向けオンラインイベントの開催

家庭において金融リテラシーを高める観点から、2021年3月に外部から講師を招き、小学生の親子を対象に、お金の知識を学ぶことのできるイベントとして、「親子で学ぶお金のこと」をオンラインで開催した。

#### 7. 成年年齢の引下げを契機とした取組み

2022年4月より予定されている成年年齢の引下げに向けて、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が連携して策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」についてのフォローアップを行った。

(別紙3参照)

また、当該フォローアップに基づき、法務大臣を座長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において取りまとめられた工程表の改訂を行った。

#### 8. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2020年度 18件)。(別紙4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

#### 9. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2020事務年度 後援21件)。(別紙5参照)

#### 10. その他の連携

高校生等だけでなく、より若年期から興味をもってもらえるよう、子どもたちに訴求力の高い「うんこドリル」と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる、小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル(生活編)」(うんこドリル×金融庁)を作成し、2021年3月に公表した。

## 大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、  
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014 年度：2 大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015 年度：5 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、  
県立広島大学、神戸国際大学）

2016 年度：8 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、  
神戸国際大学、東北学院大学）

2017 年度：10 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、  
金沢星稜大学、東北学院大学、椋山女学院大学、  
大学コンソーシアム大阪）

2018 年度：11 大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、  
東京理科大学、東京経済大学、明星大学、武蔵野大学、  
椋山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、  
専修大学、学習院大学）

2019 年度：12 大学



(青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京家政学院大学、専修大学、明星大学、明治大学、武蔵野大学、椋山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、学習院大学)

2020 年度：6 大学

	大 学 名	科 目 名
前 期	東京家政学院大学	生活設計論
後 期	椋山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める ― 生活設計と金融の基礎知識
	中央大学	金融リテラシーを学ぶ
	専修大学	金融リテラシー特論
	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン

別紙 2

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>

**あやしい投資勧誘にご注意!**

**「未公開株」等  
被害にあわないための  
ガイドブック**

私がやらせて  
あげます!

**金融庁**  
Financial Services Agency

家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

つみたて  
NISA  
早わかり  
ガイドブック

制度が延長された  
つみたてNISA  
について、  
ボクが説明するよ!

つみたてNISAで

ちよつとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。  
確かに、投資信託には元本割れのリスクがありますが、  
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

その工夫とは、

- ・つみたてNISA制度を活用し、
- ・長期・積立・分散投資を
- ・資産形成に適した投資信託で行うことです。

その方法について、詳しく見ていきましょう!

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材  
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

## 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。



動機篇：  
資産形成の重要性



知識篇：  
長期・積立・分散投資



制度篇：  
非課税制度（つみたてNISAと  
iDeCo・企業型DC）

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

(改定：2018年7月12日)

**1. 趣旨**

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

**2. 実践的な消費者教育の取組の推進**

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

#### ④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

### (2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

### (3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

## 3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

## 4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

## 教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する<sup>1</sup>。

### 1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。（文部科学省）

### 2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

### 3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

#### （1）免許状更新講習に係る取組

##### ① 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

<sup>1</sup> 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。



- ② 「選択領域」での講座開設数の増加等  
免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)
  - ③ 新たな主体による講座開設  
全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
- (2) 教員研修に係る取組
- ① 研修開設数の増加  
中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)
  - ② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化  
都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)  
都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)
  - ③ 教員研修用講義動画の配信  
独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)
  - ④ 学校管理職に対する研修の充実  
学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

#### 4. 外部人材等の活用及び育成

- (1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供
  - ・ 教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)
- (2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備
- ・ 消費者教育コーディネーター<sup>2</sup>の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
  - ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
  - ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
  - ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

<sup>2</sup> 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

## 参考1

### 「社会への扉」を活用した授業の実施

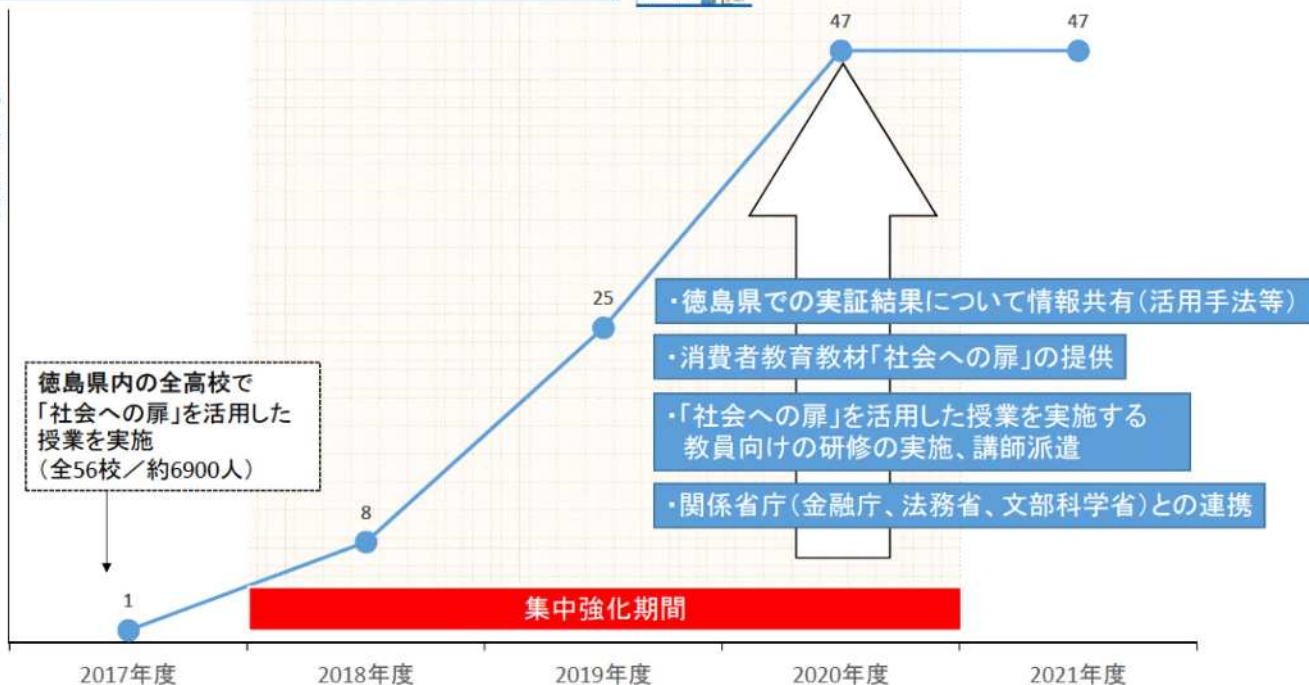
⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



## 参考2

### 消費者教育コーディネーターの育成・配置

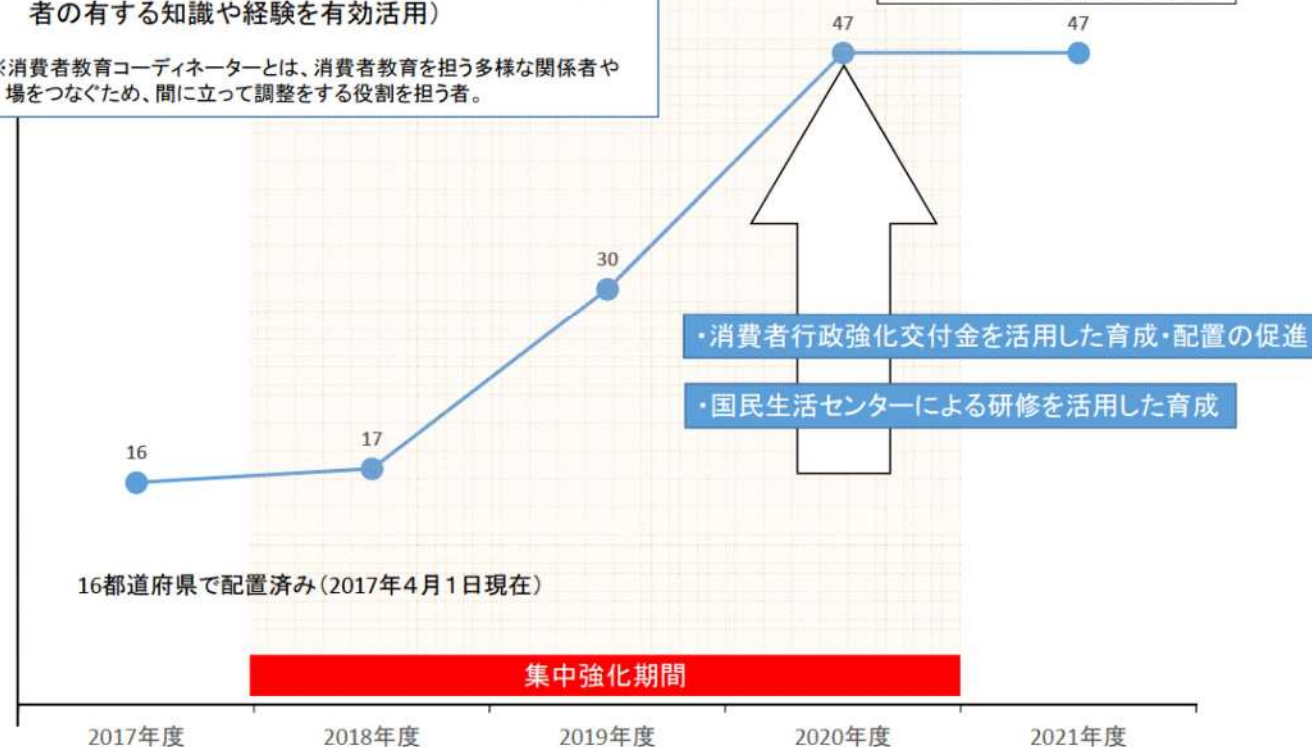
⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

すべての都道府県で配置

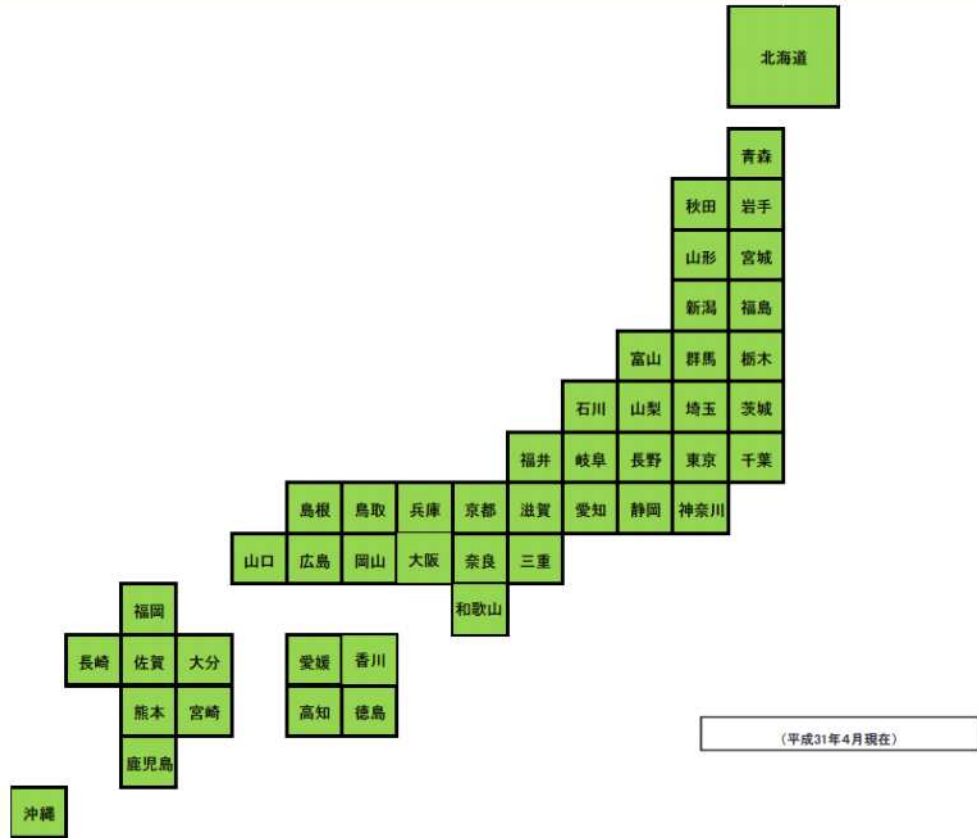
都道府県数



参考3

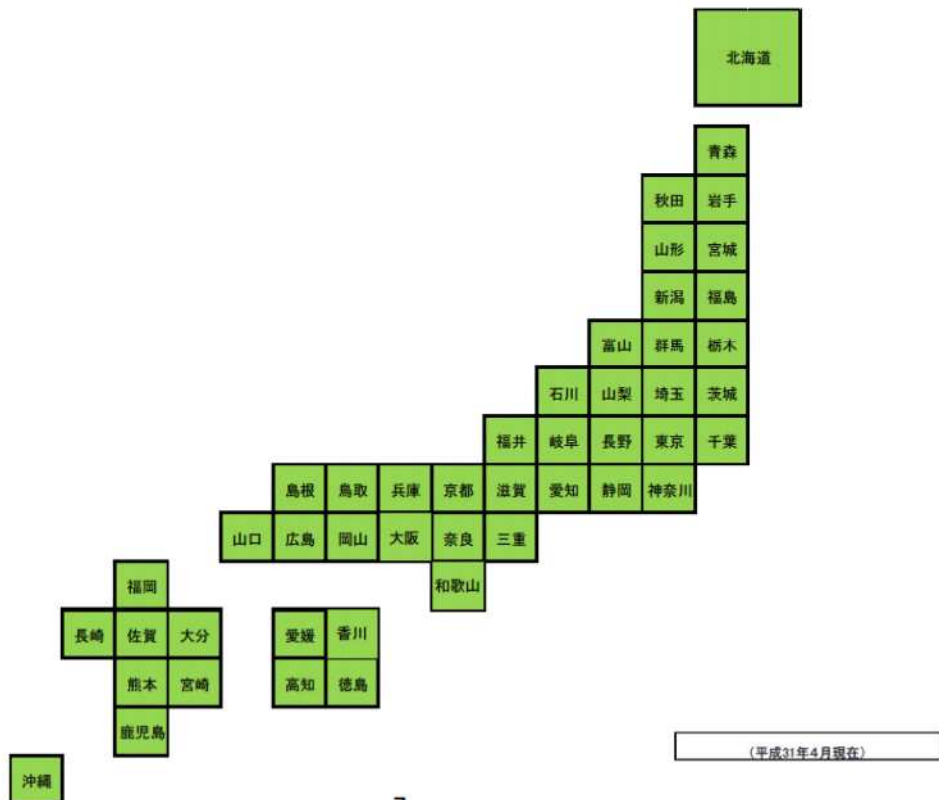
○消費者教育推進計画の策定状況

全ての都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

全ての都道府県で設置済み



( 別 添 )

## 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

改訂：令和元年6月14日

### 1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

### 2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

### 3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	総合教育政策局 教育人材政策課長 男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局 教育課程課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総合政策局 総合政策課総合政策監理官

### 4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

## 2020 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. とだ せつこ  
戸田 節子  
(岩手県)
  - 金融広報アドバイザーとして、金融機関等での勤務経験やファイナンシャルプランナーの経験・知見を活かし、幅広い年代を対象に講演を実施。教員研修会や他県の金融広報アドバイザー研修会でも講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. はしもと ひでのり  
橋本 秀則  
(栃木県)
  - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの知識・経験を活かし、生活設計や金融知識の普及等幅広い分野で活躍。多数の講演等を通じ、金融知識の普及・向上に貢献するほか、他の金融広報アドバイザーの資質向上にも寄与。
3. わたなべ かずえ  
渡辺 一江  
(千葉県)
  - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの知見を活かし、小学生から高齢者まで幅広い層に対して講義を実施。金融広報アドバイザー全体の資質向上にも寄与するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
4. たかぎ のりこ  
高木 典子  
(神奈川県)
  - 金融広報アドバイザーとして、幅広い世代を対象に講座を多数実施する中でも、特に、成年年齢に達して社会に出る直前の生徒への金融知識の普及に尽力。独自の資料も活用し、分かりやすく講座を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
5. ふじの しげき  
藤野 茂樹  
(新潟県)
  - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー等の資格を活かし、終活・保険に関する講演や、子育て世代に対する講演を実施。高校生を対象にした講座では、金銭トラブルの事例や対処法について解説するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
6. よこやま きよこ  
横山 清子  
(新潟県)
  - 金融広報アドバイザー、元消費生活センター相談員として、消費生活に関するトラブルの未然防止について、事例を多く取り入れた講演を実施。高校生を対象にした講座では、金銭トラブルの事例や対処法について解説するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

7. うえだ とおる  
上田 亨  
(富山県)
- 金融広報アドバイザーとして、信託銀行、会計事務所での勤務経験や、ファイナンシャルプランナー等の資格に基づく見識を活かし、資産形成、相続・贈与等に関する講座を多数実施。ラジオ番組への出演、地元新聞の取材にも積極的に対応しており、幅広い層に対し、金融知識の普及・向上に貢献。
8. いいた まさこ  
飯田 雅子  
(福井県)
- 長年にわたる消費生活センターでの勤務経験と知識を活用し、金融広報アドバイザーとして、消費者トラブルに関する講座や小学生向けの実践型の講座を実施。経験の浅い金融広報アドバイザーの指導を行い、後継者の育成にも取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
9. うちやま りゅうぞう  
内山 龍三  
(愛知県)
- 金融広報アドバイザーとして、金融機関での長年の勤務で培った豊富な経験に加え、米国 MBA やファイナンシャルプランナーの見識を活かし、幅広い年齢層を対象に、安定的な資産形成に係る講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
10. せきね みき  
関根 美貴  
(愛知県)
- 大学教授として長年培った知見や経験を活かし、金融広報アドバイザーとして、児童・生徒や保護者を対象に講座を実施。小・中学生向けの講座では、独自に作成した教材やクイズを用いるなど、工夫を凝らし、金融知識の普及・向上に貢献。
11. みなかた としみ  
南方 壽巳  
(大阪府)
- 元小・中学校校長としての幅広い知識・経験を活かし、金融広報アドバイザーとして、主に児童・生徒や保護者を対象として、理解度やニーズに応じた分かりやすい講演を実施。金融広報中央委員会作成の小学生向け刊行物の改訂作業にも参画するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
12. ながお かずこ  
長尾 和子  
(徳島県)
- 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、また、県の消費生活啓発講師として、学生から高齢者、さらには障がい者を対象として、悪質商法被害の防止等について幅広く講演を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

13. うじかね 氏兼 よしかず 惟和  
(愛媛県)
- 金融広報アドバイザーとして、銀行での経験をもとに、短期大学で教授として金融論等の講義や最新の金融情勢の研究をしながら、講演や学習会を実施。主として学生に対して、現在及び将来の生活に役立つ金融・経済に関する知識を習得させることに力を注ぐなど、金融知識の普及・向上に貢献。
14. ひがししま 東島 よしこ 芳子  
(佐賀県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー及び社会保険労務士の経験を活かし、小学生から高齢者まで幅広い層を対象に、県内広域にわたり活動を実施。高校生や大学生向け出前講座、子育て世代向けセミナーなどに取組み、金融知識の普及・向上に貢献。
15. いとう 伊藤 かつき 克樹  
(長崎県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの経験と知見を活かし、若者から高齢者まで幅広い世代に対して講座を実施。金融知識を継続指導していくことの必要性を強く認識し、多方面かつ地道な活動を通して金融知識の普及・向上に貢献。
16. ひが 比嘉  
みよこ 美代子  
(沖縄県)
- 金融広報アドバイザーとして、教員としての知識及び経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年齢層に対し、金銭教育・金融教育、生活設計等の分野で講演会等を実施。家庭生活を基盤にした金銭教育を学校教育と連動させ、賢い消費者を目指した講座を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。



〔団体の部〕

1. みえけんわたらいぐん  
三重県度会郡

たいきちょうりつにしきしょうがっこう  
大紀町立錦小学校

(三重県)

2. えひめけんりつ  
愛媛県立

ほうじょうこうとうがっこう  
北条高等学校

(愛媛県)

- 平成 30 年度、令和元年度に、金融教育研究校の指定を受け、漁業体験や農作物の栽培・販売を通じて、児童の思考力・判断力・表現力を高め、自ら伸びようとする子どもの育成に取り組むなど、金融教育を推進。
- 令和元年度に、地域の事業者等と協力し、特産物の販売を行い、経済活動とお金の関連性について学ぶ機会を設けるなど、生徒への金融教育を実践するとともに、各年度とも、地域住民との交流を深めるための集会を開催し、1年間取り組んだ実践発表を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 平成 28、29 年度に金融教育研究校の指定を受け、金融教育の推進を図るための実践・研究に全校で取り組んだ。また、金融教育研究指定校の委嘱を受ける前から、年金セミナー、租税教室、インターンシップなど、金融や経済の仕組みについての学習やキャリア教育に関する取組が行われており、金融知力の定着に向けた取組が見られる。
- 金融教育に視点をおいた教科指導、ホームルーム活動の実践、各種行事への参加など、綿密な計画の下、効果的な金融教育が展開されていることや、平成 26 年度から令和元年度において、金融教育に関する取組に、生徒 64,335 名（延べ人数）が参加しているなど、多年にわたり金融知識の普及・向上に貢献。

## 別紙 5

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
2020/5/13	金融広報中央委員会	2020年8月17日 2020年8月24日	2020年度「先生のための金融教育セミナー」
2020/7/3	日本経済新聞社	2020年7月末～ 21年3月31日	「親子でまなぶ『日経 お金の学校』」
2020/7/3	日本FP協会	2020年8月から 2022年3月	生活者向けイベント「家計再建キャンペーン ～新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために～」
2020/7/13	日本証券業協会	2020年2年8月 11日～9月30日	「教員向け金融経済セミナー (オンデマンド配信)」
2020/8/17	一般社団法人投資信託協会、株式会社東京証券取引所、特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会	2020年8月27日	「企業型確定拠出年金カンファレンス 2020 (オンライン開催)」
2020/8/28	金融知力普及協会	2021年2月13日、14日	「第15回全国高校生金融経済クイズ選手権『エコノミクス甲子園』」
2020/9/8	金融広報中央委員会	2021年1月23日	2020年度「金融教育フェスタ」
2020/11/4	一般社団法人投資信託協会	2020年12月4日	「投資信託WEBセミナー」
2020/11/27	全国公民科・社会科教育研究会	2021年1月14日 ～2月13日	「証券・経済セミナー」
2020/12/8	日本証券業協会	2020年12月～ 2021年3月	2020年度「はじめての資産運用講座」
2020/12/8	一般社団法人投資信託協会、新潟日報、全国地方新聞社連合会	2021年1月16日	「投信フォーラム 2021」

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
2020/12/8	一般社団法人投資信託協会、中国新聞社、全国地方新聞社連合会	2021年2月6日	「投信フォーラム2021」
2021/1/27	NPO 法人キッズフリマ	2021年4月～ 2022年3月	「キッズフリーマーケット」
2021/3/2	日本FP協会	2021年4月～ 2022年3月	2021年度「くらしとお金のFP相談室」
2021/3/30	生命保険文化センター	2021年5月13日 ～9月10日	「第59回中学生作文コンクール」
2021/4/6	金融広報中央委員会	2021年5月24日 ～2022年3月18日	「第54回『おかねの作文』コンクール」、「第19回『金融と経済を考える』高校生小論文コンクール」及び「第18回金融教育に関する実践報告コンクール」
2021/4/6	日本FP協会	2021年9月～11月	2021年度「FPの日®(全国一斉FPフォーラム)」
2021/4/20	日本経済新聞社	2021年5月～ 2022年3月	中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト「第22回日経STOCKリーグ」
2021/5/25	日本FP協会	2021年5月6日 ～2022年3月31日	第15回「小学生『夢をかなえる』作文コンクール」
2021/5/25	日本証券業協会	2021年6月2日 ～2021年7月24日	2021年度「はじめての資産運用講座」
2021/6/1	日本経済新聞社	2021年6月から 2022年3月まで	「NIKKEI 100年の資産形成2021」

## 第12節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

### I 顧客本位の業務運営に関する原則

#### 1. 経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」という。）を策定・公表した。

あわせて、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、『原則』の定着に向けた取組みを公表した。

#### 2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

「原則」の策定から3年が経過する中、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、これまでの進捗を検証するとともに、海外の規制動向も参考にしつつ、顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた新たな方策などについて検討を行い、2020年8月に報告書を公表した。

報告書の提言を踏まえ、以下の対応を行った。

- ① 金融事業者が「原則」の趣旨・精神を自らの具体的な業務に組み込んで実践していくことを支援する観点から、原則を改訂し、原則によって求められる具体的な取組みの内容を追加した（2021年1月）。
- ② 顧客に対する簡潔な情報提供や各業態の枠を超えた多様な商品の比較を容易にするため、金融事業者が商品提案の場面で活用されることが期待されている「重要情報シート」の作成・活用に当たって、参考となると思われる目線や今後考えられるベスト・プラクティスの例をまとめた「重要情報シート」を作成・活用する際の手引きを公表した（2021年5月）。また、「重要情報シート」の導入・活用を促進する観点から、業界と議論を行った。
- ③ 監督指針において、合理的な理由を欠く高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為などの不相当又は不誠実な投資勧誘行為を例示し、このような投資勧誘行為の抑制を図った（2021年1月）。

### II つみたてNISAの普及・利用促進について

#### 1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。NISA利用者は成人人口の1割程度にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

## 2. 具体的な取組

### (1) 職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてNISAセミナーを行った。また、財務局とも連携し、都道府県庁、市役所、商工議所等に対し、つみたてNISA説明会実施等の働きかけを行った。また、金融庁職員に対しても、2018年11月と2019年4月に資産形成やつみたてNISAに関する説明会を実施した。

### (2) インターネットを通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、インターネットを通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてNISAのプロモーションビデオの作成・展開や、投資ブロガーと金融庁職員による投資初心者向けの対談企画を金融庁ウェブサイトに掲載した。

### (3) イベントを通じた広報

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場（つみたてNISA Meet up）を全国で実施してきたほか、オンラインで実施し、その模様を金融庁ウェブサイトで公表した。参加者は個人ブログやSNSで会合の様子を発信しており、インターネットを通じ、つみたてNISAに関する情報が拡散されることに貢献している。

## 3. 制度の利用状況等

NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,655万口座、買付額が約24.0兆円（2021年6月末時点）となっている。そのうち、つみたてNISAの利用状況は、口座開設数約417万口座、買付額が約1兆659億円（2021年6月末時点）となった。また、利用者の特徴をみると、2021年6月時点で、一般NISAは利用者の約7割が50代以上のシニア層であった。一方、つみたてNISAは利用者の約7割が20代～40代の若年層であり、2018年1月の制度開始以降、特に20代、30代を中心に口座数が増加している。

また、投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書 -2020年（令和2年）NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知率は64.6%（前年より3.9ポイント増加）、制度内容の認知率は23.2%（前回より3.6ポイント増加）となった。

## 第13節 サステナブルファイナンスに関する取組み

### I 国内動向

#### 1. サステナブルファイナンス有識者会議

2020年12月に、「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、関係者からのヒアリングを行いながら、サステナブルファイナンスの推進に向けた諸施策について検討を行った。こうした議論を踏まえて、2021年6月、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理などに関する提言を取りまとめ、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として公表した。

#### 2. 企業情報の開示の質と量の向上

2015年12月、FSBにより、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（TCFD提言）を公表した。2021年6月時点で、世界で2000以上の機関がTCFD提言に賛同を示しており、うち日本の賛同機関数は最多となっている。

また、TCFDコンソーシアム等を通じ、「TCFDサミット2020」の開催や「TCFDガイダンス2.0」等の策定をサポートするなど、TCFD提言に沿った開示に関する民間の自主的な取組みを推進するとともに、日本取引所グループとの共催セミナー「TCFD開示とトランジションファイナンス」を開催（2021年4月）した。<sup>1</sup>

#### 3. 市場機能の発揮

上記有識者会議において、サステナブルファイナンスの推進に資する市場機能の発揮のあり方等について議論を行い、報告書において、ESG関連債の適格性を客観的に認証する枠組みを構築し、企業・投資家等にとって実務上有益な情報が得られるプラットフォームを整備すること等の提言が取りまとめられた。

#### 4. 金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

大規模金融機関の気候変動に関する取組み及び課題等につき実態把握を実施した。こうした実態も含めサステナブルファイナンス有識者会議で議論を行い、同報告書において、投融資先の気候変動支援や気候変動リスク管理体制の構築を促すガイダンスを策定していくこと等の提言がとりまとめられた。これを踏まえ、日本銀行と連携し、3メガバンク及び大手損保3グループを対象に、共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組み（パイロットエクササイズ）を開始し、

<sup>1</sup> その他、トランジションに関連する取組として、金融庁は経済産業省、環境省とともに、2021年1月から「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を開催し、トランジション・ボンド、ローン等による資金調達を行う際の国内基本指針である、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を5月に策定した。

同取組みにおいて、データの制約や様々な手法の特徴等を金融機関と議論し、金融機関に要請するシナリオ分析の枠組みについて金融機関と合意した。

## 5. ソーシャルボンドガイドラインの策定について

企業等がソーシャルボンド（社会的課題解決に資するプロジェクト（ソーシャルプロジェクト）の資金調達のために発行される債券）の発行に当たって参照できる実務指針の早期策定について経済界等から要望されていること等を踏まえ、サステナブルファイナンス有識者会議の下に、2021年3月に「ソーシャルボンド検討会議」を設置し、当該実務指針の策定について議論の上、草案をとりまとめた。

## II 国際動向

### 1. 国際的な議論への貢献

2021年11月に開催予定のCOP26（気候変動枠組み条約締約国会議）を見据えたG7・G20での気候変動関連の議論に参加し、同年6月のG7では、各国の規制枠組みと統合的な形でのTCFD開示の促進等について合意した。

NGFS<sup>2</sup>において、気候変動リスクに掛かる各種成果物の作成に貢献するとともに、新たに運営委員会のメンバーに選出されるなど、NGFSを通じて構築したネットワークを活かし、関係当局間の連携を強化した。

FSBや各基準設定主体においても、気候変動を中心とするサステナビリティに関するリスクへの対応に関する議論に貢献し、FSBやIOSCOでは関連する作業部会の共同議長を務め、国際的な議論をリードした。

2020年11月にはIPSF<sup>3</sup>に参加し、開示に関する作業部会では共同議長を務めるなど、メンバー国と積極的に情報交換を行うとともに、日本のサステナブルファイナンスに関する取組みを発信した。

---

<sup>2</sup> NGFS : Network for Greening the Financial System とは、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークのこと。

<sup>3</sup> IPSF : International Platform on Sustainable Finance とは、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォームのこと。

## 第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier 1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、2002年に設立された認可法人である。

機構の設立後、2006年9月末までに買い取られた株式については、その後、処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、2008年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却（処分のうち自己株取得に対応するものなどを除く。以下この章において同じ。）は凍結していた。機構は、2017年6月30日、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表し、その後、凍結していた市中売却を再開。2020年度は、1,644億円の処分を実施（うち市中売却は126億円）。

また、2008年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

### ① 株式買取り再開等（2009年3月4日公布、同年3月10日施行）

2006年9月末までとされていた機構による株式買取り期限を2012年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（平成20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

### ② 買取り対象の拡大（2009年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取り再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。

### ③ 買取り期限の延長（2012年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取り期限を、2017年3月末まで5年間延長した。

### ④ 買取り期限の延長（2016年12月2日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在す



るなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取期限を、2022年3月末まで5年間延長した。

⑤ 買取期限の延長（2021年5月26日公布、同年11月22日施行）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して、企業を支援していくためにも金融機関は自らの経営基盤を強化する必要があり、経営基盤強化の取組みの中で行われる株式等保有の合理化に対応するため、機構による株式等の買取期限を、2026年3月末まで4年間延長した。

これらの措置を受け、2020事務年度（2020年7月～2021年6月末）において、機構は、1,696億円（買取再開後の累計16,838億円）の株式等の買取りを行っている。

## 第3部 金融検査・監督等

### 第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

#### 第1節 モニタリングの高度化に向けた取組み

##### I モニタリングを巡る最近の動き

新しい検査・監督を実現するために「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月公表)で基本的な考え方と進め方を整理し、2019年12月に検査マニュアルを廃止した。

検査マニュアル廃止後の検査・監督は、金融機関との対話のための材料となる文書として、分野別の「考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)等を順次公表しており、これまで、コンプライアンス・リスク管理態勢、健全性政策、ITガバナンス、融資の4つのディスカッション・ペーパーを公表してきた。

今後は、モニタリングの高度化に向け、対話手法等の定着を図る。

金融機関に対する検査については、新型コロナの中で、金融機関職員との接触の回避や金融機関の負担を軽減し円滑な金融機能の発揮を促す観点より、原則リモート手法を活用して実施してきたところ。

検査の実施にあたっては、各金融機関等の事情(出勤制限など)、地域の事情(各自治体独自の方針など)を勘案して実施の可否を判断するなど、特に慎重な運営を進めてきた。

今後は金融機関との意思の疎通と適切な認識の共有を目指し、立入検査による直接対話と新たなモニタリングスタイルであるリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担軽減にも配慮した運営を行う。

##### II 日本銀行との連携

2020年10月、自民党から「金融庁と日銀の縦割り打破(金融庁検査と日銀考査の一体的運用について)」の提言を受け、金融庁と日本銀行は、同年11月に設置した「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」のもとで、今後のモニタリング上の連携の在り方について検討を進めてきた。

タスクフォースでの検討を踏まえ、2021年3月、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から、更なる連携強化

に向けて取り組んでいくことを公表した。

具体的には、①検査・考査の実施先に関する計画調整、②検査・考査結果に関する情報共有、③重要なテーマに関する共同調査、④データの一元化、等で金融庁と日本銀行が更なる連携に取り組んでいくこととしている。

金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組みを着実に進めていく。

## 第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

### I 経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2020 事務年度は、金融庁全体の方針として、「令和2 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

### II 金融行政方針に基づく 2020 事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、「令和2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」においては、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く
2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く
3. 金融庁の改革を進める

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

#### 1. 預金取扱金融機関

##### (1) 大手銀行グループ

○ 大手銀行グループにおける重要な課題（IT ガバナンスやシステムリスク管理態勢、信用リスク管理の高度化、グループ・グローバルベースでのリスク管理態勢等）についてモニタリングしたほか、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での金融仲介機能の発揮状況や、その基盤となる財務の健全性を把握する観点等から水平的レビュー等を実施した。その他、外貨流動性リスク管理態勢等についても水平的レビューを実施し、管理態勢のさらなる高度化を促した（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

##### (2) 地域金融機関

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響による国内外の金融市場の変動等を注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、有価証券運用態勢に課題が見られる地域金融機関に対して検査を実施し、必要に応じて個

別行に改善を促した。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関に対しては、早期警戒制度に基づく深度のある対話を実施した（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

## 2. 保険会社

- 新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施した。
- 損害保険会社について、過去数年連続で、大規模自然災害が発生したことを踏まえ、自然災害リスクへの対応状況について実態把握とモニタリングを実施した。
- 保険グループの規模・特性に応じてグループ監督を行っていくための枠組みを整備する目的から、2020年12月に監督指針を改正し、大手生命保険会社や大手損害保険会社について、当該監督指針改正を踏まえ海外子会社の管理を含めたグループガバナンスの高度化に向けたモニタリングや対話を実施した。

## 3. 金融商品取引業者等

- 大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客を第一に考えたサービス・商品の提供や、そのための業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

### 第3節 業態横断的な金融モニタリング

#### I マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

経済・金融サービスのグローバル化、IT技術の高度化等により犯罪収益が短時間に国境を越えて移転するリスクが高まるとともに、犯罪手法も巧妙化するなど、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する状況は複雑に変化し続けている。

2019年10月から11月にかけては、FATF審査団により我が国におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（以下、「マネロン等対策」という。）に係る当局・民間事業者の取組みの有効性等のオンサイト審査が実施され、その後、同審査を踏まえた我が国のマネロン等対策の現状、課題等について、FATF審査団と金融庁を含む関係省庁との議論を行った。

こうした中、金融庁においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、金融機関等ごとの取引実態及びマネロン等対策の実施状況等に係る定量・定性情報等を踏まえ、リスクベースでのモニタリングを実施した。こうしたモニタリングを通じ、金融機関等の対応に一定の進捗が認められたが、例えば、リスクの特定・評価、継続的な顧客管理、取引モニタリング、疑わしい取引の届出等に課題・検討事項も認められている。

これらの課題・検討事項等を踏まえ、金融機関の実効的な態勢整備を図る観点から、2021年2月にガイドラインを改正するとともに、同年3月に「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を策定し、金融機関に求める水準の明確化を行った。また、当初のガイドラインの策定・公表から3年が経過し、金融機関等において態勢整備への意識が浸透してきたことから、2024年3月までに、ガイドラインで「対応が求められる事項」とした事項への対応を完了させ、態勢を整備するよう文書等で要請した。（別紙1参照）

また、各金融機関が取引モニタリングシステム等を共同利用することによりマネロン等対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行ったほか、実用化に向けて規制・監督上の論点整理に着手した。また、金融機関との意見交換会、業界団体での勉強会及びマネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、官民の連携を図った。

さらに、金融機関等がマネロン等対策を円滑に進めるためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であるとの認識に基づき、取引内容、状況等に応じた取引時確認の必要性を説明して理解を求める「銀行をご利用のお客さまへのお知らせ」を全国銀行協会と連名で作成し、金融機関等において一般の利用者に配布した。また、新聞広告、Web広告及び店頭動画での周知を全国銀行協会と連名で行った。（別紙2参照）

上記のモニタリングの結果に関しては、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(補足資料・2020年8月31日公表)を参照。

## II IT ガバナンス及びサイバーセキュリティ

### 1. IT ガバナンスに関する対話及びシステム統合等のモニタリング

2019年6月に「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を策定・公表して以降、金融機関との対話を進めている。2020事務年度は、アンケート及び個別ヒアリングを行い、①共同センターと自行のIT戦略・ITガバナンスのあり方、②グローバルにビジネスを行う金融機関におけるグローバルITガバナンス、③金融業の変化に合わせたモニタリングのあり方、について実態調査・分析を進めた。こうした調査結果や課題について、金融機関との間で共有を図り、金融機関のITガバナンスの発揮に繋げていくため、レポートとして取りまとめ公表した(2021年6月)。

また、「金融機関のITガバナンスに関する実態把握結果(事例集)」においては、調査等を通じて得られた参考事例を反映するとともに、ベストプラクティスの探求に向けて参考になると考えられる視点を追加し、公表した(2021年6月)。

このほか、システム統合・更改のプロジェクトを進めている金融機関に対しては、過去事例等から問題が生じやすい点について気付きを促し自主的な改善を支援することに重点を置きつつ、リスクに応じたモニタリングを実施した。

### 2. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

2020事務年度は、引続き、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、平時における「サイバーセキュリティ管理態勢」、有事における「インシデント対応能力」の強化を通じて、金融機関のサイバーセキュリティ対策の実効性向上に取り組んだ。

平時における対応として、地域金融機関に対しては、各協会とも連携し、脆弱性診断等の実効性向上への取組みの定着を図るとともに、サイバーセキュリティ対策の取組みに進展が見られる先との意見交換を通じて、プラクティスを収集し、好事例を還元した。また、サイバー攻撃の脅威が高まっていることを踏まえ、検査を実施した。

大手金融機関に対しては、通年検査にて、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やサイバーレジリエンスの強化を促した。

有事における対応として、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall V)を、テレワーク環境下で実施し、参加金融機関におけるインシデント発生時の顧客対応や部門間及び組織外部との連携の実効性等を確認した。

また、国際的な議論への貢献・対応として、G7やG20といった国際的な場でもサイバーセキュリティ確保に向けた取組みを進めた。

### 3. システムリスク管理態勢の強化

大規模なシステム障害の発生を踏まえ、預金取扱金融機関に対し、システム障

害発生リスクを低減させることのみならず、障害が起き得ることを前提とした上で、システム変更の際の十分な事前確認や、障害発生時の顧客影響を最小限にとどめるための計画の準備といった事項について、必要な点検を促す等、適切なシステムリスク管理態勢の整備を促した。

金融機関・取引所からのシステム障害報告等に基づき、障害の復旧状況の確認や障害の真因、事後改善策等に関するヒアリングを実施し、分析するとともに、その結果概要を事例集として公表した（2021年6月）。

### Ⅲ その他の金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

#### 1. フィデューシャリー・デューティー

「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」という）の策定以降、多くの金融機関が原則を採択して取組方針を策定した。原則において、金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保に繋げていくことを目指すべきとされている。このように、顧客本位の業務運営の推進が、持続可能なビジネスモデルに繋がっていくことを目指すことが重要である。

こうした中、金融機関においては、積立投資信託の利用顧客の増加、業績評価体系の販売時収益から預り資産残高の重視へのシフト等、業務運営に大きな変化が窺われる。一方で、顧客はこうした金融機関の取組みの変化を必ずしも認識していない現状、金融機関の預り資産残高が全体として横ばいである状況など、これらの取組みの成果が十分に現れていない面もみられる。また、2020年8月に公表された「金融審議会 市場ワーキング・グループ」の報告書では、金融機関が公表している取組方針等についても、改善の余地があると指摘されている。

こうした状況を踏まえ、当庁では、販売会社に対して、顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置付けや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための中長期的なビジネスモデルのあり方などに関するモニタリングを実施するとともに、実際の取組内容の把握に努めた。

更に、金融機関の顧客が資産運用にどのような認識のもと行動しているか、金融機関の取組みをどのように評価しているか等を確認するため、顧客意識調査も実施した。他方、「金融審議会 市場ワーキング・グループ」の報告書及び原則の改訂を踏まえ、2021年4月に「顧客本位の業務運営のさらなる浸透・定着に向けた取組みについて」を公表し、新しい「金融事業者リスト」の公表に関する考え方や当庁における好事例分析に当たってのポイント等を示した。こうした取組みの「見える化」等を通じて、良質な金融商品・サービスの提供に向けた金融機関間の競争が促されることが重要である。

これらの活動の中で把握した事実や課題等については、分析を行った上で、2021年6



月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」において公表した（別紙3参照）。

## 2. コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

コンプライアンス・リスク管理については、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下、「基本方針」という。）に基づき、具体的な事例や、そこから抽出される課題などについて、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」といった形で公表を行っている。

2020 事務年度においては、金融機関あるいは金融業界において潜在化している可能性のあるコンプライアンス・リスクの所在について、預金取扱金融機関等との意見交換を通じて情報収集を行った。引き続き、こうした意見交換を通じて、基本方針において示した着眼点や問題意識も踏まえつつ、法令等の既存のルールの遵守にとどまらない実効的なコンプライアンス・リスク管理のあり方について、必要に応じて対話を実施していく。

## 3. 金利指標改革への対応（LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応）

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）は、我が国においても、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な者に利用されてきたが、米ドルの一部テナー（期間）を除き 2021 年 12 月末に公表停止されることが確定している。2021 年末という時限を意識して、円 LIBOR から代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行と連携して、以下に取り組んだ。

- ・ 日本円金利指標に関する検討委員会が 2020 年 8 月（2021 年 4 月一部更新）に公表した本邦移行計画に則った LIBOR からの移行に向けた取組みについて、モニタリングや情報発信等を通じて促進した。
- ・ 2020 年 6 月に発出した Dear CEO レターに基づき、本邦移行計画に則った移行計画に基づく対応・進捗状況について定期的にヒアリングを行った。
- ・ 2021 年 3 月 8 日、日本銀行と合同で、「LIBOR の公表停止時期の公表及びシンセティック円 LIBOR 構築に関連する意図表明を受けての今後の対応について」を公表した。
- ・ LIBOR の公表停止を踏まえた規制等の取扱いに係る Q&A（※）等を公表した。  
（※）「LIBOR の公表停止を踏まえた自己資本比率規制及び TLAC 規制に関する Q&A の一部改正（追加）」（2021 年 2 月 12 日公表）、「金利指標改革（LIBOR の恒久的な公表停止）に伴い参照金利の変更等を行ったレガシー契約に係る店頭デリバティブ取引規制の経過措置の適用等に関する Q&A」（2021 年 3 月 16 日公表）
- ・ 2021 年 5 月 19 日、日本銀行と合同で実施した第 2 回 LIBOR 利用状況調査（調査基準日：2020 年 12 月末）の結果概要を公表した。

また、ターム物リスク・フリー・レートの算出・公表主体に選定された（株）QUICK ベンチマークス（以下、「QBS」）より、2021 年 4 月 26 日から東京ターム物

リスク・フリー・レート（TORF、トーフ）確定値の公表が開始された。金融庁は、同年4月27日、TORF 及び（株）QBS を、それぞれ金融商品取引法上の「特定金融指標」（注）及び「特定金融指標算出者」に指定した。

（注）信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれのある金融指標

東京銀行間取引金利（TIBOR）については、欧州ベンチマーク規制における同等性の枠組みの中で、国際的にも利用可能な金利指標となるよう、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長も踏まえ、欧州委員会との間で将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を実施した。

令和3年5月31日  
金融庁

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る 態勢整備の期限設定について

金融庁では、各金融機関における実効的なマネロン・テロ資金供与対策の実施に向けて、平成30年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）を策定し、本年2月に2回目の改正を実施しました。


ガイドラインの策定・公表から3年が経過し、金融機関等において態勢整備への意識が浸透してきたことから、より実効的な態勢整備を行うよう、今般、別紙のとおり、ガイドラインで対応を求めている事項に対する完了期限（2024年3月）を設け、態勢を整備することを、各業態団体を通じて要請しました。

本要請内容は、ガイドラインにおける金融機関等（注）の全ての事業者に対応していただく必要があるものです。したがって、各金融機関等におかれては、本要請を踏まえ、対応計画に基づく適切な進捗管理の下、ガイドラインへの対応に向けた態勢整備を着実に実行していただくよう、お願いいたします。

（注） 犯罪収益移転防止法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第46号に掲げる者を除く）

### お問い合わせ先

金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 マネー・ローンダリングチーム  
Tel 03-3506-6000（代表）（内線：2849、2837）

（別紙）  [「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」](#)

金総政第2324号  
金監督第953号  
令和3年4月28日

(各協会代表者)宛

金融庁総合政策局長 中島 淳一  
金融庁監督局長 栗田 照久

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る  
態勢整備の期限設定について

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）については、各金融機関においてリスクベース・アプローチに基づき、鋭意取り組んでいただいているものと認識しています。

引き続き、実効的なマネロン・テロ資金供与対策を実施していただくため、令和3年2月に改正した「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」の全項目につきまして、ご対応をお願いいたします。

また、本文書をもって改めて下記を要請いたしますので、貴協会におかれては、加盟金融機関に対して、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう、周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、金融庁・財務局としては、下記の要請事項に係る各金融機関の取組状況について、検査やモニタリングを通じて確認していくほか、仮にマネロン・テロ資金供与対策に問題があると認められた場合には、法令に基づく行政対応を含む対応を行う場合があることを予めご承知願います。

記

各金融機関が、「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備すること。

上記の態勢整備について、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ること。

# 銀行をご利用のお客さまへのお知らせ

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。銀行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認など、次のような対応をさせていただきます場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## お客さまへのお願い事項

- ✓ 追加のご確認をさせていただくお取引や、確認方法、確認内容は銀行によって異なる場合があります。
- ✓ 追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- ✓ 特定の国に居住・所在している方等とお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に、従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。
- ✓ お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、銀行の窓口や郵便等により再度ご確認ください。また、各種質問の内容やご依頼する各種書面等は、銀行によって異なる場合があります。
- ✓ 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、ご回答の状況やお取引の内容にもとづき、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、ご回答の状況やお取引の内容および預金規定等にもとづき、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。
- ✓ 詳しいことは、お取引銀行の窓口にお問い合わせください。また、本件に関し、お取引銀行の窓口へのお問い合わせ後もお尋ねしたいことがありましたら、下記までお問い合わせください。

### ● 全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月～金曜日（祝日および銀行休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時

### ● 金融庁 金融サービス利用者相談室

電話番号：0570-016811 または 03-5251-6811

受付時間：平日午前10時～午後5時



一般社団法人  
全国銀行協会



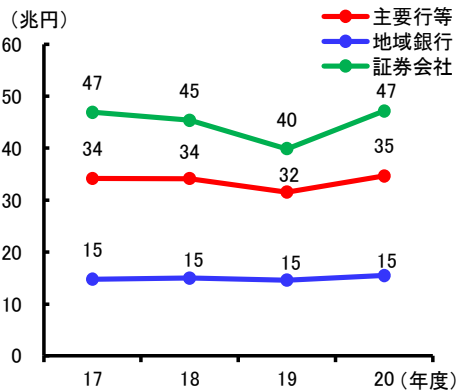
金融庁  
Financial Services Agency

# 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について 概要 (別紙3)

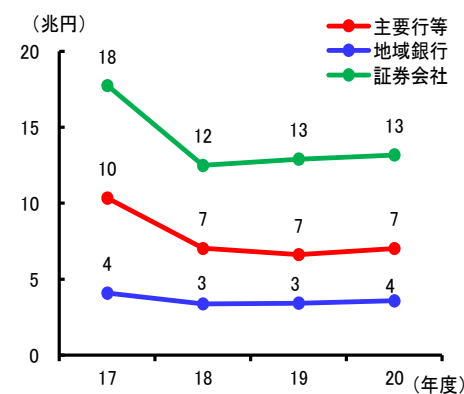
## リスク性金融商品販売の状況

- **リスク性金融商品の預り資産残高及び販売額の推移**：各業態とも、足下残高は増加しているが、評価益の増加の影響が大きく、販売額は横ばい。
- **投資信託 (除くETF)の販売状況**
  - ✓ 販売額を上回る解約・償還額の発生、毎月分配による投資元本の減少等により、投資信託残高は伸び悩み。他方、積立については積立投資信託の保有顧客数及び積立投資信託の販売額とも増加傾向であり、投信販売全体の1～3割を占めるまでになっている。
  - ✓ ネット系証券会社が、若年層や初心者を中心に顧客数を伸ばしており、大手証券会社等にも迫る勢い。一方、他業態は伸び悩み。
  - ✓ 日米の残高上位の投資信託の推移を比較すると、日本では上位銘柄が一定期間で多くが入れ替わっている。一方、米国では入れ替わりが少ない。
- **外貨建一時払い保険の販売状況**：主要行等・地域銀行いずれも販売額は足下減少傾向。販売における外貨建比率は、地域銀行では比較的高い。

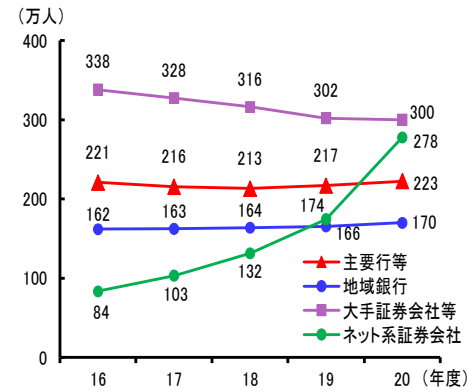
【リスク性金融商品の残高推移】



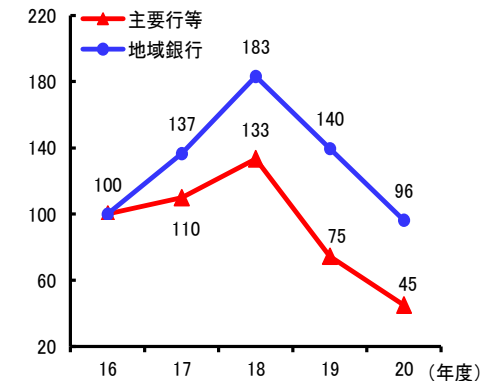
【リスク性金融商品の販売額推移】



【投資信託の保有顧客数の推移】



【外貨建一時払い保険の販売額推移 (16年度末対比)】



(注1) 残高は、有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行21行、証券会社7社(20年度は経営統合により6社)を集計  
 (注2) 販売額は、有効回答が得られた主要行等9行、地域銀行25行、証券会社7社(20年度は経営統合により6社)を集計  
 (注3) 銀行は自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース  
 (注4) リスク性金融商品とは、一時払い保険、投資信託、ファンドラップ、債券を対象としている  
 (資料) 金融庁

(注1) 主要行等9行、地域銀行26行、大手証券会社等8社(20年度は経営統合により7社)、ネット系証券会社4社を集計  
 (注2) 銀行の投資信託は、自行販売ベース  
 (注3) 対象は、年度末時点で残高のある個人顧客  
 (資料) 金融庁

(注1) 有効回答が得られた主要行等9行、地域銀行25行を集計  
 (注2) 自行販売ベース  
 (注3) 16年度末を100として指数化  
 (資料) 金融庁

## 金融庁の取組(「見える化」、重要情報提供)

- **更なる「見える化」の進展に向けた金融庁の取組**：金融審議会 市場ワーキング・グループの報告書を踏まえ、
  - ① 各事業者の取組の比較可能性を高める観点から、「原則」の内容ごとに、対応した形で取組方針等を明示している事業者のみ「金融事業者リスト」に掲載。
  - ② 今後、金融庁が公表していく好事例について、その分析に当たってのポイントを公表。
- **「重要情報シート」**：商品カテゴリーを超えた比較説明等顧客に対する説明・提案プロセスの改善を図る目的で導入。



# 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について 概要

## 顧客側の意識・行動

※ 顧客意識調査結果については、関係者の活用による更なる分析や議論の活発化に資するよう、生データを公表。

- **顧客の資産運用に関する行動**：投資経験者は、10年以上の長期的な資産運用をイメージしているものの、実際の運用では、保有商品に含み益が発生すると、短期的に売却してしまう傾向がある可能性。
- **顧客による情報収集**：資産規模・世代を問わず必要な情報はインターネットで入手する傾向が強く（特に、若者ではSNSの情報が顕著）、また、いわゆるインフルエンサーの影響が大きい。ただし、対面を中心とした銀行・証券会社の顧客においては、金融機関の営業担当から情報提供を受けていると思われる。一方、金融庁によって「見える化」された、各金融機関の顧客本位の業務運営に関する取組方針・KPIは、顧客には活用されていない。
- **金融機関と顧客との関係**：直近2～3年で金融機関の取組に変化があったとする者は1割程度。金融機関の選定理由として、証券会社は資産運用に関するサービス、銀行は既存取引の有無や立地で選ばれる傾向。

## 販売側の体制について

- **顧客本位の業務運営と事業実績**：今後、顧客本位の業務運営と業務の持続性との両立に直面する可能性。
- **リスク性金融商品の提供に関する経営戦略**：業務規模の大きな事業者においては、富裕層への対面対応に経営資源を傾斜する一方、資産形成層には非対面対応を中心に、より効率的なアプローチを目指す取組が見られる。また、一部の事業者においては、顧客ターゲットを明確化した上で、顧客ニーズに即した商品・サービスにより、差別化を図る取組も見られる。
- **提案プロセス**：提案ツールの導入は進んでいる一方で、そのツールを利用し、ライフプランに基づいた顧客への最適なポートフォリオの分析と、それに基づく長期分散投資の提案が十分に営業現場に浸透しているとはいえない状況。取扱商品の選定プロセスにおいても、ネガティブチェックや他の金融機関との比較（売れ筋を確認）を行うにとどまる先も多い。
- **フォローアップ**：新型コロナ感染症による市場変動時のフォローアップの中で、長期分散投資の効果や必要性を説明する取組は一部にとどまった。
- **業績評価**：主要行を中心に顧客本位の業務運営の浸透と経営目標を両立させるための業績評価体系を試行錯誤中。他方で、地域銀行を中心に引き続き、収益の実額による評価体系を採用する先があり、これが営業員の手数料の高い商品を選好して販売する行動を促している可能性。

## 今後、重要となる課題

- **各金融事業者の取組方針を実現するための経営戦略**：取組方針に基づく取組の中で業務の持続可能性を確保するための事業戦略についての検討（経営戦略上の位置づけ、ターゲットとする顧客ニーズ、目指すサービス内容の付加価値、サービス提供体制、人材育成やインセンティブ体系、投資戦略等）
- **長期分散提案プロセスの改善**：「重要情報シート」等を活用した適切かつ丁寧な顧客説明。ライフプランに基づいた顧客への最適なポートフォリオの分析とそれに基づく長期分散投資の提案について営業現場（インターネットを通じた販売も含む）における浸透。
- **「見える化」や情報提供の改善**：上記の点も含めた、各事業者の取組方針やKPI等の進捗状況等の情報が、顧客にとって有用で事業者選択に活用される形で提供されるよう改善の上、更なる浸透を目指す。

## 第4節 データ分析の高度化

### I データを活用した多面的な実態把握

外部から購入した企業個社データを活用し、コロナが企業・金融機関に与える影響について、収益性、健全性の観点から分析を実施した。

### II 明細データの利活用

明細データの利活用の有用性の検証については、過去に金融機関から入手した取引先債務者に係るデータ等を元に、データの正規化作業（クレンジング、定義統一、法人マイナンバーの付与等）を行うとともに、当該債務者の地理的な分布や特性の見える化等の分析を試行した。これらの取組みを通じて、金融仲介機能に関する対話の高度化の観点から明細データの利活用の有用性を検証するとともに、当該データの正規化作業の効率化に向けた検討を行った。

### III データインフラ整備

モニタリングの高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行等と連携し、以下のとおり既存の規制報告の一元化に取り組んだ。

- ① 計表の統合・廃止について、業界団体の要望対象計表の一部につき、メールによる提出からシステムによる提出への移行を決定するとともに、統計集計上の理由により対応困難等のものを除き、計表の統廃合を決定した。その他の要望対象計表についても順次検討を開始した。
- ② 提出先の一元化について、業界団体等からの要望を踏まえ、金融庁・日本銀行間のほか、業界団体等との間も含め、ファイル共有の試行を実施した。
- ③ 海外当局等に対する金融庁・日本銀行の共同ヒアリングや委託調査など、海外の先進的なデータ収集・管理の枠組みに関する基礎調査を開始した。

金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改にあたって、さらなる利便性の向上を図るため、金融機関の要望精査やモニタリング従事者との議論により、具体的な要件を整理した。



## 第5節 早期是正措置・社外流出制限措置について

### I 早期是正措置の概要及び運用

#### 1. 早期是正措置の趣旨（別紙1参照）

1998年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、いわゆる業務改善命令、業務停止命令の1形態として、予め定めた是正措置命令を発動するものである（銀行法第26条第2項等）。

また、2019年3月31日より、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等をいう。以下同じ。）にあつては、自己資本比率の補完的指標として定めるレバレッジ比率についても、一定の水準を下回る場合、是正措置命令を発動することとした。

早期是正措置には、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、などが期待される。

#### 【参考1】自己資本比率及びレバレッジ比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{リスクアセット額}} \quad \text{レバレッジ比率} = \frac{\text{T i e r 1 資本}}{\text{総エクスポージャーの額}}$$

#### 【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

	自己資本比率		レバレッジ比率	措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行 (注)	国際統一基準行のみ	
第1 区分	<b>【普通株式等 T i e r 1 比率】</b> : 4.5%未満 2.25%以上 <b>【T i e r 1 比率】</b> : 6%未満 3%以上 <b>【総自己資本比率】</b> : 8%未満 4%以上	4%未満 2%以上	3%未満 1.5%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行

第2区分	【普通株式等Tier 1比率】 :2.25%未満1.13%以上 【Tier 1比率】 :3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 :4%未満2%以上	2%未満1%以上	1.5%未満0.75%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier 1比率】 :1.13%未満0%以上 【Tier 1比率】 :1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 :2%未満0%以上	1%未満0%以上	0.75%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier 1比率】 :0%未満 【Tier 1比率】 :0%未満 【総自己資本比率】 :0%未満	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 海外営業拠点を有しない銀行等をいう。以下同じ。

## 2. 発動実績

2020 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件
保険会社	1 件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

## II 社外流出制限措置の概要及び運用

### 1. 社外流出制限措置の趣旨（別紙2参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第26条第2項等）。

#### 【参考1】資本バッファ比率の算式

$$\text{資本バッファ比率} = \frac{\text{資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

#### 【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

資本バッファの充実の状況に係る区分	資本バッファ比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ第3区分	1.25%未満	80%	
	0.625%未満	100%	
資本バッファ第4区分	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

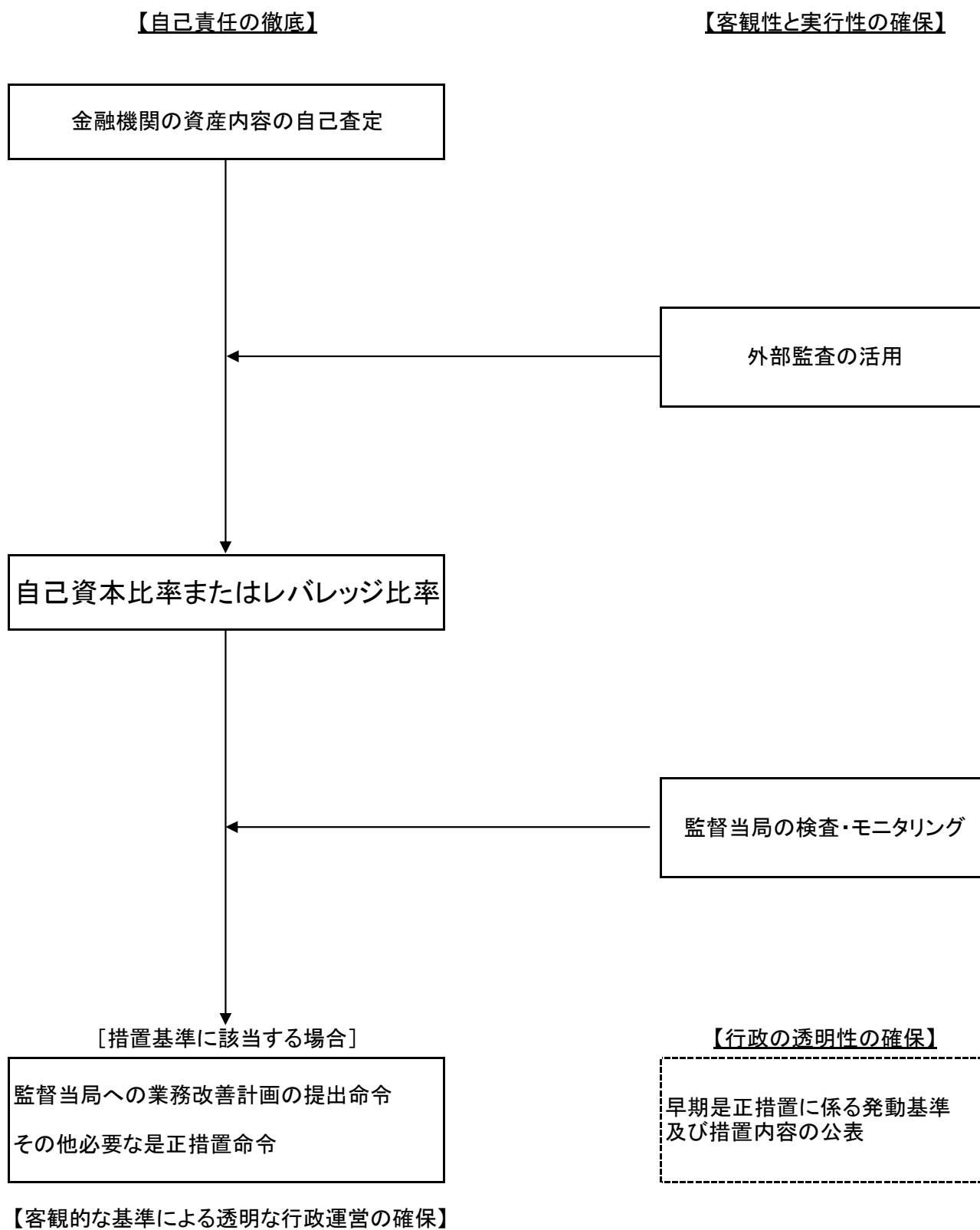
(注) 上記の数値は、資本保全バッファ2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファおよびG-SIBs/D-SIBsバッファは含ん

でない。

## 2. 発動実績

2020 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

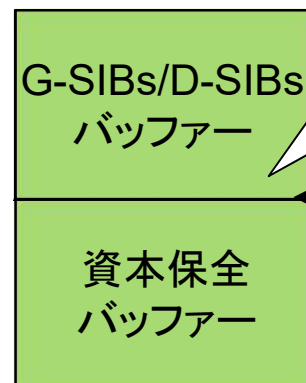
# 早期是正措置の概念図



# 「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、2021年6月時点のもの。  
また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、  
G-SIBsバッファとD-SIBsバッファのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファ	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファ	0% <small>〔金融庁長官が別に指定した場合は 別に指定した比率〕</small>
G-SIBsバッファ	1%～1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファ	0.5%～1.5% (金融庁長官が指定)



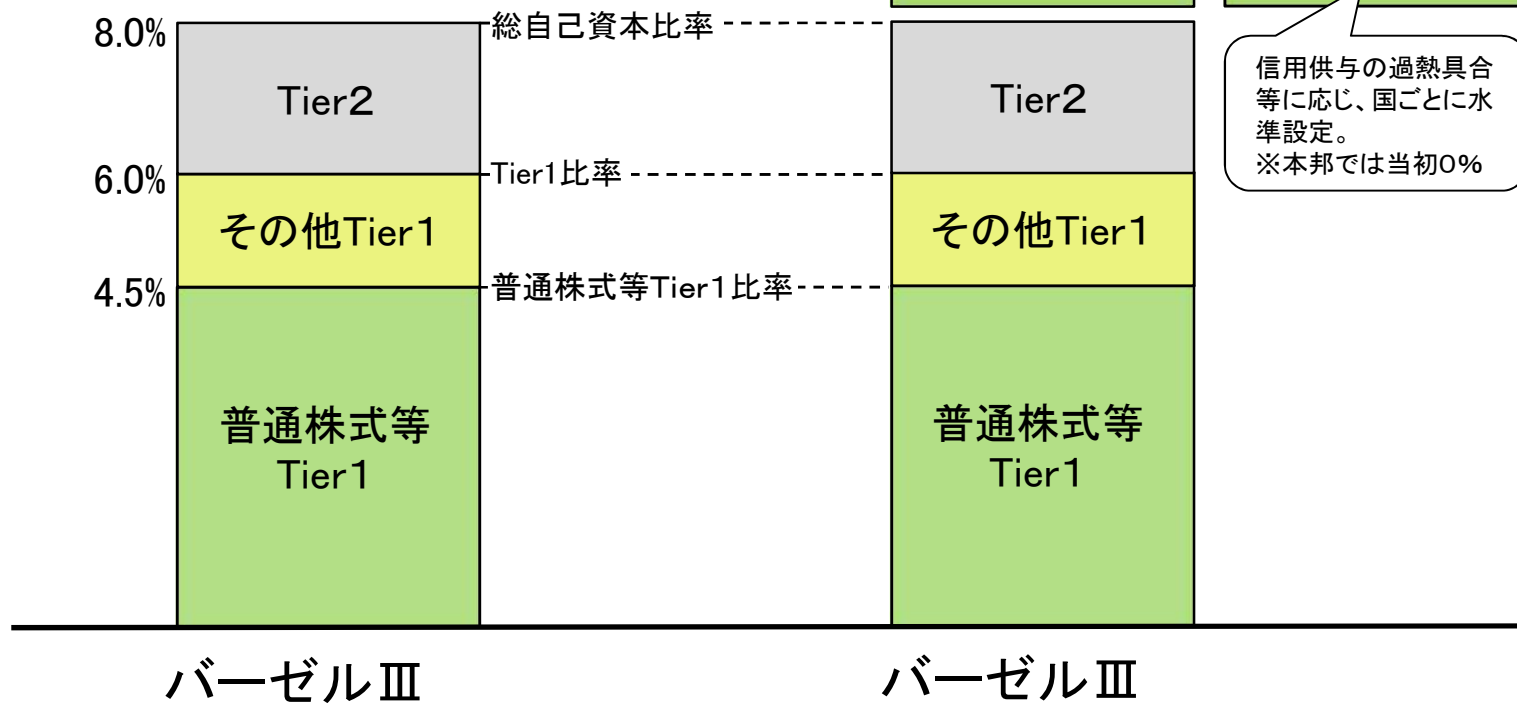
システム上の重要性  
に応じて毎年対象金  
融機関を選定し、水準  
設定。  
G-SIBsはFSB  
D-SIBsは各国当局  
がそれぞれ選定する。

カウンター・シクリカル・  
バッファ

信用供与の過熱具合  
等に応じ、国ごとに水  
準設定。  
※本邦では当初0%

資本バッファ

最低所要自己資本比率



バーゼルⅢ

バーゼルⅢ

## 第6節 金融上の行政処分について

### I 行政処分の趣旨（別紙1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

2007年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

### II 行政処分の業態別発動状況（別紙2参照）

2020事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	0件	【0件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	0件	【0件】
③ 政府系金融機関	:	0件	【0件】
④ 金融商品取引業者等	:	19件	【5件】
⑤ 保険会社等	:	2件	【1件】
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】
⑩ 暗号資産交換業者	:	1件	【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）、保険仲立人）、である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

## 金融上の行政処分について

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

### ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

#### 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的な行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係



る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で63件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分に なされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

### ○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

## 行政処分の件数(2002年4月～2020事務年度)

	2001事務年度 (2002年4月1日 ～6月30日)	2002事務年度	2003事務年度	2004事務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度	2010事務年度	2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度	2016事務年度	2017事務年度	2018事務年度	2019事務年度	2020事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	86
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	63
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	19
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
資金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	1	30
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	5	3	447
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	0	2	110
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	16	0	171
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	2	3	62
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	14
適格機関投資家等特別業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	37	32	8	11	1,253	
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	32
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	61
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	2	7
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1,185	83	62	41	22	2,632
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	24	24	18	6	1,092

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(2007年9月以前は証券仲介業者)の件数は、2004年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、2004年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、2006年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、2006年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7)前払式支払手段発行者のうち2010年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8)資金移動業者の処分件数は、2010年4月より資金決済法が施行されたため、2010年4月からの計上となっている。

(注9)暗号資産交換業者の処分件数は、2017年4月より改正資金決済法が施行されたため、2017年4月からの計上となっている。

(注10)第一種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注11)第二種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注12)投資助言・代理業者のうち2007年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注13)投資運用業者のうち2007年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

(注14)生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。

## 第7節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「実践と方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（2013年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

2021年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(2021年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行業務</li> <li>・ 農林中央金庫業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続対象信託業務</li> <li>・ 特定兼営業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命保険業務</li> <li>・ 外国生命保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害保険業務</li> <li>・ 外国損害保険業務</li> <li>・ 特定損害保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害保険業務</li> <li>・ 外国損害保険業務</li> <li>・ 特定損害保険業務</li> <li>・ 保険仲立人保険募集</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少額短期保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸金業務</li> </ul>
2011. 2. 15 (2011. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定第一種金融商品取引業務</li> </ul>

## 第8節 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

### I 意見申出制度（別紙1～2参照）

### II 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価（別紙3参照）

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」等において、検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関へのヒアリング等を通じた外部評価を実施することになっている。2020 事務年度は、「非対面でのモニタリングや情報共有」及び「日銀考査・モニタリングとの重複感」をテーマとして実施し、その結果を公表した。

## 「意見申出制度」について

### 目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフ一体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、平成30年7月以降、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大しております。

本制度は、モニタリング職員と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

### 対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

### 対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

### 意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として14日以内（期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日）を期限とします。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

### 意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙2に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙1により代表者名において総合政策局総括審議官宛に提出してください。なお、主任検査官等又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができ

ます。

### **意見相違項目の審理**

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

### **審理結果の通知**

申出項目の審理結果は、書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む）により通知します。

### **意見申出様式**

（別紙 1） 意見申出書 （PDF 版）（WORD 版）

（別紙 2） モニタリング金融機関と検査官（モニタリング職員）との認識の相違点 （PDF 版）（WORD 版）

### **お問い合わせ先**

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係  
Tel 03-3506-6000(代表)



## 意見申出実績（検査実施日ベース）

## ○ 申出機関数

（2021年6月末現在）

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
1999～2017 事務年度	23	11	2	5	2	43
2018 事務年度	0	1	0	0	0	1
2019 事務年度	0	0	0	0	0	0
2020 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	23	12	2	5	2	44

令和3年6月11日  
金融庁

**「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」  
報告書等の公表について**

金融庁では、検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）等において、モニタリングを始めとする検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしております。

これを踏まえ、今般、株式会社三菱総合研究所に委託し、金融機関へのアンケート等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

本報告書の提言を踏まえ、金融庁としては、今後、別紙 (PDF : 814KB) の改善の方向性を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上に努めてまいります。

報告書概要については別添 1 (PDF:851KB) を、報告書については別添 2 (PDF:3,216KB) をご覧下さい。

**お問い合わせ先**

金融庁 総合政策局リスク分析総括課  
Tel 03-3506-6000（代表）（内線 2199、2202）

## 第9節 金融モニタリング情報の収集について

### I 概要

金融庁及び財務（支）局では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集し、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用している。

### II 情報の収集状況

2020 事務年度の総収集件数は 417 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 194 件（46.5%）、保険会社等に関する情報が 151 件（36.2%）、暗号資産交換業者や貸金業者等に関する情報が 72 件（17.3%）であった。

なお、2019 事務年度の総収集件数は 360 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 164 件、保険会社等に関する情報が 139 件、暗号資産交換業者や貸金業者等に関する情報が 57 件であった。

## 第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 監督指針等

#### I 主要行等向けの総合的な監督指針等

##### 主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2020事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- ① 休眠預金等活用法に基づく預金保険機構の検査との連携に係る改正（2020年10月7日）

預金保険機構は、金融機関等における休眠預金等に係る資金の移管及び管理の手續等について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、立入検査を行うことができるところ、かかる検査においても、預金保険機構と連携してフォローアップを行う旨等を追加したもの（2020年10月7日より適用）。
- ② 押印・対面手續の廃止等に係る改正（2020年12月23日）

押印・対面手續の廃止等に係る所要の改正を行ったもの（2020年12月23日より適用）。
- ③ 会社法改正（2021年3月1日施行分）に係る改正（2021年2月3日）

改正会社法及び会社法整備法の施行（1年3月以内施行及び1年6月以内施行）等に伴う所要の改正を行ったもの（2021年3月1日より適用）。
- ④ 銀行口座から資金移動業者アカウントへの不正出金事案に係る改正（2021年2月26日）

悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等をもとに当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージすることで不正な出金を行う事象が複数発生したことを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2021年2月26日より適用）。
- ⑤ 流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正（2021年3月31日）

2014年10月「バーゼルⅢ安定調達比率」、2015年6月「安定調達比率の開示基準」等がバーゼル銀行監督委員会から公表されたことを踏まえ、安定調達比率に係る計算方法及び開示方法に関する告示等の一部改正が2021年3月31日

に行われたところ、かかる改正に伴う所要の改正を行ったもの（2021年9月30日より適用）。

⑥ 立入検査の基本的手続の一部改正（2021年6月11日）

2020年11月に設置した「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」等での検討を踏まえ、金融機関の負担軽減とより質の高いモニタリングを実施する観点から、日本銀行との更なる連携強化に向けた所要の改正を行ったもの（2021年6月11日より適用）。

⑦ 押印・対面手続の廃止等に係る改正（2021年6月30日）

押印・対面手続の廃止等に係る所要の改正を行ったもの（2021年6月30日より適用）。

## II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

### 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2020事務年度の改正内容は、上記のI 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の①から⑦である。これに加え、以下の改正を行っている。

● 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正（2020年8月7日）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、資本参加の決定に当たっての審査の留意事項、監督上の措置等を規定したもの（2020年8月14日より適用）。

● 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の制定に伴う改正（2020年11月27日）

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の制定に伴い所要の改正を行ったもの（2020年11月27日より適用）。

● 地域金融機関の営業現場の業務における新型コロナウイルス感染症の影響による新たな日常への適応と生産性向上等を進める観点からの改正（2021年4月30日）

金融仲介機能の発揮に関して、組織・地域を超えて他の金融機関職員等との

間で知見・ノウハウを共有することも、営業職員の能力向上等の一つの方策になりうること及びITガバナンスに関して、ニューノーマルの下では、地域金融機関においても、金融機関内や顧客等との連絡手段として電子メール等の情報通信基盤の整備が不可欠になることを規定したもの（2021年4月30日より適用）。（別紙参照）

「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」令和3年7月8日公表より抜粋

### ③ 地域金融機関の ICT 環境整備に向けた動き

事業者支援ノウハウ共有サイトの創設準備を進める中、いくつかの地域金融機関からは、職場からインターネットへ接続する環境がない、そもそもメールアドレスが個人に付与されていないといった声が聞かれた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、顧客とのコミュニケーション手段に限られる中、対面のみならず、非対面によるオンライン面談や電子メール等の活用ニーズも高まった。

そこで、2020年12月、地域金融機関におけるICT（情報通信技術）環境の整備状況についての実態を把握するため、地域金融機関に対し、アンケート調査<sup>1</sup>を実施した。以下、アンケート調査の結果を紹介する。

#### (ア) 営業店<sup>2</sup>の業務用端末での取引先とのオンライン会議環境に関する整備状況

66%（324 機関）の地域金融機関が、すでに営業店におけるオンライン会議を導入している、又は、導入を検討中としており、取引先とのオンライン会議を可能とする環境の整備が進んでいる様子が窺われる。

#### (イ) 営業店の営業担当者をカバーするインターネット接続端末の整備状況

47%（230 機関）の地域金融機関では、営業担当者数をカバーする数のインターネット接続端末を整備している結果となった。

#### (ウ) 営業店の営業担当者数をカバーするメールアドレスの保有状況

10%（51 機関）の地域金融機関では、営業担当者数をカバーする数のメールアドレスを整備している結果となった。

#### (エ) 積極的な取組事例

アンケート調査では、顧客とのコミュニケーション手段の多様化に向けて、積極的に環境整備を進める事例も見られた。以下、協同組織金融機関における事例を紹介する。

- ・ 金融機関の SNS 公式アカウントを開設し、地域で開催されるイベントやお祭り、商店で利用できるクーポンやお得な情報を配信するほか、相続に関する相談窓口を設ける等、顧客との新たな接点として活用
- ・ 営業担当者全員にスマートフォンを支給し、SNS を電話・ファックス以外の新たな通信手段として、顧客向けの連絡や補助金等の情報提供に利用するほか、グループチャットで顧客同士の意見交換の場を設け、新たなコミュニケーションツールとして活用

<sup>1</sup> 全国 499 の地域金融機関（2020 年 12 月アンケート調査実施時点）を対象に実施し、496 機関（回収率 99%）から回答を得た。

<sup>2</sup> 「営業店」とは、支店及び出張所（但し、無人出張所は除く）をいい、本部を除く。また、店舗数 1 店舗のみで本部（本店）と営業店が一体運営されている金融機関も含む。営業業務を廃止している等により、同業務が存在しないと回答した金融機関（5 機関）を除く。

## 第2節 預金取扱等金融機関の概況

### I 主要行等の2020年度決算概況（別紙1参照）

### II 地域銀行の2020年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2020年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、与信関係費用の増加や債券等関係損益の減少があったものの、経費の減少及び株式等関係損益の増加等が寄与し、前年同期比181億円増益の7,082億円となった。
- ② 不良債権額は前年同期比0.5兆円増加の5.3兆円、不良債権比率も前年同期比0.08%pt増加の1.78%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.79%pt上昇の14.28%、Tier1比率及び普通株式等Tier1比率は、いずれも前年同期比0.75%pt上昇の13.48%となった。  
国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.18%pt上昇の9.70%となった。

### III 再編等の状況

#### 1. 銀行業の免許（別紙3参照）

#### 2. 主要行等の再編等

2020年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

#### 3. 地域銀行の再編等（別紙4～7参照）

2020年7月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

##### 株式会社親和銀行、株式会社十八銀行

（内容）2020年10月1日に合併

合併後の銀行名：株式会社十八親和銀行

##### 株式会社広島銀行

（内容）2020年10月1日に銀行を子会社とする持株会社を設立

設立後の名称：株式会社ひろぎんホールディングス

##### 株式会社第四銀行、株式会社北越銀行

（内容）2021年1月1日に合併

合併後の銀行名：株式会社第四北越銀行



株式会社三重銀行、株式会社第三銀行  
(内容) 2021年5月1日に合併  
合併後の銀行名：株式会社三十三銀行

#### 4. 外国銀行の参入

2020年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない(2021年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は55行)。

#### 5. 外国銀行の退出

2020年7月以降、銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

### IV 不良債権処理等の推移

#### 1. 不良債権の概念(別紙8~9参照)

##### (1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については1999年3月期より、地域銀行については1999年9月期より、協同組織金融機関については2000年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

##### (2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分(破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会(SEC)と同様の基準に基づくものであり、1998年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、1999年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙10～17参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：%、兆円)	2002年 3月期		2019年 9月期	2020年 3月期	2020年 9月期	2021年 3月期
不良債権比率	8.4		1.1	1.1	1.1	1.2
総与信	512.1		613.3	629.6	643.9	650.1
金融再生法 開示債権	43.2		6.8	6.8	7.4	7.9
破産更生 債権	7.4		1.2	1.2	1.3	1.3
危険債権	19.3		4.1	4.0	4.3	4.6
要管理 債権	16.5		1.5	1.6	1.8	2.0
正常債権	468.9		606.5	622.8	636.5	642.1

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位：兆円)

2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
10.0	9.0	8.2	7.6	6.6	6.5	6.7	7.8

3. 不良債権問題への取組み（別紙18～19参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、2001年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、2002年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を2004年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、

自己査定の実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、2005年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、2005年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

## V 預金保険料率の変更

2021年度の預金保険料率については、預金保険機構の運営委員会において、預金保険機構実効料率は0.031%（現行比▲0.002%）にすることとし、この実効料率を基に、決済用預金と一般預金等の金額割合を踏まえて、それぞれの保険料率に割り付けた結果、決済用預金に係る保険料率を0.042%（現行比▲0.003%）、一般預金等に係る保険料率を0.029%（現行比▲0.002%）に変更することが議決された。

これを受け、預金保険機構より、決済用預金に係る保険料率を0.042%（現行比▲0.003%）、一般預金等に係る保険料率を0.029%（現行比▲0.002%）に変更する認可申請がなされ、2021年3月31日、預金保険法に基づき、これを認可した。

(注) 預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」（「預金保険料率に関する検討会」報告書（2015年1月30日公表））を踏まえ、2021年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としている。

## 主要行等の令和3年3月期決算の概要

### 1. 損益の状況（グループ連結ベース）

○ 令和3年3月期は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う与信関係費用の増加があったものの、一部大手銀行グループにおいて前期に計上した特別損失が剥落したことなどにより、当期純利益は前期に比べ+1.5%の増加。

（単位：億円）

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期	前年比
連結業務粗利益	100,209	105,022	106,412	1,390
資金利益	47,718	46,743	49,618	2,875
役務取引等利益	34,982	35,521	36,036	514
その他業務利益	6,893	10,064	8,254	▲1,810
うち債券等関係損益*	▲588	7,448	1,887	▲5,561
経費	▲68,356	▲69,708	▲69,509	199
連結業務純益	32,915	35,952	37,638	1,686
コア業務純益*		13,534	19,947	6,413
コア業務純益*（除く投資信託解約損益）		13,229	19,692	6,464
与信関係費用**	▲1,702	▲6,830	▲11,789	▲4,960
株式等関係損益	5,404	3,046	2,407	▲639
親会社株主に帰属する当期純利益	21,334	20,697	21,016	319

\*債券等関係損益、コア業務純益については銀行単体ベース。\*\*与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期
貸出金（末残）***	305.2兆円	314.7兆円	319.1兆円

\*\*\*貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

### 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権額は令和2年3月期に比べ増加、不良債権比率は上昇。

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期
不良債権額	2.0兆円	2.1兆円	2.6兆円
不良債権比率	0.58%	0.59%	0.75%

### 3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率は令和2年3月期に比べ低下、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は上昇。

○ 国内基準行の自己資本比率は、令和2年3月期に比べ上昇。

（国際統一基準行：4グループ）

（国内基準行：3グループ）

	R2年3月期	R3年3月期
総自己資本比率	17.00%	16.98%
Tier1比率	14.60%	14.78%
普通株式等Tier1比率	12.77%	13.05%

	R2年3月期	R3年3月期
自己資本比率	11.04%	11.43%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。

（注2）グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

（注3）銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

## 地域銀行の令和3年3月期決算の概要

### 1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 令和3年3月期の当期純利益は、与信関係費用の増加や債券等関係損益の減少があったものの、経費の減少や株式等関係損益の増加等により、前年同期に比べ、2.6%の増益。

(単位：億円)

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期	前年同期比
業務粗利益	42,233	42,480	41,692	▲ 788
資金利益	37,201	36,172	36,473	301
役員取引等利益	5,281	5,233	5,458	225
その他業務利益		1,032	▲ 283	▲ 1,315
うち、債券等関係損益	▲ 332	832	▲ 854	▲ 1,686
経費	▲ 30,011	▲ 29,728	▲ 29,361	367
実質業務純益	12,221	12,751	12,330	▲ 421
コア業務純益		11,919	13,184	1,265
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)		11,113	12,167	1,054
与信関係費用(※)	▲ 3,473	▲ 3,583	▲ 4,472	▲ 889
株式等関係損益	2,485	749	2,378	1,629
当期純利益	7,686	6,901	7,082	181

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期
貸出金（末残）	269.3兆円	277.7兆円	291.9兆円

### 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額はR2年3月期に比べ増加し、不良債権比率も上昇。

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期
不良債権額	4.8兆円	4.8兆円	5.3兆円
不良債権比率	1.74%	1.70%	1.78%

### 3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、国内基準行の自己資本比率は、いずれもR2年3月期に比べ上昇。

(国際統一基準行：11行)

(国内基準行：R2年3月期 92行、R3年3月期 90行)

	R2年3月期	R3年3月期
総自己資本比率	13.28%	14.07%
Tier1比率	12.73%	13.48%
普通株式等Tier1比率	12.73%	13.48%

	R2年3月期	R3年3月期
自己資本比率	9.52%	9.70%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) H31年3月期の集計対象は105行(地方銀行64行、第二地方銀行40行及び埼玉りそな銀行)

R2年3月期の集計対象は103行(地方銀行64行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

R3年3月期の集計対象は101行(地方銀行62行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

令和2年12月22日  
金融庁

## 銀行業の免許について

本日、株式会社みんなの銀行に対し、銀行法第4条第1項の規定に基づく銀行業の免許を付与しました。

(参考) 銀行の概要

1. 商 号 : 株式会社みんなの銀行
2. 本店所在地 : 福岡県福岡市中央区西中洲6番27号
3. 資本金 : 165億円
4. 株 主 : 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ (100%)
5. 代 表 者 : 代表取締役頭取 横田 浩二  
代表取締役副頭取 永吉 健一

### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第一課 (内線 3717、3397)

---

令和2年9月30日  
金融庁

## 銀行の合併認可について

本日、株式会社親和銀行と株式会社十八銀行に対し、銀行法第30条第1項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

### (参考)合併後の銀行の概要

1. 商号：株式会社十八親和銀行
2. 本店所在地：長崎県長崎市銅座町1番11号
3. 代表者：代表取締役会長 吉澤 俊介  
代表取締役頭取 森 拓二郎  
代表取締役副頭取 荒木 英二
4. 資本金：368億円
5. 合併予定日：令和2年10月1日

### お問い合わせ先

福岡財務支局 Tel:092-411-5081  
金融監督第一課

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線：3320、3366)

令和2年9月11日  
金 融 庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社広島銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社ひろぎんホールディングス」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社ひろぎんホールディングス
2. 本店所在地 : 広島県広島市南区西蟹屋一丁目1番7号
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 池田 晃治  
代表取締役社長 部谷 俊雄
4. 資 本 金 : 600 億円
5. 役職員数(予定) : 194 名
5. 設 立 予 定 日 : 令和2年10月1日

### お問い合わせ先

中国財務局 Tel : 082-221-9221 (代表)  
理財部金融監督第一課  
(内線 : 3455)

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 : 3681)



令和2年12月24日  
金 融 庁

## 銀行の合併認可について

本日、株式会社第四銀行と株式会社北越銀行に対し、銀行法第30条第1項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

### (参考) 合併後の銀行の概要

1. 商 号 : 株式会社第四北越銀行
2. 本店所在地 : 新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1
3. 代 表 者 : 取締役会長 佐藤 勝弥  
取締役頭取 並木 富士雄  
取締役副頭取 長谷川 聡
4. 資 本 金 : 327 億円
5. 合 併 予 定 日 : 令和3年1月1日

### お問い合わせ先

関東財務局 Tel : 048-600-1127  
理財部金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 : 3222、3681)

---

令和3年4月26日  
金 融 庁

## 銀行の合併認可について

本日、株式会社三重銀行と株式会社第三銀行に対し、銀行法第30条第1項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

### (参考)合併後の銀行の概要

1. 商 号：株式会社三十三銀行
2. 本店所在地：三重県四日市市西新地7番8号
3. 代 表 者：取締役会長 岩間 弘  
取締役頭取 渡辺 三憲
4. 資 本 金：374 億円
5. 合併予定日：令和3年5月1日

### お問い合わせ先

東海財務局 Tel:052-951-2493  
理財部金融監督第一課

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線:3365、3816)

## リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。

## リスク管理債権及び再生法開示債権の関係

リスク管理債権	再生法開示債権
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む
<p align="center"><b>破綻先債権</b></p> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<p align="center"><b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b></p> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
<p align="center"><b>延滞債権</b></p> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	
<p align="center"><b>3カ月以上延滞債権</b></p> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<p align="center"><b>危険債権</b></p> 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
<p align="center"><b>貸出条件緩和債権</b></p> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）	<p align="center"><b>要管理債権</b></p> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

令和 3 年 9 月 8 日  
 金融庁

## 令和 3 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### 1. 金融再生法開示債権の状況

令和 3 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 7.9 兆円であり、令和 2 年 3 月期の 6.8 兆円と比べ 1.1 兆円の増加となっています。

（参考）令和 3 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+1.1
うち 要管理債権	+0.4
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.9
危険債権以下からの上方遷移	+0.0
(債務者の業況改善+0.0 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.9)
[減少要因] 正常債権化	▲0.3
(債務者の業況改善▲0.2 再建計画の策定等▲0.1)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.2
返済等 (*)	+0.0
	(減少要因計 ▲0.5)
うち 危険債権以下	+0.7
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.7
要管理債権からの下方遷移	+0.2
	(増加要因計 +1.9)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲1.2
(債権流動化等▲0.9、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.3)	
	(減少要因計 ▲1.2)

\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

令和 3 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.7 兆円であり、令和 2 年 3 月期の 1.5 兆円と比べ 0.2 兆円の増加となっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

令和 3 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、令和 2 年 3 月期の 0.7 兆円と比べて 0.5 兆円悪化し、1.2 兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課監督調査室

(内線 2688、3278)

(表 1) 金融再生法開示債権等の推移

(Excel) (PDF : 356KB)

(表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(Excel) (PDF : 142KB)

(表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(Excel) (PDF : 37KB)

(表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移

(Excel) (PDF : 27KB)

(表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)

(Excel) (PDF : 49KB)

(表 6) リスク管理債権額等の推移

(Excel) (PDF : 507KB)

(表 7) 自己査定による債務者区分の推移

(Excel) (PDF : 37KB)







		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	31年9月期	32年3月期	32年9月期	33年3月期	33年9月期				
2024年3月期	当座引当額	955,590	945,270	927,430	900,880		922,330	908,780	897,650	821,620	824,700	914,530	915,770	916,290	934,060	946,470	982,650	1,046,860	1,078,190	1,112,830	1,144,560	1,212,120																				
2024年3月期	貸倒引当額(債権)	92,350	91,880	90,580	89,780		61,900	57,550	56,830	51,640	50,820	50,930	53,830	53,720	50,990	47,950	43,980	40,840	37,880	35,880	34,780	38,220																				
	貸倒引当額(債務)	29,920	29,550	28,580	22,350		19,450	18,320	17,800	18,640	18,670	16,670	15,640	14,330	13,160	10,820	9,780	8,570	8,140	7,850	8,310	7,650																				
	貸倒準備引当額	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100	28,170	28,780	27,130	27,790	29,790	32,980	33,140	31,530	27,070	25,200	23,770	22,180	21,760	22,180	25,170																				
	貸倒準備引当額(債権)	26,480	26,950	19,900	16,390		13,350	11,060	10,840	4,850	4,150	4,510	5,010	5,000	4,670	4,560	4,180	3,790	3,570	3,340	3,290	3,400																				
	貸倒準備引当額(債務)	883,240	853,530	847,320	838,290		840,380	849,210	850,980	874,040	874,040	863,560	863,560	862,520	868,520	898,460	938,840	1,006,020	1,040,270	1,040,270	1,071,180	1,109,660	1,175,840																			
	貸倒準備引当額(債権)	9.7	9.3	8.6	7.7		6.9	6.2	6.0	5.6	5.5	5.9	6.3	6.3	5.5	5.1	4.5	3.9	3.5	3.2	3.0	3.0																				
	貸倒準備引当額(債務)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4	0.5	0.4	0.8	0.8	0.4	0.3	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2																				
	貸倒準備引当額(債権)	0.8	0.8	1.1	1.2		1.3	1.3	1.2	0.1	0.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7																				
	2024年3月期	貸倒準備引当額(債務)	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650	702,740	704,580	712,600	712,250	697,100	698,050	697,260	710,240	722,710	746,290	777,030	784,660	784,660	817,820	874,340																			
		貸倒準備引当額(債権)	75,930	74,170	65,210	56,610		49,920	45,980	45,150	41,460	41,160	41,720	44,170	44,330	42,310	39,640	36,300	33,500	31,340	29,660	28,880	30,240																			
貸倒準備引当額(債務)		23,980	23,500	21,000	17,980		14,980	14,040	13,220	13,030	14,000	12,610	11,940	10,770	9,970	9,040	8,040	7,360	6,800	6,410	6,380	6,410																				
貸倒準備引当額(債権)		30,950	30,210	28,270	28,570		24,550	23,550	24,310	23,820	25,300	25,300	25,400	29,130	28,780	27,170	25,110	23,910	21,890	20,610	20,070	21,770																				
貸倒準備引当額(債務)		21,510	20,460	18,830	12,980		10,450	8,990	7,940	3,500	3,050	3,380	3,810	3,830	3,560	3,440	3,160	2,820	2,650	2,460	2,460	2,470																				
貸倒準備引当額(債権)		674,250	676,800	662,850	652,070		649,710	658,760	659,400	671,120	671,160	655,380	653,850	652,990	667,920	685,040	709,980	743,510	753,290	753,290	786,640	788,910	844,070																			
貸倒準備引当額(債務)		10.1	9.9	9.0	8.0		7.1	6.5	6.4	5.8	5.8	6.0	6.2	6.4	6.0	5.5	4.8	4.3	4.2	4.2	3.7	3.5																				
貸倒準備引当額(債権)		118,580	104,270	100,190	99,670		100,250	99,920	99,010	98,970	98,440	100,440	98,610	99,610	101,120	103,480	112,490	138,270	147,910	154,730	159,080	171,620																				
貸倒準備引当額(債務)		15,100	15,860	13,350	11,830		10,710	10,340	10,180	8,900	8,110	8,030	8,570	8,360	7,740	7,440	6,880	6,360	5,770	5,230	5,080	5,140																				
貸倒準備引当額(債権)		9,980	9,700	8,170	4,490		3,950	3,840	4,820	4,820	4,170	3,890	3,440	3,340	2,980	2,630	2,400	2,220	2,060	1,900	1,880	1,980																				
貸倒準備引当額(債務)	4,580	4,960	4,830	4,050		3,990	3,890	3,770	3,220	3,220	3,540	3,820	3,940	3,710	3,750	3,630	3,510	3,220	3,070	2,850	2,850																					
貸倒準備引当額(債権)	4,760	5,230	3,850	3,280		2,760	2,540	2,400	990	1,040	1,110	1,080	1,080	1,050	970	920	890	820	850	910																						
貸倒準備引当額(債務)	103,480	88,270	88,840	87,840		89,520	89,570	88,800	90,050	90,310	92,390	90,220	91,240	93,360	96,010	105,590	131,910	142,120	149,470	159,070	166,460																					
貸倒準備引当額(債権)	12.7	15.3	15.3	11.9		10.7	10.3	10.3	9.0	8.2	8.0	8.5	8.4	7.7	7.2	6.1	4.8	3.9	3.4	3.0																						
貸倒準備引当額(債務)	6,076,350	5,891,090	5,402,460	5,389,350		5,477,050	5,633,340	5,724,020	5,808,990	5,707,510	5,864,980	5,782,000	6,005,000	6,238,450	6,513,930	6,679,640	6,904,490	7,031,150	7,237,620	7,440,610	7,712,730																					
貸倒準備引当額(債権)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,820	170,880	170,880	171,220	167,820	166,280	171,860	172,740	153,190	139,370	127,780	117,870	104,630	102,950	115,440																						
貸倒準備引当額(債務)	103,960	87,020	70,090	58,080		43,030	38,990	40,570	40,570	47,420	40,570	35,630	32,820	27,110	24,310	23,370	21,760	20,330	20,500	20,180																						
貸倒準備引当額(債権)	229,120	186,200	148,480	119,400		92,340	88,700	86,100	91,470	95,070	96,220	104,750	107,130	98,700	88,680	81,430	72,200	65,250	65,470	63,000																						
貸倒準備引当額(債務)	191,340	191,840	150,440	74,990		60,250	49,600	46,610	29,490	25,330	29,490	31,480	32,900	28,990	23,890	22,880	23,910	19,980	16,690	19,710																						
貸倒準備引当額(債権)	5,551,330	5,245,940	5,108,430	5,120,280		5,281,410	5,458,030	5,553,290	5,737,720	5,539,650	5,498,630	5,610,110	5,832,210	6,083,220	6,374,500	6,551,330	6,788,590	6,926,270	7,134,590	7,337,290	7,597,210																					
貸倒準備引当額(債務)	3.6	7.8	6.3	4.6		3.6	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	2.5	1.7	1.9	1.5	1.4	1.4	1.5																						
貸倒準備引当額(債権)	10.6	7.4	6.0	3.4		0.8	1.5	1.4	3.9	3.9	1.3	0.9	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3																							
貸倒準備引当額(債務)	6.8	7.0	7.0	7.1		7.1	6.1	6.1	5.9	5.8	6.1	5.9	6.0	5.7	6.1	5.7	4.7	4.7	4.7	4.7																						

[注] 1. 貸倒引当額は、不良債権比率及び貸倒準備引当額については貸倒引当額、不良債権比率については%で表示、その他については貸倒引当額を5入し、10倍引当額にまとめる。

2. 1. 1)とは毎期3月期決算の貸倒準備引当額。

3. 不良債権の数は、14年3月期は日本興業銀行を、18年4月～普通銀行へ転換した新主銀行及び18年4月～普通銀行へ転換したおそら銀行を含む。

4. 主要行の数は、親親と親親の合計。

5. 地域銀行の数は、14年3月期は親親と親親を含む。

6. 全国銀行の数は、親親+近畿圏+東北及び関東圏を合計したもの。

7. 強化合資会社数については、全部親及び協同親会社数を用いたもの(強化合資会社がない)。ただし、不良債権比率及び貸倒準備引当額については、強化合資会社を含む。

8. 一時的銀行については、親親と親親及び協同親会社の数を含む。

9. 不良債権比率及び貸倒準備引当額については3月期(前年3月期)の3月期は過期の数。

10. 18年9月期～22年3月期の数はについては、業績修正を行った銀行があるため、過去の当行の数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(別紙12)

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 1.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 1.1	
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.4	
〔増減要因〕 債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.6	+ 0.9	
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1	+ 0.0	
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.2	+ 0.7	
〔増減要因〕 債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.0	+ 1.5	+ 1.1	+ 1.7	
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.2	
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.2	

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 3年3月期時点の対象金融機関数は110行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

\* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

\*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(別紙13)

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	( 91.0)	( 91.1)	( 92.1)	( 91.5)	( 90.3)	( 87.9)	( 90.6)	( 94.4)	( 94.4)	( 80.6)	( 85.4)	( 93.6)	( 90.5)	( 91.8)	( 85.8)		
引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		
	(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	( 9.0)	( 8.9)	( 7.9)	( 8.5)	( 9.7)	(12.1)	( 9.4)	( 5.6)	( 5.6)	(19.4)	(14.6)	( 6.4)	( 9.5)	( 8.2)	(14.2)		
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.1	1.2	1.1	1.3	
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1	0.9	1.0	0.9	1.1	
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	( 85.0)	( 86.9)	( 81.3)	( 84.9)	( 82.0)	( 82.9)	( 83.7)	( 85.5)	( 85.0)	( 82.9)	( 82.6)	( 81.3)	( 82.9)	( 82.4)		
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(54.7)	( 42.2)	( 52.9)	( 48.1)	( 50.8)	( 55.3)	( 54.6)	( 54.1)	( 54.9)	( 57.2)	( 50.5)	( 55.6)	( 54.8)	( 47.2)	( 51.4)	( 50.3)		
引当	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4		
	(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	( 42.8)	( 34.1)	( 33.2)	( 34.1)	( 27.5)	( 27.3)	( 28.9)	( 28.8)	( 28.3)	( 34.5)	( 27.3)	( 27.8)	( 34.2)	( 31.4)	( 32.1)		
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9	
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8	0.5	0.3	0.3	0.5	
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	( 63.4)	( 56.4)	( 56.1)	( 59.6)	( 64.6)	( 69.7)	( 71.1)	( 67.6)	( 65.2)	( 69.4)	( 69.9)	( 66.1)	( 61.8)	( 55.0)	( 56.8)	
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.2	0.3	
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	( 38.4)	( 28.4)	( 29.8)	( 36.2)	( 41.0)	( 46.3)	( 48.0)	( 46.7)	( 39.8)	( 45.9)	( 39.3)	( 37.4)	( 42.5)	( 34.0)	( 36.6)		
引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2		
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	( 25.0)	( 27.9)	( 26.3)	( 23.5)	( 23.6)	( 23.4)	( 23.2)	( 20.9)	( 25.4)	( 23.9)	( 30.6)	( 28.7)	( 19.3)	( 21.0)	( 20.2)		
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.0	2.0	2.6	
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3	1.7	1.6	1.5	2.0	
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	( 77.1)	( 75.0)	( 79.3)	( 81.1)	( 79.0)	( 79.9)	( 80.8)	( 79.7)	( 78.5)	( 82.1)	( 79.6)	( 78.9)	( 79.2)	( 76.5)	( 75.5)	
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5	1.2	1.0	1.0	1.3	
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	( 45.4)	( 46.6)	( 53.6)	( 54.1)	( 55.2)	( 55.5)	( 56.0)	( 55.5)	( 53.3)	( 52.8)	( 52.6)	( 53.7)	( 52.0)	( 51.5)	( 50.1)		
引当	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	0.7		
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	( 31.7)	( 28.4)	( 25.7)	( 27.0)	( 23.9)	( 24.5)	( 24.8)	( 24.1)	( 25.2)	( 29.3)	( 27.0)	( 25.1)	( 27.2)	( 25.0)	( 25.4)		

地域銀行

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	
	保全額	3.9 (100.0)	3.5 (100.0)	2.9 (100.0)	2.2 (100.0)	1.8 (100.0)	1.7 (100.0)	1.6 (100.0)	2.2 (100.0)	1.9 (100.0)	1.7 ( 99.9)	1.5 ( 99.9)	1.3 (100.0)	1.1 (100.0)	1.0 (100.0)	0.9 (100.0)	0.8 (100.0)	0.8 ( 99.9)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)
	担保・保証等	2.4 (63.0)	2.3 (64.1)	1.8 (62.4)	1.4 (64.4)	1.2 (63.2)	1.1 ( 63.5)	1.0 ( 65.3)	1.4 ( 64.2)	1.2 ( 61.9)	1.1 ( 60.3)	0.9 ( 60.2)	0.8 ( 60.1)	0.7 ( 59.2)	0.6 ( 60.8)	0.5 ( 60.5)	0.5 ( 61.3)	0.5 ( 62.0)	0.5 ( 56.8)	0.5 ( 55.9)	0.5 ( 53.3)	0.5 ( 53.3)
	引当	1.4 (37.0)	1.3 (35.9)	1.1 (37.6)	0.8 (35.6)	0.7 (36.8)	0.6 ( 36.5)	0.5 ( 34.6)	0.8 ( 35.7)	0.7 ( 38.1)	0.7 ( 39.6)	0.6 ( 39.7)	0.5 ( 39.8)	0.5 ( 40.8)	0.4 ( 39.2)	0.3 ( 39.5)	0.3 ( 38.7)	0.3 ( 37.9)	0.4 ( 43.2)	0.4 ( 44.1)	0.4 ( 46.7)	0.4 ( 46.7)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3	
	保全額	5.4 (85.4)	5.3 (84.4)	5.0 (85.2)	4.3 (85.3)	3.8 (84.9)	3.5 ( 85.7)	3.4 ( 85.7)	3.4 ( 85.2)	3.2 ( 84.3)	3.4 ( 84.4)	3.6 ( 84.5)	3.7 ( 85.2)	3.4 ( 85.8)	3.2 ( 85.6)	2.9 ( 85.8)	2.7 ( 85.2)	2.5 ( 84.6)	2.5 ( 84.5)	2.4 ( 82.9)	2.4 ( 83.3)	2.7 ( 83.3)
	担保・保証等	3.7 (58.7)	3.5 (56.7)	3.2 (54.7)	2.8 (54.2)	2.5 (56.1)	2.4 ( 58.2)	2.4 ( 60.3)	2.5 ( 63.0)	2.4 ( 64.0)	2.6 ( 64.8)	2.8 ( 65.2)	2.8 ( 64.7)	2.6 ( 65.4)	2.4 ( 64.8)	2.2 ( 64.2)	2.0 ( 63.4)	1.9 ( 62.7)	1.8 ( 61.5)	1.7 ( 60.7)	1.7 ( 59.8)	2.0 ( 59.8)
	引当	1.7 (26.7)	1.7 (27.7)	1.8 (30.5)	1.6 (31.1)	1.3 (28.9)	1.1 ( 27.5)	1.0 ( 25.4)	0.9 ( 22.2)	0.8 ( 20.3)	0.8 ( 19.7)	0.8 ( 19.3)	0.9 ( 20.5)	0.8 ( 20.3)	0.8 ( 20.8)	0.7 ( 21.5)	0.7 ( 21.8)	0.6 ( 21.9)	0.7 ( 23.0)	0.7 ( 22.2)	0.6 ( 22.2)	0.8 ( 23.5)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	
	保全額	2.9 (64.0)	3.0 (62.4)	2.5 (60.6)	1.8 (58.6)	1.4 (57.1)	1.1 ( 55.4)	1.0 ( 52.4)	0.5 ( 52.1)	0.5 ( 54.3)	0.5 ( 54.8)	0.6 ( 53.4)	0.6 ( 54.6)	0.6 ( 54.4)	0.5 ( 54.2)	0.5 ( 53.4)	0.4 ( 52.6)	0.4 ( 51.6)	0.5 ( 51.2)	0.5 ( 51.5)	0.5 ( 51.5)	0.5 ( 49.2)
	担保・保証等	2.4 (51.0)	2.3 (47.4)	1.7 (42.8)	1.2 (38.8)	0.9 (37.9)	0.8 ( 36.4)	0.7 ( 34.5)	0.4 ( 35.9)	0.4 ( 38.8)	0.4 ( 40.6)	0.4 ( 38.2)	0.5 ( 39.1)	0.4 ( 38.5)	0.4 ( 39.0)	0.3 ( 38.3)	0.3 ( 38.0)	0.3 ( 37.9)	0.3 ( 34.5)	0.3 ( 34.5)	0.3 ( 34.1)	0.4 ( 33.4)
	引当	0.6 (12.9)	0.7 (14.9)	0.7 (17.8)	0.6 (19.8)	0.5 (19.2)	0.4 ( 19.0)	0.4 ( 17.9)	0.2 ( 16.2)	0.1 ( 15.5)	0.1 ( 14.4)	0.2 ( 15.1)	0.2 ( 15.5)	0.2 ( 15.9)	0.2 ( 15.1)	0.2 ( 15.2)	0.1 ( 14.6)	0.1 ( 13.7)	0.1 ( 16.6)	0.1 ( 17.4)	0.2 ( 17.4)	0.2 ( 15.8)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3	
	保全額	12.2 (82.4)	11.8 (80.8)	10.3 (80.7)	8.3 (80.4)	7.0 (80.4)	6.3 ( 80.7)	6.0 ( 80.0)	6.1 ( 85.2)	5.7 ( 84.7)	5.6 ( 84.2)	5.7 ( 82.6)	5.6 ( 82.8)	5.1 ( 82.7)	4.6 ( 82.4)	4.3 ( 82.5)	4.0 ( 82.2)	3.7 ( 81.8)	3.9 ( 81.3)	3.8 ( 79.6)	4.2 ( 79.0)	4.2 ( 79.0)
	担保・保証等	8.5 (57.3)	8.1 (55.4)	6.7 (52.6)	5.4 (51.7)	4.6 (52.5)	4.2 ( 53.5)	4.1 ( 54.6)	4.3 ( 59.7)	4.0 ( 59.9)	4.0 ( 60.2)	4.1 ( 59.6)	4.0 ( 59.4)	3.7 ( 59.5)	3.4 ( 59.4)	3.1 ( 59.1)	2.8 ( 58.8)	2.6 ( 58.4)	2.6 ( 55.5)	2.6 ( 54.1)	2.6 ( 54.1)	2.8 ( 53.2)
	引当	3.7 (25.1)	3.7 (25.4)	3.6 (28.1)	3.0 (28.7)	2.4 (27.9)	2.1 ( 27.2)	1.9 ( 25.4)	1.8 ( 25.6)	1.7 ( 24.8)	1.6 ( 24.1)	1.6 ( 23.0)	1.6 ( 23.3)	1.4 ( 23.2)	1.3 ( 22.9)	1.2 ( 23.5)	1.1 ( 23.5)	1.1 ( 23.4)	1.2 ( 25.7)	1.2 ( 25.5)	1.2 ( 25.5)	1.4 ( 25.8)

全国銀行

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
これらに準ずる債権及び破産更生債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	( 99.9)	( 99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	( 99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	( 68.9)	( 71.1)	( 74.1)	( 71.7)	( 68.7)	( 67.8)	( 69.7)	( 67.5)	( 68.6)	( 66.7)	( 68.7)	( 70.9)	( 64.4)	( 64.2)	( 64.2)	( 62.5)	
	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	( 31.1)	( 28.9)	( 25.9)	( 28.2)	( 31.2)	( 32.2)	( 30.3)	( 32.5)	( 31.4)	( 33.3)	( 31.3)	( 29.1)	( 35.6)	( 35.8)	( 35.8)	( 37.5)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.0	4.6
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8	3.4	3.5	3.3	3.3	3.8
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	( 85.5)	( 86.2)	( 83.9)	( 85.1)	( 84.5)	( 84.1)	( 84.8)	( 85.4)	( 85.7)	( 85.6)	( 84.5)	( 84.1)	( 83.6)	( 83.0)	( 83.2)	
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.3	2.3	2.6
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	( 53.1)	( 58.2)	( 57.3)	( 59.6)	( 62.0)	( 61.4)	( 60.6)	( 61.6)	( 62.2)	( 59.7)	( 61.1)	( 60.6)	( 57.3)	( 57.9)	( 57.9)	( 57.0)	
	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1	0.9	1.1	1.0	1.0	1.2	
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	( 32.4)	( 27.9)	( 26.6)	( 25.5)	( 22.7)	( 22.5)	( 24.1)	( 23.8)	( 23.5)	( 25.9)	( 23.4)	( 23.5)	( 26.3)	( 25.1)	( 25.1)	( 26.2)	
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	1.6	2.0
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3	0.9	0.7	0.9	0.9	1.1
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	( 59.1)	( 54.1)	( 54.4)	( 57.3)	( 60.9)	( 62.7)	( 64.3)	( 61.6)	( 60.6)	( 61.6)	( 62.9)	( 59.2)	( 54.9)	( 52.8)	( 52.7)	
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	( 37.3)	( 31.4)	( 32.7)	( 37.1)	( 40.5)	( 42.6)	( 44.2)	( 42.7)	( 39.5)	( 42.1)	( 38.8)	( 37.6)	( 37.3)	( 34.0)	( 34.9)		
	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	( 21.9)	( 22.6)	( 21.6)	( 20.1)	( 20.4)	( 20.1)	( 20.1)	( 18.8)	( 21.1)	( 19.7)	( 24.1)	( 21.5)	( 17.5)	( 18.9)	( 17.8)		
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.8	7.9	
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3	5.4	5.4	5.4	6.2	
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	( 79.5)	( 78.3)	( 83.2)	( 83.7)	( 82.6)	( 82.0)	( 82.3)	( 81.8)	( 81.0)	( 82.5)	( 81.2)	( 80.8)	( 80.7)	( 78.8)	( 78.0)	
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4	3.8	3.7	3.6	4.1	
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	( 50.8)	( 51.9)	( 57.7)	( 58.5)	( 58.8)	( 58.3)	( 58.2)	( 58.0)	( 57.1)	( 56.8)	( 56.5)	( 56.9)	( 54.5)	( 53.3)	( 52.1)		
	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	2.0		
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	( 28.8)	( 26.4)	( 25.5)	( 25.2)	( 23.8)	( 23.7)	( 24.2)	( 23.9)	( 24.0)	( 25.6)	( 24.8)	( 23.9)	( 26.2)	( 25.5)	( 25.8)		

- (注) 1. ( )内の計数は保全率。  
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。  
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。  
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)

(別紙14)

主要行(7行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015	660	533	508	477
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651	406	361	300	289
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364	254	173	208	188
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9	162.5	147.9	169.3	165.2

地域銀行(101行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953	1,677	1,336	1,530	1,402
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055	878	721	828	801
A-B	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898	799	615	702	602
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1	190.9	185.2	184.8	175.2

全国銀行(110行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972	2,347	1,869	2,065	1,891
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709	1,291	1,082	1,149	1,097
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263	1,057	787	916	794
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9	181.8	172.8	179.7	172.4

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
 2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 4. ( )内は3年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(別紙15)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

(単位:億円)

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742 (34,607)	28,475 (19,621)	3,629 (▲2,803)	10,460 (2,729)	11,238 (4,110)	30,938 (19,119)	16,821 (9,654)	10,046 (3,912)	5,486 (2,575)	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157 (4,202)	940 (▲4,262)	▲ 3,722 (▲6,963)	5,239 (537)	2,893 (▲1,573)	15,318 (7,255)	8,028 (3,530)	5,362 (1,115)	2,212 (740)	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	37,335 (30,472)	27,536 (23,862)	7,020 (3,804)	5,373 (2,369)	8,206 (5,770)	15,328 (11,779)	8,574 (6,078)	4,534 (2,854)	3,147 (1,802)	2,768 (1,591)	1,665 (761)
貸出金償却	25,166 (19,852)	17,114 (14,743)	4,786 (2,344)	3,893 (2,077)	6,275 (4,499)	13,933 (10,797)	7,003 (5,021)	4,086 (2,683)	2,379 (1,325)	2,340 (1,437)	1,375 (680)
バルクセール による売却損等	12,169 (10,621)	10,422 (9,119)	2,235 (1,461)	1,479 (292)	1,931 (1,271)	1,395 (981)	1,571 (1,057)	448 (171)	769 (477)	428 (154)	290 (81)
その他	250 (▲68)	▲ 1 (21)	332 (356)	▲ 152 (▲171)	139 (▲86)	291 (85)	218 (47)	151 (▲57)	127 (33)	136 (34)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	935,724 (752,541)	964,199 (772,162)	967,828 (769,359)	978,288 (772,088)	989,526 (776,198)	1,020,464 (795,317)	1,037,285 (804,971)	1,047,331 (808,883)	1,052,817 (811,458)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)
直接償却等の累計	424,844 (380,137)	452,380 (403,999)	459,400 (407,803)	464,773 (410,172)	472,979 (415,942)	488,307 (427,721)	496,881 (433,799)	501,415 (436,653)	504,562 (438,455)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)
リスク管理債権残高	262,040 (135,670)	175,390 (72,900)	131,090 (45,240)	117,540 (40,040)	111,690 (36,990)	116,100 (45,370)	114,280 (48,190)	112,720 (46,390)	115,310 (47,500)	116,820 (49,350)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	114,300 (69,030)	85,350 (47,390)	64,380 (32,470)	58,960 (30,200)	52,730 (25,800)	58,650 (30,270)	57,020 (29,630)	53,950 (27,060)	51,030 (26,400)	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	54,410 (25,750)	43,860 (20,000)	28,760 (8,910)	27,200 (9,590)	22,720 (6,840)	27,090 (10,070)	26,770 (11,220)	23,940 (8,800)	24,310 (9,870)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)



(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)	▲1,246 (▲2,479)	2,579 (▲890)	6,782 (3,206)	11,826 (7,364)
貸倒引当金繰入額	▲1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)	▲2,766 (▲3,512)	1,569 (▲1,175)	5,003 (2,310)	9,841 (6,010)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)	1,360 (931)	1,497 (859)	1,705 (931)	1,815 (1,283)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)	1,036 (693)	1,268 (748)	1,306 (689)	1,277 (899)
バルクセール による売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)	323 (239)	229 (111)	399 (241)	538 (385)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)	161 (102)	▲487 (▲574)	74 (▲35)	170 (71)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)	1,062,844 (812,161)	1,065,423 (811,271)	1,069,626 (815,367)	1,081,452 (822,730)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)	515,235 (444,938)	516,732 (445,797)	516,940 (445,868)	518,755 (447,152)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)	65,602 (20,837)	65,443 (18,148)	67,068 (19,585)	77,981 (25,655)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)	28,300 (12,480)	28,070 (10,690)	30,300 (12,250)	37,520 (17,330)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)	12,940 (3,280)	15,460 (4,540)	14,630 (4,010)	17,030 (5,030)

- (注) 1. ( )内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(別紙16)

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
都銀・ 旧長信 院・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390	2,970,080	3,052,330	3,146,980	3,190,970	
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730	20,840	18,150	19,590	25,650	
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220	1,000	690	700	1,330	
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520	11,590	12,730	12,560	14,950	
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700	330	190	210	280	
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300	7,920	4,540	6,120	9,090	
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060	12,480	10,690	12,250	17,330	
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330	3,280	4,540	4,010	5,030	
	(9) 都市 銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180	2,434,740	2,601,150	2,693,170	2,736,470
		リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030	19,720	16,940	18,220	23,860
破綻先債権		9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190	940	640	620	1,300	
延滞債権		111,020	67,760	51,710	36,850	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790	11,050	11,830	11,720	13,750	
3ヶ月以上延滞債権		3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680	310	190	170	250	
貸出条件緩和債権		87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360	7,420	4,290	5,710	8,560	
貸倒引当金残高		66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730	10,660	9,190	10,370	15,400	
個別貸倒引当金残高		37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100	3,130	4,140	3,610	4,520	
(4) 旧長 信用銀行		貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750	72,630	77,150	79,780	80,790
		リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230	150	260	460	600
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10	10	10	50	20	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170	90	220	360	490	
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10	10	0	0	10	
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40	40	30	50	80	
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800	700	700	850	860	
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110	60	120	220	260	
	(2) 信託 銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460	462,710	374,030	374,020	373,710
		リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480	960	950	910	1,190
破綻先債権		1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20	50	40	30	10	
延滞債権		18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560	450	680	480	710	
3ヶ月以上延滞債権		180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	10	0	0	0	0	30	30	
貸出条件緩和債権		17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900	460	220	360	450	
貸倒引当金残高		10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540	1,120	800	1,030	1,060	
個別貸倒引当金残高		5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120	100	280	180	250	
(3) 主要行		貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640	2,897,450	2,975,180	3,067,190	3,110,170
		リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500	20,680	17,890	19,130	25,050
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210	990	680	650	1,300	
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350	11,500	12,510	12,200	14,460	
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690	320	190	210	280	
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260	7,880	4,510	6,070	9,010	
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270	11,780	9,990	11,400	16,460	
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220	3,220	4,420	3,790	4,770	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
地域 銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200	2,605,260	2,693,310	2,776,640	2,918,630	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890	44,770	47,300	47,480	52,330	
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430	1,490	1,670	1,880	1,690	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330	35,720	36,720	35,510	39,520	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260	300	370	380	310	
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880	7,250	8,540	9,710	10,810	
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540	15,820	17,380	18,050	20,190	
	(101) 個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350	9,660	10,920	10,620	11,990	
	(101) 地方 銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230	2,009,320	2,098,540	2,207,510	2,309,670
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810	33,460	36,560	37,210	41,160
破綻先債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020	1,080	1,270	1,500	1,360	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130	26,090	27,710	26,960	30,180	
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220	260	320	330	270	
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440	6,030	7,250	8,430	9,350	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780	12,340	14,060	14,760	16,320	
(62) 個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800	7,330	8,780	8,560	9,630	
(62) 第二 地方 銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010	523,840	521,610	493,350	527,280
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990	10,310	9,760	9,330	10,270
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400	390	380	360	320	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310	8,800	8,240	7,830	8,670	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30	40	40	50	30	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250	1,080	1,100	1,090	1,250	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500	3,280	3,110	3,090	3,620	
	(38) 個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390	2,230	2,050	1,990	2,280	
	(38) 全国 銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590	5,575,340	5,745,650	5,923,610	6,109,600
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630	65,600	65,440	67,070	77,980
破綻先債権		30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650	2,490	2,350	2,590	3,020	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850	47,310	49,450	48,070	54,470	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960	630	560	590	590	
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170	15,170	13,080	15,820	19,900	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610	28,300	28,070	30,300	37,520	
(110) 個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670	12,940	15,460	14,630	17,030	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820	1,350,360	1,451,170	1,500,890	1,605,700	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780	42,350	39,990	38,420	40,840	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390	2,200	2,060	2,080	1,970	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990	35,890	33,890	32,510	34,840	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130	150	130	130	100	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280	4,110	3,900	3,690	3,920	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140	13,760	12,970	12,850	14,170	
	(449) 個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600	9,290	9,650	9,270	9,650	
	信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630	779,130	790,290	811,490	868,880
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010	30,770	29,300	28,530	29,820
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230	1,120	1,030	1,060	1,070	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800	26,880	25,670	24,950	26,140	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60	70	60	60	50	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920	2,700	2,530	2,460	2,550	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860	8,210	7,840	7,840	8,120	
(255) 個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030	6,470	6,070	5,890	5,840	
信用 組合		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930	147,540	154,300	158,630	171,350
		リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340	5,740	5,230	5,080	5,150
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460	400	330	350	290	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940	4,440	4,070	3,870	3,950	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30	30	20	30	20	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900	870	810	820	890	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450	2,250	2,030	2,050	1,920	
	(146) 個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010	1,820	1,580	1,570	1,430	
	預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410	6,925,700	7,196,820	7,424,510	7,715,300
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410	107,950	105,430	105,490	118,820
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040	4,690	4,410	4,660	4,990	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840	83,200	83,340	80,580	89,310	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090	780	690	730	690	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450	19,280	16,980	19,520	23,820	
貸倒引当金残高		167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750	42,060	41,040	43,160	51,690	
(559) 個別貸倒引当金残高		103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270	22,230	25,110	23,900	26,680	

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は3年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(別紙17)

主要行(7行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2	329.1	332.3
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8	6.3	9.0
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9	
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.2	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2	1.1	1.3
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9	2.0	2.6

地域銀行(101行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6	231.2	239.3
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6	23.5	27.8
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3

全国銀行(110行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1	567.7	579.1
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8	30.3	37.3
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	2.0
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.6
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.3
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.9	7.9

預金取扱金融機関(559機関)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	667.4	685.1	701.9
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.6	47.7	59.9
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7	2.0	2.4
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.7	6.5	7.4
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.1
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.6	10.6	11.9

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減を伴う。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長債銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生先開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

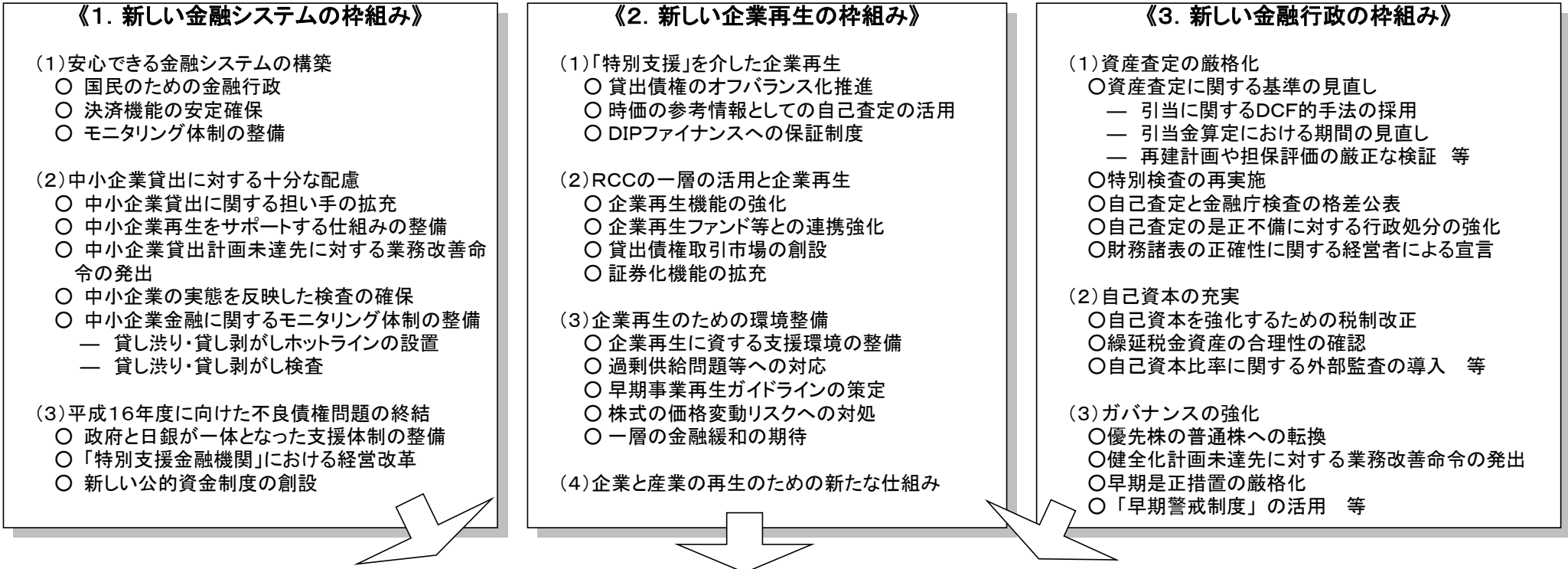
8. ( )内は3年3月期時点の対象金融機関数。

# 金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生	← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進	← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



**— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —**

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

**【基本的考え方】**

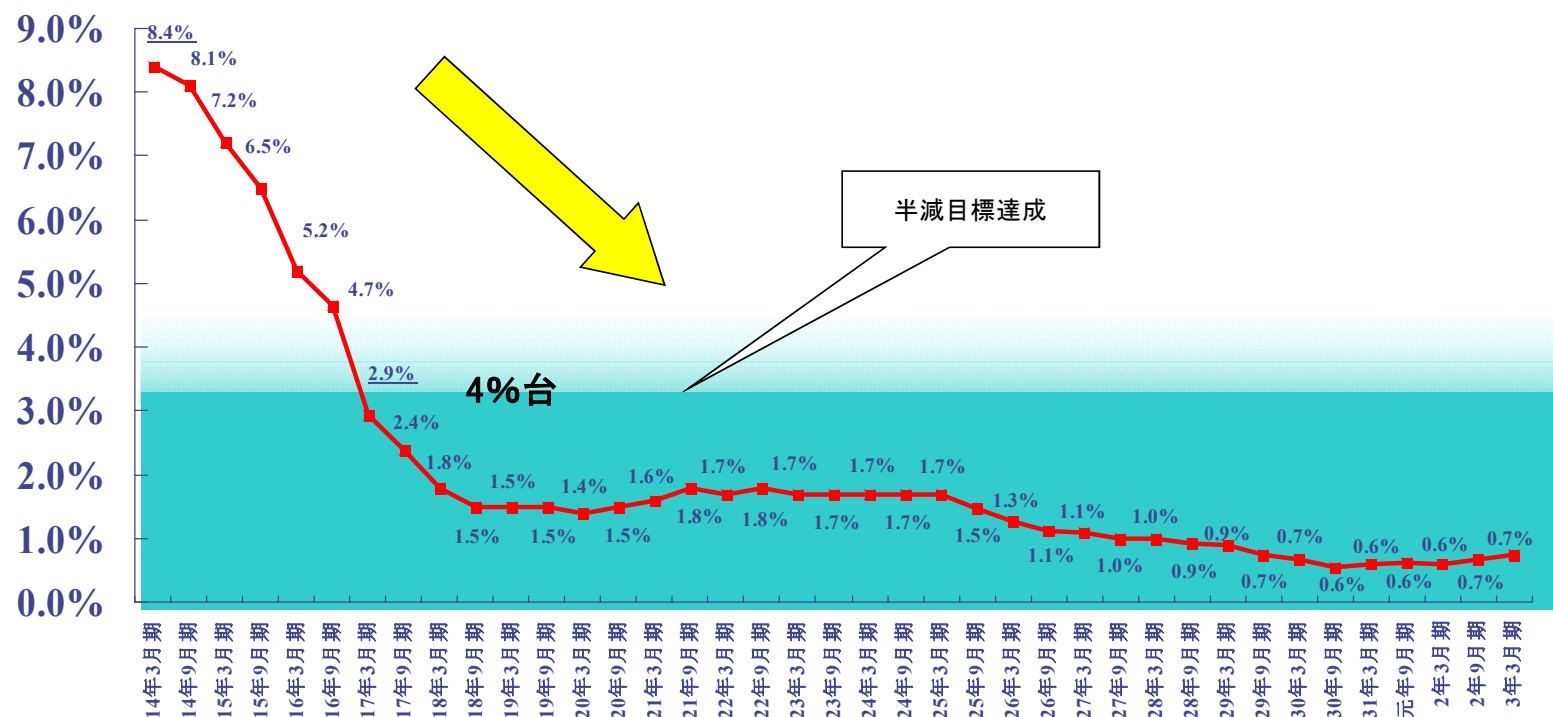
日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒

- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

## 不良債権比率の推移(主要行)

(別紙19)



### ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

### ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

\*計数は金融再生法開示債権ベース。

### 第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙1参照）

#### I 大手銀行グループに対する金融モニタリング

2020 事務年度の大手銀行グループに対する通年・専担検査において、各グループの重要な課題についてモニタリングした。モニタリングにおいて把握された重要な課題、例えば、「海外拠点を含む IT ガバナンスやシステムリスク管理における適正なリソースの配置や部門間の必要な連携・牽制の確保、インシデント発生時における適切な顧客対応」、「LBO ファイナンスといった我が国の事業慣行も踏まえたノウハウの蓄積が今後進むと考えられる分野や、一般的に顧客情報の収集が困難な海外与信を含む信用リスク管理の高度化」、「グループ・グローバルベースでのリスクの的確な把握と管理態勢・ガバナンスの有効性確保」などについて、フィードバックレター等により、経営陣に対して共有し、改善を促した。

このほか、コロナが拡大する中での金融仲介機能の発揮状況や、その基盤となる財務の健全性を把握する観点等から、資本性資金に関する取組み、非日系大口与信先の管理状況、海外リスクテイク方針等に係る水平的レビューを実施し、その概要を随時、主要行等との意見交換会において発信した。

また、3メガバンクの与信ポートフォリオに関して、一定のシナリオのもとでの与信費用等の簡易なシミュレーション（センシティブティ分析）を実施し、3メガバンクとの間で手法等の意見交換を行った。

3メガバンクの外貨流動性リスク管理態勢やコロナ拡大初期に見られた市場の混乱が外貨調達に及ぼした影響等について水平的レビューを実施し、管理態勢のさらなる高度化を促した。

さらに、我が国金融業界におけるモデル・リスク管理実務のさらなる発展を促すため、「モデル・リスク管理に関する原則（案）」を公表し、パブリックコメントを開始した（2021年6月）。

大手銀行グループに対しては、2019 事務年度に引き続き、日本銀行と共通シナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善につながるフィードバックを実施したほか、足許の環境を踏まえた自己資本充実度の検証状況とそれを踏まえた資本政策についてヒアリングを実施した。

加えて、監督カレッジを含めた海外当局との会合において、大手銀行グループが抱えるリスクや課題について意見交換を実施した。

2020 年度における政策保有株式の保有意義の検証や縮減計画の進捗等について、3メガバンクに対しヒアリングを実施し、各行とも政策保有株式の保有意義について検証を行うとともに、中期計画に掲げる縮減目標に向けて、取り組んでいることを確認した。

#### II 地域銀行に対する金融モニタリング

2020 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、コロナ等の影響によ



る内外の金融市場の変動等を注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、有価証券運用態勢に課題が見られる地域金融機関に対して検査を実施するなど、必要に応じて個別行に改善を促した。また、有価証券の運用態勢の高度化等に向けて、業界団体と連携して地域銀行との間で研修・意見交換を実施した。

持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度に基づく深度のある対話を行い、持続可能なビジネスモデルを構築するための実効性のある対応策の策定・実行を促した。

地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする地域金融機関各層職員や社外取締役との対話や検査を実施した。その際、コロナ対策や地域金融機関の負担軽減に資するようウェブ会議を積極的に活用した。

財務局が地域銀行の検査を実施する際に、金融庁からも検査官を派遣し、検証の水準感について目線合わせを行うなど、連携して対応した。

地域銀行のシステムコストについて、持続可能なビジネスモデル構築に向けた対話や IT ガバナンスに関する対話、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブへの相談を通じて、実態把握に努めた。

決算期を前に、引当方法の見直しを検討している金融機関には「融資 DP の相談窓口」を活用するよう、業界団体との意見交換会において周知したほか、金融機関が、相談窓口をより利用しやすくなるよう、金融庁のウェブサイトを見直し、相談フォーマットの提出がなくとも相談を受け付けることを明確にした。

引当方法の見直しを実施していると思われる地域銀行に対しては、ヒアリングを行い、工夫事例を集積した。

2020 年 3 月実施の企業アンケート調査では、金融仲介への取組みの全体観をより具体的に把握するため、従来のメインバンクの金融仲介プロセスに対する顧客評価にくわえ、非メインバンクの取組みに係る顧客評価も確認し、その結果を 2020 年 10 月に公表した。

また、2021 年 4 月実施の企業アンケート調査では、コロナによる企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況を確認し、その分析結果について、2021 年 7 月に「金融仲介機能の発揮に向けたプログ्रेसレポート」にて公表した。

### Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

ビジネスモデルの変容に関する情報収集を継続するとともに、リスク特性の変化やリスク管理上の課題について分析し、コロナ下におけるオペレーショナルリスクのリスク低減策等について議論を行った。

また、クロスボーダーで行われる外国銀行支店の新規取組みに係る AML/CFT リスクの低減に向け、外国銀行支店に対してモニタリング強化を求めるとともに、関係機関とも連携してリスク低減策等に係る議論を行った。

## IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

### 1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

2020 事務年度の信用金庫・信用組合に対するモニタリングについては、2019 事務年度より開始した新たな早期警戒制度に基づく対話を実施し、計数等を提示しつつ早め早めの改善を促した。更に、新型コロナを踏まえた信用・市場リスクが健全性に及ぼす影響について対話を実施し、収益計画・目標やリスク管理態勢等に関し、課題認識の共有と改善対応策の具体的かつ着実な実行を促した。

また、2019 事務年度より試行的に開始した持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話は、協同組織性（相互扶助の理念、地域住民や会員・組合員との結びつき等）も念頭に置いて、2020 事務年度も実施した。理事長から本部・営業店の各階層に対し、丁寧に繰り返し問いかけることで、経営理念への理解とその浸透・実践状況を確認した。

そのほか、サイバーセキュリティやマネー・ローンダリング等の潜在するリスクについての対話を行い、更なる対応を促した。

なお、新型コロナの影響を踏まえ、特に中小・零細事業者に対する資金繰り支援・本業支援に配意し、年間を通じて特別ヒアリングを累次に渡って実施したほか、緊急事態宣言等の発出を受けて継続的にヒアリングを実施し、資金繰りの状況に変化が生じていないか適時に確認した。

こうした信用金庫・信用組合の抱える様々な経営課題について、コロナの対応を含め、その解決に向けた自主的な改革を後押しすべく、モニタリングを通じて得られた具体的な事例を還元した。

### 2. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援や信用金庫・信用組合の経営・業務サポート等への取組み状況のほか、新型コロナを踏まえた信用・市場リスクが信用金庫・信用組合の健全性に及ぼす影響について、中央機関と対話を行った。また、各財務局においても、個別信金・信組に関する事項や、特定のテーマに関する事項など、地域の実情に合わせた内容について、中央機関支店と意見交換を実施している。

### 3. 他省と共管する金融機関に対する金融モニタリング

#### (1) 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施することとしている（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

(2) 農林中央金庫等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省等と財務（支）局が共同で検査を実施している。

(3) 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

## 2020事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2021年6月30日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	25	9
主要行等	全国	31	10
地域銀行	関東	21	7
	近畿	8	2
	北海道	2	0
	東北	15	1
	東海	12	3
	北陸	6	0
	中国	9	1
	四国	8	0
	九州	20	0
	計	101	14
信用金庫	関東	72	3
	近畿	29	2
	北海道	20	1
	東北	27	0
	東海	34	1
	北陸	15	3
	中国	20	1
	四国	10	0
	九州	27	1
	計	254	12
信用組合	関東	51	2
	近畿	21	3
	北海道	7	1
	東北	15	0
	東海	15	0
	北陸	6	1
	中国	10	1
	四国	3	0
	九州	17	0
	計	145	8
外国金融機関等	全国	57	0
生命保険会社	全国	42	0
損害保険会社	全国	54	0
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。  
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2021年6月30日現在。  
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。  
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。  
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。  
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。
5. 検査実施機関数については、新型コロナウイルスの影響により中止した検査を除いている。

## 第4節 自己資本比率規制等

### I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性規制、③レバレッジ比率規制を導入している。

### II 関連告示等の整備

2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、2020年12月に、国内実施に関する規制方針案を公表し、2021年3月に、オペレーショナル・リスクに係る告示改正案のパブリックコメントを実施した。

また、流動性規制に係る基準のうち、安定調達比率（NSFR）に係る計算方法及び開示方法について、欧州や米国が最終案を公表したことを受け、2020年12月に、2018年6月に実施したパブリックコメント結果を公表するとともに、再度、告示改正案及び監督指針改正案についてパブリックコメントを実施し、2021年3月に改正を行った（2021年9月期より適用）。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、2020年6月期から引き続き、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外する措置を1年間延長すべく、レバレッジ比率規制に関する告示改正案について、2021年2月にパブリックコメントを実施し、2021年3月に改正を行った（2021年3月期より適用）。

### III 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2020事務年度）

- ① 信用リスクの内部格付手法（基礎的内部格付手法）…2行（みなと銀行及びひろぎんホールディングス）
- ② オペレーショナル・リスクの粗利益配分手法…1行（ひろぎんホールディングス）

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット (RWA)}} \geq \begin{matrix} 8\% \\ (4\%)^{(*)} \end{matrix}$$

(※)国内基準行に求められる自己資本比率の水準

RWA：標準的手法の場合、保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出×100%+中堅企業向け×85%+中小企業向け×75%  
+国債×0%+……

ほか、銀行の内部データを活用して所要自己資本を見積もる内部モデル手法が存在。

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

+

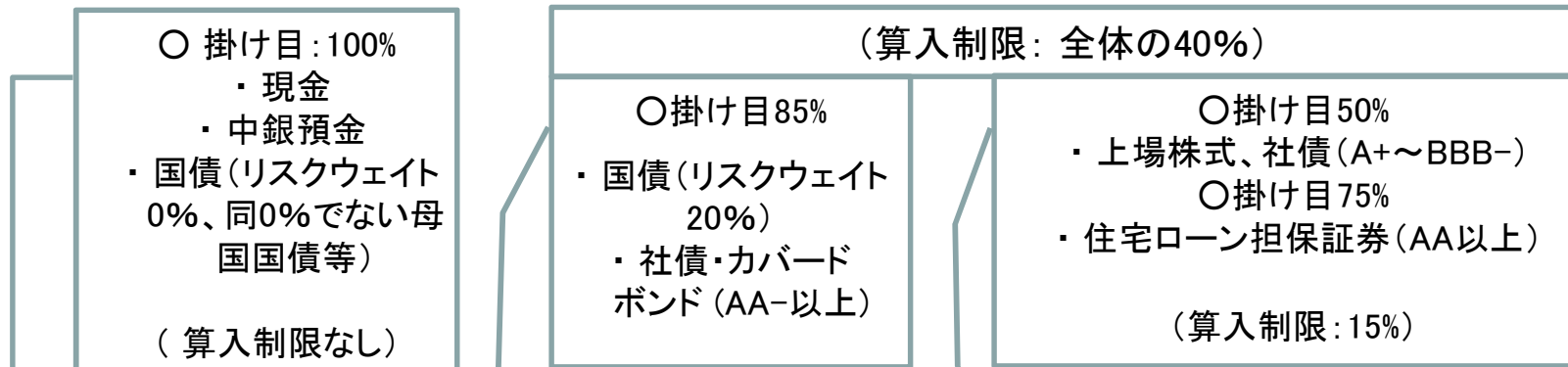
オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

# 流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio: LCR)

■ 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。

■ 基準の概要:



$$\text{LCR} = \frac{\text{レベル1資産} + \text{レベル2A資産} + \text{レベル2B資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出額}} \geq 100\%$$

## <主な預金の流出率>

・ リテール・中小企業(預金保険対象)	5%(3%*)
"    (預金保険対象外)	10%
・ 非金融機関(預金保険対象)	20%
"    (預金保険対象外)	40%
・ 金融機関	100%

\* リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

## <与信・流動性ファシリティ等の流出率>

・ リテール向け与信・流動性枠	5%
・ 非金融機関向け与信枠	10%
・ 非金融機関向け流動性枠	30%
・ 金融機関向け与信・流動性枠	40%
・ 中銀とのレポ取引	0%

# レバレッジ比率

- 目的: 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。簡素な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率)を補完
- 基準の概要:

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{総エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)の額}} \geq 3\%$$

## 【本邦におけるこれまでの経緯】

- 2015年3月末 国際統一基準行に対して、開示規制(第3の柱)を導入
- 2019年3月末 国際統一基準行に対して、所要最低比率規制(第1の柱)を導入

## 【現行のレバレッジ比率規制の概要】

- 国際統一基準行を対象に、連結ベース・単体ベースで3%の最低比率を設定
- 最低比率を下回った場合には、自己資本比率規制と同様の早期是正措置を導入



## 第5節 資本増強制度の運用状況

### I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

#### 1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2020年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月22日に、2021年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月29日に、報告内容を公表した。(別紙1～2参照)

#### 2. 公的資金の返済状況

2020事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2019事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2021年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

### II 金融機能強化法

#### 1. 資本参加の決定

2020事務年度においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加は行われなかった。

#### 2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組み等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、金融仲介の取組みを通じて収益化を実現することにより、公的資金の返済原資を積上げ、返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2020年3月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月30日に、同年9月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2021年3月3日に、報告内容を公表した。(別紙3～4参照)

#### 3. 経営強化計画等の公表

福邦銀行、南日本銀行、釧路信用組合、滋賀県信用組合(以上、本則)の新たな経営強化計画等について、2020年9月30日に公表した。(別紙3参照)

#### 4. 公的資金の返済状況

2020事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,985.4億円）に対して、2021年6月末時点で残額は4,980.4億円となっている。

## 5. 金融機能強化法の一部改正

### (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する特例措置

現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要である。

こうした考えの下、国による資本参加の期限を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を創設する改正法を2020年8月14日に施行した（2020年6月12日国会成立）。（別紙5参照）

### (2) 資金交付制度

人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等の経営基盤の強化のための措置を実施する金融機関等が活用できる資金交付制度を創設した（2021年5月19日国会成立、2021年7月21日施行予定）。（別紙6参照）

# 経営健全化計画履行状況報告

令和2年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画
新生	※419	※109	※390	339	43	356	332	6	340

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画
新生	11.21	10.92	11.96	8,225	8,235	8,807	73,366	75,356	73,601

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画
新生	9	10	10	2,137	2,196	2,185	26,921	13,658	28,232	22,737	10,142	24,546	66,537	31,818	70,270

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
	うち役員報酬						(百万円)			(百万円)			(千円)		
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画
新生	173	111	200	173	111	200	36	36	40	-	-	-	476	477	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和2年9月期 実績(対前期比)	令和2年9月期 実績(対前期比)
新生	366	▲109

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和2/3 実績	令和2/9 実績
新生	23	46	125	242	28	49	176	338	57	60

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(令和2年9月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,205	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

# 経営健全化計画履行状況報告

令和3年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績
新生	※419	※390	※424	339	356	372	332	340	345

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績
新生	11.21	11.96	11.39	8,225	8,807	8,339	73,366	73,601	73,204



○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績
新生	9	10	10	2,137	2,185	2,186	26,921	28,232	26,630	22,737	24,546	21,132	66,537	70,270	64,242

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績
新生	173	200	189	173	200	189	36	40	36	-	-	-	476	495	491

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和3年3月期 実績(対前期比)	令和3年3月期 実績(対前期比)
新生	1,064	▲178

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和2/3 実績	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 実績
新生	23	49	125	233	28	62	176	344	57	81

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(令和3年3月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,545	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和2年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

(注1) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

(注2) 東和銀行については、平成30年5月11日に、350億円のうち200億円を返済。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画  
令和2年3月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	5	2	▲ 2	▲ 3	人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったものの、資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	36	20	▲ 15	▲ 16	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	59	55	18	▲ 41	▲ 37	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	61	44	▲ 6	▲ 16	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	6	14	6	▲ 0	▲ 8	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	59	69	▲ 36	+ 9	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	24	19	22	▲ 1	+ 2	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	24	24	24	+ 0	+ 0	役員取引等利益が預かり資産販売の不振等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	7	11	▲ 6	+ 4	資金利益が貸出金利や有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	▲0.11	6.43	5.21	+ 5.32	▲ 1.22	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	11	8	10	▲ 0	+ 2	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	1.48	1.35	1.73	+ 0.25	+ 0.38	資金利益が貸出金利の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	25	25	28	+ 3	+ 3	資金利益が貸出金利の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.96	2.03	0.54	▲ 1.42	▲ 1.49	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.79	1.80	1.95	+ 0.15	+ 0.15	資金利益が貸出金利の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	67.83	<b>71.42</b>	▲ 5.79	+ 3.59	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.67	57.57	<b>64.17</b>	+ 6.50	+ 6.60	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.96	72.55	<b>84.41</b>	+ 12.45	+ 11.86	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	65.13	63.96	<b>63.86</b>	▲ 1.27	▲ 0.10	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	75.43	60.10	<b>71.24</b>	▲ 4.19	+ 11.14	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	53.49	68.96	<b>61.62</b>	+ 8.13	▲ 7.34	業務粗利益がその他業務利益等の増加により計画を上回ったことや、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	73.00	71.37	<b>72.53</b>	▲ 0.47	+ 1.16	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.82	73.37	<b>75.90</b>	+ 1.08	+ 2.53	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.26	73.15	<b>67.71</b>	+ 1.45	▲ 5.44	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	97.29	78.49	<b>77.15</b>	▲ 20.14	▲ 1.34	業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が人件費の削減等により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	68.40	71.22	<b>68.49</b>	+ 0.09	▲ 2.73	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	72.35	74.51	<b>70.61</b>	▲ 1.74	▲ 3.90	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	61.44	61.50	<b>58.72</b>	▲ 2.72	▲ 2.78	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路 (信用組合)	74.01	71.34	<b>80.62</b>	+ 6.61	+ 9.28	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	77.85	77.75	<b>75.85</b>	▲ 2.00	▲ 1.90	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,530	<b>1,632</b>	+ 141	+ 102	ライフステージに応じた本業支援や提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.26	<b>36.76</b>	+ 3.56	+ 3.50	
南日本	残高	3,260	3,350	<b>3,491</b>	+ 231	+ 141	顧客の事業性の把握及び理解に基づく貸出を中心に、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.84	41.90	<b>44.39</b>	+ 2.55	+ 2.49	
みちのく	残高	5,106	5,262	<b>5,307</b>	+ 201	+ 45	顧客の営業利益改善支援活動をベースとした法人営業活動、ミドルリスク層へのアプローチ強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.10	24.15	<b>24.49</b>	+ 0.39	+ 0.34	
第 三	残高	6,374	6,459	<b>6,439</b>	+ 65	▲ 19	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資などに積極的に取り組んだものの、他行競合等により、残高は計画を下回った。なお、比率は計画を上回った。
	比率	31.42	31.63	<b>32.74</b>	+ 1.32	+ 1.11	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,773	<b>1,183</b>	▲ 572	▲ 590	「経営改革プラン」に掲げる不良債権半減に向け、貸出債権売却や貸出金償却などを実施したことにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.90	<b>28.74</b>	▲ 12.10	▲ 12.16	
東 和	残高	7,120	7,480	<b>7,613</b>	+ 493	+ 133	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	31.52	<b>32.79</b>	+ 2.20	+ 1.27	
高 知	残高	3,956	3,985	<b>4,258</b>	+ 302	+ 273	「防災・環境関連分野」「医療・福祉分野」等の成長分野に対するリレーション強化に取り組んだこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.29	<b>38.27</b>	+ 2.43	+ 1.98	
北 都	残高	2,902	2,952	<b>3,041</b>	+ 139	+ 89	再生可能エネルギー事業向け融資に加え、一万先訪問活動により顧客接点が拡大したことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.71	<b>22.57</b>	+ 0.93	+ 0.86	
宮崎太陽	残高	2,529	2,734	<b>2,803</b>	+ 274	+ 69	地元顧客との関係強化や、顧客本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.91	37.99	<b>39.86</b>	+ 2.95	+ 1.87	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,101	<b>1,051</b>	+ 18	▲ 49	中小規模事業者等へのプロパー貸出に取り組んできたものの、案件の掘り起こしが不十分で残高を伸ばせなかったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	29.65	31.87	<b>31.37</b>	+ 1.72	▲ 0.50	
豊 和	残高	2,530	2,599	<b>2,573</b>	+ 43	▲ 26	中小規模事業者等向け貸出については、量を追うことなく質の高い融資に注力したことや大口先の被肩代わり等があったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.73	44.82	<b>44.49</b>	+ 0.76	▲ 0.33	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	286	<b>287</b>	+ 4	+ 1	業域取引の基盤再構築と取引拡大等に的確に応えるための業務運営体制、役員・本部・営業店一体となった営業推進体制の更なる強化等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	46.03	46.07	<b>47.14</b>	+ 1.11	+ 1.07	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,323	<b>3,603</b>	+ 341	+ 280	営業本部及び営業店において、営業推進に取り組んだ結果、貸出残高については計画を上回ったが、キャンペーン定期預金の獲得による預金・預け金の増加等により総資産額が大きくなったことから、貸出比率については計画を下回った。
	比率	65.22	65.51	<b>63.77</b>	▲ 1.45	▲ 1.74	
釧路 (信用組合)	残高	324	340	<b>297</b>	▲ 26	▲ 42	役職員が一丸となって営業推進活動に取り組んだものの、不良債権のオフバランス化に向けて、貸出金の償却・債権売却を実施したことにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	36.74	<b>32.37</b>	▲ 2.95	▲ 4.37	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	432	<b>532</b>	+ 121	+ 100	営業推進会議での情報共有の充実化や、営業店の効率的な運営による渉外活動時間の確保等を通じて、取引先の拡大や取引深耕を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	33.31	<b>34.38</b>	+ 3.52	+ 1.07	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.26	<b>13.39</b>	+ 4.28	+ 4.13	外部支援機関との連携による経営相談支援や、マッチング情報を切り口とした提案型営業に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	2.44	<b>2.13</b>	+ 0.60	▲ 0.31	経営相談は計画を上回ったものの、創業・新事業や担保・保証に依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
みちのく	7.05	8.36	<b>9.89</b>	+ 2.84	+ 1.53	コンサルティングメニューの拡充やプロダクトサービスの強化による顧客の課題解決に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	5.99	<b>6.53</b>	+ 1.55	+ 0.54	リレーションシート等を活用した融資や本業支援に加え、ミドルリスク先等に対する経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.21	<b>8.25</b>	+ 1.51	+ 1.04	所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	28.01	<b>31.65</b>	+ 3.74	+ 3.64	「TOWAお客様応援活動」による事業支援の提案などの経営相談や、経営者保証ガイドラインを踏まえた担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	4.73	4.92	<b>8.17</b>	+ 3.44	+ 3.25	事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	14.82	14.87	<b>19.07</b>	+ 4.25	+ 4.20	事業承継支援やビジネスマッチング支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.89	<b>1.36</b>	+ 0.65	+ 0.47	外部機関との連携による創業・新事業開拓支援や、事業性評価による担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	38.50	<b>75.42</b>	+ 48.88	+ 36.92	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により事業性評価に基づく融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	<b>8.41</b>	▲ 0.59	▲ 0.61	事業承継支援は計画を上回ったものの、新型コロナウイルスにかかる相談・対応に注力したため、経営相談支援や担保・保証に過度に依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	16.14	<b>18.34</b>	+ 2.55	+ 2.20	診療報酬・介護給付費等を担保とする債権譲渡担保融資や制度融資を含む無担保融資に取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.30	<b>22.17</b>	+ 3.07	+ 2.87	認定経営革新等支援機関である税理士事務所等と連携し、創業・新事業の展開支援を行ったほか、事業性評価に基づく融資や経営者保証に関するガイドラインの活用を推進したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.55	<b>4.26</b>	+ 1.07	+ 0.71	中小企業再生支援協議会等の外部団体との連携強化や、事業再生ファンドの活用等により、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	37.62	<b>41.74</b>	+ 5.68	+ 4.12	事業再生の専担組織による支援先の経営分析・把握、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生支援など、本部と営業店が連携して取り組んだことから、計画を上回った。

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和2年3月期の実施状況の概要

## 1. 経営改善の目標

### 1) 資金利益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	R2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合 連合会	171	229	<b>238</b>	+ 66	+ 9	J-REITへの投資、国債レボ取引による収益等が寄与し、資金利益は計画を上回った。

### 2) 一営業店当たり資金量

(単位: 億円)

	計画始期の水準	R2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合 連合会	6,476	8,344	<b>8,081</b>	+ 1,604	▲ 263	当初の想定よりも個別信用組合が有価証券の償還資金を当会預け金に預入する動きが見られず、一営業店当たり資金量は計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	R2年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	5,837	<b>10,571</b>	+ 4,734	特定信用組合(資本支援を行った13信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	<b>46.10</b>	+ 11.21	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値

### 2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	R2年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同組合 連合会	9.76		<b>17.59</b>	+ 7.83	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値



**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における  
「経営強化計画の履行状況（令和2年3月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	平成23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	平成24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	平成24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	平成24年 3月30日	70億円
東北銀行	平成24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	平成24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 令和2年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「地元企業応援部」に配置している復興融資担当者や事業再生担当者が、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台に法人営業グループを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪令和2年2月に「経営改善サポート協議会」を「コンサルティングサポート協議会」に一本化するとともに、新たに設置した「コンサルティングサポート委員会」に「経営改善サポート委員会」を統合させることにより、債務者区分全般に亘り経営課題を抱える地元中小企業に対して、本業支援の実践による取引先の持続的成長や地域の活性化に貢献していく態勢を構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化</li> <li>▪地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を動員した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施</li> </ul>																
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(令和元年度:成約実績78件)(仙台、きらやか)</li> <li>▪両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(令和元年度:協調・紹介融資実績5件)(仙台、きらやか)</li> <li>▪復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(仙台、きらやか)※令和元年度は台風のため中止</li> <li>▪被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台)</li> <li>▪津波被災地等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪平成31年4月から「コベナンツ融資」開始。取引先企業の借入を見直すリファイナンス案件を中心に同融資を推進(令和元年度:308件 234億円のうち、リファイナンス208件 88億円)</li> <li>▪東日本大震災以降、地域復興・振興支援プロジェクト「あゆみ」の活動を通し、地域経済や地域社会の面的な復興・振興に取り組んできたが、「筑波銀行 SDGs宣言」制定を受け、「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」にリニューアルし、当行を含む地域社会の持続的成長を支援する取組みを推進中(震災関連融資実績は平成31年4月～令和2年3月:12,111件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続</li> <li>▪財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化。30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱い開始。(令和2年3月末:23億円)</li> <li>▪ローカルベンチマークを活用した事業性評価シートを活用</li> <li>▪営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和元年度:登録233件)</li> </ul>																	
被災者向け新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">7,931先/2,728億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>4,345先/242億円</td> </tr> </table>	事業性	7,931先/2,728億円	消費性	4,345先/242億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">1,442件/421億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>150件/19億円</td> </tr> </table>	事業性	1,442件/421億円	消費性	150件/19億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">56,821件/7,446億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>13,675件/1,706億円</td> </tr> </table>	事業性	56,821件/7,446億円	消費性	13,675件/1,706億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">3,780件/937億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>654件/111億円</td> </tr> </table>	事業性	3,780件/937億円	消費性	654件/111億円
事業性	7,931先/2,728億円																			
消費性	4,345先/242億円																			
事業性	1,442件/421億円																			
消費性	150件/19億円																			
事業性	56,821件/7,446億円																			
消費性	13,675件/1,706億円																			
事業性	3,780件/937億円																			
消費性	654件/111億円																			
被災者向け条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">248先/152億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>346先/41億円</td> </tr> </table>	事業性	248先/152億円	消費性	346先/41億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">643件/200億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>104件/18億円</td> </tr> </table>	事業性	643件/200億円	消費性	104件/18億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">3,649件/917億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>177件/17億円</td> </tr> </table>	事業性	3,649件/917億円	消費性	177件/17億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">1,093件/192億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>75件/9億円</td> </tr> </table>	事業性	1,093件/192億円	消費性	75件/9億円
事業性	248先/152億円																			
消費性	346先/41億円																			
事業性	643件/200億円																			
消費性	104件/18億円																			
事業性	3,649件/917億円																			
消費性	177件/17億円																			
事業性	1,093件/192億円																			
消費性	75件/9億円																			
【参考】R2/3月期の貸出金残高	7,514億円	1兆159億円	1兆6,856億円	5,902億円																
産業復興機構の活用	決定28先	—	決定12先	決定57先																
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定68先	決定7先	決定26先	決定55先																
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件	成立4件	—	成立18件																

※ 計数は令和2年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年6月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和2年3月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(H24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(H24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(H24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(H24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用供与の円滑化のため、「みやしん山田相談プラザ」において受付時間を延長するとともに、月1回の休日相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で124件(令和2年5月末)の相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生支援部と地域貢献部を統合した「地方創生・地域貢献部」にて、引き続き、地方創生、地域経済活性化及び地域貢献の充実・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難する顧客の相談等に対応するため、令和元年度も常設相談所の設置や定期的な移動相談会を開催</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年11月、被災地域の取引先が首都圏の大企業OBアドバイザーへ経営相談を行う「新現役交流会 2.0(注)」へ参加し、取引先の課題解決を支援</li> <li>開業独立者に対し、県の制度融資の提案や専門家との相談会の開催等、外務機関との連携を図ることで創業を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年11月、被災地域の取引先が首都圏の大企業OBアドバイザーへ経営相談を行う「新現役交流会 2.0(注)」へ参加し、取引先の課題解決を支援</li> <li>令和元年10月、「2019 よい仕事おこしフェア」、11月には「ビジネスマッチ東北2019」等へ当金庫取引先の参加を勧奨し、出展企業に対して個別商談会等への参加を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年11月、開催された「ビジネスマッチ東北 2019」において、当金庫職員を派遣してサポート等を実施</li> <li>令和2年3月、事業承継業務事務取扱要領を制定し、事業承継支援に係る相談スキームを確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年11月、被災地域の取引先が首都圏の大企業OBアドバイザーへ経営相談を行う「新現役交流会 2.0(注)」へ参加し、取引先の課題解決を支援</li> <li>令和元年12月、取引先の人出不足解消と地域の人材還流による地域経済の活性化を図ることを目的に大手人材サービス企業と業務提携を行うなど、取引先の人材確保を支援</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,582先/210億円 673先/59億円	2,856先/591億円 741先/60億円	1,017先/500億円 1,056先/148億円	1,885先/739億円 535先/75億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	210先/104億円 84先/7億円	126先/62億円 296先/11億円	239先/105億円 108先/13億円	512先/289億円 486先/40億円
【参考】 R2/3期の貸出金残高		273億円	465億円	720億円	908億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

(注: 東北3県(岩手県、宮城県、福島県)の金融機関、民間事業者及び官庁が合同で開催したもので、令和元年度「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」として内閣府特命担当大臣(地方創生担当)による表彰を受ける)

※ 計数は令和2年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年6月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和2年3月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(H24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(H24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(H24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の事業者等が来店しやすい支店をローンセンターとして整備し、各ローンセンターにおいて休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、常時相談に対応</li> <li>・経営改善支援担当者を全営業店に配置</li> </ul>
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県事業継支援センター等と連携し、価格や条件面等、取引先の事業承継に係る様々な課題に対する解決に向けての支援を実施</li> <li>・令和元年11月から12月、被災地支援を目的とした災害復興定期預金「結の力」を販売し、募資金額の一部を市町村(包括的連携協定先)に寄付</li> <li>・令和元年11月、地域観光振興を目的とした特定非営利活動法人等を支援するため、「FAAVO磐城国」を活用してクラウドファンディングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年10月、取引先の新たな販路等の確保に向け、全信組連等が主催する「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展」への取引先の出店を支援</li> <li>・令和元年11月、日本政策金融公庫いわき支店と事業承継支援に係る連携協定締結と併せ、協調融資商品「TUNAGU(つなぐ)」を創設</li> <li>・令和2年3月、雇用創出や事業承継等、人材課題対応や地域経済の活性化に貢献するために人材紹介業者3社と業務提携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年10月、大手損保会社と連携協定を締結し、取引先のSDGs支援を行うとともに「なすしん SDGs宣言」及び「なすしん SDGsマップ」を公表</li> <li>・令和2年1月、中小企業の経営改善・再生の一連の支援強化を目的として、日本公認会計士協会と「金融機関と認定経営革新等支援機関である会員との連携推進制度の利用に係る覚書」を締結</li> <li>・令和2年3月、那須町と当組合及び第一勧業信用組合で、産業振興・まちづくり等に関する取組みを推進することを目的として、包括連携協定を締結</li> </ul>
被災者向け 新規融資	事業性 641先/213億円 消費性 297先/45億円	177先/346億円 68先/11億円	4,060件(460先)/444億円 142件(85先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 629先/176億円 消費性 206先/18億円	211先/230億円 68先/8億円	3,725件/408億円 196件/26億円
【参考】 R2/3期の貸出金残高	403億円	1,074億円	413億円
産業復興機構の活用	決定5件	決定4件	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定3先	決定9先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	決定3件	—

※ 計数は令和2年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年6月末時点)

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【福邦銀行・南日本銀行】

(令和2年9月30日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R2/3期)	計画終期 (R5/3期)	始期比	新計画における主な取組み
福邦銀行 (21年3月) [60億円]	コア業務純益 (百万円)	217	540	323	①お客さまの成長・再生支援 (1) 「トップラインサポート」「バックオフィスサポート」など、顧客の本業支援を実施。 (2) 顧客の本業支援を可能とする人材の配置とするため、外部機関への出向者などを専任部署に配置し、顧客サービスの充実をサポート。  ②業務効率化とお客様サービス向上 (1) 福井銀行との共同店舗化や店舗内店舗などによる店舗再編により、広域化と行員の集中を図り、行員育成に時間と機会の創出。 (2) 福井銀行が活用するサブシステムの共同利用。  ③活力ある職場 (1) コンサル能力向上等の人材育成 (2) 特別表彰による行員への多様な評価 (3) 役職員間のコミュニケーション強化 など
	業務粗利益経費率	71.42	66.30	▲ 5.12	
	中小規模事業者等向け貸出残高	1,632	1,660	28	
	同 貸出比率	36.76	37.60	0.84	
	経営改善支援先割合	13.39	13.90	0.51	
南日本銀行 (21年3月) [150億円]	コア業務純益 (百万円)	2,057	2,445	388	①事業者向け資金繰り支援 (1) 約定弁済している運転資金について、顧客が資金繰りの不安から解放され、ポストコロナに向けた事業運営に注力できる機会を創出するため、当貸や短コロを活用した資金への組み換え提案の実施 (2) WIN-WINネット業務「事業再生型」及びQTシートを活用した質の高い融資の推進  ② 消費者向け資金繰り支援 (1) 住宅ローンについては、顧客の事情に応じて柔軟に条件変更対応を実施 (2) 消費者ローンについては、保証会社の承認が得られないものは、創設した当行プロパー商品を活用し、返済額の見直しを実施
	業務粗利益経費率	64.17	64.02	▲ 0.15	
	中小規模事業者等向け貸出残高	3,491	3,621	130	
	同 貸出比率	44.39	44.53	0.14	
	経営改善支援先割合	2.59	2.68	0.09	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【釧路信用組合・滋賀県信用組合】

(令和2年9月30日(水)公表)

(単位：億円、%)

信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R2/3期)	計画終期 (R5/3期)	始期比	新計画の取組み
<b>釧路信用組合</b> (平成26年12月) [80億円]	コア業務純益 (百万円)	54	140	86	<b>○ソリューション営業の実践による収益力の強化</b> ー 顧客情報の管理ツールを一元化し、営業店職員の訪問状況等を迅速に共有するとともに、資金需要が見込まれる先を絞り込み、重点的に営業活動を行うことで効率化を实践 ー OJT計画及びジョブローテーション計画を策定することで新入職員育成を行い、外部講師の招聘や部門別・階層別での勉強会を開催することでスキルアップを図る  <b>○業務の効率化・生産性の向上</b> ー 事業性融資が多く収益力の高い店舗へ人員を集中させる一方、不採算店舗は将来性を見据えた再編に着手 ー 各営業地区の特性に鑑み、各営業店を事業性融資強化店、併進店、消費性融資中心店の3区分に分けることで生産性の向上を図る  <b>○信用リスク管理の一層の強化</b> ー 不良債権の圧縮に引き続き取り組むとともに、事業再生に特化した特別チームの下、取引先の経営改善支援を行うことで不良債権の発生を防止
	業務粗利益経費率	80.62	72.61	▲ 8.01	
	中小規模事業者等向け貸出残高	297	305	8	
	同 貸出比率	32.37	33.15	0.78	
	経営改善支援先割合	4.26	4.38	0.12	
<b>滋賀県信用組合</b> (平成26年12月) [90億円]	コア業務純益 (百万円)	195	196	1	<b>○貸出金増強等による収益力の強化</b> ー 他金融機関からの人材派遣支援による専門人材を活用し、事業性融資先の開拓を行うとともに、渉外職員への指導を通してノウハウを蓄積 ー 営業店の活動状況を本部へ毎日報告することで役員を含めた当組合全体の営業活動の迅速化 ー 創業・新規事業開拓を含めた小口新規先への支援を推進し、中小規模事業者向け貸出残高を伸長  <b>○人材育成の強化</b> ー OJT指導計画や通信教育を充実させ、各部門担当者による研修会、融資実務トレーニー研修等を実施し、人材育成を強化  <b>○信用リスク管理の一層の強化</b> ー クレジットポリシーを制定し、経営陣が率先してリスク管理能力の向上に取り組むことで新たな不良債権の発生を防止  <b>○経営の効率化</b> ー 手順書等を見直しを行い、事務の効率化や人員の適正化を推進
	業務粗利益経費率	75.85	75.52	▲ 0.33	
	中小規模事業者等向け貸出残高	532	575	43	
	同 貸出比率	34.38	36.41	2.03	
	経営改善支援先割合	41.74	42.17	0.43	

## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和2年9月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

（注1）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

（注2）東和銀行については、平成30年5月11日に、350億円のうち200億円を返済。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画  
令和2年9月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	令和2年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	2	0	0	▲ 0	+ 0	資金利益が有価証券利息配当金や貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	20	10	12	+ 4	+ 1	資金利益が計画を上回ったことや人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	59	31	25	▲ 9	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	32	20	▲ 10	▲ 12	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	51	24	▲ 57	▲ 27	資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
高 知	24	12	13	+ 2	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	24	12	14	+ 4	+ 1	役員取引等利益が預かり資産販売のコロナ禍における対面営業自粛等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	9	3	▲ 10	▲ 5	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	11	5	6	+ 0	+ 0	資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったものの、人件費・物件費の減少により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注)「始期比」は、令和2年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較



2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: 96)

	計画始期の水準	令和2年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	71.42	66.30	<b>76.03</b>	+ 4.61	+ 9.73	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益は国債等債券関係損益の減少により計画を下回ったこと等から、OHRは計画を上回った。
南日本	64.17	66.27	<b>64.88</b>	+ 0.71	▲ 1.39	業務粗利益は国債等債券関係損益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったこと等から、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.96	70.05	<b>69.95</b>	▲ 2.01	▲ 0.10	業務粗利益が資金利益や役員取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
第 三	65.13	63.44	<b>64.86</b>	▲ 0.27	+ 1.42	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	53.49	54.68	<b>71.33</b>	+ 17.84	+ 16.65	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
高 知	73.00	70.38	<b>69.30</b>	▲ 3.70	▲ 1.08	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったこと等から、OHRは計画を下回った。
北 都	74.82	72.89	<b>77.34</b>	+ 2.52	+ 4.45	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.26	65.57	<b>70.64</b>	+ 4.38	+ 5.07	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	68.40	68.92	<b>66.92</b>	▲ 1.48	▲ 2.00	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	令和2年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,632	1,635	<b>1,741</b>	+ 108	+ 106	本業支援を通じた経営改善や事業再生等に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.76	36.98	<b>35.79</b>	▲ 0.97	▲ 1.19	
南日本	残高	3,491	3,523	<b>3,696</b>	+ 205	+ 173	新型コロナウイルス関連融資への取組みに注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	44.39	44.00	<b>42.79</b>	▲ 1.60	▲ 1.21	
みちのく	残高	5,106	5,301	<b>5,342</b>	+ 236	+ 41	顧客営業利益支援活動をベースに法人営業活動、ミドルリスク層へのアプローチ強化に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	24.10	23.85	<b>23.06</b>	▲ 1.04	▲ 0.79	
第 三	残高	6,374	6,489	<b>6,947</b>	+ 572	+ 457	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資や、事業者等への資金繰り支援に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.42	31.66	<b>32.48</b>	+ 1.06	+ 0.82	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,776	<b>1,207</b>	▲ 547	▲ 568	実質無利子・無担保融資を中心に、中小規模事業者に対する金融支援を行ったものの、「経営改革プラン」に掲げる不良債権半減に向け、貸出債権売却や貸出金償却などを実施したことにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.91	<b>27.31</b>	▲ 13.53	▲ 13.60	
東 和	残高	7,120	7,570	<b>7,982</b>	+ 862	+ 412	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援や円滑な資金供給に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	31.60	<b>31.72</b>	+ 1.13	+ 0.12	
高 知	残高	3,956	3,993	<b>4,502</b>	+ 546	+ 509	「医療・福祉分野」「農林水産業・食品加工分野」「防災・環境関連分野」等の成長分野に対するリレーション強化や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等への金融支援に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.32	<b>36.77</b>	+ 0.93	+ 0.45	
北 都	残高	2,902	2,970	<b>3,461</b>	+ 559	+ 491	県内中小規模事業者を中心にリレーションを図り、新型コロナウイルス関連融資等へも積極的に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.75	<b>22.71</b>	+ 1.07	+ 0.96	
宮崎太陽	残高	2,529	2,834	<b>2,947</b>	+ 418	+ 113	本業サポートWithやTBMSを通じた顧客の売上改善に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.91	38.88	<b>37.81</b>	+ 0.90	▲ 1.07	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,114	<b>1,145</b>	+ 111	+ 30	実質無利子・無担保融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	29.65	32.13	<b>32.31</b>	+ 2.66	+ 0.18	
豊 和	残高	2,530	2,620	<b>2,698</b>	+ 168	+ 78	新型コロナウイルス関連融資等顧客の資金繰り支援に注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、顧客への資金繰り支援が予防的に厚めの手元流動性として残っていること等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	43.73	45.14	<b>43.84</b>	+ 0.11	▲ 1.30	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	289	<b>288</b>	+ 5	▲ 1	業域信用組合として取引拡大等に的確に応えるための業務運営体制の強化に取り組む、残高では始期を上回ったものの、大口先の返済等により貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	46.03	46.12	<b>45.35</b>	▲ 0.68	▲ 0.77	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,330	<b>3,873</b>	+ 610	+ 543	営業本部及び営業店において、営業推進に取り組んだ結果、貸出残高については計画を上回ったが、貸出比率は、総資産が想定よりも大きく増加したため、計画を下回った。
	比率	65.22	65.81	<b>64.10</b>	▲ 1.12	▲ 1.71	
釧路 (信用組合)	残高	297	299	<b>335</b>	+ 38	+ 36	実質無利子・無担保融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	32.50	<b>33.55</b>	+ 1.18	+ 1.05	
滋賀県 (信用組合)	残高	532	540	<b>585</b>	+ 52	+ 45	貸出残高は、実質無利子・無担保融資を中心に取組んだほか、役職員一丸となって貸出金増強に取り組んだ結果、計画を上回った。他方、貸出比率は、総資産が想定よりも大きく増加したため、計画を若干下回った。
	比率	34.38	34.50	<b>34.49</b>	+ 0.11	▲ 0.01	

2) 経営改善支援先割合

(単位: 96)

	計画始期の水準	令和2年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	13.39	13.41	18.17	+ 4.78	+ 4.76	「補助金申請サポート」等のコンサルティングサービスに積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
南日本	2.59	2.61	3.28	+ 0.69	+ 0.67	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい状況にある事業者に対する経営改善支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
みちのく	7.05	9.78	10.79	+ 3.74	+ 1.01	コンサルティングメニューの拡充やプロダクトサービスの強化による顧客の課題解決に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
第 三	4.98	6.00	6.12	+ 1.14	+ 0.12	リレーションシート等を活用した本業支援や三重県中南部地域活性化推進プロジェクトやミドルリスク先等に対する経営改善支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.29	8.75	+ 2.01	+ 1.46	所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	28.85	36.47	+ 8.56	+ 7.62	A B L等の積極的な活用により担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	4.73	4.95	4.98	+ 0.25	+ 0.03	事業性評価等の推進により担保・保証に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	14.82	14.89	18.40	+ 3.58	+ 3.51	経営改善計画策定支援やビジネスマッチング支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.95	2.59	+ 1.88	+ 1.64	新型コロナウイルス関連の助成金・給付金に係る相談・対応に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	40.55	82.58	+ 56.04	+ 42.03	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により事業性評価に基づく融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	8.40	▲ 0.60	▲ 0.62	実質無利子・無担保融資の影響により担保・保証に過度に依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	15.89	26.66	+ 10.87	+ 10.77	コロナ禍の影響により、担保・保証に過度に依存しない融資や経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.32	38.51	+ 19.41	+ 19.19	新型コロナウイルス感染症拡大を受けて相談先が急増したほか、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を行ったことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	4.26	4.28	4.46	+ 0.20	+ 0.18	経営改善支援先の経営相談に積極的に取り組んだほか、担保・保証に過度に依存しない融資の促進や、創業・新事業開拓支援を行ったことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	41.74	41.79	43.57	+ 1.83	+ 1.78	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店が連携を密にして取り組んだことから、計画を上回った。

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和2年9月期の実施状況の概要

## 1. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	R2年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	5,837	11,520	+ 5,683	特定信用組合（資本支援を行った13信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	47.46	+ 12.57	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む)

### 2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	R2年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同組合 連合会	9.76	19.87	+ 10.11	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む)

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における  
「経営強化計画の履行状況（令和2年9月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	平成23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	平成24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	平成24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	平成24年 3月30日	70億円
東北銀行	平成24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	平成24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 令和2年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地元企業応援部」の復興融資担当者や事業再生担当者、営業店が連携し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> <li>・仙台圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台に法人営業グループを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月に「経営改善サポート協議会」を「コンサルティングサポート協議会」に一本化するとともに、新たに設置した「コンサルティングサポート委員会」に「経営改善サポート委員会」を統合させることにより、債務者区分全般に亘り経営課題を抱える地元中小企業に対して、本業支援の実践による取引先の持続的成長や地域の活性化に貢献していく態勢を構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化</li> <li>・地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施</li> </ul>		
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙台圏でのビジネスマッチングの実施(令和2年度:成約実績60件)(仙台、きらやか)</li> <li>・両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(令和2年度:協調・紹介融資実績3件)(仙台、きらやか)</li> <li>・被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台)</li> <li>・津波被災地等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月から「コベナンツ融資」開始。コロナ禍において、税理士会と連携した当座貸越型融資を中心に同融資を推進し取引先企業の資金応需に対して積極的に対応(令和2年度上期:169件 191億円)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への販路支援の取組みとして事業者を紹介する「ハッピーエールパスポート(クーポンブック)」を令和2年9月に発行・配布</li> <li>・東日本大震災以降、地域復興・振興支援プロジェクト「あゆみ」の活動を通し、地域経済や地域社会の面的な復興・振興に取り組んできたが、「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」にリニューアルし、当行を含む地域社会の持続的成長を支援する取組みを推進中(震災関連融資実績は令和2年4月～令和2年9月:5,642件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続</li> <li>・財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化。平成30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱い開始。(令和2年9月末30件/14.8億円)</li> <li>・ローカルベンチマークを活用した事業性評価シートを活用</li> <li>・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和2年9月期:登録80件)</li> </ul>		
被災者向け新規融資	事業性 消費性	8,484先/2,929億円 4,478先/245億円	1,448件/423億円 150件/19億円	61,621件/8,061億円 13,833件/1,740億円	3,802件/940億円 658件/112億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 346先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】R2/9月期の貸出金残高		8,018億円	1兆512億円	1兆7,478億円	6,266億円
産業復興機構の活用		決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定68先	決定7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立43件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は令和2年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年12月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和2年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年5月、震災以降、店舗内店舗としていた田老支店を宮古市田老総合事務所庁舎内にて再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で125件(令和2年11月末)の相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸道開通に伴う登米地区の取引先数増加により、令和2年9月、震災以降はじめての新規出店となる登米支店を開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難する顧客の相談等に対応するために、一部店舗での各種相談等の休日受け付けや、定期的な移動相談会を引き続き実施</li> </ul>																
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済環境が好調な釜石地区の重点開拓のため、大渡支店の増員と人材強化を図り、積極的な訪問活動を展開</li> <li>・令和2年6月、岩手県内の6金庫共同で「地域経済」、「地域社会」、「地域環境」の3つをテーマに取り組み「SDGs共同宣言」を公表するとともに、地方創生に関する取組みを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年5月、信用金庫業界専用M&amp;Aプラットフォーム「しんきんトランビプラス」の利用を開始するなど、事業承継に対する支援を推進</li> <li>・震災以降、仮店舗で営業していた高田支店を令和2年7月に、店舗内店舗としていた内の脇支店を同年8月に、店舗建設を開始(注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月以降、全営業店に相談窓口を設置し、積極的な新規融資を行うなどコロナ感染症の影響に対する支援を実施</li> <li>・事業承継支援の相談スキームを確立したうえで、令和2年4月よりプロパー融資「しんきん事業承継ローン」の販売を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の人手不足解消のために、大型自動清掃ロボット(部品の大半を南相馬市の企業から調達)を開発する企業の支店開設を支援</li> <li>・令和2年8月に閉店した農産物直売所の営業再開を望む住民の声を受け、自社店舗の建設に係る資金をクラウドファンディングで募る取組みを支援</li> </ul>																
<b>被災者向け新規融資</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">1,641先／215億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">694先／60億円</td> </tr> </table>	事業性	1,641先／215億円	消費性	694先／60億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">3,006先／616億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">751先／60億円</td> </tr> </table>	事業性	3,006先／616億円	消費性	751先／60億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">1,026先／502億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">1,068先／151億円</td> </tr> </table>	事業性	1,026先／502億円	消費性	1,068先／151億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">2,041先／796億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">566先／78億円</td> </tr> </table>	事業性	2,041先／796億円	消費性	566先／78億円
事業性	1,641先／215億円																			
消費性	694先／60億円																			
事業性	3,006先／616億円																			
消費性	751先／60億円																			
事業性	1,026先／502億円																			
消費性	1,068先／151億円																			
事業性	2,041先／796億円																			
消費性	566先／78億円																			
<b>被災者向け条件変更</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">225先／113億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">90先／8億円</td> </tr> </table>	事業性	225先／113億円	消費性	90先／8億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">127先／62億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">296先／11億円</td> </tr> </table>	事業性	127先／62億円	消費性	296先／11億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">239先／105億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">108先／13億円</td> </tr> </table>	事業性	239先／105億円	消費性	108先／13億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">529先／296億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">492先／41億円</td> </tr> </table>	事業性	529先／296億円	消費性	492先／41億円
事業性	225先／113億円																			
消費性	90先／8億円																			
事業性	127先／62億円																			
消費性	296先／11億円																			
事業性	239先／105億円																			
消費性	108先／13億円																			
事業性	529先／296億円																			
消費性	492先／41億円																			
<b>【参考】R2/9期の貸出金残高</b>	283億円	465億円	738億円	932億円																
<b>産業復興機構の活用</b>	決定24件	決定29件	決定35件	決定5件																
<b>東日本大震災事業者再生支援機構の活用</b>	決定46件	決定27件	決定57件	決定5件																
<b>個人版私的整理ガイドラインの活用</b>	成立11件	成立26件	成立39件	成立2件																

(注: 高田支店は令和2年12月、内の脇支店は令和3年1月に新店舗での業務を開始)

※ 計数は令和2年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年12月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和2年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の事業者等が来店しやすい支店をローンセンターとして整備し、各ローンセンターにおいて夜間融資相談会を引き続き実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を引き続き毎月実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、常時相談に対応</li> <li>・「経営改善支援担当者」を全営業店に配置</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年5月より、資金調達力の乏しい中小零細事業者向けの事業性融資商品の取扱を開始</li> <li>・令和2年6月、外出自粛に伴い、売上減少等、経営に打撃を受けた当組合営業エリアの飲食業の復興を支援すべく、取引先飲食業20社の食事券を懸賞とした、懸賞付定期預金「福食めぐり」を発売し、20億円販売</li> <li>・人材紹介サービス業者と業務提携したうえで、令和2年4月より、即戦力人材の紹介や創業支援・企業再生支援等を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年6月、創業支援から事業承継まで一気通貫した事業支援体制の強化のために、地域開発部を事業支援部に統合</li> <li>・令和2年8月、いわき市、いわき商工会議所、いわき産学官ネットワーク協会との連携によるコロナ対策企画で「企業ひと技 応援ファンド」を立ち上げ、事業承継や新たなビジネスモデルの構築に尽力する市内の事業者を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年8月、後継者不足等の経営課題解決を目的として(株)マイナビと業務提携を締結</li> <li>・令和2年9月、町の活性化を目的とした「PFI方式による地域優良賃貸住宅」整備事業に、融資金融機関として参加</li> <li>・令和2年11月、中小零細事業者に対する経営改善・再生支援ノウハウの共有や意識醸成を目的とした「企業支援者育成シンポジウム」に参加</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	642先／214億円 302先／45億円	177先／365億円 68先／11億円	4,228件(460先)／470億円 144件(85先)／3億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	665件／184億円 215件／19億円	211先／230億円 68先／8億円	3,873件／422億円 197件／26億円
【参考】 R2/9期の貸出金残高		390億円	1,145億円	447億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定9先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	決定3件	—

※ 計数は令和2年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年12月末時点)



# 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の概要

- 現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、**予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要。**
- このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである**金融機能強化法の期限(現在は2022年3月)を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を設ける。**
- ※ 第2次補正予算において、政府保証枠を12兆円から15兆円に拡充。

## 【① 金融機関が申請時に提出する経営強化計画の内容】

[通常]

収益性や効率性の目標

経営体制の見直し(経営責任)

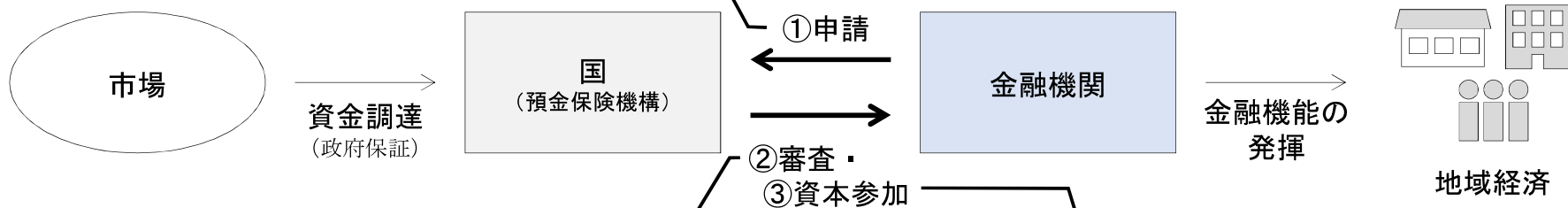
中小企業に対する信用供与の円滑化等  
(数値目標を含む)

[特例]

⇒ 求めない

⇒ 求めない

⇒ 数値目標は求めないが**地域経済の再生に資する方策の策定を求める**【内閣府令】



## 【② 国の審査基準】

[通常]

収益性や効率性向上の見込み

概ね15年以内【政令】の公的資金返済

適切な資産査定

[特例]

⇒ 求めない

⇒ 期限は設けない

⇒ 利用可能な直近の情報に基づく適切な資産査定

## 【③ 国による資本参加の種類等】

[通常] 原則優先株(銀行の場合)

⇒ [特例] 普通株や劣後債も可  
とし、配当率も通常より引下げ【運用】

## 資金交付制度の概要

(別紙6)

- **人口減少地域等**においてポストコロナの**地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等を行う地域銀行等が、経営基盤強化の「実施計画」を作成して国の認定を受け、預金保険機構から資金の交付を受けることができる制度**

### 制度の概要

<p><b>対象</b> 【改正金融機能強化法第34条の10第1項】</p>	<p>事業の抜本的な見直しとして実施する<b>合併・経営統合等の経営基盤強化の計画</b>（「実施計画」）を作成して<b>国の認定</b>を受けた<b>地域銀行等</b></p>
<p><b>「実施計画」の記載事項</b> 【改正金融機能強化法第34条の10第2項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>経営基盤強化の内容・時期</b></li> <li>・ <b>金融サービスの提供の維持</b>に関する事項</li> <li>・ <b>地域経済の活性化</b>に資する方策</li> <li>・ 計画の適切な実施に必要な<b>経営体制</b> 等</li> </ul>
<p><b>「実施計画」の認定要件</b> 【改正金融機能強化法第34条の10第3項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供する金融サービスが<b>地域経済にとって不可欠</b></li> <li>・ <b>人口減少等</b>により金融サービスの<b>持続的提供が困難</b>となるおそれ</li> <li>・ <b>計画実施</b>により金融サービスの提供が<b>維持される</b>と見込まれる 等</li> </ul>
<p><b>交付額</b></p>	<p>経営基盤強化に必要な<b>追加的な初期コスト</b>（ITシステム投資等）の一部</p>
<p><b>財源</b> 【改正金融機能強化法第43条の2等】</p>	<p>預金保険機構の<b>金融機能強化勘定</b>に属する<b>剰余金</b>を活用</p>
<p><b>監督等</b> 【改正金融機能強化法第34条の12】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の履行状況を原則<b>5年間モニタリング</b></li> <li>・ 必要に応じ<b>監督上の措置命令</b></li> <li>・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行）が<b>実施されない場合には資金の返還</b>を求める</li> </ul>
<p><b>申請期限</b> 【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】</p>	<p><b>2026年</b>（令和8年）<b>3月末</b>（約<b>5年間の申請期間</b>を確保）</p>

## 第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

### I 企業アンケート調査

顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015 事務年度より地域銀行をメインバンクとする企業に対してアンケート調査を実施している。2020 事務年度では、従来からの調査に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況についても確認した。約3万社に対しアンケート調査への協力を依頼し、10,162社から回答を得た（回答率：約30%、調査期間：2021年4月1日～23日）。

主な調査結果は以下のとおり。（別紙1参照）

- ・コロナ発生後（2020年2月～2021年3月まで）では、資金繰りが安定していたと回答した企業が約6割であったが、調査時点（2021年4月）では、8割弱が安定していると回答した。
- ・資金繰りが改善した理由については、6割弱が「実質無利子・無担保融資」、次いで4割強が「売上の増加（回復）」、4割弱が「各種補助金・助成金の利用」と回答した。
- ・コロナ発生後に金融機関による支援を受けた企業は、全体で見ると、7割弱に上っており、そのうちほぼ全ての企業が資金繰り支援を受けている。

### II 金融仲介の取組みの「見える化」と「探究型対話」

#### 1. 金融仲介の取組みの「見える化」

「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日公表）を踏まえ、2019年9月、金融機関の取組みの「見える化」を推進するため、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定した。

これに基づき、主要行等及び地域銀行は、2019年度下期以降、半期ごとにKPIを公表しており、金融庁でも、各行が公表したKPI及び公表ウェブページアドレスを集約のうえ、金融庁ホームページにて公表した。

#### 2. 地域金融機関との深度ある「対話」の構築・実践

2020 事務年度は新型コロナウイルス感染症関連の対応に重点を置いた取組みを行ってきたが、こうした中であっても、各財務局では「探究型対話」の実践に向けて、

- ・地域の経済活動等の実情を把握している財務事務所と、財務局とが一体となり、地域経済の動向の把握も合わせて地域金融機関とモニタリングする体制を構築
- ・財務局独自に事業者アンケートやヒアリングを実施して、事業者の金融機関支援実績に対する認識や金融機関に求める支援内容を把握し、地域金融機関と事業者の認識ギャップから新たな気づきが得られるような地域金融機関と

の対話

といったような様々な創意工夫を重ね、対話の深化・高度化を目指しつつ、定着を図ってきている。

また、金融庁においても、金融機関トップを含め、様々な階層とのオンラインも含めた意見交換の機会を増やしており、こうした取組みの結果、一部の地域金融機関からは新規事業立上げ等の相談のハードルが低くなった等の意見が聞かれた。

### Ⅲ Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(2019年12月5日閣議決定)に基づき、地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論する場である Regional Banking Summit (Re:ing/SUM) を、2019 事務年度の東京に引き続き、名古屋・広島でも開催した。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中であっても、地域の企業に対し、現状の資金繰り支援に加え、どのような支援を行うことができるか、また、支援を通じて地域経済に付加価値をもたらしつつ、いかに地域金融機関の持続可能なビジネスモデルを構築していくのか、といった観点から、多様な経歴の有識者が講演やパネルディスカッションを通じて議論を行った。

名古屋・広島を合わせた事前の視聴申込者数は 2,422 人、当日のアクセス数は延べ 9,203 件となり、地域金融機関の課題に対する問題意識が窺われた。(別紙 2 参照)

### Ⅳ 事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討 (別紙 3 参照)

2019 年 3 月より、公益社団法人商事法務研究会に「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」が設置され、担保法制の見直しに関する議論が始まった。

担保制度は融資実務や事業再生実務を形づくる重要な要素の 1 つであることから、金融庁としても議論に参加し、事業者の資金調達の選択肢を広げられるような新たな担保制度を提案すべく検討を進めている。

2020 年 11 月には、金融機関が事業者の経営改善支援等に注力できるような融資・再生実務のあり方について、金融機関・事業者双方に事業の継続や発展への適切な動機付けをもたらすような担保制度(事業成長担保権(仮称))のあり方等も含め検討を行う「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置し、同年 12 月、その議論の内容を論点整理として取りまとめ、公表した。<sup>1</sup>

2021 年 4 月より、法務省「法制審議会担保法制部会」において、担保法制の見直しに関する議論が開始され、当庁としても、我が国の担保法制が事業の成長に資す

<sup>1</sup> 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」議論の整理(案)(2020年12月25日公表)  
<https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri.pdf>

るものとなるよう、議論に貢献している。

## V 人材マッチングに関する取組み（別紙4参照）

地域企業における人材ニーズの高まりや監督指針改正（2018年3月）を受け、取引先中小企業への経営改善支援サービスの一環として、人材マッチング業務に取り組む金融機関が増加している。

政府としても、都市部の人材を地域に還流させ、地域経済を活性化させるために、人材マッチングに係る様々な施策を講じ、地域金融機関の人材マッチングに関する取組みを後押ししている。

金融庁では、2020年度第3次補正予算において、地域企業の経営人材確保を支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、所要経費を措置した。また、地域金融機関の人材マッチング業務の実態を把握するため、地域金融機関に対して、人材マッチング業務への取組状況に係るアンケート調査を実施し、取組状況を把握したほか、有料職業紹介の許可を受けている地域金融機関へのヒアリングを実施した。

## VI 事業者ノウハウ支援等の取組み支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者は、地域・業種とも多岐にわたり、また多数に上っている。これまで金融機関は、資金繰りを中心に事業者に対する支援を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症による影響の収束後を見据え、今後は一層の事業者支援への貢献が期待されている。

そこで、金融庁では、金融機関職員の事業者支援能力の向上を後押しするため、地域金融機関の現場職員の間で、地域・業態・組織を超えて、実践的な事業者支援のためのノウハウ・知見を共有する「共助」の仕組みを目指し、以下の取組みに着手した。（別紙5参照）

- ① 金融機関・信用保証協会の職員同士で事業者支援のノウハウを共有するためのウェブサイトの創設・運用
- ② 各地域内で始まりつつある事業者支援のノウハウ共有の取組みの後押し
- ③ 監督指針の改正

### ① 事業者支援ノウハウ共有サイトの創設

事業者支援ノウハウ共有サイトは、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の協力のもと、中小企業庁の賛同も得て、地方創生を担う人材の育成・確保を目的としたウェブサイト「地方創生カレッジ」内に、金融機関及び信用保証協会の職員向けに開設した。

開設後は、3か月（2021年1月～3月）のトライアル期間を設け、使いやすさの

確認や、地域・業態・組織を超えて参加者同士が助け合うための環境づくりに向けた課題の洗い出しを進めた。トライアルには45機関122名の応募があり、金融機関等の関心の高さが窺われた。同サイトは、参加者のみのクローズの場とすることで、心理的安全性を確保し、所属・個人名を明示したうえで（事業者が特定されない形で）、具体的な支援手法についての質問から日常業務に係る疑問に至るまで、幅広い投稿を行えることとした。また、若手職員も含めて参加できることや、参加者同士が経験等に基づき実践的な回答をし合うことを目指した。

トライアル期間中の参加者の声も踏まえ、2021年4月末にサイトを本格稼働させた。本格稼働と同時に、参加機関・職員の一次追加登録の公募を実施した。この結果、131機関311名で稼働することとなった。また、ノウハウ共有の様子を見てから参加を決めたいとの声を踏まえて新たに用意した閲覧専用の枠組みにも、62機関の応募があった。

## ② 各地域内で始まった事業者支援ノウハウ共有の取組み拡大への後押し

同サイトの開始以前から、一部地域では金融機関の現場職員間でのノウハウ共有の取組みが始まっていた。こうした自発的な動きを後押しすべく、2020年11月に栃木県で開催されたシンポジウム（県内地域銀行及び県信用保証協会主催）を始め、2021年2月に沖縄県、3月に北海道、6月に岐阜県と岡山県で行われた講演会等に金融機関出身の金融庁職員を派遣するほか、他の地域の取組みを紹介するなど、ノウハウの共有と地域における金融機関同士や信用保証協会との連携強化の動きを積極的に後押しした。

## ③ 監督指針の改正

金融機関による事業者支援能力を向上させるにあたり、現場職員による地域・業態・組織を超えて、ノウハウ・知見を共有することの意義を明確化するため、2021年4月30日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行った。

## Ⅶ 地域課題解決支援チーム・室の取組み（別紙6参照）

2018年10月より地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった金融庁有志職員により地域課題解決支援チームが立ち上げられた。同チームでは、産・学・官・金等の地域の関係者ととともに具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」で議論し、必要に応じて同チームとネットワークでつながった有識者を紹介する等により、課題解決の伴走支援を行ってきた。

「ダイアログ」で議論して生まれた、地域の課題解決に資する企画やスキームについて、地域の関係者ととともに地方自治体をはじめとする地域の関係組織に対して提言し、採用される事例も出てきている。

2020事務年度の主な取組事例は、以下のとおりである。

### ① コロナ関連の地域課題解決に対する取組み

石川県において、新型コロナウイルス感染症の影響下で資金を必要とする事業者への迅速な融資実行と窓口の混雑解消のため、県・市町・信用保証協会・地域金融機関職員の有志が中心となり、「制度融資における地方自治体認定手続きの電子化」というテーマで「石川ダイアログ」が実施され、認定手続きの電子化の実現に向けて協力した。

この結果、石川県内における認定手続きの一部電子化の枠組みが構築され、ノウハウを共有することで、山形県でも同様の枠組みが構築されている。

### ② 霞が関ダイアログの開催

地域課題解決支援チームは、中央省庁の職員が担当する施策を、地域の金融機関や地方自治体の問題意識を有する熱意ある職員向けに直接発信する「霞が関ダイアログ」を、2020年1月、8月、11月、2021年2月、5月の計5回開催。

同ダイアログでは、施策を一方向的に紹介するだけでなく、地域金融機関・地方自治体参加者が関心ある施策ごとに分かれて施策担当者とともにグループセッションを行い、活発な議論を行っている。

### ③ 金融庁と環境省の連携チームの発足

2021年3月、金融庁（地域課題解決支援室）と環境省は、地域経済の活性化に向けて、地域の様々なステークホルダーとのネットワークづくりや、地域課題解決の支援のため、知見やノウハウを持ち寄り、連携して取り組むことを目的とした「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた金融庁と環境省の連携チーム」を発足させた。

（注）上記ⅠからⅧに関する、金融仲介機能の質の改善等に向けた具体的な取組事例については、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」（2021年7月8日公表）を参照。

## Ⅷ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 年末の金融円滑化要請の際に、金融機関に対して、事業者への積極的なガイドライン及び特則の周知、事業者からの相談へのきめ細かい対応を要請（2020年

- 11月)。(別紙7参照)
- ② 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について、特則の積極的な周知と、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むことを要請(2020年12月)。(別紙8参照)
  - ③ 当庁ウェブサイトで、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表(2020年12月、2021年6月)。(別紙9参照)
  - ④ 当庁ウェブサイトで、「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始等を受けた取組状況に関するアンケート調査の結果について」を公表(2021年6月)。(別紙10参照)
  - ⑤ 主要行、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協との意見交換会において、アンケート結果も踏まえた、経営者保証に依存しない融資の一層の取組みを慫慂。
  - ⑥ 当庁ウェブサイトで、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」として、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」を一覧性のある形で公表(2020年10月、2021年3月)。(別紙11参照)
  - ⑦ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014年10月の業務開始以降、2021年6月末までに、150件の支援を実施。

#### IX 金融仲介の質の向上に向けた取組み等

各財務(支)局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み(各種会議の開催等)を開催した(2020年9月~2021年3月)。具体的には、有識者による講演や地域関係者(企業経営者等)によるパネルディスカッション等を実施した。

#### X 認定支援機関による経営支援

2012年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者(商工会・商工会議所、税理士や金融機関等)を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」という。)が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析(運転資金の確保や業務効率化等)、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

なお、2021年6月30日現在で、41,422件の認定支援機関(うち金融機関497件)を認定している。

#### XI 地域経済活性化支援機構(REVIC)等の積極的な活用



地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC等を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

## XII 金融の円滑化に向けた取組み

### 1. 中小企業金融の現状

#### (1) 資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断D.I.」(D.I.=「楽である」と回答した社数構成比-「苦しい」と回答した社数構成比)をみると、2021年6月期では+8(対前年同月比+9)となっている。(別紙12参照)

#### (2) 融資残高等

2021年6月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみると、中小企業向けが対前年同月比2.0%の増加、中堅・大企業向けが同4.4%の減少となっている。(別紙13参照)

### 2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

#### (1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

##### ア. 貸付条件の変更等の実施状況

貸付条件の変更等の実行率は全体で95%を超える水準で推移しており、条件変更等の取組みは金融機関に定着してきたことを鑑み、年次で求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告については、2018年度の計数の報告をもって一旦休止したが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた、事業者等の資金繰り支援の状況について確認する必要があると認められたことから、条件変更等の取組状況(金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等)の報告を求め(銀行法第24条等による報告徴求)、その状況を公表している。(別紙14参照)

##### イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸

し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2020年11月30日及び2021年3月8日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた金融の円滑化に係る要請を行うとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

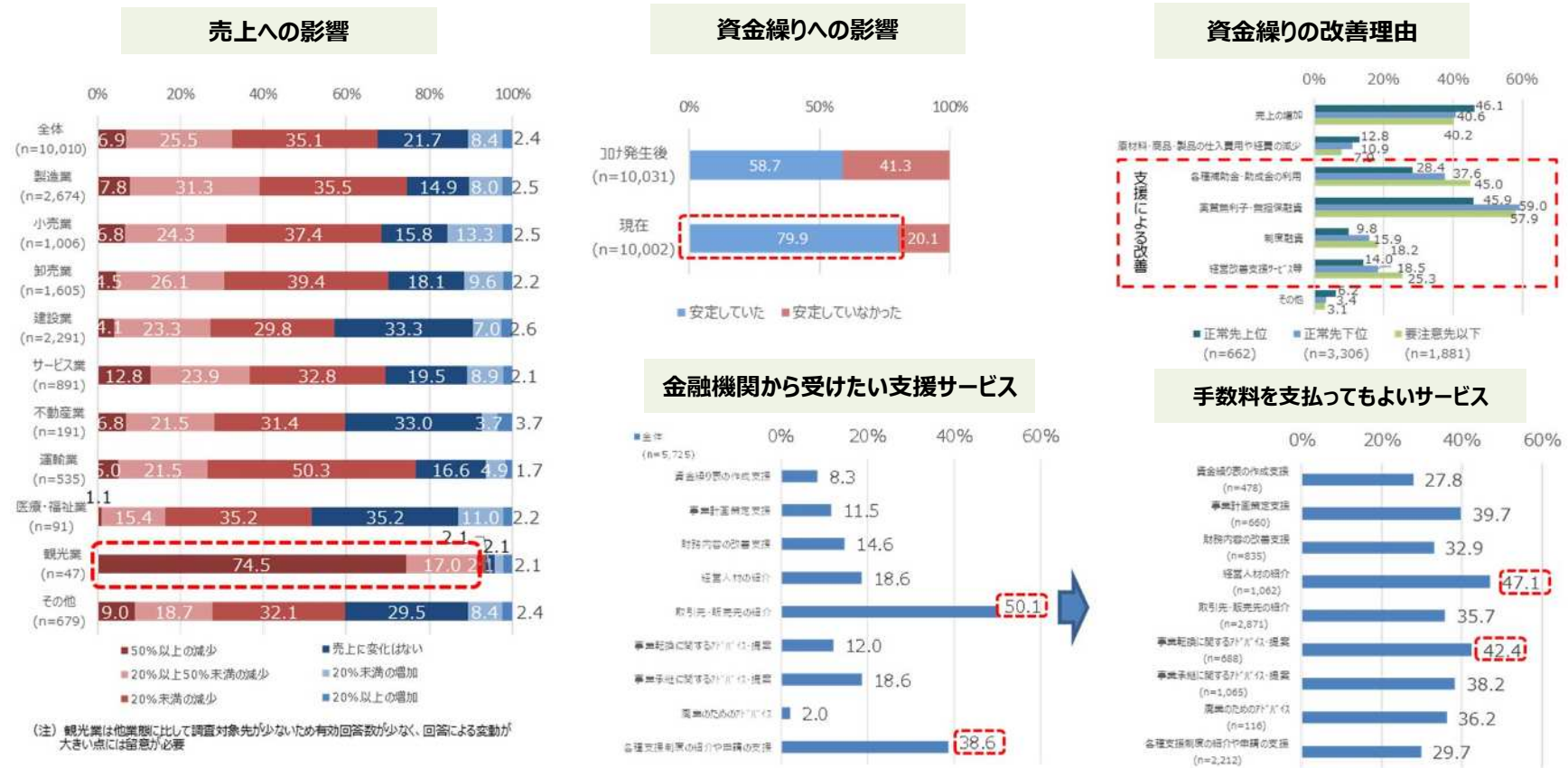
イ. 文書による要請

2020年11月30日や2021年3月8日をはじめとして、累次にわたり、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。(別紙7、15参照)

## 企業アンケート調査の結果 (調査期間：2021年4月1日～23日)

(別紙1)

- 2015年度より実施する「企業アンケート」を今年度も約3万社に依頼（10,162社から回答）
- 今回調査では、地域金融機関の金融仲介プロセスに対する顧客評価に加え、新型コロナウイルス感染症による資金繰りへの影響についても確認



## 多様な関係者が「持続可能なビジネスモデルの構築」に関して議論する場（Regional Banking Summit（Re:ing/SUM））の開催

（別紙2）

- 地域金融機関にとって、長期にわたり地域の企業・産業を支え、地域経済に付加価値をもたらすため、いかに持続可能なビジネスモデルを構築していくか、その真価が問われる局面
- 2020年11月に名古屋、同年12月に広島で、多様な関係者が議論を行う場を設け、オンライン配信を主体とした形式により開催（視聴アクセス数は延べ9,200件）
- 当日のプログラム

	名古屋	広島
開会挨拶	和田 内閣府大臣政務官（金融）	赤澤 内閣府副大臣（金融）
基調講演	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域志向のメンバーシップバンキング（大学教授）</li> <li>■ 企業理念と信用金庫の未来（協同組織金融機関 理事長）</li> <li>■ 次世代型地域金融を目指して（地域銀行 頭取）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の発展に貢献できる地域金融機関をめざして（大学教授）</li> <li>■ 地域金融機関のあるべき姿と現場主義経営（協同組織金融機関 理事長）</li> <li>■ 本気で取り組むDX（地域銀行 副社長）</li> </ul>
パネル ディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ きらりと光る信用保証協会</li> <li>■ Digital × HR × Regional Bank</li> <li>■ 事業者支援ノウハウ共有への挑戦</li> <li>■ 繰り返される危機に備える金融・企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者を支える融資・再生実務への挑戦</li> <li>■ 外部出向経験者のチャレンジ</li> <li>■ 地域活性化の新潮流に、金融のスパイスを</li> <li>■ 地域課題をビジネスチャンスに</li> </ul>

## 新しい担保制度（事業成長担保権）創設の提唱

- 金融機関には、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、事業そのものを評価し融資することを期待
- また、工場等の有形資産を持たない産業の重要性が高まっているほか、開業や事業承継、事業再生の局面での円滑な資金調達の必要性も高まっている
  - ⇒ こうした課題に応えるため、金融機関・事業者双方に適切な動機付けをもたらすような担保制度（事業成長担保権）の実現に向けて「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」で議論を重ね、論点整理を公表（令和2年12月25日）。本年4月以降、法制審議会「担保法制部会」の議論にも積極的に貢献

## 事業成長担保権の概要

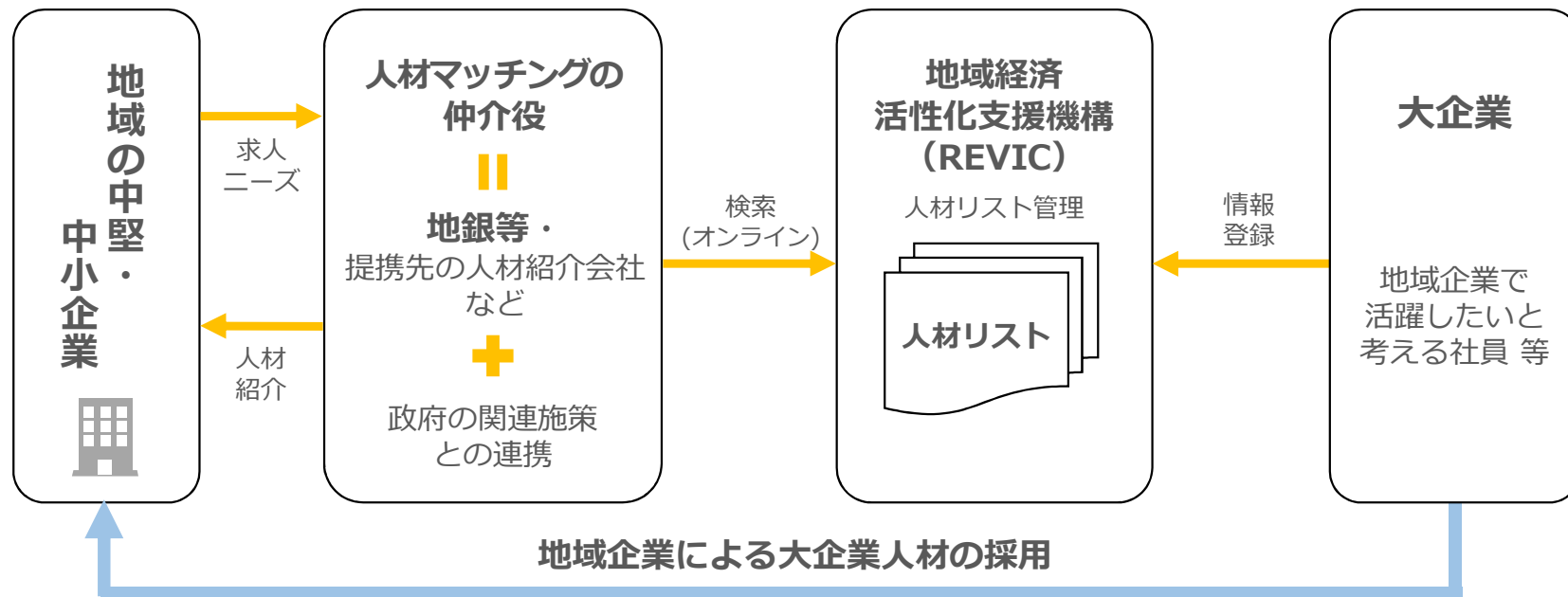
現在	新たな選択肢（事業成長担保権）
個別資産に対する担保権のみ	事業全体に対する担保権を <a href="#">選択肢に</a>
担保権の対象は土地・工場等の有形資産が中心で、事業の将来性と乖離	担保権の対象には無形資産（のれん等）も含まれ、事業の将来性と一致
事業価値への貢献を問わず担保権者が最優先	事業価値の維持・向上に資する者(商取引先・労働者やDIPファイナンスの出し手)を十分に保護
担保権者の目線が清算価値に向きがち (担保権実行によって事業が解体されやすい)	担保権者の目線が事業継続価値に向きやすい (事業者支援を通じて事業が継続できる)

## 事業成長担保権により実現が期待できる事業者のニーズ

- 資金繰り等の支援を安定的に受けられる金融機関の確保（新たな形のメインバンクの明確化）
- ベンチャー企業や再生企業などへの相対的にリスクの高い融資
- 経営者保証に過度に依存しない融資

## 地域企業経営人材マッチング促進事業について

(別紙4)



- 令和2年度第3次補正予算で、経営人材を新たに採用した地域企業への補助など、約30.6億円を計上

※ 大企業：資本金10億円以上 又は 常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人

※ 中堅・中小企業：資本金の額又は出資の総額が10億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が10人以上2,000人以下の法人

## 事業者支援ノウハウ共有の取組み

- 地域の関係者（金融機関、保証協会等）が連携して円滑に事業者支援を進めていくよう、**金融機関の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有する等の取組みを支援**

## 金融機関・信用保証協会の職員同士で事業者支援のノウハウを共有するためのサイトを創設

- **3か月間のトライアル期間**を経て、**2021年4月から本格稼働**（同5月末時点で131機関311名の登録）
- 地域・業態・組織を超えた意見交換が行われており、今後も段階的に参加者を増やしていく

### 事業者支援ノウハウ共有サイト意見交換の様子（イメージ）

**NEW** コロナ禍における売り上げ回復のポイントを教えてください。

飲食店や小売業、卸売業など売上高の回復が急務となっている事業者に対して、販路開拓などの有効なノウハウがあれば、おしえてください。小規模事業者の場合には、ネット通販などで新たな販路が拡大できるものなのでしょうか。 [全文を表示する>](#)

2021-04-21 15:53:48 中国地区 信用保証協会

経営改善・事業再生の手帳 本業支援 コストの見直し 公的支援・補助金

参考になった 0件 もっと知りたい 1件 コメント 1件

売上高回復については、誰にでも効く特効薬はないと思います。まずは市場やニーズを細分化して、適切なターゲットを選定することかと思っています。飲食業なら、既存客に対する単価や来店頻度をアップについて、具体的に検討してはどうでしょう。

参考になった 1件 東海地区 地域銀行

## 各地域内における事業者支援ノウハウ共有の後押し

- 栃木県をはじめ、いくつかの地域で、事業者支援に従事する金融機関等の職員が、テーマ別に、実務家講師と実践的なノウハウ・知見について議論する勉強会が開催されている



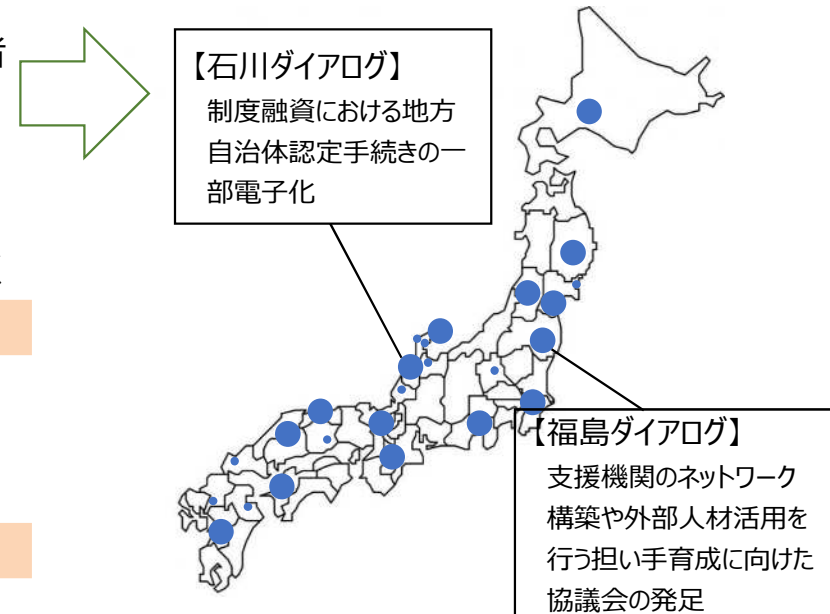
### 地域の課題を共有し、解決に向けた「地域課題解決支援室・チーム」による取り組み

- 地域課題解決支援チームは、政策オープンラボ（職員の自主的な政策提案の枠組み）の活動から始まり、こうした活動を支えるために「地域課題解決支援室」を設置
- 地域課題の解決に問題意識を持つ有志の職員が、地域の関係者とともに議論を重ね、具体的な解決策の実現を後押し

### 地域課題の解決支援のイメージ

- ① 官民金の有志が集う「ちいきん会」等での交流によりネットワークを形成
- ② ネットワークを通じて寄せられた課題について、地域の関係者とともに具体的な解決方法を考える場である「ダイアログ」で議論
- ③ 議論で生まれた解決策を地域の関係者とともに提言、実現に向けた伴走支援を行う
- ④ 各自治体による持続的な取り組み（自走化）につなげていく

### ダイアログの実施



### 霞が関ダイアログ

- 各省庁の担当者の協力を得て、それぞれの施策を地域の関係者に発信し、意見交換
- 2021年5月までに計5回開催。

### 金融庁と環境省の連携チーム

- 2021年3月、課題解決を通じた地域経済活性化を目指して協働する、金融庁と環境省の「連携チーム」が発足



令和2年11月30日  
金 融 庁

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、これまで当庁から金融機関に対しては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、累次にわたり事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、万全の対応を取るよう要請させていただいたところであり、金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、事業者の資金繰り支援に着実に取り組まれておられるところです。

一方、足元の景気は依然として厳しい状況にあるほか、新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoTo キャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う事業者への影響も懸念される所、金融機関におかれては、運転資金等の需要が高まる年末、更にはそれ以降の資金繰り支援に、引き続き全力を挙げて頂く必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の状況等も見極めながら、事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援など、ポストコロナの新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と付加価値の更なる向上に取り組むことも求められ、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されております。

今般、別添（写）のとおり、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末における金融の円滑化について、周知徹底の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記の周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoTo キャンペーンを含む各種支援策の変更などにより、宿泊・飲食サービスなどの事業者への影響が懸念される所、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、引き続き、関係機関とも連携しつつ、継続的に業況等の実態をきめ細かく把握し、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応など、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善等が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営のあり方については、事業再構築・再生・転換等を含めて、どのような選択肢が最適か、事業者としっかり対話を行い、実効的な支援策を積極的に講じていくこと。

(3) 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が本年4月1日より開始したことを踏まえ、経営者保証に依存しない融資を一層浸透・定着させるため、事業者に対し、積極的に本ガイドライン及び特則の周知を行うとともに、事業者からの相談にもきめ細かく対応すること

(4) 10月30日に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則が策定され、本年12月1日より適用が開始される所、当該特則の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主の相談に柔軟に対応すること。

また、近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、金融機関は、国民の経済活動を支援する金融機能の維持等のため、金融サービスを継続して提供してきたところ、今後も引き続き、業務の継続について適切な対応に努めること。

(6) 上記(1)から(5)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

令和2年11月30日  
中小企業庁

金融庁監督局長

農林水産省経営局長

中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について

貴職におかれましては、これまでも各金融機関団体に対して、中小企業・小規模事業者向け資金の円滑な供給が図られるよう適切な対応を求めていただいていたところですが、年末の金融繁忙期が控えていること、さらに新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、民間金融機関が果たす役割の重要性に鑑み、改めて下記の点に努めることを各金融関係団体に周知徹底いただくよう、対応方よろしくお願いいたします。

記

- (1) 年末における中小企業・小規模事業者の資金繰り支援について、信用保証協会や他の金融機関との連携・協力を努めながら、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細かな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、審査に当たっては、現下の財務状況や過去の貸出条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、事業者の経営実態や特性を十分に踏まえた判断を行うこと。さらに、信用保証を活用しない融資についても、積極的にリスクテイクを行うなど、適切な対応を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などにより、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、事業者への親身な対応、新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施（適時適切な保証・担保徴求の弾力化含む）に加え、信用保証協会によるセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること。また、

新型コロナウイルス感染症の影響による、新たな借入の据置期間が到来する場合も含め、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の既往債務の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。

(3) 東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及びその他各地域における大雨や台風等の被災事業者並びに一時的な業況悪化により資金繰りに支障を生じている事業者に対しては、個別企業に応じた十分な対応に努めること。

(4) 貸出先の中小企業・小規模事業者等に対し、金融面からの支援に留まらず、コンサルティング機能を十分に発揮し、モニタリング等による状況把握や経営支援、財務アドバイスにより一層積極的に取り組んでいくこと。

その際、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業や早期経営改善計画策定支援事業、中小企業再生支援協議会等の施策を効果的に活用することを含め、信用保証協会による保証の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の真の意味での経営改善や事業再生を徹底的に支援していくこと。

(5) 中小企業・小規模事業者に対する融資に当たっては、財務面だけでなく事業性を重視していくこと。個人保証や担保等に必要以上に依存することなく、借り手の事業内容に対して目利きを発揮して対応を行うこと。特に、「経営者保証に関するガイドライン」を積極的に活用し、個人保証に依存しない融資や既存の保証契約の見直し、保証債務の整理への対応を促進することで、創業や中小企業・小規模事業者等の思い切った事業展開、円滑な事業承継及び早期の事業再生などを後押ししていくこと。

金 融 庁  
令和 2 年 12 月 8 日

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた  
事業者支援の徹底等について（要請）

新型コロナウイルス感染症による我が国経済への影響等を踏まえ、本日（12月8日）、政府において「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を決定したことを受け、別添のとおり麻生金融担当大臣談話を公表したところです。

貴協会等におかれては、傘下金融機関において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長期化の状況等を踏まえ、これまでの要請事項に加え、今般の経済対策に盛り込まれた、事業者等の資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等の施策を含めた別添の大臣談話の要請事項について了知いただき、さらなる支援等が促進されるよう、現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に対して周知・徹底方をよろしくお願いいたします。

(別添)

令和2年12月8日

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた  
事業者支援の徹底等について  
(麻生金融担当大臣談話)

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、金融庁においては、これまで金融機関に対して、事業者等への迅速かつ円滑な資金繰り支援等が実施されるよう、累次にわたり要請してまいりました。金融機関におかれては、こうした要請等も踏まえ、事業者等への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。

しかしながら、足下、感染症の拡大や長期化に伴い、経済活動の抑制等による事業者等への影響が懸念されますところ、事業者等に対する資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等の必要性が更に高まっていると考えております。

本日(12月8日)「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を決定し、民間金融機関による「実質無利子・無担保」融資制度の延長等の措置を講じることとしたことなどを踏まえ、金融機関における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項を重ねて要請いたします。

1. 民間金融機関による「実質無利子・無担保」融資制度の申請期限が来年3月に延長されることとなったことも踏まえ、年末・年度末を含め事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者からの相談に丁寧に対応することに加え、返済猶予等の条件変更やプロパー融資、保証協会保証付き融資など様々な方策を組み合わせ、引き続き、事業者のニーズに合った支援を迅速かつ積極的に行っていくこと。

なお、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁は、引き続き金融機関の判断を尊重する。

2. 「実質無利子・無担保」融資制度に基づく融資を受けている事業者に対しては、その据置期間が終了するまでの期間において、継続的な業況把握を通じて返済能力の変化を適時適切に捉えるとともに、十分な本業支援を通じ、返済に支障を来さないよう、きめ細やかな対応を継続的に行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、資金繰りだけでは収まらない課題に直面する事業者に対し、経営改善や事業再生、事業転換支援等の取組を進めていくため、事業者としっかりと対話を行い、地域経済活性化支援機構等が出資するファンドや、日本政策金融公庫等が提供する資本金劣後ローンも活用しつつ、迅速かつ実効的な支援策を講じること。

4. 事業者支援に当たっては、地方自治体、信用保証協会、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等の政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、税理士等の地域の関係機関と緊密に連携するとともに、事業者支援のノウハウや知見を金融機関の現場職員の間で共有することにより、実効的に支援を進めていくこと。
5. 「経営者保証に関するガイドライン」及び、事業承継時の保証の二重徴求を原則禁止した同ガイドラインの特則の積極的な周知を行うとともに、金融庁が公表している新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等の指標群（KPI）や同ガイドラインの活用に係る各金融機関の取組事例も参考にしながら、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むこと。
6. 大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材の確保を後押しするため、経営陣の適切な関与のもと、地域経済活性化支援機構に整備する人材リストの活用を進めるとともに、地域企業の経営課題や人材ニーズの調査・分析を踏まえた人材マッチングサービスの提供等に積極的に取り組むこと。
7. 12月のボーナス返済を設定している顧客からの返済猶予等の相談が寄せられることなども踏まえ、引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
8. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者を支援対象に追加した「自然災害債務整理ガイドラインの特則」について、同特則の個人債務者への積極的な周知や丁寧な相談対応に加え、同特則の運用に際し、自由財産の拡張や債務整理の対象債務についても、個人債務者の生活や事業の再建のため、可能な限り柔軟な支援に努めること。
9. 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、政府において、マイナンバーカードの普及に取り組んでいることを踏まえ、各金融機関において、その普及に協力すること。

新型コロナウイルス感染症への対応において、今まさに、金融機関の取組みの真価が問われる局面であります。要請内容は多岐にわたり恐縮ですが、いずれも必要なものばかりです。引き続き、我々も金融機関とともに、事業者等の実情に応じた適切な支援がなされるよう、取り組んでまいります。

### 民間金融機関<sup>(※1)</sup>における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	2019年度		2020年度	
	2019年4月-9月	2019年10月-2020年3月	2020年4月-9月	2020年10月-2021年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	345,407	340,622	575,587	425,212
② 経営者保証の代替的な融資手法 <sup>(※2)</sup> を活用した件数	612	650	707	448
③ 保証契約を解除した件数 <sup>(※3)</sup>	32,332	35,872	41,427	38,648
④ 合計【④＝①+②+③】	378,351	377,144	617,721	465,429
⑤ 保証金額を減額した件数	4,603	5,294	4,343	5,315
⑥ メイン行 <sup>(※4)</sup> としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	73	221	133	115
⑦ 新規融資件数	1,610,081	1,586,446	2,163,402	1,522,080
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧＝①+②/⑦】	21.5%	21.5%	26.6%	28.0%
【代表者の交代時における対応】	21.5%	21.5%	27.2%	
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,891 (10.4%)	2,703 (10.2%)	3,162 (11.6%)	2,632 (9.7%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	11,024 (39.7%)	11,878 (44.8%)	12,756 (46.7%)	13,262 (48.9%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	9,736 (35.0%)	8,713 (32.9%)	9,986 (36.6%)	9,973 (36.8%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	4,128 (14.9%)	3,208 (12.1%)	1,413 (5.2%)	1,237 (4.6%)

※1 「民間金融機関」とは、主銀行等9行、その他銀行22行、地域銀行101行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合46組合(全国信用組合連合会を含む)の合計533機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

※4 「代表者の交代時における対応」とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。



---

**事業承継時に焦点を当てた  
「経営者保証に関するガイドライン」の特則の  
適用開始等を受けた取組状況に関する  
アンケート調査の結果について**

---



令和3年6月  
金融庁

# 目次

## 【調査の目的】

- ・ 令和2年4月から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下、特則）の適用が開始されたほか、令和2年10月には、金融庁ウェブサイトにおいて、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の一覧を公表
- ・ これらを受けた各金融機関の態勢整備等の状況を確認するため、当アンケート調査を実施

## 【調査概要】

実施時期 | 令和2年12月

対象金融機関 | 510金融機関（主要行9行、地域銀行102行（埼玉りそな含む）、信用金庫254庫、信用組合145組合）

質問内容 | 事業承継時に前経営者・後継者の双方から二重に保証を求めることに関する自行（庫・組合）の方針など

## 調査の目的及び調査概要

P 1

### I. アンケート調査の結果を受けた考察

#### 1. 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

- ・ 事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約 P 4－6
- ・ 事業承継時における前経営者との保証契約（第三者保証） P 7
- ・ 経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容 P 8－9
- ・ 内部規程等による手続の整備 P 10

#### 2. 主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」等

- ・ 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定・自主公表 P 12
- ・ 根保証契約の締結 P 13

### II. アンケート調査の結果を踏まえ引き続き議論していくべき内容等

P 15

## 参考資料

P17－20

### <記載上の留意事項>

- ・ 別に公表している集計結果とは設問の順序が必ずしも一致しない
- ・ 各問の選択肢の記号は、別に公表している集計結果の選択肢の記号とは異なる
- ・ グラフの構成比は、小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

# 1. アンケート調査の結果を受けた考察

# 1. 事業承継時に焦点を当てた 「経営者保証に関するガイドライン」の特則

## 事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（1）

【1.】事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が開始され、特則では、原則、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めること（以下「二重徴求」という。）は行わないこととし、例外的に二重徴求を許容する事例として4つの事例を列挙しているところ（特則第2項（1）①～④）、自行（庫・組合）の方針について、該当するものを選択してください（集計結果 問6）



- 特則の適用開始を受けて、新たに、原則、二重徴求は行わない方針とした
- 特則の適用開始以前から、原則、二重徴求は行わない方針としており、特則を踏まえ、引き続き、原則、二重徴求は行わない方針としている
- その他※
  - ※ 職域の信用組合であり事業性融資の実績がない金融機関、二重徴求の実績がない金融機関 など

約9割の金融機関において、原則、二重徴求は行わない方針としており、既にほとんどの金融機関において、原則として二重徴求を行わない方針が徹底されていることが窺われる

## 事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（2）

【2.】 2020年度上期（4-9月）において、事業承継時に二重徴求している事例につき、内訳をご教示ください  
（集計結果 問7）



### (特則第2項(1)②)

前経営者が引退等により経営権・支配権を有しなくなり、特則第2項(2)に基づいて後継者に経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合において、前経営者に対する保証を解除することが著しく公平性を欠くことを理由として、後継者が前経営者の保証を解除しないことを求めている場合※

※ 法人から前経営者に対する多額の貸付金等の債権が残存しており、当該債権が返済されない場合に法人の債務返済能力を著しく毀損する場合 など

### (特則第2項(1)④)

前経営者・後継者の双方から、専ら自らの事情により保証提供の申し出があり、特則上の二重徴求の取扱いを十分説明したものの、申し出の意向が変わらない場合

### (特則第2項(1)①)

事務手続完了後に前経営者の保証解除が予定されている中で、一時的に二重徴求となる場合※

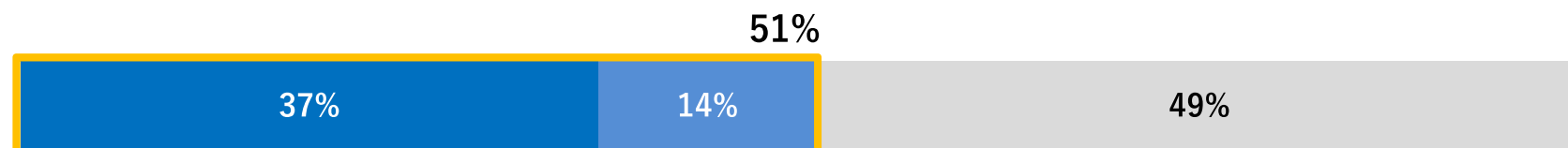
※ 前経営者が死亡し、相続確定までの間、亡くなった前経営者の保証を解除せずに後継者から保証を求める場合 など

### (特則第2項(1)③)

金融支援を実施している先、又は返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者への多額の資産等の移転が行われているなどの特段の理由により、当初見込んでいた経営者保証の効果が損なわれるため、前経営者・後継者の双方からの保証を求めなければ金融支援を継続することが困難となる場合

## 事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（3）

【3.】前ページの4つの例外事例に該当し、二重徴求となった場合（特則適用開始前より二重徴求となっている場合を含む）、その状態が継続しないよう適切に管理・見直しを行うため、どのような体制整備・取組を行っていますか（集計結果 問8）



- 本部が関与する定期的な事後フォローの体制を整備している
- 本部関与はないが、管理・見直しの体制を整備している
- 管理・見直しの体制整備は講じていない

二重徴求となった場合に、管理・見直しの体制を整備している金融機関が半数に上る一方で、管理・見直し体制が整備されていない金融機関が半数見られ、こうした金融機関については、各金融機関の実情に応じた体制整備が求められる

## 事業承継時における前経営者との保証契約（第三者保証）

【4.】2020年4月1日施行の改正民法では、第三者保証の利用が制限されましたが（注）、第三者保証に該当する可能性のある経営権・支配権のない前経営者との保証契約について、どのような対応を取っていますか（集計結果 問9）

（注） 第三者保証に関し、公証人による保証意思確認の手續が新設された。なお、保証人になろうとする者が、主債務者である法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等である場合には、当該手續は不要とされている。



■ 第三者保証に該当する可能性のある前経営者との保証契約は解除

■ 第三者保証に該当する可能性のある前経営者であっても、一定の要件に該当する場合、改正民法に則って保証を徴求※

※ 形式上第三者となっても社内に残り影響力が大きい場合や、前経営者から法人への貸付金等、個人との貸借が多額で影響力が大きい場合 など

改正民法の施行後も、**3割の金融機関**においては、一定の明確な要件や条件の下で、改正民法に則って第三者保証に該当する可能性のある**前経営者から保証を徴求**することがあるとしている



## 経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容（1）

【5.】事業承継時等の契約変更・更新や、（事業承継時に限らず）新規融資において、保証を徴求する際の債務者及び保証人への説明に関し、該当するものを選択してください（事業承継時については、前経営者のみ又は後継者のみから保証を徴求する場合を含む）（集計結果 問3）

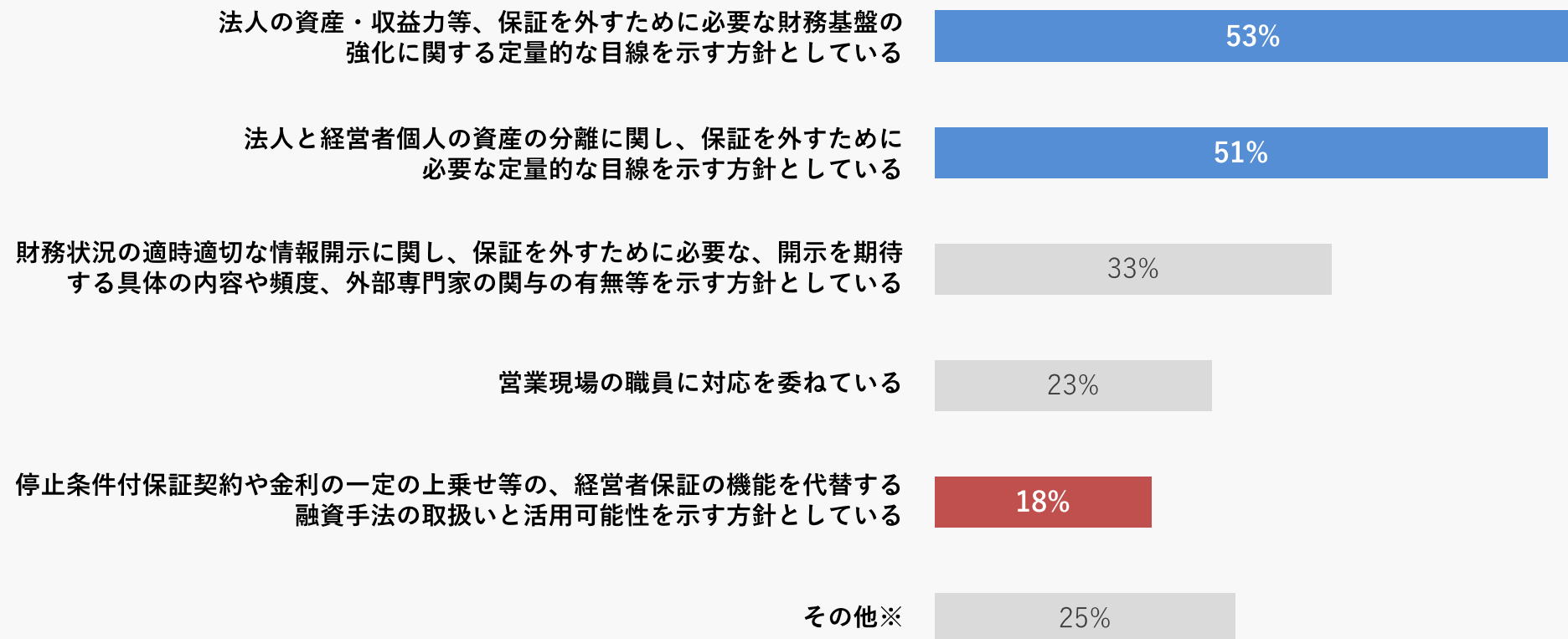


- 常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 根保証契約（保証限度額を定めた保証契約）の更新時以外、常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 顧客から問われた際に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 保証契約が必要である理由について説明を行う方針としている
- 営業現場の職員に対応を委ねている
- その他※  
※ 保証人別に最初の保証契約を行う際に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている など

7割超の金融機関が、「常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている」と回答しているところ、他の金融機関においても、債務者等への丁寧な対応が求められる

## 経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容（2）

【6.】前ページの経営者保証ガイドラインの説明に関連し、保証を徴求する際の債務者及び保証人に対する説明内容について該当するものを選択してください（集計結果 問4）



※ 経営者保証に関する自行（庫・組合）の説明書や業界団体のパンフレットを交付している  
一律に定量的な目線を示すのではなく、個々の事業者の実態に合わせた説明を行っている など

5割超の金融機関が、経営者保証を外すための「財務基盤の強化や法人と個人の資産の分離」に関する定量的な目線を示す方針としているなど、債務者等への具体的な説明を行うこととしている

また、経営者保証の機能を代替する融資手法の取扱いと活用可能性を示す方針としている金融機関は2割に満たず、**代替手法の活用・浸透を課題に挙げる金融機関もあった**

## 内部規程等による手続の整備

【7.】特則では、特則第2項（1）から（4）に沿った対応ができるよう、社内規程やマニュアル等を整備し、職員に対して周知することが求められているところ（第2項（5））、営業現場の職員等に対してどのように周知を行いましたか（集計結果 問10）

マニュアル・チェックシートを制定の上、すべての新規融資や保証条件の見直しに関し、当チェックシートを用いて稟議決裁を行うフローとしている

51%

研修・説明会の開催

46%

二重徴求を行うことが前提になる事業承継時の契約変更について、本部が事前に適切性を確認する

34%

二重徴求が許容されない具体の事例などを営業店に展開している

22%

本部においてチェックシートの使用状況に関し、定期的に事後の点検を行う

13%

特に周知は行っていない

5%

その他※

18%

※ 二重徴求となる場合は本部決裁事項とした  
新型コロナウイルス感染防止の観点から、担当職員に個別周知を行った など

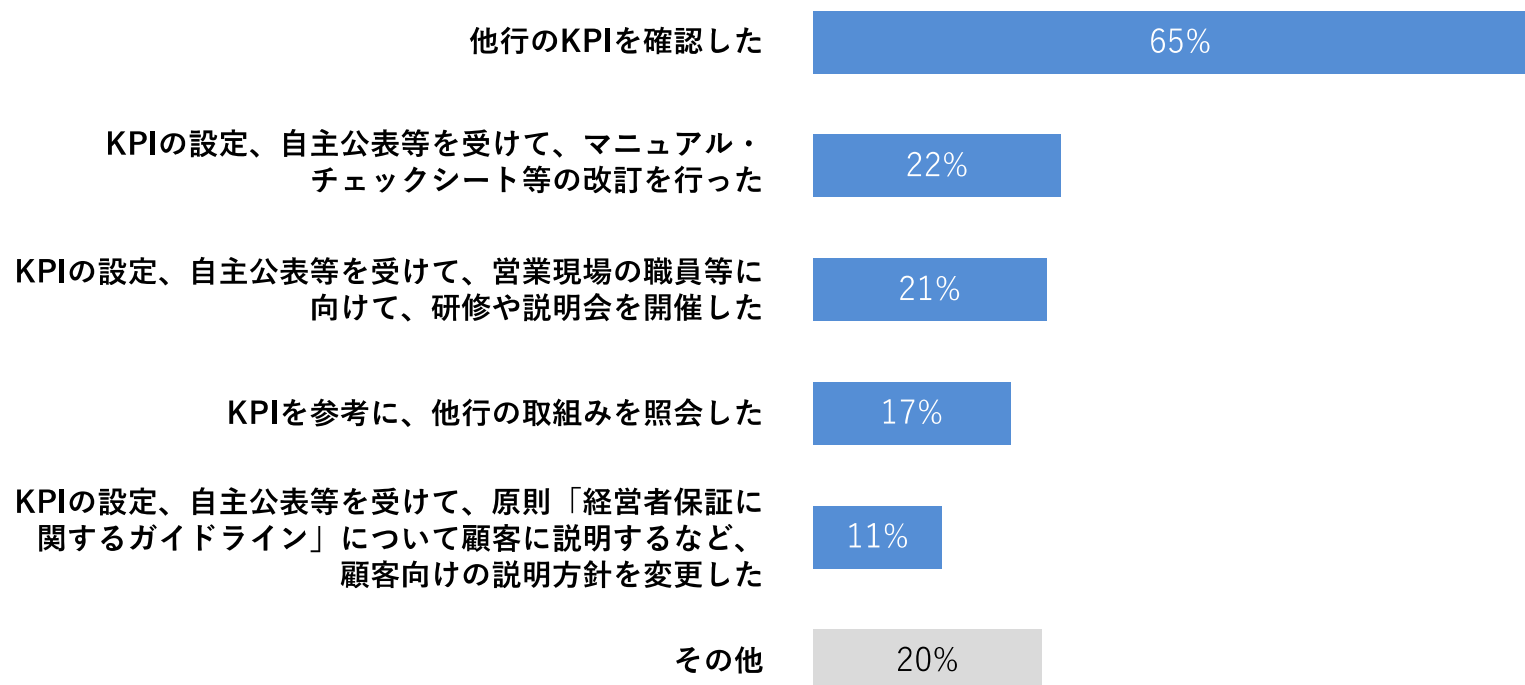
5割超の金融機関がマニュアルやチェックシートを制定の上、活用する態勢を整備しているとするなど、営業現場への周知が進められていることが窺われるところ、他の金融機関においても、こうした結果も参考に、特則の現場への徹底が図られることが期待される

## 2. 主要行等及び地域銀行の「金融仲介の 取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」等

## 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定・自主公表

### 【8.】「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定、自主公表等（注）の中で、自行（庫・組合）の取組みや態勢整備の状況等にどのような変化がありましたか（集計結果 問1）

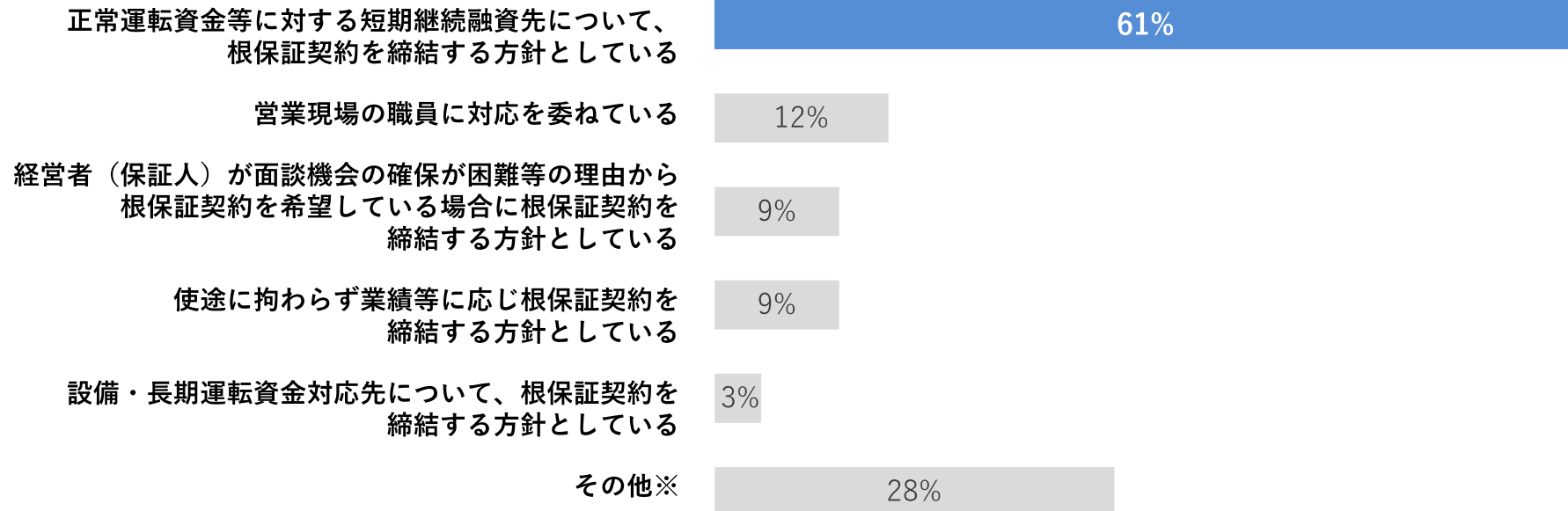
（注）金融庁では、金融機関の取組みの「見える化」を促す観点から、令和元年9月、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」等を「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定し、主要行等・地域銀行に対し、令和元年度下期以降の実績の自主公表を求めている。更に、令和2年10月以降、金融庁HPにおいて、当該実績を一覧で公表。



KPIの設定や自主公表を受けた取組内容等については、「マニュアル・チェックシート等の改訂を行った」（2割）、「顧客向けの説明方針を変更した」（1割）といった、具体的な行動に繋がっている金融機関が一定数見られたところ、今後、更なる広がりが期待される

## 根保証契約の締結

【9.】どのようなケースで、（個別保証契約（融資金それぞれに対する保証契約）ではなく）根保証契約を締結するか、該当するものを選択してください（集計結果 問5）



※ 手形貸付や手形割引先に対して、科目を限定して根保証契約を締結している根保証契約はなく、すべて個別契約で対応している など

金融機関が、融資の種類に応じて根保証を徴求していることが窺われる

また、「根保証契約の期間を概ね1年として取り扱っている」、「当座貸越契約（短期運転資金、1年毎の更新が多い）では、根保証契約を締結しているが、法人の業績等に応じて条件を見直している」といった金融機関が見受けられた

## II. アンケート調査の結果を踏まえ引き続き 議論していくべき内容等

- ◆ 金融庁では、令和元年9月に「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、無保証融資割合・事業承継時の二重徴求割合等を設定の上、主要行等及び地域銀行に対して、当該KPIの自主公表を求めてきたほか、令和2年4月には、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則が適用開始となったところ。
- ◆ 経営者保証ガイドラインの適用開始から7年が経過する中、経営者保証に依存しない融資等の取組については、半期毎の活用実績や当該KPIを通じ、総体として改善が図られている状況が見受けられる。一方、今回のアンケート結果等では、個々の金融機関における取組に一定のばらつきがあることが改めて確認された。
- ◆ 例えば、今回のアンケート結果では、顧客に対し、経営者保証ガイドラインの説明を徹底することは元より、経営者保証を外すための具体的な目線を示す、代替手法の活用可能性を示すなど、より踏み込んだ対応方針を取っている金融機関が相当程度確認された。また、前経営者・後継者からの二重徴求等についても、本部の関与の有無等、組織的な体制整備の状況に違いが見受けられるほか、KPIの設定、自主公表等を踏まえた対応状況にも差異が窺われた。
- ◆ 金融機関におかれては、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に向け、今回のアンケート結果や、必要に応じて他の金融機関の対応も参考としながら、各金融機関の顧客基盤、特色、経営戦略等に応じた更なる取組を期待したい。
- ◆ 金融庁としても、今回のアンケート結果等を踏まえ、個別の金融機関の取組状況等をフォローするほか、引き続き、組織的な取組み事例の収集・公表等を通じ、金融機関における経営者保証に依存しない融資等の一層の促進を後押ししてまいりたい。



## 參考資料

# 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

## I. 経営者保証の準則

- 「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、主たる債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。

## II. 保証契約時の対応

- 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
  - ①法人と経営者の関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等
- ⇒ 債権者は、保証を求めない可能性や代替的な融資手法を活用する可能性を検討  
やむを得ず保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明するとともに、適切な保証金額の設定に努める
- 既存の保証契約の見直しの申入時にも、上記に即して適切に対応
  - ⇒ 特に事業承継時には、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、保証契約の必要性等を改めて検討するとともに、前経営者の保証契約の解除についても適切に判断

## III. 保証債務の整理手続

- 一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容
- 残存資産の範囲の決定に際しては、破産手続における自由財産に加え、回収見込額の増加額を上限として、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
  - ⇒ ガイドラインに基づき債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない

# 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

## 特則策定の背景・目的

- ・ 後継者候補が経営者保証を理由に事業承継を拒否する場合があります、地域経済の持続的発展に支障をきたす可能性
- ・ 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、円滑な事業承継を促す観点から、**事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」<sup>(※)</sup>の特則を策定し(令和元年12月24日公表)、令和2年4月から運用開始**

(※)「経営者保証ガイドライン」とは、一定の要件(①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保)を満たす場合には、経営者保証を取らないことを基本とするなど、金融機関が過度に保証に依存せず融資等を行うよう定めた指針(全銀協・日本商工会議所が平成25年12月に共同策定)

## 特則の概要

- ・ 前経営者、後継者双方からの二重徴求  
**事業承継時の前経営者・後継者双方からの二重徴求を原則禁止。例外的に真に必要な場合<sup>(※)</sup>を限定列挙し、拡大解釈による安易な二重徴求が行われないようにする**

(※)条件変更先や元金等の返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者に多額の資産移転等が行われているなどの理由により、二重に保証を徴求しなければ当初の経営者保証の効果が大きく損なわれる場合 等

- ・ 後継者からの保証  
後継者に対し保証を求めることで事業承継が頓挫する可能性等も考慮し、ガイドラインの要件を満たしていない場合でも、**事業承継計画の内容等<sup>(※)</sup>をもとに、後継者から保証を求めないこととできないか柔軟に検討**。やむを得ず保証を求める場合でも、後継者の負担が最小限にならないか検討

(※)金融機関に対する報告義務等が履行されなかった場合に保証債務の効力が発生する、保証契約の代替的な融資手法の活用 等

## 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」(経営者保証なし融資の実績等)

- ・ **令和元年度下期以降、銀行が半年毎に自主公表**
- ・ 金融庁HPにおいて、各行の実績をとりまとめ公表

# 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)

- 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)は、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日公表)を踏まえ、
  - ・ 金融機関の取組みの「見える化」を推進し、
  - ・ 担保・保証に過度に依存せず、中小企業・小規模事業者の事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分に取り組んでもらうために設定。(令和元年9月公表)
- 令和元年度下期以降の計数より、**銀行(主要行等(※)・地域銀行)**が半年毎に自主公表。  
 (※)みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- **金融庁HP(※)**においても、**各行が自主公表した実績を集約の上、公表。**  
 (※)金融庁HPリンク(主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」一覧及び公表状況(令和3年3月29日))  
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210329/20210329.html>

## 【公表イメージ(抜粋)】

銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標2. 事業承継時における保証徴求割合(4類型)				銀行が公表を行ったウェブページアドレス(URL)
	(①+②+③+④)/⑤	新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
北海道銀行	47.3%	0.0%	71.3%	9.2%	19.5%	<a href="https://www.hokkaidobank.co.jp/keieishahosyo/index.html">https://www.hokkaidobank.co.jp/keieishahosyo/index.html</a>
北洋銀行	31.6%	0.0%	18.9%	60.6%	20.6%	<a href="https://www.hokuyobank.co.jp/announcement/pdf/20201113_072006.pdf">https://www.hokuyobank.co.jp/announcement/pdf/20201113_072006.pdf</a>
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

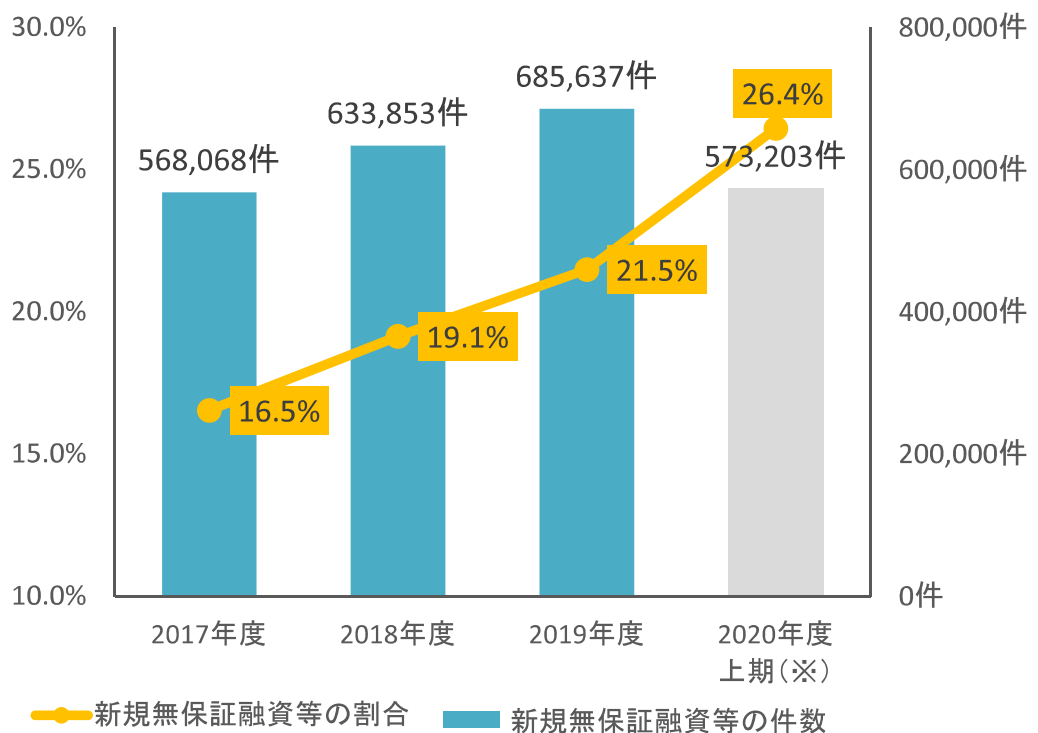
# 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

## 経営者保証ガイドライン活用実績

- ◆ 2020年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合については、**民間金融機関全体では約26.4%と、前年度比約4.9%上昇**（グラフ1.）
- ◆ 代表者の交代時（事業承継時）の対応状況については、特に**前経営者・後継者から二重で個人保証を徴求している割合が約5.1%と、前年度比約8.0%低下**（グラフ2.）

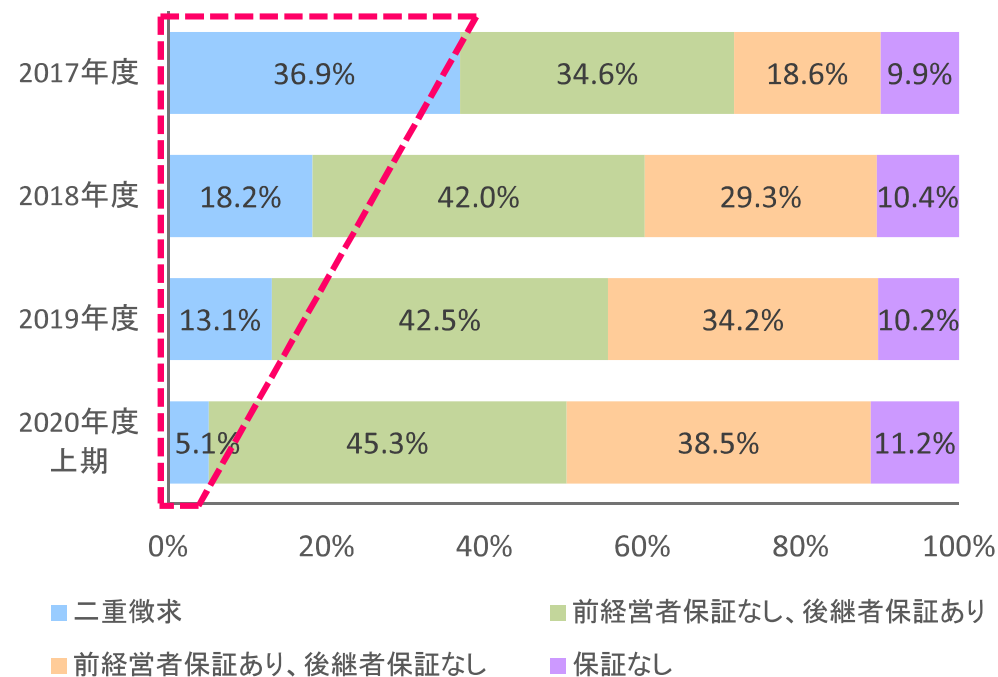
グラフ1.

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



（資料）金融庁

グラフ2. 事業承継時の保証徴求割合の推移



（注）上記は前経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載

（資料）金融庁

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)  
令和2年度上期(4月～9月)

主要行等

令和3年3月現在

銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合  (①+②+③+④)/⑤	指標2. 事業承継時における保証徴求割合(4類型)				銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス(URL)
		新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
みずほ銀行	37.4%	9.1%	60.6%	18.1%	12.2%	<a href="https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf">https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf</a>
三菱UFJ銀行	44.9%	11.6%	46.9%	26.0%	15.5%	<a href="https://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/keieishahosho_guideLine.pdf">https://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/keieishahosho_guideLine.pdf</a>
三井住友銀行	44.2%	5.3%	35.4%	53.6%	5.7%	<a href="https://www.zemfco.co.jp/keiisya_hosyo/resources/pdf/keieisha_hosyo_guideLine02.pdf">https://www.zemfco.co.jp/keiisya_hosyo/resources/pdf/keieisha_hosyo_guideLine02.pdf</a>
りそな銀行	35.4%	2.6%	33.2%	53.2%	10.9%	<a href="https://www.resonabank.co.jp/houjin/keieisya_hosyo/">https://www.resonabank.co.jp/houjin/keieisya_hosyo/</a>
三菱UFJ信託銀行	100.0%	-	-	-	-	<a href="https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/pdf/201130.pdf">https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/pdf/201130.pdf</a>
みずほ信託銀行	59.9%	-	-	-	-	<a href="https://www.mizuho-tr.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/guideline_tokai.pdf">https://www.mizuho-tr.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/guideline_tokai.pdf</a>
三井住友信託銀行	75.3%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	<a href="https://www.smtb.jp/others/facilitation/pdf/201127.pdf">https://www.smtb.jp/others/facilitation/pdf/201127.pdf</a>
新生銀行	90.6%	-	-	-	-	<a href="https://www.shinsei-bank.com/institutional/sites/pdf/keieisya_hosyo_guideLine.pdf">https://www.shinsei-bank.com/institutional/sites/pdf/keieisya_hosyo_guideLine.pdf</a>
あおぞら銀行	95.4%	-	-	-	-	<a href="https://www.aozorabank.co.jp/houjin/jiqyou/hosyo/pdf/hosyo.pdf">https://www.aozorabank.co.jp/houjin/jiqyou/hosyo/pdf/hosyo.pdf</a>

(注1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したもの。

なお、指標2において事業承継実績がない場合は「-」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。

(注2) 銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス(URL)は予告なく変更、削除されることがある。

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)  
令和2年度上期(4月～9月)

地域銀行

令和3年3月現在

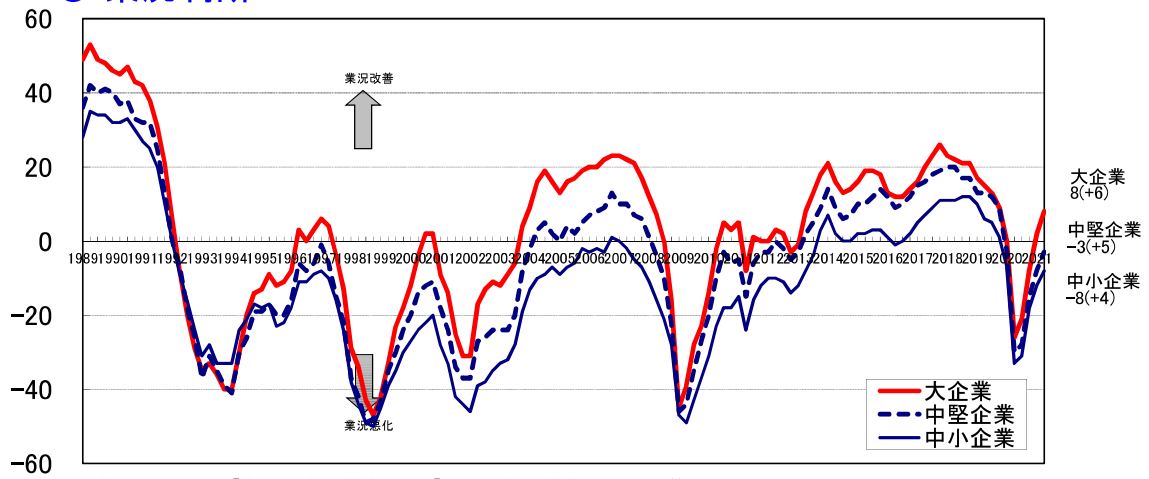
銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合  (①+②+③+④)/⑤	指標2. 事業承継時における保証徴求割合(4類型)				銀行が公表を行ったウェブページアドレス (URL)
		新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
北海道銀行	47.3%	0.0%	71.3%	9.2%	19.5%	<a href="https://www.hokkaidobank.co.jp/keiishahosyo/index.html">https://www.hokkaidobank.co.jp/keiishahosyo/index.html</a>
北洋銀行	31.6%	0.0%	18.9%	60.6%	20.6%	<a href="https://www.hokuryobank.co.jp/announcement/pdf/20201114_072006.pdf">https://www.hokuryobank.co.jp/announcement/pdf/20201114_072006.pdf</a>
青森銀行	32.6%	1.4%	55.6%	37.3%	5.6%	<a href="https://www.aomori-bank.jp/content/ir/report/keiishahosyo_saijishu/pdf/202009_kpi.pdf">https://www.aomori-bank.jp/content/ir/report/keiishahosyo_saijishu/pdf/202009_kpi.pdf</a>
みちのく銀行	28.4%	5.4%	46.5%	43.4%	4.7%	<a href="https://www.michinokubank.co.jp/about/company/pdf/kpi_202009.pdf">https://www.michinokubank.co.jp/about/company/pdf/kpi_202009.pdf</a>
若手銀行	49.0%	1.5%	8.3%	77.3%	12.9%	<a href="https://www.watebank.co.jp/company/pdf/20210129_kpi.pdf">https://www.watebank.co.jp/company/pdf/20210129_kpi.pdf</a>
東北銀行	31.3%	4.1%	36.5%	41.9%	17.6%	<a href="https://www.tohoku-chankin.co.jp/quarterly/quarterly/kyuukyukai_202009.pdf">https://www.tohoku-chankin.co.jp/quarterly/quarterly/kyuukyukai_202009.pdf</a>
北日本銀行	42.0%	0.0%	6.9%	82.8%	10.3%	<a href="https://www.kitaipin.co.jp/company/information/management_guideline/">https://www.kitaipin.co.jp/company/information/management_guideline/</a>
七十七銀行	29.5%	2.5%	0.8%	67.2%	29.5%	<a href="https://www.77bank.co.jp/pdf/soudan/guideline_kogyo.pdf">https://www.77bank.co.jp/pdf/soudan/guideline_kogyo.pdf</a>
仙台銀行	43.7%	2.3%	37.1%	51.7%	9.0%	<a href="https://www.citicochiba.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/202009/202009_009_014.pdf">https://www.citicochiba.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/202009/202009_009_014.pdf</a>
秋田銀行	44.1%	0.0%	32.9%	51.8%	15.3%	<a href="https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guideline/">https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guideline/</a>
北都銀行	37.5%	9.7%	33.9%	42.7%	13.7%	<a href="https://www.hokutobank.co.jp/news/pdf/2020_1_guideline.pdf">https://www.hokutobank.co.jp/news/pdf/2020_1_guideline.pdf</a>
荘内銀行	28.0%	11.5%	43.4%	38.1%	7.1%	<a href="https://www.chonin.co.jp/information/disclosure_duty/mg_guideline_202001.pdf">https://www.chonin.co.jp/information/disclosure_duty/mg_guideline_202001.pdf</a>
山形銀行	24.6%	5.0%	0.0%	86.7%	8.3%	<a href="http://www.yamagatabank.co.jp/release/pdf/1625.pdf">http://www.yamagatabank.co.jp/release/pdf/1625.pdf</a>
さくらや銀行	27.7%	0.0%	18.0%	54.0%	28.0%	<a href="https://www.sakurayabank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/202009/202009_009_014.pdf">https://www.sakurayabank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/202009/202009_009_014.pdf</a>
東邦銀行	17.2%	0.0%	28.6%	69.3%	2.1%	<a href="http://www.tohobank.co.jp/pdf/kinyu_28.pdf">http://www.tohobank.co.jp/pdf/kinyu_28.pdf</a>
福島銀行	16.3%	16.1%	39.5%	42.0%	2.5%	<a href="https://www.fukushimabank.co.jp/keiishahosyo/ima/KPI.pdf">https://www.fukushimabank.co.jp/keiishahosyo/ima/KPI.pdf</a>
大東銀行	23.0%	1.3%	75.3%	13.0%	10.4%	<a href="https://www.daitobank.co.jp/investor/csr/pdf/R03-shihyo-0121.pdf">https://www.daitobank.co.jp/investor/csr/pdf/R03-shihyo-0121.pdf</a>
常陽銀行	41.0%	5.5%	44.5%	40.8%	9.3%	<a href="https://www.hyobank.co.jp/relationship/pdf/kpi_202009.pdf">https://www.hyobank.co.jp/relationship/pdf/kpi_202009.pdf</a>
筑波銀行	27.5%	0.0%	67.9%	30.6%	1.5%	<a href="https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/">https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/</a>
足利銀行	30.7%	2.3%	63.9%	31.0%	2.9%	<a href="https://www.ashibank.co.jp/ir/library/disclosure/mg_guideline_202009.pdf">https://www.ashibank.co.jp/ir/library/disclosure/mg_guideline_202009.pdf</a>
栃木銀行	22.7%	2.9%	41.4%	31.4%	24.3%	<a href="https://www.tochigibank.co.jp/common/pdf/dat07.pdf">https://www.tochigibank.co.jp/common/pdf/dat07.pdf</a>
群馬銀行	26.3%	0.5%	51.5%	43.6%	4.4%	<a href="https://www.gunmagbank.co.jp/about/csr/chiiki/kyokyo/pdf/kyokyo35.pdf">https://www.gunmagbank.co.jp/about/csr/chiiki/kyokyo/pdf/kyokyo35.pdf</a>
東和銀行	31.3%	6.7%	6.7%	53.3%	33.3%	<a href="https://www.towabank.co.jp/whatsnew/20210127.pdf">https://www.towabank.co.jp/whatsnew/20210127.pdf</a>
埼玉りそな銀行	28.5%	0.9%	38.3%	41.1%	19.6%	<a href="https://www.saitamaresona.co.jp/hojin/keiisha_hosyo/index.html">https://www.saitamaresona.co.jp/hojin/keiisha_hosyo/index.html</a>
武蔵野銀行	29.9%	1.0%	22.2%	66.7%	10.1%	<a href="https://www.musashinobank.co.jp/company/keiei_guide.html">https://www.musashinobank.co.jp/company/keiei_guide.html</a>
千葉銀行	28.2%	0.4%	47.7%	44.4%	7.5%	<a href="https://www.chiba-bank.co.jp/ir/library/disclosure/ir/mg_spc_2020_0604.pdf">https://www.chiba-bank.co.jp/ir/library/disclosure/ir/mg_spc_2020_0604.pdf</a>
千葉興業銀行	20.4%	2.0%	63.6%	26.3%	8.1%	<a href="https://www.chiba-kyo-bank.co.jp/pdf/kuishi/ir/disc/2020/term/1.pdf">https://www.chiba-kyo-bank.co.jp/pdf/kuishi/ir/disc/2020/term/1.pdf</a>
京葉銀行	26.3%	2.2%	13.8%	71.0%	13.0%	<a href="https://www.keiyobank.co.jp/enkatsuka/pdf/enkatsu9.pdf">https://www.keiyobank.co.jp/enkatsuka/pdf/enkatsu9.pdf</a>
きらぼし銀行	26.5%	0.9%	35.7%	57.4%	6.0%	<a href="https://www.kiraboshibank.co.jp/hojin/guidelines.pdf">https://www.kiraboshibank.co.jp/hojin/guidelines.pdf</a>
東日本銀行	13.4%	5.6%	36.8%	51.4%	6.3%	<a href="https://www.hiashi-nipponbank.co.jp/about/contribution6.html">https://www.hiashi-nipponbank.co.jp/about/contribution6.html</a>
東京スター銀行	87.2%	-	-	-	-	<a href="https://www.tokyo-starbank.co.jp/hojin/topics/pdf/210112.pdf">https://www.tokyo-starbank.co.jp/hojin/topics/pdf/210112.pdf</a>
横浜銀行	33.8%	3.4%	61.5%	30.0%	5.1%	<a href="https://www.yokohama-bank.co.jp/ir/customer/keiishahosyo.html">https://www.yokohama-bank.co.jp/ir/customer/keiishahosyo.html</a>
笹川銀行	11.6%	0.0%	0.0%	81.3%	18.8%	<a href="https://www.sagawabank.co.jp/ir/pdf/keiisho_guideline.pdf">https://www.sagawabank.co.jp/ir/pdf/keiisho_guideline.pdf</a>
第四銀行	29.2%	7.7%	40.4%	48.7%	3.2%	<a href="https://www.dai-4.co.jp/company/csr/pdf/daishi_keiishahosyo.pdf">https://www.dai-4.co.jp/company/csr/pdf/daishi_keiishahosyo.pdf</a>
北越銀行	26.8%	0.0%	2.7%	70.3%	27.0%	<a href="https://www.hokuriku-bank.co.jp/ir/library/disclosure/keiishahosyo.pdf">https://www.hokuriku-bank.co.jp/ir/library/disclosure/keiishahosyo.pdf</a>
大光銀行	28.5%	5.1%	9.0%	80.8%	5.1%	<a href="https://www.taikobank.jp/guidelines/">https://www.taikobank.jp/guidelines/</a>
山梨中央銀行	31.1%	0.0%	40.2%	55.4%	4.4%	<a href="https://www.yamanashi-bank.co.jp/ir/library/disclosure/ir/mg_2020_0604.pdf">https://www.yamanashi-bank.co.jp/ir/library/disclosure/ir/mg_2020_0604.pdf</a>
八十二銀行	36.9%	8.9%	39.3%	50.1%	1.6%	<a href="https://www.82bank.co.jp/ir/library/disclosure/ir/mg_2020_0604.pdf">https://www.82bank.co.jp/ir/library/disclosure/ir/mg_2020_0604.pdf</a>
長野銀行	25.9%	0.0%	36.8%	55.3%	7.9%	<a href="https://www.naganobank.co.jp/uploaded/attachment/6508.pdf">https://www.naganobank.co.jp/uploaded/attachment/6508.pdf</a>
北陸銀行	26.7%	0.9%	15.2%	58.5%	25.4%	<a href="https://www.hokuriku-bank.co.jp/guide/financial_transaction/keiishahosyo.html">https://www.hokuriku-bank.co.jp/guide/financial_transaction/keiishahosyo.html</a>
富山銀行	24.1%	4.6%	9.1%	70.5%	15.9%	<a href="https://www.toyamabank.co.jp/pages/kabanushi/kpi.pdf">https://www.toyamabank.co.jp/pages/kabanushi/kpi.pdf</a>
富山第一銀行	29.4%	0.0%	2.3%	81.4%	16.3%	<a href="https://www.first-bank.co.jp/info/detail?id=1494">https://www.first-bank.co.jp/info/detail?id=1494</a>
北國銀行	73.4%	7.6%	0.0%	9.0%	83.4%	<a href="https://www.hokkaidobank.co.jp/company/fsm/pdf/20201217.pdf">https://www.hokkaidobank.co.jp/company/fsm/pdf/20201217.pdf</a>
福井銀行	30.1%	14.3%	31.9%	40.7%	13.2%	<a href="https://www.fukuibank.co.jp/press/2021/kyuukaikpi.pdf">https://www.fukuibank.co.jp/press/2021/kyuukaikpi.pdf</a>
福邦銀行	29.1%	5.7%	14.3%	54.3%	25.7%	<a href="https://www.fukubank.co.jp/web-bow/upload/news_release/202009KPI.pdf">https://www.fukubank.co.jp/web-bow/upload/news_release/202009KPI.pdf</a>
大垣共済銀行	29.5%	0.0%	39.5%	43.3%	17.2%	<a href="https://www.chiyobank.co.jp/assets/pdf/investor/disclosure/2020/2020-06-04-ir.pdf">https://www.chiyobank.co.jp/assets/pdf/investor/disclosure/2020/2020-06-04-ir.pdf</a>
十六銀行	31.0%	2.6%	43.5%	45.0%	8.8%	<a href="https://www.juroku.co.jp/aboutus/kouken/files/KPI_2019-2020.pdf">https://www.juroku.co.jp/aboutus/kouken/files/KPI_2019-2020.pdf</a>
静岡銀行	39.0%	2.9%	60.0%	28.4%	8.7%	<a href="https://www.shizuokabank.co.jp/pdf/php?id=4425">https://www.shizuokabank.co.jp/pdf/php?id=4425</a>
スルガ銀行	37.6%	0.0%	50.0%	12.5%	37.5%	<a href="https://www.surugabank.co.jp/sustainable/investor/relationship/pdf/status_201224.pdf">https://www.surugabank.co.jp/sustainable/investor/relationship/pdf/status_201224.pdf</a>
清水銀行	22.9%	0.0%	50.8%	45.5%	3.8%	<a href="https://www.shimizu-bank.co.jp/aboutus/annualreport/pdf/kr/2020_first.pdf">https://www.shimizu-bank.co.jp/aboutus/annualreport/pdf/kr/2020_first.pdf</a>
静岡中央銀行	21.5%	11.4%	22.7%	56.8%	9.1%	<a href="http://www.shizuokachuo-bank.co.jp/pdf/chiiki-ks_dan_202012.pdf">http://www.shizuokachuo-bank.co.jp/pdf/chiiki-ks_dan_202012.pdf</a>
愛知銀行	31.9%	2.0%	36.1%	37.6%	24.4%	<a href="https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/">https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/</a>
名古屋銀行	29.8%	0.0%	29.6%	62.6%	7.8%	<a href="https://www.meigin.com/pdf/management/kpi.pdf">https://www.meigin.com/pdf/management/kpi.pdf</a>
中京銀行	25.4%	0.0%	44.8%	44.8%	10.4%	<a href="https://www.chuokyo-bank.co.jp/csr/download/management_guarantee_guideline.pdf">https://www.chuokyo-bank.co.jp/csr/download/management_guarantee_guideline.pdf</a>
三重銀行	25.2%	6.3%	35.4%	41.8%	20.9%	<a href="https://www.33.co.jp/profile/ir_library/disc/2020_9.pdf">https://www.33.co.jp/profile/ir_library/disc/2020_9.pdf</a>
百五銀行	32.7%	2.2%	29.4%	56.6%	11.8%	<a href="https://www.hyakugo.co.jp/ir/disclosure/pdf/20200314.pdf">https://www.hyakugo.co.jp/ir/disclosure/pdf/20200314.pdf</a>
第二銀行	35.0%	18.3%	8.7%	50.0%	23.1%	<a href="https://www.daisanbank.co.jp/ir/disclosure/keiishahosyo.html">https://www.daisanbank.co.jp/ir/disclosure/keiishahosyo.html</a>
滋賀銀行	32.5%	8.7%	52.3%	17.1%	21.8%	<a href="https://www.shigaipin.com/pdf/about_keiisha_hosyo_2020_1b.pdf">https://www.shigaipin.com/pdf/about_keiisha_hosyo_2020_1b.pdf</a>
京都銀行	32.1%	0.0%	45.9%	47.2%	6.9%	<a href="https://www.kyotobank.co.jp/investor/disc/pdf_2020dis_0911.pdf">https://www.kyotobank.co.jp/investor/disc/pdf_2020dis_0911.pdf</a>
関西みらい銀行	25.4%	5.8%	46.7%	39.2%	8.3%	<a href="https://www.kansaimirai-bank.co.jp/hojin/keiisha_hosyo/index.html">https://www.kansaimirai-bank.co.jp/hojin/keiisha_hosyo/index.html</a>
池田泉州銀行	36.0%	21.6%	5.4%	45.9%	27.0%	<a href="https://www.itsukubank.co.jp/ir/ir-library/disclosure/202009/p04.pdf">https://www.itsukubank.co.jp/ir/ir-library/disclosure/202009/p04.pdf</a>
但馬銀行	38.5%	0.0%	10.9%	78.1%	10.9%	<a href="https://www.tanimagbank.co.jp/about/disclosure/pdf/disc/2020090507.pdf">https://www.tanimagbank.co.jp/about/disclosure/pdf/disc/2020090507.pdf</a>
みなと銀行	30.1%	2.8%	35.0%	51.7%	10.6%	<a href="https://www.minatobank.co.jp/important/pdf/sme_financing_guideline.pdf?zoom=100">https://www.minatobank.co.jp/important/pdf/sme_financing_guideline.pdf?zoom=100</a>
南都銀行	50.1%	1.2%	41.7%	45.2%	11.9%	<a href="https://www.nantobank.co.jp/company/enkatsuka/pdf/guideline.pdf">https://www.nantobank.co.jp/company/enkatsuka/pdf/guideline.pdf</a>
紀陽銀行	25.1%	3.5%	58.3%	35.1%	3.1%	<a href="https://www.kiyobank.co.jp/recommend/images/guide/202012/202012.pdf">https://www.kiyobank.co.jp/recommend/images/guide/202012/202012.pdf</a>
鳥取銀行	38.1%	7.8%	41.1%	39.5%	11.6%	<a href="https://www.tottori-bank.co.jp/ir/ir/library/csr/kpi/pdf/2021-01-15.pdf">https://www.tottori-bank.co.jp/ir/ir/library/csr/kpi/pdf/2021-01-15.pdf</a>
山陰合同銀行	42.0%	0.0%	57.7%	27.6%	14.7%	<a href="https://www.gogin.co.jp/common/gg_keiishahosyo.pdf">https://www.gogin.co.jp/common/gg_keiishahosyo.pdf</a>
島根銀行	36.9%	5.7%	0.0%	68.6%	25.7%	<a href="https://www.shimane-bank.co.jp/ir/library/disclosure/keiishahosyo.pdf">https://www.shimane-bank.co.jp/ir/library/disclosure/keiishahosyo.pdf</a>
中国銀行	32.0%	3.1%	61.1%	27.3%	8.4%	<a href="https://www.chuokin.co.jp/ir_lead_files/company/csr/keiishahosyo.pdf">https://www.chuokin.co.jp/ir_lead_files/company/csr/keiishahosyo.pdf</a>
トマト銀行	28.1%	20.9%	18.2%	50.9%	10.0%	<a href="https://www.tomatobank.co.jp/about/pdf/application_status.pdf">https://www.tomatobank.co.jp/about/pdf/application_status.pdf</a>
広島銀行	26.6%	5.3%	7.5%	75.0%	12.2%	<a href="https://www.hiroshimabank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/guide_line_keiisha.pdf">https://www.hiroshimabank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/guide_line_keiisha.pdf</a>
もみじ銀行	26.3%	0.3%	57.4%	34.2%	8.1%	<a href="http://www.momijibank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf">http://www.momijibank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf</a>
山口銀行	27.4%	0.0%	63.2%	31.3%	5.5%	<a href="http://www.yamaguchi-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf">http://www.yamaguchi-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf</a>
西京銀行	55.4%	0.0%	9.1%	90.9%	0.0%	<a href="https://www.seiyo-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">https://www.seiyo-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
阿波銀行	44.7%	10.7%	30.5%	40.7%	18.0%	<a href="https://www.awabank.co.jp/about/about/keiishahosyo/">https://www.awabank.co.jp/about/about/keiishahosyo/</a>
徳島大正銀行	29.4%	0.0%	72.9%	21.7%	5.3%	<a href="https://www.tokugin.co.jp/news/keiisha/keiisha/2012121.pdf">https://www.tokugin.co.jp/news/keiisha/keiisha/2012121.pdf</a>
百十四銀行	27.2%	0.0%	72.0%	13.3%	14.7%	<a href="https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2020_chikan03.pdf">https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2020_chikan03.pdf</a>
香川銀行	26.3%	17.7%	20.6%	36.8%	25.0%	<a href="https://www.kagawabank.co.jp/ir/news/kyoukyu/keiishahosyo_202009.pdf">https://www.kagawabank.co.jp/ir/news/kyoukyu/keiishahosyo_202009.pdf</a>
伊予銀行	25.6%	2.1%	16.9%	58.5%	22.5%	<a href="https://www.iyobank.co.jp/keiishahosyo_guide.html">https://www.iyobank.co.jp/keiishahosyo_guide.html</a>
愛媛銀行	24.4%	17.7%	19.4%	33.9%	29.0%	<a href="https://www.ehimebank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">https://www.ehimebank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
四国銀行	29.6%	1.7%	5.2%	86.2%	6.9%	<a href="https://www.shikokubank.co.jp/profile/disclosure/assets/2020h05.pdf">https://www.shikokubank.co.jp/profile/disclosure/assets/2020h05.pdf</a>
高知銀行	32.7%	0.7%	53.2%	36.0%	10.1%	<a href="https://www.kochi-bank.co.jp/pdf/resultsguide_line_201207.pdf">https://www.kochi-bank.co.jp/pdf/resultsguide_line_201207.pdf</a>
福岡銀行	34.0%	0.5%	56.8%	27.5%	15.2%	<a href="https://www.fukuokabank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">https://www.fukuokabank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
筑邦銀行	26.4%	0.0%	0.0%	92.0%	8.0%	<a href="https://www.chikugin.co.jp/about/keiisha_hosyo/">https://www.chikugin.co.jp/about/keiisha_hosyo/</a>
西日本シティ銀行	30.5%	1.1%	27.3%	54.5%	17.1%	<a href="https://www.west-japan-city-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">https://www.west-japan-city-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
北九州銀行	25.2%	0.0%	54.8%	25.0%	20.2%	<a href="http://www.kitakyushubank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf">http://www.kitakyushubank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf</a>
福岡中央銀行	26.4%	0.0%	6.3%	93.8%	0.0%	<a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/news/pdf/20201228.pdf">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/news/pdf/20201228.pdf</a>
佐賀銀行	37.6%	4.3%	46.8%	35.1%	13.2%	<a href="https://www.sagabank.co.jp/disclosure/202009/pdf/12.pdf">https://www.sagabank.co.jp/disclosure/202009/pdf/12.pdf</a>
佐賀共栄銀行	46.5%	0.0%	26.9%	73.1%	0.0%	<a href="https://www.sagayuki.co.jp/ir/library/disclosure/2020_0/disclosure.pdf">https://www.sagayuki.co.jp/ir/library/disclosure/2020_0/disclosure.pdf</a>
十八銀行	38.0%	5.6%	0.0%	83.1%	11.3%	<a href="https://www.jubank.co.jp/ir/library/disclosure/2020_0/disclosure.pdf">https://www.jubank.co.jp/ir/library/disclosure/2020_0/disclosure.pdf</a>
親和銀行	33.4%	0.0%	51.9%	34.9%	13.3%	<a href="https://www.kinwa-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">https://www.kinwa-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
長崎銀行	35.0%	11.1%	11.1%	55.6%	22.2%	<a href="https://www.nagasaki-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">https://www.nagasaki-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
肥後銀行	30.3%	0.0%	0.0%	88.9%	11.1%	<a href="https://www.kyushu-fu.co.jp/company/pdf/202009_benchmark.pdf">https://www.kyushu-fu.co.jp/company/pdf/202009_benchmark.pdf</a>
熊本銀行	27.2%	0.5%	67.7%	28.6%	3.2%	<a href="https://www.kumamoto-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">https://www.kumamoto-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
大分銀行	38.4%	0.0%	2.2%	88.9%	8.9%	<a href="https://www.oitabank.co.jp/company/ir/en/chiiki/pdf/sihyo_2020.pdf">https://www.oitabank.co.jp/company/ir/en/chiiki/pdf/sihyo_2020.pdf</a>
豊和銀行	24.4%	2.3%	20.9%	72.1%	4.7%	<a href="https://www.howabank.co.jp/docs/aboutus/ir/kpi2020-09.pdf">https://www.howabank.co.jp/docs/aboutus/ir/kpi2020-09.pdf</a>
宮崎銀行	43.6%	0.0%	3.6%	46.4%	50.0%	<a href="http://www.miyazaki-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">http://www.miyazaki-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
宮崎太陽銀行	40.5%	0.0%	38.5%	53.8%	7.7%	<a href="https://www.miyazaki-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf">https://www.miyazaki-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/2020-09-24.pdf</a>
鹿児島銀行	23.3%	1.6%	54.9%	41.6%	2.0%	<a href="https://www.kyushu-fu.co.jp/company/pdf/202009_benchmark.pdf">https://www.kyushu-fu.co.jp/company/pdf/202009_benchmark.pdf</a>
南日本銀行	37.5%	0.0%	1.7%	79.2%	18.8%	<a href="https://www.nanjin.jp/information/HP/keiishaHosho_GL_02.pdf">https://www.nanjin.jp/information/HP/keiishaHosho_GL_02.pdf</a>
琉球銀行	46.1%	4.1%	1.4%	94.6%	0.0%	<a href="https://www.ryukyu.co.jp/common/uploads/2020/04.pdf">https://www.ryukyu.co.jp/common/uploads/2020/04.pdf</a>
沖縄銀行	30.0%	8.9%	11.9%	79.3%	0.0%	<a href="https://www.okinawa-bank.co.jp/files/2020/04/28/keiishahosyo_kpi.pdf">https://www.okinawa-bank.co.jp/files/2020/04/28/keiishahosyo_kpi.pdf</a>
沖縄海邦銀行	48.2%	0.0%	0.0%	77.8%	22.2%	<a href="https://www.kaiho-bank.co.jp/files/topics/1726.pdf">https://www.kaiho-bank.co.jp/files/topics/1726.pdf</a>

(注1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したもので、  
なお、指標2において事業承継実績がない



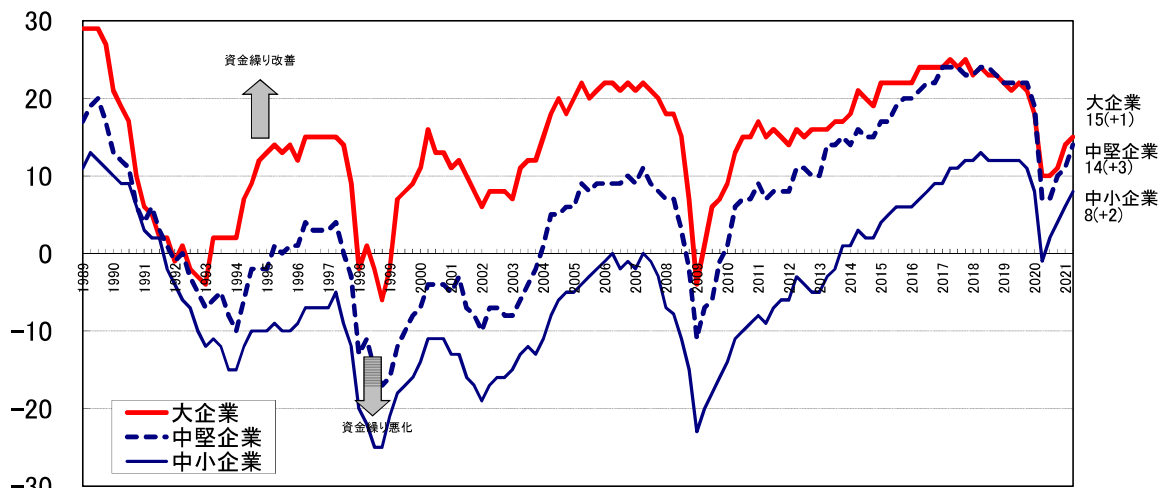
# 日銀短観D.I. の推移

## ○ 業況判断



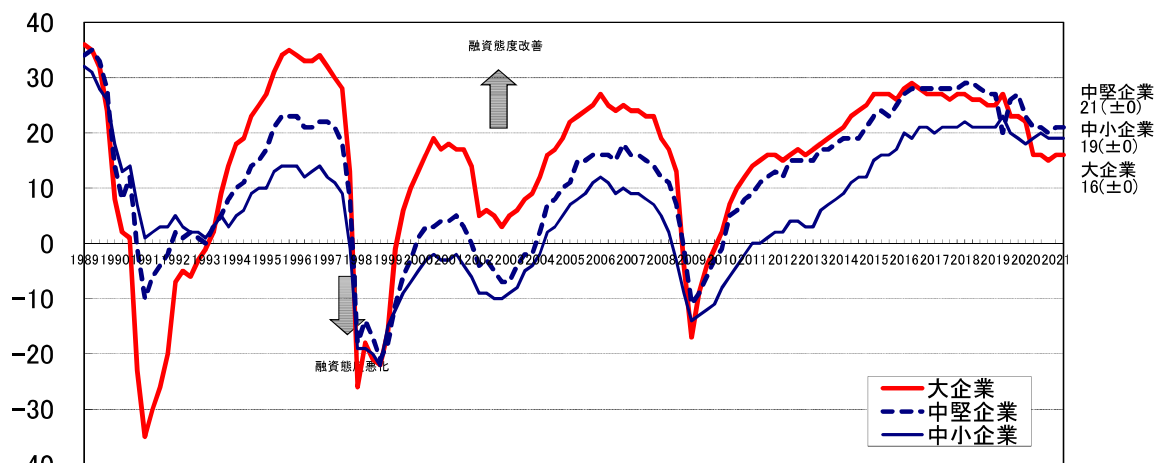
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

## ○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

## ○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2021年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2021年3月)との比較)



(別紙13)

## 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比		中堅・大企業向け	前年同月比	
		前年同月比	前年同月比			
2018.01	312.3	2.6	199.2	4.5	113.1	▲ 0.6
2018.02	311.7	2.2	199.3	4.6	112.4	▲ 1.7
2018.03	315.8	2.2	204.5	4.2	111.3	▲ 1.2
2018.04	315.4	3.1	202.1	3.9	113.3	1.8
2018.05	313.6	2.9	200.5	3.7	113.1	1.5
2018.06	317.1	3.5	203.4	4.3	113.7	2.1
2018.07	317.2	3.5	202.1	3.6	115.0	3.3
2018.08	317.0	3.7	201.4	3.3	115.5	4.2
2018.09	321.3	3.7	205.0	3.2	116.4	4.7
2018.10	318.8	3.5	202.6	3.1	116.2	4.2
2018.11	321.5	3.8	203.8	3.3	117.7	4.8
2018.12	325.3	3.5	207.1	3.0	118.2	4.4
2019.01	323.0	3.4	204.8	2.8	118.2	4.6
2019.02	322.6	3.5	204.4	2.5	118.2	5.2
2019.03	327.1	3.6	209.2	2.3	117.9	6.0
2019.04	327.2	3.7	208.7	3.3	118.5	4.6
2019.05	323.7	3.2	206.1	2.8	117.6	4.0
2019.06	325.9	2.8	208.2	2.4	117.7	3.5
2019.07	325.0	2.5	206.6	2.2	118.5	3.0
2019.08	325.0	2.5	207.2	2.9	117.8	1.9
2019.09	327.7	2.0	209.6	2.3	118.1	1.5
2019.10	326.2	2.3	208.1	2.7	118.1	1.7
2019.11	328.3	2.1	209.3	2.7	119.0	1.1
2019.12	331.4	1.9	212.0	2.3	119.4	1.1
2020.01	330.4	2.3	210.3	2.7	120.1	1.6
2020.02	330.5	2.5	210.7	3.1	119.8	1.4
2020.03	334.6	2.3	213.9	2.3	120.7	2.4
2020.04	344.0	5.1	214.7	2.9	129.3	9.1
2020.05	350.6	8.3	218.1	5.9	132.5	12.6
2020.06	353.3	8.4	219.8	5.6	133.4	13.4
2020.07	353.2	8.7	220.6	6.8	132.6	11.9
2020.08	352.5	8.5	220.9	6.6	131.5	11.7
2020.09	352.3	7.5	222.4	6.1	129.9	9.9
2020.10	351.5	7.8	222.0	6.7	129.5	9.6
2020.11	354.6	8.0	221.5	5.8	133.0	11.8
2020.12	354.8	7.1	224.0	5.7	130.8	9.5
2021.01	354.3	7.2	222.9	6.0	131.5	9.4
2021.02	355.1	7.4	223.0	5.9	132.1	10.3
2021.03	355.7	6.3	226.8	6.0	129.0	6.9
2021.04	353.9	2.9	224.3	4.5	129.6	0.2
2021.05	352.3	0.5	223.4	2.4	128.8	▲ 2.8
2021.06	351.9	▲ 0.4	224.3	2.0	127.6	▲ 4.4

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」: 資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和3年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	貸付条件の変更等の状況				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	89,907	79,160	2,430	6,060	2,257	97.0%
地域銀行(100)	449,712	421,518	2,609	16,889	8,696	99.4%
その他の銀行(77)	897	771	53	37	36	93.6%
合計(186)	540,516	501,449	5,092	22,986	10,989	<b>99.0%</b>

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和3年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和3年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	16,461	13,203	468	1,601	1,189	96.6%
地域銀行(100)	33,706	28,019	693	1,941	3,053	97.6%
その他の銀行(77)	1,157	915	45	54	143	95.3%
合計(186)	51,324	42,137	1,206	3,596	4,385	<b>97.2%</b>

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和3年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和3年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	411,579	390,639	1,867	11,598	7,475	99.5%
信用組合(146)	67,877	65,205	125	1,449	1,098	99.8%
労働金庫(14)	11	11	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(46)	2,139	2,014	8	74	43	99.6%
農協・漁協(639)	4,898	4,604	28	83	183	99.4%
合計(1100)	486,504	462,473	2,028	13,204	8,799	<b>99.6%</b>

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和3年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和3年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和3年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	17,728	16,062	169	649	848	99.0%
信用組合(146)	3,135	2,969	14	62	90	99.5%
労働金庫(14)	4,733	4,087	190	156	300	95.6%
信農連・信漁連(46)	54	49	1	1	3	98.0%
農協・漁協(639)	3,099	2,813	15	73	198	99.5%
合計(1100)	28,749	25,980	389	941	1,439	<b>98.5%</b>

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和3年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和3年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

金 融 庁  
令和 3 年 3 月 8 日

### 年度末における事業者に対する金融の円滑化について

金融機関におかれては、緊急事態宣言下も含め、資金繰り支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていたことに感謝申し上げます。

3月5日、緊急事態宣言が延長されたところ、新型コロナウイルス感染症の影響が2事業年度目を迎え、これまでの経済活動の抑制等による事業者への影響の長期化が懸念される中、苦境に立たされている様々な事業者を引き続きしっかりと支え、今後の経済の力強い回復に向けて取り組んでいく必要があります。特に、資金需要の高まる年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。

金融機関におかれては、既に大変なご尽力を頂いている中、重ねての要請となり恐縮に存じますが、引き続き、これまでに要請させて頂いた事項に加え、本日の「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における大臣及び副大臣からの要請事項も含めた下記の内容について、貴協会傘下金融機関等に対し、周知徹底を宜しくお願い申し上げます。

### 記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光・遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含め、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うこと。

- (2) こうした支援に当たっては、直接・間接に新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、年度末、更にはそれ以降も含めて、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- (3) 年度末を迎えることを踏まえ、事業者の状況やニーズを積極的に確認し、年度末に必要な資金や補助金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。
- (4) 既往債務の返済猶予等の条件変更についても、新型コロナウイルス感染症の影響長期化等を踏まえ、事業者ごとの事業・財務状況を十分に確認し、再度の条件変更も含め、事業者の要望に沿った最大限柔軟な対応を徹底すること。
- (5) また、融資上限額が拡大された民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、申込期限である年度末に向けて、ニーズに応じた最大限積極的な活用を図るほか、既往融資の据置期間（多くの事業者が1年以内）や返済期間についても、事業者の先々の状況やニーズを十分に踏まえ、据置期間・返済期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと。
- (6) さらに、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁が、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
- (7) 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等による資本金劣後ローン等に関し、幅広い業種・規模の事業者の本制度が理解され、申請に当たって必要となる事業計画の策定が円滑に進むよう、官民金融機関で連携し、事業者への積極的な周知や、必要性が高いと思われる事業者への積極的な提案、また、本業支援の一環としての事業計画の策定支援などをより一層促進すること。

- (8) 事業再構築補助金の公募が今月開始予定であることも踏まえ、必要に応じて、同補助金も活用しながら、今後の経営改善等に向けて事業者と十分に対話を行い、必要に応じ、地域経済活性化支援機構の復興支援ファンド等や、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関も活用・連携して、事業者の経営改善、事業再生、事業転換支援等を力強く進めること。また、同補助金をはじめとする様々な補助金・交付金・税制措置等について、事業者への積極的な周知・浸透を図ること。さらに、企業決算・監査業務が円滑に進むよう、日本公認会計士協会から、監査人に対して、経営者と適時かつ適切なコミュニケーションを図ることを求めていることも含め、新型コロナウイルス感染症に関連して関係団体より発出された文書<sup>1</sup>について、上場会社等である事業者に対し適切に周知を行うこと。
- (9) 上記(1)から(8)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。また、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること。

以 上

---

<sup>1</sup> 以下の事項等に留意すること。

・企業会計基準委員会「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(2020年4月10日公表、2021年2月10日更新)において、会計上の見積りについて、企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、会計上の「誤謬」にあたらぬとされていること

・日本公認会計士協会「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その7)」(2021年3月2日公表)において、監査人が、過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは適切ではないとされていること

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会において、関係団体より発出された文書を共有し、公表している。(次の URL 参照) <https://www.fsa.go.jp/singi/coronakansakvougikai/index.html>



## 第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

### I 被害及び補償の状況（別紙1～5参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2018年度は277件、2019年度は221件、2020年度は122件となっている。2020年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、91.6%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2018年度は13,476件、2019年度は15,023件、2020年度は10,826件となっている。2020年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、56.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2018年度は43件、2019年度は30件、2020年度は23件となっている。2020年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、60.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2018年度は394件、2019年度は1,927件、2020年度は1,499件となっている。2020年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、83.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ⑤ 連携サービス（注1）における被害発生件数は、2020年10月～2021年3月において16件（注2）となっている。2020年10月～2021年3月に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、60.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

注1) スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により預金口座と連携させる決済サービス。2020年に資金移動業者の提供する決済サービスを悪用した不正出金事案が多発したことを踏まえ、調査項目に追加したものの。

注2) 上記不正出金事案の多発を踏まえ、2016年1月～2020年10月13日を対象に、過去の被害状況等について調査を実施したところ、948口座において被害が発生していたことが確認された。

## Ⅱ 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2020年度は、各預金取扱金融機関の2020年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計したところ、別紙6のとおりであった(2020年10月7日に概要を金融庁HPにて公表)。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、SMS等を用いたフィッシングメールによりインターネットバンキング利用者をフィッシングサイトへ誘導し、インターネットバンキングのIDやパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して不正送金を行うといった手口の増加等により、2019年度に被害発生件数及び被害額が急増し、2020年度も依然として高い水準にある。このような状況を踏まえ、全国銀行協会において、金融犯罪防止啓発に係るHP公表により、注意喚起を行った。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	1	0	0
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	33	29	75	68	910	706	77	905	863	42	5
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	0
26年度	266	116	32	21	1	0	6	4	305	142	46	302	290	12	3
27年度	338	134	24	24	13	9	9	6	384	175	45	369	362	7	15
28年度	269	104	29	7	5	3	4	2	307	117	38	306	301	5	1
4月～6月	68	15	7	0	0	0	0	0	75	16	22	75	72	3	0
7月～9月	82	27	5	2	1	0	2	2	90	32	36	90	89	1	0
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	1	0
1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	0	66	35	54	65	65	0	1
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	394	387	7	3
4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	0	89	22	25	89	87	2	0
7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	2	100	23	23	100	98	2	0
10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	137	137	0	2
1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	0	69	11	16	68	65	3	1
30年度	235	63	20	13	2	7	20	10	277	94	34	264	256	8	13
4月～6月	52	6	0	0	0	0	2	1	54	7	14	54	54	0	0
7月～9月	78	22	4	0	0	0	7	5	89	28	31	88	85	3	1
10月～12月	65	17	8	8	1	1	7	2	81	31	38	77	74	3	4
1月～3月	40	17	8	4	1	5	4	0	53	27	51	45	43	2	8
R1年度	168	64	38	53	7	11	8	17	221	147	66	204	200	4	17
4月～6月	41	21	0	0	1	8	1	6	43	36	83	43	43	0	0
7月～9月	41	12	12	30	3	2	1	2	57	48	84	56	54	2	1
10月～12月	66	27	25	22	3	0	4	7	98	58	59	97	94	3	1
1月～3月	20	3	1	0	0	0	2	1	23	5	22	21	21	0	2
R2年度	76	61	22	13	4	2	20	13	122	91	74	83	76	7	39
4月～6月	3	1	0	0	2	0	2	6	7	7	113	5	5	0	2
7月～9月	6	16	2	0	0	0	1	0	9	17	193	8	6	2	1
10月～12月	62	39	20	12	2	2	16	6	100	61	61	75	70	5	25
1月～3月	5	3	0	0	0	0	1	0	6	4	73	1	1	0	5
計	5,272	3,928	1,423	1,419	420	387	460	443	7,575	6,179	81	7,409	7,128	281	166
構成比	69.6%	63.6%	18.8%	23.0%	5.5%	6.3%	6.1%	7.2%	100.0%	100.0%		100.0%	96.2%	3.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.5%(5,044件/5,225件)、地方銀行96.5%(1,294件/1,341件)、第二地方銀行95.5%(386件/404件)、信金等92.0%(404件/439件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													計	補償 全額	補償 75%又は一部	
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	715	347	6,927	3,237	46	6,899	3,342	969	2,588	28
19年度	3,469	1,365	1,162	623	200	84	498	227	5,329	2,300	43	5,329	2,132	854	2,343	0
20年度	3,512	1,581	1,002	529	171	111	444	211	5,129	2,433	47	5,128	1,820	908	2,400	1
21年度	4,239	1,884	1,074	647	208	130	533	301	6,054	2,964	48	6,052	1,774	1,520	2,758	2
22年度	4,465	2,431	1,174	878	290	200	703	486	6,632	3,995	60	6,630	1,668	2,088	2,874	2
23年度	3,719	1,825	926	644	208	140	532	338	5,385	2,948	54	5,384	1,234	1,452	2,698	1
24年度	2,897	1,244	623	399	109	75	312	187	3,941	1,907	48	3,938	819	851	2,268	3
25年度	2,795	1,206	472	290	66	34	209	130	3,542	1,662	46	3,538	606	705	2,227	4
26年度	2,392	1,058	418	223	74	55	205	162	3,089	1,499	48	3,085	582	603	1,900	4
27年度	2,134	1,126	482	371	95	36	231	230	2,942	1,765	59	2,930	602	747	1,581	12
28年度	2,826	1,873	584	453	97	76	427	351	3,934	2,755	70	3,925	567	1,272	2,086	9
4月～6月	631	404	132	91	21	16	72	56	856	568	66	856	152	226	478	0
7月～9月	647	388	158	130	21	12	65	64	891	595	66	891	129	285	477	0
10月～12月	699	484	130	113	23	17	109	95	961	710	73	959	126	281	552	2
1月～3月	849	596	164	118	32	30	181	135	1,226	881	71	1,219	160	480	579	7
29年度	6,850	4,593	1,630	1,339	387	315	1,721	1,179	10,588	7,428	70	10,556	1,231	5,117	4,208	32
4月～6月	1,271	825	326	326	60	61	311	222	1,968	1,437	73	1,964	249	899	816	4
7月～9月	1,537	1,000	357	279	90	58	389	295	2,373	1,635	68	2,365	327	1,089	949	8
10月～12月	1,959	1,386	466	351	119	107	484	313	3,028	2,159	71	3,019	284	1,543	1,192	9
1月～3月	2,083	1,380	481	382	118	86	537	347	3,219	2,196	68	3,208	371	1,586	1,251	11
30年度	8,575	6,026	2,243	1,710	386	245	2,272	1,454	13,476	9,437	70	13,283	1,187	6,775	5,321	193
4月～6月	1,812	1,292	419	358	94	68	492	325	2,817	2,045	72	2,810	258	1,273	1,279	7
7月～9月	2,003	1,402	504	362	99	64	517	337	3,123	2,166	69	3,104	302	1,542	1,260	19
10月～12月	2,425	1,750	708	548	92	56	591	378	3,816	2,732	71	3,775	339	2,089	1,347	41
1月～3月	2,335	1,582	612	440	101	56	672	413	3,720	2,492	67	3,594	288	1,871	1,435	126
R1年度	9,626	7,397	2,588	2,132	374	252	2,435	1,581	15,023	11,363	75	13,475	1,211	6,657	5,607	1,548
4月～6月	2,284	1,617	641	503	92	61	579	369	3,596	2,552	70	3,196	303	1,505	1,388	400
7月～9月	2,482	1,799	689	541	107	72	564	363	3,842	2,777	72	3,412	274	1,718	1,420	430
10月～12月	2,584	2,193	685	625	104	71	688	429	4,061	3,320	81	3,668	350	1,856	1,462	393
1月～3月	2,276	1,786	573	461	71	47	604	418	3,524	2,713	77	3,199	284	1,578	1,337	325
R2年度	6,833	5,369	1,783	1,535	344	243	1,866	1,370	10,826	8,519	78	9,018	645	4,407	3,966	1,808
4月～6月	1,777	1,489	457	368	102	69	480	357	2,816	2,285	81	2,558	213	1,288	1,057	258
7月～9月	2,016	1,542	495	446	94	67	529	370	3,134	2,426	77	2,835	229	1,410	1,196	299
10月～12月	1,632	1,203	440	388	89	64	434	335	2,595	1,992	76	2,263	151	1,112	1,000	332
1月～3月	1,408	1,134	391	330	59	41	423	307	2,281	1,814	79	1,362	52	597	713	919
計	71,554	43,192	19,976	14,276	3,809	2,450	14,104	9,178	109,443	69,098	63	105,777	22,977	35,793	47,007	3,666
構成比	65.4%	62.5%	18.3%	20.7%	3.5%	3.5%	12.9%	13.3%	100.0%	100.0%		100.0%	21.7%	33.8%	44.4%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等51.2%(36,262件/70,887件)、地方銀行70.7%(12,422件/17,557件)、第二地方銀行61.0%(2,108件/3,458件)、信金等57.5%(7,978件/13,875件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)  
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	0
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	0
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	62	42	10	7	13	14	189	214	113	186	112	74	3
24年度	84	79	51	73	7	1	11	11	153	166	108	152	94	58	1
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	0
26年度	68	54	23	13	3	0	13	24	107	92	86	106	63	43	1
27年度	48	40	18	7	7	10	11	6	84	65	77	84	31	53	0
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	57	36	21	1
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	6	7	0
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	6	3	0
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	25	21	4	1
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	3	7	0
29年度	31	21	14	9	1	0	10	2	56	34	60	54	29	25	2
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	21	13	8	1
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	13	8	5	1
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	13	5	8	0
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	3	4	0
30年度	27	17	6	2	3	0	7	3	43	24	57	41	28	13	2
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	10	2	0
7月～9月	9	1	3	2	1	0	2	0	15	4	30	15	9	6	0
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	7	4	3	1
1月～3月	5	9	1	0	1	0	1	0	8	9	122	7	5	2	1
R1年度	20	13	6	5	0	0	4	6	30	24	83	24	10	14	6
4月～6月	9	8	0	0	0	0	2	5	11	14	130	10	3	7	1
7月～9月	6	2	3	3	0	0	0	0	9	6	68	6	2	4	3
10月～12月	3	1	0	0	0	0	1	0	4	2	53	4	2	2	0
1月～3月	2	0	3	2	0	0	1	0	6	2	38	4	3	1	2
R2年度	12	24	8	6	1	1	2	1	23	34	151	10	6	4	13
4月～6月	3	3	1	1	1	1	0	0	5	5	111	4	2	2	1
7月～9月	5	10	3	4	0	0	0	0	8	14	179	3	2	1	5
10月～12月	1	0	2	0	0	0	1	0	4	1	42	2	1	1	2
1月～3月	3	11	2	0	0	0	1	1	6	13	220	1	1	0	5
計	1,661	3,582	1,230	1,501	162	239	399	476	3,452	5,799	168	3,273	1,349	1,924	179
構成比	48.1%	61.8%	35.6%	25.9%	4.7%	4.1%	11.6%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	41.2%	58.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.6%(729件/1,600件)、地方銀行34.0%(390件/1,148件)、第二地方銀行45.3%(67件/148件)、信金等43.2%(163件/377件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4-1)  
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	0
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	0
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	41	115	8	36	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	104	45	0
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,950	1,777	173	6
26年度	1,123	1,240	143	417	22	142	122	414	1,410	2,213	157	1,404	1,178	226	6
27年度	1,181	1,444	198	364	19	109	166	545	1,564	2,463	157	1,557	1,315	242	7
28年度	574	618	117	330	13	55	62	140	766	1,145	149	757	636	121	9
4月～6月	256	225	18	24	0	0	11	8	285	258	90	283	234	49	2
7月～9月	85	116	26	102	2	7	10	14	123	241	196	121	95	26	2
10月～12月	168	210	41	135	7	30	28	100	244	475	194	242	217	25	2
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	16	114	169	148	111	90	21	3
29年度	211	409	98	397	15	59	48	172	372	1,039	279	367	290	77	5
4月～6月	58	103	19	100	7	20	14	70	98	296	302	96	72	24	2
7月～9月	56	145	30	44	2	23	7	6	95	220	231	95	86	9	0
10月～12月	37	49	28	155	2	8	19	21	86	234	273	84	65	19	2
1月～3月	59	109	21	96	4	7	8	74	92	288	313	91	67	24	1
30年度	304	669	55	127	9	23	26	44	394	864	219	389	320	69	5
4月～6月	84	157	27	83	3	7	11	28	125	276	221	124	104	20	1
7月～9月	38	38	11	17	5	13	7	10	61	80	131	61	46	15	0
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	44	28	16	2
1月～3月	154	447	5	20	1	3	2	0	162	470	290	160	142	18	2
R1年度	1,817	2,283	95	130	5	12	10	13	1,927	2,440	126	1,914	1,644	270	13
4月～6月	98	121	25	85	1	10	1	0	125	216	173	121	106	15	4
7月～9月	514	460	11	10	1	1	3	1	529	474	89	529	455	74	0
10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165	949	803	146	5
1月～3月	275	148	41	22	0	0	3	1	319	172	53	315	280	35	4
R2年度	1,356	1,499	117	203	4	16	22	169	1,499	1,888	126	1,179	987	192	320
4月～6月	432	475	9	11	0	0	2	1	443	488	110	436	371	65	7
7月～9月	238	446	42	52	0	0	4	106	284	606	213	277	252	25	7
10月～12月	397	263	56	59	4	16	15	60	472	400	84	247	175	72	225
1月～3月	289	314	10	79	0	0	1	0	300	394	131	219	189	30	81
計	9,259	10,965	979	2,467	121	545	500	1,610	10,859	15,589	143	10,465	8,821	1,644	394
構成比	85.3%	70.3%	9.0%	15.8%	1.1%	3.5%	4.6%	10.3%	100.0%	100.0%		100.0%	84.3%	15.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.5%(7,573件/8,957件)、地方銀行85.0%(779件/917件)、第二地方銀行64.8%(68件/105件)、信金等82.5%(401件/486件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(別紙4-2)  
(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	30	49	0	0	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105
	26年度	1,092	1,113	106	181	7	11	45	92	1,250	1,399	111
	27年度	1,127	1,041	180	298	10	13	91	127	1,408	1,482	105
	28年度	542	586	92	126	11	39	33	42	678	793	117
	4月～6月	234	199	17	20	0	0	10	6	261	226	86
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	162	207	28	36	7	30	10	20	207	294	142
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	6	97	106	109
	29年度	198	340	83	171	8	14	22	22	311	548	176
	4月～6月	53	99	15	37	4	6	4	3	76	146	193
	7月～9月	49	84	28	32	0	0	5	5	82	121	148
	10月～12月	36	47	21	39	0	0	8	10	65	97	149
	1月～3月	59	109	19	62	4	7	5	3	87	183	210
	30年度	300	663	49	109	6	13	24	26	379	812	214
	4月～6月	82	154	27	83	1	0	9	10	119	249	209
	7月～9月	37	36	9	7	5	13	7	10	58	66	115
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75
	1月～3月	154	447	4	17	0	0	2	0	160	464	290
	R1年度	1,807	2,269	91	109	5	12	10	13	1,913	2,404	125
	4月～6月	96	120	22	69	1	10	1	0	120	200	166
	7月～9月	510	458	10	4	1	1	3	1	524	466	88
	10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165
	1月～3月	271	137	41	22	0	0	3	1	315	160	51
	R2年度	1,334	1,476	110	187	4	16	11	14	1,459	1,693	116
	4月～6月	418	457	9	11	0	0	2	1	429	470	109
	7月～9月	233	441	41	50	0	0	2	2	276	494	179
	10月～12月	396	262	51	54	4	16	7	10	458	344	75
	1月～3月	287	313	9	70	0	0	0	0	296	384	129
	計	8,436	9,648	795	1,328	55	131	250	350	9,536	11,459	120
	構成比	88.5%	84.2%	8.3%	11.6%	0.6%	1.1%	2.6%	3.1%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(別紙4-3)

(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	37	235	15	130	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	75	417	156	981	629
	28年度	32	32	25	204	2	16	29	98	88	351	399
	4月～6月	22	25	1	3	0	0	1	2	24	31	132
	7月～9月	1	1	5	67	0	0	4	6	10	75	759
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	15	195	7	45	26	150	61	459	753
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	2	0	13	98	759
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	11	11	21	137	655
	1月～3月	0	0	2	33	0	0	3	71	5	104	2,095
	30年度	4	6	6	18	3	9	2	17	15	52	350
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	1	3	1	3	0	0	2	6	300
	R1年度	10	14	4	21	0	0	0	0	14	35	253
	4月～6月	2	0	3	15	0	0	0	0	5	16	330
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11	277
	R2年度	22	23	7	16	0	0	11	155	40	195	488
	4月～6月	14	17	0	0	0	0	0	0	14	17	123
	7月～9月	5	5	1	2	0	0	2	104	8	111	1,397
	10月～12月	1	0	5	5	0	0	8	49	14	56	401
	1月～3月	2	0	1	8	0	0	1	0	4	9	246
	計	233	773	141	910	55	415	234	1,226	663	3,326	501
	構成比	35.1%	23.3%	21.3%	27.4%	8.3%	12.5%	35.3%	36.9%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。



連携サービスによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙5)  
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
R2年度	10	2	6	2	0	0	0	0	16	4	26	10	6	4	6
10月～12月	2	0	3	2	0	0	0	0	5	2	46	5	3	2	0
1月～3月	8	1	3	0	0	0	0	0	11	1	17	5	3	2	6
計	10	2	6	2	0	0	0	0	16	4	26	10	6	4	6
構成比	62.5%	50.5%	37.5%	49.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%		100.0%	60.0%	40.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等80.0%(4件/5件)、地方銀行40.0%(2件/5件)。

## 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(令和2年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の令和2年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

### [表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

### [対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…65行、第二地銀38行、その他の銀行…78行  
信用金庫…255、信用組合…145、労働金庫…13、農漁協等…739

### [調査結果]

#### 1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	20,430	110,151
地銀	65	65	65	34,750	115,112
第二地銀	38	38	38	9,592	26,609
その他の銀行	21	22	33	76,790	216,877
信用金庫	255	253	253	18,899	50,484
信用組合	127	72	74	2,257	5,016
労働金庫	13	13	13	1,670	8,967
計	528	471	484	164,388	533,216
農漁協等	739	736	640	12,057	24,202
総計	1,267	1,207	1,124	176,445	557,418

#### 2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
		⑥/①	⑥/①	⑦/④	⑦/④	⑧/⑤	⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	20,279	99.3%	49,542	45.0%
地銀	65	65	100.0%	34,407	99.0%	39,253	34.1%
第二地銀	38	36	94.7%	8,627	89.9%	8,628	32.4%
その他の銀行	21	10	47.6%	76,790	100.0%	91,553	42.2%
信用金庫	255	208	81.6%	16,763	88.7%	12,994	25.7%
信用組合	127	44	34.6%	1,047	46.4%	710	14.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,670	100.0%	37	0.4%
計	528	382	72.3%	159,583	97.1%	202,717	38.0%
農漁協等	739	736	99.6%	12,013	99.6%	13,404	55.4%
総計	1,267	1,118	88.2%	171,596	97.3%	216,121	38.8%

## (生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュカード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	19,479	95.3%	38,970	35.4%
地銀	65	48	73.8%	22,562	64.9%	17,238	15.0%
第二地銀	38	7	18.4%	1,960	20.4%	603	2.3%
その他の銀行	21	3	14.3%	32,047	41.7%	70,346	32.4%
信用金庫	255	80	31.4%	6,626	35.1%	2,905	5.8%
信用組合	127	11	8.7%	362	16.0%	219	4.4%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	528	154	29.2%	83,036	50.5%	130,281	24.4%
農漁協等	739	111	15.0%	1,723	14.3%	18	0.1%
総計	1,267	265	20.9%	84,759	48.0%	130,299	23.4%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	38	38	100.0%
その他の銀行	22	22	100.0%
信用金庫	253	253	100.0%
信用組合	72	70	97.2%
労働金庫	13	13	100.0%
計	471	469	99.6%
農漁協等	736	736	100.0%
総計	1,207	1,205	99.8%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	4	50.0%	7	87.5%	2	25.0%
地銀	31	47.7%	51	78.5%	33	50.8%
第二地銀	19	50.0%	26	68.4%	17	44.7%
その他の銀行	12	54.5%	17	77.3%	5	22.7%
信用金庫	177	70.0%	227	89.7%	2	0.8%
信用組合	5	6.9%	68	94.4%	33	45.8%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	261	55.4%	409	86.8%	92	19.5%
農漁協等	0	0.0%	736	100.0%	736	100.0%
総計	261	21.6%	1,145	94.9%	828	68.6%

## (取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	65	65	100.0%	0	0.0%
第二地銀	38	33	86.8%	5	13.2%
その他の銀行	33	27	81.8%	4	12.1%
信用金庫	253	239	94.5%	12	4.7%
信用組合	74	69	93.2%	4	5.4%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	484	454	93.8%	25	5.2%
農漁協等	640	636	99.4%	0	0.0%
総計	1,124	1,090	97.0%	25	2.2%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	0	0.0%
地銀	14	21.5%	57	87.7%	11	16.9%
第二地銀	7	18.4%	26	68.4%	4	10.5%
その他の銀行	5	15.2%	23	69.7%	2	6.1%
信用金庫	173	68.4%	155	61.3%	1	0.4%
信用組合	2	2.7%	67	90.5%	11	14.9%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	202	41.7%	349	72.1%	29	6.0%
農漁協等	0	0.0%	636	99.4%	1	0.2%
総計	202	18.0%	985	87.6%	30	2.7%

## 第8節 振り込め詐欺等への対応

### I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手前から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2018年度は291件、2019年度は220件、2020年度は498件であり、調査を開始した2003年9月以降2021年3月末までの累計は45,136件となっている。

なお、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は、認知件数及び被害額共に依然高水準で推移しているため、被害防止の観点から、業界団体を通じて、金融機関のより踏み込んだ窓口対応等の取組みを促した。

### II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2018年度は115件、2019年度は102件、2020年度は329件、強制解約等をしたのは、2018年度は128件、2019年度は109件、2020年度は113件であり、調査を開始した2003年9月以降2021年3月末までの累計は、利用停止が24,555件、強制解約等が15,999件となっている。

## 第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、ここ数年の間に見られた融資残高の増加から、過剰な貸付けが行われているのではないかといった批判・指摘等がなされてきたところ、各銀行では、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ(2017年3月)」を踏まえた取組みが進められている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットラインを開設(2017年9月)した。

これに加え、カードローンの残高の多い銀行を中心に立入検査(2018年1月公表)を実施。検査実施先以外の銀行の実態把握及び検査実施先における業務運営の改善状況の確認(2018年8月公表)、その後の各銀行における業務運営の改善状況についてのフォローアップ及びその結果の公表(2019年9月公表)等の取組みを実施してきた。

2020事務年度においては、2020年3月末で取組みが十分に進んでいないと認められる銀行に対し対応を促してきたところ、融資上限枠の設定や融資実行後の途上管理など、必要な態勢整備が図られたことを確認した。

## 第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、2004年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されており、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。2020事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

#### I 押印・対面手続の廃止等に係る改正（2020年12月23日）

2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のため、及び、当庁への提出書類に記載する役員等の氏名について旧氏の使用を可能とするために、所要の改正を行ったもの（2020年12月23日より適用）。

#### II 押印・対面手続の廃止等に係る改正（2021年6月30日）

2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、1.の改正に加えて、民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しを行うために所要の改正を行ったもの（2021年6月30日より適用）。

### 第2節 信託会社等の新規参入（別紙1参照）

### 第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2020事務年度は、1社に対して検査を実施した。

### 第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がそ

の商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ウェブサイト等において注意喚起を行っている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のウェブサイトに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のウェブサイトに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。



## 信託会社等の新規参入状況

2021年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	28 (4)	22 (3)	4	0	0	2 (1)	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	10 (1)	10 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	18 (3)	12 (2)	4	0	0	2 (1)	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	55 (7)	48 (7)	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TL〇）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	4 (2)	4 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	354 (22)	130 (12)	38	16 (2)	33 (4)	42 (2)	23	25 (1)	17	15	13	2 (1)
うち みなし信託契約代理業者	126	43	15	2	11	15	8	7	9	9	6	1
計	441 (35)	204 (24)	45	16 (2)	33 (4)	48 (3)	23	25 (1)	17	15	13	2 (1)

(注1) 外国信託会社は金融庁直轄

(注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【14】社）

(注3) 括弧書きは、2020年7月1日から2021年6月30日までに免許・登録・届出を行った信託会社等の件数

## 第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところ。なお、2020事務年度においては以下の通り改正を行っている。

- (1) 保険会社における「その他の付随業務」への人材紹介業務の追加に係る改正  
(2020年9月30日)

関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、「保険会社における「その他の付随業務」への人材紹介業務を追加したもの(2020年9月30日より適用)。

- (2) グループベースでの経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に係る改正(2020年12月18日)

2019年11月に保険監督者国際機構(IAIS)において、国際的に活動する保険グループ(IAIGs)の監督及び保険セクターにおけるシステミックリスク削減のためのグローバルな枠組みが採択された機会を捉え、IAIGs以外も含め、保険グループの規模・特性に応じてグループ監督を行っていくための枠組みを整備するための所要の改正を行ったもの(2020年12月18日より適用)。

- (3) 国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正(2020年12月23日)

2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のための所要の規定の整備を行ったもの。

また、当庁へ提出する一定の書類について、役員等の氏名を記載する際に旧氏の使用を可能とするための所要の改正を行ったもの(一部2020年12月23日より適用)。

- (4) 特定保険契約における適合性原則に係る改正(2021年1月15日)

2020年8月に公表された「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」における提言を踏まえ、特定保険契約の内容の適切な把握や顧客属性等の的確な把握、効果的活用及びその管理の徹底等、特定保険契約における適合性原則に係る留意点を明示したもの(2021年1月15日より適用)。

- (5) 顧客に交付すべき書面の電磁的方法による提供に係る改正(2021年1月21日)

情報提供義務の一環として顧客に交付すべき書面を電磁的方法により提供する場合の留意点等を明確化したもの(2021年1月21日より適用)。

- (6) 「会社法の一部を改正する法律」等の施行等に係る改正（2021年2月3日）  
「会社法の一部を改正する法律」等の施行等に伴い、所要の規定の整備を行ったもの（2021年3月1日より適用）。
- (7) 民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正（2021年6月30日）  
2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しを行ったもの（2021年6月30日より適用）。
- (8) 標準責任準備金制度の対象契約の範囲の見直しに係る改正（2021年6月30日）  
標準責任準備金制度の対象外となっている外貨建保険について、ここ数年における保有契約高の増加を踏まえ、健全な競争環境を整備する観点から、標準責任準備金制度の対象契約の範囲の見直しを行ったもの（2021年10月1日より適用）。

## 第2節 保険会社の概況

### I 2021年3月期決算状況（別紙1～2参照）

### II 再編等の状況（別紙3～7参照）

#### 1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において再編等の動きがみられる。

なお、2021年6月末現在における会社数は、生命保険会社42社、損害保険会社33社、外国損害保険会社20社、免許特定法人1社、保険持株会社15社である。

#### 2. 主要会社の再編等

（1）2020年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
<u>ソニー生命保険株式会社</u> ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社	ソニー生命保険株式会社	2021年4月1日

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社

（2）2020年7月以降、以下のような日本法人の現地法人化が行われた。

旧保険会社名	新保険会社名	移行日
チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	チューリッヒ生命保険株式会社	2021年4月1日

#### 3. 新規参入について

（1）2020年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社名	免許日	免許の種類
なないろ生命保険株式会社	2021年4月1日	生命保険業
全管協れいわ損害保険株式会社	2021年6月16日	損害保険業

（2）2020年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可を行った。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
アイペットホールディングス株式会社	2020年9月15日	保険持株会社

## 生命保険会社の令和3年3月期決算の概要

(単位:億円、%、ポイント)

	31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	前期比
基礎収益	475,482	459,551	479,260	19,708
保険料等収入	352,542	330,121	309,427	▲ 20,693
資産運用収益	77,628	76,266	96,640	20,373
基礎費用	437,769	422,868	440,432	17,564
保険金等支払金	285,566	287,734	296,974	9,240
資産運用費用	3,748	8,479	4,585	▲ 3,893
事業費	48,794	47,143	46,017	▲ 1,125
基礎利益	37,713	36,683	38,828	2,144
キャピタル損益	▲ 4,382	▲ 7,816	4,948	12,765
臨時損益	▲ 3,165	▲ 6,810	▲ 11,837	▲ 5,026
危険準備金繰入額	2,298	3,098	3,739	641
経常利益	30,164	22,055	31,939	9,883
特別損益	▲ 4,675	▲ 2,791	▲ 5,092	▲ 2,300
価格変動準備金繰入額	4,232	2,119	4,608	2,489
当期純利益(純剰余)	17,464	12,259	19,199	6,939
総資産	3,877,945	3,927,350	4,124,465	197,114
有価証券含み損益	487,735	446,526	471,900	25,373
公表逆ざや額	▲ 936	▲ 929	▲ 854	75
ソルベンシー・マージン比率	999.1	999.4	1,009.7	10.3

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	72	54	48	▲ 6
解約失効高(兆円)	50	46	41	▲ 4
保有契約高(兆円)	953	932	917	▲ 14
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	29,869	19,385	15,944	▲ 3,441
うち第三分野	7,790	5,633	4,829	▲ 804
保有契約ベース	286,414	282,363	279,649	▲ 2,713
うち第三分野	68,499	69,722	70,342	620

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(31年3月期:41社、令和2年3月期:42社、令和3年3月期:42社) ※かんぽ生命含む。

## 損害保険会社の令和3年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	前期比
正味収入保険料	85,951	87,909	88,930	1,020
正味支払保険金	54,196	51,261	46,551	▲ 4,709
経常利益	8,849	5,923	6,477	554
特別損益	▲ 15	▲ 1,768	▲ 357	1,411
当期利益	6,910	4,411	4,860	448
総資産	320,457	311,916	329,219	17,302
有価証券 含み損益	52,029	38,978	57,899	18,920
ソルベンシー・ マージン比率	752.7	742.4	766.0	23.6

(注1) 31年3月期は51社ベース。令和2年3月期・令和3年3月期は53社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 生命保険会社一覧表

(2021年6月30日現在42社)

	会社名
生命保険会社(42社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD富士生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぼ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	チューリッヒ生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	なないろ生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マニユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社

損害保険会社一覧表  
(2021年6月30日現在54社)

	会 社 名
損害保険会社 (33社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	A I G 損害保険株式会社
	a u 損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	S B I 損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	さくら損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	全管協れいわ損害保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	トーア再保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	ペット&ファミリー損害保険株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
明治安田損害保険株式会社	
楽天損害保険株式会社	
レスキュー損害保険株式会社	
外国損害保険会社等 (20社)	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
	アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	現代海上火災保険株式会社
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・エクステリユール
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
	スコール・エスイー
	スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティ・カンパニー
	スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスイー
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人(1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ



## 保険持株会社一覧表

(2021年6月30日現在15社)

	保険持株会社名
(15社)	アイペットホールディングス株式会社
	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

## 生命保険会社の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年6月末現在
生命保険会社	38社	40社	41社	41社	42社	42社
+ 免許 ▲ 廃止	※再編(注1) + 第一生命 (2016年10月) ▲ 第一生命 (2016年10月)	※現地法人化 + 日本法人化準備生命 (2017年12月) (注2) + カーディフ生命 (2017年12月)	※新設 + はなさく生命 (2019年2月)		※現地法人化 + チューリッヒ生命保険 株式会社 (2020年11月) (注3)	※合併 + ソニー生命保険株式会社 (2021年4月) ▲ ソニー生命保険株式会社 ▲ ソニーライフ・ウィズ 生命保険株式会社  ※新設 + なないろ生命 (2021年4月)
外国生命保険会社	3社	3社	1社	1社	1社	0社
+ 免許 ▲ 廃止			▲ アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コ ロンバス ▲ カーディフ・アシュアランス・ ヴィ			▲ チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カン パニー・リミテッド
合計	41社	43社	42社	42社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注1) 第一生命の再編については、①2016年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。

②2016年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに

③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。

(注2) 2017年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2018年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。

(注3) 2020年11月24日付でチューリッヒ生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2021年4月1日に営業開始。

## 損害保険会社の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	32社	32社	33社
+ 免許 ▲ 廃止		+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月)  ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ベット&ファミリー損害保険株式会社 (2019年4月)  +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月)  +さくら損害保険株式会社 (2019年6月)  ※合併(2019年7月) +セゾン自動車火災保険株式会社 ▲セゾン自動車火災保険株式会社 ▲そんぽ24損害保険株式会社		+全管協れいわ損害保険株式会社 (2021年6月)
外国社 (法第185条免許)	21社	23社	23社	21社	21社	21社
+ 免許 ▲ 廃止	▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー (2016年6月)  +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレ ディット・イ・カウシヨン・エセ・アー(2016年 9月)  ▲アトラディウス・クレジット・インシユア ランス・エヌ・ヴィ(2016年12月)	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2017年4月)  +スティームシップ・ミューチュアル・アン ダーライティング・アソシエーション・リミ テッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月)  ▲カーディフ・アシュアランス・リスク ディヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スイス・リインシュアランス・カンパ ニー・リミテッド(2020年1月)  ▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2019年4月)  ▲アキシュラチオニ・ゼネラリ・エス ピー・アイ (2019年4月)		
合計	51社	53社	53社	53社	53社	54社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

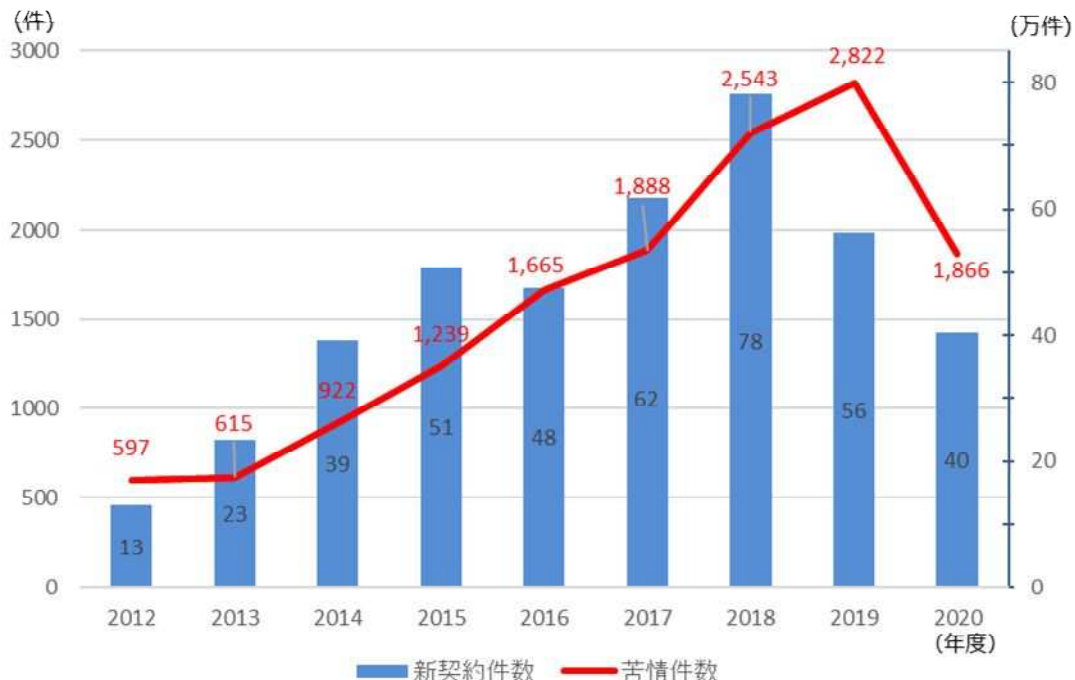
### 第3節 保険会社に対する金融モニタリング

#### I 顧客本位の業務運営の定着

生命保険は金融商品の中でも契約期間が長いという特徴があり、そのため、募集時の十分な説明及び契約後のアフターフォローの必要性・重要性は他の金融商品と比べても高いものと考えられる。

- ① 特に、外貨建保険については、近年、販売量の増加に伴い、元本割れリスクの説明が不十分であった等の各種苦情が比較的多数発生している（図表1）。これに対し、募集時の説明の充実化等の対応が図られてきたところであるが、引き続ききめ細かな保険募集等が実現されるよう、金融機関代理店の募集管理等についてモニタリング・対話を実施した。その結果、新商品の研修に関する受講状況・理解状況の管理が十分に行われていないと考えられる金融機関代理店も見受けられること、適合性の判断基準の妥当性を保険会社と金融機関代理店とで議論をしている例は多くないこと、顧客に解約返戻金の時価情報を提供する観点から、システム導入等により、保険会社と金融機関代理店との情報共有を進めることに未対応であったり、対応が限定的な金融機関代理店もあったこと等を確認した。

図表1 銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）



(資料) 生命保険協会より、金融庁作成

- ② また、乗合代理店による保険募集については、生命保険会社による代理店手数料の多寡により顧客の意向把握や比較推奨販売に偏りが生じるおそれがあるため、顧客本位の商品提案がなされるよう業界に促してきた。その結果、生命保険会社

の乗合代理店に対する評価は、販売量に偏重したものを改め、業務品質評価を反映するよう見直されたものの、その業務品質は必ずしも顧客視点に基づくものではなかったため、保険会社等と改善に向けた議論を重ねてきた。これを踏まえ、生命保険協会内に消費者団体・乗合代理店・保険会社等による顧客視点に基づく業務品質評価の高度化に向けた検討会が設けられ、業務品質評価項目や基準のあり方等についての検討・議論が行われた。

- ③ さらに、生命保険会社の営業職員チャンネルでは、これまで相次いで発生してきた金銭詐取問題にくわえて、新たな事案が発覚したことを受け、当該生命保険会社に対してヒアリングを実施し、その中で適切な被害者対応等を求めた。また、生命保険協会に対し、各生命保険会社自ら営業職員管理態勢の実態等やその検証状況を確認し必要な対応を図るための具体策の検討を進めることを要請した。その結果、生命保険協会は会員各社に対して「顧客本位の業務運営の高度化に資する営業職員チャンネルにおけるコンプライアンス・リスク管理に関するアンケート」を実施した。本アンケートの結果を踏まえ、生命保険協会に対して、引き続き、業界としての取組みを進め、会員各社での営業職員管理態勢の改善・高度化に向けた取組みや創意工夫を後押しすることを要請した。
- ④ また、保険契約のあり方については、2019年12月に公表された生命保険協会実施の「顧客本位の業務運営の高度化に資する取組に関するアンケート」の取りまとめの報告書を参考に、特に既契約等の保障内容を見直す際の顧客視点に立った契約見直し制度の導入を促すべく、生命保険会社各社のフォローアップを実施した。その結果、当該契約見直し制度の導入等の動きが進んでいることが確認できた一方、当該契約見直し制度の必要性の認識や、検討のスピード感については、生命保険会社各社によって、考え方が異なることも確認した。

## II 持続可能なビジネスモデルの構築

### (ビジネスモデル)

新型コロナの拡大をはじめとする事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施した。

- ① 生命保険会社については、営業職員チャンネルを中核とする会社を中心に対話を行った結果、各社とも、チャンネル戦略等のビジネスモデルの抜本的な転換は行わず、対面と非対面が融合した新たな営業活動モデルを構築すべく、営業プロセスの見直し等を進めていることを確認した。一方、新規顧客との接点の減少や、デジタル化に対応する人材育成、業務フロー等が変化することに伴う新たなリスク発現の確認・対応において、課題が生じていることを確認した。

商品戦略については、コロナの拡大に伴う顧客の保障ニーズに対応した保険商

品の提供のほか、コロナを契機としたデジタル化の進展に対応して、スマートフォンで完結できる商品の開発を志向する動き等を把握した。

- ② 損害保険会社については、業務の効率化や顧客の利便性向上を目指し、大手保険会社を中心にコロナ以前からデジタル化に積極的に取り組んでおり、コロナによりその動きが加速した。一方、生命保険会社同様、デジタル化により、業務フロー等が変化することに伴う新たなリスク発現の確認・対応やデジタル化に対応できない顧客や代理店への対応等において、課題が生じていることを確認した。

商品戦略については、コロナの拡大に伴う顧客の補償ニーズに対応した保険商品の提供のほかに、コロナ後のデジタル化の進展や新たな働き方への対応等の顧客ニーズにも対応し、サイバー攻撃に対応する費用への補償や、テレワーク中の情報漏洩等の勤務環境の多様化に伴うリスクへの補償等の商品を開発・検討している動き等を把握した。

#### （グローバルガバナンス）

国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通の枠組み（ComFrame）等の趣旨も踏まえた監督指針の改正を実施（2020年12月）したほか、「IAIGs等向けモニタリングレポート」を公表（2020年10月）することにより、IAIGsとして指定する保険グループを明らかにするとともに、2020事務年度のグループ監督の方針等を示した。

IAIGs各グループを中心とする大手保険グループにおける海外子会社を含めたグループガバナンスについては、監督カレッジにおける海外当局との意見交換の場も活用しながら、これまでのモニタリングにて認識した課題のフォローアップや、IAIGs等向けモニタリングレポートに示したモニタリングの具体的な着眼点を中心にモニタリングを実施した。

#### （自然災害への対応）

過去数年の大規模自然災害による多額の保険金支払い（図表2）の影響により再保険料の高騰や異常危険準備金残高の減少など、損害保険会社は厳しい状況にある中、自然災害リスクへの対応状況についてモニタリングを実施した。その結果、例えば、再保険料の上昇を抑制するため、自社のリスク保有額を引き上げる一方で、発生頻度の低い巨大リスクについて、再保険の買い増しによりリスク量を抑えるなど、統合的リスク管理（ERM）の視点に基づき経営レベルで資本・リスク・リターンバランスを図るための工夫を行っていることが確認できた。

一方、自然災害が激甚化・頻発化する環境下においては、被災者の経済的復旧の観点から、個々の保険金の支払いが迅速かつ適切に行われることが重要となる。こうした中、日本損害保険協会では、自然災害発生時の迅速・適正な保険金支払いに向けて衛星画像を活用した浸水深データの損害保険会社への提供や、災害に便乗し

た保険金不正請求対策のためのインフラ整備等に取り組んでおり、金融庁も当面の整備目標や将来像の検討、他省庁との協議等において協働を行った。

また、損害保険料率算出機構及び多数の損害保険会社が、顧客の保険料負担の公平性向上の観点から検討を進めている水災リスクに応じた火災保険料率の細分化について、外部の中立的な意見を取りまとめ、より一層消費者目線に立った適切な取組みを促すことを目的に、金融庁において有識者懇談会を立ち上げ、第1回会合を開催した（2021年6月）。

図表2 過去の風水災等による支払保険金（1970年以降）

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	857,284件	10,678億円
2	令和元年台風19号	295,186件	5,826億円
3	平成3年台風19号	607,324件	5,680億円
4	令和元年台風15号	383,585件	4,656億円
5	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
6	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
7	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
8	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
9	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
10	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円

(注) 2021年3月末現在

(資料) 日本損害保険協会より、金融庁作成

## 第4節 保険会社に係る財務基準等

我が国の保険会社を取り巻く環境をみると、人口減少や低金利環境の継続等により収益環境の変化に直面している。また、自然災害の激甚化等保険会社を取り巻くリスクも変化している。こうした中で、個別保険会社についての分析や対応にとどまらず、金融システム全体の視点（マクロ健全性の視点）を持って分析を行っていくことも重要である。また、将来にわたって保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくため、それに相応しい規制・競争環境を整備していくことが重要である。

こうした観点から、2020 事務年度においては、以下のようなモニタリング及び規制の見直し・検討を行った。

### I 保険セクターのシステムリスクに関するモニタリング

IAIS（保険監督者国際機構）において採択された「システムリスクに対する包括的枠組み（Holistic Framework）」に基づき、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）及びその他必要な社に対して、システムリスクに関連性が高い要素に対するリスク管理態勢のモニタリングを実施した。モニタリングの結果、各社とも十分な流動性を確保しており、システムリスクにつながる要素は特段認められなかったことから、現状、本邦保険センターのシステムリスクは、相対的に低いものと考えられる。（参考）

（参考）システムリスクに対する包括的枠組み（HF）

2007～2008 年の世界的金融危機を受けて、G20 およびFSB（金融安定理事会）は、グローバルな金融システムの弾力性を高めるために、グローバルなシステム上重要な金融機関（GSIFIs）を特定し、GSIFIsに対して規制を課す枠組みを構築した。

保険セクターにおいては、IAISが、システムリスクに対処するために、グローバルなシステム上重要な保険会社（GSIIIs）の特定およびGSIIIsに適用される政策措置による個社に着目する手法（Entity-based approach）による枠組みを構築した。

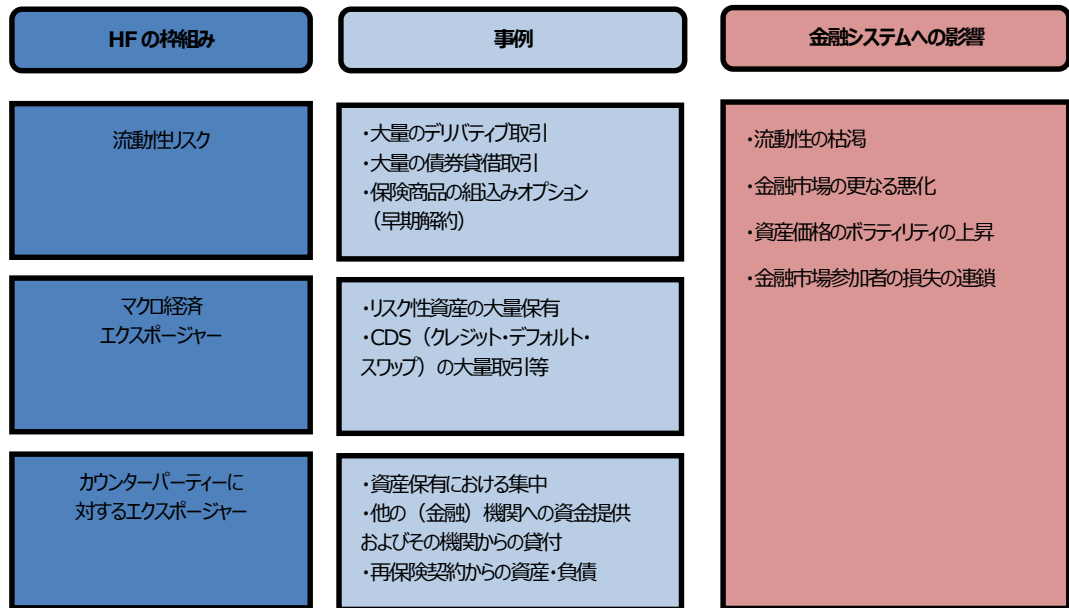
しかし、IAISは、システムリスクが、個別の保険会社からだけでなく、保険会社の集合的エクスポージャーからも発生する可能性を認識し、このEntity-based approachに替えて、2019年11月、システムリスクに対する包括的枠組み（HF）を採択した。

HFは、個別の保険会社のモニタリングに加え、保険会社の集团的行動（資産の投売り等）に着目する手法（Activity-based approach）であり、より幅広く保険会社と保険市場の潜在的なシステムリスクの積上り状況を評価する枠組みである。

（図1）



(図1) システミックリスク伝達のイメージとHFの枠組み



各国当局においては、保険セクター全体の流動性や相互関連性をモニタリングし、システミックリスクの積み上がりが確認される場合には、それに対処するための措置を実施し、その上でIAISがグローバルな実施を確保する観点から各国の実施状況进行评估し、IAISが一連の内容をFSBに報告することとなっている。

## II 経済価値ベースのソルベンシー規制等

「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書(2020年6月26日公表)の提言を踏まえ、特に標準モデルのあり方や保険負債等に関する妥当性検証のあり方等を中心に、制度設計上の論点や方向性の整理を行い、保険会社及びその他の関係者との対話の深化に資するよう、これを公表した(2021年6月)。(別紙1参照)

## III 基礎利益の見直し

生命保険会社の基礎的な収支の状況を示す指標である基礎利益について、経済的な実態を反映し各社間の取扱いに一貫性を持たせる観点から、以下のとおり計算方法を統一することとし、改正後の表記を2022事業年度より反映することとする。

改正項目	改正の方向性
為替に係るヘッジコスト	基礎利益の算定に含める
投資信託の解約損益	基礎利益の算定から除外

有価証券償還損益のうち為替変動部分		
再保険に関する損益	既契約の出再に伴う損益(*1)	
	基礎利益以外の損益と対応する再保険に関する損益(*2)	

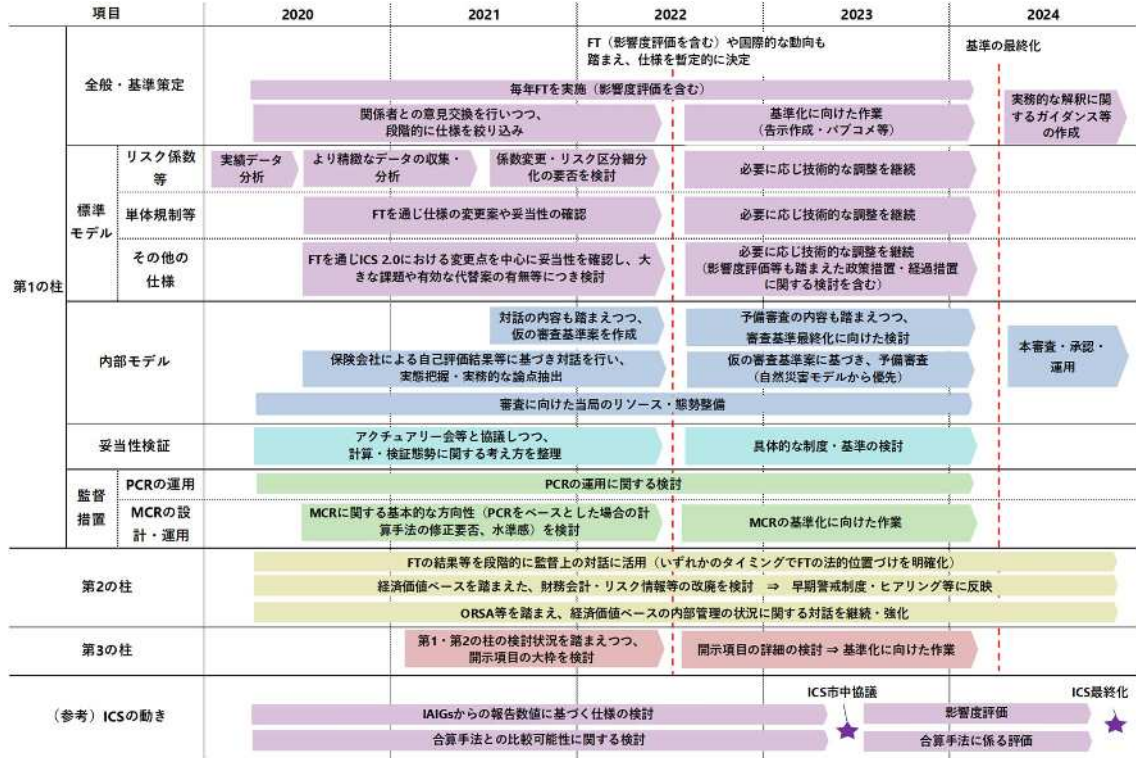
(\*1) 既契約の出再は、過去に計上した責任準備金の取り崩しが発生する出再を指し、既契約の出再に伴う損益は、既契約の出再時に発生する責任準備金戻入額と再保険会社に支払う再保険料等を指す。

(\*2) 例えばMV A (Market Value Adjustment : 市場価格調整)に係る解約返戻金額変動の影響額を緩和するために生じる再保険収入が該当する。

#### IV 外貨建保険に関する責任準備金積み立てのあり方

外貨建保険について、健全な競争環境を整備し、保険契約者等を保護する観点から、標準責任準備金の対象とするため、関係金融庁告示等の改正を行った（令和3年6月30日公布。令和4年4月1日以降の契約から適用）。(別紙2参照)

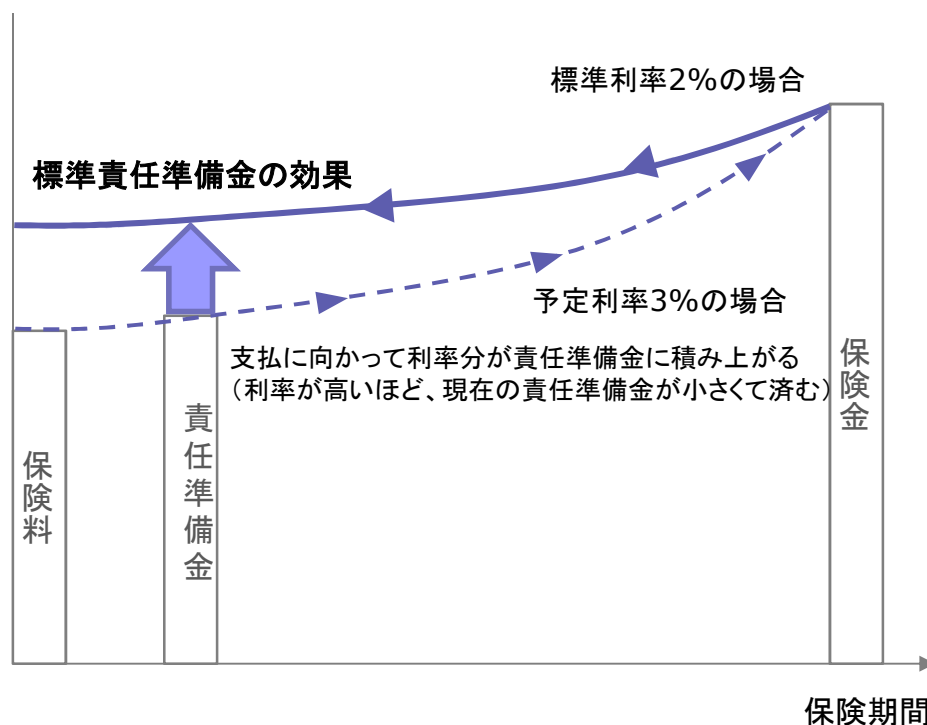
## 新たな制度の導入に向けた検討タイムラインのイメージ



## 標準責任準備金制度の概要

- 保険会社は、将来の保険金支払に備えるため、保険業法に基づき、引当金の一種である責任準備金を積み立てる必要がある。
- このうち、所定の保険契約については、責任準備金の積立に用いる予定利率を含めて、監督当局が定める積立方法に基づいて責任準備金を計算する「標準責任準備金制度」を設けているが、現在、外貨建て保険はその対象外

### 標準責任準備金のイメージ図



### 現行制度の対象範囲(例示)

対象	• 伝統的な定額終身・定額養老保険
	• 第三分野商品
	• 変額保険のうち、最低保証している契約
対象外	• <u>外国通貨をもって保険金等を表示する保険契約</u>
	• 予定利率を変更可能な保険契約 (最低保証利率 > 標準利率の場合を除く)
	• 変額保険のうち、最低保証していない契約

# 改正後の標準利率に関するルール

①外貨建を新設

項目	邦貨建保険			外貨建保険(米ドル建・豪ドル建)			
	その他(平準払等)	一時払		その他(平準払等)	一時払		
		2号(終身以外)	1号(終身)		2号(終身以外)	1号(終身)	
現在の水準 (利率算出の基準日)	0.25% (R2.10.1基準日)	0.00% (R3.4.1基準日)	0.00% (R3.4.1基準日)	R4.4.1以降の契約から適用 (R3.10.1基準日) (R4.3.1基準日)			
参照金利	10年国債	10年国債	10年国債と20年 国債の和半	10年社債 (A格)	10年社債 (A格)	10年社債と20年社 債の和半(A格)	
金利参照期間	3年平均と10年平 均の低い方	3か月平均と1年平均の低い方		3年平均と10年平 均の低い方	1か月平均と3か月平均の低い方		
参照利回り	応募者利回り	流通利回り(財務省)		平均利回り指標(Bloomberg)			
チェック変更頻度	年1回(10月1日)	年4回(4, 7, 10, 1月の各1日)		年1回(10月1日)	年12回(毎月1日)		
変更幅	0.25%刻み	0.25%刻み		0.25%刻み	0.05%刻み		
変更のトリガー	0.50%以上乖離	0.25%以上乖離		0.50%以上乖離	0.05%以上乖離		
適用時期	チェックの6ヶ月後	チェックの3ヶ月後		チェックの6ヶ月後	チェックの1ヶ月後		
通貨		邦貨建		米ドル建	豪ドル建	米ドル建	豪ドル建
安全率係数	0%以下の部分	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	0%を超え、1.0%以下の部分	0.90	0.95	0.90	0.90	0.95	0.95
	1.0%を超え、2.0%以下の部分	0.75	0.90	0.90	0.90	0.95	0.95
	2.0%を超え、3.0%以下の部分	0.50	0.85	0.75	0.75	0.90	0.95
	3.0%を超え、4.0%以下の部分		0.80	0.75	0.75	0.90	0.90
	4.0%を超え、5.0%以下の部分	0.25	0.75	0.50	0.50	0.85	0.90
	5.0%を超え、6.0%以下の部分					0.80	0.90
6.0%を超える部分	0.75					0.80	

②邦貨建も平仄をとり一時払の安全率係数を設定

## 第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の透明性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2020年9月、2021年4月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2021年1月）。

## 第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短い商品のみ取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

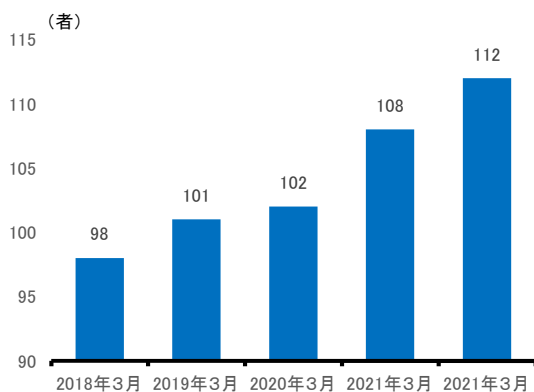
制度創設から15年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきている。2021年3月期決算の集計をみると、保有契約件数、収入保険料が増加するなど、市場規模が拡大する中で、当期純利益は増加しているものの、赤字業者が一定程度存在している状況にある。

なお、2020事務年度においては、保険契約包括移転及び事業譲渡の認可等にもない3業者が減少、新規に12業者を登録したことから、2021年6月末現在の業者数は、112業者となった。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、事業規模、取扱商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じてモニタリングを行い、必要な指導・監督を行った。また、立入検査によって経営管理態勢上の重大な欠陥や重大な法令違反が確認された業者（1者）に対し、保険業法第272条の26第1項第3号及び第272条の25第1項に基づき、業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

少額短期保険業者の保険引受上限金額に係る経過措置を適用する15業者に対しては、2018年9月、報告徴求命令を発出し、経過措置終了に向けた計画策定及び期限までの間、半期毎に計画の進捗状況に係る報告を求めているところ、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、必要な指導を行った。

少額短期保険業者数推移



2021年3月期 決算概要

	2021年 3月期	2020年 3月期	増減 (比)
保有契約 件数	14,159 千件	13,120 千件	+7.9%
収入 保険料	1,176 億円	1,074 億円	+9.4%
当期 純利益	24 億円	18 億円	+33.3%



少額短期保険業者登録一覧

(別紙 1)

(令和3年6月30日現在:112業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	SBIプリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第8号	令和2年7月16日	つばき少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBI リスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBI いきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	A ライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会



所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	株式会社にしじろ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	株式会社DMM少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビータメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社FIS
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エボス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビオ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぶらす少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	シャーマゾン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ベッツファースト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社	

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	プリベント少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第82号	平成29年8月30日	JID少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第92号	令和2年5月12日	株式会社宅建ファミリーパートナー
	関東財務局長 (少額短期保険)第93号	令和2年8月7日	スマートプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第94号	令和2年8月31日	ジェイコム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第95号	令和2年9月4日	株式会社ZEN少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第96号	令和2年9月30日	ダブルユー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第97号	令和2年12月17日	SUDACHI少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第98号	令和3年1月29日	みらい少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第99号	令和3年3月12日	第一スマート少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第100号	令和3年5月26日	i-SMAS少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第101号	令和3年6月29日	リトルファミリー少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第102号	令和3年6月30日	MICIN少額短期保険株式会社	
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	ZuttoRide少額短期保険株式会社
	東海財務局長 (少額短期保険)第6号	令和2年2月14日	株式会社カイラス少額短期保険
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社	
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社
	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第2号	令和3年2月26日	大同火災W i L少額短期保険株式会社

## 第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。2020事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。

認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和3年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

## 第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

### 第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2020事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

#### I 国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正 (2020年12月23日)

2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(2020年7月17日閣議決定)を踏まえ、今般、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のため、規定の整備を行ったもの。あわせて、当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に旧氏の使用を可能とするため、改正を行ったもの(2020年12月23日より適用)。

#### II 適合性の原則に係る改正(2021年1月15日)

2020年8月に公表された「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」における提言を踏まえ、改正を行ったもの(2021年1月15日より適用)。

#### III 流動性比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正に係る改正(2021年3月31日)

2014年10月「バーゼルIII 安定調達比率」、2015年6月「安定調達比率の開示基準」等がバーゼル銀行監督委員会から公表されたことを踏まえ、安定調達比率に係る計算方法及び開示方法に関する告示等の一部改正が2021年3月31日に行われたところ、かかる改正に伴う所要の改正を行ったもの(2021年9月30日より適用)。

#### IV 民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正(2021年6月30日)

2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、「1. 国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正」に加えて、民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しを行ったもの(2021年6月30日より適用)。

## 第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

### 第3節 第一種金融商品取引業

#### I 第一種金融商品取引業者の概況

##### 1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙1参照）

###### (1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2020年7月以降、7社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者6社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2021年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は308社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、270社となっている。

###### ① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
アクサ・ウェルス・マネジメント株式会社		新規登録	令和2年11月4日
株式会社S i i i b o	○	新規登録	令和3年2月9日
WMJV株式会社	○	新規登録	令和3年2月24日
中国国際金融日本株式会社	○	新規登録	令和3年3月17日
AlpacaJapan株式会社		変更登録	令和3年4月20日
T a o T a o株式会社		新規登録	令和3年5月10日
株式会社ビットポイントジャパン		新規登録	令和3年5月10日

###### ② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの）

又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	○	合併消滅	令和2年8月1日
エキサイトワン株式会社		廃止	令和2年10月30日
ごうぎん証券株式会社	○	事業譲渡	令和2年11月2日
バンガード・インベストメンツ・ジャパン株式会社	○	廃止	令和3年2月28日



都証券株式会社	○	事業譲渡	令和3年3月31日
フジフューチャーズ株式会社		事業譲渡	令和3年5月19日

(2) 特別金融商品取引業者

2021年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMB C日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券株式会社
野村證券(株)	パークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
BofA 証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナテックス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

(3) 指定親会社

2021年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の2020年度決算概要(別紙2~3参照)

国内証券会社253社の2020年度決算(単体)は、国内外の株式市場が総じて堅調に推移したことを受け、株式売買委託手数料収入が増加したことなどにより、前年度と比べ、多くの会社が増収増益となった。

営業収益は、前年度比3,436億円増の4兆630億円(同9.2%増)、販売費・一般管理費は、同1,604億円増の2兆9,350億円(同5.8%増)、経常損益は、同3,540億円増の7,768億円(同83.7%増)、当期損益は、同2,777億円増の5,581億円(同99.0%増)となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確

保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2020年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社(3件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 0件
- ③ 業務改善命令 3件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「著しく事実に相違する表示のある広告」、「個人情報漏えい」、「勧誘受諾意思確認義務違反及び再勧誘の禁止違反」等となっている。

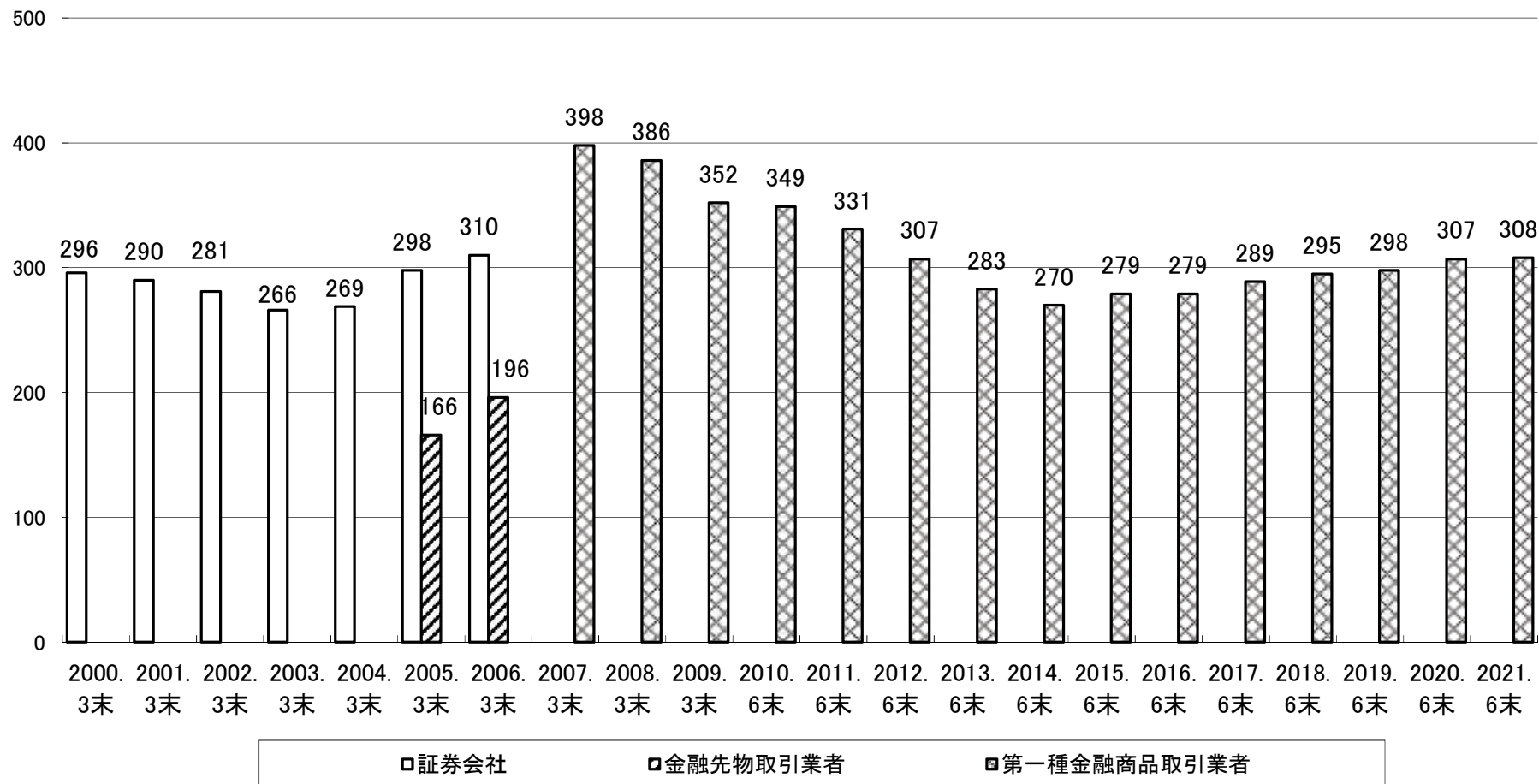
### Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(1998年12月1日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている(2021年6月末時点267社、同年3月末時点基金規模約584億円)。(別紙4参照)

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

## 国内証券会社の2020年度決算概況

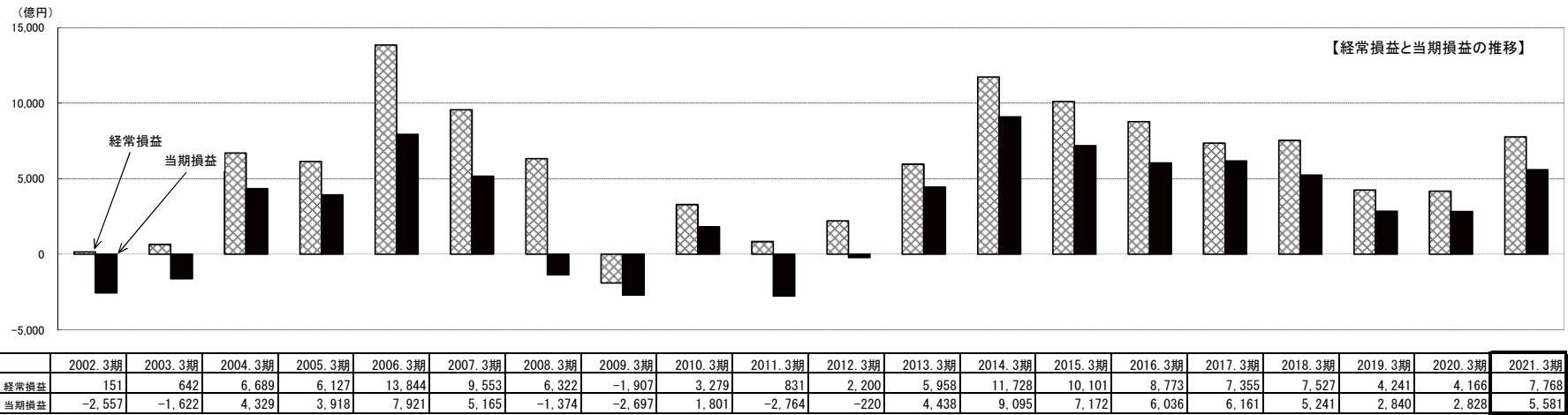
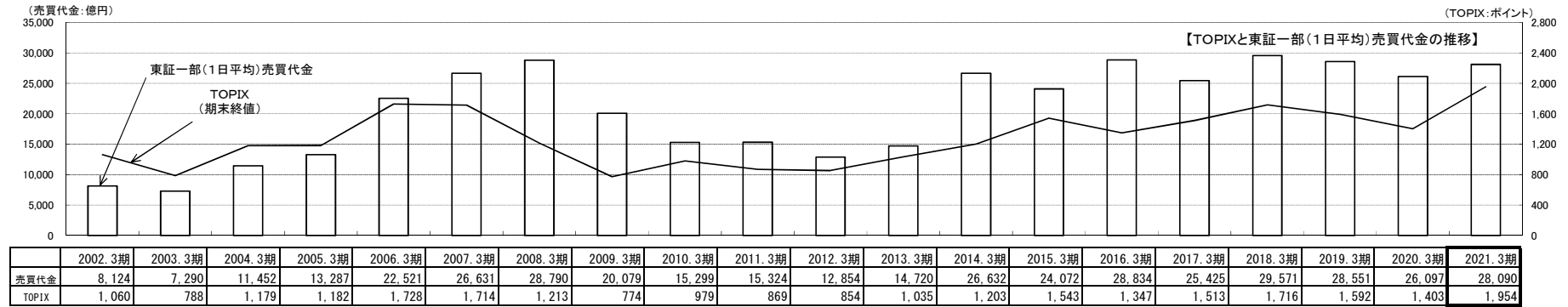
(単位:億円)

	2020年度 (A)	2019年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	253社	251社	—
営 業 収 益	40,630	37,194	109.2%
受 入 手 数 料	22,880	19,924	114.8%
委 託 手 数 料	6,584	4,908	134.1%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,652	1,504	109.8%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	2,694	2,528	106.6%
ト レーディング 損 益	10,606	8,629	122.9%
金 融 収 益	6,816	8,283	82.3%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	29,350	27,746	105.8%
取 引 関 係 費	8,057	7,293	110.5%
人 件 費	10,615	10,037	105.8%
経 常 損 益	7,768	4,228	183.7%
当 期 損 益	5,581	2,804	199.0%

(注) 日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

(別紙3)



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数 (2021年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td> <td>257社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>267社</td> </tr> </table>	国内証券会社	257社	外国証券会社	10社	計	267社
国内証券会社	257社						
外国証券会社	10社						
計	267社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2021年3月31日現在 約584億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南証券の破産に伴うもの(2000年3月)－ 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円)</li> <li>・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(2007年6月)－ 補償額 約2億円 (2007年10月)－ 補償額 約0.6億円</li> <li>・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの(2012年3月)－ 補償額 約1.7億円</li> </ul>						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

## 第4節 第二種金融商品取引業

### I 第二種金融商品取引業者の概況（別紙1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

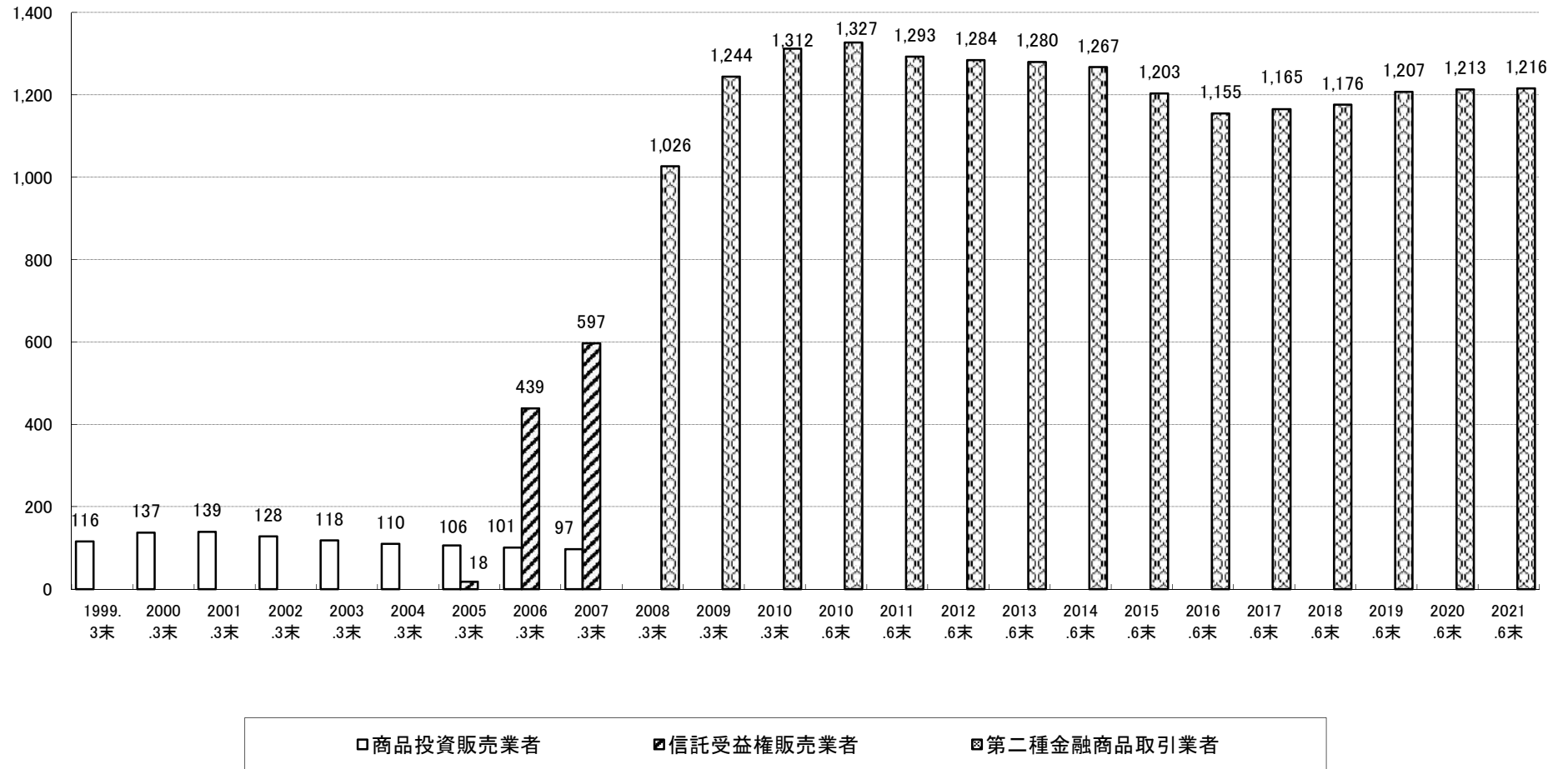
2021年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,216社となっている。

### II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

2020年7月以降、1社に対して、業務停止命令及び業務改善命令の行政処分を行っており、行政処分に至った違法行為等の内容は、「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をする行為」等となっている。

### 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。



## 第5節 投資助言・代理業

### I 投資助言・代理業者の概況（別紙1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

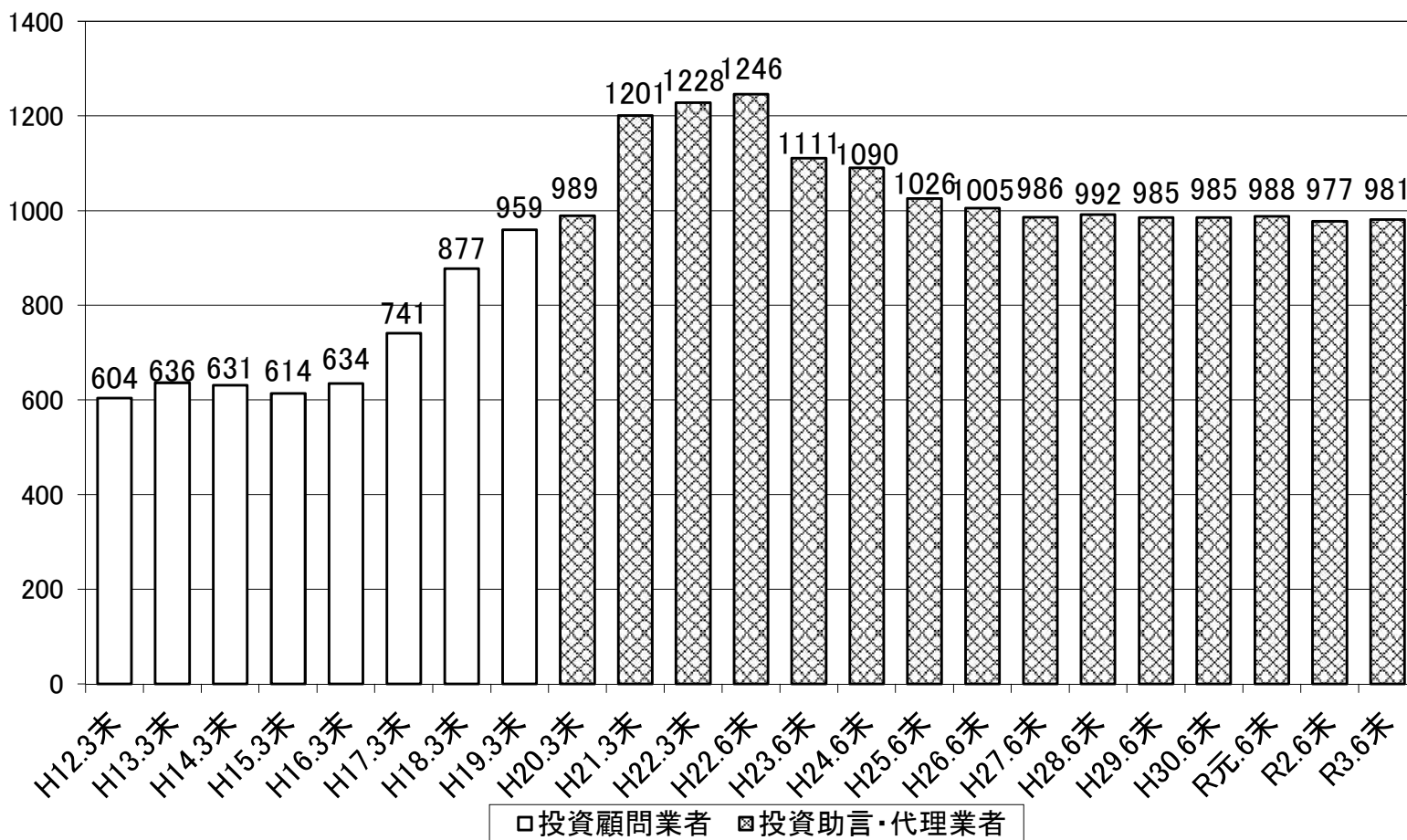
2021年6月末時点では、投資助言・代理業者数は981社となっている。

### II 投資助言・代理業者に対する行政処分

2020年7月以降の投資助言・代理業者に対する行政処分の実績はない。

### 金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

## 第6節 投資運用業

### I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2021年6月末現在の投資運用業者数は405社（投資信託委託業者108社、投資法人資産運用業者96社、投資一任業者329社、自己運用業者48社）となっている。（別紙1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

### II 投資法人の推移

2021年6月末現在の登録投資法人は110社（不動産系103社、インフラ系7社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）62社の運用資産残高の合計は、2021年6月末で21兆3,867億円（前年比5.5%増）となっている。

2020年7月以降、1件のIPOを伴う新規上場があった。（別紙2参照）

### III 運用資産の推移

2020年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は2021年6月末で公募投信156兆6,858億円（前年比30.3%増）（株式投信142兆2,206億円（同32.5%増）、公社債投信14兆4,653億円（同11.9%増））、私募投信108兆8,767億円（同10%増）（株式投信103兆8,585億円（同9.6%増）、公社債投信5兆182億円（同19.3%増））となっている。（別紙3参照）

投資一任契約の資産残高については、2021年3月末で437兆533億円（同38.2%増、一般社団法人日本投資顧問業協会合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、6,592億円となっている（2020年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

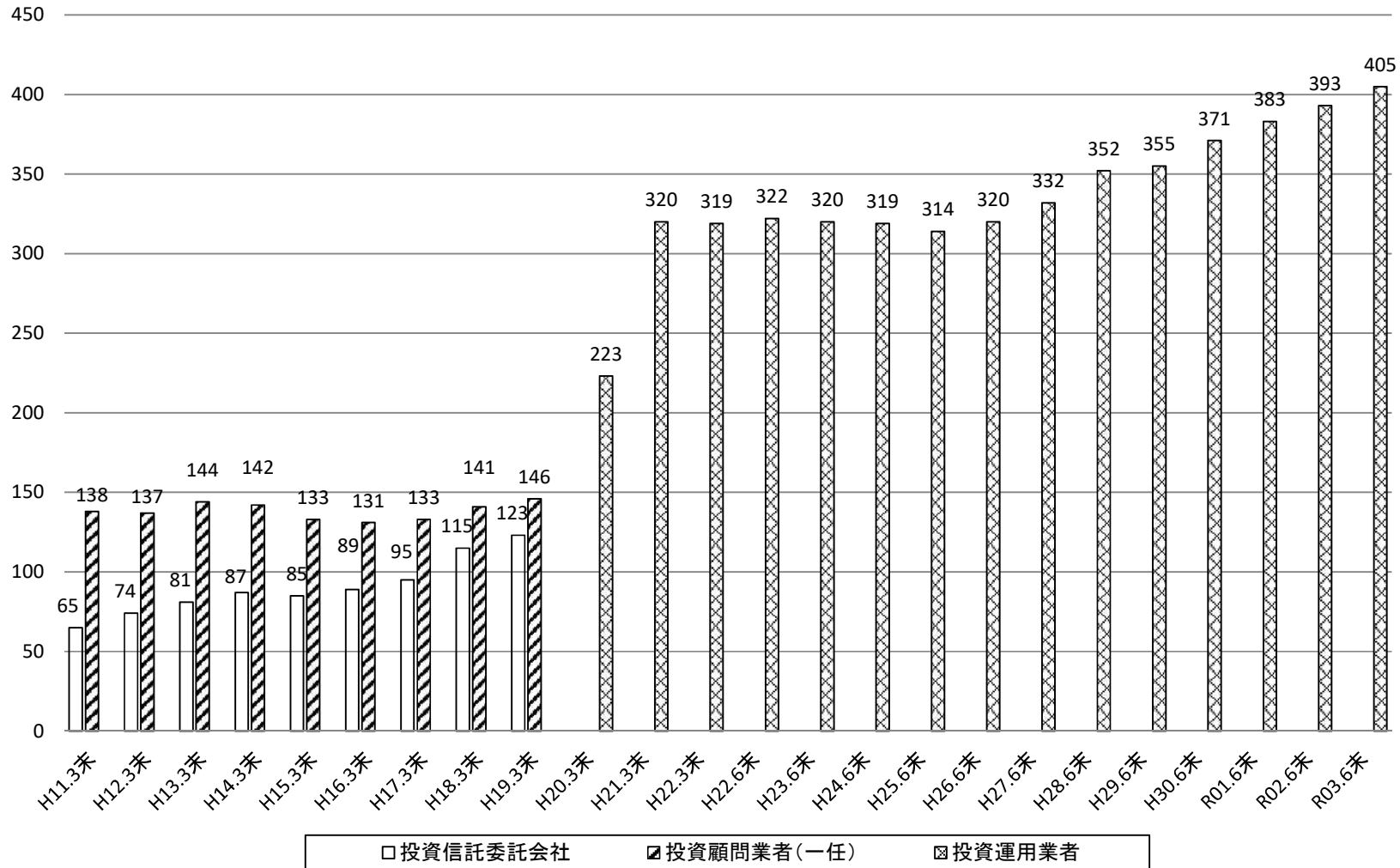
### IV 投資運用業者に対する行政処分

2020年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、1社に対して2件の行政処分を行っており、その内訳は業務停止命令（業務改善命令を含む）が1件、業務改善命令が1件となっている。なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っ

ていない状況」及び「業務改善命令違反」である。

(業者数)

### 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



## 投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	東海道リート投資法人	2021年6月22日	東海道リート・マネジメント株式会社

## 投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
	うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信	
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年	1,787,380	813,055	180,146	42,552	0	1,967,526	855,607
30年	1,794,265	858,754	152,907	36,826	0	1,947,172	895,580
31(令和元)年	2,046,838	947,761	174,229	41,583	0	2,221,067	989,344
令和 2年	2,255,129	1,003,512	191,510	48,816	0	2,446,639	1,052,327
令和3年1月	2,280,985	1,009,656	195,555	50,097	0	2,476,540	1,059,753
2月	2,322,420	1,011,637	198,147	49,598	0	2,520,567	1,061,235
3月	2,378,242	1,016,508	197,436	49,033	0	2,575,678	1,065,542
4月	2,401,832	1,029,723	195,031	49,440	0	2,596,863	1,079,163
5月	2,425,178	1,036,231	193,414	49,700	0	2,618,592	1,085,930
6月	2,460,791	1,038,585	194,835	50,182	0	2,655,626	1,088,767

出典:(社)投資信託協会公表資料

## 第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

### I 登録金融機関の概況

2021年6月末現在における登録金融機関数は、961社となっている。(別紙1参照)

なお、2020年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

### II 取引所取引許可業者の概況

2021年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2020年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

### III 金融商品仲介業者の概況

2021年6月末現在における金融商品仲介業者数は、865業者となっている。(別紙1参照)

なお、2020年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

### IV 高速取引行為者の概況

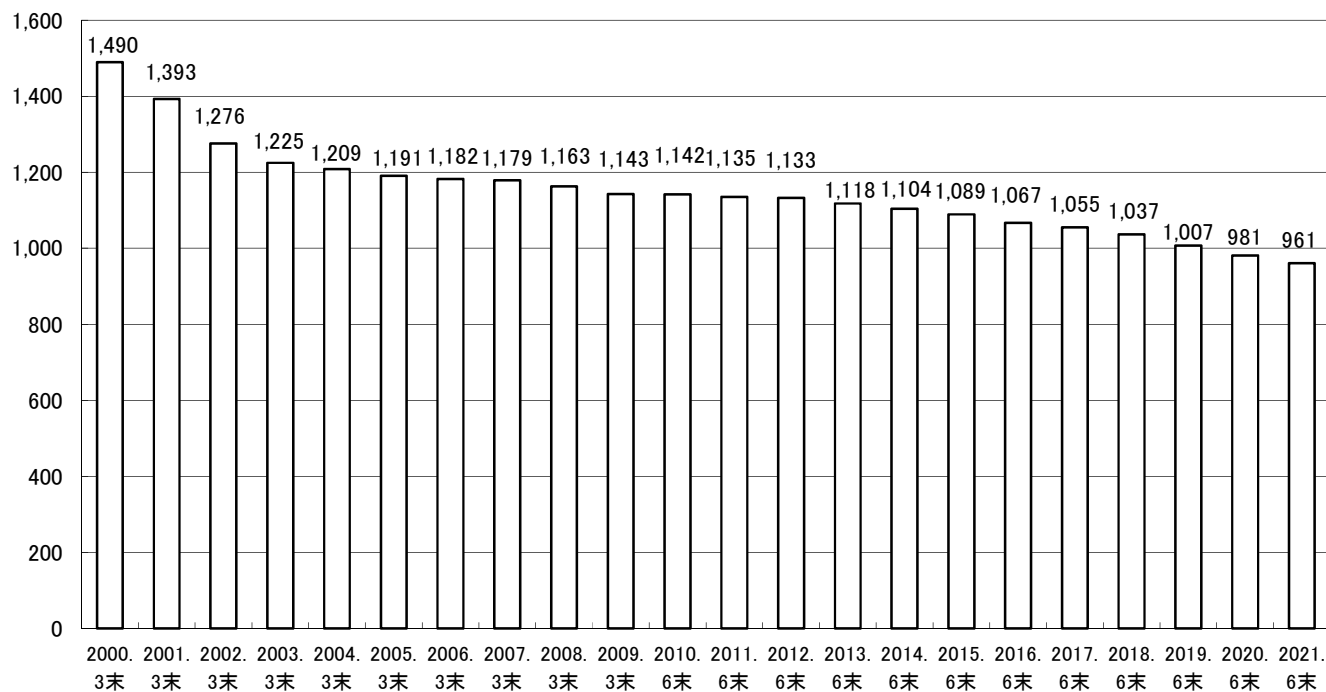
2021年6月末現在における高速取引行為者数は、54者となっている。

なお、2020年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の状況については、1社に対し登録を受けた営業所の所在地を確知できない状況が認められたことから、高速取引行為者の登録の取り消しを行っている。また、2021年6月に「高速取引行為の動向について」を公表した(今後、四半期ごとに更新予定)。



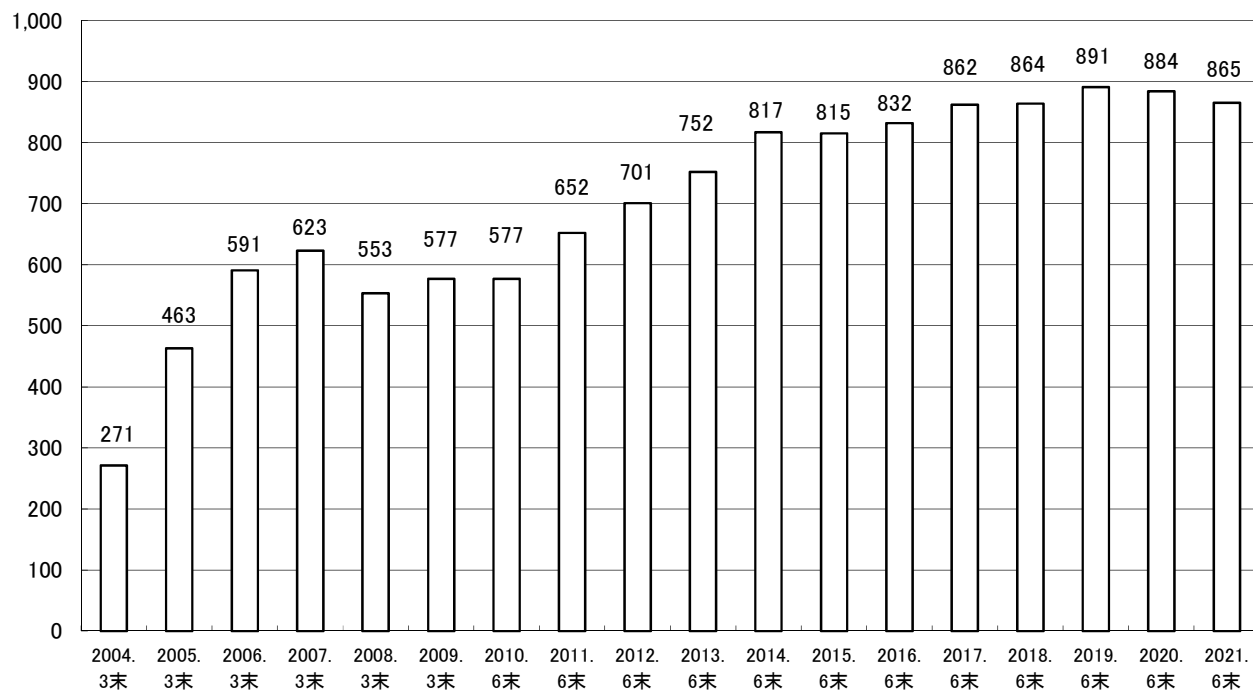
## 登録金融機関数の推移

(業者数)



## 金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注：2007年3月末までは証券仲介業者の数。

## 第8節 信用格付業者

### I 信用格付業者の概況（別紙1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2021年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

### II 信用格付業者の特定関係法人

2021年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、39法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2021年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	10 法人

## 信用格付業者登録一覧

(別紙1)

(令和3年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麴町四丁目8番地麴町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

## 第9節 適格機関投資家等特例業務届出者等

### I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

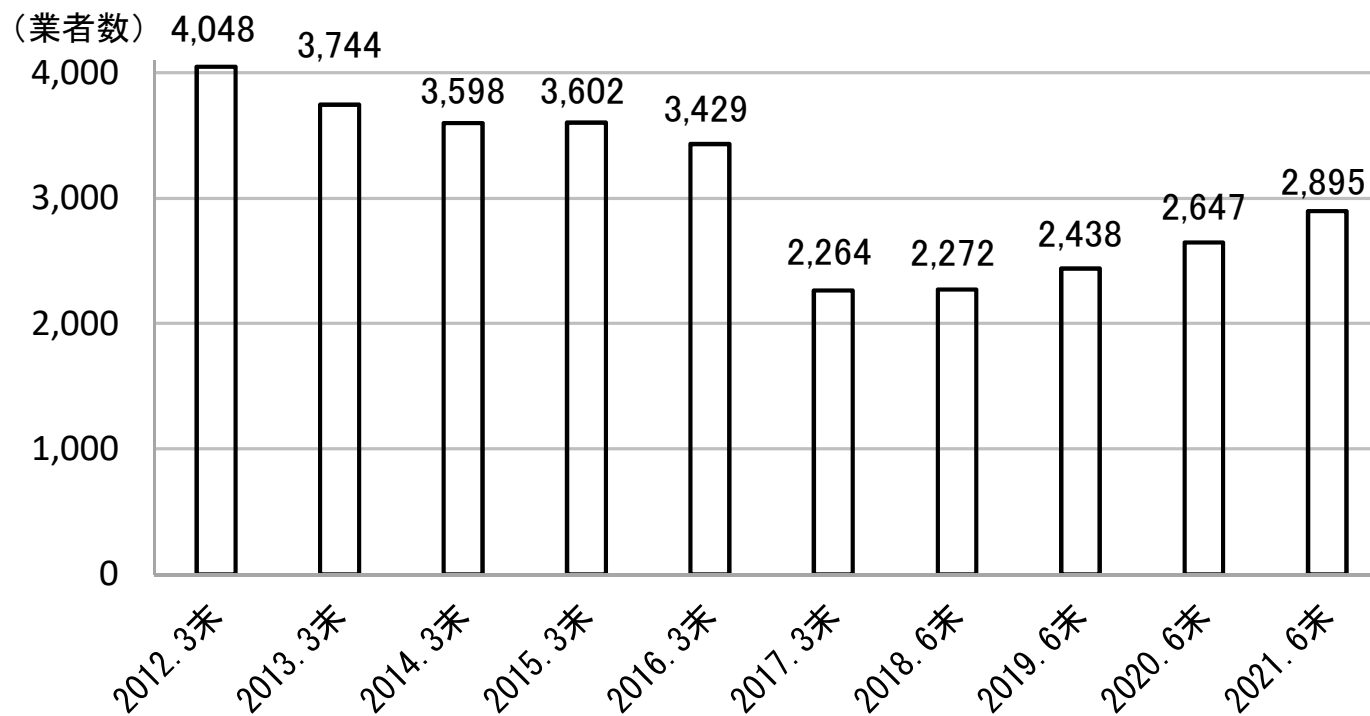
2021年6月末現在、これらの届出業者は2,895者（業務廃止命令発出先595者を除く）である。（別紙1参照）

### II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2020年7月以降、適格機関投資家等特例業務届出者に対し、8件の行政処分（うち業務廃止命令3件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

## 適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

## 第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

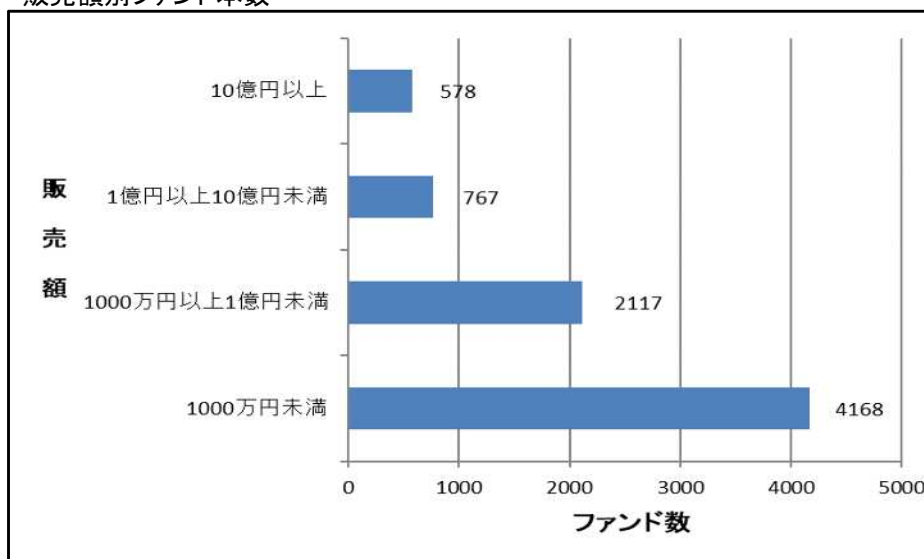
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額6兆2,589億円、運用額34兆6,134億円となっている(2020年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計)。(別紙1参照)

### 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

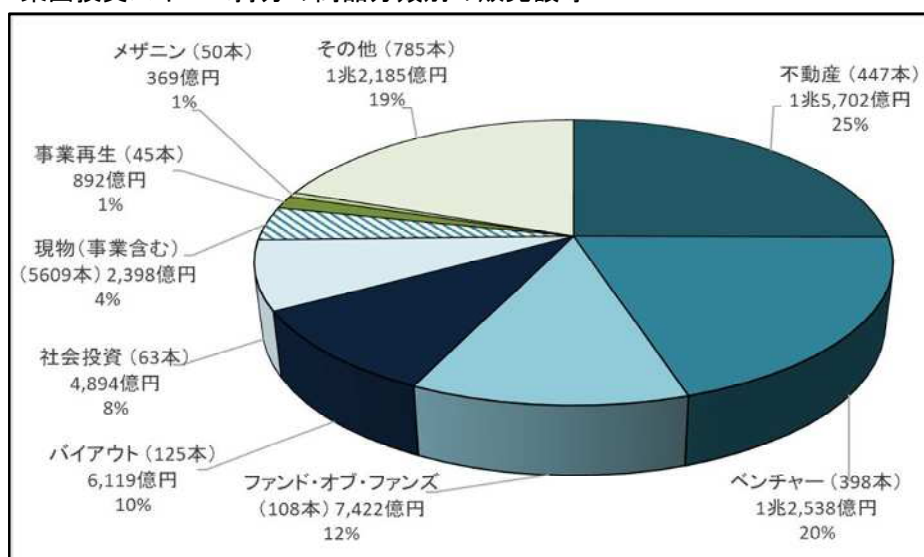
#### ○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	
		うちプロ向けファンド
販売本数	7,630本	1,084本
販売額合計	6兆2,589億円	4兆270億円
運用本数	12,652本	3,571本
運用財産額合計	34兆6,134億円	25兆381億円

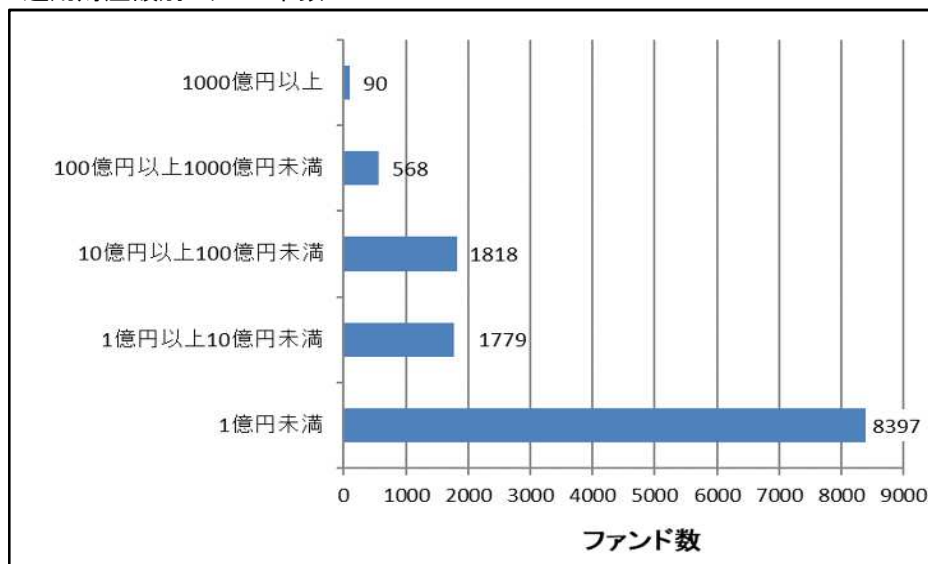
#### ○ 販売額別ファンド本数



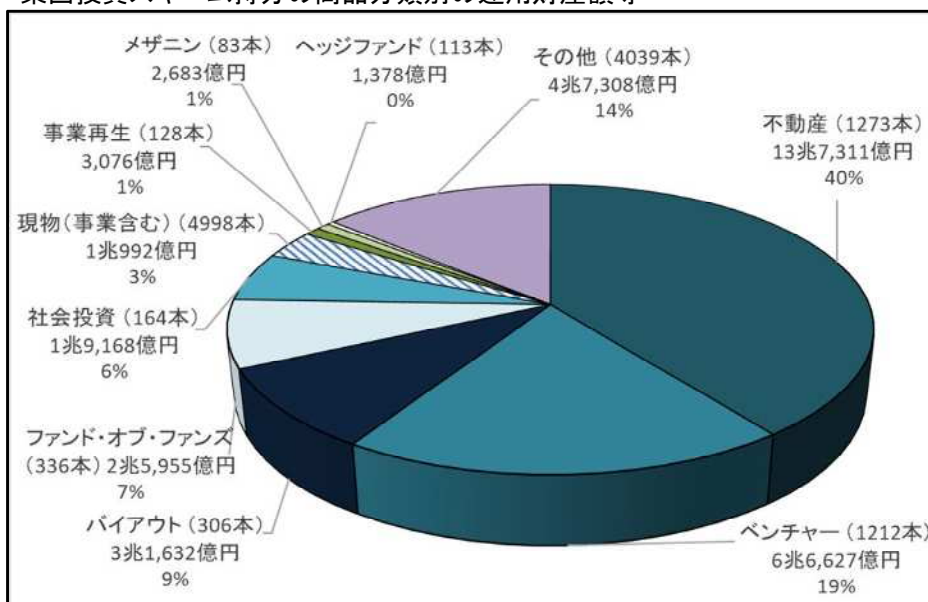
#### ○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



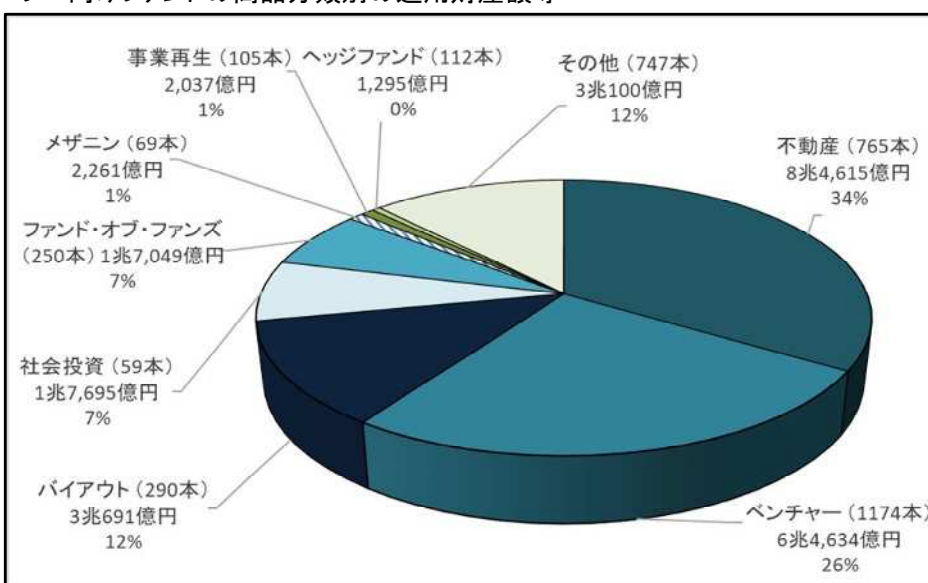
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等





## 第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、2021年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(2021年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
2010年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

## 第12節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

### I 相談件数の状況等

2020 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は2,904件（前事務年度279件）となっており、そのうち2,406件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約15%、20代から40代が約73%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX取引、暗号資産（仮想通貨）、ICOに関するものが多く認められた。また、多くは無登録業者が関与するものである。

### II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイトや公式 Twitter、リーフレット等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

## 第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、暗号資産交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

### 第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

#### I 貸金業者の概況

2010年6月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、2007年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、2020事務年度においては、民間事業者間、国民や事業者等と金融庁との間で求めている書面や押印を原則としないことや、非対面での手続きに係る見直し、旧氏の使用に係る見直しを行った。

貸金業者の登録業者数は減少傾向にあり、足元では1,638業者(2021年3月末時点)となっている。一方で、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのIT技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイデアを持った新規参入の動きもみられる。

(貸金業者の登録業者数の推移)

	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
財務(支)局長登録	281	275	271
都道府県知事登録	1,435	1,372	1,367
合計	1,716	1,647	1,638

#### II 貸金業者に対する金融モニタリング

財務(支)局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、2020事務年度は、10業者に対して検査を実施した。

また、2022年4月の成年年齢の引下げに関し、当局による検査・監督や日本貸金

業協会の監査を通じて、特に若年者への貸付けについて貸金業者が貸金業法を遵守しているか確認した。また、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組みを把握・推進した。

### Ⅲ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（別紙参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、2009年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、2020事務年度においては、2020年11月15日に実施した。

### Ⅳ 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、2009年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、2021年6月末現在、27,667人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

### Ⅴ 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、2010年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、2011年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、2020事務年度は、計36回実施している。

### Ⅵ 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（2009年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、2021年6月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
2010年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

## 貸金業務取扱主任者の資格試験実施状況及び申請状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	第11回試験 (平成28年11月20日実施)	第12回試験 (平成29年11月19日実施)	第13回試験 (平成30年11月18日実施)	第14回試験 (令和元年11月17日実施)	第15回試験 (令和2年11月15日実施)	合計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	11,460	11,885	219,854
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	10,003	10,533	196,181
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	3,001	3,567	88,993
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	32.5	31.5	30.0	33.9	45.4
申請者数	22,435	7,494	4,311	3,397	2,406	1,395	1,526	1,530	1,435	1,658	1,506	1,676	1,621	1,643	-	54,033
申請率	71.6	69.3	54.4	62.1	60.5	58.3	58.7	56.9	57.6	52.2	48.7	50.5	51.8	54.7	-	60.7

### 第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き

#### I 前払式支払手段発行者の概況

2010年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされた。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。なお、前払式支払手段発行者の登録審査については、財務局との連携を強化し、進捗管理も「見える化」を進めたこと等により、審査の迅速化・透明化・内容改善を図った。

#### （前払式支払手段発行者数の推移）

	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
自家型発行者	966	1,024	1,048
第三者型発行者	952	943	930
合計	1,918	1,967	1,978

#### II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2020事務年度は、27業者に対して検査を実施した。

資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案については、前払式支払手段発行者においても同様のサービスを提供していることから、預金取扱金融機関及び前払式支払手段発行者に対し、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施した（2020年9月、10月）。

さらに、連携先と協力したセキュリティの確保や補償方針の策定・実施、被害があった場合に被害者へ速やかに連絡・補償すること等について、監督上の着眼点を明確にするため、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正した（2021年2月）。

その一方で、発行者が提供する仕組みの中で未使用残高の移転が可能な場合における、当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置などを盛り

込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（2020年6月成立）の施行に向けて、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）を改正した（2021年5月）。

### Ⅲ 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙等による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日よりも可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、2020事務年度において、256件実施されている。

### Ⅳ 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（1990年10月1日）から2021年6月末までに55件実施されている。

（2019事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(株)丸澤屋	東海財務局	2020事務年度
(株)大沼	東北財務局	2020事務年度

(2020 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
協同組合佐原信販	関東財務局	配当未実施 (2021 事務年度実施予定)
高知県勤労者旅行会	四国財務局	配当未実施 (2021 事務年度実施予定)

## V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（2009 年 1 月 14 日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる」とされた。この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引（100 万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引）に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設され、2010 年 4 月 1 日より施行された。

更に、2020 年 6 月に成立した改正資金決済法において、取り扱う為替取引の額に応じた規制体系が整備され、資金移動業は第一種資金移動業（100 万円を超える送金）、第二種資金移動業（100 万円以下の送金）及び第三種資金移動業（5 万円以下の送金）に区分されることになり、2021 年 5 月 1 日より施行された。

資金移動業者数は、2011 年 3 月末の 11 業者から 2021 年 6 月末現在の 81 業者（全て第二種資金移動業）と増加している。また、年間送金件数及び年間取扱額についても年々増加している。

(年間取扱額及び年間送金件数の推移)

	2017年度	2018年度	2019年度
年間送金件数	84百万件	126百万件	480百万件
年間取扱額	10,877億円	13,463億円	23,484億円

## VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2020 事務年度は、2 業者に対して検査を実施した。

資金移動業者や前払式支払手段発行者のビジネスモデルが多様化する中、システムリスク管理や利用者情報管理等の態勢が整備されているかについて、事務年度を通



じて、立入検査等による確認を実施した。

資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案については、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、被害状況の把握や被害者対応等について要請を行うとともに、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施した（2020年9月、10月）。

さらに、連携先と協力したセキュリティの確保や補償方針の策定・実施、被害があった場合に被害者へ速やかに連絡・補償すること等について、監督上の着眼点を明確にするため、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正した（2021年2月）。

その一方で、新しい類型として、100万円超の高額送金を取扱可能な資金移動業の創設等を盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（2020年6月成立）の施行に向けて、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）を改正した（2021年5月）。

## VII 暗号資産交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、暗号資産に関する制度の在り方について審議・検討が行われ、2015年12月に報告書が取りまとめられた。これを受け、暗号資産と法定通貨の交換業者について登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が第190回国会で成立した（2016年6月公布、2017年4月1日施行）。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者（みなし業者を含む。）の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場している。

こうした状況を受け、暗号資産交換業等を巡る諸問題について制度的な対応を検討するため、2018年3月に「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され、同年4月以降11回にわたり開催されるとともに、同年12月に報告書がとりまとめられた。これを踏まえ、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立（2019年6月公布、2020年5月施行）するとともに、関係政府令・事務ガイドライン等を整備した（2020年4月公布、改正法と併せて5月施行）。

この他、これまで発生した暗号資産外部流出事案等を踏まえ、暗号資産の外部流出事案等を踏まえ、一連の検査・モニタリングで把握した問題点や、暗号資産交換

業に該当する ICO に関する監督上の着眼点を新たに追加するなど、事務ガイドライン第三分冊（16 暗号資産交換業者関係）を改正した（2019 年 9 月）。

2021 年 6 月末現在の暗号資産交換業者数は 31 業者となっている。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した（2018 年 10 月）。認定後は、同協会に対して、業務計画の進捗状況や自主規制機能の発揮状況等に対するモニタリング（体制整備の促進等）や定期的な意見交換会の実施（2019 年 9 月、12 月、2020 年 3 月、6 月、10 月、2021 年 6 月）等を通じ、登録業者へのモニタリングや無登録業者への対応等について連携を行った。

注）2020 年 5 月 1 日付で「日本仮想通貨交換業協会」から「日本暗号資産取引業協会」に名称変更。

G20 議長国として、暗号資産に係る各国際機関等での議論を主導し、各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（2019 年 9 月）を実施する等、国際的な連携を強化した。また、各国当局との面会等の機会を通じた我が国の知見の共有、海外当局との監督上の連携を行った。

## VIII 暗号資産交換業者に対する金融モニタリング

暗号資産交換業者に対して、業務改善命令の進捗状況のフォローアップ、これを踏まえたリスクプロファイルの更新及び質問票を活用した自己チェックの要請等、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施した。

新規登録申請業者に関しては、登録審査プロセスの透明性を高めるため、質問票等の公表（2018 年 10 月）、審査の時間的目安等の公表（2019 年 1 月）を行った。多様かつ多数の申請業者に対し、業務運営体制の実効性について厳正な審査を実施した結果、2020 事務年度は新たに 10 社を登録した。

## 第4節 S P C等の監督をめぐる動き

### I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

#### （S P Cの登録・届出件数）

	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2021年6月末
新法S P C	755社	821社	900社	917社
旧法S P C	—	—	—	—

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、2000年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

### II 資産の流動化の状況

（億円）

	2018年9月末	2019年9月末	2020年9月末
資産対応証券の発行残高等	87,770	96,916	117,996
(1) 新法S P C	87,770	96,916	117,996
(2) 旧法S P C	0	0	0
① 不動産	36,251	42,992	50,071
② 不動産の信託受益権	40,628	41,861	53,865
③ 指名金銭債権	3,504	2,521	3,523
④ 指名金銭債権の信託受益権	1,227	1,019	379
⑤ その他	6,160	8,523	10,157

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

## 第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

### 不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年5月には、小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、「小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等」（令和元年5月16日金融庁・国土交通省告示第一号）を定めるとともに、小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定した（令和元年5月29日金融庁・国土交通省告示第二号）。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」については、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令が2019年4月15日から施行されることに伴う所要の改正を行った（2019年4月15日より適用）。

不動産特定共同事業者の数は、2021年6月30日現在203社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が77社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が125社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2021年6月30日現在93件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2021年6月30日現在32社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が11社、都道府県知事登録業者が21社である。

## 第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

### 確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、2001年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2021年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は220法人となっている。（別紙1参照）

## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち				
		銀行	協同組織 金融機関 (※)	保険会社	証券会社	その他
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35
2020年6月末	221	77	83	12	14	35
2021年6月末	220	76	83	12	15	34

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

## 第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

### 電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、2007年6月20日に成立し、2008年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

2017年4月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（2015年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

電子債権記録機関は、2021年6月末現在5社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	2010年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年1月25日
T r a n z a x 電子債権株式会社	2016年7月7日

## 第8節 電子決済等代行業者の監督をめぐる動き

2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）」により、電子決済等代行業者に対する登録制が導入された。

電子決済等代行業者に対し、利用者保護やシステムの安定性の確保の観点からモニタリング等を行うとともに、銀行と電子決済等代行業者の間の接続において、スクレイピング方式から安全性が高いAPI方式へと移行が進んでいるかについて継続的なフォローアップを実施した。

2020年11月、資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案を踏まえ、電子決済等代行業者に対し、セキュリティの高度化等についての要請を実施した。さらに、2021年2月、連携先と協力したセキュリティの確保や補償方針の策定及び実施、被害があった場合の被害者への速やかな連絡や補償等について、監督上の着眼点を明確にするため、「主要行等向けの総合的な監督指針」（電子決済等代行業者向けの項目）を改正した。

2021年6月末現在、電子決済等代行業者数は92業者となっている。（別紙参照）



## 電子決済等代行業者登録一覧

(別紙)

【全業者数：92】

令和3年6月30日現在

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
北海道財務局	北海道財務局長（電代）第1号	平成31年1月10日	株式会社イークラフトマン
関東財務局	関東財務局長（電代）第1号	平成30年9月26日	フリー株式会社
	関東財務局長（電代）第3号	平成30年10月1日	株式会社マネーフォワード
	関東財務局長（電代）第4号	平成30年10月12日	株式会社ネストエッグ
	関東財務局長（電代）第5号	平成30年11月5日	アイ・ティ・リアライズ株式会社
	関東財務局長（電代）第6号	平成30年11月5日	株式会社イーコンテクト
	関東財務局長（電代）第7号	平成30年11月21日	株式会社Zaim
	関東財務局長（電代）第8号	平成30年12月11日	ソリマチ株式会社
	関東財務局長（電代）第10号	平成30年12月20日	LINE Pay株式会社
	関東財務局長（電代）第11号	平成30年12月20日	弥生株式会社
	関東財務局長（電代）第12号	平成30年12月27日	マネーツリー株式会社
	関東財務局長（電代）第13号	平成30年12月27日	株式会社エムティーアイ
	関東財務局長（電代）第14号	平成30年12月27日	NCore株式会社
	関東財務局長（電代）第15号	平成30年12月27日	SBペイメントサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第16号	平成31年1月10日	楽天証券株式会社
	関東財務局長（電代）第17号	平成31年1月10日	ヴェルク株式会社
	関東財務局長（電代）第18号	平成31年1月16日	auカブコム証券株式会社
	関東財務局長（電代）第19号	平成31年1月16日	株式会社スマイルワークス
	関東財務局長（電代）第20号	平成31年1月28日	株式会社オービックビジネスコンサルタント
	関東財務局長（電代）第21号	平成31年1月28日	SMBC日興証券株式会社
	関東財務局長（電代）第22号	平成31年1月28日	Miroku Webcash International株式会社
	関東財務局長（電代）第24号	平成31年1月30日	株式会社BEARTAIL
	関東財務局長（電代）第25号	平成31年1月30日	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
	関東財務局長（電代）第27号	平成31年2月12日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
	関東財務局長（電代）第28号	平成31年2月12日	楽天銀行株式会社
	関東財務局長（電代）第29号	平成31年2月25日	テレコムクレジット株式会社
	関東財務局長（電代）第30号	平成31年2月25日	三菱UFJファクター株式会社
	関東財務局長（電代）第32号	平成31年2月25日	KDDI株式会社
	関東財務局長（電代）第33号	平成31年3月7日	第一三共ビジネスアソシエ株式会社
	関東財務局長（電代）第34号	平成31年3月7日	SAISON Office合同会社
	関東財務局長（電代）第35号	平成31年3月18日	株式会社インフォーマート
関東財務局長（電代）第36号	平成31年3月18日	GMOイブシロン株式会社	
関東財務局長（電代）第37号	平成31年3月28日	クラウドキャスト株式会社	
関東財務局長（電代）第38号	平成31年4月1日	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	
関東財務局長（電代）第39号	平成31年4月12日	ビープラッツ株式会社	
関東財務局長（電代）第40号	平成31年4月19日	株式会社SXF	
関東財務局長（電代）第41号	平成31年4月23日	エメラダ株式会社	
関東財務局長（電代）第42号	令和元年5月13日	三菱UFJニコス株式会社	
関東財務局長（電代）第43号	令和元年5月15日	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	
関東財務局長（電代）第44号	令和元年5月28日	NTTファイナンス株式会社	
関東財務局長（電代）第45号	令和元年5月28日	マネータップ株式会社	
関東財務局長（電代）第46号	令和元年6月3日	株式会社ミロク情報サービス	
関東財務局長（電代）第47号	令和元年6月28日	株式会社スタイル・エッジ	
関東財務局長（電代）第48号	令和元年7月24日	楽天ウォレット株式会社	
関東財務局長（電代）第49号	令和元年8月6日	株式会社円簿インターネットサービス	
関東財務局長（電代）第50号	令和元年9月25日	ヤフー株式会社	

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
	関東財務局長（電代）第51号	令和元年10月1日	みずほファクター株式会社
	関東財務局長（電代）第52号	令和元年11月12日	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
	関東財務局長（電代）第54号	令和元年12月9日	株式会社AXES Payment
	関東財務局長（電代）第55号	令和元年12月9日	株式会社ゼウス
	関東財務局長（電代）第56号	令和元年12月26日	株式会社ジェーシービー
	関東財務局長（電代）第57号	令和2年1月7日	株式会社JTビジネスコム
	関東財務局長（電代）第58号	令和2年1月16日	株式会社ベイジェント
	関東財務局長（電代）第60号	令和2年2月5日	株式会社オービック
	関東財務局長（電代）第61号	令和2年2月7日	株式会社0sidOri
	関東財務局長（電代）第62号	令和2年3月3日	株式会社マネーコンパス・ジャパン
	関東財務局長（電代）第63号	令和2年4月15日	コスモビジネスアソシエイツ株式会社
	関東財務局長（電代）第64号	令和2年4月21日	ホワイトカード株式会社
	関東財務局長（電代）第65号	令和2年4月24日	ビリングシステム株式会社
	関東財務局長（電代）第66号	令和2年5月15日	株式会社エクサウィザーズ
	関東財務局長（電代）第68号	令和2年5月27日	アビームコンサルティング株式会社
	関東財務局長（電代）第69号	令和2年5月29日	トライコー株式会社
	関東財務局長（電代）第70号	令和2年5月29日	ウェルネット株式会社
	関東財務局長（電代）第71号	令和2年5月29日	日本ジェンパクト・ビジネスサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第73号	令和2年5月29日	相鉄ビジネスサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第74号	令和2年5月29日	株式会社東計電算
	関東財務局長（電代）第75号	令和2年5月29日	みずほ情報総研株式会社
	関東財務局長（電代）第76号	令和2年6月9日	SMBCファイナンスサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第77号	令和2年6月22日	アスタリスト株式会社
	関東財務局長（電代）第78号	令和2年10月28日	ピー・シー・エー株式会社
	関東財務局長（電代）第79号	令和3年2月9日	株式会社Deepwork
	関東財務局長（電代）第80号	令和3年2月17日	富士通Japan株式会社
	関東財務局長（電代）第81号	令和3年2月26日	株式会社マネーコミュニケーションズ
	関東財務局長（電代）第82号	令和3年3月18日	ENEOS株式会社
	関東財務局長（電代）第83号	令和3年4月12日	株式会社Dynave
	関東財務局長（電代）第84号	令和3年4月16日	株式会社日立マネジメントパートナー
	関東財務局長（電代）第85号	令和3年5月25日	株式会社Synquery
	関東財務局長（電代）第86号	令和3年6月7日	SAMURAI TECHNOLOGY株式会社
東海財務局	東海財務局長（電代）第1号	平成31年1月25日	株式会社ミライコミュニケーションネットワーク
	東海財務局長（電代）第2号	平成31年4月3日	株式会社グローバルワイズ
	東海財務局長（電代）第3号	令和元年5月8日	株式会社電算システム
	東海財務局長（電代）第4号	令和2年3月3日	株式会社横山システム経営研究所
近畿財務局	近畿財務局長（電代）第1号	平成31年2月15日	三井住友カード株式会社
	近畿財務局長（電代）第2号	平成31年4月12日	ダイキンアカウンティングソリューションズ株式会社
	近畿財務局長（電代）第3号	令和元年6月4日	株式会社アブラス
	近畿財務局長（電代）第4号	令和2年5月29日	株式会社エフレジ
	近畿財務局長（電代）第5号	令和2年6月29日	株式会社ネクスト・ブレイン
福岡財務支局	福岡財務支局長（電代）第1号	平成30年12月12日	iBankマーケティング株式会社
	福岡財務支局長（電代）第2号	平成31年4月19日	ドレミング株式会社
	福岡財務支局長（電代）第3号	令和元年6月13日	株式会社スタイル・エッジLABO
	福岡財務支局長（電代）第4号	令和2年6月29日	デフィデ株式会社
	福岡財務支局長（電代）第5号	令和2年10月9日	ユニオンソフト株式会社

## 第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

### I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

#### 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（2020年3月末現在）。

### II 政策金融機関等に対する金融モニタリング

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、2003事務年度から検査を実施している。2015年10月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

## 第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

### 第1節 本制度導入の経緯

政府は、2001年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、2001年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

### 第2節 回答実績

金融庁では、2020事務年度においては回答実績はなかった。制度導入からの回答の累計は66件となっている。

### 第3節 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

## 第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

### 第1節 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、2005年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

### 第2節 回答実績

制度導入からの累計は8件（2020事務年度における照会は1件）。

### 第3節 利用上の留意点

#### I ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

#### II 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

## 第16章 疑わしい取引の届出制度

### 第1節 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（別紙1参照）

### 第2節 疑わしい取引の届出に関する概況

#### I 届出の状況

2020年1月から12月までの1年間に、金融機関等から432,202件（前年比8,290件減）の疑わしい取引の届出が行われた。<sup>(※)</sup>

(※)「犯罪収益移転防止に関する年次報告書 令和2年 警察庁」より

#### II 研修会の開催

警察庁との共催により、例年、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため対面での研修会を開催しているところ、2020事務年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、警察庁と共同して研修資料を作成の上、配布をした。

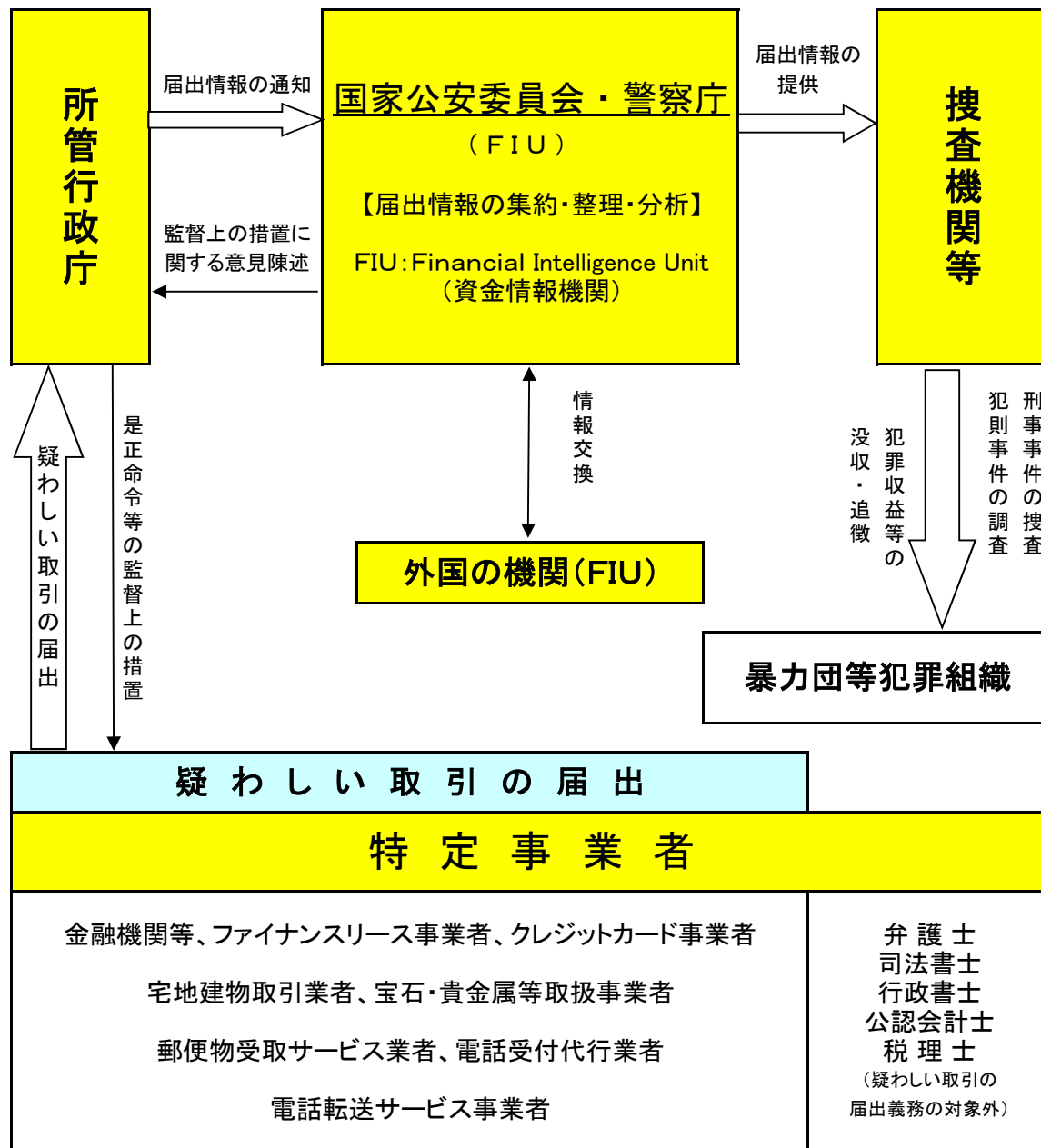
#### III 疑わしい取引の参考事例の公表

当庁では、金融機関等が届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示した参考事例を公表している。

#### IV 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

F A T F 声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

## 疑わしい取引の届出制度の概念図



## 第17章 課徴金納付命令

### 第1節 課徴金制度について

#### I 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、2005年4月（公認会計士法については2008年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

#### 1. 金融商品取引法

##### ① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

##### ② 情報伝達・取引推奨行為

##### ③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

##### ④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

##### ⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

##### ⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

##### ⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

##### ⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

#### 2. 公認会計士法

##### (1) 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

##### (2) 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、2005年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した(2018年7月1日付で総合政策局総務課に設置)。



## II 課徴金納付命令までの手続（別紙1参照）

### 第2節 課徴金納付命令等の状況（別紙2参照）

#### I 課徴金納付命令の実績

##### 1. 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2015 事務年度	282 件	102 件	384 件
2016 事務年度	47 件	4 件	51 件
2017 事務年度	28 件	3 件	31 件
2018 事務年度	37 件	10 件	47 件
2019 事務年度	27 件	6 件	33 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件

##### 2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	0 件	1 件	1 件

#### II 審判期日等の実績

##### 1. ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦

(令和元(判)34)

2020年 2月 4日 開始決定  
2020年 8月 21日 第1回審判期日  
2021年 3月 4日 課徴金納付命令

##### 2. 日本海洋掘削(株)社員による内部者取引

(令和元(判)35)

2020年 2月 4日 開始決定  
2020年 9月 7日 第1回審判期日  
2021年 3月 4日 課徴金納付命令

##### 3. 日本海洋掘削(株)社員による重要事実に係る推奨行為

(令和元(判)37)

2020年 2月 4日 開始決定  
2020年 10月 23日 第1回審判期日  
2021年 3月 19日 違反事実がないと認める旨の決定

4. (株) さいか屋株式に係る安定操作

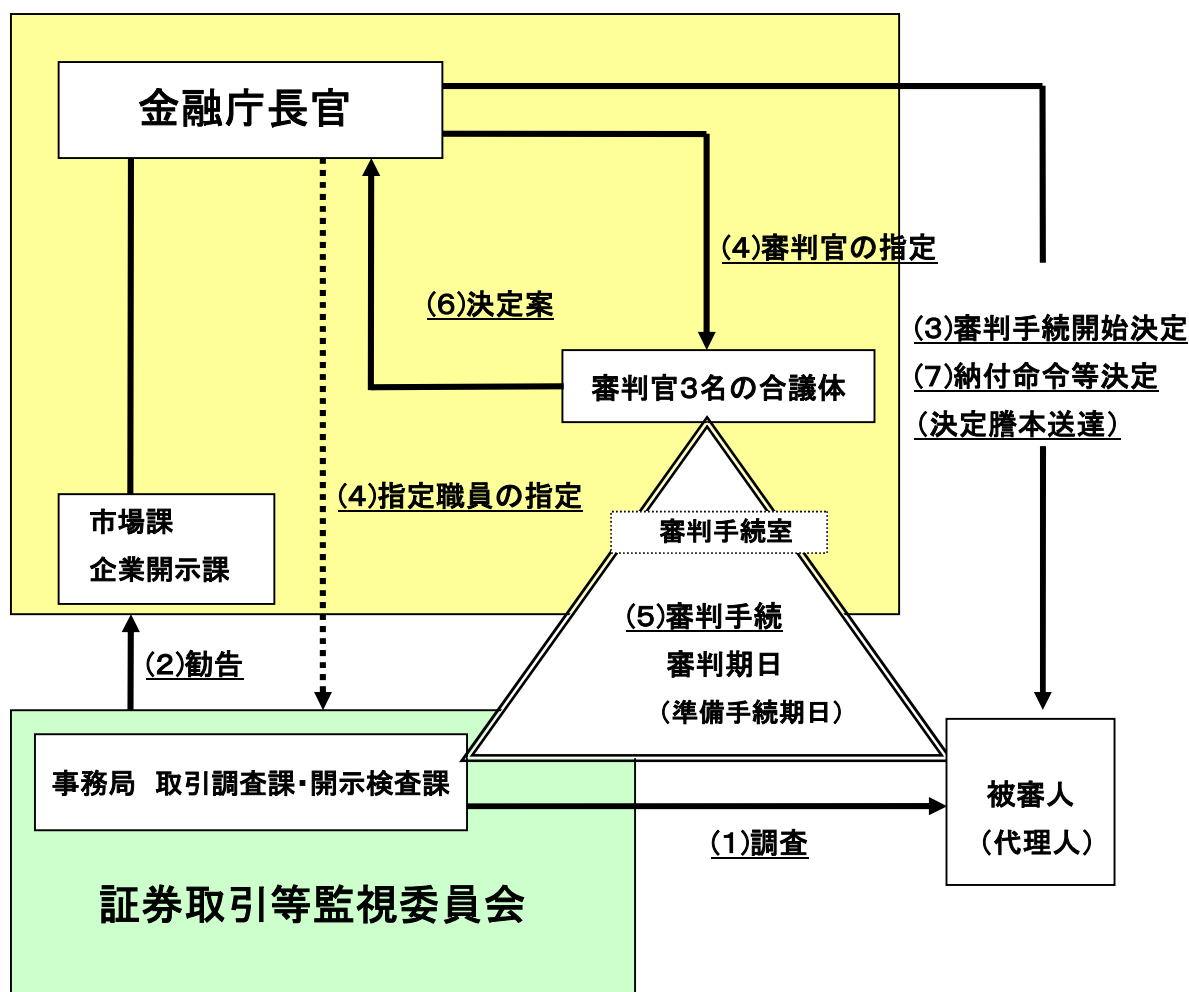
(令和2年(判)9)

2020年9月18日 開始決定

2021年6月25日 第1回審判期日

(注) これまでに審判期日が開催され、2020事務年度中に審判手続(審判期日)が  
終結したものの。

調査から課徴金納付命令までの流れ

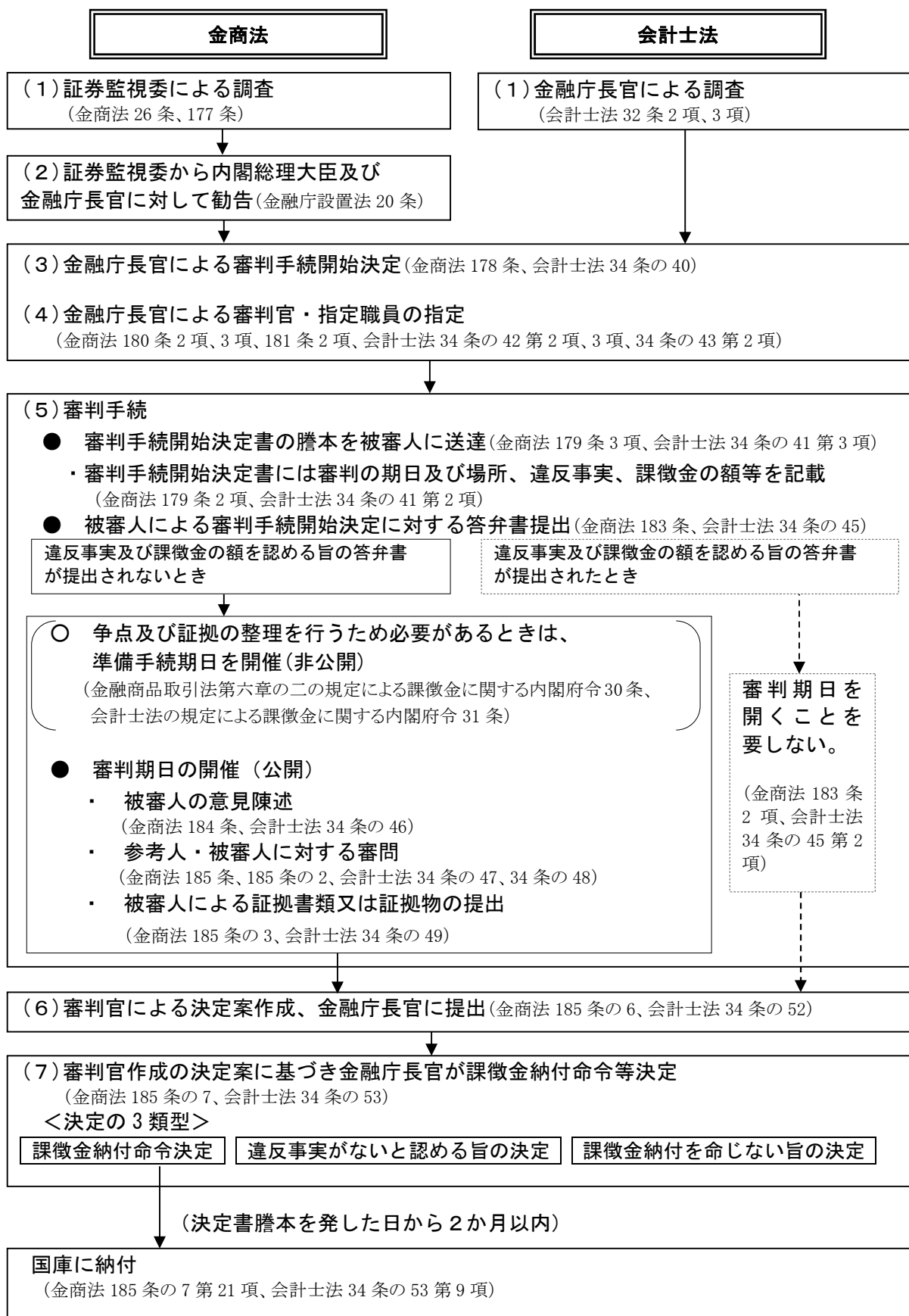


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

## 課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から 30 日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)  
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

## 別紙 2

### 課徴金納付命令の実績

(令和2事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ナイス（株）における有価証券報告書等の虚偽記載（令和2年度第3号）	不適正な不動産販売による売上の過大計上、不採算子会社等の連結範囲からの除外等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	ナイス（株）	令和2年6月16日（勧告） 令和2年6月18日（開始決定）	令和2年9月10日	2400万円
2	グローム・ホールディングス（株）における有価証券報告書等の虚偽記載（令和2年度第4号）	子会社において、実態のないコンサルティング業務や商品販売等に係る売上の過大計上、商業施設取収に関して受領する補償金に係る利益の前倒し計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	グローム・ホールディングス（株）	令和2年6月16日（勧告） 令和2年6月18日（開始決定）	令和2年9月10日	4395万円
3	（株）アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚偽記載（令和2年度第5号）	コンサルティング業務名目での売上の前倒し計上、ソフトウェアに係る売上の前倒し計上、未収入金に係る貸倒引当金の過少計上、シンジケートローンに係るアレンジメントフィー等の過少計上及びホテル関連事業の固定資産に係る減損損失の不計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	（株）アルファクス・フード・システム	令和2年6月26日（勧告） 令和2年6月30日（開始決定）	令和2年9月10日	3577万円
4	フリージア・マクロス（株）における有価証券報告書の不記載（令和2年度第6号）	当社と当社の役員との取引を、「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出した。	フリージア・マクロス（株）	令和2年7月7日（勧告） 令和2年7月9日（開始決定）	令和2年9月10日	1200万円
5	公開買付け等事実（日東工業（株）の業務執行を決定する機関が、北川工業（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、日東工業（株）の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業（株）株式を買付けた。	公開買付け等事実（日東工業（株）の業務執行を決定する機関が、北川工業（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、日東工業（株）の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業（株）株式を買付けた。	個人	令和2年9月11日（勧告） 令和2年9月18日（開始決定）	令和2年11月5日	235万円
6	公開買付け等事実（日東工業（株）の業務執行を決定する機関が、北川工業（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、日東工業（株）との契約締結者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業（株）株式を買付けた。	公開買付け等事実（日東工業（株）の業務執行を決定する機関が、北川工業（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、日東工業（株）との契約締結者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業（株）株式を買付けた。	個人	令和2年9月11日（勧告） 令和2年9月18日（開始決定）	令和2年11月5日	238万円
7	石垣食品（株）における有価証券報告書等の虚偽記載（令和2年度第10号）	子会社において、適切な期間に費用を認識しないこと等による不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	石垣食品（株）	令和2年10月20日（勧告） 令和2年10月21日（開始決定）	令和2年12月15日	600万円
8	ソフトマックス（株）役員からの情報受領者による内部者取引（令和2年度第11号）	重要事実（ソフトマックス（株）の業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をしたこと）について、同社役員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	令和2年10月20日（勧告） 令和2年10月27日（開始決定）	令和2年12月15日	27万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
9	イオンディライト(株)における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第14号)	子会社において、架空売上の計上による売上の過大計上、仕入の未計上による売上原価の過少計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	イオンディライト(株)	令和2年12月22日 (勧告) 令和2年12月24日 (開始決定)	令和3年2月25日	3565万円
10	(株)ジャパンディスプレイにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第15号)	架空の期末在庫の計上による売上原価の過少計上、販売見込みのない在庫の評価損未計上による売上原価の過少計上、収益の認識基準を満たしていない売上の計上、固定資産の過大計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	(株)ジャパンディスプレイ	令和2年12月22日 (勧告) 令和2年12月24日 (開始決定)	令和3年2月25日	21億6333万 4996円
11	ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦 (令和元年度第34号)	ビート・ホールディングス・リミテッドの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った。	個人	令和2年1月28日 (勧告) 令和2年2月4日 (開始決定)	令和3年3月4日	2357万円
12	日本海洋掘削(株)社員による内部者取引 (令和元年度第35号)	重要事実(日本海洋掘削(株)の業務執行を決定する機関が、更生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和2年1月28日 (勧告) 令和2年2月4日 (開始決定)	令和3年3月4日	27万円
13	大和重工(株)株式に係る相場操縦 (令和2年度第12号)	大和重工(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和2年11月4日 (勧告) 令和2年11月11日 (開始決定)	令和3年3月4日	906万円
14	(株)キムラタン株式に係る相場操縦 (令和2年度第13号)	(株)キムラタンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和2年12月15日 (勧告) 令和2年12月22日 (開始決定)	令和3年3月4日	425万円
15	(株)ディー・エル・イーとの契約締結交渉者従業員による内部者取引等 (令和2年度第16号)	(1) 職務に関し知った重要事実(朝日放送(株)の業務執行を決定する機関が、会社の分割を行うことについての決定をしたこと)について、当該重要事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。 (2) 重要事実((株)ディー・エル・イーの業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと及び朝日放送グループホールディングス(株)と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について契約締結交渉に関し知りながら、当該各重要事実の公表前に、自己の計算において、(株)ディー・エル・イー株式を買い付けた。 (3) 契約締結交渉に知った重要事実((株)ディー・エル・イーの業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと)について、当該重要事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	令和3年1月15日 (勧告) 令和3年1月21日 (開始決定)	令和3年4月8日	451万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
16	(株) ディー・エル・イーとの契約締結交渉者従業員からの情報受領者による内部者取引等 (令和2年度第17号)	(1) 重要事実(朝日放送(株)の業務執行を決定する機関が、会社の分割を行うことについての決定をしたこと)について、同社に勤務していた者から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。 (2) 重要事実((株) ディー・エル・イーの業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと)について、同社との契約締結交渉業務に従事していた者から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和3年1月15日 (勧告) 令和3年1月21日 (開始決定)	令和3年4月8日	305万円
17	ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第18号)	連結子会社において、売上の過大計上、買掛金の過少計上による売上原価の過少計上、在庫の過大計上による売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月2日 (開始決定)	令和3年4月8日	3億9615万円
18	富士ソフトサービスビューロ(株)における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第19号)	受託業務に関する売上が過大に計上するという不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	富士ソフトサービスビューロ(株)	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月2日 (開始決定)	令和3年4月8日	1200万円
19	ジョルダン(株)株式に係る相場操縦 (令和2年度第20号)	ジョルダン(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	2673万円
20	ジョルダン(株)株式に係る相場操縦 (令和2年度第21号)	ジョルダン(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	70万円
21	アイシン精機(株)との契約締結交渉者社員による内部者取引 (令和2年度第22号)	重要事実(アイシン精機(株)の業務執行を決定する機関がアイシン・エイ・ダブリュ(株)と合併を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	15万円
22	(株) ジェイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第24号)	連結子会社において、不動産売買の媒介等に係る架空売上の計上という不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株) ジェイホールディングス	令和3年2月26日 (勧告) 令和3年3月2日 (開始決定)	令和3年5月20日	1800万円

※ No. 1の課徴金額については、納付命令決定時に同一事件の裁判が係属中であつたことから、同一事件に係る課徴金の効力を停止していたが、同一事件の裁判について罰金1000万円の判決が確定し、当該罰金は効力停止中の課徴金の額を上回つたため、令和3年5月20日付けで、同一事件に係る課徴金納付命令決定取消しの決定を行った。

## 第4部 国際関係の動き

### 第18章 概括

#### 第1節 多国間での国際協調

コロナの影響が経済全体に波及する中、金融安定理事会（FSB）やその他基準設定主体において、行動制限や経済活動の停止など、各国が直面する課題に対して実施する施策について情報収集を行った。また、政策対応の協調や経験共有、分析の必要性を会議の議題設定等を通じて働きかけ、特にFSBにおいては、各国のコロナ対応施策に係る情報共有、2020年3月の市場混乱についての包括的レビュー及び今後の課題の特定や作業計画の策定等が行われた。金融庁は、FSB傘下の規制監督上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会議長としての立場も活かし、こうした国際的な議論に貢献した。

また、FATF等におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（マネロン等対策）に関する国際的な議論において主導的な役割を果たした。

G7による「サイバー演習計画に関するG7の基礎的要素」（2020年11月公表）やFSBによる市中協議文書「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」（2020年11月公表）、「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」（2021年6月公表）の作成に貢献した。

#### 第2節 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

海外の主要当局とは、オンライン会議（日EU合同金融規制フォーラム（2020年11月）、監督協力に関する覚書の締結（伊中央銀行及び伊国家証券委員会（CONSOB）（2020年12月）、書簡の交換（欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）（2021年2月））等を通じ、当局間の協力を強化した。

アジア・新興国等とは、我が国金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、以下のオンライン会議における知見共有等を通じ金融技術支援・金融協力に取り組んだ。

- ①日インドネシア合同作業部会（2021年3月）、日インド金融協力対話（2021年4月）、日タイ合同作業部会（2021年6月）等を開催した。
- ②中国とは、日中の金融当局・市場関係者による「第2回日中資本市場フォーラム」を開催（2021年1月）した。
- ③グローバル金融連携センター（GLOPAC）においては、研究員の関心事項に沿ったオンライン型研修プログラムを実施し知日派の育成に努めた。また、過去にGLOPACで受入れた研究員（卒業生）とのネットワーク維持・強化のため、全卒業生を対象にしたバーチャル・フォローアップ特別講義の実施、GLOPACの期ごとのバーチャル・アルムナイ・フォーラムの開催、国際機関等が主催するバーチャル国際シンポジウムに、卒業生をスピーカーとして推薦、金融庁ウェブサイトのGLOPAC特集ページの改良等を行った。



グローバルに活動する我が国の大手金融グループが抱えるリスクや課題について、シニア・スーパーバイザーズ・グループ（SSG）・監督カレッジを含めた海外当局等の会合において意見交換を実施した。

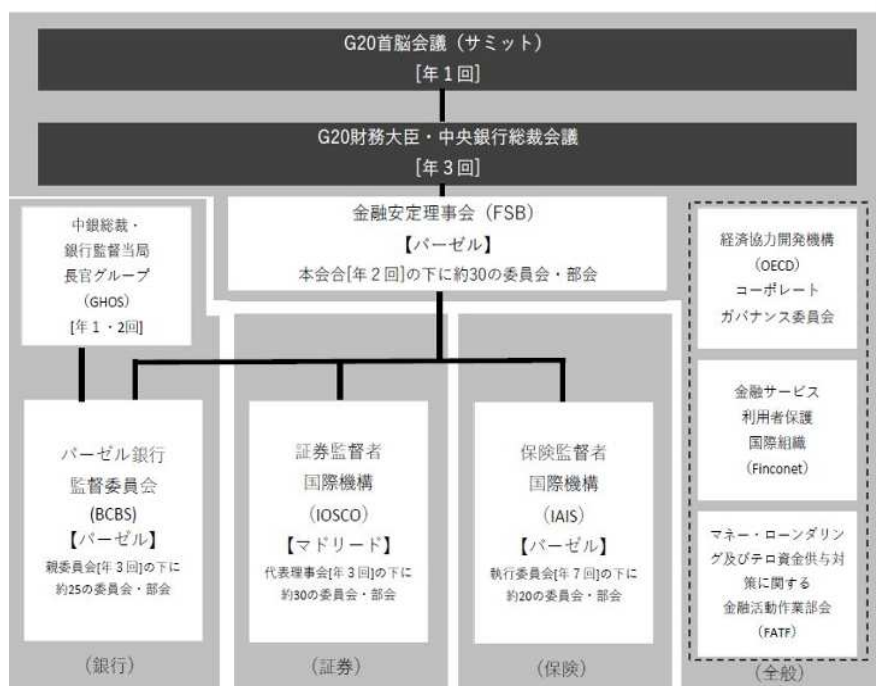
危機対応については、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）等に対して設置された関係当局による危機管理グループや、欧州当局と日本当局の間でのワークショップ開催（2021年2月）等を通じ、海外の危機対応関係当局との連携を強化した。

各国間の規制の齟齬や重複が原因となって生じる金融市場の分断回避については、証券監督者国際機構（IOSCO）において、作業グループの共同議長を2019年設立当時から金融庁職員が務め、市場分断事例の特定を目的とする継続的な議論や、監督カレッジの設立や実施に関する好事例の抽出に向けた作業を主導した。

## 第19章 金融に関する国際的な議論

「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20やFSBをはじめとする国際的な基準設定主体において金融庁は、金融規制監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。

### 国際的な議論の枠組み



### G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア			欧州				中東・アフリカ				
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	—
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー			○	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		○	

米州				ルクセンブルク			○	国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行 (BIS)		○	○
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会 (EC)	○	○	○	国際通貨基金 (IMF)		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB)	○	○	○	世界銀行 (WB)		○	
メキシコ	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB) 監督委員会			○	○	経済協力開発機構 (OECD)		○
アルゼンチン	○	○	○	欧州連合 (EU)	○						

(※1) G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

(※2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。

(※3) バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) につき、欧州委員会 (EC)、国際決済銀行 (BIS)、国際通貨基金 (IMF) はオブザーバーとして参加。

## 第1節 G20

### I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、G7を超えた新興国を含む幅広いメンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われている。2020年はサウジアラビア、2021年はイタリア、2022年はインドネシア、2023年はインド、2024年はブラジルが議長国を務める。なお、2020年3月以降、2021年6月末までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大により物理会合は開催されていない。

### II 主な議論

金融関連では、新型コロナウイルス感染症への対応施策の協調や、2020年3月の市場の混乱等を踏まえた金融規制監督上の論点の検討、クロスボーダー決済の改善、グローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、LIBORからの円滑な移行、サステナブルファイナンス、金融包摂等が主要な議題となっている。特に2021年は5年に一度の自国が決定する貢献（NDC）見直しのタイミングであるCOP26（気候変動枠組条約締約国会議）が開催されることもあり、気候変動をはじめとするサステナブルファイナンスは、企業開示の推進や金融機関における適切なリスク管理、資金動員等の観点から、国際的に大きな注目を集めている。

2020年10月にバーチャル開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- 我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、金融安定理事会（FSB）の原則へのコミットメントを再確認する。
- 我々は、ノンバンク金融仲介セクターが十分に強靱であったかの評価を含む、FSBによる2020年3月の混乱に関する包括的な確認に期待する。
- 我々は、特定された課題に対処するための実務的な手順や例示的な所要期間を盛り込んだ、クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップを承認する。我々は、FSBが国際機関及び基準設定主体（SSBs）と協調して進捗を監視し、ロードマップを見直し、G20へ年一回報告することを求める。
- 我々は、FSBが「大きすぎて潰せない問題」に対する改革の影響評価を完了することを期待する。
- 我々はまた、有害な市場の分断を回避するための取組に関するFSBと証券監督者国際機構（IOSCO）からの報告書を歓迎し、これら機関のこの問題への更

なる取組みに期待する。

- 我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（G P F I）の今後三年間の取組を導く、更新された「G20 金融包摂行動計画（2020 F I A P）」を歓迎する。我々は、更新された「G P F I T o R（付託事項）2020」を含む「G P F I 作業計画と体制：2020年へのロードマップ」の完了を、最終的な簡素化作業として歓迎する。
- サステナブルファイナンスの動員、及び金融包摂の強化は、世界の成長と安定にとって重要である。F S Bは、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションの調査を継続している。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性の広がりを歓迎する。
- 我々は、いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。
- 我々は、F S B、金融活動作業部会（F A T F）及びI M Fによって提出された、所謂「グローバル・ステーブルコイン」とその他の類似の取組に関する報告書を歓迎する。我々は、各法域における、所謂「グローバル・ステーブルコイン」の一貫した、効果的な規制、監督及び監視を促進するF S Bのハイレベルな提言を支持し、その実施状況をF S Bが監視することを期待する。我々は、また、基準設定主体がF S Bの報告書を踏まえ、既存の基準の見直しに取り組み、必要に応じて調整を行うことを期待する。我々は、デジタル通貨、及び所謂「グローバル・ステーブルコイン」のマクロ金融上のインプリケーションに係るI M Fの更なる取組に期待する。我々は、暗号資産及び所謂「ステーブルコイン」に関連するマネー・ローンダリング（M L）、テロ資金供与（T F）及び拡散金融リスクに対処するためのF A T Fの進行中の作業を支持し、世界全体でのF A T F基準の完全、効果的かつ迅速な履行を求める。
- 我々は、サイバーの強靭性を強化する継続的な努力を支持し、サイバー攻撃への対応や復旧のための効果的な取組に関するF S Bのツールキットを歓迎する。

2020年11月にバーチャル開催されたG20 リヤド・サミットにおいては、首脳宣言を発出した。金融関連の主な合意事項は以下の通り。また、2024年までのG20議長国が発表された。

- 我々は、国際基準と整合的に行動する必要性を含め、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる金融安定理事会（F S B）の原則にコミットし、F S Bに対し、金融セクターの脆弱性の監視、景気循環増幅効果と信用力に関する作業、及び規制・監督上の措置の調整を継続することを求める。
- 我々は、F S Bによる2020年3月の混乱に関する包括的な確認及びノンバンク金融セクターの強じん性を向上させるための今後の作業計画を歓迎する。
- 我々は、クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップを承認する。我々は、F S Bが国際機関及び基準設定主体と協調して進捗を監視し、ロードマップ

を見直し、G20へ年一回報告することを求める。

- 我々は、FSBが2021年に「大きすぎて潰せない問題」に対する改革の影響評価を完了することを期待する。
- さらに、我々は、2021年末より前にLIBORから代替参照金利へ秩序ある形で移行することの重要性を再確認する。
- サステナブルファイナンスの動員及び金融包摂の強化は、世界の成長と安定にとって重要である。FSBは、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションの調査を継続している。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性の広がりを歓迎する。
- いかなるいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでない。我々は、FSB、金融活動作業部会（FATF）及びIMFによって提出された、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」とその他の類似の取組に関する報告書を歓迎する。我々は、基準設定主体がこれらの報告書を踏まえ、既存の基準の見直しに取り組み、必要に応じて調整を行うことを期待する。我々は、デジタル通貨及び所謂「グローバル・ステーブルコイン」のマクロ金融上のインプリケーションに係るIMFの更なる取組に期待する。

2021年3月にイタリア議長下で初めてバーチャル開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明は発出しなかった。会議では、新型コロナウイルス感染症対策による金融安定への影響や対応に関する国際連携、クロスボーダー決済の改善、気候変動対応等について議論した。また、G20サステナブルファイナンス・スタディグループの活動再開について合意した。

2021年4月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。声明における金融関連の主な合意は以下の通り。

- 我々は、国際通貨基金（IMF）に対し、経済及び金融統計に関する当局間グループIAG及び金融安定理事会（FSB）との緊密な協力の下、考えられる新たなデータギャップイニシアティブに関し、コンセプトノートを準備するよう求める。
- 我々は、サステナブルファイナンスの動員が、世界経済の成長と安定や、よりグリーン、より強靱で、かつ包摂的な社会・経済への移行の促進に不可欠であることを認識する。我々は、FSBに対し、気候関連の金融安定リスクに関するデータの入手可能性とデータギャップの評価、及び気候関連財務開示を改善する方法について取り組み、これらの事項について7月に報告することを求める。我々は、FSBの気候関連財務情報開示タスクフォースの提言に基づき、国際的に一貫性のある、比較可能で質の高いサステナビリティ報告に係る開示基準の重要性に同意する。我々は、民間部門の参加の広がりを歓迎する。我々はまた、こうした分

野での公共部門の参加と透明性の広がりにも留意する。我々は、サステナブルファイナンス・スタディ・グループの再設置を歓迎し、作業部会へと格上げするとともに、エビデンスに基づく気候に焦点を当てたG20 サステナブルファイナンス・ロードマップの初版を協力して策定すること、サステナビリティ報告を改善すること、サステナブル投資を特定すること、国際金融機関の取組をパリ協定と整合的にすることについて、2021年の同部会による作業に期待する。我々はまた、7月11日に開催予定のヴェネツィア気候カンファレンスにおいて、これらの課題について議論を継続することを楽しみにしている。

- 我々は、新型コロナウイルス危機への対応のために包括的かつ団結した取組を維持すること、及び、金融セクターが金融安定を維持しながら、経済への支援を提供し続けるよう確保することにコミットする。我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、2020年4月に合意されたFSBの原則へのコミットメントを再確認する。ほとんどの支援措置は、それらを性急に解除することによって生じうる潜在的リスクを認識し、経済及び公衆衛生の状況から必要である限り継続される。我々は、長期的な金融安定リスクを最小化するために、支援措置の延長、修正あるいは終了を漸進的かつ的を絞った方法で検討する際における、柔軟な状態依存アプローチの便益を議論するFSB報告書を歓迎する。我々は、情報共有、及び合意された国際基準との整合性のモニタリングを含む、金融安定に関する新型コロナウイルス対応措置に関する国際協調を、FSBが支援し続けることを求める。
- 我々は、システム上重要な銀行の「大きすぎて潰せない問題（TBTf）」に対する改革の実効性に関するFSBの評価報告書を歓迎する。我々は、効果的なTBTf改革が社会に純便益をもたらすという主要な発見に留意し、我々は評価の中で特定された改革のギャップへの対処に取り組む。
- 我々は、パンデミックから得られた教訓について、金融安定の観点から検討することにコミットする。
- 2020年3月の市場混乱に関するFSBの「包括的レビュー」報告書に基づいて、我々は、システム的な観点からノンバンク金融仲介（NBF I）セクターの強靱性強化に取り組み、FSBがマネー・マーケット・ファンドの強靱性を強化するための政策提案に関する市中協議報告書を7月に、最終報告書を10月に提出し、NBF Iに関するより広範な作業計画の更新についての報告を行うことを期待する。
- 我々は、2020年G20リヤド・サミットで承認された「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ」の適時かつ効果的な実施及び送金の流れの促進にコミットする。
- 我々は、規制上、監督上及び監視上の枠組がどのようにいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」へ対処しているかに関するFSBの進捗報告書、及び中央銀行デジタル通貨の国境を越えた利用と、国際通貨システムへのより広範なインプリケーションに関する幅広い議論に期待する。我々は、いかなるいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要

件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始すべきでないことを再確認する。

- 我々は、金融セクターにおけるサイバーインシデント報告の調和に関するFSB報告書に期待する。
- 我々はまた、LIBORからの移行に関する進捗報告書に期待する。我々は、LIBOR指標の停止日に関する発表による明確性の向上を歓迎し、2021年末までの円滑な移行の重要性を再確認する。
- 我々は、暗号資産及び暗号資産交換業者に関するFATF基準のグローバルな履行についての2回目の12か月レビューの妥当性を認識し、いわゆるステーブルコインがFATF基準の対象であることを認識する。
- 昨年承認された「G20 金融包摂行動計画」に基づき、我々は、特に最も脆弱で十分なサービスを受けられない人々や中小零細企業にとって、新型コロナウイルス危機を通して拡大しているかもしれない金融包摂上のギャップを特定し対処する、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ(GPFI)の取組を支持する。

参考：G20 サステナブル・ファイナンス作業部会（SFWG）

2016年にG20 中国議長下で Green Finance Study Group として設立。2018年より Sustainable Finance Study Group (SFSG)と改称。2019年より活動休止していたが、2021年G20 議長国伊の提案で、2月財相中銀総裁会議にて活動再開を決定し、4月財相中銀総裁会議声明において作業部会(Working Group)への格上げに合意した。2021年の活動再開後は米国・中国が共同議長を務める。2021年には、特に気候変動に焦点を当てて、サステナブルファイナンスに関する様々な国際的な取組みをまとめたG20 サステナブルファイナンス・ロードマップの初版を策定すること等が予定されている。



## 第2節 金融安定理事会（FSB）

### I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

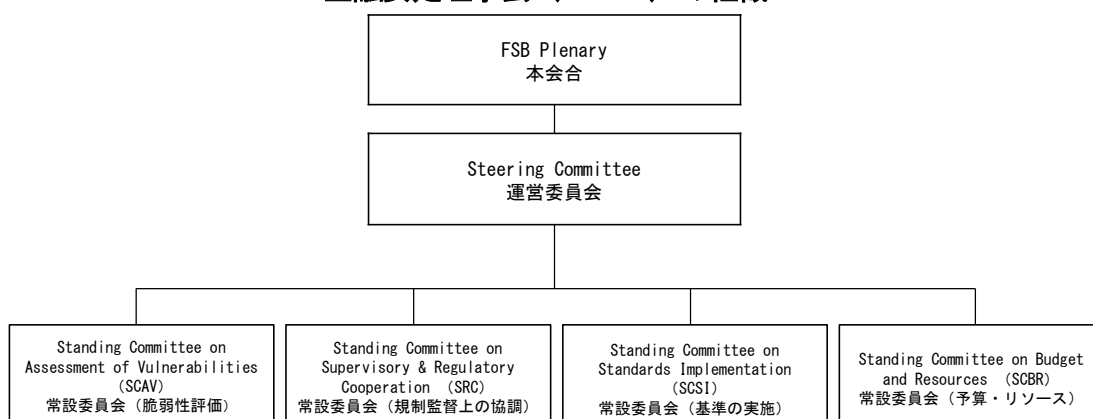
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

### II 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019年9月1日より、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC：Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の議長は当庁の前氷見野良三長官が務めていた。

#### 金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥CIS諸国、の6つの地域諮問グループ（RCGs：Regional Consultation Groups）を設置している。

FSBは、スイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

### Ⅲ 主な議論

#### 1. 気候変動

2019年10月より、脆弱性評価に係る常設委員会（SCAV: Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析が行われ、2020年7月に「金融安定モニタリングにおける物理リスク及び移行リスクの考慮に係る金融当局の取組みに関するストックテイク報告書」、11月には「気候変動の金融安定に対するインプリケーション」を公表した。

さらには、気候変動関連データの入手可能性やデータギャップに関する検討が進められているほか、2021年2月より、SRCの下で、気候変動リスクの規制・監督及び気候関連情報開示に関する作業も始動している。

#### 2. 金融技術革新

##### [ステーブルコイン]

2019年の暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応として、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」に関しては、2019年10月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議において、政策及び規制上のリスクがサービス開始前に適切に対処される必要があること、2020年におけるFSB等の更なる報告を求めることが合意された。その後、SRC傘下の作業部会で作業が進められ、2020年4月から7月にかけて市中協議が行われた後、2020年10月に規制・監督等に係る10の提言を含む『「グローバル・ステーブルコイン」の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告』が公表された。

##### [BigTech/SupTech]

BigTechの新興国市場への参入やSupTech/RegTechの金融システム安定への含意について、SCAVの下で分析が進められ、2020年10月に、それぞれ「新興国におけるBigTech企業」、「当局・金融機関によるSupTech・RegTechの活用」が公表された。

#### 3. クロスボーダー送金の改善

FSBは、2020年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済を改善する必要性が指摘されたことを受け、決済・市場インフラ委員会（CPMI）やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して作業を開始した。2020年10月のG20において、19の構成要素から成り、ハイレベルなアクションプランとタイ

ムラインを提示した「クロスボーダー送金の改善：ロードマップーG20 向け第三次報告書」が承認された。2021年5月には、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための定量目標を定めた市中協議文書「クロスボーダー送金の4つの課題の対処に向けた目標」を公表した。

#### 4. アウトソーシング/サイバー

金融機関によるクラウド利用の金融システム安定への含意について2019年12月に「クラウドサービス利用における第三者サービスへの依存：金融安定への影響に関する考察」が公表された後、SRC傘下の作業部会で、クラウドを含むアウトソーシング・サードパーティ全般を対象に規制・監督アプローチに関する分析が進められ、2020年11月に「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」が公表された。その後の市中協議及び民間を交えた会合で挙げられた意見を取り纏め、2021年6月に「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」が公表された。また、SRC傘下の作業部会で、サイバー事象への初動・回復対応に関する分析が行われ、2020年4月から7月にかけて市中協議が行われた後、2020年10月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」が公表された。

#### 5. 市場の分断

世界金融危機以降、G20は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靱な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、2019年日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定した。委嘱を受けたFSB及びIOSCOが同年6月G20に提出した報告書に基づき、各主体において議論が進められてきた。2020年にFSBは、各国のコロナ対応施策に起因する市場の分断を最小化する観点から施策のレポジトリを設置し、当局間の情報交換を促進してきた。市場の分断に関する各作業の状況は、IOSCOによる各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定等に関する報告書とともに、2020年10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に報告された。

#### 6. 金融機関の実効的な破綻処理

FSBでは、傘下の破綻処理運営グループ（RESG:Resolution Steering Group）を中心に、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された

制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められているほか、2021年4月には、これまでの規制改革に対する評価として『『大きすぎて潰せない問題（TBTF）』に対する改革の影響評価』を公表した。保険セクターや金融市場インフラ（FMI）についても、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

### 第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

#### I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975年2月に第1回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧州：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、EU

アジア：日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア

北米：米国、カナダ

中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ

その他：オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

#### II 組織

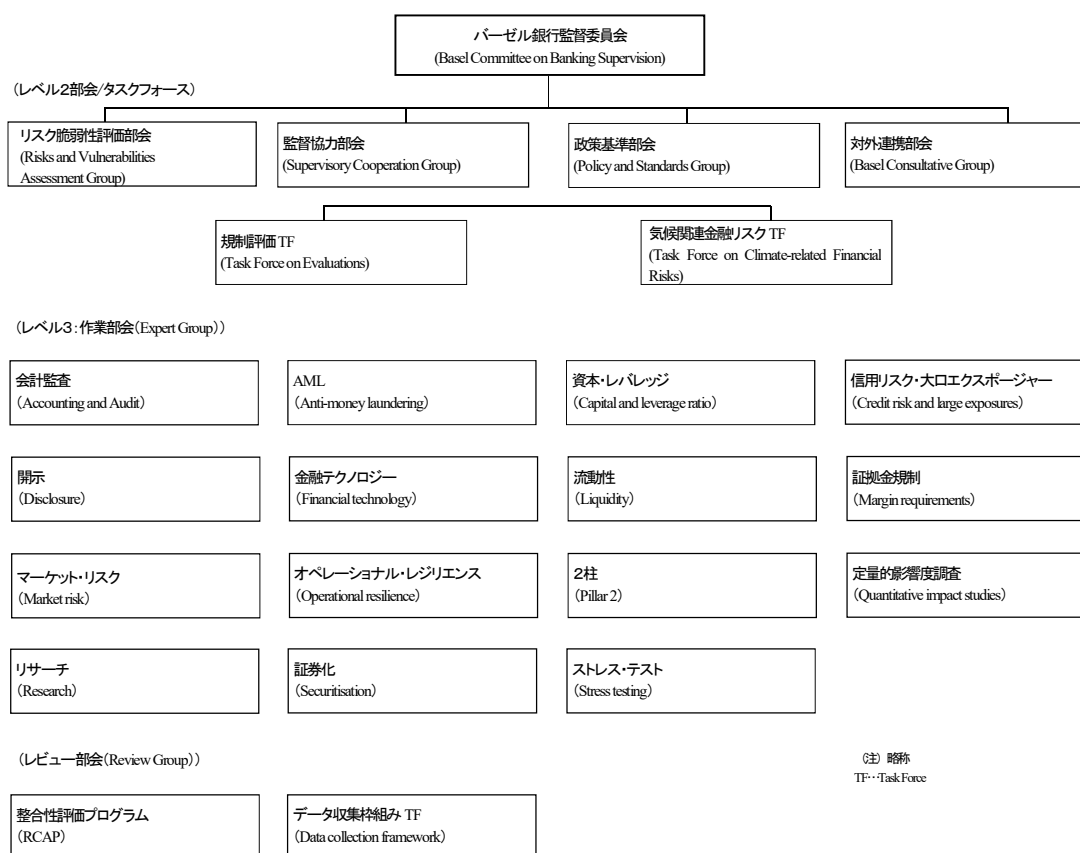
バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、原則年3回の会合を開催している。議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は2020年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会（PSG：Policy and Standards Group）、監督協力部会（SCG：Supervisory Cooperation Group）、リスク脆弱性評価部会（RVG：Risk and Vulnerabilities Assessment Group）、対外連携部会（BCG：Basel Consultative Group）の4つのレベル2部会や、規制評価タスクフォース（TFE：Task Force on Evaluations）、気候関連金融リスクタスクフォース（TFCR：Task Force on Climate-related Financial Risks）などが設置された。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHO

S : Group of Governors and Heads of Supervision) 会合で議論されることになっている。

## バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



### Ⅲ 主な議論

#### 1. バーゼル委員会における組織・活動内容の見直しの基本方針の承認

バーゼル委員会は、バーゼルⅢの最終合意や金融を取り巻く環境の変化を受けて、2019年10月以降、組織・活動内容を見直すための戦略的レビューを進めてきた。

この下で、2020年11月には、バーゼル委員会の組織・活動内容の見直しの基本方針が承認された。具体的には、世界金融危機後のバーゼルⅢの政策アジェンダ<sup>(※)</sup>に明確な終止符を打つこと、バーゼル委員会のバーゼルⅢ関連の今後の作業は、①基準の実施・適時性・整合性のモニタリング、及び②コロナ危機の教訓も考慮に入れた、規制改革の有効性に関するエビデンスに基づいた評価の完了を焦点とし、その実現のためにバーゼル委員会の従来のレベル2部会及び作業部会について再編を行うことに合意した。

加えて、バーゼル委員会の将来の作業については、銀行システムにおける潜在的なリスク・脆弱性に対処するために、低金利環境を含む銀行セクターにおける構造的な変化や、進行中の金融のデジタル化、及び気候関連金融リスクを含む、新たに台頭するトピックに焦点を当てていくことが合意されている。

(※) バーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制等）の策定及び実施

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。また、2017年12月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは2022年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020年3月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期を1年間延期（2023年から実施）することが合意された。

## 2. 気候関連金融リスク

気候関連金融リスクについては、2020年2月にタスクフォースを設置し、同年4月に各国当局の取組状況を取りまとめたレポートを公表している。2021年4月には、「気候関連金融リスクの波及経路」及び「気候関連金融リスクの計測手法」と題する分析報告書を公表した。これらの文書は、学界や当局の先行研究、金融機関との対話や他の国際的な機関による成果物をもとに分析した結果をまとめている。

「気候関連金融リスクの波及経路」は、気候関連金融リスクがどのように発生し、銀行及び銀行システムに影響を及ぼすかについて分析しており、「気候関連金融リスクの計測手法」は、気候関連金融リスクの計測における課題と、銀行及び各国当局の計測手法の実務の現状についてまとめている。

バーゼル委員会は、これらの文書を踏まえて規制、監督、開示の観点から検討を行っていく予定としている。

## 3. オペレーショナル・レジリエンス及びオペレーショナル・リスク

バーゼル委員会は、2020年8月より実施されていた市中協議の結果を踏まえ、3月31日、「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」及び「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」と題する最終文書を公表。

「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」は、サイバー攻撃や自然災害などの発生時における銀行の重要業務の継続について、銀行に対して求める計7の原則（ガバナンス、オペレーショナル・リスク管理、業務継続計画とテスト、相互関連性の特定、サードパーティ依存度の管理、インシデント管理、サイバーを含む情報通信技術のセキュリティ対応）を示している。また、「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則」は、2003年に策定され、2011年に改訂された版について、情報通信技術の進展などを踏まえ、今般、改訂している。

#### 4. 暗号資産

バーゼル委員会は、2019年12月に、「暗号資産に係るプルデンシャルな取扱いのデザイン」と題するディスカッション・ペーパーを公表。その後、具体的な規制・監督上の措置のあり方について検討が進められてきた。今般、2021年6月、暗号資産エクスポージャーのプルデンシャルな取扱いに係る市中協議文書を公表した。

市中協議文書では、暗号資産を伝統的資産にリンクするものとして設計され規制・監督に服しているものとそれ以外に分け、後者については保守的な取扱いとしている。バーゼル委員会としては、基本的に保守的な取扱いを提案しているが、暗号資産の分類方法など、規制の具体化に当たっては多くの論点もある。暗号資産は急速に発展していることもあり、バーゼル委員会は、今後、市中の意見や金融安定理事会（FSB）等の他の国際的な基準設定主体の議論を踏まえながら、更に検討を深めていくこととしている。

#### 5. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表されており、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施）。

G-SIBsの選定手法は、システム上の重要性に係る計測手法の発展等を踏まえ、3年ごとに見直すこととされている。2018年7月に公表された改訂版選定手法は、2021年より適用開始される予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適用時期が1年後ろ倒し（2022年～）されることになった。



参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP：Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国・地域。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的開催されており、銀行監督分野の実務家によって構成される銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。



## 第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

### I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて229機関（2021年6月現在）となっている。IOSCOの本部署は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2020年は11月にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ビデオ会議形式で開催された。次回は2021年11月にバーチャルで開催予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

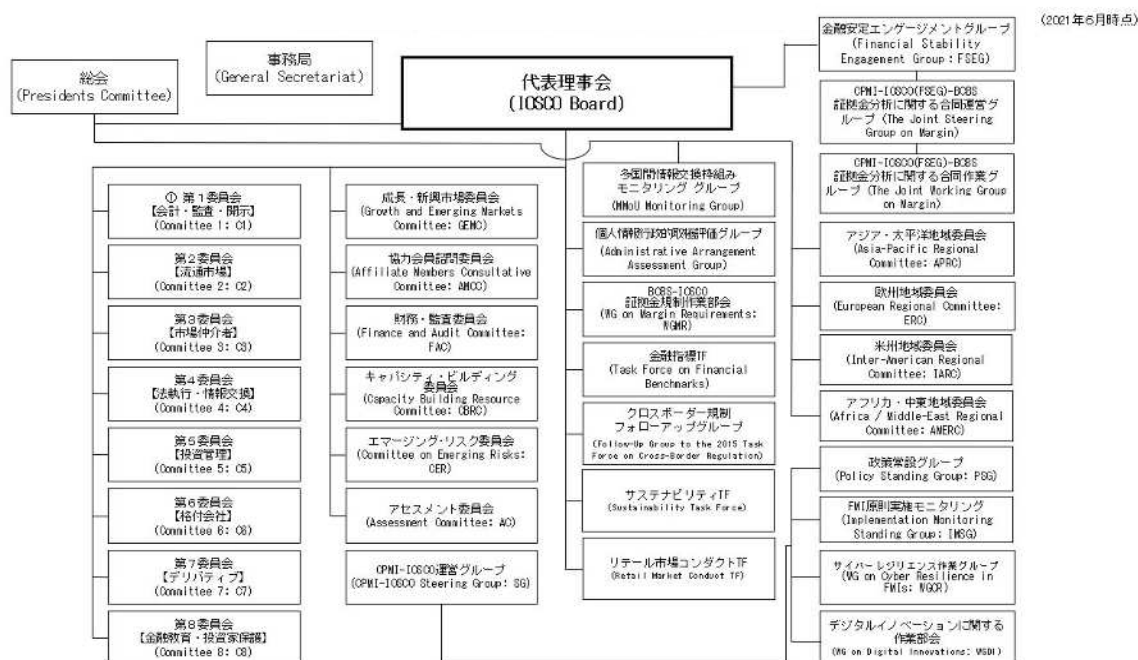
- ①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システムック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（IOSCO・MMoU）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までに全てのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに署名）。

## II 組織

### 証券監督者国際機構（IOSCO）の組織



#### 1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、全ての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

#### 2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている。

代表理事会は、当庁を含む33当局（2021年6月現在）で構成されている。議長は、香港証券先物委員会（SFC）のオルダーCEO（3期目）。副議長は、2020年6月以降3名体制となっているが、米国商品先物取引委員会（CFTC）のターバート委員長（2021年2月退任）の後任は空席となっており、ベルギー金融サービス市場局（FSMA）のセルベ委員長とエジプト金融監督庁（FRA）のオムラン委員長（2021年5月就任）の2名が務めている。いずれの任期も、2022年の総会までとされている。

### 3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の33当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会 (APRC: Asia-Pacific Regional Committee) に属している。同委員会は、原則年2回対面会合が開催されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年以降は概ね2~3か月に1回、全てビデオ会議形式で開催されている。議長は2020年7月までは当庁の水口国際証券監理官(当時)が務め、2020年9月からは森田金融国際審議官が務めていた。

現在、新型コロナ発生下での地域金融市場の状況に関する情報交換、地域内外監督協力の強化、及びサステナブルファイナンスの問題などについて議論を行っている。

## III 主な議論

### 1. 概要

IOSCOは、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善 (IOSCO・MMoUの推進等) に取り組んでいる。近年は、G20サミットからのマンデートを受け、暗号資産の取引プラットフォーム、市場の分断など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、サステナブルファイナンスといった新たな課題における証券分野上の問題点を検討する作業、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

また、2020年3月、代表理事会直下に「金融安定エンゲージメントグループ」(FSEG)を設置し、FSBと連携しながら、資本市場における金融安定リスク、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うノンバンクセクターの脆弱性について議論している。前述の組織図に記載のとおり、IOSCOには、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた8の政策委員会 (Committee 1~8) や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。当庁は、全ての政策委員会のメンバーとしてIOSCOが常時取り組む分野の議論に参加するとともに、状況に応じた優先課題の対応のために設置される作業部会などその他多くのグループにも参加し、それらの成果物に向けた作業に取り組んでいる。

### 2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準 (IFRS) の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査

人との関与・連携、国際監査基準（I S A）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee 1の議長を務めており、2020年9月の議長選で再任された（任期は2022年11月までの2年）。

### 3. 流通市場に関する委員会（Committee 2）

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2020年8月には株式流通市場におけるマーケットメイク制度の考慮要素をまとめた報告書、2020年12月には株式市場におけるマーケットデータへのアクセスに関連する問題点について情報を集めることを目的とする市中協議文書を公表した。

### 4. 市場仲介者に関する委員会（Committee 3）

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2020年9月には「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する最終報告書を公表した。

### 5. 法執行・情報交換に関する委員会（Committee 4）

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券の不正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、I T技術等の発展による新たな金融商品や勧誘方法等に対する法執行面での課題及び対応、一般投資家向けオンライン勧誘・販売に係る各種リスクへの対応、海外居住者に対する金銭処分の執行に係る課題、新型コロナウイルス感染症関連の不正やその調査方法などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催される審査グループ（Screening Group）会合において、I O S C O・M M O U及び強化されたM M O U（Enhanced M M O U：E M M O U）への署名審査及び署名促進のための方策の検討等を行っている。

### 6. 投資管理に関する委員会（Committee 5）

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステム・リスクに対応する規制のあり方等について議論を行っている。また、資本市場における金融安定リスクに関連する課題については、F S E Gと連携しながら検討を行っている。

## 7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

## 8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは当庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

## 9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催されており、当庁も毎年参加している。2020年は、コロナの状況を踏まえ、10月にオンラインでイベントを開催した。また、2020年12月には「暗号資産に関する個人投資家の教育」と題する最終報告書と、2021年1月に「個人投資家の苦情処理と補償制度」と題する最終報告書を公表した。

## 10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステムック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。CERは、IOSCO内の各政策委員会及び地域委員会等が今後検討に値すると考えている問題点を広く収集した上で、Risk Outlook と題する報告書に集約する作業を定期的に行っている。Risk Outlook は、代表理事会が今後IOSCOとして優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。

## 11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。同委員会は、2020年11月に、MMF改革に関するIOSCOの2012年提言の導入に関するテーマ別レビューの最終報告書を、2021年5月に、取引所等及び市場仲介業者の事業継続計画に係るテーマ別レビューの最終報

告書をそれぞれ公表した。今後、2018年にIOSCOにおいて策定されたファンドの流動性リスク管理に関する提言の実施状況についてレビューを行う。

## 12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国SEC及び米国CFTCとの情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局30当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年、2020年、2021年、英国のEU離脱に伴い英国との更新された覚書が発効。）、米国CFTCとは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。2020年12月には、イタリア国家証券委員会（CONSOB）及びイタリア中央銀行（BOI）それぞれとの間で、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名を行った。

## 13. 多国間情報交換枠組み

12.の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、複数当局間の情報交換枠組みであるIOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2021年6月現在、124の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2021年6月現在、19の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則／GDPR）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の

間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（当庁も起草チームに参加）。当庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課題・懸念等について定期的な協議を行う機関としてMMoUモニタリング・グループが設置されており、2020年8月から当庁の長岡参事官が議長を務めている（任期は2022年に予定されているIOSCO年次総会までの約2年）。

（注）長岡MMoUモニタリング・グループ議長は、上記の個人情報保護に係る行政的取極の評価グループの議長も兼任している。

#### 14. サステナブルファイナンスに関するタスクフォース

IOSCOは、2018年5月の代表理事会において、サステナブルファイナンスに関する取組みについてIOSCOメンバー間で情報共有・意見交換するための枠組みの設置を決定。各国の取組み状況に関する情報収集や関係者との意見交換を実施し、サステナブルファイナンスに関する市場関係者及び各国当局の取組みについてまとめた報告書を作成した（2020年4月14日公表）。

同報告書では、今後IOSCOとしての取組みを強化すべくタスクフォースの設置が提案され、2020年6月に設置された。同タスクフォースでは3つの作業部会（企業のサステナビリティ開示、機関投資家のサステナビリティ開示、ESG格付け）が設置されており、当庁の池田CSFOが第3作業部会（ESG格付け）の共同リーダーを務めている。2021年6月には、第1作業部会（企業のサステナビリティ開示）の最終報告書、及び第2作業部会（機関投資家のサステナビリティ開示）の市中協議文書が公表された。

#### 15. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

IOSCOは、2020年6月、リテール市場におけるコンダクト問題に関する情報共有及び規制ツール等の検討のため、タスクフォースを設置。リテール市場の投資家に対するコンダクト問題・事例とそれへの対処について検討している。

短期的な成果物として、新型コロナウイルス感染症の環境下において生じつつあるコンダクト問題に対処するための一助とすべく、危機時において生じた問題事例に関するケーススタディを集めたレポジトリ及び当該ケーススタディを取りまとめた報告書を作成し、2020年12月に公表した。

今後、中期的な成果物として、現在の規制手法への理解を深めるとともに、更なる検討を要する箇所を特定することを目指して、メンバー当局が採用している規制アプローチについて実態把握を行い、その結果を踏まえた規制ツールキットを作成予定である。



## 16. 市場の分断に関する取組み

日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つである「市場分断の回避」についての作業を担うため、IOSCOは、2019年1月、市場分断フォローアップグループを設置。設置当初より、水口審議官（当時）が共同議長を務め、2020年秋からは森田金融国際審議官が共同議長を務めている。2019年秋以降、国境を越えてサービスを提供する業者の規制監督に際し、当該業者の母国規制を信頼して「依拠」する仕組みに関する各国の好事例を特定する作業等を行い、2020年6月に報告書を公表した後、2020年10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に報告した。また、2020年以降、IOSCO地域委員会や協力会員諮問委員会における市場分断事例の特定を目的とする継続的な議論や、監督カレッジの設立・実施に関する好事例の抽出に向けた作業が開始されている。

## 第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

### I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- ①標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- ②店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州によるクロスボーダー取引への規制の適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。2019年6月に、FSBおよびIOSCO各々からG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出された市場の分断に関する報告書には、店頭デリバティブ市場における事例が取り上げられているが、そのフォローアップとして、IOSCOは、各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定作業等を実施し、2020年6月に報告書を公表した。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靱性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。2020年11月にはFSBから「CCPの破綻処理財源及び株式の取扱いに関するガイダンス」の最終版が公表された。

### II 主な議論

#### 1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

## (1) 政策常設グループ (PSG)

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。近年では主にCCPの強靱性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。2020年以降、同年6月に公表された「清算機関のデフォルト処理オークションに関する論点」のフォローアップを実施するとともに、CCPにおけるクライアントクリアリング、参加者破綻に起因しない損失（Non-Default Loss）への対応、ステーブルコインの仕組み（Stablecoin Arrangements）に対するFMI原則の適用について分析・検討作業を行っている。

## (2) 実施モニタリング・グループ (IMSG)

各国におけるFMI原則実施の促進に向け、FSB、CPMI又はIOSCOのメンバーである28法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするために設置されたグループ。2020年には、ブラジルのレベル2評価報告書が公表された。また、レベル1評価については、全28法域について年次でデータベースの更新作業が行われている（最新版は2021年5月に更新）。

## (3) サイバーレジリエンス作業部会 (WGCR)

FMI原則を補完するものとして、サイバーレジリエンスに関するガイダンスを策定するために設置されたグループである。2016年6月の「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」公表以降は、そのフォローアップとして、ガイダンス実施の進捗状況に関するサーベイやラウンドテーブル開催に取り組んでいる。

## 2. FSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会 (GUUG)

当該作業グループ (GUUG) は、CPMI-IOSCOで検討されたUTI・UPI技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして2016年3月にFSBの下に設置された。2018年1月にUTIガバナンスについて、2019年10月にUPIガバナンスについて、それぞれ最終文書を公表した後は、UTI・UPI・CDEの暫定的なガバナンス主体として識別子全体のガバナンスを担っていたが、2020年10月1日をもって解散し、これらの3識別子のガバナンスの役割は、LEIのガバナンスを行う為に2013年に発足した規制監視委員会であるROCに移管された。

### 3. FSB店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

2009年のG20 ピッツバーグ・サミットで合意された店頭デリバティブ市場改革について、各国の進捗状況を管理する目的でFSBの下に設立されたグループである。これまで、年に1度の頻度で各国の改革に関する進捗状況を纏めたプロGRESSレポートを公表してきたが、2020年7月、FSB本会合はODWGの解散を決定した。その後は、FSB基準実施に係る常設委（SCSI）が同作業を引き継いでいる。

### 4. BCBS-IOSCO証拠金規制作業部会（WGMR）

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。2013年9月に最終報告書を公表した後、2015年3月、2019年7月、2020年4月に最終報告書の改訂を行っており、現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

### 5. 規制監視委員会（ROC）およびグローバルLEI財団（GLEIF）

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会（ROC）が発足。2014年6月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され（グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法）、その後は、LEIの利用拡大の検討、符番されたLEIの更新、LEI参照データ項目の検討など実務的な議論を継続している。なお、ROCは、2020年10月以降、UTI・UPI・CDEのガバナンス主体として識別子全体のガバナンスも担っている。

## 第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

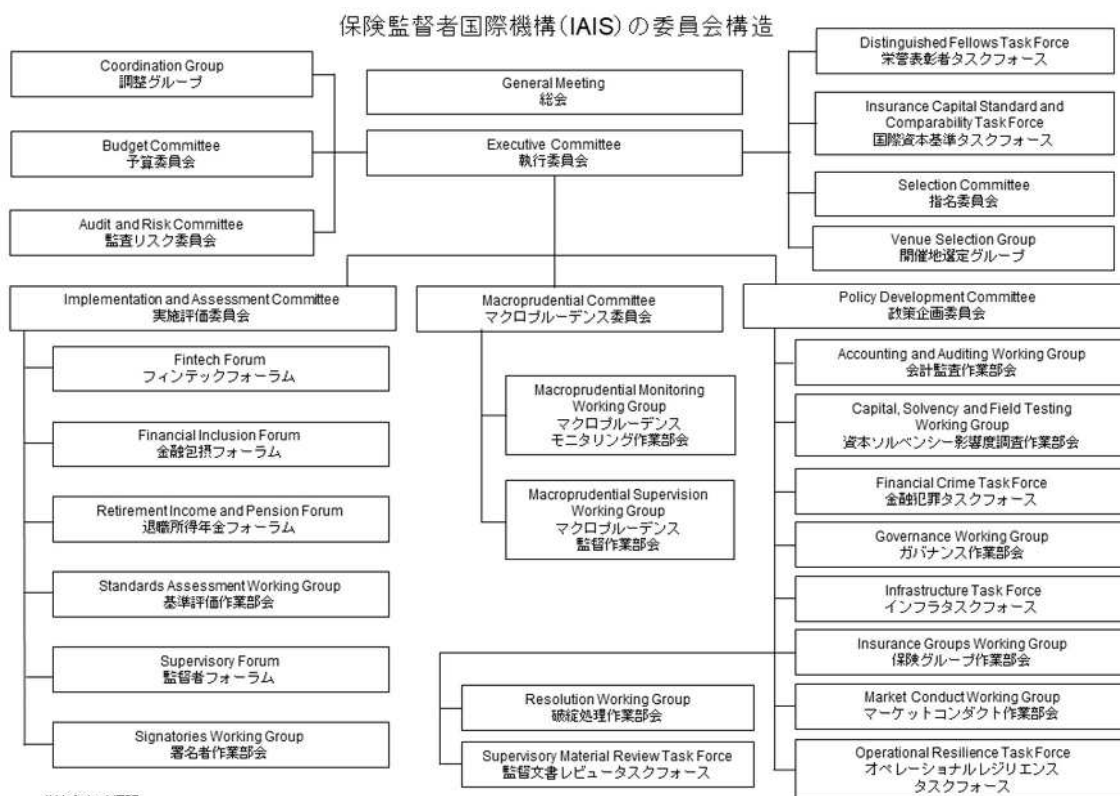
### I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内にある。

### II 組織

IAISは、総会、執行委員会、その他委員会（予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会）、小委員会及び事務局等から構成される。



## 1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

## 2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：7、西欧：7、アジア：7、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：2、北アフリカ・中東：2、中東欧：2、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の飛弾国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のアルトマイヤー会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

## 3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）及び国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）の策定などを担当している。

## 4. マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システムック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロプルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するICP及びComFrameの策定や、保険セクターにおけるシステムック・リスクのための包括的枠組みの実施、グローバルな保険市場の動向に関する報告書の作成などを担当している。

## 5. 実施評価委員会

各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する作業部会等が設置されている。

### Ⅲ 主な議論

#### 1. 国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame）

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年よりComFrameの開発に着手し、数次の市中協議を経て、ICPにComFrameを統合したうえで、2019年11月の年次総会でComFrame及び改定されたICPを採択した。

（※）IAIGsを選定するベンチマークとして、「3つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が10%以上であることを前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。IAIGsの選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

#### 2. IAIGsに適用される国際資本基準（ICS：Insurance Capital Standard）の検討

IAISは、2013年よりIAIGsに適用されるICSの開発に着手し、2017年7月に拡大フィールドテストのための国際資本基準（ICS Version 1.0）を公表し、2018年7月にICS Version 2.0に関する市中協議文書を公表したうえで、2019年11月にモニタリング期間のためのICS Version 2.0に合意した。ICS Version 2.0は、2020年から2024年までの5年間のモニタリング期間を経た後、規制資本として実施されることとなっている。

また、IAISは、2024年までに、米国等の開発する合算手法のICSとの比較可能性を評価することとしている。IAISは、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を2020年11月に公表したのち、2021年5月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。

#### 3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会（FSB）は、2013年より2016年まで毎年、IAISの開発したグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定手法に基づき、G-SIIsのリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、IAISは、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017年12月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018年11月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019年11月の年次総会で同枠組みを最終化した。

参考：アジア保険監督者フォーラム（A F I R : Asian Forum of Insurance Regulators）

A F I Rは、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として2005年に発足した。金融庁は、A F I Rの発足以来参画しており、近年では2019年5月の年次総会（於マカオ）、2020年7月の年次総会（オンライン会合）にそれぞれ当庁から国際政策管理官が参加し、他国当局と定期的な意見交換を行っている。

#### 4. その他

（サステナブルファイナンス）

I A I Sは、2017年より、持続可能な保険フォーラム（S I F）と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行っている。2018年7月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー」、2020年2月には、「T C F D提言実施に関するイシューペーパー」を公表。2020年10月、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて市中協議文書「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表したのち、2021年5月に最終化した。また、2021年3月より、S I Fとともに、生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業を開始している。



## 第7節 金融活動作業部会（FATF）

### I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に2021年6月現在37か国・2地域機関である。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネロン等対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、総会の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国のHead of Delegationは財務省が務める）。

- ① PDG (Policy Development Group)：政策立案（主に金融庁、財務省）
- ② ECG (Evaluation and Compliance Group)：相互審査（主に財務省）
- ③ ICRG (International Cooperation and Review Group)：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
- ④ RTMG (Risk, Trends and Methods Group)：マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
- ⑤ GNCG (Global Network Coordination Group)：FATF型地域体（FSRBs）・国際機関との連携（主に財務省）

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネロン等対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施されている。第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、

新「40 の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査される。

日本に対する相互審査は、2019年10月から11月にかけて、FATF審査団が、金融庁を含む関係省庁及び金融機関等に対してオンサイト審査を実施した。審査結果を記した対日審査報告書については、当初、2020年6月のFATF全体会合で採択予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う手続凍結を経て、2021年6月会合で採択され、8月に公表された。

今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に<sup>(※)</sup>優先的に取り組むべきとされている。第四次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表しており、引き続き、官民が連携してマネロン等対策高度化の取組みを継続していく。

(※) 具体的には、①マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、②金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施、④取引モニタリングの共同システムの実用化の4項目に優先的に取り組む。

## II 主な議論

### 1. 暗号資産に関する議論

2019年6月、暗号資産に関するFATF基準の採択を受け、業界との対話および基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリング等のために、FATF政策企画部会（PDG）傘下にコンタクト・グループが設立された。当庁の羽瀧国際政策管理官が同グループ共同議長を務め、本分野でのFATFでの議論を主導している。

2021年6月には、上記コンタクト・グループのもとで、暗号資産に関するFATF基準（2019年6月最終化）のグローバルな実施状況とその課題に関する2回目の報告書が採択された（2021年7月公表）。また、FATFの暗号資産ガイダンス改訂作業においても、当庁がプロジェクト・リードを務め、市中協議案（2021年3月公表）の取り纏めに主導的な役割を果たした（2021年10月公表）。

### 2. 「リスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス」について

実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実施においては、従来のルール・ベースの対応ではなく、リスクを適時・適切に特定・評価し、そのリスクに見合った低減措置を講ずる、いわゆる「リスクベース・アプローチ」の考え方が基本であり、リスクベース・アプローチによる監督強化が世界的な課題となっている。こうした中、FATFは、2021年3月4日、「リスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス」を公表した。

### 3. その他の議論

現在、FATFでは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野のデジタル・トランスフォーメーションが優先課題の1つとなっており、官民におけるAML/CFTの実施をより効果的にする新技術の機会と課題に関する報告書、および、民間セクターにおけるAIやビッグデータの活用促進に向けたデータプーリング・共同分析とデータプライバシー・保護にかかる報告書が2021年6月に採択された。

また、クロスボーダー送金にかかる課題（高コスト、スピード不足、透明性の欠如）について、G20での問題意識を受け、現在、FSB（金融安定理事会）を中心に、課題改善に向けた19の構成要素（Building Blocks（BB））に沿って、国際機関の協調の下、作業が進められている。このうち、BB5「AML/CFT規制の調和」について、FATFが主担当となって検討を進めている。

## 第8節 その他の主体

### I サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体

サステナブルファイナンスに関しては、前節までに記載した会議主体における議論の他にも、以下の会議体における活動を通じて、国際的な議論に積極的に参画している。

#### 1. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）

NGFS（Network for Greening the Financial System）は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017年12月に設立された。現在100以上の当局や国際機関が参加しており、当庁は2018年6月に加盟、2020年11月からは運営委員会メンバーとして活動している。

気候関連リスク等に関するミクロ及びマクロプルーデンス、グリーンファイナンス促進、データギャップといったテーマ別の作業部会において分析を進めており、2021年4月に「サステナブルファイナンス市場の動向」、5月には「データギャップ解消に向けた活動進捗報告書」を公表したほか、6月には、2020年に公表したNGFS気候シナリオのアップデートも行っている。

#### 2. サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）

IPSF（International Platform on Sustainable Finance）は、2019年10月に欧州委員会が中心となり発足させた多国間フォーラムであり、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標とする。2021年6月末現在、17か国・地域の当局、及びオブザーバーである11の国際機関が参加しており、当庁は2020年11月にメンバーとなった。

タクソノミー、開示、金融商品・ラベル等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組みに関する情報交換等を行うこととしており、当庁は開示に関するワーキンググループの議長を務めている。

#### 3. 国際会計基準（IFRS）財団

国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団は、2020年9月、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体を設置する旨の市中協議文書（コメント期間：2020年9月末～12月末）を公表した。これに対し、当庁及び公益財団法人財務会計基準機構（FASB）が事務局を務めるIFRS対応方針協議会において国内関係者の意見集約を行い、2020年11月、基準

設定主体設置に対する賛意や報告基準に対する日本の考え方等をまとめたコメントレターを I F R S 財団に発出した。

2021 年 4 月 30 日、I F R S 財団は、2020 年 9 月末～12 月末に実施した市中協議結果のフィードバック文書の公表、及び、新たな基準設定主体（I S S B：International Sustainability Standards Board）のメンバー構成等を含む定款改訂案の市中協議（コメント期間：2021 年 4 月末～7 月 29 日）を開始した（I F R S 財団は 2021 年 11 月に I S S B の設置を公表）。

### 3. その他

2020 年 10 月、当庁は国際資本市場協会（International Capital Market Association：I C M A）が定めるグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則の諮問委員会のメンバーに前年に引き続き選任され、トランジションファイナンス等に関する議論に参加している。

## II 経済協力開発機構（O E C D）

### 1. コーポレート・ガバナンス委員会

#### （1）沿革

O E C D 加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/O E C D コーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016 年 11 月より、同委員会の議長を総合政策局（併任）の神田真人氏（財務省財務官）が務めている。

#### （2）主な議論

O E C D コーポレート・ガバナンス原則（1999 年制定、2004 年、2015 年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、F S B が指定する「健全な金融システムのための主要基準」の 1 つに位置付けられる。

本原則は、O E C D のコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、O E C D 非加盟国の参加も得ながら、2013 年秋より、約 10 年ぶりとなる本原則の改訂作業を開始。作業結果は 2015 年 11 月の G20 サミットに提出され、「G20/O E C D コーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ①機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ②金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

また、本原則の各国における実施状況を評価するための方法(メソドロジー)(2006年策定)も、改訂原則の普及・実施のため、2017年3月に改訂・公表された。

OECDは、2021年6月30日にローマにて開催された事務総長主催のイベントにて、コーポレート・ガバナンス委員会が作成した、コロナ禍が資本市場等にもたらした影響を分析した報告書を公表するとともに、コロナ禍で生じた経済社会・資本市場の変化に企業が対応し、資本市場を活用した長期的価値の最大化の達成を支援することを目指し、同委員会がG20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の見直し作業に着手することを公表した。

## 2. 保険・私的年金委員会(I P P C、Insurance and Private Pensions Committee)

### (1) 沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、当庁の河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

### (2) 主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、デジタル化、サステナブルファイナンス、高齢化、FinTech、人工知能、サイバー保険、規制当局の組織構造、医療・介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はバンコク（2017年9月）、第3回会合（2018年4月）は東京、第4回会合（2019年3月）はミャンマー・ネピドーで開催された。第5回会合（2020年9月）及び第6回会合（2021年6月）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ウェブ形式で開催された。

### Ⅲ 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）

#### 1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立された。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など26カ国のメンバーの他、オブザーバーとして6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟。議長は、Maria Lucia Leitaó氏（葡中央銀行 銀行行為監督局長）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetは、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することを目的としている。

FinCoNetの全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、FinCoNetのメンバー当局のうち、当庁を含む11当局（2021年6月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った6つの常設委員会を設置し、FinCoNetにおける実質的な作業を行っている。

#### 2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、当庁はSC4、SC6のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、 蘭、葡、南 阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「工具箱」を構築し、一般向けに公表した。現在は活動を停止している。
第2常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者 金融のデジタル化	葡（議長）、豪、 伯、加、 中、独、 尼、葡、英	2019年4月より、「貸出適切性評価（creditworthiness）」をテーマとし、不動産担保ローンを含めた消費者金融を対象とした代替データ・ビッグデータを利用した借り手の評価手法について調査・議論している。
第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	伊（議長）、伯、 加、中、 英、南阿、 豪、尼、モ ーリシャ ス	新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル取引が増加していることを背景に2021年から活動を再開した。主に監督上の課題について調査・議論している。
第4常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	加（共同議長）、露 （共同議 長）日、 豪、伯、 独、加、 尼、葡、南 阿、露、モ ーリシャ ス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。マーケットコンダクトの監督を行う当局向けのSupTechツールについて取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。
第5常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	露（共同議長）、加 （共同議 長）、南 阿、葡、 西、豪、 蘭、中	金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。
第6常設委員会（SC6） 顧客本意の金融商品、サー ビス等の提供	豪（議長）、日、 葡、加、 伊、秘、 西、伯、 独、露、仏	金融機関に対して、顧客本意な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について取りまとめた最終報告書を2021年6月に公表した。



## 第20章 当局間の連携・協力等

### 第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

#### 経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
(発効済)	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月

	署名／2016年6月発効
環太平洋パートナーシップ (TPP/TPP11)協定	TPP：2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2016年2月署名 TPP11：2017年11月大筋合意／2018年3月署名／2018年12月発効
EU	2013年4月交渉開始／2017年7月大枠合意／2018年7月署名／2019年2月発効
日米デジタル貿易協定	2019年4月交渉開始／2019年10月署名／2020年1月発効
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意／2019年2月署名／2020年8月発効
英国 （署名済み・未発効）	2020年6月交渉開始／2020年10月署名／2021年1月発効
地域的な包括的経済連携協定（RCEP） （交渉中）	2013年5月交渉開始／2020年11月署名
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（TISA）	2013年6月交渉開始
トルコ （交渉中断）	2014年12月交渉開始
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年3月以降交渉中断

## I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。2010年3月に交渉を開始した。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年2月に署名した。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱した。これを受け米国を除く11か国は、同年11月にベトナム（ダナン）で開催されたTPP閣僚会合において、11か国によるTPP（TPP11）に大筋合意。2018年3月にはチリ（サンティアゴ）にて同協定の署名が行われた。

同協定は、我が国を含む6か国が国内手続を完了したことにより、2018年12月30日に発効した。

2021年6月に開催された第4回TPP委員会において、英国の加入に関する作業部会を設置し、加入手続きを開始することが決定された。

## II 日EU・EPA

TPP/TPP11 同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律している。2013年3月に交渉を開始した。2017年12月に首脳間において交渉妥結を確認、2018年7月に署名された。日本及びEUの双方が国内手続きを完了したことにより、2019年2月1日に発効した。

## III 日米デジタル貿易協定

日米間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを規律している。2019年4月交渉開始、同年10月に署名した。双方が国内手続きを完了したことにより、2020年1月1日に発効した。

## IV. 日英EPA

EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定している。

2020年6月交渉開始、同年10月に署名した。双方が国内手続きを完了したことにより、2021年1月1日に発効した。

## V. 地域的な包括的経済連携協定（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013年5月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ASEAN10ヶ国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド。2020年11月にインドを除く15か国にて署名が完了。2021年4月、日本において、発効に向けた国内手続きが完了した。

## VI. 世界貿易機関（WTO）による貿易政策検討制度（TPRB）審査

WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。2年に1度対日審査が行われてきたが、2017年3月の対面会合後、頻度が3年に1度となり、直近の対日審査は、2020年7月に行われた。

## 第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）

ARFP（Asia Region Funds Passport）は、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を

容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010年以降、ARFPのルールの見直しが行われてきたところ、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOC）に署名を行い、MOCが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017年12月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施に係る協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了した。

2021年6月現在、日本（2017年12月）、タイ（2018年2月）、オーストラリア（2018年9月）、ニュージーランド（2019年7月）及び韓国（2020年12月）の全てのMOC署名国において国内での制度整備を完了し、ARFPの登録申請受付が開始されている。

2016年6月に設置された、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）は、2020事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年4月にビデオ会議形式にて会合を行った。

### 第3節 当局間協議

金融庁は、2020事務年度においては、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。

#### I 米国

金融庁と全米保険監督官協会（NAIC）は、2014年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021年6月4日	ウェブ会議	金融国際審議官	全米保険監督官協会会長
2020年12月11日	ウェブ会議	金融国際審議官	全米保険監督官協会会長

#### II 欧州

欧州委員会（EC）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と金融庁との間で、1985年以来、1～2年に1回程度のペースで日EUハイレベル金融協議を開催した。ホストは通例、日本・EUが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。日EU・EPA発効により、2019年会合から、日EU合同金融規制フォーラムとして開催されている。また、このほかに欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）との間で、監督協力に係る書簡交換を実施した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2020年11月20日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2019年10月11日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

### Ⅲ 日中韓

2005年3月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組みとして、第1回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催した。また、第3回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合を同セミナーに付随する形で開催した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年11月29日	東京	金融国際審議官	中国：銀行保険監督管理委員会国際局長 韓国：金融委員会副委員長
2017年11月30日 ～12月1日	仁川市	金融国際審議官	中国：銀行監督管理委員会副主席 韓国：金融委員会副委員長

### Ⅳ 中国

2018年10月の日中首脳会談での合意に基づき、日中証券市場協力の強化を議論する枠組みとして、2019年より、日中資本市場フォーラムを開催した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021年1月25日	オンライン	長官	証券監督管理委員会副主席
2019年4月22日	上海	長官	証券監督管理委員会副主席

### Ⅴ インド

2014年11月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的に開催する協議として拡充し、2016年1月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関等が参加している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021年4月14日	オンライン	国際総括官	インド財務省副次官
2019年9月26～ 27日	東京	総合政策局参事官	インド財務省経済局長

## VI 台湾

2015年より、銀行・証券・保険監督も含めた幅広いテーマについて意見交換を行うことを目的とし、日本台湾交流協会、台湾日本関係協会、金融庁、台湾金融監督管理委員会間で定期的な協議を実施した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021年1月12日	オンライン	国際総括官	副主任委員
2019年12月11日	台北	総合政策局審議官	副主任委員

## 第4節 金融技術協力

### I 概要

金融庁は、アジア諸国等の新興国の金融当局との間で金融技術協力の枠組みを構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

### II 活動実績

金融庁はこれまでにベトナム、インドネシア、タイ等の7か国15当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組みを構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2020事務年度では、対象国のニーズに応じ、例えば以下のような技術支援を実施した。

- ①ベトナムについては、当局間のハイレベルでの意見交換に加えて、ベトナム証券当局及び証券取引所向けに、株式市場の公平性及び透明性改善に向けたセミナー等を実施した。
- ②インドネシアについては、継続的なハイレベル間の会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。また、財務・金融当局間の協議において、金融分野のデジタル化に関する取組み等について意見交換を実施した。
- ③タイについては、当局間のハイレベルでの意見交換を実施し、相互の規制・施策取組みに関する理解促進や知見共有を図った。また、日タイ金融連携の強化のため、同国最大の商業銀行であるバンコック銀行に当庁職員を引き続き派遣し、研修を通じて現地の金融実務や日系企業の実態・ニーズに対する理解を深めると共に、現地ネットワークの拡大を図った。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」については、2021年2月に保険分、2021年2月から3月にかけて証券分をそれぞれバーチャル形式で実施した。

## 第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）

### I 概要

2014年4月に設置したアジア金融連携センター（AFPAC: Asian Financial Partnership Center）を、2016年4月にグローバル金融連携センター（GLOPAC:

Global Financial Partnership Center) に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。GLOPACでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

## II 活動実績

2014年7月以降、36の国・地域<sup>(※)</sup>の金融当局者を招聘し、計166名の研究員・インターン生がAFPAAC及びGLOPACのプログラムを修了した(2021年6月現在)。

プログラムの内容としては、概ね2～3ヶ月間の期間、研究員を招聘し、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を実施している。その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等の実施に加え、外部関係機関等を訪問し講義を受講する機会も提供している。研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

2020事務年度は、新型コロナウイルスの感染の拡大を受け、対面型研修ではなくバーチャル型研修とし、研究員の関心事項に沿ったプログラムの提供を行った。

また、プログラムを修了した研究員(卒業生)との継続的なネットワーク構築・強化としては、以下の施策を継続的に実施している。

- 当庁職員が外国出張する際、現地の卒業生とフォローアップ面談を実施
  - プログラム修了後の知見の活かし方等を含めた情報・意見交換を、卒業生を現地等に集めて実施するGLOPACアルムナイ・フォーラムを開催
  - 現行プログラムに卒業生を再招聘し、現役生に対する講義や金融庁職員と意見交換を実施
  - 当庁等が主催する国際シンポジウム等に、卒業生をスピーカーとして招聘
- 2020事務年度は、新型コロナウイルスの感染の拡大を受け、バーチャルコミュニケーションツールを活用し、以下の施策を実施した。
- 卒業生の関心の高いテーマについて、金融庁職員が全卒業生を対象に講義を行うバーチャル・フォローアップ特別講義を開催。グループ(期)ごとに卒業生が意見交換等を行うバーチャル・アルムナイ・フォーラムを8回開催
  - 国際機関等が主催するバーチャル国際シンポジウムに、卒業生をスピーカーとして推薦

加えて、GLOPACウェブページを全面改修し、現役研究員や卒業生の紹介や新着情報の発信などによりGLOPACのネットワークを強化するプラットフォームを構築した(2021年4月公開)。

<https://www.fsa.go.jp/en/glopac/index.html>

(※) アルゼンチン、アンゴラ、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズ

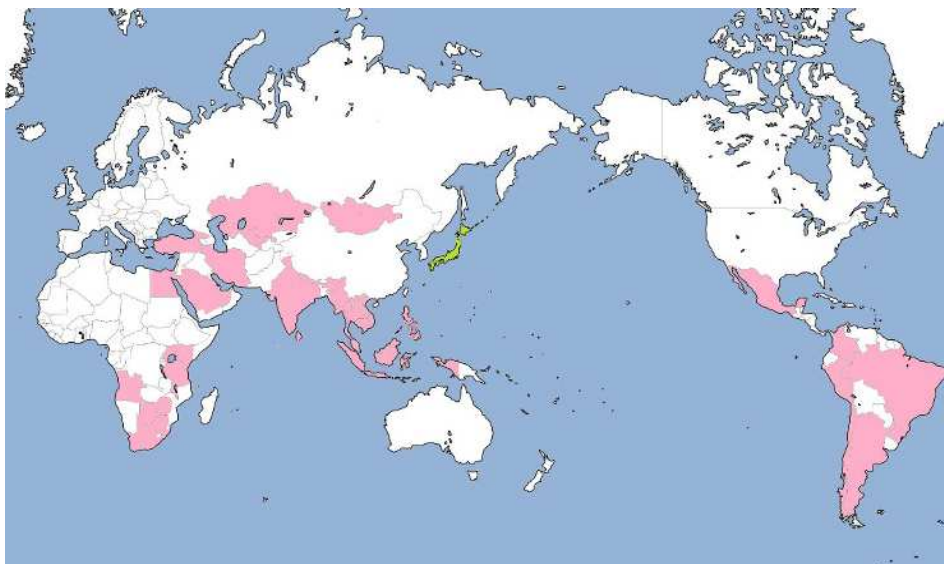


ベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、ケニア、コロンビア、サウジアラビア、ジョージア、ジンバブエ、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モンゴル、ラオス、UAE。

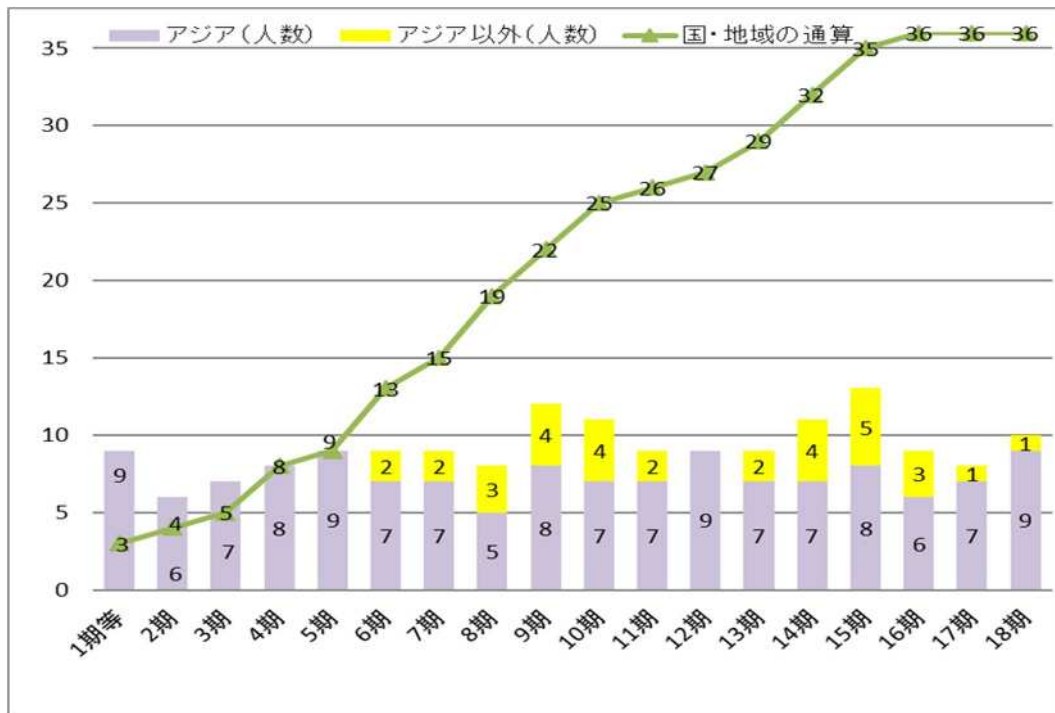
	受入期間	人数	出身国 (人数)
第1期	2014年7月29日 ～11月28日	3	ベトナム (1) モンゴル (2)
第2期	2014年10月21日 ～2015年2月6日	6	タイ (2) ベトナム (1) モンゴル (1) ミャンマー (1) タイ (1)
第3期	2015年3月3日 ～5月29日	7	カンボジア (1) ベトナム (1) ベトナム (2) モンゴル (2) タイ (1)
第4期	2015年7月28日 ～10月9日	8	カンボジア (1) インド (1) ラオス (1) スリランカ (1) タイ (1) ベトナム (1) モンゴル (2)
第5期	2015年10月14日 ～2016年1月15日	6	タイ (2) カンボジア (1) ベトナム各 (1) モンゴル (2)
第6期	2016年2月29日 ～5月31日	9	タイ (2) カンボジア (1) ベトナム (1) モンゴル (2) ドバイ (1) フィリピン (1) マレーシア (1)
第7期	2016年7月26日 ～9月30日	8	イラン (1) カンボジア (1) タイ (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) インド (1) ペルー (1) モンゴル (1)
第8期	2016年10月13日 ～2017年1月13日	6	ベトナム (1) ブラジル (1) メキシコ (1)、インドネシア (2) ミャンマー (1)
第9期	2017年2月22日～ 5月19日	9	インド (1) エジプト (1) カザフスタン (1) カンボジア (1) タイ (1) タンザニア (1) ベトナム (1) ボツワナ (1) ラオス (1)
第10期	2018年7月25日～ 9月29日	11	アルゼンチン (1) イラン (1) インド (1) インドネシア (1) タイ (1) チリ (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) モンゴル (1) ラオス (1) UAE (1)
第11期	2018年10月11日～ 12月20日	8	インドネシア (1) ウズベキスタン (1) タイ (1) トルコ (1) フィリピン (1) ボツワナ (1) ミャンマー (1) モンゴル (1)
第12期	2018年4月4日～6 月22日	9	インド (1) インドネシア (1) カザフスタン (1) カンボジア (1) タイ (1) ネパール (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) モンゴル (1)
第13期	2018年7月24日～ 9月28日	9	アンゴラ (1)、インドネシア (1)、カザフスタン (1)、ジョージア (1)、タイ (1)、フィリピン (1)、ブラジル (1)、ミャンマー (1)、

			モンゴル (1)
第14期	2018年10月16日～ 12月26日	9	アルゼンチン (1)、インドネシア (1)、エジプト (1)、コロンビア (1)、ジンバブエ (1)、ベトナム (1)、ミャンマー (1)、モルディブ (1)、モンゴル (1)
第15期	2019年10月10日～ 12月20日	10	インドネシア (1)、カンボジア (1)、サウジアラビア (1)、タイ (1)、ベトナム (1)、ボツワナ (1)、マラウイ (1)、南アフリカ (1)、ミャンマー (1)、モンゴル (1)、
第16期	2020年2月5日～3 月5日	9	インドネシア (1)、ケニア (1)、タイ (1)、ベトナム (1)、ペルー (1)、南アフリカ (1)、ミャンマー (1)、モンゴル (1)、ラオス (1)
第17期	2020年10月27日～ 2021年1月29日	8	インド (1)、インドネシア (1)、サウジアラビア (1)、タイ (1)、ベトナム (1)、マレーシア (1)、ミャンマー (1)、モンゴル (1)
第18期	2021年2月24日～ 6月4日	10	インド (1)、インドネシア (1)、カンボジア (1)、ケニア (1)、タイ (1)、ネパール (1)、ベトナム (1)、ミャンマー (1)、モンゴル (1)、ラオス (1)
インターン (数週間) 国内大学院に留学中の者		18	インド (1)、ウガンダ (1) ウズベキスタン (1) カンボジア (1) タイ (7) フィリピン (3) ブ ラジル (2) ベトナム (1)、ミャンマー (1)
短期研修 (数日間)		3	ベトナム (3)

### 金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



### 金融連携センターにおける参加者の人数及び出身国・地域の数の推移



## 第21章 その他の課題

### 第1節 誰もが金融サービスを当たり前利用できる状況（金融包摂）

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（G P F I : Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2020年にはG20サウジ議長国の下、「デジタル金融包摂を通じた若者・女性・SMEの金融アクセス向上」をテーマに、主要な調査・研究成果や政策的アプローチを取りまとめたハイレベル・ポリシー・ガイドラインを策定した。また、同じく2020年に付託事項（T o R）及び金融包摂のための行動計画（F I A P : Financial Inclusion Action Plan）が改訂され（F I A Pは3年毎に改訂）、今後3年間における優先課題としてデジタル金融包摂と中小零細企業金融が掲げられた。

### 第2節 英国のEU離脱（B r e x i t）

2020年1月末に英国がEUから離脱し、2020年12月末に移行期間が終了したが、移行期間終了に向け、当庁は、英欧当局と想定される問題等について意見交換を行い、必要な対応を進めた。

具体的な対応の1つとして、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制に関し、本邦規制との同等性を認める他国規制を告示で定めており、欧州経済領域協定（E E A）に規定された国に適用される規則は同告示に含まれていたところ、英国のEU離脱を受け、同国への同等性評価を継続させるため、告示を改正した（2020年12月25日公布、2021年1月1日付で施行）。

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
2021 年 204 国会 (常会)	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずるもの。	R 3. 5. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行等の業務範囲規制等 R 3. 11. 22</li> <li>・ 資金交付制度等 R 3. 7. 21</li> </ul> (その他一部の規定は、公布後 1 年以内施行予定。)

この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2020 事務年度）

**主要行等向けの総合的な監督指針**

公表日	改正・策定内容
2020年10月7日 (2020年10月7日適用)	休眠預金等活用法に基づく預金保険機構の検査との連携に係る改正
2020年12月23日 (2020年12月23日適用)	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正
2021年2月3日 (2021年3月1日適用)	「会社法の一部を改正する法律」等の施行等に係る改正
2021年2月26日 (2021年2月26日適用)	銀行口座から資金移動業者アカウントへの不正出金事案に係る改正
2021年3月31日 (2021年9月30日適用)	流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正
2021年6月11日 (2021年6月11日適用)	立入検査の基本的手続の一部改正
2021年6月30日 (2021年6月30日適用)	民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2020年8月7日 (2020年8月14日適用)	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う改正
2020年10月7日 (2020年10月7日適用)	休眠預金等活用法に基づく預金保険機構の検査との連携に係る改正
2020年11月27日 (2020年11月27日適用)	「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則」の制定に伴う改正
2020年12月23日 (2020年12月23日適用)	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正
2021年2月3日 (2021年3月1日適用)	「会社法の一部を改正する法律」等の施行等に係る改正
2021年2月26日 (2021年2月26日適用)	銀行口座から資金移動業者アカウントへの不正出金事案に係る改正
2021年3月31日 (2021年9月30日適用)	流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正
2021年4月30日 (2021年4月30日適用)	地域金融機関の営業現場の業務における新型コロナウイルス感染症の影響による新たな日常への適応と生産性向上等を進める観点からの改正
2021年6月11日 (2021年6月11日適用)	立入検査の基本的手続の一部改正
2021年6月30日 (2021年6月30日適用)	民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正

**保険会社向けの総合的な監督指針**

公表日	改正・策定内容
2020年9月30日 (2020年9月30日適用)	保険会社における「その他の付随業務」への人材紹介業務の追加に係る改正
2020年12月18日 (2020年12月18日適用)	グループベースでの経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に係る改正
2020年12月23日 (2020年12月23日適用)	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正
2021年1月15日 (2021年1月15日適用)	特定保険契約における適合性原則に係る改正
2021年1月21日 (2021年1月21日適用)	顧客に交付すべき書面の電磁的方法による提供に係る改正
2021年2月3日 (2021年3月1日適用)	「会社法の一部を改正する法律」等の施行等に係る改正
2021年6月30日 (2021年6月30日より適用)	民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正
2021年6月30日 (2021年10月1日より適用)	標準責任準備金制度の対象契約の範囲の見直しに係る改正



**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針**

公表日	改正・策定内容
2020年12月23日 (2020年12月23日適用)	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正
2021年1月15日 (2021年1月15日適用)	適合性の原則に係る改正
2021年3月31日 (2021年9月30日適用)	流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正
2021年6月30日 (2021年6月30日適用)	民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正

**貸金業者向けの総合的な監督指針**

公表日	改正・策定内容
2020年12月23日 (2020年12月23日適用)	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正
2021年6月30日 (2021年6月30日適用)	民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

公表日	改正・策定内容
2020年8月19日 (2020年8月19日適用)	不動産特定共同事業における許可基準及び登録の拒否事由に関する改正 (不動産特定共同事業関係)
2020年12月23日 (2020年12月23日適用)	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正(特定金融会社等関係、特定目的会社、特定目的信託(SPC、SPT)関係、暗号資産交換業関係、資金移動業者関係、前払式支払い手段発行者関係)
2021年2月26日 (2021年2月26日適用)	銀行口座と連携する決済サービスを通じた不正出金事案を踏まえた改正 (資金移動業者関係、前払式支払手段発行者関係)
2021年3月15日 (2021年3月31日適用)	特例事業に係る届出及び不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付に関する改正(不動産特定共同事業関係)
2021年3月19日 (2021年5月1日適用)	「令和2年資金決済法改正」に伴う改正(資金移動業者関係、前払式支払手段発行者関係)
2021年4月30日 (2021年5月1日適用)	「令和2年資金決済法改正」に伴う一部改正(前払式支払手段発行者関係)
2021年6月30日 (2021年6月30日適用)	民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正 (前払式支払手段発行者関係、資金移動業者関係、暗号資産交換業者関係、貸金業関係、特定目的会社、特定目的信託(SPC、SPT)関係、特定金融会社等関係、金融会社関係一般的事項、電子債権記録機関関係、指定信用情報機関関係、登録講習機関関係、確定拠出年金運営管理機構関係)

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2020年8月7日 (2020年8月7日適用)	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う改正
2020年10月7日 (2020年10月7日適用)	休眠預金等活用法に基づく預金保険機構の検査との連携に係る改正
2020年10月7日 (2020年10月7日適用)	取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正
2020年12月25日 (2020年12月25日適用)	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正
2021年2月5日 (2021年2月5日適用)	金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化に係る改正
2021年2月26日 (2021年2月26日適用)	銀行口座から資金移動業者アカウントへの不正出金事案に係る改正
2021年3月31日 (2021年9月30日適用)	流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正

**漁協系統信用事業における総合的な監督指針**

公表日	改正・策定内容
2020年8月7日 (2020年8月7日適用)	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う改正
2020年10月7日 (2020年10月7日適用)	休眠預金等活用法に基づく預金保険機構の検査との連携に係る改正
2020年10月7日 (2020年10月7日適用)	取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正
2020年12月25日 (2020年12月25日適用)	国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正
2021年2月5日 (2021年2月5日適用)	金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化に係る改正
2021年2月26日 (2021年2月26日適用)	銀行口座から資金移動業者アカウントへの不正出金事案に係る改正

## 金融庁の所在地等

2021年6月30日現在

### 金融庁

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 03-3506-6000 (代表)

### 証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 03-3506-6000 (代表)

### 公認会計士・監査審査会

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 03-3506-6000 (代表)



(地下鉄)

- ・ 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩5分
- ・ 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩5分
- ・ 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩5分

<http://www.fsa.go.jp/>  
Financial Services Agency